

令和三年版

# 再犯防止推進白書



法務省







令和三年版  
再犯防止推進白書

法務省

本書は再生紙を使用しております。

## 再犯防止推進白書の刊行に当たって



法務大臣

# 古川 禎久

ポストコロナの時代を見据え、誰もが互いに尊重し合い、助け合っていくことのできる「共生」社会の実現に向けた取組を進めていかなければなりません。一度罪を犯した人が再び罪を犯すことのないようにするという再犯防止の考え方は、困難な課題を解決するための様々な指導や支援を通じて、罪を犯した人であっても地域社会の中で孤立させず、その一員として受け入れるというものであり、まさに多様性と包摂性のある「共生」社会を実現する上で重要なものです。

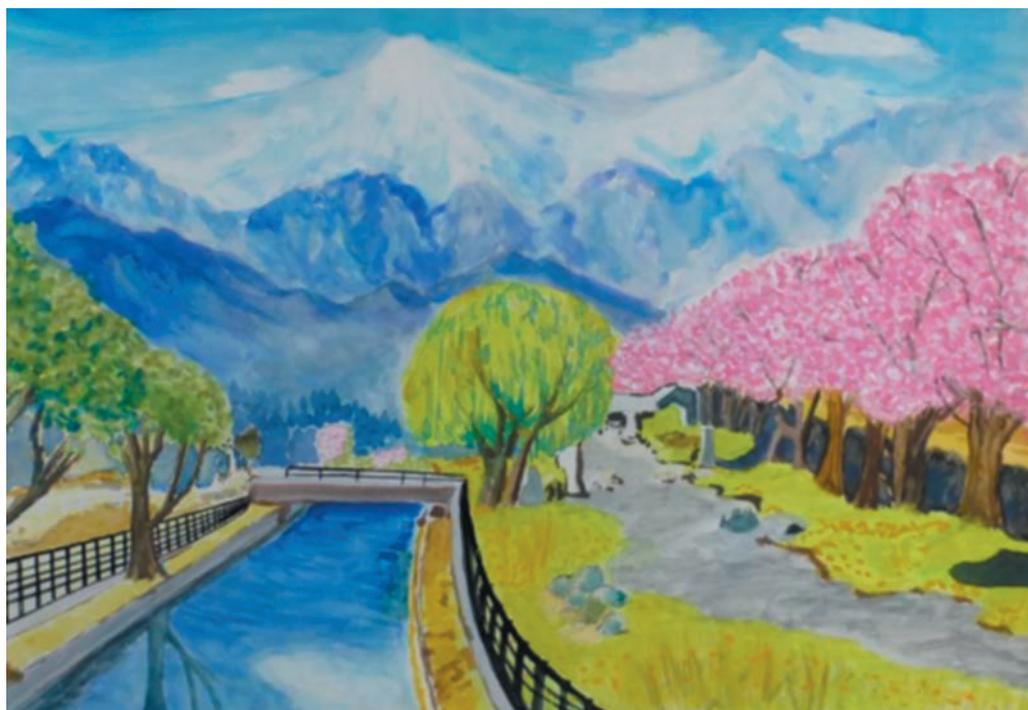
政府においては、2003年（平成15年）に第1回の犯罪対策閣僚会議を開催して以降、再犯防止のための様々な取組を実施してきました。とりわけ、2016年（平成28年）における再犯の防止等の推進に関する法律の制定を受けて、2017年（平成29年）には「再犯防止推進計画」を策定し、国を挙げて各種取組を推進してきました。これらの取組の成果は着実に現れており、2021年（令和3年）には、「再犯防止に向けた総合対策」（2012年（平成24年）犯罪対策閣僚会議決定）において設定された「出所受刑者の2年以内再入率を16%以下にする」という数値目標を達成するに至りました。

一方で、出所受刑者の2年以内再入率を対象者別に着目すると、満期釈放者の再入率が仮釈放者のそれよりも2倍以上高いなど、満期釈放者の再犯対策を含め、依然として取り組むべき課題があります。2021年は再犯の防止等の推進に関する法律の施行後5年であり、2022年度（令和4年度）は「再犯防止推進計画」の計画期間の最終年度となるなど、政府として再犯防止対策の節目の時期を迎えます。今後は、これまでの取組の成果を検証しつつも、更に取り組むべき課題を整理し、その取組をより一層充実させる所存です。特に、刑事司法手続終了後も国・地方・民間が一体となった“息の長い”支援を行うため、地方公共団体や民間協力者の方々等とも連携しながら、政府一丸となって各種施策を推進していきます。

今回で4回目の刊行となる本白書は、より多くの国民の皆様が再犯防止の取組に関心を持っていただけるよう、政府が講じた取組だけでなく、コロナ禍でも工夫して再犯防止に取り組む民間協力者の方々様を伝えています。また、特集では、様々な課題を抱えている満期釈放者の再犯防止のための取組のほか、犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の会議として2021年3月に開催された「京都 कांग्रेस」の様子を紹介しています。

本白書の発刊が、国民の皆様が再犯防止への御理解を深めていただく一助となるとともに、全ての人々が互いに尊重し合い、助け合う「共生」社会の実現に向け、罪を犯した人の立ち直りに向けた支援の輪が広がる契機となることを期待しております。

○表紙の絵画作品について



「春の訪れ」盛岡少年院（岩手県盛岡市所在）

この作品は、盛岡少年院の在院者が制作したものです。

盛岡少年院から、自然豊かな東北の四季に合わせて表情を変える岩手山が望めます。この絵画は、その岩手山の冬景色を見た在院者が、心待ちにしている春の訪れや自身の故郷に想いを馳せながら制作したものです。

少年院では、絵画を始めとする美術作品等の創作活動を通して、情操を育むための働き掛けを積極的に行っています。

各ページ下部の  について

“幸福（しあわせ）の黄色い羽根” というシンボルマークです。

犯罪のない幸福で明るい社会を願うとの意味が込められています。

更生保護のシンボルマークであるひまわりの黄色と、刑期を終え出所した男性をあたたかく迎える夫婦愛を描いた映画「幸福（しあわせ）の黄色いハンカチ」（1977年（昭和52年）、山田洋次監督）から着想を得て、“社会を明るくする運動”への賛同を示す身近な協力のしるしとして、2008年（平成20年）に生まれました。

# 令和3年版再犯防止推進白書

を手にとってくださった皆さまへ

再犯防止推進白書をご覧いただき、ありがとうございます。

法務省では、次年度以降の白書を更に良いものにするため、白書に関するご意見やご感想を募集しております。

## メール

専用メールアドレスを設け、白書に関するご意見・ご感想を募集しております。

専用メールアドレス：

[saihanboushi-wp@i.moj.go.jp](mailto:saihanboushi-wp@i.moj.go.jp)

QRコードを読み取るだけでアドレスが自動入力されます。



専用メールアドレスのQRコード

## Twitter

法務省公式Twitterでは、白書に関するご意見・ご感想などについてアンケートを実施しています。

このほか、再犯防止に関するイベントや取組に関する情報を発信しています。



法務省公式TwitterのQRコード

「誰一人取り残さない社会」の実現に向けて、  
皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。



犯罪に

戻らない 戻さない

立ち直りを支える地域の力

No one will be left behind



# 目次

## 特集1 満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて

|            |  |    |
|------------|--|----|
| <b>第1節</b> | <b>満期釈放者の現状</b> .....                            | 2  |
| <b>1</b>   | <b>満期釈放者の再犯状況</b> .....                          | 3  |
| (1)        | 満期釈放者の2年以内再入者数及び2年以内再入率.....                     | 3  |
| (2)        | 再入受刑者の再犯期間.....                                  | 5  |
| <b>2</b>   | <b>満期釈放となる背景</b> .....                           | 6  |
| (1)        | 満期釈放者における仮釈放の申出の有無.....                          | 6  |
| (2)        | 仮釈放の申出がなされなかった理由.....                            | 7  |
| (3)        | 満期釈放者の帰住先.....                                   | 7  |
| (4)        | 満期釈放者の懲罰回数.....                                  | 8  |
| <b>3</b>   | <b>満期釈放者対策の充実強化に向けた特別調査</b> .....                | 8  |
| (1)        | 2020年5月から12月までの間に更生緊急保護を申し出た者.....               | 9  |
| (2)        | 更生緊急保護において実施した支援の内容.....                         | 9  |
| (3)        | 満期釈放者・更生緊急保護申出者における精神・身体上の配慮の必要の有無.....          | 10 |
| <b>第2節</b> | <b>満期釈放者対策の充実強化</b> .....                        | 10 |
| <b>1</b>   | <b>刑事施設における満期釈放者対策</b> .....                     | 11 |
| (1)        | 釈放時保護.....                                       | 11 |
| (2)        | 社会福祉士等による支援.....                                 | 11 |
| (3)        | 社会復帰支援指導プログラム.....                               | 12 |
| (4)        | 調査専門官と処遇部門の連携.....                               | 13 |
| <b>2</b>   | <b>保護観察所における満期釈放者対策</b> .....                    | 14 |
| (1)        | 更生緊急保護による支援.....                                 | 14 |
| (2)        | 住居確保のための支援.....                                  | 15 |
| <b>3</b>   | <b>警察における暴力団員の社会復帰対策</b> .....                   | 17 |
| <b>第3節</b> | <b>地方公共団体や民間協力者による取組</b> .....                   | 17 |
| <b>1</b>   | <b>岩手県における満期釈放予定者の社会復帰支援</b> .....               | 17 |
| <b>2</b>   | <b>千葉県における「犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制」の整備</b> ..... | 18 |
| <b>3</b>   | <b>福井県更生保護センターにおける取組</b> .....                   | 19 |
| <b>4</b>   | <b>社会福祉法人白鳩会花の木農場における農福連携の取組</b> .....           | 21 |
| <b>第4節</b> | <b>おわりに</b> .....                                | 22 |

## 特集2 京都コンGRES

|            |                            |    |
|------------|----------------------------|----|
| <b>第1節</b> | <b>京都コンGRES開催の意義</b> ..... | 24 |
|------------|----------------------------|----|

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| ① 京都宣言の内容と意義について            | 25 |
| (1) 京都宣言の全体像                | 25 |
| (2) 京都宣言における「再犯防止」          | 25 |
| ② 京都 kongress・ユースフォーラム      | 26 |
| (1) 京都 kongress・ユースフォーラムの概要 | 26 |
| (2) ユースフォーラムの内容と意義          | 27 |

## 第2節 京都 kongressにおける再犯防止 29

|   |    |
|---|----|
| ① ワークショップ「再犯防止：リスクの特定とその解決策<br>(Reducing reoffending: identifying risks and developing solutions)」について                                | 30 |
| (1) ワークショップ「再犯防止：リスクの特定とその解決策」の内容   | 30 |
| (2) ワークショップにおいて特に重要視されたポイント   | 31 |
| (3) ワークショップの成果を踏まえた今後の展望  | 31 |
| ② サイドイベント「世界保護司会議 (World Congress for Community<br>Volunteers Supporting Offender Reintegration)」                                     | 32 |
| (1) 世界保護司会議の開催意義及び内容  | 32 |
| (2) 世界保護司会議の成果及び今後の展望   | 33 |
| ③ サイドイベント「女性犯罪者の再犯防止と社会復帰<br>(Rehabilitation and Social Reintegration of Women Prisoners and Offenders)」                              | 34 |
| (1) 本サイドイベントの背景   | 35 |
| (2) 本サイドイベントの内容   | 35 |
| (3) 今後の展望   | 35 |
| ④ サイドイベント「法務省政策提案ワークショップ<br>(Ministry of Justice Policy Proposal Workshop)」   | 35 |
| (1) 本サイドイベントの背景   | 36 |
| (2) 本サイドイベントの内容   | 36 |
| (3) 成果と今後の展望  | 37 |
| ⑤ サイドイベント「再犯防止分野におけるSIBの課題と可能性<br>(Challenges and Potential of Social Impact Bond for the Prevention of<br>Recidivism (Reoffending))」 | 38 |
| (1) 再犯防止分野におけるSIBの活用  | 38 |
| (2) 本サイドイベントの内容   | 38 |
| (3) 今後の課題と可能性   | 39 |

## 第3節 京都 kongressの成果と今後の展望 40

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| ① 京都 kongressの成果展開 (レガシー) における3つの取組 | 40 |
| ② 再犯防止分野における今後の展望                   | 42 |

# 第1章 再犯防止をめぐる近年の動向

## 第1節 再犯防止に向けた政府の取組 46

## 第2節 再犯の防止等に関する施策の成果指標 47

- ① 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率【指標番号1】 47
- ② 新受刑者中の再入者数及び再入者率【指標番号2】 48
- ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率【指標番号3】 49
- ④ 主な罪名（覚醒剤取締法違反、性犯罪（強姦・強制わいせつ）、傷害・暴行、窃盗）・特性（高齢（65歳以上）、女性、少年）別2年以内再入率【指標番号4】 51

## 第3節 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標 53

- ① 就労・住居の確保等関係 53
  - (1) 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合【指標番号5】 53
  - (2) 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数【指標番号6】 54
  - (3) 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合【指標番号7】 55
  - (4) 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合【指標番号8】 56
  - (5) 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数【指標番号9】 57
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係 58
  - (1) 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数【指標番号10】 58
  - (2) 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合【指標番号11】 59
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等関係 59
  - (1) 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率【指標番号12】 59
  - (2) 上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合【指標番号13】 60
  - (3) 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率【指標番号14】 60
- ④ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係 61
  - (1) 保護司数及び保護司充足率【指標番号15】 61
  - (2) “社会を明るくする運動” 行事参加人数【指標番号16】 62
- ⑤ 地方公共団体との連携強化等関係 62
  - (1) 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合【指標番号17】 62

## COLUMN 1 矯正施設における新型コロナウイルス感染症への対応 63

## 第2章

# 就労・住居の確保等のための取組

### 第1節

## 就労の確保等

66

- ① 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得 ..... 66
  - (1) 職業適性等の把握【施策番号1】 ..... 66
  - (2) 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた指導・支援【施策番号2】 ..... 66
  - (3) 矯正施設における職業訓練等の充実【施策番号3】 ..... 70
  - (4) 資格制限等の見直し【施策番号4】 ..... 70
- ② 就職に向けた相談・支援等の充実 ..... 71
  - (1) 刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実【施策番号5】 ..... 71
  - (2) 非行少年に対する就労支援【施策番号6】 ..... 75
- ③ 新たな協力雇用主の開拓・確保 ..... 75
  - (1) 企業等に対する働き掛けの強化【施策番号7】 ..... 75
  - (2) 各種事業者団体に対する広報・啓発【施策番号8】 ..... 78
  - (3) 多様な業種の協力雇用主の確保【施策番号9】 ..... 78
- ④ 協力雇用主の活動に対する支援の充実 ..... 78
  - (1) 協力雇用主等に対する情報提供【施策番号10】 ..... 78
  - (2) 協力雇用主の不安・負担の軽減【施策番号11】 ..... 78
  - (3) 住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援【施策番号12】 ..... 80
  - (4) 協力雇用主に関する情報の適切な共有【施策番号13】 ..... 81
- ⑤ 犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等 ..... 81
  - (1) 国による雇用等【施策番号14】 ..... 81
  - (2) 協力雇用主の受注の機会の増大【施策番号15】 ..... 81
  - (3) 補助金の活用【施策番号16】 ..... 82
  - (4) 協力雇用主に対する栄典【施策番号17】 ..... 82
- ⑥ 就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実 ..... 83
  - (1) 就労した者の離職の防止【施策番号18】 ..... 83
  - (2) 雇用した協力雇用主に対する継続的支援【施策番号19】 ..... 83
  - (3) 離職した者の再就職支援【施策番号20】 ..... 84
- ⑦ 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保 ..... 84
  - (1) 受刑者等の特性に応じた刑務作業等の充実【施策番号21】 ..... 84

COL  
UMN

2

広島大学と連携したコグトレによる就労移行準備指導の取組

85

- (2) 障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用【施策番号22】 ..... 86
- (3) ソーシャルビジネスとの連携【施策番号23】 ..... 89

### 第2節

## 住居の確保等

90

- ① 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実 ..... 90
  - (1) 帰住先確保に向けた迅速な調整【施策番号24】 ..... 90
  - (2) 受刑者等の親族等に対する支援【施策番号25】 ..... 90

|          |                               |    |
|----------|-------------------------------|----|
| <b>2</b> | 更生保護施設等の一時的な居場所の充実            | 91 |
| (1)      | 更生保護施設における受入れ・処遇機能の充実【施策番号26】 | 91 |
| (2)      | 更生保護施設における処遇の基準等の見直し【施策番号27】  | 91 |
| (3)      | 自立準備ホームの確保と活用【施策番号28】         | 92 |
| <b>3</b> | 地域社会における定住先の確保                | 93 |
| (1)      | 住居の確保を困難にしている要因の調査等【施策番号29】   | 93 |
| (2)      | 住居の提供者に対する継続的支援の実施【施策番号30】    | 93 |
| (3)      | 公営住宅への入居における特別な配慮【施策番号31】     | 93 |
| (4)      | 賃貸住宅の供給の促進【施策番号32】            | 93 |
| (5)      | 満期出所者に対する支援情報の提供等の充実【施策番号33】  | 94 |

## 第3章 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

### 第1節 高齢者又は障害のある者等への支援等 96

|          |   |     |
|----------|---|-----|
| <b>1</b> | 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実                      | 96  |
| (1)      | 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化【施策番号34】            | 96  |
| (2)      | 高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導【施策番号35】           | 96  |
| (3)      | 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等【施策番号36】 | 98  |
| (4)      | 更生保護施設における支援の充実【施策番号37】                     | 99  |
| (5)      | 刑事司法関係機関の職員に対する研修の実施【施策番号38】                | 99  |
| <b>2</b> | 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化            | 100 |
| (1)      | 地域福祉計画・地域医療計画における位置付け【施策番号39】               | 100 |
| (2)      | 社会福祉施設等の協力の促進【施策番号40】                       | 101 |
| (3)      | 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化【施策番号41】            | 102 |
| <b>3</b> | 高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施                   | 102 |
| (1)      | 刑事司法関係機関の体制整備【施策番号42】                       | 102 |
| (2)      | 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討【施策番号43】    | 102 |

|            |          |  |     |
|------------|----------|--|-----|
| <b>COL</b> | <b>3</b> | 地域共生社会の実現に向けて<br>～山形市社会福祉協議会における入口支援のアドバイザー業務～ | 103 |
| <b>UMN</b> |          |  |     |

### 第2節 薬物依存を有する者への支援等 105

|          |                             |     |
|----------|-----------------------------|-----|
| <b>1</b> | 刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等     | 105 |
| (1)      | 再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施【施策番号44】 | 105 |

|            |          |              |     |
|------------|----------|--------------|-----|
| <b>COL</b> | <b>4</b> | 藤岡ダルクでの新しい取組 | 109 |
| <b>UMN</b> |          |              |     |

|     |                                  |     |
|-----|----------------------------------|-----|
| (2) | 矯正施設・保護観察所における薬物指導等体制の整備【施策番号45】 | 110 |
| (3) | 更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実【施策番号46】     | 111 |
| (4) | 薬物事犯者の再犯防止対策の在り方の検討【施策番号47】      | 111 |

|  |     |
|--|-----|
| <b>② 治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実</b> ……………    | 113 |
| (1) 薬物依存症治療の専門医療機関の拡大【施策番号48】……………       | 113 |
| (2) 薬物依存症に関する相談支援窓口の充実【施策番号49】……………      | 114 |
| (3) 自助グループを含めた民間団体の活動の促進【施策番号50】……………    | 114 |
| (4) 薬物依存症者の親族等の知識等の向上【施策番号51】……………       | 115 |
| (5) 薬物依存症対策関係機関の連携強化【施策番号52】……………        | 116 |
| (6) 薬物依存症治療の充実に資する診療報酬の検討【施策番号53】……………   | 119 |
| <b>③ 薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成</b> ……………     | 119 |
| (1) 薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成【施策番号54】…………… | 119 |
| (2) 薬物依存症に関する知見を有する福祉専門職の育成【施策番号55】…………… | 120 |
| (3) 薬物依存症に関する知見を有する心理専門職の育成【施策番号56】…………… | 120 |
| (4) 薬物依存症に関する知見を有する支援者の育成【施策番号57】……………   | 120 |

## 第4章 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

### 第1節 学校等と連携した修学支援の実施等…………… 122

|  |     |
|--|-----|
| <b>① 児童生徒の非行の未然防止等</b> ……………                     | 122 |
| (1) 学校における適切な指導等の実施【施策番号58】……………                 | 122 |
| (2) 地域における非行の未然防止等のための支援【施策番号59】……………            | 125 |
| (3) 警察における非行少年に対する支援【施策番号60】……………                | 128 |
| <b>② 非行等による学校教育の中断の防止等</b> ……………                 | 129 |
| (1) 学校等と保護観察所が連携した支援等【施策番号61】……………               | 129 |
| (2) 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実【施策番号62】…………… | 130 |
| (3) 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実【施策番号63】……………    | 131 |

### COL 5 英城農芸学院における発達に課題を抱える者への修学支援の取組…………… 131

|   |     |
|---|-----|
| <b>③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援</b> ……………     | 132 |
| (1) 矯正施設からの進学・復学の支援【施策番号64】……………        | 132 |
| (2) 高等学校中退者等に対する地域社会における支援【施策番号65】…………… | 133 |

## 第5章 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

### 第1節 特性に応じた効果的な指導の実施等…………… 136

|   |     |
|---|-----|
| <b>① 適切なアセスメントの実施</b> ……………               | 136 |
| (1) 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化【施策番号66】……………  | 136 |
| (2) 関係機関等が保有する処遇に資する情報の適切な活用【施策番号67】…………… | 139 |
| <b>② 性犯罪者・性非行少年に対する指導等</b> ……………          | 140 |
| (1) 性犯罪者等に対する専門的処遇【施策番号68】……………           | 140 |
| (2) 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止【施策番号69】……………  | 142 |

|   |     |
|---|-----|
| ③ ストーカー加害者に対する指導等                                   | 142 |
| (1) 被害者への接触防止のための措置【施策番号70】                         | 142 |
| (2) ストーカー加害者に対するカウンセリング等【施策番号71】                    | 143 |
| (3) ストーカー加害者に対する指導等に係る調査研究【施策番号72】                  | 143 |
| ④ 暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等                           | 143 |
| (1) 暴力団からの離脱に向けた指導等【施策番号73】                         | 143 |
| (2) 暴力団員の社会復帰対策の推進【施策番号74】                          | 145 |
| ⑤ 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等                             | 145 |
| (1) 刑事司法関係機関における指導体制の充実【施策番号75】                     | 145 |
| (2) 関係機関と連携したきめ細かな支援等【施策番号76】                       | 146 |
| (3) 少年鑑別所における観護処遇の充実【施策番号77】                        | 146 |
| (4) 非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進【施策番号78】                | 146 |
| (5) 保護者との関係を踏まえた指導等の充実【施策番号79】                      | 147 |
| (6) 非行少年を含む犯罪者に対する処遇を充実させるための刑事法の整備等【施策番号80】        | 149 |
| ⑥ 女性の抱える問題に応じた指導等【施策番号81】                           | 149 |
| ⑦ 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等【施策番号82】                  | 150 |
| ⑧ その他の効果的な指導等の実施に向けた取組の充実                           | 151 |
| (1) 各種指導プログラムの充実【施策番号83】                            | 151 |
| <b>COL UMN 6 「生きがいをもった生き直し」から再犯防止へ</b>              | 158 |
| (2) 社会貢献活動等の充実【施策番号84】                              | 159 |
| (3) 関係機関や地域の社会資源の一層の活用【施策番号85】                      | 160 |
| ⑨ 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等【施策番号86】                        | 161 |
| <b>COL UMN 7 「被害者の視点を取り入れた教育」の一環としての「生命のメッセージ展」</b> | 163 |
| ⑩ 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究【施策番号87】     | 164 |

## 第6章 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

### 第1節 民間協力者の活動の促進等 168

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| ① 民間ボランティアの確保                       | 168 |
| (1) 民間ボランティアの活動に関する広報の充実【施策番号88】    | 168 |
| (2) 更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供【施策番号89】 | 168 |
| (3) 保護司候補者検討協議会の効果的な実施等【施策番号90】     | 168 |
| ② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実              | 170 |
| (1) 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実【施策番号91】 | 170 |
| (2) 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号92】  | 170 |
| (3) 更生保護サポートセンターの設置の推進【施策番号93】      | 172 |

|                              |          |                  |     |
|------------------------------|----------|------------------|-----|
| <b>C O L</b><br><b>U M N</b> | <b>8</b> | 再犯防止を支える民間協力者の方々 | 173 |
|------------------------------|----------|------------------|-----|

- 3** 更生保護施設による再犯防止活動の促進等 181
  - (1) 更生保護施設の地域拠点機能の強化【施策番号94】 181
  - (2) 更生保護事業の在り方の見直し【施策番号95】 182
- 4** 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進 183
  - (1) 再犯防止活動への民間資金の活用を検討【施策番号96】 183

|                              |          |                                 |     |
|------------------------------|----------|---------------------------------|-----|
| <b>C O L</b><br><b>U M N</b> | <b>9</b> | 立ち直れる。その思いをツナグ<br>～立ち直り応援基金の創設～ | 185 |
|------------------------------|----------|---------------------------------|-----|

- (2) 社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究【施策番号97】 186
- 5** 民間協力者との連携の強化 187
  - (1) 適切な役割分担による効果的な連携体制の構築【施策番号98】 187
  - (2) 犯罪をした者等に関する情報提供【施策番号99】 188
  - (3) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号100】 188

## 第2節 広報・啓発活動の推進等 189

- 1** 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進 189
  - (1) 啓発事業等の実施【施策番号101】 189

|                              |           |  |     |
|------------------------------|-----------|--|-----|
| <b>C O L</b><br><b>U M N</b> | <b>10</b> | 第71回“社会を明るくする運動”が推進する<br>「生きづらさを包み込むコミュニティづくり」 | 190 |
|------------------------------|-----------|--|-----|

- (2) 法教育の充実【施策番号102】 191
- 2** 民間協力者に対する表彰【施策番号103】 195

|                              |           |  |     |
|------------------------------|-----------|--|-----|
| <b>C O L</b><br><b>U M N</b> | <b>11</b> | 鳥根あさひパピープロジェクトの活動に国から<br>「安全安心なまちづくり」の表彰 | 196 |
|------------------------------|-----------|--|-----|

# 第7章 地方公共団体との連携強化等のための取組

## 第1節 地方公共団体との連携強化等 200

- 1** 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援 200
  - (1) 再犯防止担当部署の明確化【施策番号104】 200
  - (2) 地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援【施策番号105】 200
  - (3) 地域のネットワークにおける取組の支援【施策番号106】 209
  - (4) 資金調達手段の検討の促進【施策番号107】 209
- 2** 地方再犯防止推進計画の策定等の促進【施策番号108】 210
- 3** 地方公共団体との連携の強化 211
  - (1) 犯罪をした者等の支援等に必要情報の提供【施策番号109】 211
  - (2) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号110】 212
  - (3) 国・地方協働による施策の推進【施策番号111】 212

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (4) 国の施策に対する理解・協力の促進【施策番号112】 | 212 |
|-------------------------------|-----|

|  |     |
|--|-----|
| <b>C O L U M N</b> 12 横浜刑務所と連携した病院へのアイソレーションガウン寄附の取組 | 214 |
|--|-----|

## 第8章 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 第1節 関係機関の人的・物的体制の整備等 | 216 |
|----------------------|-----|

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| ① 関係機関における人的体制の整備【施策番号113】    | 216 |
| ② 関係機関の職員等に対する研修の充実等【施策番号114】 | 216 |
| ③ 矯正施設の環境整備【施策番号115】          | 216 |

### 再犯防止等施策に関する基礎資料

|   |    |
|---|----|
| 1. 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）                            | 2  |
| 2. 再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）                                | 8  |
| 3. 再犯防止推進計画等検討会関係資料   | 37 |
| 4. 再犯防止推進計画加速化プラン<br>～満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて～         | 39 |
| 5. 再犯防止等施策関係予算（令和2年度、令和3年度）                                 | 44 |
| 6. 政府・地方公共団体の再犯防止等施策担当窓口一覧                                  | 54 |
| 7. 再犯防止に向けた総合対策   | 56 |
| 8. 宣言：犯罪に戻らない・戻さない<br>～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～                  | 68 |
| 9. 薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策<br>～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～ | 75 |
| 10. 成人による刑事事件の流れ  | 80 |
| 11. 非行少年に関する手続の流れ   | 82 |

# 図表目次

## 特集1

### 満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて

|         |                                   |    |
|---------|-----------------------------------|----|
| 表1      | 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率の推移（出所事由別） | 3  |
| 図1      | 出所受刑者の2年以内再入者数の推移（満期釈放者）          | 3  |
| 図2      | 出所受刑者の2年以内再入率の推移（出所事由別）           | 4  |
| 図3 (1)  | 出所受刑者の10年以内再入率（出所事由別）             | 5  |
| 図3 (2)  | 再入受刑者の再犯期間の構成比（出所事由別）             | 5  |
| 図4      | 満期釈放者における仮釈放の申出の有無の構成比            | 6  |
| 図5      | 仮釈放の申出がなされなかった理由の構成比              | 7  |
| 図6      | 満期釈放者の帰住先の構成比                     | 7  |
| 図7      | 満期釈放者の懲罰回数                        | 8  |
| 図8      | 更生緊急保護を申し出た者の構成比                  | 9  |
| 図9      | 満期釈放者に対して実施した更生緊急保護の措置の内容（複数回答可）  | 9  |
| 図10 (1) | 満期釈放者における精神・身体上の配慮の必要がある者の割合      | 10 |
| 図10 (2) | 更生緊急保護申出者における精神・身体上の配慮の必要がある者の割合  | 10 |
| 特1-1    | 保護観察官と岡山県地域生活定着支援センター職員との協議の様子    | 15 |
| 特1-2    | 矯正施設における活動状況                      | 17 |
| 特1-3    | 具体的な支援の流れ                         | 18 |
| 特1-4    | 福井社会復帰支援ネットワーク協議会組織図              | 20 |
| 特1-5    | 福井県更生保護センター 広報用チラシ                | 21 |
| 特1-6    | 花の木農場の風景                          | 21 |
| 特1-7    | 農作業の様子                            | 22 |

## 特集2

### 京都コンGRESS

|       |                             |    |
|-------|-----------------------------|----|
| 特2-1  | 京都コンGRESSの開会式の様子            | 25 |
| 特2-2  | 京都コンGRESS・ユースフォーラムの開会式の様子   | 27 |
| 特2-3  | 議論の様子①                      | 28 |
| 特2-4  | 議論の様子②                      | 28 |
| 特2-5  | ワークショップの壇上の様子               | 30 |
| 特2-6  | 分科会1（オンライン参加のパネリスト）         | 30 |
| 特2-7  | 分科会3（対面参加による法務省保護局長発表）      | 31 |
| 特2-8  | 世界保護司会議（パネルディスカッション）        | 32 |
| 特2-9  | 安藤良子氏                       | 34 |
| 特2-10 | 本サイドイベントの様子                 | 35 |
| 特2-11 | 学生グループによる発表                 | 36 |
| 特2-12 | ゲストスピーカーによるコメント             | 36 |
| 特2-13 | 法務省矯正局長による総括                | 37 |
| 特2-14 | 早稲田大学大学院・吉川 優太郎さんによる発表      | 37 |
| 特2-15 | サイドイベントの様子①                 | 39 |
| 特2-16 | サイドイベントの様子②                 | 39 |
| 特2-17 | 京都コンGRESSの成果展開（レガシー）の取組の概要  | 40 |
| 特2-18 | 国連犯罪防止刑事司法委員会におけるサイドイベントの様子 | 42 |
| 特2-19 | 再犯防止国連準則の策定フロー              | 43 |

## 第1章

# 再犯防止をめぐる近年の動向

|           |  |    |
|-----------|--|----|
| 指標番号1     | 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率   | 47 |
| 指標番号2     | 新受刑者中の再入者数及び再入者率   | 48 |
| 指標番号3     | 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率  | 49 |
| 指標番号3-1   | 出所後の2年以内再入者数の推移  | 49 |
| 指標番号3-2-1 | 出所受刑者の2年以内再入率の推移   | 50 |
| 指標番号3-2-2 | 出所受刑者の2年以内再入率の推移（出所事由別）  | 50 |
| 指標番号4     | 主な罪名（覚醒剤取締法違反、性犯罪（強制性交等・強姦・強制わいせつ）、<br>傷害・暴行、窃盗）・特性（高齢（65歳以上）、女性、少年）別2年以内再入率 | 51 |
| 指標番号4-1   | 2年以内再入率（罪名別）の推移  | 51 |
| 指標番号4-2   | 2年以内再入率（特性別）の推移  | 51 |
| 指標番号4-3   | 少年院出院者の2年以内再入院率の推移   | 52 |
| 指標番号5     | 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合  | 53 |
| 指標番号6     | 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている<br>刑務所出所者等数                            | 54 |
| 指標番号7     | 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合   | 55 |
| 指標番号8     | 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合   | 56 |
| 指標番号9     | 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数   | 57 |
| 指標番号10    | 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数   | 58 |
| 指標番号11    | 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数<br>及びその割合                              | 59 |
| 指標番号12    | 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、<br>出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率    | 59 |
| 指標番号13    | 上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者<br>又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合    | 60 |
| 指標番号14    | 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率  | 60 |
| 指標番号15    | 保護司数及び保護司充足率   | 61 |
| 指標番号16    | “社会を明るくする運動”行事参加人数   | 62 |
| 指標番号17    | 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合  | 62 |

## 第2章

# 就労・住居の確保等のための取組

|         |                         |    |
|---------|-------------------------|----|
| 資2-2-1  | 刑事施設入所から出所までの矯正指導の流れ    | 67 |
| 資2-2-2  | 就労支援指導の概要               | 68 |
| 資2-2-3  | 少年院における職業指導の概要          | 69 |
| 資2-5-1  | 刑務所出所者等総合的就労支援対策の概要     | 72 |
| 資2-5-2  | コレワークのポスター              | 72 |
| 資2-5-3  | 矯正就労支援情報センター室（コレワーク）の概要 | 73 |
| 資2-5-4  | 更生保護就労支援事業の概要           | 74 |
| 写真2-5-1 | 就労支援説明会の様子              | 74 |
| 写真2-6-1 | 就労支援の様子                 | 75 |
| 写真2-7-1 | 雇用支援セミナーの様子             | 75 |
| 資2-7-1  | 協力雇用主募集のパンフレット          | 77 |
| 資2-11-1 | 身元保証制度の概要               | 79 |
| 資2-11-2 | 刑務所出所者等就労奨励金制度の概要       | 80 |

|         |                           |    |
|---------|---------------------------|----|
| 資2-13-1 | 協力雇用主ポスター                 | 81 |
| 資2-15-1 | 地方公共団体における協力雇用主支援等の取組について | 82 |
| 資2-22-1 | 就労支援制度の紹介のリーフレット          | 87 |
| 資2-22-2 | 就労系障害福祉サービスの概要            | 88 |
| 資2-22-3 | 就労準備支援事業の概要               | 88 |
| 資2-22-4 | 就労訓練事業の概要                 | 89 |
| 資2-28-1 | 緊急的住居確保・自立支援対策の概要         | 92 |

### 第3章

## 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

|         |   |     |
|---------|---|-----|
| 資3-34-1 | 刑事施設・少年院における社会福祉士、精神保健福祉士及び福祉専門官の配置施設数の推移 | 96  |
| 資3-35-1 | 社会復帰支援指導プログラムの概要                          | 97  |
| 資3-36-1 | 特別調整の概要                                   | 98  |
| 資3-37-1 | 更生保護施設における特別処遇の概要                         | 99  |
| 資3-39-1 | 地域福祉計画の概要                                 | 100 |
| 資3-39-2 | 医療計画の概要                                   | 101 |
| 資3-43-1 | 被疑者等支援業務について                              | 103 |
| 資3-44-1 | 刑の一部の執行猶予制度                               | 105 |
| 資3-44-2 | 薬物依存離脱指導の概要(1)                            | 106 |
| 資3-44-2 | 薬物依存離脱指導の概要(2)                            | 107 |
| 資3-44-3 | 薬物再乱用防止プログラムの概要                           | 108 |
| 資3-45-1 | 薬物処遇ユニットの概要                               | 111 |
| 資3-47-1 | 札幌刑務支所「女子依存症回復支援センター」                     | 112 |
| 資3-47-2 | 冊子「覚せい剤事犯者の理解とサポート2018」                   | 113 |
| 資3-48-1 | 依存症対策の概要                                  | 114 |
| 資3-51-1 | 薬物再乱用防止啓発冊子                               | 115 |
| 資3-51-2 | 依存症の理解を深めるための普及啓発リーフレット                   | 116 |
| 資3-52-1 | 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」の概要                       | 117 |
| 資3-52-2 | 再乱用防止のためのパンフレット                           | 118 |
| 資3-52-3 | 薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインの概要        | 118 |
| 資3-52-4 | ガイドラインを踏まえた薬物依存者に対する支援等の流れ                | 119 |

### 第4章

## 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

|          |                                     |     |
|----------|-------------------------------------|-----|
| 資4-58-1  | 薬物乱用防止教室の開催状況                       | 123 |
| 資4-58-2  | 薬物乱用防止パンフレット                        | 124 |
| 資4-59-1  | 「子ども・若者支援地域協議会」・「子ども・若者総合相談センター」の概要 | 125 |
| 資4-59-2  | 地域学校協働活動の概要                         | 127 |
| 資4-59-3  | 子どもの学習・生活支援事業の概要                    | 128 |
| 写真4-60-1 | 修学支援の様子                             | 128 |
| 資4-60-1  | 非行少年を生まない社会づくりの概要                   | 129 |
| 資4-61-1  | 就学支援の充実に向けた文部科学省との連携状況について          | 130 |
| 資4-64-1  | 修学支援ハンドブック                          | 133 |
| 資4-65-1  | 学びを通じたステップアップ支援促進事業等の概要             | 134 |

## 第5章

### 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

|          |   |     |
|----------|---|-----|
| 資5-66-1  | 受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の概要                 | 137 |
| 資5-66-2  | 法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）の概要                   | 138 |
| 資5-66-3  | CFP：Case Formulation in Probation/Paroleの概要 | 139 |
| 資5-68-1  | 性犯罪再犯防止指導の概要                                | 141 |
| 資5-68-2  | 性犯罪者処遇プログラムの概要                              | 142 |
| 資5-73-1  | 暴力団離脱指導の概要                                  | 144 |
| 資5-73-2  | 離脱者数の推移（概数）                                 | 145 |
| 資5-75-1  | 少年院における処遇の概要                                | 145 |
| 資5-78-1  | 少年の立ち直り・健全育成を支援する大学生ボランティアの活動の概要            | 147 |
| 資5-79-1  | 少年院における「保護者ハンドブック」                          | 148 |
| 資5-79-2  | 保護観察所における「保護者のためのハンドブック」                    | 148 |
| 資5-81-1  | 女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラムの概要                  | 150 |
| 資5-82-1  | 発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドラインの概要         | 151 |
| 資5-83-1  | 刑事施設におけるアルコール依存回復プログラムの概要                   | 153 |
| 資5-83-2  | 刑事施設における暴力防止プログラムの概要                        | 154 |
| 資5-83-3  | 刑事施設における特別改善指導の受講開始人員                       | 155 |
| 資5-83-4  | 保護観察所における暴力防止プログラムの概要                       | 155 |
| 資5-83-5  | 保護観察所における飲酒運転防止プログラムの概要                     | 156 |
| 資5-83-6  | 保護観察所における暴力防止プログラム（児童虐待防止版）の概要              | 156 |
| 資5-83-7  | 保護観察所における専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員               | 157 |
| 資5-83-8  | 保護観察所における類型別処遇の概要                           | 157 |
| 写真5-84-1 | 少年院における社会貢献活動の様子                            | 159 |
| 資5-84-1  | 保護観察所における社会貢献活動の概要                          | 160 |
| 資5-86-1  | 刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育の概要                   | 162 |
| 資5-86-2  | 保護観察所におけるしよく罪指導プログラムの概要                     | 163 |

## 第6章

### 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

|           |                                   |     |
|-----------|-----------------------------------|-----|
| 資6-90-1   | 保護司の安定的確保に関する基本的指針（改訂版）の概要        | 169 |
| 資6-90-2   | 「保護司の安定的な確保」のためのマニュアルの概要          | 170 |
| 資6-92-1   | 沼田町就業支援センターの概要                    | 171 |
| 資6-93-1   | 更生保護サポートセンターの概要                   | 172 |
| 資6-94-1   | 更生保護施設におけるフォローアップ事業の概要            | 182 |
| 資6-96-1   | 再犯防止分野におけるSIB事業について               | 184 |
| 資6-96-2   | 更生保護関係団体のためのクラウドファンディング実践マニュアルの概要 | 184 |
| 資6-97-1   | 成果連動型民間委託契約方式アクションプランの概要          | 187 |
| 写真6-101-1 | オンラインによる広報・啓発イベントの様子              | 189 |
| 資6-101-1  | 第70回“社会を明るくする運動”ポスター              | 189 |
| 資6-102-1  | 成年年齢引下げに向けた高校生向けリーフレット（抜粋）        | 193 |
| 資6-102-2  | 法教育に関するリーフレット                     | 194 |
| 写真6-103-1 | 令和2年安全安心なまちづくり関係功労者表彰式の様子         | 195 |
| 資6-103-1  | 令和2年安全安心なまちづくり関係功労者表彰の受賞団体及び活動概要  | 195 |

## 第7章

## 地方公共団体との連携強化等のための取組

|           |                                 |     |
|-----------|---------------------------------|-----|
| 資7-105-1  | 地域再犯防止推進モデル事業の概要                | 200 |
| 資7-105-2  | 地域再犯防止推進モデル事業における取組状況等          | 204 |
| 資7-107-1  | 成果連動型民間委託契約方式推進交付金等について         | 210 |
| 資7-108-1  | 「地方再犯防止推進計画策定の手引き」について          | 211 |
| 写真7-110-1 | 都道府県再犯防止等推進会議の様子（2019年度（令和元年度）） | 212 |



特集 1

令和3年版  
再犯防止推進白書

# 満期釈放者対策を始めとした “息の長い”支援の充実に向けて

- 第1節 満期釈放者の現状
- 第2節 満期釈放者対策の充実強化
- 第3節 地方公共団体や民間協力者による取組
- 第4節 おわりに



紫陽花

# 特集 1

## 満期釈放者対策を始めとした “息の長い”支援の充実に向けて

刑事施設で刑期を終えて出所する満期釈放者が、出所後2年以内に再び刑事施設に入所する率（2年以内再入率）は2019年（令和元年）出所受刑者において23.3%となっており、刑期終了前に社会に戻る仮釈放者の10.2%と比較して2倍以上高くなっていることから、刑務所出所者等の再犯防止施策の中でも、満期釈放者対策は取り分け重要な課題の一つとなっている。

満期釈放者は、社会内で保護観察を受ける仮釈放者と比べて、本人の特性などの内的要因と出所後の生活環境などの外的要因の双方において、より多くの課題を抱えている上、仮釈放に伴う保護観察を受けることがないため、再犯防止に必要な国からの指導や支援を受ける機会が乏しい。そのため、満期釈放者は、刑事施設出所後、本人が抱える課題を解決できないまま社会から孤立化し、再び犯罪に至るといった悪循環に陥りやすいと考えられる。

そうした実情を踏まえ、政府は、2019年12月、犯罪対策閣僚会議において「再犯防止推進計画加速化プラン～満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて～」（以下、本特集において「加速化プラン」という。）を決定し、国、地方公共団体及び民間協力者の連携強化の推進を図り、刑事司法手続終了後も含めた“息の長い”支援の実現を目指している。

本特集では、「満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて」と題し、第1節において、満期釈放者の再犯状況や満期釈放となる背景等の満期釈放者に関する現状をデータを用いて示した上で、第2節及び第3節において、加速化プランで決定した取組を始めとした、国、地方公共団体及び民間協力者等が実施する満期釈放者対策に係る取組を紹介する。

### 第1節 満期釈放者の現状

本節では、満期釈放者<sup>※1</sup>の再犯状況や満期釈放となる背景等を示すとともに、「満期釈放者対策の充実強化に向けた特別調査」（以下「特別調査」という。）の結果の一部を紹介する。これらは、満期釈放者の再犯防止のために必要な支援内容を示唆するものと言える。

※1 本節において、別に付記しない場合には、「満期釈放」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいい、「満期釈放者」は、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了により刑事施設を出所した者をいう。

# 1 満期釈放者の再犯状況

## (1) 満期釈放者の2年以内再入者数及び2年以内再入率

表1 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率の推移（出所事由別）

（平成15年～令和元年）

| 年次<br>(出所年) | 出所受刑者数 | 2年以内<br>再入者数 | 2年以内再入率 |        | 2年以内再入率<br>(出所者全体) |        |
|-------------|--------|--------------|---------|--------|--------------------|--------|
|             |        |              | うち満期釈放者 | うち仮釈放者 | うち満期釈放者            | うち仮釈放者 |
| 平成15年       | 28,170 | 5,835        | 3,903   | 1,932  | 20.7               | 31.5   |
| 16          | 29,526 | 6,236        | 4,155   | 2,081  | 21.1               | 32.4   |
| 17          | 30,025 | 6,519        | 4,434   | 2,085  | 21.7               | 32.6   |
| 18          | 30,584 | 6,380        | 4,536   | 1,844  | 20.9               | 31.3   |
| 19          | 31,297 | 6,409        | 4,661   | 1,748  | 20.5               | 30.1   |
| 20          | 31,632 | 6,372        | 4,687   | 1,685  | 20.1               | 29.7   |
| 21          | 30,178 | 6,044        | 4,424   | 1,620  | 20.0               | 28.9   |
| 22          | 29,446 | 5,649        | 4,140   | 1,509  | 19.2               | 27.6   |
| 23          | 28,558 | 5,533        | 3,944   | 1,589  | 19.4               | 28.3   |
| 24          | 27,463 | 5,100        | 3,487   | 1,613  | 18.6               | 27.3   |
| 25          | 26,510 | 4,804        | 3,173   | 1,631  | 18.1               | 26.7   |
| 26          | 24,651 | 4,569        | 2,928   | 1,641  | 18.5               | 27.3   |
| 27          | 23,523 | 4,225        | 2,709   | 1,516  | 18.0               | 27.2   |
| 28          | 22,909 | 3,971        | 2,470   | 1,501  | 17.3               | 25.6   |
| 29          | 21,998 | 3,712        | 2,348   | 1,364  | 16.9               | 25.4   |
| 30          | 21,032 | 3,396        | 2,114   | 1,282  | 16.1               | 24.2   |
| 令和元年        | 19,953 | 3,125        | 1,936   | 1,189  | 15.7               | 23.3   |

- 注 1 法務省調査による。  
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。  
 3 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員をいう。

図1 出所受刑者の2年以内再入者数の推移（満期釈放者）

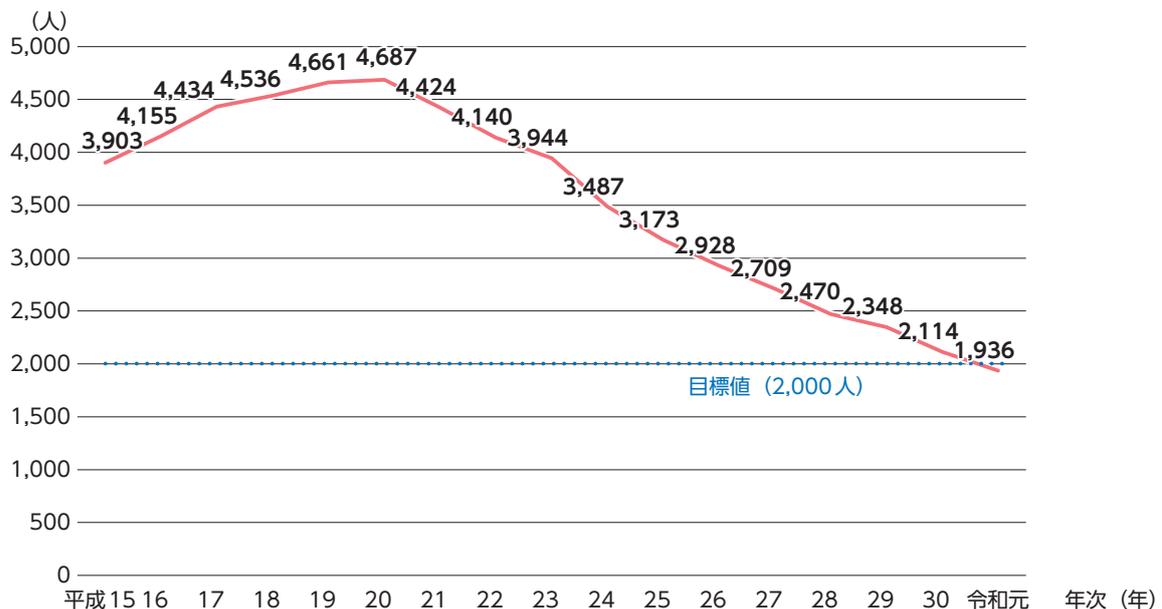
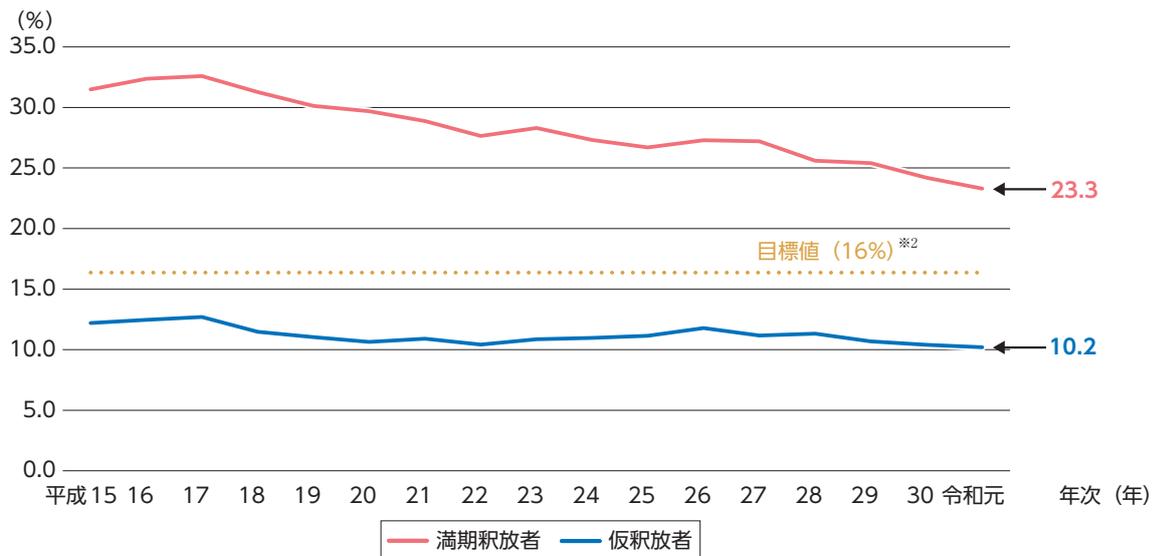


図2 出所受刑者の2年以内再入率の推移（出所事由別）



満期釈放者の再入者数については、加速化プランにおいて、2022年（令和4年）までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少させ、2,000人以下とするという数値目標を設定している。2019年（令和元年）の満期釈放者の再入者数は1,936人であり、全体的な出所受刑者の減少もあり、前記数値目標を達成している。

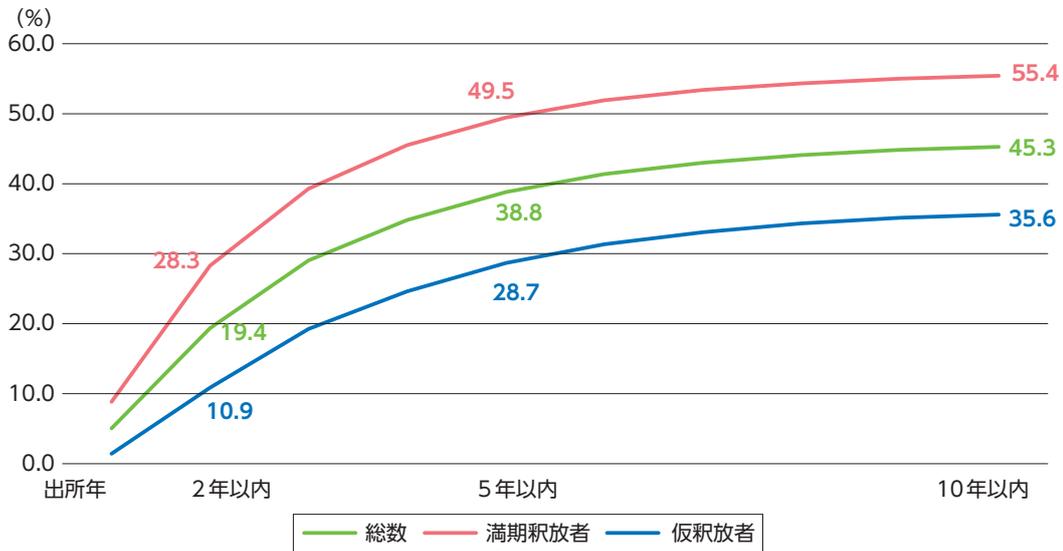
一方、出所受刑者の2年以内再入率については、2019年の満期釈放者では23.3%となっており、同年の仮釈放受刑者（10.2%）と比較すると、依然として2倍以上高い。

※2 「再犯防止に向けた総合対策」（2012年（平成24年）7月20日犯罪対策閣僚会議決定）における出所受刑者の2年以内再入率の目標値であり、2019年出所者では15.7%となっている（【指標番号3】参照）。

(2) 再入受刑者の再犯期間

図3 (1) 出所受刑者の10年以内再入率（出所事由別）

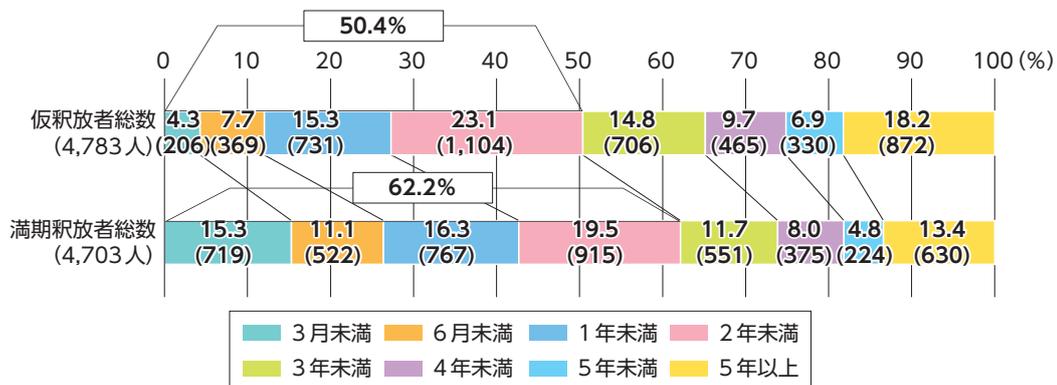
(平成23年出所受刑者)



- 注 1 法務省調査による。  
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。  
 なお、「満期釈放者」は、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了となった者を含まない。  
 3 「再入率」は、平成23年の出所受刑者の人員に占める、出所年から令和2年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

図3 (2) 再入受刑者の再犯期間の構成比（出所事由別）

(令和2年再入受刑者)



- 注 1 矯正統計年報による。  
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。  
 3 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。  
 4 構成比、比率等は、それぞれ四捨五入しているため、構成比の和が100.0にならない場合がある。

図3 (1) のとおり、2011年（平成23年）の出所受刑者について、10年以内の再入率を見ると、満期釈放者<sup>※3</sup>の10年以内再入率は55.4%と、過半数の者が10年以内に再入所しているところ、その約9割は5年以内に再入所している。また、仮釈放者についても、10年以内再入率は35.6%であり、その約8割は5年以内に再入所している。

また、図3 (2) のとおり、満期釈放者は、仮釈放者と比較して、より短期間で再犯に至った者の

※3 一部執行猶予者の実刑部分の刑期終了となった者を含まない。

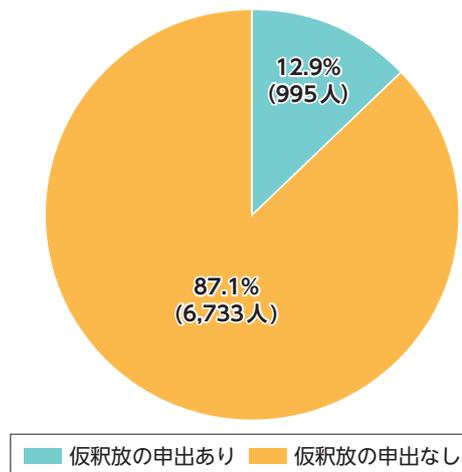
比率が高い。2020年（令和2年）の再入受刑者のうち、出所から3月未満で再犯に至った満期釈放者は15.3%となっており、仮釈放者（4.3%）と比べて高い値となっている。同様に、出所から2年未満で再犯に至った満期釈放者は62.2%となっており、仮釈放者（50.4%）と比べて高い値となっている。

## ② 満期釈放となる背景

### (1) 満期釈放者における仮釈放の申出の有無

図4 満期釈放者における仮釈放の申出の有無の構成比

（令和2年満期釈放者）

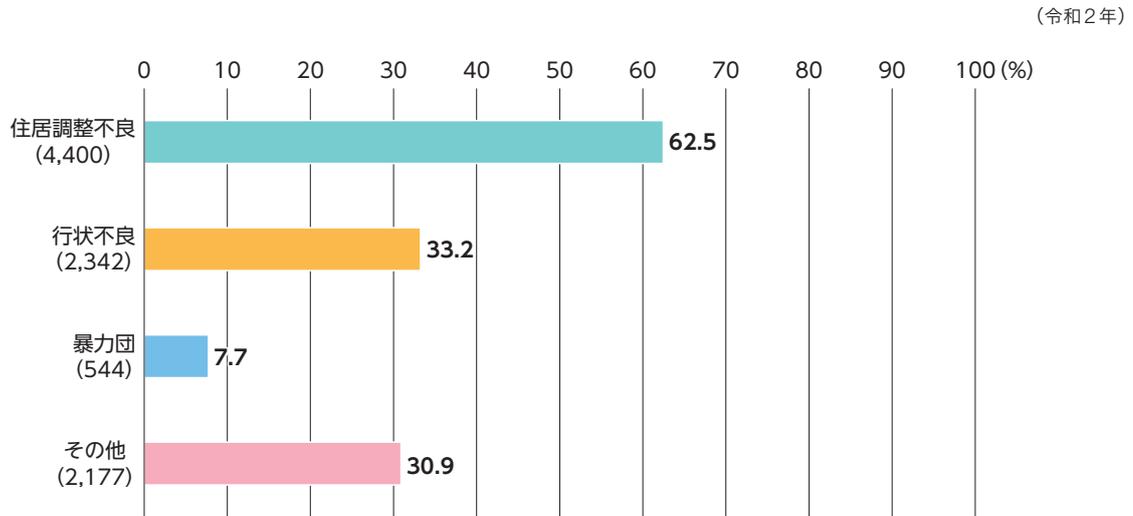


注 矯正統計年報による。

仮釈放が認められるためには、原則として、刑事施設の長から地方更生保護委員会に対して仮釈放の申出がなされ（更生保護法第34条第1項）、同委員会により仮釈放を許す処分がなされる必要がある（同法第39条1項）。しかし、2020年の満期釈放者のうち87.1%の者については、刑事施設の長による仮釈放の申出がなされていない。

(2) 仮釈放の申出がなされなかった理由

図5 仮釈放の申出がなされなかった理由の構成比

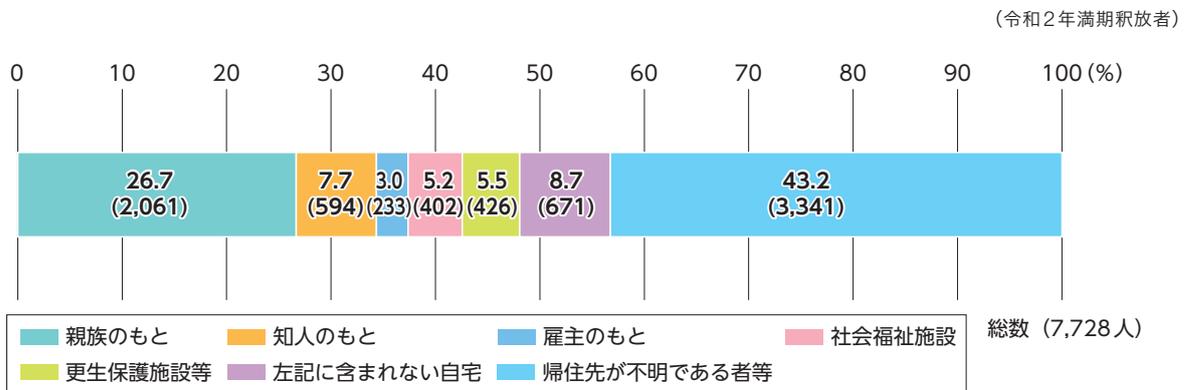


注 1 法務省矯正局の調査による。  
2 複数の項目に該当する場合には、該当する全ての項目において計上している。

刑事施設では、仮釈放の基準<sup>※4</sup>や各刑事施設が定める仮釈放の申出に関する運用方針に基づき、審査を行って、同申出をするか否かを判断しているところ、2020年に、刑事施設において審査を行った者（1万8,987人）のうち、37.1%（7,044人）については結論として同申出を行わないこととされた。また、同申出をしないこととした理由（複数回答可）の内訳について見ると、62.5%（4,400人）が帰住予定地が定まっていないなどの住居調整不良、33.2%（2,342人）が懲罰を繰り返すなどの行状不良、7.7%（544人）が暴力団離脱意志なしとなっており、これらの事由が、仮釈放の申出がなされず、ひいては仮釈放されない背景にあるものと言える。

(3) 満期釈放者の帰住先

図6 満期釈放者の帰住先の構成比



注 矯正統計年報による。

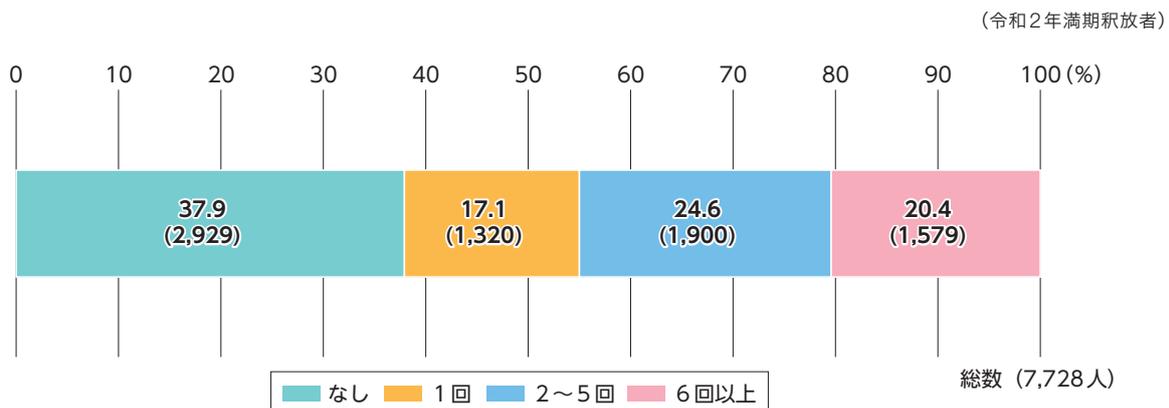
※4 仮釈放許可の基準（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成20年法務省令第28号）第28条）  
①悔悟の情及び改善更生の意欲があるかどうか、②再び犯罪をするおそれがないかどうか、③保護観察に付することが改善更生のために相当であるかどうかを順に判断し、それらの基準を満たした者について、④社会の感情が仮釈放を許すことを是認するかどうかを最終的に確認して判断される。

仮釈放の申出がなされなかった理由のうち「住居調整不良」に関連する指標として、満期釈放者の全体における出所時の帰住先を見ると、「帰住先が不明である者等」すなわち、帰住先を調整して特定の帰住先を把握することができなかつた者（暴力団関係者の下への帰住や出入国在留管理庁への身柄引渡し等も含む）の比率は43.2%であった。

#### (4) 満期釈放者の懲罰回数

図7

満期釈放者の懲罰回数



注 法務省調査による。

仮釈放の申出がなされなかった理由のうち「行状不良」に関連する指標として、満期釈放者の全体における懲罰回数を見ると、刑事施設への入所から出所までの間、1回の懲罰を受けた者の比率は17.1%であり、2～5回の懲罰を受けた者の比率は24.6%であり、6回以上の懲罰を受けた者の比率は、20.4%であった。

### 3 満期釈放者対策の充実強化に向けた特別調査

法務省において、満期釈放者の刑事施設在所中の帰住先確保の状況や福祉的支援・就労支援などの社会復帰に向けた支援の実施状況のほか、保護観察所における更生緊急保護の措置状況を調査し、その結果を満期釈放者対策の充実強化に活用するため、2020年（令和2年）に特別調査を実施した。対象者は、「2020年5月及び6月に刑事施設から満期釈放された者<sup>※5</sup>」1,289人であり、刑事施設及び保護観察所において、対象者に関する資料の精査や対象者に対する聞き取りなどの方法によって実施した。

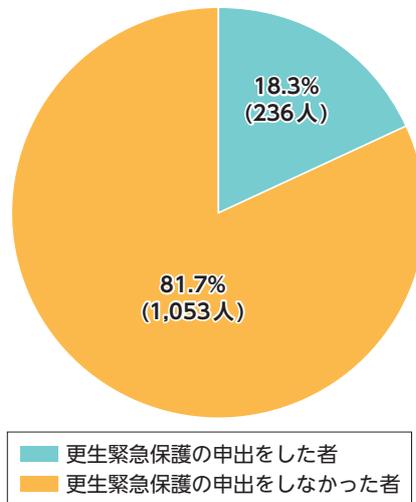
本項では、特別調査の結果を一部紹介することにより、満期釈放者が必要とする支援やその支援の実情等を示すこととしたい。

※5 刑事施設から満期釈放された者

出所事由が満期釈放である出所受刑者に加えて、出所事由が刑の一部執行猶予の実刑部分の刑期終了である出所受刑者（保護観察付き一部執行猶予の実刑部分の刑期終了を除く）を含む。

## (1) 2020年5月から12月までの間に更生緊急保護を申し出た者

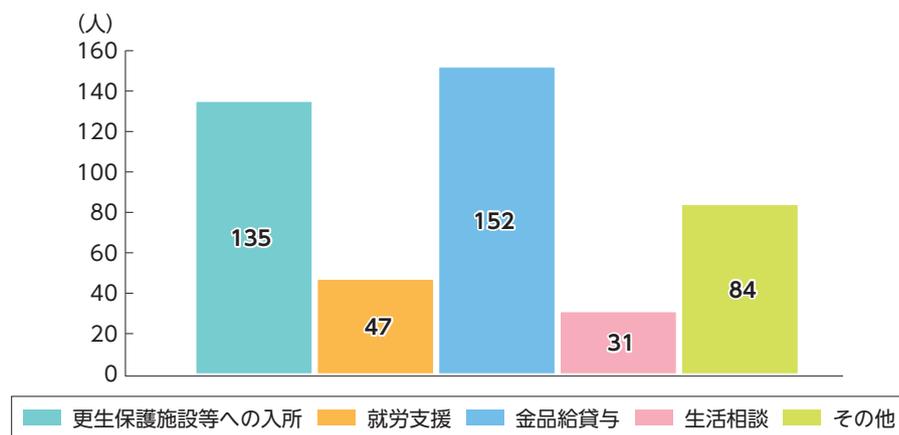
図8 更生緊急保護を申し出た者の構成比



特別調査の対象となった満期釈放者（以下、本項において「満期釈放者」という。）のうち、2020年5月から12月までの間に、更生緊急保護<sup>※6</sup>を申し出た者は、18.3%（236人）であり、満期釈放者の多くは保護観察所に対して出所後に具体的な支援を申し出していないという現状にある。

## (2) 更生緊急保護において実施した支援の内容

図9 満期釈放者に対して実施した更生緊急保護の措置の内容（複数回答可）



満期釈放者のうち、2020年5月から12月までの間に、更生緊急保護を申し出た者236人に対して保護観察所が行った具体的な支援の内容は、旅費や食事の給与などの金品給貸与が延べ152人、更生保護施設等への入所が延べ135人、ハローワークへの連絡などの就労支援が延べ47人、生活保護等の申請窓口への連絡・相談などの生活相談が延べ31人であった。

※6 更生緊急保護  
【施策番号26】参照。

## (3) 満期釈放者・更生緊急保護申出者における精神・身体上の配慮の必要の有無

図10 (1) 満期釈放者における精神・身体上の配慮の必要がある者の割合

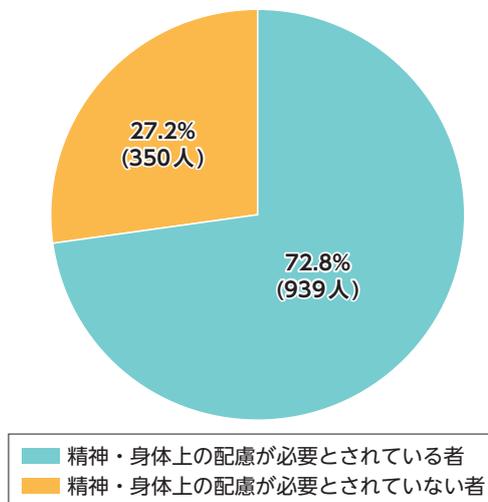
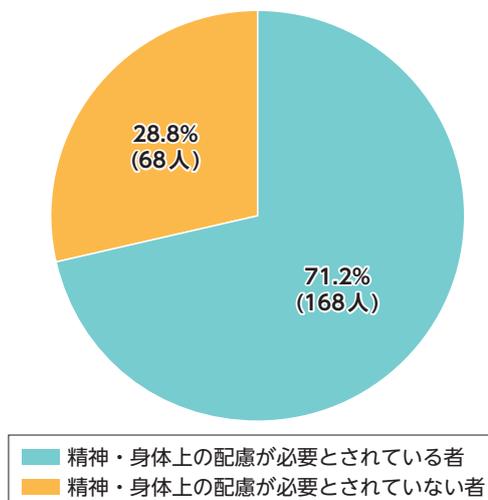


図10 (2) 更生緊急保護申出者における精神・身体上の配慮の必要がある者の割合



満期釈放者のうち、精神・身体上の配慮が必要とされた者<sup>※7</sup>は72.8%であり、更生緊急保護申出者のうち、精神・身体上の配慮が必要とされた者は71.2%であった。

## 第2節 満期釈放者対策の充実強化

加速化プランでは、満期釈放者対策の充実強化として、生活環境の調整の充実強化や仮釈放の積極

※7 精神・身体上の配慮が必要とされた者

刑事施設において、次の①ないし④のいずれかの処遇指標に付された者を計上している。

①M（精神上の疾病又は障害のため、医療刑務所に収容される者）

②m（精神医療上の配慮が必要な者）

③P（身体上の疾病又は障害のため、医療刑務所に収容される者）

④p（身体医療上の配慮が必要な者）

的な運用などの具体的な取組を進めることとされているところ、2020年度（令和2年度）には、法務省において「満期釈放者対策ガイドライン」（以下、本特集において「ガイドライン」という。）を定め、刑事施設入所時から釈放後の更生緊急保護の実施までの取組における一連の手続を効果的に進めていくための指針を示している。

ガイドラインのうち、刑事施設に関する内容としては、生活環境の調整・調査の充実強化を図るため、更生保護官署に対する受刑者情報の速やかな共有や必要な協力を行うほか、仮釈放の積極的な運用のため、帰住地が定まらない受刑者に対する助言・指導の実施、行状不良等により仮釈放の申出を取り下げた受刑者の再申出の検討、更生保護官署に対する満期釈放予定者に関する情報提供等がある。

また、更生保護官署に関する内容としては、仮釈放後の保護観察期間の確保等を意識した生活環境の調整の早期開始や地方更生保護委員会が行う調査・調整の拡充、満期釈放も見据えた継続的な調整の実施等がある。さらに、出所後の福祉的支援につなげる特別調整<sup>※8</sup>においても、仮釈放を見据えた計画的な調整を行うほか、釈放後の更生緊急保護においては、金品の給貸与等の一時的な措置だけでなく、円滑な社会復帰を促進するため、関係機関等と連携した継続的な支援を積極的に実施することとしている。

本節では、これらの取組を始めとして、第1節の各種指標が示した満期釈放者の抱える課題に対応する取組を紹介する。

## 1 刑事施設における満期釈放者対策

### (1) 釈放時保護

満期釈放者の中には、親族等からの援助や公的機関等による保護を受けることができず、再犯防止のために釈放時に何らかの支援や保護が必要となる者がいる。刑事施設では、こうした者に対し、本人の釈放時の状況を踏まえ、必要に応じて、例えば、帰住地までの旅費の支給や公共交通機関に乗車するための援助等を行っている。更には、満期釈放後に保護観察所による更生緊急保護を適切に受けられるように、必要に応じて、釈放時に保護カード<sup>※9</sup>を交付している。

### (2) 社会福祉士等による支援

原則、全ての刑事施設では、受刑者の福祉サービスのニーズを早期に把握し、釈放後、円滑に福祉サービスを利用できるよう、常勤職員である福祉専門官や、非常勤職員である社会福祉士又は精神保健福祉士（以下、まとめて「社会福祉士等」という。）を配置している。

福祉的支援が必要な受刑者の中には、帰住先がなく、適当な引受人もおらず、刑事施設釈放後に十分な福祉サービスを受けることが困難な者がおり、その多くは満期釈放となるところ、社会福祉士等はこれらの者の社会復帰を支援する上で重要な役割を担っている。具体的には、受刑者の中から釈放後に福祉サービスが必要となる対象者を掘り起こし、福祉的支援における対象者のニーズを引き出すとともに、個々の対象者ごとに、住民票の有無や福祉サービスの利用歴、障害者手帳の有無や希望する帰住先等について、多岐にわたる調査を行い、保護観察所等の関係機関・団体と連携して、出所後に必要な福祉サービスを受けることができるように調整を行っている。

※8 特別調整  
【施策番号36】参照。

※9 保護カード  
刑事施設から出所するときなどに釈放者が更生緊急保護の必要があると認められる場合や、釈放者が更生緊急保護を希望する場合に、刑事施設等で交付するカードのこと。同カードには、釈放者の表示、釈放の事由等のほか、更生緊急保護の要否に関する刑事施設の長等の意見が記載されている。

### (3) 社会復帰支援指導プログラム

刑事施設においては、高齢又は障害のある受刑者に対して、「社会復帰支援指導プログラム」（以下、本節において「プログラム」という。）<sup>※10</sup>を実施している。プログラムでは、刑事施設の職員による指導のほか、民間の専門家等を指導者として招へいするなど、関係機関等の協力を得ながら、基本的動作能力や体力の維持・向上、基本的健康管理能力・基本的生活能力（金銭管理、対人関係スキル等）の習得等、多岐にわたる内容を指導している。

プログラムの対象者には、福祉的支援が必要な者や満期釈放となる見込みの者も含まれており、こうした者に対しては、各種福祉制度に関する基礎的知識の習得を始め、満期釈放になることも見据えて、更生緊急保護の意味、その条件及び措置の内容や保護観察所での更生緊急保護の申出の場面を想定して、ロールプレイング等が行われている。

## CASE 1

高齢で認知症の疑いがある特別調整対象者への支援ケース

（執筆者：刑事施設 福祉専門官）

※ 実際のケースを元に一部内容を改変しています。

70歳代、男性、複数回の受刑歴ありというケース。本人は、離婚後、家族と疎遠になったため、出所後に頼れる親族も住居もなく、刑務所の調査（改訂長谷川式簡易知能評価スケール）において、認知症の疑いが認められました。そのため、帰住先の確保や釈放後の福祉サービスの受給に向けた手続等、福祉的支援の必要性が高いと判断し、福祉専門官による支援を実施することとしました。

支援開始後、福祉専門官による面接を実施し、本人に対して出所後に福祉サービスを受けることを提案したところ、本人は、共同で生活するところは好きではない、自分で生活保護等の手続もできるといった理由で支援を拒否しました。本人は所内の日常生活も無難にこなしていたため、支援の必要性を見極めにくい状況にあったことから、一般改善指導として実施している「社会復帰支援指導プログラム」を受講させ、指導に関与している地域生活定着支援センター及び地域包括支援センター職員や刑務所の教育専門官と福祉専門官が連携して、本人の認知症の状況を観察しながら、福祉的支援への動機付けを図ることとしました。本人はプログラムを通して、各種福祉制度の手続を自力ではできないことを自覚するようになり、不安な様子を見せるようになったことから、プログラムの受講直後、再度、福祉専門官から福祉的支援の希望の有無を確認したところ、特別調整を受けることを希望しました。

本人が特別調整を受けることを希望したのが刑期終了の3か月前であったものの、福祉専門官から保護観察所に情報提供し、速やかに特別調整の選定手続が行われたことから、刑期終了の2か月前に特別調整対象者として認定されました。その後、刑務所、保護観察所及び地域生活定着支援センターが連携し、帰住先（受入施設）の確保や釈放後の福祉サービスの受給に向けた調整などの支援を実施しました。刑務所においては、釈放までの間に、戸籍の取寄せや年金の受給状況の確認、住民票の転入手続や介護保険認定に必要な書類の準備等を行いました。

本人は、自分が特別調整の対象となっていることや職員から説明された内容をすぐに忘れてしまうことから、福祉専門官は、安心感を持たせるよう心掛けながら面接を実施するとともに、支援内容を視覚的に理解しやすいようホワイトボードを用いて丁寧な説明を繰り返し行いました。支援を開始した当初は、緊張した様子で険しい表情を見せ、口数も少なかったのですが、支援が経過するにつれて表情も穏やかになり、口数も徐々に増えていきました。釈放が近づく頃には、

※10 社会復帰支援指導プログラム  
【施策番号35】参照。

笑顔も見せるようになり、最終的には、保護観察所等が受入先として調整した高齢者住宅を帰住地として満期釈放となりました。

#### (4) 調査専門官と処遇部門の連携

第1節2(4)のとおり、刑事施設の長が仮釈放の申出をする場合は、「刑事施設における矯正処遇への取組状況」や「反則行為又は規律に違反する行為の有無」を考慮する必要があるため、帰住先がある場合でも、受刑中の行状が不良である場合はその申出を行うことができず、また、一旦、仮釈放の申出をしたものの、行状不良等により刑事施設の長がその申出を取り下げること、仮釈放されることのないまま満期釈放となる場合がある。

このような受刑者に対しては、日々の生活場面における指導や助言を行うことによって、受刑生活や矯正処遇への前向きな取組を促していくことが重要となる。一部の刑事施設においては、特に行状不良が目立つ者や心情が不安定な者等、刑事施設における生活に適応できていない者に対して、調査専門官（心理学等の専門的知識及び技能を有する常勤職員）が処遇に関与し、カウンセリング等を実施することにより、その問題の改善に向けた働き掛けを行っている。

## C A S E 2

調査専門官が作業拒否を繰り返す受刑者の処遇に関与したケース  
(執筆者：刑事施設 調査専門官)

※ 実際のケースを元に一部内容を改変しています。

30歳代、男性、複数回の受刑歴ありというケース。本人の知的能力は、受刑者の中で「中」の段階にあり、薬物依存による後遺症を有していました。恵まれない家庭環境やいじめ被害等のため小学校から学校生活にうまくなじめず、中学校卒業後も精神疾患を患うなどして就労経験もほとんどないまま今日に至っていました。受刑当初は一般工場で作業していたものの、被害妄想的な思考や幻聴等の影響もあって、次第に対人関係を忌避する傾向が強まり、作業を繰り返し拒否するようになったことなどから、まずは、対人関係に対する不安の低減や心情安定を目的に「観察居室での処遇」を行うこととしました。

「観察居室での処遇」とは、反則行為の反復や精神疾患等により終日単独室で生活している者等に対して、集団生活に慣れさせ、工場での就業につなげることを目的に、大規模な一般工場ではなく、共同室（最大6名）において作業に取り組ませる処遇です。1クール3か月を基本とし、調査専門官が処遇の開始時、終了時及び随時にカウンセリングを行っているほか、毎日、作業開始前や運動場などで声掛けを行い、対象者との信頼関係を構築しつつ、処遇への適応状況や観察居室内での対人関係等を把握しています。

「観察居室での処遇」開始後、本人は、対人関係上の大きな問題はなく推移したものの、1クール終了前に幻聴により自傷行為に及び、保護室<sup>※11</sup>に収容されました。その後、調査専門官において声掛けを継続するとともに、精神症状の軽減を待って面接を行ったところ、徐々に本人も意欲を示すようになったことから、改めて「観察居室での処遇」を開始しました。観察居室での作業や調査専門官による声掛け・カウンセリングを継続した結果、1クール目に比べて心情は格段に安定し、作業上も対人関係上もほとんど問題なく推移しました。「観察居室での処遇」終了後は、一般工場での就業に対する不安や集団生活に対する苦手意識を考慮し、小集団での清掃

※11 保護室

被収容者が自身を傷つけるおそれがあるときのほか、刑務官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき、他人に危害を加えるおそれがあるとき、刑事施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるときにおいて、かつ刑事施設の規律及び秩序を維持するために特に必要があるときに収容する目的で設けられた、特別の設備及び構造を有する居室のこと

等の環境整備や居室内作業を行わせることとなりました。以降、本人は、いずれの作業にも熱心に取り組み、釈放後の生活に対する前向きな発言も増えていきました。

本人は、釈放後の帰住先は確保されていたものの、作業拒否を繰り返していたことから、当初は仮釈放の申出がなされていませんでした。しかし、上記のような「観察居室での処遇」や調査専門官の積極的な関与が成果を上げ、一進一退する時期はありつつも、自分のできることに取り組むようになりました。そうした成功体験の積み重ねが後押しとなって改善更生への意欲も認められるようになったことから、仮釈放の申出につなげることができ、刑期終了約1か月前に仮釈放となりました。

## 2 保護観察所における満期釈放者対策

### (1) 更生緊急保護による支援

保護観察所においては、満期釈放者、保護観察に付されない全部又は一部猶予者、起訴猶予者等に対し、その者の申出に基づき、刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内（特に必要がある場合には、更に6月を超えない範囲内）において、更生緊急保護の措置を実施している。満期釈放者等の中には、必要な援助又は保護を受けられないため社会に適応できず、再犯に至る者も少なくなく、更生緊急保護は、こうした者の再犯を防ぎ、改善更生することを助けるため、必要な限度で行うこととされている。

本項においては、満期釈放者対策として保護観察所が行う更生緊急保護の実情について、取組事例等を交え、具体的に紹介する。

## CASE 1

～岡山保護観察所における更生緊急保護の実情～

（執筆者：岡山保護観察所）

岡山保護観察所においては、2021年度（令和3年度）、満期釈放者対策を主たる業務の1つとして所掌する社会復帰対策班（【施策番号42】参照）が設置され、同班に所属する保護観察官が、更生緊急保護を申し出た人に対する支援等を行っています。

更生緊急保護を申し出た人が希望する支援のほとんどは、住居確保に係るものであり、併せて就労支援を希望する場合があります。他方、申出の時点で、支援の必要がありながらも、福祉サービス等の受給や薬物依存等からの回復訓練について支援してほしいと申し出る人は多くないというのが実情です。

そのような更生緊急保護の実情について知っていただくため、ある事例を紹介します。ある日、Aさんから更生緊急保護の申出がありました。話を聞くと、約5か月前に遠方の刑事施設を満期釈放となった後、様々な場所を転々とし、直近ではホームレス支援団体から支援を受け、生活保護を受給して生活していたものの、人間関係が嫌になり、そこを飛び出してしまい、過去に行ったことがあるという理由で、今回、岡山県に来たとのことでした。急いで取り寄せた関係資料によると、Aさんは、手指の不自由のほかに、軽度知的障害の疑いがあるということが分かりました。Aさんの希望は、当面は岡山県で生活したいが住むところがないので住居支援をしてほしいほか、自分にできる仕事があれば働きたいというものでした。そこで、自立準備ホーム<sup>※12</sup>への入所を調整しつつ、Aさんの特性に鑑み、Aさんから同意を得た上で、岡山県地域生活定着

※12 自立準備ホーム  
本特集第2節2（2）「住居確保のための支援」参照。

支援センター（以下「岡山定着」という。）に協力を依頼し、福祉サービス等につなげつつ、Aさんに合う就労先を探すこととしました。約10日後、保護観察官が岡山定着の職員とともにAさんと面接をし、今後は、福祉事務所に行ったり、就労支援B型事業所に体験しに行ったりして生活を整えることとしました。他方、Aさんは少し前まで他県で生活保護を受給していたため、そこでの受給を止める手続が必要であり、岡山県で生活保護を受給するには、ある程度の時間が掛かることが見込まれていました。面接の3日後、Aさんが岡山定着の職員とともに福祉事務所に行った際、岡山県ですぐに生活保護を受給できないことにいら立ち、「もう岡山県には住めない。」と思い込み、その日のうちに、自立準備ホームを無断で退所してしまいました。保護観察官に対しては、生まれ故郷の九州地方に行きたいため、その旅費を支援してほしいという希望を述べました。もちろん、保護観察官は状況を説明し、当初の希望どおり、岡山県で生活を安定させてはどうかと説得しましたが、残念ながらAさんはその話を聞き入れてくれず、最終的には旅費を支援することとし、Aさんに対する支援を終えることとなりました。

このように、更生緊急保護による支援は、申出をした人の意思に基づき、保護観察所が必要性や相当性を考慮した上で行うものですが、強制力がないため、申出をした人が拒否するなどしたときは、支援をしたくてもできない状況となります。また、住居や就労などの分かりやすい「困り感」を解消しようとするだけでも、ある程度の時間を要し、Aさんのように「生きづらさ」を抱えた人には、さらに内面的な「困り感」を和らげていくことが重要となるため、本来であれば中・長期的な関わりが必要です。

そのような課題を踏まえて、保護観察所においては、Aさんのように自立準備ホームに入所するなどしていなくても、一定期間支援していく必要があると認められる人に対しては、社会復帰対策班を中心として、保護観察所が継続的に関与し、その特性に応じた支援が受けられるよう関係機関と連携して継続的支援（【施策番号43】参照）を行っていく体制を整えたところです。また、更生緊急保護の申出をした人が、目の前の「困り感」の解消のみならず、自身の「生きづらさ」を和らげることに粘り強く取り組み続けることは容易ではないですが、保護観察所は、少しでも生きやすくなるよう継続的支援を行うなどし、再犯・再非行の防止や改善更生に取り組んでまいります。

## 特1-1

## 保護観察官と岡山県地域生活定着支援センター職員との協議の様子



## (2) 住居確保のための支援

刑務所出所者等の改善更生には適当な住居の確保が不可欠であるが、第1節2（3）のとおり、刑務所出所者等の中には、行き場がなく満期釈放となる者が多数存在している。このため、更生保護施設（【施策番号26】参照）が中心となって行き場のない刑務所出所者等を受け入れ、その社会復帰を支援しているほか、民間法人等有する空き家等を活用した自立準備ホームの活用や、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号、通称「住宅セーフティネット法」）に基づき居住支援を行う居住支援法人などとの連携を通じて、住居確保に取り組んでいる。ここでは、特に自立準備ホームの取組について取り上げる。

法務省では、行き場のない刑務所出所者等の生活基盤を確保し、円滑に社会復帰できるよう、地域

社会に多様な居場所を確保する方策として、2011年（平成23年）4月から「緊急的住居確保・自立支援対策」を開始した。この「緊急的住居確保・自立支援対策」に基づき、宿泊場所を確保している民間法人等（例えば、薬物依存症リハビリテーション施設の運営や路上生活者等の支援を行うNPO法人や、障害者・高齢者等の支援を行う社会福祉法人等）が、行き場のない刑務所出所者等に対し、住居と生活支援を一体的に提供する宿泊場所のことを「自立準備ホーム」という。自立準備ホームでは、保護観察所の委託を受けて、宿泊場所の提供と自立のための生活支援のほか、必要に応じて食事を提供している。自立準備ホームには、前述のような多様な分野の民間法人等が参入しており、それらの法人等が持つ支援ノウハウを活用し、刑務所出所者等の特性に合わせた支援を行っている。

この自立準備ホームの取組について、満期釈放者の住居確保という点にスポットを当てて、実際に自立準備ホームを運営している事業者の方に伺ったお話も交えながら、紹介する。

## CASE 2

～自立準備ホームの取組～

（執筆者：法務省保護局更生保護振興課）

保護観察所は、刑務所等を満期で出所し、帰る場所のない人から相談を受けると、必要に応じて住む場所を調整しますが、このときに自立準備ホームに受入れをお願いすることがあります。こうした人は他に行き場がなく、所持金がないことも多いため、受入れをお願いしたその日に自立準備ホームでの受入れが決まり、保護観察所まで迎えに来てもらうということもあります。

自立準備ホームはあくまで緊急的・一時的な住まいなので、入所後、本人は、就労先を探し、お金を貯めるなど、自立を目指して生活することになります。事業者は、入所者たちがしっかりと自立できるように、自立準備ホームの決まり事を設けたり、日々入所者と接して自立を促すなどの支援を行いますが、時には対応に難しさを感じることもあるといいます。例えば、満期釈放者特有の対応の難しさとして、仮釈放となり保護観察を受けている人であれば、保護観察中に守らなければならないルール（遵守事項）がありますが、満期釈放者にはそれがなく、自分勝手に行動してしまう人もいて、ということがあります。そのような人に対しては懇切・丁寧に指導を重ねるしかありませんが、それでも改善されず、自立準備ホームから退所してもらわざるを得ないケースも残念ながら存在します。

他方で、刑務所等から満期で釈放されて行き場がなかったところを、自立準備ホームで受け入れてもらったことに感謝し、期待を裏切らないために努力して、就労先を見つけて自立していく人たちも多く存在します。刑務所から満期で出てきた人が、自立準備ホームに入所して、そこで就労先を熱心に探し、それが就職に結び付き、地域社会の中に居場所を確保し、自立して自立準備ホームを去っていくという、立ち直りの過程を支えることができるのはとても嬉しく、やりがいを感じるといった、事業者の声も聞かれます。自立準備ホームは、こういった民間の事業者の熱意によって支えられている制度であるとも言えます。

このように、行き場のない刑務所出所者等の生活基盤を確保し、本人の自立を促すという自立準備ホームの取組は、更生保護施設と並んで、再犯防止に貢献している重要な取組です。近年、自立準備ホームの登録事業者数や、保護観察所の委託件数が増加しています。また、平均委託日数も増加傾向にあり、自立準備ホームでも、立ち直りに困難を伴う者を受け入れているといえます。これらの傾向からも分かりますとおり、行き場のない刑務所出所者等の社会復帰を支えていかななくてはならないという中で、自立準備ホームの役割は、今後ますます大きくなっていくと思われます。

登録事業者の皆様にはこの場を借りて深くお礼を申し上げますとともに、一人でも多くの行き場のない刑務所出所者等の住居を確保できるよう取り組んでまいります。

### 3 警察における暴力団員の社会復帰対策

警察及び暴力追放運動推進センターにおいては、矯正施設等と連携し、暴力団員に対して離脱意志を喚起するための講演を実施するなど、暴力団からの離脱に向けた働き掛けの充実を図っている。

また、暴力団離脱者に対しては、警察のほか、暴力追放運動推進センター、職業安定機関、矯正施設、保護観察所、協賛企業等で構成される社会復帰対策協議会の枠組みを活用して、暴力団離脱者のための安定した雇用の場を確保するなど、社会復帰の促進に取り組んでいる。

さらに、警察では、暴力団から離脱した者及び離脱する意志を有する者の円滑な就労を支援するため、暴力団からの円滑な離脱や離脱希望者の生活環境の調整改善等について知識や経験を有する元警察職員を社会復帰アドバイザーに任命しており、暴力団員の社会復帰対策の様々な場面で活躍している。

#### 特1-2 矯正施設における活動状況



## 第3節 地方公共団体や民間協力者による取組

刑事司法手続終了後を含めた“息の長い”支援を実施するためには、国による取組だけでなく、地方公共団体や民間協力者の取組の推進・促進が不可欠である。

加速化プランにおいても、「地方公共団体との連携強化の推進」及び「民間協力者の活動の促進」を重点的に取り組むべき課題として掲げており、これらに対応した各種取組が関係機関により進められている。

本節では、満期釈放者への対策につながる施策として、地方公共団体や民間協力者による具体的な取組の事例について紹介する。

### 1 岩手県における満期釈放予定者の社会復帰支援

#### C A S E

(執筆者：岩手県)

岩手県では、2018年度（平成30年度）から3年間実施した地域再犯防止推進モデル事業において、満期釈放予定者等に対する社会復帰支援を行いました。

具体的には、保護観察所等からの依頼を受け、特別調整の対象とならなかった満期釈放予定者等のうち、高齢又は障害があることにより、福祉の支援が必要な方に対して、出所後に円滑に地域社会へ移行できるよう、矯正施設入所中から岩手県地域生活定着支援センターによる生活環境調整を開始し、福祉サービス等につなげるための支援を行いました。

支援事例の中には、出所までに十分な調整期間がない場合に、居住先の確保等を始め、地域での支援体制の構築に支障が生じた例もあったことから、いかに早く対象者を把握するかが大きな課題として浮き彫りになりました。

支援対象者を適時・適切に把握し、円滑な支援につなげていくためには、刑務所等において候補者を把握した段階から、保護観察所及び地域生活定着支援センターと早期に情報共有を図ることが必要だと考えています。

また、支援を行っていく中で、安定した生活基盤の確保が矯正施設出所後の支援ニーズとして多く挙げられていること、高齢または障害を有することが、社会復帰の阻害要因になっていることがわかりました。犯罪等の常習化を防ぎ、社会で自立するためには、仕事・住居の確保や、必要な保健医療・福祉サービスに結び付けていくことが重要だと考えています。

これらの事業結果等を反映し、2021年（令和3年）3月には、本県の再犯防止関連施策をとりまとめた「岩手県再犯防止推進計画」<sup>※13</sup>を策定したところです。

岩手県としては、本計画に基づき、満期釈放予定者等が国の刑事司法機関等を経た後、円滑に地域社会に復帰できるよう、国の取組と連携しながら、必要な支援について引き続き取り組んでいくこととしています。

## 2 千葉県における「犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制」の整備

### C A S E

（執筆者：千葉県）

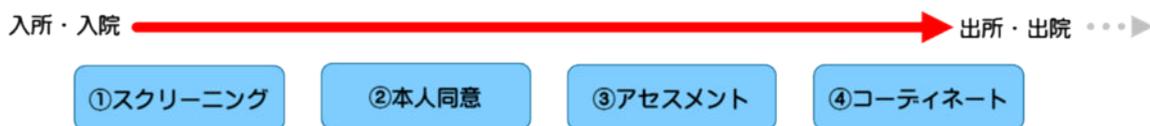
2004年（平成16年）から千葉県独自の取組として設置している中核地域生活支援センター（以下「中核センター」という。）は、福祉的支援が必要な人に対し、対象者や課題の種別を限定しないアウトリーチ型の支援を行う相談支援機関であるとともに、本人の困りごとと社会資源をつなぐ寄り添い型のコーディネート機関です。

一般に、地域生活を営む要支援者は、親戚・知人、福祉関係者、行政機関等、様々なチャネルを通じて必要な支援につながることができますが、矯正施設出所・出院者は、地域とのつながりが途切れた状態で社会に復帰するため、支援が必要であっても、本人と生活支援をつなぐチャネルが存在していません。このため、本人が矯正施設に在所・在院中から、その支援ニーズを代弁し、地域の支援機関とのコーディネートを行う中核センターのような機関が介入し、出所後、直ちに生活支援に移行できる「犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制」の整備を地域再犯防止推進モデル事業（以下「モデル事業」という。）の柱と位置付けました。

モデル事業の1年目は現状の調査と体制の設計、2年目は連携する司法関係機関を県内に限定して支援を実施し、3年目は連携する機関を東京矯正管区内（具体的には、同管区内の矯正施設）に拡げて支援を継続してきました。その結果、3年目には前橋刑務所、栃木刑務所、黒羽刑務所、府中刑務所、横浜刑務所、長野刑務所、水戸刑務所、川越少年刑務所の8刑務所から計17件の支援要請があり、モデル事業終了時点での処理状況は、支援介入11件、本人辞退3件、未処理3件となっています。また、支援介入した11件のうち10件はその後、地域支援へ移行することができました。

なお、具体的な支援の流れは特1-3のとおりです。

### 特1-3 具体的な支援の流れ



※13 「岩手県再犯防止推進計画」URL  
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/chiiki/fukushisuishin/1041028.html>



- ① スクリーニング：矯正施設に在所・在院中で、出所後、地域の福祉関係機関の支援を受けることが望ましいと思われる者で、特別調整及び一般調整<sup>※14</sup>の対象とならなかった者を矯正施設職員が選定。
- ② 本人同意：矯正施設から県や支援関係機関へ個人情報提供されることについて、要支援対象者から同意を得るとともに、本人からの支援要請及び本人情報を、矯正施設から県へ提供。
- ③ アセスメント：矯正施設職員（福祉専門官等）同席のもと、県職員や中核センター等の相談支援機関職員が、矯正施設内で支援対象者と面接し、本人意向の把握と支援方針の決定を本人とともに実施。
- ④ コーディネート：支援方針に基づき、中核センター等が本人の支援ニーズに応じて同行支援を行うなど、地域の支援関係機関や制度につなげるためのコーディネートや、地域の支援関係機関等による本人支援のためのネットワークの構築を行い、地域支援に移行。  
 今後は、モデル事業で整備した体制をベースにした支援事業を継続して実施することにより、刑事手続終了後を含めた「地域における“息の長い”支援」の実現に取り組んでまいります。

### 3 福井県更生保護センターにおける取組

#### C A S E

（執筆者：福井県更生保護センター）

福井県更生保護センター（以下「福井センター」という。）は、2019年（令和元年）8月、刑を終えて出所した人などの社会復帰を支援するため、県有財産である福井県職員会館ビル3階の一室（45.738㎡）に開設されました。

福井センターには、特1-4のとおり、県内の更生保護団体である福井県保護司会連合会、福井県更生保護事業協会、福井県就労支援事業者機構、福井県更生保護女性連盟及び福井県BBS連盟の5団体の事務局があって相互連携による活動拠点として機能しており、使用料は公共用として免除されています。職員は非常勤4名で、平日の日中に1～2名の職員が在勤するようにしています。

また、5つの団体に県内の関係機関・団体13を加えた18団体により福井社会復帰支援ネットワーク協議会を組織し（特1-4）、保護観察期間を終了した後など、刑事司法の制度の枠組みからは外れたものの、なお支援が必要なケースについて、各地域の取組をつなぐネットワークをいかした総合相談や支援者支援を実施しています。

具体的な取組を紹介します。

1点目は刑期を終えて出所した人や保護観察期間を経過した人たちからの就労等の相談への対応であり、2020年度（令和2年度）の実績件数は31件でした。相談があった事例の一部を紹介します。

知的障害のある50歳代男性が、窃盗罪で保護観察付執行猶予となりました。保護観察期間を経過した後もグループホームで生活し、仕事は福祉関係の就労継続支援A型事業所<sup>※15</sup>で働いていましたが、やがて保護観察期間を経過した気の緩みからか、あるいは相談相手の保護司がいな

※14 一般調整

受刑者等のうち、釈放後の適当な住居があるものの、高齢又は障害等のため福祉サービス等を受けることが必要である者等に対し、釈放後、帰住予定地に居住しながら、福祉サービス等を受けられるよう、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関が連携して調整を行うもの。

※15 就労継続支援A型事業所  
【施策番号22】参照。



## 特1-5 福井県更生保護センター 広報用チラシ



## 4 社会福祉法人白鳩会花の木農場における農福連携の取組

## CASE

(執筆者：法務省矯正局)

2017年（平成29年）12月に「再犯防止推進計画」が閣議決定され、一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保策として「障害者雇用における農福連携の取組を参考に、ソーシャルビジネスとの連携を推進すること」が明記されました。また、2019年（令和元年）6月に農福連携等推進会議において決定された「農福連携等推進ビジョン」では、犯罪や非行をした者の立ち直りに向けた取組として、「刑事司法関係機関と農業、福祉関係者との関係づくり」や「就農等に向けた作業・訓練等の環境整備」等が掲げられました。さらに、2019年12月に犯罪対策閣僚会議において決定された加速化プランでは、「民間協力者の活動促進」の具体的な取組として、「犯罪をした者等を受け入れる農福連携等による立ち直りの取組を推進する」ことが明記されており、「農福連携」は再犯防止分野においても今後の更なる展開が望まれる重要な取組であると言えます。

「農福連携」に積極的に取り組んでいる、いわゆる「ソーシャル・ファーム」<sup>※17</sup>の一つとして、

## 特1-6 花の木農場の風景



※17 ソーシャル・ファーム  
【施策番号23】参照。

「社会福祉法人白鳩会」があります。同法人は1972年（昭和47年）の設立以降、鹿児島県南大隅町にて「来る者拒まず」の精神を掲げ、法人全体で数多くの障害者等を受け入れています。中でも同法人の「花の木農場」では、45ヘクタールの広大な敷地で、触法障害者を含めた多様な人々が100名以上も働いており、20種類以上の野菜等の生産から牛や養豚などの畜産、解体・精肉、食肉加工、パン製造、レストランの接客に至るまで、作業のほとんどに障害者が携わっています。

特に近年は、花の木農場と矯正施設や保護観察所などの法務省関連機関との連携が進んでおります。同法人全体としても、これまでに延べ30名以上の矯正施設出所者等の受入実績があり、地域における矯正施設出所者等の貴重な受け皿であると言えます。2019年度には、福岡矯正管区（九州・沖縄の8県内にある矯正施設の指導監督調整等を行う機関（地方支分部局））及び中津少年学院（大分県中津市に所在する、九州・四国・中国の各家庭裁判所から保護処分として送致された知的、情緒若しくは発達障害のある在院者（疑いを含む。）等を収容する少年院）との協議や見学を重ね、家族と疎遠であり帰住先が定まっていない在院者を花の木農場に迎え入れ、住み込みでの就農の機会を提供いただくなど、特に調整が困難と思われる矯正施設出所者等の帰住先確保につながったケースも出てきています。また、2020年（令和2年）2月に福岡矯正管区が主催した「令和元年度篤志面接委員と施設職員との合同研修会」では、白鳩会常務理事である中村邦子氏から、「社会福祉法人白鳩会が取り組む農福連携について」と題した御講演をいただくなど、積極的に再犯防止活動に御協力いただいております。

花の木農場の取組は「農福連携」の一例であり、「ソーシャル・ファーム」は、出所後の帰住先や就労を確保し、“息の長い”支援を実現するために大いに期待されている重要な社会資源の一つです。法務省としても、ソーシャル・ファームとの連携を更に深化できるよう、積極的に関係づくりをしてまいります。

#### 特1-7 農作業の様子



## 第4節 おわりに

本特集では、第1節において、満期釈放者の再犯状況や満期釈放となる背景等を示した上で、第2節以降において、その課題の解決に向けた、国の近年の取組や地方公共団体及び民間協力者の先進的な取組を紹介した。

満期釈放者の2年以内再入率は依然高く、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けては、道半ばとも言える。今後も、満期釈放者等が抱える課題に即した施策を実施するとともに、地方公共団体等の先進的な取組の全国への横展開を図るなどして、地方公共団体等の活動を促進していきたい。



# 特集2

令和3年版  
再犯防止推進白書

## 京都コンGRESS

- 第1節 京都コンGRESS開催の意義
- 第2節 京都コンGRESSにおける再犯防止
- 第3節 京都コンGRESSの成果と今後の展望



久慈（つりがね洞）

2021年（令和3年）3月7日から12日までの6日間、第14回国連犯罪防止刑事司法会議が国立京都国際会館で開催された。

国連犯罪防止刑事司法会議、通称「Congress」は、5年に1度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議であり、同分野における各国の取組や国際協力の在り方について、各国の司法大臣、検事総長等を含む世界中の刑事司法関係者が議論を行い、成果文書として、国連及び加盟国の取組の中長期的な指針となる政治宣言を採択するものである。

約50年ぶりに京都で開催された第14回会議（以下「京都Congress」という。）は、当初、2020年（令和2年）4月20日から27日までの8日間の日程での開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、開催の約1か月前に延期することが決定され、2021年3月、Congress史上初となる、オンライン参加と来場参加を組み合わせた、いわゆる「ハイブリッド方式」により開催された。

京都Congressは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」、すなわち、SDGs<sup>\*1</sup>が採択されてから初めてのCongressであり、「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」を全体テーマとし、これまでと同様に、全体会合と委員会の2つの正式プログラムが実施された。

全体会合では、全体テーマの下、①犯罪防止、②刑事司法（再犯防止施策）、③法の支配、④国際協力に関する4つの議題について議論がなされ、委員会では、上記4つの議題をそれぞれ掘り下げた4つのトピックについてのワークショップが実施された。

その他、会場やオンラインで、約150の附属会合（Congressにおける正式名称は「アンシラリーミーティング」である。以下、通称である「サイドイベント」という。）が実施された。

そして、成果文書として採択されたのが「京都宣言」<sup>\*2</sup>である。

本特集では、京都Congress開催の意義及び京都宣言の内容を確認した上で、京都Congressにおいて実施された再犯防止に関する様々なイベント等を紹介し、最後に、再犯防止施策についての京都Congressの成果と今後の展望についてまとめることとしたい。

## 第1節 京都Congress開催の意義

京都Congressには、いずれも過去最多となる152の国と地域、約5,600人が参加登録し、90の国と地域の閣僚がステートメントを実施した。

そして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大における厳しい渡航制限・行動制限にもかかわらず、13か国から閣僚級の来日参加があった。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大においても、犯罪との戦いを諦めないという国際社会の強い決意・姿勢が示されたと言えよう。

京都Congressの成果文書として全会一致で採択された京都宣言の正式名称は、「持続可能な開発のための2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に関する京都宣言」

※1 SDGs Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015年（平成27年）9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標をいう。17の目標、169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない（Leave no one behind）ことをうたっている。

※2 京都宣言URL

[[https://www.moj.go.jp/KYOTOCONGRESS2020/programme/meetings.html#kyoto\\_statement](https://www.moj.go.jp/KYOTOCONGRESS2020/programme/meetings.html#kyoto_statement)]

であり、全97段落に及ぶ充実したものである。

その採択に向けた協議は、2019年（平成31年）初めに、アジア太平洋、ラテンアメリカ、中東、アフリカ及びヨーロッパの5つの地域において開催された地域準備会合から始まった。

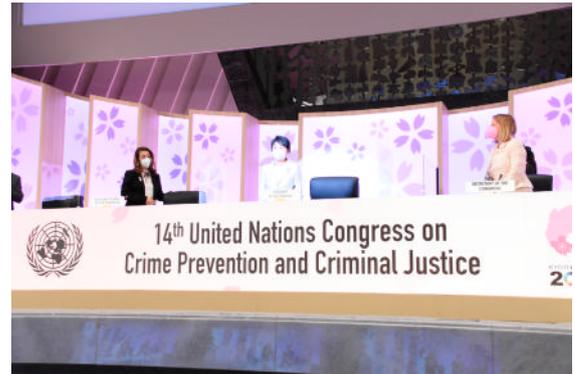
各地域が京都宣言に盛り込みたい事項をまとめた勧告をもとに、2019年（令和元年）9月に京都で日本政府主催による専門家会合が開催され、その後、約1年半にわたるオンライン方式を含む断続的な非公式協議における文言交渉を経て、京都Congressのハイレベルセグメントにおいて、全会一致で採択されるに至った。

今後は、世界各国がこの京都宣言を着実に実施していくことが重要であり、我が国は、これにリーダーシップを発揮することが国際社会から期待されている。

本節では、京都宣言の内容について、全体像に触れつつ、特に再犯防止と関連する部分を中心に紹介する。

また、京都Congressに先立ち開催された京都Congress・ユースフォーラムについても、その概要と再犯防止に関する議論について、その成果を紹介する。

### 特2-1 京都Congressの開会式の様子



## 1 京都宣言の内容と意義について

### (1) 京都宣言の全体像

京都宣言は総論と各論に分かれており、総論においては、ポストコロナ時代、とりわけ持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットイヤーである2030年（令和12年）に向け、国際社会が取るべき包括的な指針が示された。

具体的には、法の支配が誰一人取り残さない社会を目指す「持続可能な開発」の実現の礎となることが確認されたことに加え、加盟国が特に新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした刑事司法におけるデジタル化の推進等犯罪防止・刑事司法への課題に対処すべきことや、SDGs達成に向けた刑事司法分野における国際協力の一層の強化、犯罪防止等のためのマルチステークホルダー・パートナーシップの推進等がうたわれている。

各論は、Congressの議題に沿った4つの大項目からなっており、①犯罪防止の項目においては、各地域の状況を踏まえ、文化の多様性を念頭に置きつつ法遵守の文化を醸成するなどの方法による、地域の状況を踏まえたテラーメードの犯罪防止戦略の推進や、刑事司法の未来を担うユースの活躍、②刑事司法の項目においては、更生と社会復帰を通じた再犯防止や、子ども及び若者の脆弱性に対処する刑事司法の推進、③法の支配の項目においては、腐敗防止の取組や、法教育等を通じた法遵守の文化の醸成に必要な知識等の涵養、④国際協力の項目においては、実務家の能力構築や各国への技術支援と共に、犯罪収益はく奪、テロや新興犯罪への対処の必要性など、様々な事項が盛り込まれた。

### (2) 京都宣言における「再犯防止」

京都宣言の文言交渉過程においては、SDGs達成のためには再犯防止も重要であることが確認されつつ、各国における再犯率の高止まりや罪を犯した者に対する社会復帰支援が十分になされていないことなどが各国から課題として指摘され、「誰一人取り残さない社会」の理念を背景に、国際社会において再犯防止の取組を推進していくべきとの合意が形成された。

その結果、前述の京都宣言の各論の4つの大項目のうちの一つである「刑事司法制度の推進 (Advancing the criminal justice system)」の中に、「更生と社会復帰を通じた再犯防止 (Reducing reoffending through rehabilitation and reintegration)」と題した小項目が設けられ、再犯防止に関する6つの内容がうたわれている。

以下にその内容を記載する。

- ① 犯罪者のニーズ及びリスクの個別評価に基づく効果的な処遇プログラムを企画し、実施することを含め、矯正施設における更生環境を改善し、犯罪者が社会復帰に必要な技能を身につけることを支援するため、職業訓練及び技術訓練並びに教育プログラムへのアクセスを提供する。
- ② 社会及び個人の保護の必要性や被害者及び加害者の権利に十分に配慮した上で、地域コミュニティの積極的な参加を得て、加害者の社会復帰を促進するためにコミュニティにおける更生環境を醸成する。
- ③ 雇用・社会福祉機関や地方自治体などの関連する行政機関の間の連携とともに、これらの行政機関と、犯罪者の長期的かつ社会的な再統合を支援する協力雇用主や地域ボランティアを含む地域社会との間の官民連携を促進することにより、再犯を防止するためのマルチステークホルダー・パートナーシップを推進する。
- ④ 犯罪者がコミュニティの一員として社会に受け入れられることの重要性と、犯罪者の長期的かつ社会的な再統合を支援する上でのコミュニティの関与の重要性についての認識を高める。
- ⑤ 受刑者の権利及び同意、更生及び社会復帰に関する問題を適宜考慮した上で、適切な場合には、受刑者が残りの刑期を自国で服役するための移送に関する協力を推進し、必要に応じて、この点に関する二国間又は多数国間の協定又は取決めを締結し、このような措置が利用可能であることについての受刑者の認識を高める。
- ⑥ 被害者の回復及び犯罪者の社会復帰を支援し、犯罪及び再犯を防止するために、適切な場合において、国内の法的枠組の範囲内で、刑事手続の適当な段階における修復的司法の手続を促進し、この点に関する同手続の有用性を評価する。

このうち、特に、②地域コミュニティへの積極的な参加による加害者の社会復帰の促進や④コミュニティ関与の重要性についての啓発は、犯罪をした人の立ち直りを支える地域社会を作るために日々地道に努力されている地域ボランティアの重要性やその意義を再確認するものであり、日本の保護司制度はそのグッドプラクティスとして注目・期待されている。

また、③マルチステークホルダー・パートナーシップの推進は、総論にも挙げられているところ、特に再犯防止の文脈では、「再犯防止推進計画」に基づき、国、地方公共団体、民間の団体等が相互に連携協力して取組を進め、着実に効果を上げている我が国の知見・経験を基に、我が国がリーダーシップを発揮し得る事項である。

京都宣言においては、そのほかにも、犯罪の根本原因やリスク要因等に対処する犯罪防止戦略の推進、刑事司法制度と接点を持った子ども及び若者の脆弱性への対処など、様々な角度から再犯防止に関連する記述が盛り込まれており、世界各国の再犯防止に対する関心の高さがうかがえる。

## 2 京都コンGRESS・ユースフォーラム

### (1) 京都コンGRESS・ユースフォーラムの概要

2021年（令和3年）2月27日及び28日の2日間にわたって、国立京都国際会館において、京都コンGRESSの関連イベントである「京都コンGRESS・ユースフォーラム」（以下「ユースフォーラム」という。）が、オンライン参加と来場参加を組み合わせた「ハイブリッド方式」により開催された。

ユースフォーラムは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により世界が分断の流れを見せる中で、様々な価値観やバックグラウンドを持つ世界各国の若者が、自分たちが暮らす社会について真摯

に議論をすることにより、連帯と対話の機運を醸成し、将来につながるパートナーシップを築くこと、ユースフォーラムの議論の結果を勧告としてCongressに提出し、SDGsのターゲットイヤーである2030年（令和12年）以降の社会を担う若い世代の意見をCongressの議論にも反映すること等を目的として開催された。

今回のユースフォーラムには、我が国を含めて、36の国と地域<sup>※3</sup>から約150名が参加（来場参加約50名、オンライン参加約100名）した。

国内においては、法曹になることに興味がある若者はもちろんのこと、国際舞台での活躍を目指して国際関係や国際法を学ぶ若者や、非行等の問題を抱える少年の社会復帰を支えるボランティア活動を行っている日本BBS連盟の若者などの参加を得た。

ユースフォーラムの全体テーマは、「安全・安心な社会の実現へ～SDGsの達成に向けた私たちの取組～（Youth Engagement for our Safe and Secure Society: towards Achieving the SDGs）」であり、3つの分科会を設け、議題①青少年犯罪の予防・罪を犯した青少年の社会復帰における若者の役割（Youth engagement in preventing youth crime and reintegrating youth offenders）、議題②法遵守の文化を醸成するための若者の教育（Youth education for fostering a culture of lawfulness）、議題③安全なネット社会に向けた若者の責任（Youth commitment towards a safe information society）について議論がなされた。

## (2) ユースフォーラムの内容と意義

開会式では、高円宮承子女王殿下が、特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、未来を担う若者による創造的な議論や積極的な役割に期待する旨のお言葉を述べられた。また、上川陽子法務大臣（当時）は、日本におけるBBS運動（Big Brothers and Sisters Movement）を紹介し、SDGs達成に向けたステークホルダーの一員としての若者に寄せる大きな期待について、若者が変革の原動力であり希望の源であると述べた。

全体会では、京都Congressの事務局である国連薬物・犯罪事務所（UNODC。以下「UNODC」という。）による、全体テーマと各議題についての導入説明に続いて、国内外の実務家・専門家から各分科会のテーマ（議題①から議題③まで）に関する取組事例等の紹介があった。分科会では、各グループにおいて活発な議論を促すため、1つの分科会をさらに5つのサブグループ（各グループ約10名）

に分け、それぞれのグループに法務省法務総合研究所教官、弁護士、UNODCのオフィサーがモデレーターとして付いた。参加者には事前にディスカッションガイドを送付し、これに記載された課題及び解決策についての問題提起を踏まえる形で議論が行われた。

### 特2-2 京都Congress・ユースフォーラムの開会式の様子



※3 我が国以外の参加国と地域は、アルゼンチン、アメリカ、インド、インドネシア、ウガンダ、ウズベキスタン、エジプト、ガーナ、カタール、カナダ、カメルーン、韓国、コモロ連合、サウジアラビア、シンガポール、スウェーデン、スペイン、スリランカ、タイ、台湾、中国、チュニジア、ナイジェリア、ネパール、パレスチナ、フィリピン、ブラジル、フランス、ベトナム、ペルー、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス及びリベリアであった。

## 特2-3

## 議論の様子①



## 特2-4

## 議論の様子②



前記議題①の分科会においては、ロンドン大学のロージー・ミーク教授が刑務所内におけるスポーツを通じた再犯防止施策の意義等につき詳細に報告した後、日本のBBS会員である参加者が、日本のBBS運動の歴史や現在の活動体制、更には「ともだち活動」の事例やSDGsとBBS運動の関係などについて報告した。

前記議題②の分科会においては、静岡大学の磯山恭子教授が登壇し、法遵守の文化の意味や教育における課題等について解説するとともに、イタリア高等裁判所のルイジ・マルティーニ判事が、共同生活を行うに際して重要なルールや、「賄賂・脱税等がなぜいけないのか」等についてイタリアの教育の例を紹介した。

前記議題③の分科会においては、オーストラリアのジュリー・インマン・グラントeセーフティーコミッショナー<sup>※4</sup>が同国における情報通信技術（ICT）の不正利用、特に児童ポルノやいじめの事例について解説するとともに、国連児童の権利委員の大谷美紀子弁護士が子どもをデジタル環境に置くことの影響等について解説した。

これらの基調報告を踏まえ、参加者である若者達が、それぞれが属する社会における課題やそれに対する取組等のグッドプラクティスの紹介を行うなどし、教育やコミュニティー、公的機関や刑事司法機関がそれぞれ果たす役割、若者との関わり等について、自らの経験等も交えながら、活発に議論を行った。

それぞれの分科会で話し合われた内容は、各分科会で参加者から選出された報告者を中心に、勧告として取りまとめられ、全体会合において採択された<sup>※5</sup>。

同勧告は、その後、京都コンGRESSの開会式で、ユースフォーラムの代表者2名から国連に提出され、京都コンGRESSにおける専門家達の議論に新しい視座を与えた。

ユースフォーラムについては、国際感覚を有する人材を育成するとともに、若い世代に犯罪防止・刑事司法に関する具体的な施策への理解を深めてもらう機会としても重要であることから、京都コンGRESS後も継続的に開催していくことを予定している。

※4 eセーフティーコミッショナー

オーストラリア国民全体のネットいじめ対策、安全なインターネット利用の促進等の政策を所管している。

※5 京都コンGRESS・ユースフォーラムの勧告URL

[https://www.moj.go.jp/KYOTOCONGRESS2020/youth\\_forum/download/program05.pdf](https://www.moj.go.jp/KYOTOCONGRESS2020/youth_forum/download/program05.pdf)

## 参考資料 京都コンGRESS・ユースフォーラムの勧告の概要

### 〔総論〕

- 持続可能な開発は、とりわけポスト・コロナ時代において、安全・安心な社会を実現するための要素であるが、犯罪はその持続可能な開発の障害となる。
- 若者は、より良い未来を構築する政策を作るための重要なステークホルダーである。

### 〔各論〕

- 分科会1：青少年犯罪の予防・罪を犯した青少年の社会復帰における若者の役割
  - ・様々なアクター間のパートナーシップの強化と若者の活動のための安全な場所の創造
  - ・施設内、施設外各処遇における様々な更生プログラム（教育、文化、スポーツ、職業訓練、精神的、ITの活用等）の実施
  - ・罪を犯した青少年のスティグマ（汚名）の防止及び除去
  - ・民間企業との連携を通じた、罪を犯した青少年の社会復帰に関する意識啓発
  - ・若者の犯罪予防、社会復帰におけるICT、ソーシャルメディア等の活用
- 分科会2：法遵守の文化を醸成するための若者の教育
  - ・法の支配に関する教育の強化（学校と家庭やその他のステークホルダーとの協働等）
  - ・法へのアクセシビリティの向上（より平易な言語の使用、ICTの活用等）
  - ・マスメディア、ソーシャルメディアに関するリテラシーの促進
  - ・公的機関の透明性及び説明責任の強化等を通じた、市民の信頼の向上
  - ・司法制度におけるジェンダーその他の理由による差別の撤廃と社会的結束の強化
- 分科会3：安全なネット社会に向けた若者の責任
  - ・若者がネット犯罪等の加害者又は被害者となることを防止（コロナ禍により親の監護力が一層弱まっていることを受け、ネットの利用法について親への教育を行う等）
  - ・ネット犯罪等に対する法的対応、被害者の保護等（ネットいじめ等、犯罪を構成するまでに至らない行為についても、ステークホルダーと連携し、カウンセリング等の各種対策を講じる等）
  - ・法執行機関内にネット犯罪等への対処等に関する専門ユニットを設立
  - ・国際協力の推進（若者によるネットの安全な利用に関する知識・経験の共有等）
  - ・ネット犯罪等への対処のための官民連携、能力構築の推進

## 第2節 京都コンGRESSにおける再犯防止

京都コンGRESSにおける4つの議題のうちの一つは「刑事司法システムが直面する課題に対する統合的なアプローチ」であり、これを実務的な視点から深掘りするワークショップとして、「再犯防止：リスクの特定とその解決策（Reducing reoffending: identifying risks and developing solutions）」が実施された。

様々な課題の中で特に再犯防止が取り上げられた背景には、各国における再犯防止に対する関心の高さがある。2017年（平成29年）5月にウィーンで開催された国連犯罪防止刑事司法委員会において、京都コンGRESSの議題及びワークショップが全会一致で決定・承認されたが、その準備のために事務局であるUNODCが各国に対して京都コンGRESSの議題及びワークショップで取り上げるべき課題について意見照会を行った際には、多くの国から、再犯率が高止まりしている現状に鑑み、再犯防止や犯罪者の更生・社会復帰について取り上げるべきとの意見が寄せられていた。

この再犯防止に関するワークショップにおいては、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI。以下「アジ研」という。）の企画・運営により、再犯防止に関する課題やその解決策について、「社会復帰に適した刑務所環境の整備」、「デジスタンス（犯罪からの離脱）に寄与する社会内における処遇・介入等のアプローチ」、「犯罪者の社会復帰・社会再統合に向けた継続的支援やサービスを確保するための多角的アプローチ」の3つの観点から議論が行われた。

また、公式プログラムのほかにも、約150実施されたサイドイベントの中において、様々な角度から再犯防止が扱われた。

本節では、アジ研のワークショップと法務省関係部局が主催した、特に再犯防止と関わりのある4つのサイドイベントに焦点を当て、その内容と意義について紹介する。

## 1 ワークショップ「再犯防止：リスクの特定とその解決策 (Reducing reoffending: identifying risks and developing solutions)」について

アジ研は、国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関（PNI）<sup>\*6</sup>として、2021年（令和3年）3月8日及び9日の2日間にわたり、世界各国から合計15名のパネリストを招へいし（うち3名が対面参加、その他はオンライン参加）、UNODC及びタイ法務研究所（Thailand Institute of Justice、TIJ）と協働して、再犯防止をテーマとしたワークショップを企画・運営しました。

### 特2-5 ワークショップの壇上の様子



### (1) ワークショップ「再犯防止：リスクの特定とその解決策」の内容

本ワークショップでは、再犯防止に関する課題や解決策を議論することを目的に、アジ研所長がモデレーターを務め、以下の3つの観点から分科会を設け、日本を含む世界のグッドプラクティスや最新の科学的知見等について幅広い共有及び意見交換を行いました。はじめに、本ワークショップ全体への導入として、英国グラスゴー大学のファーガス・マクニール教授による基調講演があり、犯罪からの離脱等に関する最新の理論に触れながら、社会からの疎外や懲罰的な対応ではなく、社会とのつながりや社会資源の活用を通じた再犯防止への取組や支援の重要性等について論じられた後、以下の各分科会の議論に移りました。

### 特2-6 分科会1 (オンライン参加のパネリスト)



#### ア 分科会1「社会復帰に適した刑務所環境の整備」

UNODCの中央アジアにおける支援事業や、ナミビア、アルゼンチン、ノルウェーにおける刑務所内の処遇や取組が紹介されました。具体的には、エビデンス（科学的根拠）に基

<sup>\*6</sup> PNI Programme Network Instituteの略。世界に18機関あり、国連の刑事司法分野を掌る国連薬物犯罪事務所（UNODC）を中核とする「国連関連機関」としてネットワークを構成しています。

づいた受刑者処遇の取組例や社会の生活に近い刑務所内環境を整備することで更生を促す取組が紹介されました。また、多くの開発途上国で問題となっている過剰収容や刑務所内でまん延する汚職等、再犯防止に向けた処遇を実効的に行うための前提となる環境の整備についての発表や議論も行われました。

## イ 分科会2「デジスタンス（犯罪からの離脱）に寄与する社会内における処遇・介入等のアプローチ」

TIJ元特別顧問・欧州犯罪防止管理研究所（HEUNI）前所長のマッティ・ヨツツェン博士の基調講演において、非拘禁措置（刑務所等に収容しない犯罪者処遇）や社会内処遇の効果的運用や意義について共有された後、カナダ、クロアチア、ケニア及びフィリピンのパネリストから、釈放後の社会内処遇への円滑な移行に向けた取組や、他国の事例を参考に社会内処遇制度を導入した事例のほか、コミュニティの既存資源を活用した社会内処遇の取組等が発表されました。また、発表後の討議では、日本の保護司活動が紹介され、ボランティアが再犯防止の取組に参画することの有用性やボランティア制度の普及、地域社会とのネットワーク構築の重要性等についても共有されました。

## ウ 分科会3「犯罪者の社会復帰・社会再統合に向けた継続的支援やサービスを確保するための多角的アプローチ」

法務省保護局長からは、我が国の総合的な再犯防止施策や多機関連携による住居確保支援の取組が紹介されました。他国の発表においては、米国のNGOによる住居確保や就労支援、ジョージアで試行された女性の特性に着目した支援プロジェクト、北欧で展開される元犯罪者の自助団体によるピアサポート、中東地域で開発された暴力的過激主義者等への更生支援におけるIT技術活用の取組が紹介されました。

特2-7

分科会3  
(対面参加による法務省保護局長発表)



### (2) ワークショップにおいて特に重要視されたポイント

本ワークショップでの議論の総括として、犯罪者の社会への再統合に向けた刑事司法の全ての段階において、社会復帰に適したプロセスや環境（Rehabilitative processes and environments）を確保することが再犯防止にとって非常に重要であり、その実現には、とりわけ①謙抑的な刑の適用や非拘禁措置の積極的活用、②エビデンスに基づいた個々の犯罪者のニーズに応じた処遇の実施、③処遇や支援の継続性の確保及び④マルチステークホルダーアプローチ（多機関連携）の促進が特に重要であることが確認されました。さらに、本ワークショップの成果をもとに、再犯防止に関する各国のモデルとなる共通の指針（国連準則）を策定する提案がなされました。

### (3) ワークショップの成果を踏まえた今後の展望

本ワークショップでの議論の結果は、京都コンgresの全体会合に報告され、国連の公式文書として報告書にまとめられています<sup>※7</sup>。本ワークショップの成果を踏まえ、本年5月にウィーン

※7 最終的に京都コンgres全体の報告書A/CONF.234/16の中に組み入れられました。

で開催された国連の犯罪防止・刑事司法分野における政策決定機関である国連犯罪防止刑事司法委員会（通称「コミッション」）において、日本政府から再犯防止に関する国連準則の必要性やそのための専門家会合の開催について記した決議案が提出され、一部修正の上<sup>※8</sup>、採択されました。今後は、この新たな国連準則の策定及び普及が、再犯防止に向けた国際社会の意識や実行力を高め、2030アジェンダに記載された持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、より平和で安全・安心な社会の実現に貢献することが期待されます。

## 2 サイドイベント「世界保護司会議（World Congress for Community Volunteers Supporting Offender Reintegration）」

### 特2-8 世界保護司会議（パネルディスカッション）



#### (1) 世界保護司会議の開催意義及び内容

2021年（令和3年）3月7日、京都コンGRESSのサイドイベントとして、保護司を始めとする地域ボランティアが再犯防止の取組に参画することの有用性や、これらの制度を世界に広めていくための方策等について議論することを目的に、世界保護司会議が開催されました。

会議の冒頭、上川陽子法務大臣（当時）から、保護司を始めとする地域ボランティアの活動は、SDGsに掲げられたマルチステークホルダー・パートナーシップを体現するものであり、世界保護司会議の成果が地域ボランティアの輪を世界に広げていくための礎となることを期待しているとの挨拶がありました。続いて、UNODCのガーダ・ワーリー事務局長は、本会議が犯罪者の社会への再統合における地域ボランティアの国際ネットワークの構築につながることへの期待を述べました。さらに、谷垣禎一全国保護司連盟理事長は、誰もが再チャレンジできる社会を築くために地道な活動を続ける保護司の方々は、社会にとって「エッセンシャル」な存在であると述べました。

続いて、タイ法務研究所（TIJ）のナティー・チッサワン次長は、スピーチの中で、日本の保護司制度が再犯防止に効果があると評価するとともに、これを支えるインフラ整備の必要性を指摘しました。また、国際矯正司法心理学協会前会長フランク・ポポリーノ博士から、犯罪者処遇においては信頼関係を構築し、それにより相手の変化に影響を及ぼすことが重要であり、これを実践する日本の保護司制度は革新的であり、維持されるべきであるという基調講演がありました。

※8 最終的に修正された決議案としてE/CN.15/2021/L.6/Rev.1が公表されています。

会議後半のパネルディスカッションでは、「罪を犯した人の立ち直りを支える地域ボランティアの有用性」をテーマに各国のパネリストが発表と意見交換を行いました。日本からのパネリストとして登壇した栃木県保護司会連合会会長の安藤良子保護司からは、保護司活動の基礎となる地域の理解・協力の重要性などについて発表がありました。また、日本の保護司制度を基に制度を発展させてきたフィリピンやタイ、ケニアからは、地域で犯罪者の立ち直りを支えることを基本としつつも、修復的司法の支援業務（フィリピン）や電子監視機器を装着した仮釈放者等の監視業務の補助（タイ）、保護観察官がいない地域での代理業務（ケニア）を保護司が行うなど、独自に発展してきたとの発表がありました。そして、欧米からは、性犯罪者の地域社会への復帰を促進するための「支援と責任の輪」（Circles of Support and Accountability, CoSA<sup>※9</sup>）や、犯罪者の家族や女性など特定のグループを対象とした地域ボランティア制度の紹介がありました。

続いて行われたディスカッションでは、これらの地域ボランティアの活動について、地域の理解を得ることが重要であり、地域の理解の基となる住民からの信頼なくして活動は成り立たないという点で、各パネリストの意見の一致が見られたほか、制度を更に発展させていくためには、活動環境を整備することや処遇効果に対する一般市民の信頼を確立するためのオープンで透明性のある仕組みを構築することなどが必要であると指摘されました。

## （2）世界保護司会議の成果及び今後の展望

世界保護司会議では、上記の発表や議論などを踏まえ、「京都保護司宣言」<sup>※10</sup>が採択されました。同宣言には、保護司などの地域ボランティアの国際的認知度を向上することや、保護司制度を世界各国へ普及させること、そして国連の国際デーとしての「世界保護司デー」の創設に取り組むこと等が盛り込まれています。

罪を犯した人を隣人として受け入れ、同じ目線に立って親身に接することで、その立ち直りを支える保護司のアプローチは、SDGsの理念に通じるものであり、新たな被害者を生まない、安全・安心な社会を作るために重要なものとして、世界に広げていくのにふさわしいものです。

今後、法務省は、世界保護司会議の成果を京都コンgres後の再犯防止に関する国連準則の策定にいかしていくとともに、日本の保護司を世界共通語の「HOGOSHI」として積極的に発信し、「HOGOSHI」の輪を世界に広げていくこととしています。

## VOICE

### 保護司の立場から見た世界保護司会議について（栃木県保護司会連合会会長 安藤良子氏）

会議当日、京都市営地下鉄烏山線・国際会館駅で下車し会場に向かいました。会場である国立京都国際会館に向かう通路の両側には桜色鮮やかな京都コンgresのポスターが、床面には直径3mはある円形デザインのフロアサインが貼られており、その先の会場入口まで数十本を超える桜が満開で出迎えてくれました。

パネルディスカッションで私が行ったスピーチの概要は以下のとおりです。

※9 CoSA

性犯罪者がよりよい生活を送るための機会を提供し、社会的孤立や精神的孤独感などの再犯リスクを減らす仕組み。3人から5人のボランティアが協働して1人の対象者を担当し、対象者が日常で抱える様々な問題について支援や助言を行ったり、社会活動と一緒に参加したりする「内側の輪」と、医療や福祉の専門家が助言や指導を行う「外側の輪」から成る。カナダ、英国、オランダで導入されている。

※10 京都保護司宣言（英文・和文）のリンクを掲載したウェブサイトURL  
[https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo\\_hogo04\\_00003.html](https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo04_00003.html)

1994年（平成6年）、地元の保護司会長さんから「地域にもっと役に立つ保護司というボランティアがあるよ。」と声が掛かりました。それまでの私は、海外で出産、育児をしながら、南アフリカ共和国に1年間の留学、更に政府開発援助（ODA）としてアルゼンチン共和国で約3年間獣医師の仕事が続けた後、4人の子供を連れて帰国し、地域との絆を求めています。「私でも役に立てるなら。」と、保護司会長さんからのお誘いを受けました。

保護司の処遇活動における基本は保護観察対象者との面接です。彼らはそれぞれ成育歴や犯罪に至った背景が異なるので、こちらの発した言葉がどのように伝わるのか、保護司になったばかりの時はとても不安でした。最初、言葉は少なくとも、彼らの小さなしぐさを観察することから始めました。どんな思いなのか、どんな言葉を待っているのか、伝わってくるのです。本人自身のこととして考えていけるよう工夫しながら話していくと、話題が少しずつ広がっていききました。

保護観察対象者には「困ったとき、悲しいとき、嬉しいとき、どんなことでも話を聞くね。」と伝え、安心して何を話してもいい空間を作るよう心掛けています。面接を続けていくうちに、自分の靴をそろえたり、きちんと挨拶ができるようになったり、彼らが育っていく姿を見ることは、保護司でないと味わえない魅力、醍醐味なのです。

時として、「なぜ保護司が必要なの？」「なぜ貴重な税金を加害者のために使うの？」という声を耳にします。犯罪や非行をした人もいずれ地域に戻ってきますが、困っても相談できる人がおらず孤立や孤独を抱えていることが犯罪や非行の背景になっていることも多いため、地域で彼らを排除すると更に問題が深刻になります。保護司は、同じ地域に住む保護観察対象者の立ち直りを身近で支援し、地域と彼らを結び付ける存在でもあります。

私が保護司になったばかりの頃は、裏方としてひっそりと活動をすることが大切と教えられました。しかし、地域において保護司の存在や保護司のなり手が不足していることを知ってもらう機会等を通じて、徐々に保護司の存在がオープンになっていきました。

このような国際的会議の場で、保護司をメインテーマとして取り上げていただき、とても有り難く、ワクワクしています。「HOGOSHI」が世界的な言葉となり、その価値が高まるのは私たち保護司にとって励みとなり、より一層良い活動を続けていく力になると思います。

この度、世界保護司会議で私がスピーチできたのは、先輩諸氏始め関係各位の皆様と共に保護司として歩んでこられた証であり、感謝の気持ちで一杯です。

## 特2-9 安藤良子氏



### ③ サイドイベント「女性犯罪者の再犯防止と社会復帰 (Rehabilitation and Social Reintegration of Women Prisoners and Offenders)」

アジ研は、タイ法務研究所（TIJ）と共催で、「女性犯罪者の再犯防止と社会復帰」をテーマにしたサイドイベントを実施しました。

### (1) 本サイドイベントの背景

刑務所における改善更生や社会復帰のための処遇プログラムが、収容者の大半を占める男性受刑者を対象に作られてきたという歴史を背景に、2010年（平成22年）12月に国連総会で採択された「女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則（以下、通称である「バンコク・ルールズ」という。）」では、女性犯罪者に対する処遇プログラムは、女性の置かれている状況や女性特有のニーズに配慮したものである必要があることが明確にされました。女性の犯罪が貧困や被暴力体験等の問題と関連していることは、多くの研究でも検証されており、改善更生や社会復帰のための処遇プログラムでは、女性犯罪者に対して社会復帰に必要な力を授け、更生する意欲を高めることが肝要とされています。

バンコク・ルールズの策定を受け、世界各国において、女性犯罪者に適切なプログラムを提供するための努力がなされていますが、いまだ、バンコク・ルールズの理念が運用レベルで十分に実現できているとは言い難い現状にあります。本サイドイベントは、女性犯罪者の改善更生、社会復帰における特有のニーズについて理解を深めるとともに、世界各地における優れた実践や課題を共有する場として企画されました。

### (2) 本サイドイベントの内容

被害体験やそれに伴うトラウマ、低水準の教育、経済的貧困等の女性犯罪者の犯罪に至る特有の要因、有効な社会復帰プログラムの在り方、改善更生の評価の在り方等に言及があったほか、アルバニア、チェコ及びタイにおける調査で、失業と社会的排除が、共通して再犯の主要因であったとする研究結果が報告されました。また、日本からは、女性専用の更生保護施設における窃盗や薬物問題を扱った処遇プログラム等について発表しました。さらに、アルゼンチン及びジョージアにおける取組も紹介され、政府関係機関と市民団体等を含むマルチステークホルダーが協力することの重要性等が示されました。

### (3) 今後の展望

本サイドイベントの議論が、策定後10周年を迎えたバンコク・ルールズの更なる普及に寄与するとともに、再犯防止をテーマとした前記の1のワークショップにおける議論を補完するものとして、個々の犯罪者のニーズに応じた処遇の重要性、取り分け、女性を始めとした特定のニーズを有する者に対する配慮についての理解を深め、これにより、今後策定される再犯防止に関する国連準則においていかされることが期待されます。

#### 特2-10 本サイドイベントの様子



## 4 サイドイベント「法務省政策提案ワークショップ (Ministry of Justice Policy Proposal Workshop)」

学生グループが犯罪・非行からの立ち直りに関する政策提案を行うサイドイベント「法務省政策提案ワークショップ」を実施しました。

### (1) 本サイドイベントの背景

本サイドイベントに先立ち、法務省は、2019年（令和元年）12月に、同名のアイデアソン<sup>※11</sup>である「法務省政策提案ワークショップ」を開催しました。本サイドイベントは、その中で選ばれた3つの政策アイデア<sup>※12</sup>について、発案した学生グループによる発表を基に、世界から見た日本の矯正の在り方や今後の展望について議論するものです。京都コンGRESSの開催が1年延期されたにもかかわらず、3グループ合計9名の発表者が会場に集まりました。今回、アイデアソンを含め、本サイドイベントの参加者に「犯罪・非行からの立ち直り」を身近な社会課題として興味関心を持っていただくこと、民間企業や団体、この社会課題に関心を持つ学生や社会人との新たなつながりを作ることを期待して企画・実施しました。

### (2) 本サイドイベントの内容

本サイドイベントにおいては、学生グループにより、以下の3つの政策が提案されました。

| 政策名  | 概要  |
|--|---|
| Withdrawal of Punishment for 'Drug Use' in Japan | 薬物使用に対して治療に重点を置いたアプローチ（非犯罪化）を提案するもの。  |
| Reform social values                             | 犯罪者に対する社会の価値観の変容を促すための二つの方策として、ロールプレイング等の手法を活用した早期の教育と動画サイトやSNSを活用した周知・広報活動を提案するもの。 |
| Colorful World                                   | 「Home」と名付けたシェアハウスを通じ、非行少年を含めた様々な人々が居場所や新たなチャンスを見つけ、多様性のある社会を形成していくアイデアを提案するもの。      |

全てのグループによる発表の後、これまで更生保護や再犯防止の活動に取り組まれてきた甲田真理氏（ダンサー・女優）、中村すえこ氏（NPO法人セカンドチャンス！）、中澤照子氏（元保護司・Café LaLaLa店主）ら3名のゲストスピーカーからは、各グループの発表内容に対して様々な経験談を交えた助言や意見が述べられたほか、法務省矯正局更生支援管理官からは、「若い人たちの力を得ながら、これからも社会復帰と再犯防止に向けた対策を戦略的に進めて行く」旨のコメントが述べられました。本サイドイベントの終了にあたり、法務省矯正局長からは、「本サイドイベントの開催が、既存の枠組みにとらわれず、自由な発想を忘たなく発信できる日本の姿勢を国際社会に示す良い機会になったのであれば幸いである」旨の挨拶がなされました。

特2-11 学生グループによる発表



特2-12 ゲストスピーカーによるコメント



※11 アイデアソンとは、「アイデア」と「マラソン」を掛け合わせた造語で、ある特定のテーマについて多様なメンバーが集まり、対話を通じて、新たなアイデア創出やビジネスモデルの構築などを行うワークショップの一手法のこと。

※12 法務省Twitterなどの募集により学生70名と社会人53名が参加し、「犯罪・非行からの立ち直り」という社会課題について、「地域で立ち直りに取り組むには？」をテーマに政策立案を行い、京都コンGRESSで発表する3つのアイデアが選出されました。

**(3) 成果と今後の展望**

本サイドイベントは、犯罪・非行からの立ち直りに向けた取組やその重要性の周知に加え、共にこの分野で主体的に取り組む担い手を増やすことにつながったものと考えており、今後も、関係者・関係機関の連携強化や効果的な施策の実施による再犯防止の推進に向けて、様々な取組を展開していきたいと考えています。

**特2-13 法務省矯正局長による総括****V O I C E****参加した学生からの声。**

・この度は京都コンGRESSでの登壇という貴重な機会をいただきありがとうございました。罪を犯してしまった人々の社会復帰に関する報告の経験を、大学院での研究にも生かしていければと思います。(宇都宮大学大学院・横山友輝さん)

・様々な考えを持つ学生メンバーと「どうすれば社会の価値観を変えてもらえるか」について多くの意見を交わし、国際的な場で発信できた経験は一生の宝です。この学びを、今後は仕事の場で、積極的な姿勢で生かしていきます。(慶應義塾大学・沖臯津紀さん)

・アイデアの発案から会場での質疑応答まで、刑事政策に限定されない様々な分野の人々とともに、犯罪を行なってしまった人物を他人として見るのではなく、共通の問題をもつ当事者という視点から考えることができるとても貴重な機会でした。(早稲田大学大学院・吉川優太郎さん)

**特2-14 早稲田大学大学院・吉川 優太郎さんによる発表**

## 5 サイドイベント「再犯防止分野におけるSIBの課題と可能性 (Challenges and Potential of Social Impact Bond for the Prevention of Recidivism (Reoffending))」

### (1) 再犯防止分野におけるSIBの活用

犯罪をした者等の再犯防止に必要な「息の長い」支援を実現するためには、国と地方公共団体、民間協力者による協働が不可欠です。特に民間協力者については、近年、再犯防止の取組における役割の重要性は増しており、その活動範囲も広がっています。これに対応していくためには、民間協力者による活動のための財政基盤の整備が必要であり、再犯防止分野における民間資金の活用の推進が求められています。

政府においては、「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」(2020年(令和2年)3月成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定)(以下「アクションプラン」という。)(【施策番号97】参照)に基づき、再犯防止を重点分野の一つとして、成果連動型民間委託契約方式(以下「PFS」という。)の普及促進を進めることとされています。

こうした流れを受けて、法務省では、2019年度(令和元年度)、再犯防止分野への民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式(以下「SIB」という。)の導入に向け調査研究を実施し、具体的な事業案として「非行少年に対する継続的な学習支援の実施」が示されました。そこで、2021年度(令和3年度)からSIBのスキームを活用して当該事業に取り組むこととしています。

一般に、SIBのスキームは、国から受託事業者に対し、委託費を事業の成果に連動させる形で支払うことにより、国の支出の効率化を図りつつ、民間のインセンティブを高めることでその知見やノウハウを最大限に活用することが期待できる仕組みとされています。また、民間の資金提供者は、受託事業者に資金提供を行い、国から受託事業者に対する成果に応じた委託費の支払いに連動して償還を受ける形となり、SIBに関与する資金提供者が増加すれば、民間資金の言わば掘り起こしにもつながるものとなります。

なお、世界で初めてのSIB事業は、2010年(平成22年)から英国のピーターバラ(Peterborough)刑務所において、同刑務所出所者に対して行われた再犯防止分野の事業であるとされています。

そして、法務省において2021年度から取り組むこととしている事業は、再犯防止分野はもちろんのこと、日本政府が主体的に取り組むものとしては初めてのSIB事業となります。

このような背景もあり、京都コンGRESSにおいては、日本におけるPFS/SIBの仕組み作りに貢献いただいている一般財団法人社会変革推進財団(Social Innovation and Investment Foundation、SIIF)と法務省の共催により、諸外国でPFS/SIBに取り組んでいるジェーン・ニューマン氏(Social Finance/International Director)及びケビン・タン氏(Tri-Sector Associate/Founder)をお招きし、「再犯防止分野におけるSIBの課題と可能性」をテーマとして、本サイドイベントを実施しました。

### (2) 本サイドイベントの内容

本サイドイベントでは、ジェーン・ニューマン氏からPFS/SIBのスキームや有効性のほか、英国のピーターバラ刑務所における取組の内容や成果等について講演いただきました。

ケビン・タン氏からは、米国マサチューセッツ州における再犯防止分野でのPFS事業の内容を御紹介いただいたほか、アジアでの取組を通じてタン氏が感じ取られた、PFS/SIBを普及促進するために必要な観点等について講演いただきました。

また、SIIFから日本におけるPFS/SIBの動向等について紹介いただくとともに、法務省から

は2021年度から実施予定のSIB事業について報告を行いました。

その後、登壇者によるパネルディスカッションが行われ、ジェーン・ニューマン氏からは、PFS/SIBが新たなアプローチの手法であることから、国や地方公共団体が、その導入過程において十分な検討を行い、関係者及び関係機関と密に連携する必要があるなどのコメントがありました。

また、ケビン・タン氏からは、PFS/SIBのスキームについて、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、社会課題を解決するための様々な民間セクターによる新たな取組が活発化する現代社会において、資金の豊富な大規模事業者だけでなく、小規模な民間セクターにとっても効果的な連携が構築できるスキームとして期待されるなどのコメントをいただきました。

さらに、SIIFからは、PFS/SIBは柔軟性を持ったイノベティブな民間の活動促進が期待されるスキームであるものの、行政側が従来のルールの範囲内で事業の発注を行うことが多いためにその柔軟性が損なわれている現状にあり、今後はインパクト指向の取組について、行政に加え、民間の団体も担っていくことで社会課題の解決に向けた成果の創出につなげていく必要があるなどのコメントをいただきました。

(当日の様子については、こちらから御覧いただけます。)

<https://www.youtube.com/watch?v=J6FO8TIEqXM>



#### 特2-15 サイドイベントの様子①



#### 特2-16 サイドイベントの様子②



### (3) 今後の課題と可能性

我が国で再犯防止分野におけるSIB事業を実施するに当たっては、成果指標の設定方法、適切な民間事業者の選定、資金提供者の位置付けの整理など、検討すべき点が多くあります。

法務省では、本サイドイベントを通じて得た海外の知見も踏まえ、まずは2021年度から実施する事業について、着実に取り組むこととしています。

アクションプランでは、2022年度末(令和4年度末)までに、重点3分野(医療・健康、介護及び再犯防止)でのPFS/SIB事業を実施した地方公共団体等の数を100団体以上とする目標が掲げられています。地方公共団体もその実情に応じた再犯防止施策を策定・実施する責務を負う(再犯防止推進法第4条第2項)中で、PFS/SIBは、そうした地方公共団体による取組を進めるツールとしても、有効に活用され得るものと考えています。法務省においても、本サイドイベントを通じて形成された関係機関のネットワークを活用しつつ、2021年度から開始する事業の実施状況も踏まえ、再犯防止分野におけるPFS/SIBの普及促進に取り組むこととしています。

## 第3節

## 京都コンGRESSの成果と今後の展望

京都宣言の内容は多岐にわたるところ、我が国としては、「国際協力の促進のための世界各地における実務家ネットワークの創設」、「刑事司法分野における次世代を担うユースの育成」、「世界各国における再犯防止の推進」の3つの取組を京都コンGRESSの成果（レガシー）として展開し、その実施にリーダーシップを発揮していくこととしている。（特2-17参照）。

本節では、京都コンGRESSの成果（レガシー）の展開について、上記の3つの取組を中心としてつ、特に再犯防止に関する取組を具体的に紹介することとしたい。

## 特2-17 京都コンGRESSの成果展開（レガシー）の取組の概要

## 京都コンGRESSの成果展開（レガシー）の取組

京都コンGRESS（第14回国連犯罪防止刑事司法会議）で採択された「京都宣言」の実施にリーダーシップを発揮するため、以下の3つを柱とした取組を積極的に展開し、法の支配に裏打ちされた新たな国際秩序形成を主導する。

| 国際協力の促進のための各地域における実務家ネットワークの創設   | 刑事司法分野における次世代を担うユースの育成   | 世界各国における再犯防止の推進   |
|--|--|---|
| <p>■ 現状と問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アジア太平洋地域において、捜査共助の制度・運用の理解不足、技術支援プロジェクトに関する情報共有・連携不足により、国際協力が不十分・非効率<br/>(アジア太平洋地域に情報共有・意見交換を行う枠組みが存在していない)</li> </ul>  | <p>■ 現状と問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法的紛争や犯罪のグローバル化の進展に伴い、司法分野における国際業務の重要性が増す</li> <li>グローバルな法的紛争をルールに則して解決する力を有する人材の育成が急務</li> </ul>  | <p>■ 現状と問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>京都宣言に再犯防止に関する詳細な記載が設けられた</li> <li>国際的に認められた基準がなく、国連準則（※）策定のニーズが高い<br/>※国連準則…加盟国の基本的な指針と実践のために必要な基準を定めるもの（マンデラ・ルールズなど）</li> </ul>   |
| <p>■ 対応策</p> <p><b>アジア太平洋刑事司法フォーラムの創設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アジア太平洋地域における司法当局の情報共有・意見交換、国際協力上の問題解決のための会合を定期開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>相互理解の促進、信頼関係の構築・維持、ノウハウの組織的な蓄積、技術支援をすべき課題の特定による効果的な国際協力の実現</li> </ul> </li> </ul> | <p>■ 対応策</p> <p><b>ユースフォーラムの定期開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法的紛争をルールに則して解決する力、法の支配に根ざしたリーガルマインドを有する国際法務人材の育成・確保</li> <li>司法分野における国際業務に対する若者の関心の喚起</li> <li>若者同士のコミュニケーションを通じて国際感覚を養い、将来につながるパートナーシップを築く機会を提供</li> <li>専門家の議論に若者の意見を反映</li> </ul> | <p>■ 対応策</p> <p><b>再犯防止国連準則の策定を主導</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「京都モデルストラテジー（仮称）」 <ul style="list-style-type: none"> <li>保護司制度など、我が国の知見を盛り込み、我が国と理念を共有する国々が増加</li> <li>準則を活用し、各国の再犯防止施策の充実に貢献（アジ研による支援）</li> </ul> </li> </ul> |

## ① 京都コンGRESSの成果展開（レガシー）における3つの取組

1つ目は、世界各国の再犯防止施策の推進のための国連準則の策定である。

京都宣言においては、再犯防止に関する詳細な記載が設けられ、再犯防止に関する各国の関心の高さが明確となった。

この分野は、再犯防止推進計画を策定し、官民連携やマルチステークホルダー・パートナーシップにより就労支援等を含む再犯防止に取り組む我が国の知見を生かせる分野である。

また、これまで刑事司法分野においては、国連被拘禁者処遇最低基準規則（通称「マンデラ・ルールズ」）や非拘禁措置のための国連最低基準規則（「通称「東京ルールズ」）のほか多数の国連準則が定められ、各国における立法や政策立案の際に参照されてきたところである。

そこで、京都コンGRESSの成果として、再犯防止に関する国連準則である「再犯防止国連準則」（通称「京都モデルストラテジー（仮称）」）を策定し、さらに、京都コンGRESSで再犯防止についてのワークショップを運営したアジ研においてこの準則を活用した研修を行うなどして、アジア・アフリ

カ等の途上国における再犯防止関連施策の充実に貢献することを目指すこととしている。

2つ目の成果展開の取組は、ユースフォーラムの定期開催である。

京都 kongress の約1週間前、我が国は kongress の関連イベントとして京都 kongress ・ユースフォーラムを開催した。同フォーラムには35の国と地域から約150名が参加し、同フォーラムでの議論の結果として採択された「勧告」は、京都 kongress 初日に国連に提出された。また、京都宣言においては、犯罪防止の取組を支援するため、ユースフォーラムを開催するなどして、若者のエンパワメントに努めるべきことが指摘された。

そこで、ユースフォーラムを kongress 後も毎年開催することにより、国内外における若者の国際感覚を養い、将来につながる若者のパートナーシップを築く機会を提供するとともに、法の支配に根ざしたリーガルマインドを有する人材の育成・確保に取り組み、更には司法分野における国際分野に対する若者の関心を喚起していくこととしている。

2021年度（令和3年度）には、東京国際フォーラムにおいて、「第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム（The 1<sup>st</sup> Global Youth Forum for a Culture of Lawfulness）」を開催する予定である。

全体テーマは、多様性と包摂性のある社会に向けた若者の役割（The role of youth in achieving a diverse and inclusive society）、2つある分科会のテーマはそれぞれ、成年年齢に達することと社会への参画（Reaching the age of adulthood and participation in society）とコロナ後の犯罪防止・刑事司法（包摂的社会の実現に向けた若者の役割）（Crime prevention and criminal justice in the post-COVID-19 world - youth participation in achieving an inclusive society）で、国内外の学生等約120人程度の参加を見込んでいる。

3つ目の成果展開の取組は、国際協力の促進のための実務家ネットワークの創設である。

京都宣言では、刑事に関する国際協力の一層の促進が宣言された。

しかしながら、我が国が属するアジア太平洋地域においては、捜査共助の制度・運用に対する各国相互の理解不足により、十分な国際協力ができているとは言い難い状況にある。

また、我が国が積極的に進めている東南アジア諸国における刑事司法分野の技術支援についても、効率的な国際協力を推進するため、他の支援国との情報共有や意見交換を実施することが極めて有効である。

そこで、アジア太平洋地域において司法当局のプラットフォームを新たに構築し、司法関係者等が、刑事共助に関する情報共有・意見交換や、国際協力（技術支援）を行う上で相手国の真の問題に対処するための情報交換を行うための場を提供したいと考えている。

2022年（令和4年）2月14日及び15日には、東京都内において、「第1回アジア太平洋刑事司法フォーラム（The 1<sup>st</sup> Criminal Justice Forum for Asia and the Pacific）」を実施することを計画しており、国連や各国とそのテーマや議論の進め方等について協議・調整を開始したところである。

今後、京都 kongress を新たな出発点と捉え、その成果展開を通じて、国際社会における法の支配の確立を目指す「司法外交」を次のステージに進めていきたい。

## 2 再犯防止分野における今後の展望

京都 kongress の成果展開（レガシー）のうち、特に再犯防止に関するものとしては、「再犯防止国連準則」の策定が挙げられる。策定に向けた検討状況や今後の見通しについて、以下のとおり詳述する。

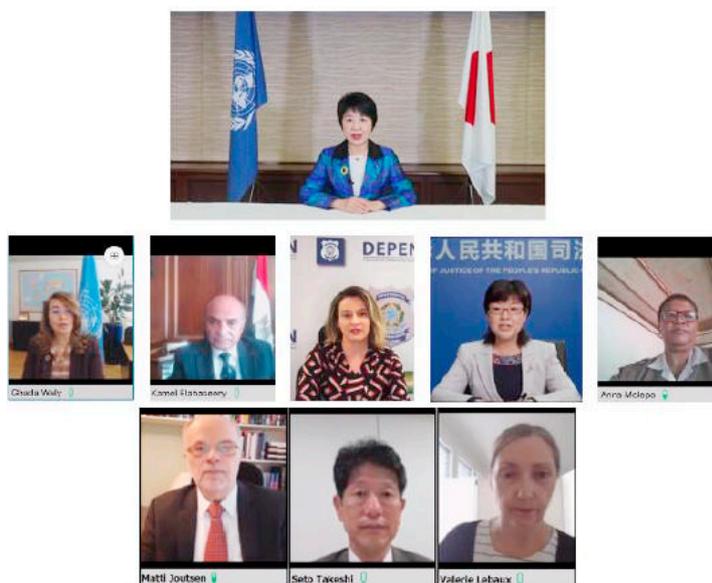
2021年（令和3年）5月にウィーンで開催された国連犯罪防止刑事司法委員会において、我が国は、「再犯防止国連準則」の策定プロセスを進めるための決議案を提出した。

具体的には、同準則の策定に向けた協議を行う専門家会合を設置・開催するための決議案であり、多くの国から積極的な賛同（共同提案）を得て、全会一致でこれが採択された。

また、この開催期間中、我が国は、「京都宣言のフォローアップ：新たな国連準則による再犯防止」をテーマとした、オンライン方式によるサイドイベント<sup>※13</sup>を実施した。このサイドイベントでは、上川陽子法務大臣（当時）の冒頭あいさつにおいて、再犯防止と持続可能な開発のための2030アジェンダとの密接な関連性について言及がなされたほか、UNODCのガーダ・ワーリー事務局長によるゲストスピーチにおいて、再犯防止が刑事司法システムの基本的な機能であることが強調された。また、各国高官により再犯防止に関する施策の報告がなされた。サイドイベントの後半においては、アジ研所長などにより、「京都 kongress における再犯防止についての議論の結果と今後の展望」をテーマとしたパネルディスカッションが行われ、再犯防止に焦点を当てた国連準則を新たに策定する必要性が改めて確認された。

今後、2023年（令和5年）又は2024年（令和6年）の国連犯罪防止刑事司法委員会での再犯防止国連準則の採択を目指したいと考えている。（特2-19参照）

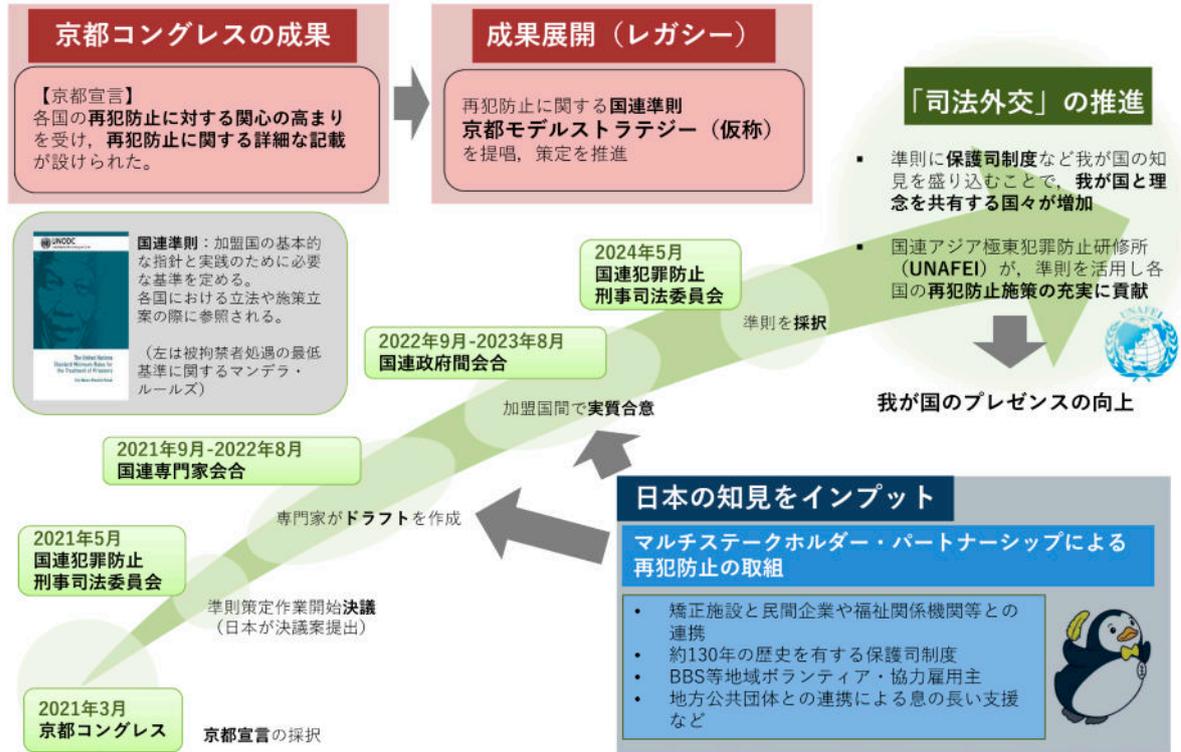
### 特2-18 国連犯罪防止刑事司法委員会におけるサイドイベントの様子



※13 国連犯罪防止刑事司法委員会におけるサイドイベントの結果報告 URL  
[https://www.unodc.org/documents/commissions/CND\\_CCPCJ\\_joint/Side\\_Events/2021/CCPCJ\\_Side\\_Event\\_Report\\_2021.pdf](https://www.unodc.org/documents/commissions/CND_CCPCJ_joint/Side_Events/2021/CCPCJ_Side_Event_Report_2021.pdf)

特2-19 再犯防止国連準則の策定フロー

京都 kongress の成果展開（レガシー）：再犯防止国連準則の策定を主導



特集1

特集2

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

基礎資料





# 第1章

令和3年版  
再犯防止推進白書

## 再犯防止をめぐる近年の動向

第1節 再犯防止に向けた政府の取組

第2節 再犯の防止等に関する施策の成果指標

第3節 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標



金魚

## 再犯防止をめぐる近年の動向

### 第1節 再犯防止に向けた政府の取組

2016年（平成28年）12月に、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「推進法」という。）が成立し、施行されたことを受け、政府は、2017年（平成29年）12月、2018年度（平成30年度）から2022年度（令和4年度）末までの5年間を計画期間とする、国として初めてとなる「再犯防止推進計画」（以下「推進計画」という。）を閣議決定した。

政府は、推進計画に基づき、関係府省庁の連携の下で、再犯防止に向けた取組を進めており、2019年（令和元年）12月には、①満期釈放者対策、②地方公共団体との連携強化の推進、及び③民間協力者の活動の促進の3点をより重点的に取り組むべき課題として整理し、これらに対応する各種取組を加速させるため、犯罪対策閣僚会議において「再犯防止推進計画加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）を決定した。

推進法の施行後5年目となる2021年（令和3年）においては、2019年（令和元年）出所受刑者の2年以内再入率が15.7%となり、出所受刑者の2年以内再入率を16%以下にするという政府目標を達成するなど（【指標番号3】参照）、推進計画や加速化プラン等を始めとした各種取組の成果が着実に表れている。

その一方で、2020年（令和2年）には、新型コロナウイルス感染症の感染が全国的に拡大し、再犯防止に向けた各種取組に対しても大きな影響を及ぼしている。具体的には、閉鎖空間である矯正施設における感染拡大の危険性に対応した処遇の実施、対面・集合形式で実施していた職員に対する研修や広報・啓発活動等における実施方法の工夫など、既存の活動の実施方法等の見直し等の対応が求められている。

このような困難な状況の中であっても、政府は、再犯防止の取組を推進するため、新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら、各種取組を行っているところである。なお、本白書においても、関連する各施策で新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響について言及するほか、コラム1において、矯正施設における新型コロナウイルス感染症への対応について、コラム8において、再犯防止を支える民間協力者の活動に関する新型コロナウイルス感染症の影響について紹介する。

また、新型コロナウイルス感染症に起因する課題に対処するだけでなく、医療資材の不足といった課題を抱える地方公共団体に対して、矯正施設において作成した医療資源を提供するなどの支援を行っており（【コラム12】参照）、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応した新たな取組も行われている。

## 第2節 再犯の防止等に関する施策の成果指標

### ① 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率【指標番号1】

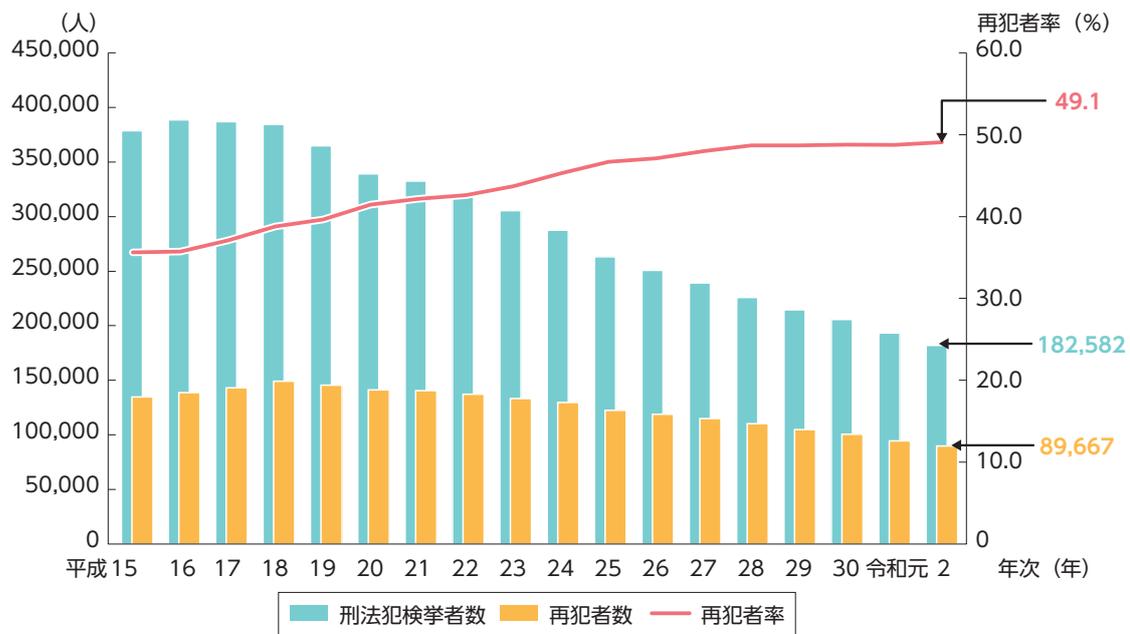
(平成15年～令和2年)

| 年次    | 刑法犯検挙者数 |         |      |
|-------|---------|---------|------|
|       | 再犯者数    | 再犯者率    |      |
| 平成15年 | 379,602 | 135,295 | 35.6 |
| 16    | 389,027 | 138,997 | 35.7 |
| 17    | 386,955 | 143,545 | 37.1 |
| 18    | 384,250 | 149,164 | 38.8 |
| 19    | 365,577 | 145,052 | 39.7 |
| 20    | 339,752 | 140,939 | 41.5 |
| 21    | 332,888 | 140,431 | 42.2 |
| 22    | 322,620 | 137,614 | 42.7 |
| 23    | 305,631 | 133,724 | 43.8 |
| 24    | 287,021 | 130,077 | 45.3 |
| 25    | 262,486 | 122,638 | 46.7 |
| 26    | 251,115 | 118,381 | 47.1 |
| 27    | 239,355 | 114,944 | 48.0 |
| 28    | 226,376 | 110,306 | 48.7 |
| 29    | 215,003 | 104,774 | 48.7 |
| 30    | 206,094 | 100,601 | 48.8 |
| 令和元年  | 192,607 | 93,967  | 48.8 |
| 2     | 182,582 | 89,667  | 49.1 |

注 1 警察庁・犯罪統計による。

注 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

注 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。



刑法犯検挙者中の再犯者数は、2007年（平成19年）以降、毎年減少しており、2020年（令和2年）は8万9,667人であった。

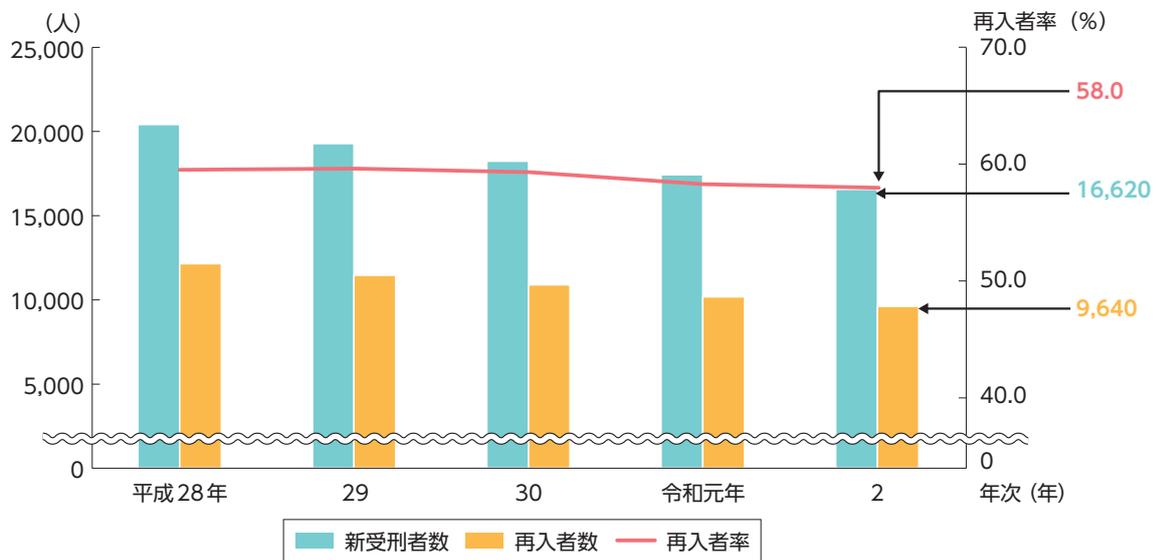
一方、再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、近年上昇傾向にあり、2020年は、49.1%と、調査の開始（1972年（昭和47年））以降過去最高であった。

## ② 新受刑者中の再入者数及び再入者率【指標番号2】

(平成28年～令和2年)

| 年次    | 新受刑者数  |        | 再入者数 |      |
|-------|--------|--------|------|------|
|       | 新受刑者数  | 再入者数   | 再入者数 | 再入者率 |
| 平成28年 | 20,467 | 12,179 |      | 59.5 |
| 29    | 19,336 | 11,476 |      | 59.4 |
| 30    | 18,272 | 10,902 |      | 59.7 |
| 令和元年  | 17,464 | 10,187 |      | 58.3 |
| 2     | 16,620 | 9,640  |      | 58.0 |

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。  
 2 「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所した受刑者などをいう。  
 3 「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。  
 4 「再入者率」は、新受刑者数に占める再入者数の割合をいう。



新受刑者中の再入者数は、刑法犯検挙者中の再犯者数と同様、近年減少傾向にあり、2020年（令和2年）は9,640人であった。

再入者率は、近年58～59%台で推移していたところ、2020年は58.0%と前年よりも0.3ポイント減少した。

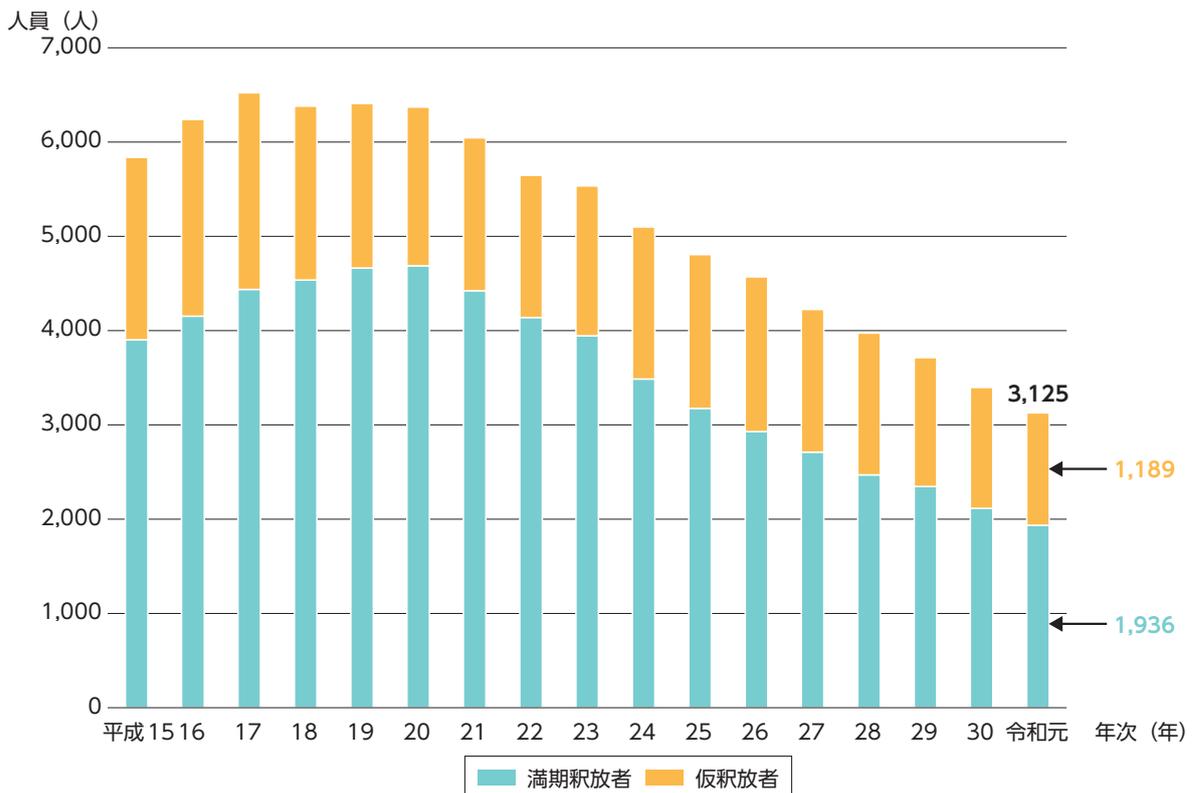
3 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率【指標番号3】

(平成15年～令和元年)

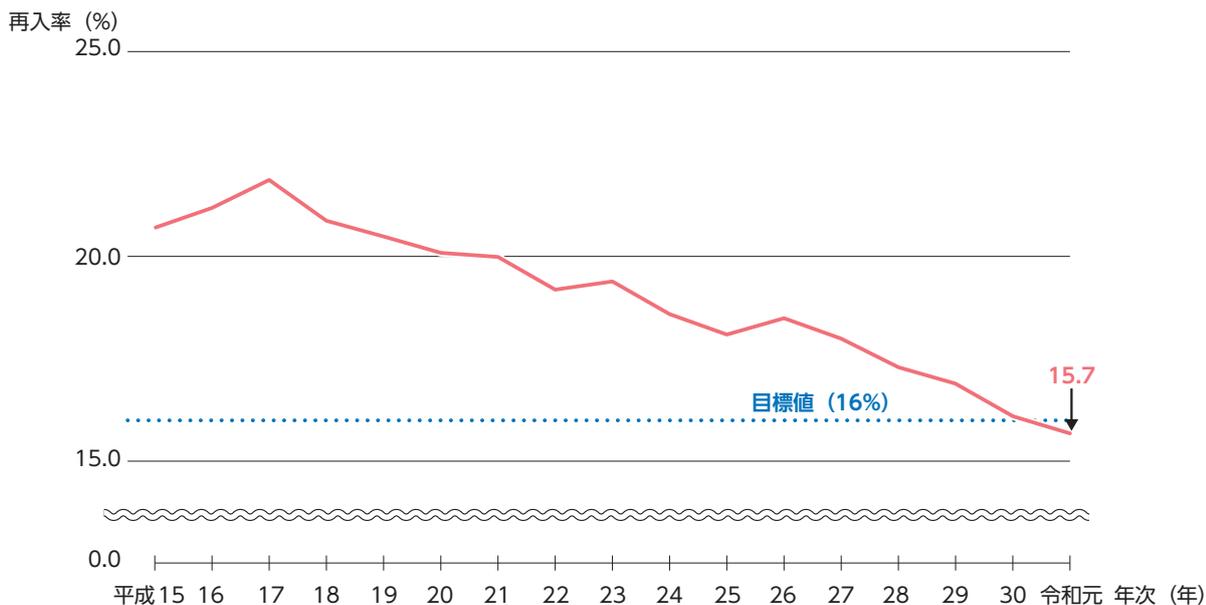
| 年次<br>(出所年) | 出所受刑者数 | 出所受刑者数  |        | 2年以内再入者数     | 2年以内再入者数     |              |
|-------------|--------|---------|--------|--------------|--------------|--------------|
|             |        | うち満期釈放者 | うち仮釈放者 |              | うち満期釈放者      | うち仮釈放者       |
| 平成15年       | 28,170 | 12,386  | 15,784 | 5,835 (20.7) | 3,903 (31.5) | 1,932 (12.2) |
| 16          | 29,526 | 12,836  | 16,690 | 6,236 (21.1) | 4,155 (32.4) | 2,081 (12.5) |
| 17          | 30,025 | 13,605  | 16,420 | 6,519 (21.7) | 4,434 (32.6) | 2,085 (12.7) |
| 18          | 30,584 | 14,503  | 16,081 | 6,380 (20.9) | 4,536 (31.3) | 1,844 (11.5) |
| 19          | 31,297 | 15,465  | 15,832 | 6,409 (20.5) | 4,661 (30.1) | 1,748 (11.0) |
| 20          | 31,632 | 15,792  | 15,840 | 6,372 (20.1) | 4,687 (29.7) | 1,685 (10.6) |
| 21          | 30,178 | 15,324  | 14,854 | 6,044 (20.0) | 4,424 (28.9) | 1,620 (10.9) |
| 22          | 29,446 | 14,975  | 14,471 | 5,649 (19.2) | 4,140 (27.6) | 1,509 (10.4) |
| 23          | 28,558 | 13,938  | 14,620 | 5,533 (19.4) | 3,944 (28.3) | 1,589 (10.9) |
| 24          | 27,463 | 12,763  | 14,700 | 5,100 (18.6) | 3,487 (27.3) | 1,613 (11.0) |
| 25          | 26,510 | 11,887  | 14,623 | 4,804 (18.1) | 3,173 (26.7) | 1,631 (11.2) |
| 26          | 24,651 | 10,726  | 13,925 | 4,569 (18.5) | 2,928 (27.3) | 1,641 (11.8) |
| 27          | 23,523 | 9,953   | 13,570 | 4,225 (18.0) | 2,709 (27.2) | 1,516 (11.2) |
| 28          | 22,909 | 9,649   | 13,260 | 3,971 (17.3) | 2,470 (25.6) | 1,501 (11.3) |
| 29          | 21,998 | 9,238   | 12,760 | 3,712 (16.9) | 2,348 (25.4) | 1,364 (10.7) |
| 30          | 21,032 | 8,733   | 12,299 | 3,396 (16.1) | 2,114 (24.2) | 1,282 (10.4) |
| 令和元年        | 19,953 | 8,313   | 11,640 | 3,125 (15.7) | 1,936 (23.3) | 1,189 (10.2) |

- 注 1 法務省調査による。  
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。  
 3 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員をいう。  
 4 ( )内は、各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合である。

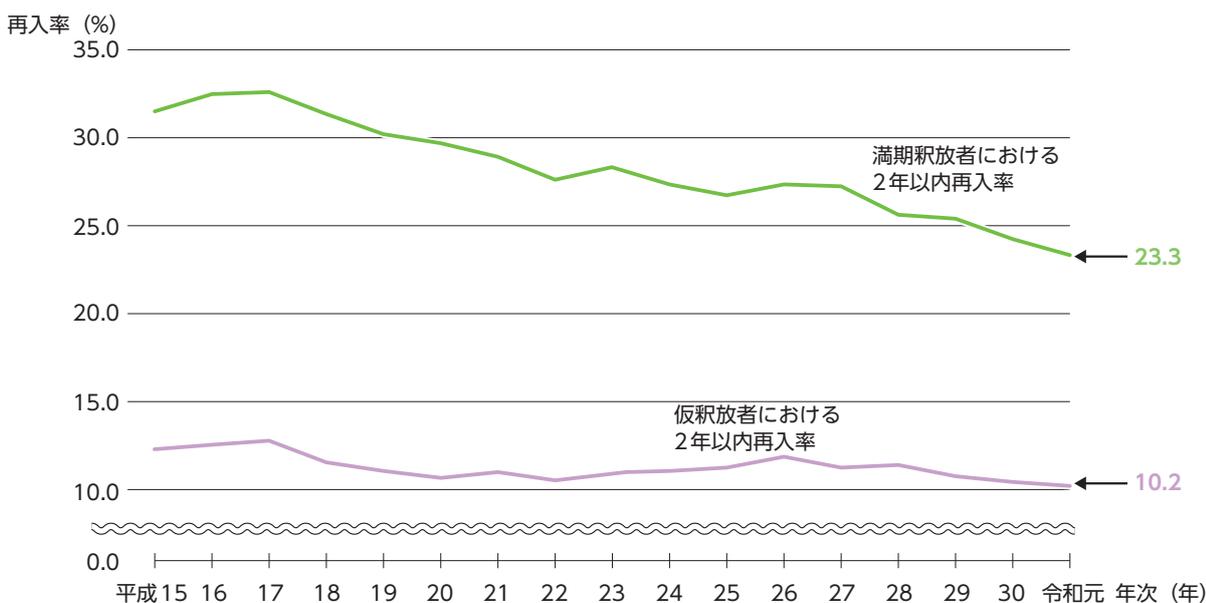
指標番号3-1 出所後の2年以内再入者数の推移



## 指標番号3-2-1 出所受刑者の2年以内再入率の推移



## 指標番号3-2-2 出所受刑者の2年以内再入率の推移 (出所事由別)



出所受刑者の2年以内再入者数は、2008年（平成20年）以降、毎年減少しており、2019年（令和元年）出所者では3,125人と、近年2年以内再入者数が最も多かった2005年（平成17年）出所者（6,519人）と比べて半減している。

また、出所受刑者の2年以内再入率については、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）において、2021年（令和3年）までに16%以下にするとの数値目標<sup>※1</sup>を設定しているところ、2019年出所者では15.7%となって当該目標を達成した。なお、いずれの出所年においても、満期釈放者<sup>※2</sup>の2年以内再入率は、仮釈放者よりも高く、2019年は23.3%であった。

※1 「再犯防止に向けた総合対策」における数値目標

過去5年（2006年（平成18年）から2010年（平成22年））における2年以内再入率の平均値（刑務所については20%、少年院については11%）を基準として、これを2021年（令和3年）までに20%以上減少させるというもの。出所受刑者の2年以内再入率については、2020年（令和2年）出所者について16%以下にすることが数値目標となる。

※2 本章において、別に付記しない場合には、「満期釈放」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいい、「満期釈放者」は、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了により刑事施設を出所した者をいう。

4 主な罪名（覚醒剤取締法違反、性犯罪（強制性交等・強姦・強制わいせつ）、傷害・暴行、窃盗）・特性（高齢（65歳以上）、女性、少年）別2年以内再入率【指標番号4】

罪名別（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗） (平成27年～令和元年)

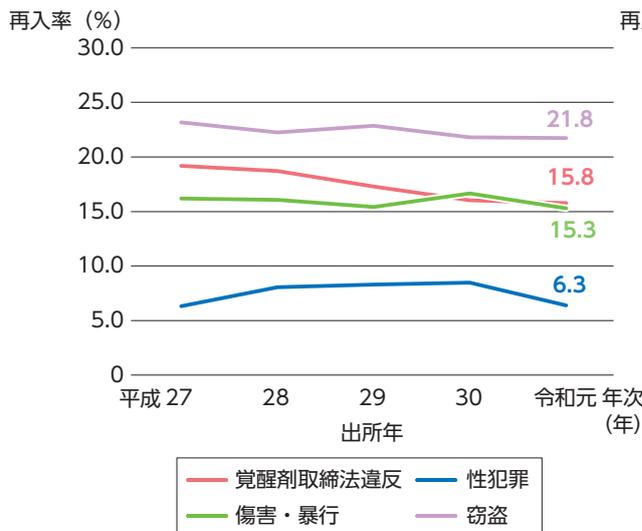
| 年次<br>(出所年) | 覚醒剤取締法違反   |              | 性犯罪        |              | 傷害・暴行      |              | 窃盗         |              |
|-------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|
|             | 出所<br>受刑者数 | 2年以内<br>再入者数 | 出所<br>受刑者数 | 2年以内<br>再入者数 | 出所<br>受刑者数 | 2年以内<br>再入者数 | 出所<br>受刑者数 | 2年以内<br>再入者数 |
| 平成27年       | 6,184      | 1,187 (19.2) | 640        | 40 (6.3)     | 1,310      | 212 (16.2)   | 7,860      | 1,824 (23.2) |
| 28          | 6,144      | 1,149 (18.7) | 674        | 54 (8.0)     | 1,238      | 199 (16.1)   | 7,608      | 1,695 (22.3) |
| 29          | 6,134      | 1,061 (17.3) | 643        | 53 (8.2)     | 1,065      | 164 (15.4)   | 7,265      | 1,663 (22.9) |
| 30          | 5,982      | 957 (16.0)   | 653        | 55 (8.4)     | 1,057      | 176 (16.7)   | 6,770      | 1,477 (21.8) |
| 令和元年        | 5,367      | 846 (15.8)   | 630        | 40 (6.3)     | 955        | 146 (15.3)   | 6,663      | 1,450 (21.8) |

特性別（高齢、女性） (平成27年～令和元年)

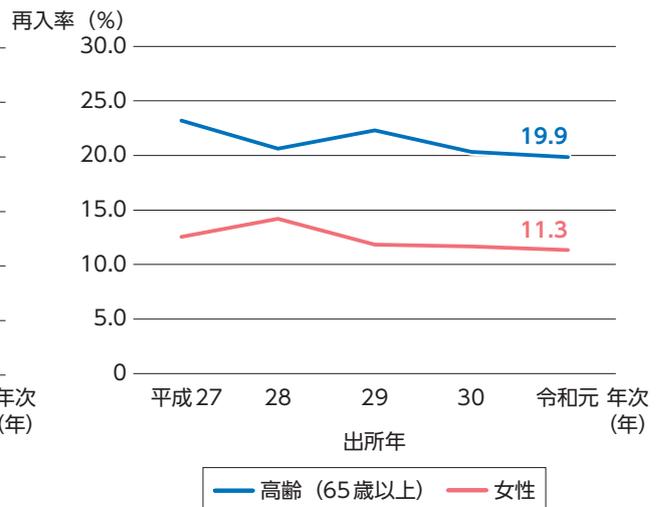
| 年次<br>(出所年) | 高齢（65歳以上）  |              | 女性         |              |
|-------------|------------|--------------|------------|--------------|
|             | 出所<br>受刑者数 | 2年以内<br>再入者数 | 出所<br>受刑者数 | 2年以内<br>再入者数 |
| 平成27年       | 2,881      | 669 (23.2)   | 2,261      | 284 (12.6)   |
| 28          | 2,990      | 617 (20.6)   | 2,196      | 312 (14.2)   |
| 29          | 2,910      | 650 (22.3)   | 2,195      | 260 (11.8)   |
| 30          | 2,781      | 566 (20.4)   | 2,046      | 239 (11.7)   |
| 令和元年        | 2,762      | 549 (19.9)   | 1,886      | 214 (11.3)   |

- 注 1 法務省調査による。  
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。  
 3 特性別（高齢）の年齢については、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。  
 4 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員をいう。  
 5 ( ) 内は、各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合である。  
 6 「性犯罪」は、強制性交等・強姦・強制わいせつ（いずれも同致死傷を含む。）をいう。  
 7 「傷害」は、傷害致死を含む。

指標番号4-1 2年以内再入率（罪名別）の推移



指標番号4-2 2年以内再入率（特性別）の推移



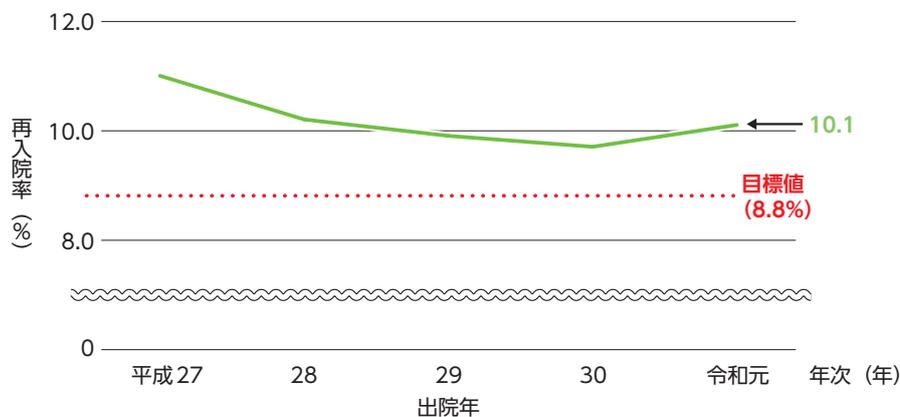
少年院出院者2年以内再入院率  
特性別（少年）

（平成27年～令和元年）

| 年次<br>（出院年） | 出院者数  | 2年以内再入院者数  |
|-------------|-------|------------|
| 平成27年       | 2,879 | 316 (11.0) |
| 28          | 2,750 | 281 (10.2) |
| 29          | 2,475 | 245 (9.9)  |
| 30          | 2,156 | 210 (9.7)  |
| 令和元年        | 2,065 | 208 (10.1) |

- 注 1 法務省調査による。  
 2 「2年以内再入院者数」は、各年の少年院出院者のうち、出院年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員をいう。  
 3 （ ）内は、各年の少年院出院者数に占める再入院者数の割合である。

## 指標番号4-3 少年院出院者の2年以内再入院率の推移



2019年（令和元年）出所者の2年以内再入率について、主な罪名・特性別で見ると、「覚醒剤取締法違反」（15.8%）、「窃盗」（21.8%）、「高齢（65歳以上）」（19.9%）が全体（15.7%）よりも高くなっている。

また、2019年出所者の2年以内再入率は、2018年（平成30年）出所者と比べて、「覚醒剤取締法違反」（0.2ポイント減）、「性犯罪」（2.1ポイント減）、「傷害・暴行」（1.4ポイント減）、「高齢（65歳以上）」（0.5ポイント減）、「女性」（0.4ポイント減）が低下した一方、「窃盗」は前年と同じく21.8%であった。

一方、少年院出院者の2年以内再入院率については、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）において、2021年（令和3年）までに8.8%以下にするとの数値目標を設定しているところ、2019年出院者の2年以内再入院者数は208人と、調査の開始（1996年（平成8年））以降、過去最低であったものの、2年以内再入院率はなお10.1%となっている。

### 第3節 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

#### ① 就労・住居の確保等関係

##### (1) 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合【指標番号5】

(平成28年度～令和2年度)

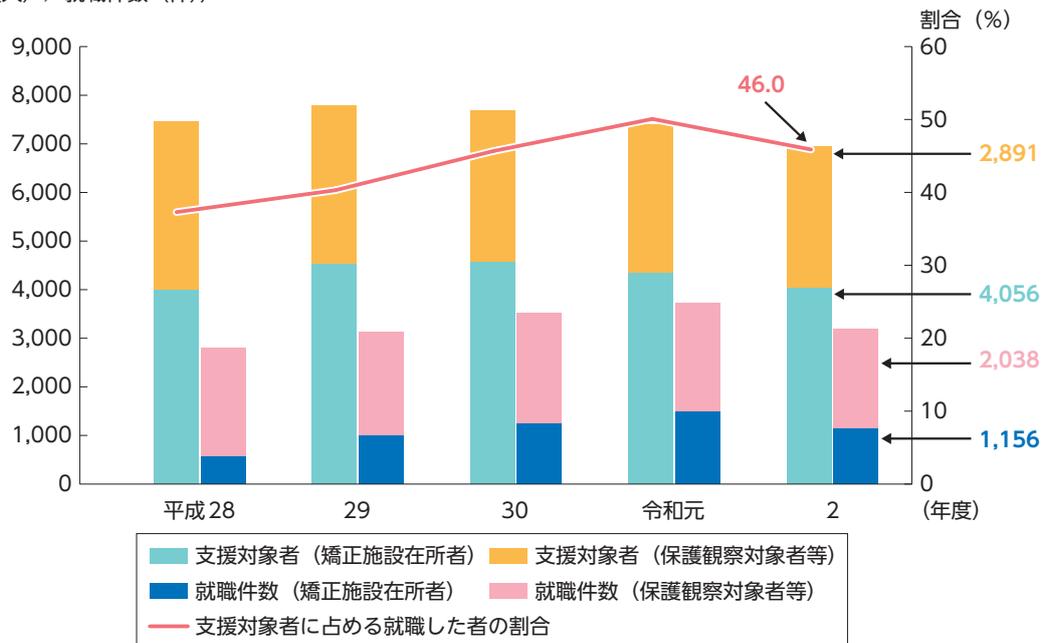
| 年度     | 支援対象者数 | 就職件数       |            | 割合   |
|--------|--------|------------|------------|------|
|        |        | うち矯正施設在在所者 | うち保護観察対象者等 |      |
| 平成28年度 | 7,464  | 4,023      | 3,441      | 37.4 |
| 29     | 7,794  | 4,539      | 3,255      | 40.4 |
| 30     | 7,690  | 4,593      | 3,097      | 45.8 |
| 令和元年度  | 7,411  | 4,355      | 3,056      | 50.2 |
| 2      | 6,947  | 4,056      | 2,891      | 46.0 |

注 1 厚生労働省調査による。

2 「支援対象者数」は、矯正施設又は保護観察所からハローワークに対して協力依頼がなされ、支援を開始した者の数を計上している。

3 「割合」は、「支援対象者数」における「就職件数」の割合をいう。

(支援対象者(人) / 就職件数(件))



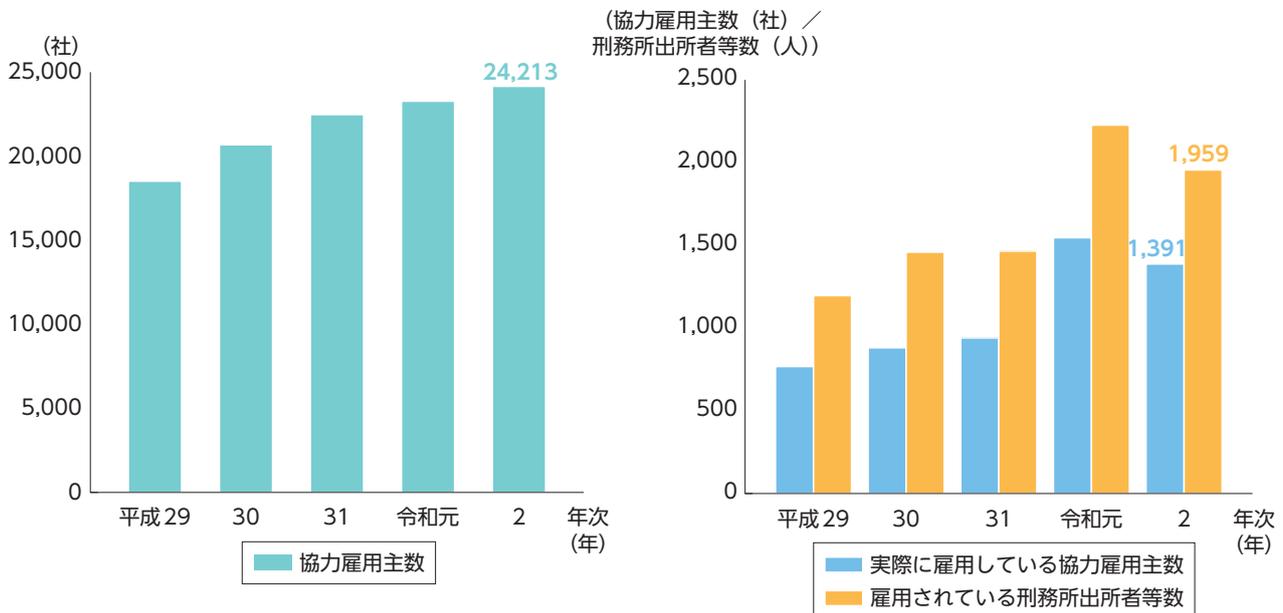
刑務所出所者等総合的就労支援対策（【施策番号5ア】参照）においては、出所受刑者数が近年減少している中、一定数の支援対象者数を確保し続けている。支援対象者のうち、就職した者の数（就職件数）及びその割合は、いずれも近年増加・上昇傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年度（令和2年度）は前年よりも減少・下降し、それぞれ3,194件、46.0%であった。

## (2) 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数【指標番号6】

(平成29年～令和2年)

| 年次    | 協力雇用主数 | 実際に雇用している協力雇用主数 | 雇用されている刑務所出所者等数 |
|-------|--------|-----------------|-----------------|
| 平成29年 | 18,555 | 774             | 1,204           |
| 30    | 20,704 | 887             | 1,465           |
| 31    | 22,472 | 945             | 1,473           |
| 令和元年  | 23,316 | 1,556           | 2,231           |
| 2     | 24,213 | 1,391           | 1,959           |

- 注 1 法務省調査による。  
 2 平成29年から31年は、4月1日現在の数値である。  
 3 令和元年からは、10月1日現在の数値である。  
 4 「刑務所出所者等」は、少年院出院者及び保護観察対象者などを含む。



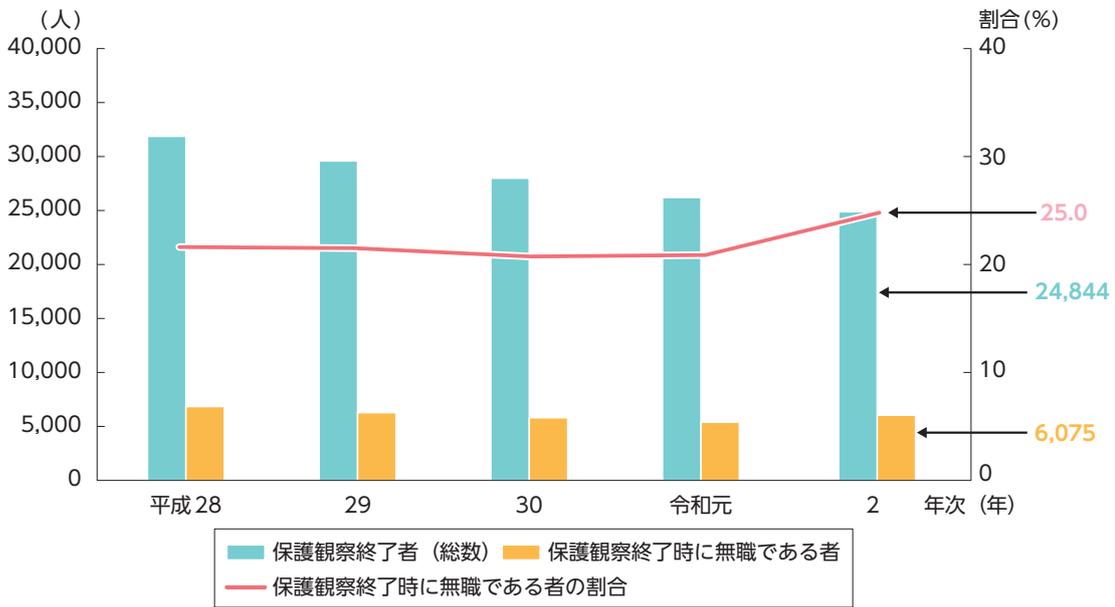
協力雇用主数は、近年増加傾向にあり、2020年（令和2年）10月1日現在、2万4,213社であった。実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数については、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）において、2020年までに約1,500社にまで増加させるとの数値目標が設定されていたところ、2019年（令和元年）に1,556社と目標を達成したが、2020年は1,391社と前年よりも減少した。また、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数についても、近年増加傾向にあったが、2020年は1,959人と前年より減少した。

(3) 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合【指標番号7】

(平成28年～令和2年)

| 年次    | 保護観察終了者（総数） | 職業不詳の者 | 無職である者       |
|-------|-------------|--------|--------------|
| 平成28年 | 31,827      | 731    | 6,866 (22.1) |
| 29    | 29,649      | 673    | 6,360 (21.9) |
| 30    | 27,994      | 681    | 5,779 (21.2) |
| 令和元年  | 26,184      | 619    | 5,444 (21.3) |
| 2     | 24,844      | 517    | 6,075 (25.0) |

- 注 1 法務省・保護統計年報による。  
 2 「無職である者」は、各年に保護観察を終了した者のうち、終了時職業が無職である者から、定収入のある者、学生・生徒及び家事従事者を除いて計上している。  
 3 ( )内は、職業不詳の者を除く保護観察終了者に占める「無職である者」の割合である。  
 4 交通短期保護観察の対象者及び婦人補導院仮退院者を除く。



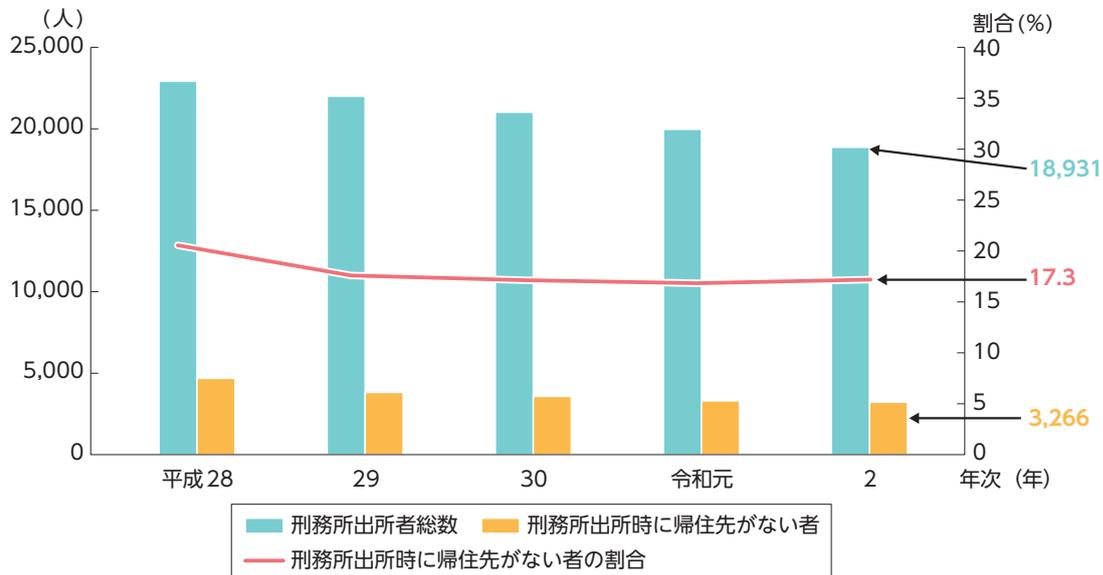
保護観察終了時に無職である者の数は、近年減少傾向にあったが、2020年（令和2年）は前年より増加して6,075人であった。その割合は、保護観察終了者数（総数）自体が減少していることもあり、2019年（令和元年）まではほぼ横ばいで推移していたが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年は大きく増加し、25.0%であった。

## (4) 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合【指標番号8】

(平成28年～令和2年)

| 年次<br>(出所年) | 刑務所出所者総数 | 帰住先がない者      |
|-------------|----------|--------------|
| 平成28年       | 22,947   | 4,739 (20.7) |
| 29          | 22,025   | 3,890 (17.7) |
| 30          | 21,060   | 3,628 (17.2) |
| 令和元年        | 19,993   | 3,380 (16.9) |
| 2           | 18,931   | 3,266 (17.3) |

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。  
 2 「帰住先」は、刑事施設を出所後に住む場所である。  
 3 「帰住先がない者」は、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとの者などを含む。  
 4 ( ) 内は、各年の刑務所出所者総数に占める帰住先がない者の割合である。



刑務所出所時に適切な帰住先がない者の数については、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）において、2020年（令和2年）までに4,450人以下に減少させるとの数値目標を設定していたところ、住居の確保等の施策（第2章第2節を参照）等により、2017年（平成29年）には当該目標を達成し、2020年は3,266人にまで減少した。もっとも、刑務所出所時に適切な帰住先がない者の割合は、2019年（令和元年）まで近年低下傾向にあったものの、2020年には上昇し、17.3%であった。

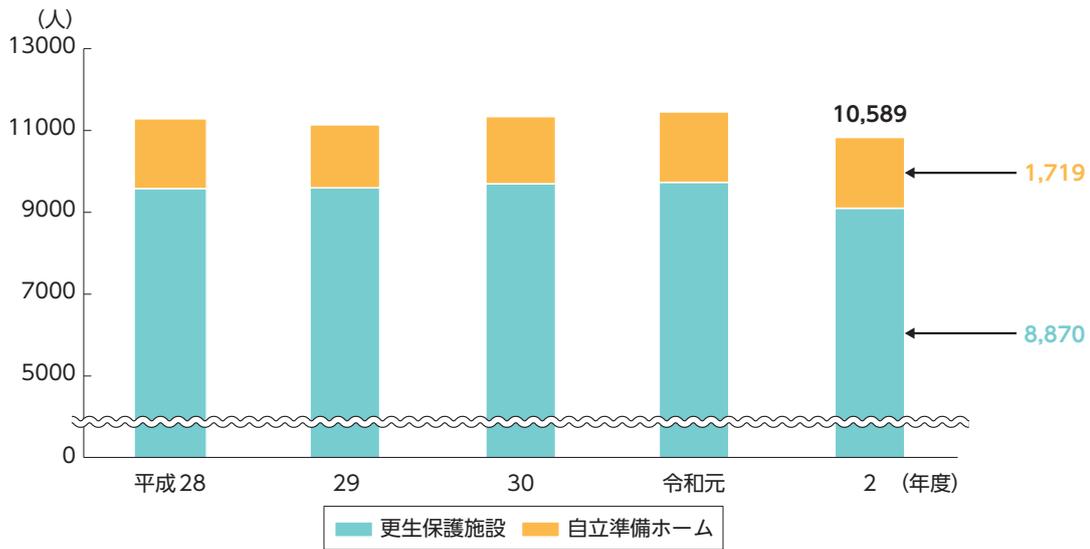
(5) 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数【指標番号9】

(平成28年度～令和2年度)

| 年 度    | 更生保護施設 | 自立準備ホーム     | 計      |
|--------|--------|-------------|--------|
| 平成28年度 | 9,608  | 1,716 (192) | 11,324 |
| 29     | 9,620  | 1,547 (175) | 11,167 |
| 30     | 9,719  | 1,679 (223) | 11,398 |
| 令和元年度  | 9,789  | 1,709 (224) | 11,498 |
| 2      | 8,870  | 1,719 (290) | 10,589 |

注 1 法務省調査による。

注 2 ( )内は、各年の薬物依存症リハビリ施設（ダルク等の薬物依存からの回復を目的とした施設のうち、自立準備ホームに登録されているもの）への委託人員数（内数）である。



更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数は、出所受刑者数が近年減少している中、いずれもほぼ横ばいで推移しており、2020年度（令和2年度）はそれぞれ8,870人、1,719人であった。

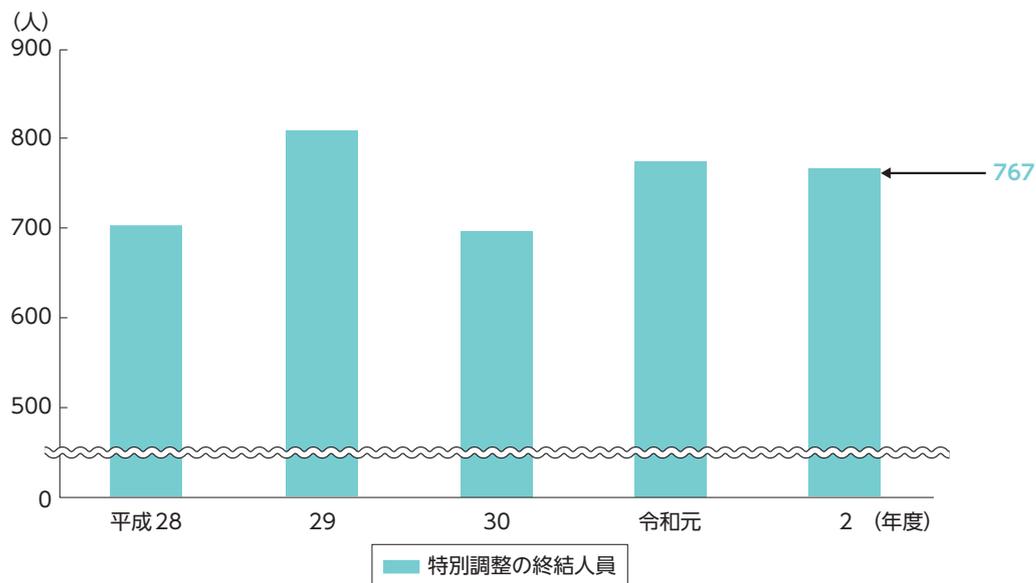
## ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係

### (1) 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数【指標番号10】

(平成28年度～令和2年度)

| 年 度    | 特別調整の<br>終結人員 | 内訳  |      |      |      |
|--------|---------------|-----|------|------|------|
|        |               | 高齢  | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 |
| 平成28年度 | 704           | 377 | 103  | 234  | 207  |
| 29     | 809           | 437 | 117  | 225  | 252  |
| 30     | 698           | 384 | 87   | 187  | 227  |
| 令和元年度  | 775           | 398 | 106  | 199  | 317  |
| 2      | 767           | 370 | 104  | 211  | 311  |

- 注 1 法務省調査による。  
 2 「終結人員」は、少年を含む。  
 3 「終結人員」は、特別調整の希望の取下げ及び死亡によるものを含む。  
 4 内訳は重複計上による。



特別調整（【施策番号36】参照）により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数は、出所受刑者数が近年減少している中、ほぼ横ばいで推移しており、2020年度（令和2年度）は767人であった。

なお、2020年度の内訳（複数該当あり）を見ると、「高齢」が370人と、約半数を占めている。

**(2) 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合【指標番号11】**

(平成28年度～令和2年度)

| 年 度    | 薬物事犯保護観察対象者数 | うち治療・支援を受けた者の数 |
|--------|--------------|----------------|
| 平成28年度 | 7,501        | 333 (4.4)      |
| 29     | 7,569        | 393 (5.2)      |
| 30     | 7,717        | 527 (6.8)      |
| 令和元年度  | 8,096        | 566 (7.0)      |
| 2      | 8,549        | 613 (7.2)      |

- 注 1 法務省調査による。  
 2 「薬物事犯保護観察対象者数」は、薬物事犯保護観察対象者として、当該年度当初に保護観察を受けている者の数と当該年度に新たに保護観察を受けることとなった者の数を計上している。  
 3 ( )内は、薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等（精神保健福祉センター、保健所、精神科医療機関等）による治療・支援を受けた者の割合である。

薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合は、調査の開始（2016年度（平成28年度））以降、毎年増加・上昇しており、2020年度（令和2年度）はそれぞれ613人、7.2%と、いずれも過去最高であった。

**3 学校等と連携した修学支援の実施等関係**

**(1) 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率【指標番号12】**

(少年院出院時)

(平成30年～令和2年)

| 年 次   | 出院者数<br>(A) | (A)のうち、         |                               |                                    |
|-------|-------------|-----------------|-------------------------------|------------------------------------|
|       |             | 修学支援対象者数<br>(B) | (B)のうち、出院時<br>復学・進学希望者<br>(C) | (C)のうち、出院時<br>復学・進学決定者<br>【指標番号12】 |
| 平成30年 | 2,190       | 369             | 272                           | 97<br>(35.7)                       |
| 令和元年  | 2,065       | 363             | 251                           | 70<br>(27.9)                       |
| 2     | 1,698       | 296             | 198                           | 66<br>(33.3)                       |

- 注 1 法務省調査による。  
 2 「出院者数」は、当該調査期間において出院した者を計上している。ただし、逮捕状執行及び他施設への移送（保護上の移送を除く）による出院者を含まない。  
 3 「修学支援対象者数」は、当該調査期間において出院した者のうち、出院時に修学支援対象者として選定されていた者を計上している。  
 4 「進学決定」は、入学試験に合格しているなど、進学が確定的である状態をいう。  
 5 ( )内は、指標に該当する人員の割合である。

## (2) 上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合【指標番号13】

(保護観察終了時)

(平成30年～令和2年)

| 年次    | 出院者数<br>(保護観察が終了した者 (A)) | (A)のうち、少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者 (B) |    | (B)のうち、出院時又は保護観察期間中に復学・進学決定した者【指標番号12】 (C) |    | (C)のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者 (D)【指標番号13】 |    |
|-------|--------------------------|---|----|--|----|---|----|
|       |                          | 人数  | 割合 | 人数   | 割合 | 人数  | 割合 |
| 平成30年 | 2,190<br>(626)           | 25  |    | 12<br>(48.0)                               |    | 11<br>(91.7)  |    |
| 令和元年  | 2,065<br>(1,252)         | 49  |    | 34<br>(69.4)                               |    | 28<br>(82.4)  |    |
| 2     | 1,698<br>(1,505)         | 80  |    | 51<br>(63.8)                               |    | 39<br>(76.5)  |    |

- 注 1 法務省調査による。  
 2 「出院者数」は、【指標番号12】における「出院者数(A)」と対応している。  
 3 (A)は、平成30年1月以降に少年院を仮退院した者のうち、各年中に保護観察が終了した者について計上している。  
 4 (C)及び(D)の( )内は、指標に該当する人員の割合である。

2020年(令和2年)の少年院出院者のうち、在院中に修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者は198人であったところ、そのうち、出院時に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率は、それぞれ66人、33.3%であった。

また、2018年(平成30年)1月以降に少年院を出院し、2020年中に保護観察が終了した者のうち、少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者は80人であったところ、そのうち、出院時又は保護観察期間中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率は、それぞれ51人、63.8%であった。さらに、当該51人のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者及びその割合は、それぞれ39人、76.5%であった。

## (3) 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率【指標番号14】

(平成28年度～令和2年度)

| 年度     | 受験者数  | 全科目合格者 |      | 1以上科目合格者 |      |
|--------|-------|--------|------|----------|------|
|        |       | 合格者数   | 合格率  | 合格者数     | 合格率  |
| 平成28年度 | 1,049 | 375    | 35.7 | 990      | 94.4 |
| 29     | 1,034 | 400    | 38.7 | 989      | 95.6 |
| 30     | 1,085 | 436    | 40.2 | 1,012    | 93.3 |
| 令和元年度  | 872   | 387    | 44.4 | 827      | 94.8 |
| 2      | 793   | 356    | 44.9 | 762      | 96.1 |

- 注 1 文部科学省調査による。  
 2 「全科目合格者」は、高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な全ての科目に合格し、大学入学資格を取得した者をいう。  
 3 「1以上科目合格者」は、高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な科目のうち全部又は一部の科目に合格した者をいう。  
 4 「合格率」は、受験者数に占める「全科目合格者」、「1以上科目合格者」の割合である。

矯正施設における高等学校卒業程度認定試験(【施策番号63】参照)の受験者数について、2020年度(令和2年度)は793人であった。

2020年度の全科目合格者数は356人で、その合格率は近年上昇傾向にあり、2020年度は44.9%と、過去最高であった。また、全科目合格を含む1以上科目合格率は、近年90%以上の高い水準を維持

しており、2020年度は96.1%あった。

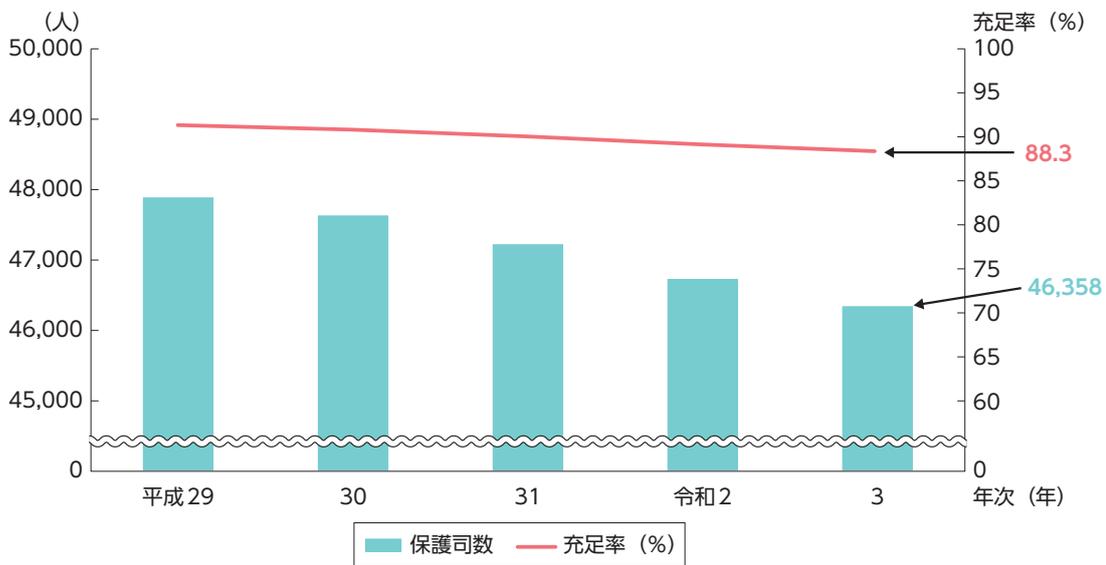
#### 4 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係

##### (1) 保護司数及び保護司充足率【指標番号15】

(平成29年～令和3年)

| 年次    | 保護司数   | 充足率 (%) |
|-------|--------|---------|
| 平成29年 | 47,909 | 91.3    |
| 30    | 47,641 | 90.7    |
| 31    | 47,245 | 90.0    |
| 令和2年  | 46,763 | 89.1    |
| 3     | 46,358 | 88.3    |

- 注 1 法務省調査による。  
 2 各年1月1日現在の数値である。  
 3 「充足率」は、定数（5万2,500人）に対する保護司数の割合である。



保護司<sup>※3</sup>数及び保護司充足率は、2017年（平成29年）以降、減少・低下傾向にあり、2021年（令和3年）1月1日現在で、それぞれ4万6,358人、88.3%であった。

※3 保護司  
 犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。保護司の定数は、保護司法（昭和25年法律第204号）により5万2,500人を超えないものと定められているところ、2021年1月現在の保護司数は4万6,358人である。

**(2) “社会を明るくする運動” 行事参加人数【指標番号16】**

(平成28年～令和2年)

| 年次    | 行事参加人員    |
|-------|-----------|
| 平成28年 | 2,833,914 |
| 29    | 2,769,306 |
| 30    | 3,228,710 |
| 令和元年  | 2,969,544 |
| 2     | 577,047   |

注 法務省調査による。

“社会を明るくする運動” 行事参加人数は、近年300万人前後で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年（令和2年）は、当該運動期間における行事が大幅に制限されたこともあり、57万7,047人であった。

**5 地方公共団体との連携強化等関係****(1) 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合【指標番号17】**

(平成30年～令和3年)

| 年次    | 策定地方公共団体数（策定割合） |       |                  |
|-------|-----------------|-------|------------------|
|       | 都道府県            | 指定都市  | その他の市町村（特別区を含む。） |
| 平成30年 | 1/47            | 0/20  | 0/1,727          |
| 31    | 15/47           | 0/20  | 4/1,727          |
| 令和2年  | 31/47           | 6/20  | 32/1,727         |
| 3     | 42/47           | 16/20 | 130/1,727        |

注 1 法務省調査による。  
2 各年4月1日現在の数値である。

推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体<sup>※4</sup>の数については、加速化プランにおいて、2021年度（令和3年度）末までに100以上にすると成果目標を設定しているところ、年々増加しており、2021年4月1日現在、都道府県が42団体、指定都市が16団体、その他の市町村（特別区を含む。）が130団体の合計188団体であり、当該目標を達成するに至った。

※4 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体に関する最新の情報はこちら  
「地方再犯防止推進計画」(URL: [https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04\\_00022.html](https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00022.html))



## 矯正施設における新型コロナウイルス感染症への対応

法務省矯正局

新型コロナウイルス感染症が全国各地で猛威を振るう中、2020年（令和2年）4月5日に大阪拘置所において刑務官1名の感染が判明しました。矯正施設は、限られた空間の中での集団処遇を実施しており、3つの密の条件が重複することなどから、施設内で感染症が発生した場合の感染拡大リスクが大きいことが特性としてあげられるところですが、その後も複数の矯正職員のほか、被収容者への感染が確認されたことを受け、同月13日、矯正施設の特性を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策に係るガイドラインを作成するため、義家法務副大臣（当時）を座長とする「矯正施設感染防止タスクフォース」（以下「タスクフォース」という。）が設置されました。

タスクフォースは、矯正施設での感染拡大を受け、一刻の猶予も許されない状況下で開催されました。座長である法務副大臣と現場施設の意見交換会や専門家からの様々な御助言・御指導等の結果がスピード感をもって積み重ねられ、同月27日、第3回タスクフォースにおいて「矯正施設における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）が決定されました。

これにより、各矯正施設では、新型コロナウイルスと感染症に関する基本的理解の促進が図られ、ガイドラインに基づいた適切な感染症対策が講じられました。具体的には、矯正施設での水際対策に重点を置いた職員のマスクの着用、手指消毒、手洗い、状況に応じた个人防护具の装着の徹底、三密の回避等の対策が講じられたほか、被収容者には布マスクの配布が進められました。加えて、建物設備における感染症対策として、庁内放送による一斉換気や、空気清浄機の活用、機械換気設備の更新など、矯正施設の構造や保安面を考慮し、工夫した換気対策が実施されました。被収容者の健康管理では、入所時から2週間は単独室における検温・健康観察等を行うほか、警察、検察庁等と連携を強化し、入所者の健康状態等の情報を漏れなく確認・収集するなど、矯正施設特有の感染リスクについても徹底した対策を行いました。

また、各矯正施設では、感染者等が発生した場合を想定し、対応要領を具体的に定めたマニュアルやチェックリストを策定したほか、感染発生時のシミュレーション訓練、防護服・手袋等の脱着訓練、消毒・ゾーニング等の実技訓練を行い、今後も継続的に実施することとしています。

さらに、法務省矯正局・各矯正管区・各矯正施設では、マスクや消毒剤等の感染防止のために確保すべき物品の保有状況を把握し、必要な物品が不足しないよう適切に管理を行っています。

このほかの取組として、厚生労働省からの要請を受け、2020年5月から2021年（令和3年）3月末までの間に42の矯正施設において、約140万着のアイソレーションガウンを製作しました（【コラム12】参照。）。この取組は、矯正施設において最大規模の社会貢献作業<sup>※5</sup>であったことに加え、コロナ禍における社会貢献として大きな役割を担うものであり、同ガウンを納品した一部の自治体から所在する刑事施設に対し感謝状が贈呈されるなどしたことから、作業に従事した受刑者の意欲喚起にもつながり、再犯防止施策としても非常に効果的な取組となりました。



矯正施設における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン  
（法務省HPから<https://www.moj.go.jp/content/001321399.pdf>）



ガウンの縫製作業の様子

※5 社会貢献作業  
【施策番号84】参照。



# 第2章

令和3年版  
再犯防止推進白書

## 就労・住居の確保等のための 取組

第1節 就労の確保等

第2節 住居の確保等



家族連れの川遊び

## 第1節

## 就労の確保等

## 1 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得

(1) 職業適性等の把握【施策番号1<sup>※1</sup>】

## (2) 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた指導・支援【施策番号2】

法務省は、矯正施設<sup>※2</sup>において、就労支援体制の充実のため2006年度（平成18年度）からキャリアコンサルティング等の専門性を有する非常勤職員である就労支援スタッフを配置しており、2021年（令和3年）4月現在、刑事施設<sup>※3</sup>76庁、少年院44庁に配置している。就労支援スタッフは、個別面接等により就労意欲や職業適性等を把握するためのアセスメントを実施するなど、受刑者等に対するキャリアカウンセリング、ハローワークや企業との連絡調整業務等に当たっている。また、2019年度（令和元年度）からは就労支援を推進する就労支援専門官（キャリアコンサルタント等の資格を有し、キャリアカウンセリング等の就労支援を行う常勤職員）を配置しており、2021年4月現在、刑事施設13庁、少年院3庁に配置し、就労支援体制の一層の充実を図っている。さらに、2020年度（令和2年度）からは、就労の確保及び職場定着に困難が伴う受刑者に対して、矯正官署（ここでは矯正管区及び刑事施設をいう。）及び更生保護官署（地方更生保護委員会及び保護観察所をいう。以下同じ。）が連携して、アセスメントに基づく矯正処遇、生活環境の調整及び就労の確保に向けた支援等を一体的に行う包括的な就労支援を実施しており、2021年4月現在、札幌刑務所、川越少年刑務所、名古屋刑務所、加古川刑務所及び福岡刑務所の5庁を実施庁に指定している。

刑事施設において、受刑者に対して、特別改善指導（[資2-2-1](#)参照）として、就労に必要な基本的スキルやマナーを習得させるとともに、出所後の就労に向けての取組を具体化させる就労支援指導（[資2-2-2](#)参照）を実施しており、2020年度の受講開始人員は2,952人であった。また、受刑者に社会に貢献していることを実感させることで、その改善更生、社会復帰を図ることを目的として、2011年度（平成23年度）から公園の清掃作業を行うなどの社会貢献作業を実施しており、2020年度は、刑事施設25庁26か所において社会貢献作業を実施した。

さらに、刑事施設及び少年院において、受刑者等の職業意識をかん養し、就労意欲を喚起することを目的として、協力雇用主<sup>※4</sup>等の出所者等の雇用経験のある事業主等による職業に関する講話を実施しており、2020年度においては、18施設において延べ19回の講話が行われ、延べ2,364名の受刑者等が受講した。

少年院において、在院者に対し、職業指導（[資2-2-3](#)参照）の一環として、有為な職業人としての一般的な知識及び態度並びに職業選択能力及び職場適応能力の習得を目的とした指導をする職業生活設計指導科を設けている。職業生活設計指導科では、原則として全在院者を対象に、社会人としての基礎マナー、事務処理能力及びパソコン操作能力について108単位時間（1単位時間は50分）をかけ

※1 再犯防止推進計画（<https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/html/ns120000.html>参照）との対応状況を明らかにするために付したものである。

※2 矯正施設  
刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。

※3 刑事施設  
刑務所、少年刑務所及び拘留所をいう。

※4 協力雇用主  
保護観察所において登録し、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。

で指導することとしている。少年院における処遇の概要については【施策番号75】を参照。

保護観察所において、ハローワークと連携して、保護観察対象者等のうち、就労体験の乏しい者、就労に必要な知識・技能が身に付いていない者等に対して、刑務所出所者等総合的就労支援対策（【施策番号5ア】参照）におけるトライアル雇用、職場体験講習及びセミナー・事業所見学会の支援メニュー等を活用して就労支援を行っている。また、保護観察対象少年に対しては、必要に応じて少年鑑別所で実施しているアセスメントを活用して就労意欲や職業適性の把握に努めている。

### 資2-2-1 刑事施設入所から出所までの矯正指導の流れ



出典：法務省資料による。



地域社会とともに  
開かれた矯正へ

## 刑事施設における特別改善指導

# 就労支援指導

### ■ 指導の目標

社会復帰後に職場で円滑な人間関係を保ち、仕事が長続きすることを目的として、職場に適應するための心構え及び行動様式を身に付けさせるとともに、職場等において直面する具体的な場面を想定した対応の仕方等、就労生活に必要な基礎的知識及び技能等を習得させる。

- 対象者
  - ・職業訓練を受け、釈放後の就労を予定している者 又は
  - ・釈放の見込日からおおむね1年以内であり、稼働能力・就労意欲を有し、公共職業安定所による就労支援を受ける意志がある者のうち、刑事施設の長が本指導をすることが必要であると認めた者
- 指導者 刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、民間協力者（SST指導者）等
- 指導方法 SST（ソーシャル・スキルズ・トレーニング）、講義、視聴覚教材 等
- 実施頻度等 1単元50分 全10単元 標準実施期間：5日間

### カリキュラム

| 項目                     | 指導内容   | 方法                             |
|------------------------|--|--------------------------------|
| オリエンテーション              | 受講の目的と意義を理解させるとともに、職業人として社会生活を営む上で必要な基礎知識（賃金・求人求職の状況等）について理解させる。   | 講義                             |
| これまでの就労生活と自己の問題点       | これまでの就労生活を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。   | 講義、討議                          |
| 就労（社会）生活に必要な基本的スキルとマナー | 職業人として社会生活を営む上で必要な、基本的スキル（相手との円滑なコミュニケーションの方法等）及びマナー（あいさつ、身だしなみ、お辞儀の仕方、電話対応の仕方等）について、演習等を通じて習得させる。                                   | 講義、演習、視聴覚教材視聴、SST              |
| 問題解決場面への対応             | 職場において、危機的な場面に陥った場合の対処法について、SSTを通じて具体的・実践的に習得させる。  |                                |
| 就労に向けての取組              | 履歴書の書き方、面接のポイント等、出所後、就職活動をするに当たって必要な事項や手続に関する知識や技能を習得させるとともに、実際に就労生活を始めてからの心構え等について理解させる。<br>さらに、出所後の生活計画を立てさせ、その実現のための具体的な方法を考えさせる。 | 講義、演習、視聴覚教材視聴、SST、課題作成、意見発表、討議 |

出典：法務省資料による。

## 少年院における職業指導

### 目的

在院者に対し、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる。

### 内容

#### 職業生活設計指導

【職業生活設計指導科】

有為な職業人としての一般的な知識及び態度並びに職業選択能力及び職場適応能力の習得を目的とした指導（職業生活設計指導科，サービス科等）

| 種目           | 目的   | 細目                  |
|--------------|--|---------------------|
| 社会人としての基礎マナー | 社会人として働く上で必要となる知識、態度、コミュニケーション能力等の習得を図るとともに、働く意義を理解し、就労における心構え等を身に付けさせる。 | 就労支援ワークブック          |
|              |  | ビジネスマナー             |
|              |  | 危険予知トレーニング          |
|              |  | キャリアカウンセリング講座       |
|              |  | 就職活動や就労継続に必要な基礎知識講座 |
|              |  | 就労に関する視聴覚教材の視聴      |
| 事務処理能力       | 職業人として身に付けておく必要のある事務処理能力を付与し、就労後に活かせるようにする。                              | 読解力、基本的会話力          |
|              |  | 計算力等                |
| パソコン操作能力     | 基本的な操作能力を習得させる。  | 文書作成、表計算等           |

#### 自立援助的職業指導

職業生活における自立を図るための知識及び技能の習得並びに情緒の安定を目的とした指導（伝統工芸科，手芸科，陶芸科等）



【伝統工芸科】

#### 職業能力開発指導

就業に必要な専門的知識及び技能の習得を目的とした指導（情報処理科，介護福祉科，溶接科，土木・建築科等）



【介護福祉科】

出典：法務省資料による。

### (3) 矯正施設における職業訓練等の充実【施策番号3】

法務省は、刑事施設において、刑務作業の一つとして、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させ、又は職業上有用な知識や技能を習得させるために、職業訓練を実施している。2020年度（令和2年度）には、建設機械科、介護福祉科、溶接科、ビジネススキル科等の合計53科目の職業訓練が実施され、1万1,849人が受講した。そのうち、溶接技能者、自動車整備士、介護職員実務者研修修了証等の資格又は免許を取得した者は、延べ4,551人であった。また、職業訓練が、より出所後の就労に資するものとなるよう、有効求人倍率や企業からの受刑者雇用に係る相談件数、内定率、充足率等を考慮しながら、社会ニーズに沿った訓練科目等への見直しを行っており、2021年度（令和3年度）には、2020年度に引き続き、建設・土木に関連する職業訓練を一部集約・統合して、同一施設において、より幅広い分野の資格を取得させるなど、訓練内容の更なる充実化を図っている。

職業訓練以外の新たな制度として、2018年度（平成30年度）から、刑事施設在所中に内定企業や就労を希望する業種における就労体験を通じて、イメージと実際の就労環境のかい離を解消させることで、出所後の就職先への定着を図ることを目的として職場体験制度を導入している。2019年度（令和元年度）は、13庁で35人が外部の事業所における職場体験を実施したところ、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年度は、2庁で2人が外部の事業所における職場体験を実施した。

また、一定の要件を備えている受刑者について、釈放後の住居又は就業先の確保等のために引受人<sup>※5</sup>や雇用主等を訪問するなどの必要があるときに、外出又は外泊を許すことがある。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）の施行（2006年（平成18年）5月）から2020年末までに、外出538件、外泊27件を実施した。さらに、円滑な社会復帰を図るため必要があるときに、刑事施設の外で民間企業の事業所等に通勤させて、作業を行わせる外部通働作業を実施し、2020年度末時点において、17庁において21か所の木工・金属・農業等の外部事業所がある。

少年院において、在院者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために、原則として全ての在院者に職業指導を実施している。2020年には、情報処理科、介護福祉科、溶接科、土木・建築科等の合計8種目の職業指導を実施し、2020年にコンピューターサービス技能評価試験、介護職員初任者研修、大型特殊自動車（I種）運転免許等、何らかの資格を取得した在院者は、延べ2,770人であった。

保護観察所において、刑務所出所者等に対する就労支援を推進するとともに矯正施設における職業訓練の充実にも資するよう、地元経済団体・業界団体、主要企業、産業・雇用に関わる行政機関、矯正施設、更生保護関係団体等が参集する刑務所出所者等就労支援推進協議会を毎年主催し、刑務所出所者等を各産業分野の雇用に結び付けるための方策や人手不足等の産業分野に刑務所出所者等を送り出すための方策等について情報交換や協議を行っている。

### (4) 資格制限等の見直し【施策番号4】

法務省は、2018年度（平成30年度）に実施した、全国約1,000社の協力雇用主に対するアンケート調査<sup>※6</sup>において、犯罪をした者等を雇用したことがある協力雇用主の2.7%が、雇用において資格制限が問題になったことがあると回答したことを踏まえ、2019年度（令和元年度）に各府省庁に対して、刑務所出所者等に対する国家資格等の制限の見直しに関する業界団体からの要望の有無等について調査を実施したが、具体的なニーズの把握に至らなかった。

2021年（令和3年）5月に成立した少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）（【施

※5 引受人

引受人とは、刑事施設、少年院に収容されている者が釈放された後に同居するなどしてその生活の状況に配慮し、その改善更生のために特に協力をする者をいう。

※6 協力雇用主に対するアンケート調査

協力雇用主の実情、ニーズ等を把握し、協力雇用主に必要な支援策等を検討するために実施したもの。調査内容は、雇用経験の有無、協力雇用主に対する支援として望むもの、協力雇用主に対する各種支援制度がどの程度周知されているか、雇用に当たっての問題点（資格制限、住居確保）等多岐にわたっている。

策番号80参照】)により、18歳以上の少年のとき犯した罪により刑に処せられた場合について、資格制限の特例<sup>※7</sup>が適用されないこととなったが、同法律に係る衆議院及び参議院法務委員会の附帯決議<sup>※8</sup>において、若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方についての検討等が求められたことも踏まえ、2021年6月、「再犯防止推進計画等検討会」の下で、外部有識者を構成員とする「前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ」を開催することとし、若年者の前科による資格制限の在り方について具体的なニーズを踏まえた個別的な検討を進めることとしている。

## 2 就職に向けた相談・支援等の充実

### (1) 刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実【施策番号5】

#### ア 刑務所出所者等総合的就労支援対策

法務省及び厚生労働省は、2006年度（平成18年度）から、刑務所出所者等の就労の確保のため、刑務所出所者等総合的就労支援対策（資2-5-1参照）を実施している。この取組は、矯正施設在在所者に対しては、ハローワークと矯正施設が連携して、本人の希望や適性等に応じて職業相談、職業紹介、事業主との採用面接及び職業講話等を実施するなどして計画的に支援を行うとともに、保護観察対象者等に対しては、ハローワーク職員が保護観察官とチームを作り、本人に適した就労支援の方法を検討した上で、職業相談・職業紹介を実施するものである。2020年度（令和2年度）は合計6,947人に対して支援を実施し、合計3,194件の就職に結び付けた（【指標番号5】参照）。

また、保護観察所とハローワークが連携して、求職活動のノウハウ等を修得させ、就職の実現を図ることを目的とする「セミナー」、実際の職場や社員寮等を見学させることにより、事業所の理解の促進を図る「事業所見学会」、実際の職場環境や業務を体験させる「職場体験講習」、保護観察対象者等を試行的に雇用した協力雇用主に対し、最長3か月間、月額4万円（最大）を支給する「トライアル雇用」等の支援メニューを提供している。2020年度は、セミナー・事業所見学会17回、職場体験講習2回を開催し、トライアル雇用により216人が採用された。

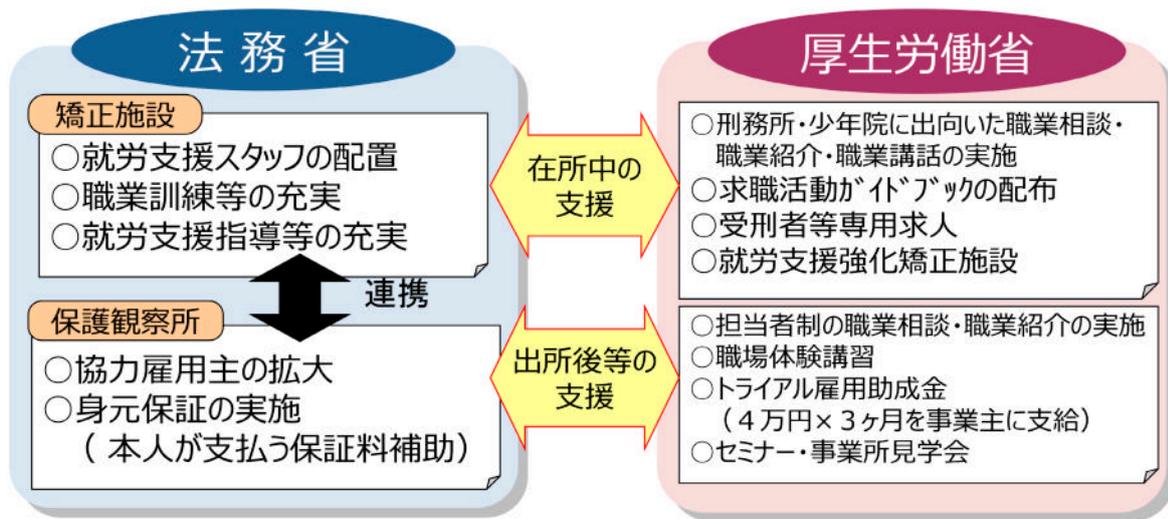
※7 資格制限の特例  
少年法（昭和23年法律第168号）第60条は、少年のとき犯した罪により刑に処せられた場合について、刑による資格制限を一律に緩和している。

※8 少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）に係る附帯決議  
衆議院法務委員会における附帯決議（抜粋）  
政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。  
一・二（略）  
三 罪を犯した者、とりわけ十八歳及び十九歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること。  
四・五（略）  
右決議する。  
参議院法務委員会における附帯決議（抜粋）  
政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。  
一～三（略）  
四 罪を犯した者、とりわけ十八歳及び十九歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること。  
五～八（略）  
右決議する。

## 資2-5-1 刑務所出所者等総合的就労支援対策の概要

## 刑務所出所者等総合的就労支援対策

- 刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に実施
- 法務省と厚生労働省（矯正施設・保護観察所・ハローワーク）との連携を強化



出典：法務省資料による。

## イ 矯正就労支援情報センター室（コレワーク）

法務省は、2016年（平成28年）11月から、東京矯正管区及び大阪矯正管区にそれぞれ矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」。以下「コレワーク」という。資2-5-2、資2-5-3参照）を設置しているが、2020年度からは、札幌、仙台、名古屋、広島、高松及び福岡矯正管区にもコレワークを設置し、各矯正管区が所管する地域の雇用情勢等に応じた、よりきめ細かな支援体制等の充実を図っている。

コレワークでは、受刑者等の帰住予定地<sup>※9</sup>や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する事業者の相談に応じ、事業者のニーズに適合する者を収容する矯正施設等を紹介するなどしており、2020年度は、事業者からの相談を1,715件受け付け、118件の採用内定に結び付けた。

## 資2-5-2 コレワークのポスター

**社会復帰へのステップを、雇用が支える。**

働くことは、社会復帰を促しますが、再び歩み寄る機会を社会に授けるための大切な一歩となります。あなたの社会復帰にこそ、雇用は大きな力となるのです。

**コレワーク**

犯罪・非行からの立ち直りを目指す人達の雇用をお考えの方は、まずはコレワークまで。フリーダイヤルでお気軽にご相談いただけます。

お問い合わせはフリーダイヤルで **0120-29-5089** 受付時間 10:00～17:00 (年中無休)

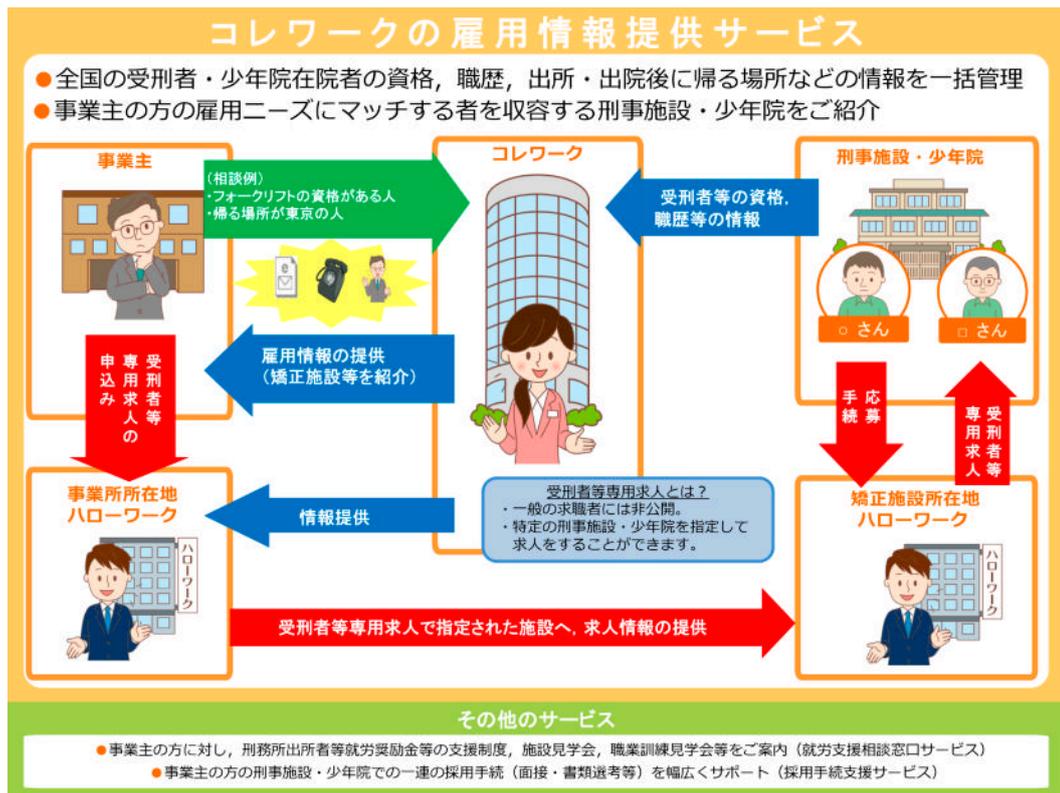
ホームページ [http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08\\_0010.html](http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_0010.html) ※コレワークは、法務省が所管する国の機関です。

出典：法務省資料による。

※9 帰住予定地

刑事施設、少年院に収容されている者が釈放された後に居住する予定の住居の所在地をいう。

## 資2-5-3 矯正就労支援情報センター室（コレワーク）の概要



出典：法務省資料による。

## ウ 更生保護就労支援事業

法務省は、保護観察所において、2011年度（平成23年度）から試行的に実施した成果を踏まえて、2014年度（平成26年度）から、更生保護就労支援事業（資2-5-4参照）を実施しており、2014年度における実施庁は12庁であったが、2021年度（令和3年度）は、23庁に拡充している（このうち3庁での事業は更生保護被災地域就労支援対策強化事業と位置付けられている）。この事業は、就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けて、そのノウハウを活用して刑務所出所者等の就労支援を行うものである。具体的には、矯正施設在所中から就職まで切れ目のないきめ細かな就労支援を行う「就職活動支援」及び就労継続に必要な寄り添い型の支援を協力雇用主及び保護観察対象者等の双方に行う「職場定着支援」の各取組を行っており、2020年度は、就職活動支援2,127件、職場定着支援1,167件を実施した。なお、2019年度（令和元年度）までは、協力雇用主の開拓、協力雇用主研修の実施等の「雇用基盤整備」の各取組を行っていたが、就労を維持するための継続的な支援の必要性が高いことから、2020年度からは「雇用基盤整備」に代えて、「職場定着支援」を実施している。

## 資2-5-4 更生保護就労支援事業の概要

## 更生保護就労支援事業

## 概要

就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けて、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行うとともに、就労継続に必要な寄り添い型の支援を行う事業。



更生保護就労支援事業所

- 専門的知識や経験を有する「**就労支援員**」を配置
- 令和3年度現在全国20庁で実施（札幌、栃木、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、静岡、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、岡山、香川、福岡、沖縄）  
※岩手、宮城、福島では「更生保護被災地域就労支援対策強化事業」を別途実施

## 内容



出典：法務省資料による。

## エ その他

法務省は、矯正施設において、2014年2月から、刑務所出所者等の採用を希望する事業者が、矯正施設を指定した上でハローワークに求人票を提出することができる「受刑者等専用求人」の運用を行っている。

2015年度（平成27年度）からは、ハローワーク職員が「就労支援強化矯正施設」に指定された刑事施設に相談員として駐在して支援を実施する取組も開始している。この取組では、刑事施設に駐在しているハローワーク職員が、受刑者に対して複数回にわたる職業相談・職業紹介等を実施するとともに、本人の帰住予定地に所在するハローワークとも連携するなどして、早期の段階から濃密な支援を実施しており、2021年度は刑事施設35庁、少年施設1庁に駐在している。

また、2018年度（平成30年度）からは、ハローワークと連携して、矯正施設に刑務所出所者等の雇用を希望する事業者を招き、企業情報の提供や合同での採用面接等を行う「就労支援説明会」を開催し、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングの促進に努めている（写真2-5-1参照）。2020年度は、「就労支援説明会」を延べ51回開催し、これに、延べ4,629人の受刑者等が参加しており、9件の採用内定に結び付けた。

さらに、法務省及び国土交通省は、刑務所出所者等を対象とした船員の求人情報の共有等の就労支援を実施している。

## 写真2-5-1 就労支援説明会の様子



写真提供：法務省

## (2) 非行少年に対する就労支援【施策番号6】

警察は、非行少年を生まない社会づくり（【施策番号60】参照）の一環として、問題を抱え非行に走る可能性がある少年に積極的に連絡し、地域の人々と連携した多様な活動機会の提供や居場所づくりのための取組等によってその立ち直りを図る「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進している。

そうした取組の一環として、少年サポートセンター<sup>※10</sup>が主体となって、就労を希望する少年に対し、就職や就労継続に向けた支援を行っている（写真2-6-1参照）。

## 3 新たな協力雇用主の開拓・確保

### (1) 企業等に対する働き掛けの強化【施策番号7】

法務省は、コレワーク（【施策番号5イ】参照）において、企業等に対し刑務所出所者等の雇用に関する働き掛けを積極的に実施している。2020年度（令和2年度）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、刑務所出所者等の雇用に興味がある企業等に対して、刑務所出所者等の雇用に関する制度等について説明する雇用支援セミナー（写真2-7-1参照）や、同セミナーと矯正施設の見学をセットにしたスタディツアー等を開催することが困難な状況が続いた。しかし、2020年7月には、全国8矯正管区においてコレワークが運用を開始し、企業や関係団体等に対する働き掛けを広域的に展開することが可能となり、2,630件の広報活動を実施した。

保護観察所において、各都道府県の就労支援事業者機構<sup>※11</sup>や更生保護関係者、矯正施設、労働局、ハローワーク、地方公共団体、商工会議所等経済・産業団体その他関係機関・団体等と連携して、新たな協力雇用主の開拓・確保に努めている。

2018年度（平成30年度）には、法務大臣が経済三団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所及び公益社団法人経済同友会）のトップと直接面会し、協力雇用主の現状や、法務省が取り組んでいる協力雇用主に対する支援制度について説明した上で、企業における刑務所出所者等の雇用の促進について、経済界の理解と協力を依頼しており、こうした経緯も踏まえつつ、引き続き、2020年度においても、法務省幹部が経済界に対し、刑務所出所者等の就労施策について理解を求め、

写真2-6-1 就労支援の様子



写真提供：警察庁

写真2-7-1 雇用支援セミナーの様子



写真提供：法務省

※10 少年サポートセンター  
都道府県警察に設置され、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っている。

※11 就労支援事業者機構  
犯罪をした人等の就労の確保は、一部の善意の篤志家だけでなく、経済界全体の協力と支援により成し遂げられるべきとの趣旨に基づいて設立され、事業者の立場から安全安心な社会づくりに貢献する活動を行う法人。認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構（全国機構）と50の都道府県就労支援事業者機構（都道府県機構）がある。  
全国機構は、中央の経済諸団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国経済諸団体連合会、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）や大手企業関係者が発起人となり設立され、都道府県機構等に対する助成や協議会の開催等全国的なネットワークでの事業推進を図っており、都道府県機構は、協力雇用主等を会員に持ち、保護観察所等の関係機関や保護司等の民間ボランティアと連携し、具体的な就労支援の取組を行っている。

協力関係の構築に努めた。

加えて、2019年度（令和元年度）に更生保護就労支援事業（【施策番号5ウ】参照）を実施していた21庁の保護観察所においては、2019年度までの取組である「雇用基盤整備」として、民間の就労支援事業所が持つ企業等ネットワークを活用しながら、協力雇用主募集のパフレット（資2-7-1参照）の配布、事業所への個別訪問、説明会の開催等を通じて協力雇用主に係る広報活動を積極的に行い、多くの企業等に保護観察対象者等の雇用について理解と協力を求めた。

これらの取組により、2017年（平成29年）4月時点、1万8,555社であった協力雇用主の数は、2020年10月現在、2万4,213社に増加している（【指標番号6】参照）。

なお、保護観察所において協力雇用主を登録する手続は、警察庁及び厚生労働省と協議した上で2018年8月に作成した「協力雇用主登録等要領」に基づいて適切に運用している。





## (2) 各種事業者団体に対する広報・啓発【施策番号8】

農林水産省は、協力雇用主の拡大に向け、2014年度（平成26年度）から農林漁業の関係団体等に対して、協力雇用主制度の周知・登録要請等を行っている。2016年度（平成28年度）からは、新規雇用に関する補助事業の説明会等において、個別の事業者に対しても協力雇用主制度の周知・登録要請等を行っている。なお、農林漁業関係の協力雇用主の数は、2020年（令和2年）10月1日現在、460社であった。

厚生労働省は、協力雇用主募集のパンフレットをハローワークで配布するなど協力雇用主拡大に向けた広報活動を実施している。

## (3) 多様な業種の協力雇用主の確保【施策番号9】

法務省は、2018年（平成30年）から2020年（令和2年）までの間、毎年1月から3月までの3か月を就労支援強化月間と定め、シンポジウムの開催や政府インターネットテレビで協力雇用主に関する情報を放映するなど、積極的な広報啓発活動を実施するとともに、多様な業種の協力雇用主の確保について、経済界の理解と協力を依頼した（【施策番号7】参照）。

保護観察所において、ハローワーク、就労支援事業者機構等の関係機関・団体等と連携し、協力雇用主の少ない業種を含め多様な業種の協力雇用主の確保に努めている。なお、2020年10月1日時点において、建設業が協力雇用主の過半数を占め、次いで、サービス業、製造業の順である。

これらの取組により、2019年（令和元年）10月1日時点で実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主の数は1,556社にまで増加し、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」（2014年（平成26年）12月16日犯罪対策閣僚会議決定）において設定した数値目標（2020年までに、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数に現在の3倍（約1,500社）にする）を達成した。

政府目標達成後も、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主の確保は重要であることから、2020年度においても、9月を重点的な取組の期間として設定し、引き続きその確保に取り組んでおり、2020年10月1日時点の実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主の数は1,391社であった（【指標番号6】参照）。

## 4 協力雇用主の活動に対する支援の充実

### (1) 協力雇用主等に対する情報提供【施策番号10】

法務省は、コレワーク（【施策番号5イ】参照）において、企業等に対して刑務所出所者等の雇用に関する情報の発信を行っている。また、厚生労働省と連携し、刑務所出所者等の就労支援に係る各種制度を紹介するパンフレットを作成し、協力雇用主等に配布して更なる理解促進に努めている。

保護観察所において、協力雇用主を対象とした研修等を実施し、協力雇用主として承知しておくべき基本的事項や雇用管理上の留意すべき事項について情報提供を行っている。研修においては、雇用事例の提供等を通して、実際に刑務所出所者等を雇用する上でのノウハウや活用できる支援制度、危機場面での対処法等について、協力雇用主が相互に情報交換を行っている。

また、協力雇用主が刑務所出所者等を雇用する上で必要な個人情報については、保護観察所において、当該刑務所出所者等に対し、雇用主への情報提供の必要性を説明し、同意を得た上で提供している。

### (2) 協力雇用主の不安・負担の軽減【施策番号11】

法務省は、2006年度（平成18年度）から、刑務所出所者等が雇用主に業務上の損害を与えた場合等に見舞金が支払われる身元保証制度（資2-11-1参照）を導入し、2014年度（平成26年度）から更生保護就労支援事業（【施策番号5ウ】参照）を実施している。また、2015年度（平成27年度）から

刑務所出所者等を雇用して指導に当たる協力雇用主に対して、年間最大72万円を支給する刑務所出所者等就労奨励金制度（資2-11-2参照）を導入するとともに、協力雇用主等に対して矯正施設までの旅費支給を実施するなどし、協力雇用主の不安や負担の軽減を図っている。2020年度（令和2年度）は、身元保証を1,753件、刑務所出所者等就労奨励金の支給を3,321件実施した。

加えて、2018年度（平成30年度）からは、企業がコレワーク（【施策番号5イ】参照）に無料で電話相談ができる無料通話回線を設置したほか、コレワークに刑務所出所者等の雇用について豊富な知見を持つ雇用支援アドバイザーを招へいして就労支援に係る相談会を実施するなど、刑務所出所者等を雇用する企業の不安、負担の軽減と継続的な支援に努めている。

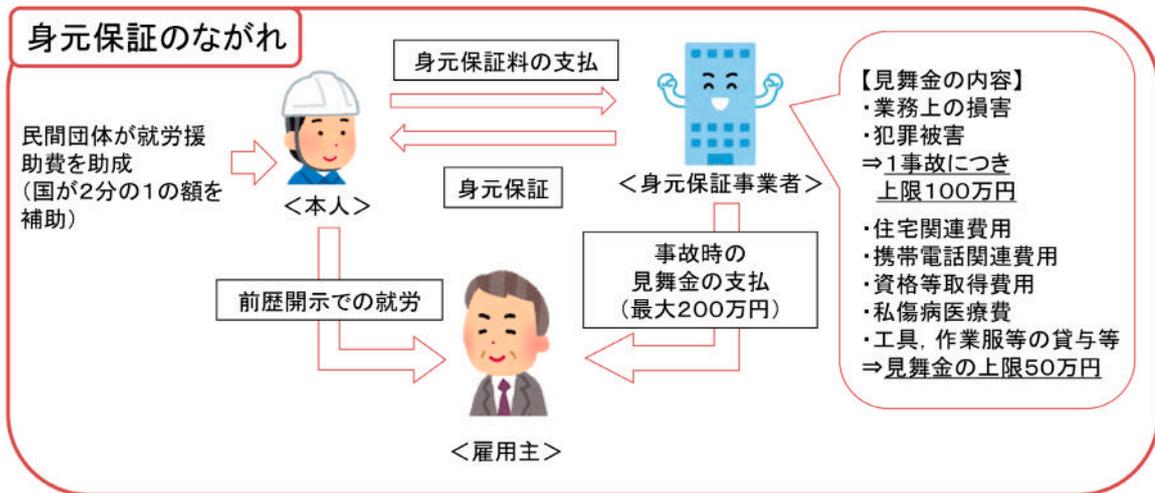
また、2018年度に実施した協力雇用主に対するアンケート調査（【施策番号4】参照）において、各種支援制度を知らなかった協力雇用主が一定数存在したという結果を踏まえて、保護観察所では、協力雇用主に対し、各種支援制度について丁寧に説明するとともに、相談等に乗ることで不安の軽減を図るよう努めている。

### 資2-11-1 身元保証制度の概要

## 身元保証制度

### 概要

就職時の身元保証人を確保できない保護観察対象者等について、民間事業者が1年間身元保証をし、雇用主に業務上の損害を与えた場合など一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金を支払う制度



出典：法務省資料による。

## 資2-11-2 刑務所出所者等就労奨励金制度の概要

# 刑務所出所者等就労奨励金

## 1 安定的で継続的な雇用の場合における就労奨励金の支給

刑務所出所者等が、刑務所・少年院在所中の職業訓練、就労支援等により、出所・退院後速やかに安定的で継続的な就労へ移行することを促すため、奨励金を支給

【支給要件】

- ①保護観察対象者等（仮釈放者、仮退院者又は満期釈放・退院後の更生緊急保護対象者）を雇用した協力雇用主
  - ②刑務所等在所中からの調整に基づき、出所・退院後速やかに雇用を開始
  - ③正社員又は1年以上の雇用継続が見込まれること
- ※短時間労働者（週20時間未満）を除く

**【支給額】 最大8万円×1～6か月目、最大12万円×2回（9、12か月目）（最長1年）**

## 2 その他の雇用の場合における就労奨励金の支給

上記以外の保護観察対象者等の雇用の場合も、より継続的な就労を促すため、奨励金を支給

【支給要件】 保護観察対象者等（上記以外の者）を雇用した協力雇用主

**【支給額】最大2万円×1～3か月目、最大4万円×4～6か月目、最大12万円×2回（9、12か月目）（最長1年）**

※トライアル雇用奨励金（最長3か月）を受けた後、本雇用に移行する場合、4か月目から適用

出典：法務省資料による。

### (3) 住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援【施策番号12】

法務省は、身元保証制度（【施策番号11】参照）により、刑務所出所者等が負担する住宅関連費用を事業主が立て替えたまま返済されず未回収となった場合、当該事業主に一部見舞金を支給するなどの支援を行っている。

また、2018年度（平成30年度）に実施したアンケート調査（【施策番号4】参照）では、刑務所出所者等を雇用したことがある協力雇用主のおよそ5割が、雇用した刑務所出所者等のために住居を準備したことがあった。さらに、刑務所出所者等を雇用したことがある協力雇用主のおよそ2割が連帯保証人になったことがあり、そのうちおよそ4割が連帯保証人として、弁済をしたことがあると回答しており、保護観察所としては、協力雇用主の経済的な不安や負担の軽減を図るため、身元保証制度や刑務所出所者等就労奨励金制度などについて丁寧に説明するとともに、活用促進を図っている。

#### (4) 協力雇用主に関する情報の適切な共有【施策番号13】

法務省及び厚生労働省は、各府省における協力雇用主に対する支援の円滑かつ適切な実施に資するよう、2018年度（平成30年度）に協力雇用主募集パンフレット（【施策番号7】参照）の内容の見直しを行い、同パンフレットを関係省庁に配布した上で、積極的な活用を依頼したほか、2019年度（令和元年度）から、協力雇用主募集ポスター（資2-13-1参照）を作成し、各府省に配布した上で、積極的な広報を依頼している。

また、協力雇用主に関する情報を法務省ウェブサイトに掲載し、随時更新や見直しを行っている。

#### 資2-13-1 協力雇用主ポスター



出典：法務省資料による。

### 5 犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等

#### (1) 国による雇用等【施策番号14】

法務省及び厚生労働省は、2013年度（平成25年度）から、保護処分を受けた保護観察対象者を非常勤職員として雇用する取組を行っており、2020年度（令和2年度）末までに、法務省73人（うち少年鑑別所64人）、厚生労働省1人の合計74人の少年を雇用した。雇用期間中は、少年の特性に配慮しつつ、就労を体験的に学ぶ機会を提供するとともに、必要に応じて少年からの相談に応じる等のサポートを行っている。

法務省は、これらの取組実績を踏まえ、保護処分を受けた保護観察対象者を雇用する上での留意事項を整理するとともに、2020年3月、他の府省庁に参考指針<sup>※12</sup>として示し、雇用受入れの検討等について協力を求めている。なお、地方公共団体のうち、保護観察対象者を雇用する取組を実施している団体は、2020年12月末時点で、69団体である。

#### (2) 協力雇用主の受注の機会の増大【施策番号15】

法務省は、2015年度（平成27年度）から、法務省が発注する矯正施設の小規模な工事の調達について、協力雇用主としての刑務所出所者等の雇用実績を評価する総合評価落札方式による競争入札を実施している。また、少額の随意契約による調達を行う場合には、見積りを求める事業者の選定に当たって、当該契約案件に適した協力雇用主を含めるよう考慮している。その結果、保護観察所が発注した公共調達について、協力雇用主が受注した件数は2020年度（令和2年度）は36件であった。

なお、2020年12月末現在、全国の都道府県及び市区町村のうち、162の地方公共団体（実施予定を含む。）では入札参加資格の審査に際して、63の地方公共団体では総合評価落札方式における評価に際して、それぞれ協力雇用主としての刑務所出所者等の雇用実績等を評価している（資2-15-1参照）。

※12 参考指針URL (<https://www.moj.go.jp/content/001318796.pdf>)



法務省は、これらの取組実績を踏まえ、協力雇用主の受注機会を増大させる上での留意事項を整理するとともに、2020年3月、他の府省庁に参考指針【施策番号14】参照）として示し、受注機会の増大を図るための積極的な取組について協力を求めている。

### 資2-15-1 地方公共団体における協力雇用主支援等の取組について

## 地方公共団体による協力雇用主支援等の現状

### 取組の根拠

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（抄）

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

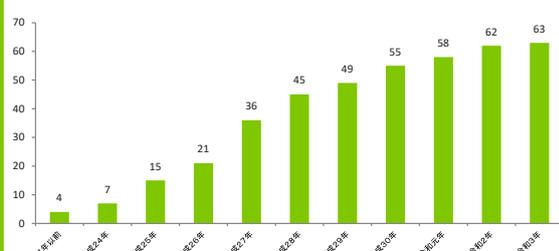
### 入札参加資格審査における 優遇措置

### 総合評価落札方式における 優遇措置

入札参加資格審査又は総合評価落札方式において、協力雇用主として登録している場合、あるいは、協力雇用主として保護観察対象者や更生緊急保護対象者を雇用した実績がある場合に、社会貢献活動や地域貢献活動として加点するもの。



162団体



63団体

令和2年12月末現在（実施予定を含む。）

出典：法務省資料による。

### (3) 補助金の活用【施策番号16】

法務省は、2019年度（令和元年度）、各府省における補助金事業を調査の上、協力雇用主であること等を評価に取り入れることなど、協力雇用主の活動に資する補助金の活用の在り方に関する検討・協議を行った。その結果、2020年度（令和2年度）には、総務省所管の補助金「地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）」において、一定の要件を満たした協力雇用主の活動への支援内容を強化することとし、障害のある出所者等に対して住居を提供するとともに、日常生活能力の維持・向上のための訓練を行う再犯防止に関する事業を1件採択したほか、農林水産省における補助金「農の雇用事業」において、協力雇用主を含む農業法人等が刑務所出所者等を雇用して研修を実施する場合に支援単価を加算している。法務省は、これらの補助金が有効に活用されるよう、要件を満たすと考えられる協力雇用主に対してこれらの補助金に係る手続等を周知し、活用の検討を働き掛けるなどしている。

### (4) 協力雇用主に対する栄典【施策番号17】

法務省は、内閣府の協力を得て、協力雇用主に対する栄典の授与について検討を行い、2018年（平成30年）秋の褒章以降、2020年（令和2年）までに、更生保護に寄与した功績により、5名の協力雇用主が藍綬褒章を受章している。

## 6 就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実

### (1) 就労した者の離職の防止【施策番号18】

法務省は、少年院において、就労した者の離職を防止することを目的に、(公財)日本財団が実施している職親プロジェクト<sup>※13</sup>の参加企業の協力を得て、少年院在院者を対象に職場体験を積極的に実施する取組の試行を2017年度(平成29年度)から開始した。また、退院や仮退院をした者又はその保護者等から、就労に関することを含め、健全な社会生活を送る上での問題について相談を求められた場合において、相当と認めるときは少年院の職員が相談に応じることができる制度(少年院法第146条)を設けており、2020年(令和2年)には退院者等からの相談を675件受け付けた。

少年鑑別所において、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談のほか、関係機関からの依頼に基づき情報提供、助言、心理検査等のアセスメント、その他の心理的援助等の各種の専門的支援を行うなど、地域社会のニーズに広く対応しており、2020年は、1万1,527件の相談等を受け付けた。その一環として、犯罪をした者等に対して、仕事や職場の人間関係の悩み等について相談に応じ、助言を行うなど支援を行っている。

保護観察所において、保護観察対象者等に離職やトラブル等のおそれがあると認める場合、保護観察官が適時適切に当該保護観察対象者等に対する面接指導等を行い、就労した者の離職の防止に努めている。また、2012年(平成24年)1月から、東日本大震災による被災が特に甚大であった岩手県、宮城県及び福島県について、更生保護被災地域就労支援対策強化事業(【施策番号5ウ】参照)を実施しており、協力雇用主の開拓を推進する雇用基盤整備や、刑務所出所者等に対して就労を継続するために必要な住まい探し等の定住支援を併せて行っている。2020年度は、雇用基盤整備として協力雇用主の開拓を91件、定住支援を68件実施した。

厚生労働省は、ハローワークにおいて、就職した支援対象者や雇用主に対して、必要な相談・助言等を行い、離職を防止するための支援を行っている。

### (2) 雇用した協力雇用主に対する継続的支援【施策番号19】

法務省は、少年院において、少年院法第146条に基づき、少年院を出院した者を雇用した協力雇用主等からの相談を受け付けている(【施策番号18】参照)。

コレワークにおいても、協力雇用主の相談に応じるなど継続的支援を行っている(【施策番号5イ】参照)。

保護観察所において、協力雇用主が保護観察対象者等を雇用した場合は、その後のフォローアップとして、必要に応じ、保護観察官が当該協力雇用主のもとを訪問するなどし、保護観察対象者等の就業状況を把握するとともに、協力雇用主の相談等に応じている。また、更生保護被災地域就労支援対策強化事業(【施策番号5ウ】参照)においても、協力雇用主に対し、職場定着を実現するための支援を行っている。加えて、協力雇用主に対する具体的な支援の充実策を検討するため、2018年度(平成30年度)にアンケート調査(【施策番号4】参照)を実施したところ、刑務所出所者等を雇用したことがあると回答した協力雇用主のおよそ5割が、雇用した刑務所出所者等が無断欠勤、意欲の乏しさ、人間関係のトラブルといった就労上の問題を抱えていることに加え、雇用しても、雇用後半年以内に辞めてしまうと回答しており、就労を継続させていくためには、被雇用者及び協力雇用主双方に対する継続的な訪問・指導等のフォローアップが必要であることが明らかになった。そのため、2020年度(令和2年度)から、更生保護就労支援事業(【施策番号5ウ】参照)において、就労継続に必

※13 職親プロジェクト

(公財)日本財団と企業が連携し、少年院出院者や刑務所出所者の更生・社会復帰を就労・教育・住居・仲間作りの面から包括的に支えることで、「誰でもやり直しができる社会」の実現を目指す民間発意の取組。2021年(令和3年)3月現在、職親企業として175社が参加し、累計342名の少年院出院者や刑務所出所者が職親企業に内定している。

要な寄り添い型の支援を協力雇用主及び保護観察対象者等の双方に行う「職場定着支援」を新たに実施（「雇用基盤整備」は2019年度（令和元年度）で終了）し、2021年度（令和3年度）は更生保護就労支援事業を23庁の保護観察所に拡充した。

ハローワークの取組は【施策番号18】を参照。

### （3）離職した者の再就職支援【施策番号20】

法務省は、保護観察所において、離職した保護観察対象者に対し、保護観察官が面接指導等により再就職を促すなどしており、特に、更生保護就労支援事業（【施策番号5ウ】参照）を実施している23庁においては、就職活動に対する支援が必要と認められる保護観察対象者等に対し、更生保護就労支援事業所がきめ細かな就職活動支援を行っている。また、地域によっては、協力雇用主らが、協力雇用主のネットワーク組織である協力雇用主会を組織し、情報交換等を行いながら、保護観察対象者等の雇用に取り組んでいることから、同会との連携を通じて、離職者も含めた無職の保護観察対象者等の就職支援を進めている。

厚生労働省は、ハローワークにおいて、支援対象者が離職して再び就職に向けた支援を行う必要がある場合は、速やかに再就職ができるよう職業相談・職業紹介等を行っている。

## 7 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保

### （1）受刑者等の特性に応じた刑務作業等の充実【施策番号21】

法務省は、受刑者の就労意欲の養成、規則正しい勤労生活の維持等のため、受刑者を刑務作業に従事させており、個々の受刑者が実施する作業は、各刑事施設が、民間企業から受注等した作業の中から、個々の受刑者の資質、能力、就労歴等を考慮した上で指定している。そのため、受刑者の多様な特性に応じた刑務作業を指定できるよう、各刑事施設において、様々な業種の民間企業に対する受注活動を行っている。2020年度（令和2年度）から、高齢により日常生活に支障が生じている者や心身の疾患等を有する者に対して、作業療法士等の専門的評価やアドバイスを得ながら、身体機能や認知機能の維持・向上を図り、段階的に一般的な生産作業に移行させるとともに、社会復帰に向けて身体機能及び認知機能を維持又は向上させる機能向上作業を府中刑務所において実施しているが、2021年度（令和3年度）からは、宮城刑務所、東日本成人矯正医療センター、岡崎医療刑務所及び北九州医療刑務所の4庁を試行庁として追加した。

さらに、法務省は、福祉的支援の対象外であるものの、知的能力に制約がある、あるいは集中力が続かないなどの特性を有しているため、一般就労が困難あるいは継続できない、一般就労と福祉的支援の狭間にある者について、矯正施設在所中に、社会生活に必要な認知機能等の強化を図るとともに、就労先等を確保するため、2019年度（令和元年度）から、広島大学と連携し、作業療法を活用したプログラムの実施等を広島刑務所及び広島少年院において試行している（【コラム2参照】）。

## 広島大学と連携したコグトレによる就労移行準備指導の取組

広島刑務所

広島刑務所では、2019年度（令和元年度）から、広島大学と連携し、作業療法を活用したプログラムの試行庁として、コグトレ<sup>※14</sup>による就労移行準備指導を実施しています。

このプログラムの目的は、再犯防止の一環として、一般就労と福祉的支援の狭間にある受刑者に対して作業療法を活用した指導を行うことで、出所後の継続的な就労と円滑な社会復帰に必要な社会適応能力を向上させることにあります。

プログラムの指導者は、作業療法士、教育専門官、刑務官であり、全15単元から成るプログラムを、年間2グループ、1グループおおむね8名で実施しています。

プログラムの受講者は、就労意欲を有し、出所時におおむね65歳以下の者の中から、知能指数や残りの刑期を考慮して選定します。そして、常に受刑者を身近で指導している処遇担当部署の工場担当職員が記入した受刑者の行動特徴に係るチェックリストを参考に、教育担当部署の職員が候補者本人と面接を行い、本人の意思確認を行った上で、最終的な受講者を決定しています。受講者の多くは、日常生活において、医療的な対応や福祉的な支援が特に必要というわけではなく、通常の刑務作業に従事していますが、作業や課題をこなすことに時間が掛かり、素早く正確に行うことが苦手であることが多いほか、人の話や口頭での指示などを聞き取ることが苦手であるといった困難を抱えています。

プログラムの内容は、認知機能強化トレーニング、認知作業トレーニング及び認知社会スキルトレーニングを組み合わせたものであり、コグトレと呼ばれる手法で構成しています。受刑者に不足していると思われる社会適応能力のうち、認知機能の弱さ、感情統制の弱さ、融通の利かなさ、不適切な自己評価、対人スキルの乏しさや身体的不器用さを改善させることを主眼として取り組んでいます。

例えば、プログラムにおいては、「コグトレ棒」という道具を使用して身体イメージ力を高める訓練を行います（写真1）。この訓練は、身体の使い方が不器用な者には、身体を正確に動かすために必要な脳と身体各部との間の神経伝達機能が上手く働いていないケースが多く見られることに着目し、認知機能と並行して神経伝達機能の向上を図ろうとするものです。

また、コグトレは「覚える」「数える」「写す」「見つける」「想像する」の合計5つの分野をターゲットにしていますが、「想像する」という分野をターゲットとした課題に苦慮する受講者が多く見られました（写真2）。

様々なトレーニングを実施していく中で、未知の指導に対する警戒心からか、指導者や自分に否定的な言葉を向ける受講者もいましたが、徐々に肯定的な言葉が増えていきました。指導を通して、良好な生活環境や人間関係の大切さに気付いた受講者が多かったことがうかがえます。当初、プログラムに抵抗を示していた者の多くが、修了時には、「参加してよかった」、「自分の問題点に気付くことが出来た」などの感想を述べていました。

本取組は、広島大学と連携をしていることから、科学的な根拠に基づいたアセスメントを指導の前後に実施して、効果の検証ができるという特徴があります。プログラム受講前に個々の受講者の能力を数値化し、プログラム受講後の数値と比較することで、プログラムの効果検証を実施しており、その結果、認知機能等の向上が認められているところです。また、その結果については受講者本人にも示すことで、自分の能力の向上した部分を視覚的に理解できるようにしており、このことが、本取組をはじめ各種指導に対する意欲の向上につながっています。加えて、本指導を修了した者を就労支援指導（R6）<sup>※14</sup>に編入することで、就労の意欲を更に高めさせる取組も進めたいと考えています。

最後に、本取組は、一般就労と福祉的支援の狭間にある者を対象とするという難しさがありますが、作業療法という新たな視点を取り入れ、これまで十分にアプローチできなかった受刑者に対する処遇の充実を図ることは、再犯防止に大きく貢献し、意義深いことであると考えています。今後も広島大学の御協力をいただきながら、プログラムの更なる改良を行うなど、より良い指導を実施していきたいと思っております。

※14 就労支援指導（R6）

就労に必要な基本的スキルやマナーを習得させるとともに、出所後の就労に向けた取組を具体化させるための指導であり、特別改善指導に位置付けられている。【施策番号2】参照。

注 コグトレ

認知〇〇トレーニング (Cognitive 〇〇 Training) の略称で、認知機能強化トレーニング (Cognitive Enhancement Training)、認知作業トレーニング (Cognitive Occupational Training)、認知社会スキルトレーニング (Cognitive Social Training) の3つのトレーニングで構成されています。



写真1 コグトレ棒を使用した受講風景

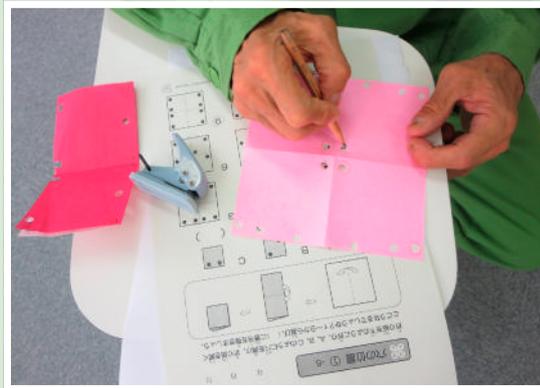


写真2 折り紙を使用して穴の位置を想像するトレーニング

## (2) 障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用【施策番号22】

法務省及び厚生労働省は、2006年度（平成18年度）から、保護観察官、ハローワーク職員から構成される就労支援チームを設置して、保護観察対象者等に対する就労支援を実施している（【施策番号5ア】参照）。保護観察対象者等のうち、障害者、生活困窮者等についても個々の障害や困窮の程度に応じて必要かつ適切な支援を検討・実施している。

法務省は、矯正施設在在所者のうち障害等により就労が困難な者に対し、2014年度（平成26年度）から社会内で利用できる就労支援制度を紹介するためのリーフレット（[資2-22-1](#)参照）を配布しており、2020年度（令和2年度）は、少年院在院者を含め、延べ3,885部を配布した。

厚生労働省は、障害を有している犯罪をした者等が、就労意欲や障害の程度等に応じた希望する就労が実現できるよう、引き続き、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業、就労定着支援事業（以下「就労系サービス」という。[資2-22-2](#)参照。）に取り組んでいる。

そうした中で、障害福祉サービス事業所が矯正施設出所者や医療観察法<sup>\*15</sup>に基づく通院医療の利用者等である障害者（以下「矯正施設出所者等である障害者」という。）を受け入れるに当たっては、①きめ細やかな病状管理、②他者との交流場面における配慮、③医療機関等との連携など手厚い専門的な対応が必要であるため、2018年度（平成30年度）障害福祉サービス等報酬改定において、「社会生活支援特別加算」を創設した。同加算では、訓練系、就労系サービス事業所（就労定着支援事業を除く。）において、精神保健福祉士等の配置により矯正施設出所者等である障害者を支援していること、又は病院等との連携により精神保健福祉士等が事業所を訪問して矯正施設出所者等である障害者を支援していることを報酬上評価して、受入れの促進を図ることとしている。

また、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行う生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）においても、一般の企業等への就労が困難な犯罪をした者等に対する就労支援が可能であり、同法に基づく就労準備支援事業（[資2-22-3](#)参照）や就労訓練事業（[資2-22-4](#)参照）により、個々の状態像に合わせた個別の支援を展開している。

さらに、生活困窮者の一層の自立を促進するため、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）による改正後の生活困窮者自立支援法において、福祉事務所設置地方公共団体の任意事業である就労準備支援事業について、その実施を努力義務としたほか、対象者の年齢要件を撤廃し65歳以上も利用可能とすること等により、多様化

\*15 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）

する就労支援ニーズをとらえた事業の実施を図っている。

資2-22-1 就労支援制度の紹介のリーフレット



出典：法務省資料による。

資2-22-2 就労系障害福祉サービスの概要

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

|      | 就労移行支援事業<br>(規則第6条の9)  | 就労継続支援A型事業<br>(規則第6条の10第1項)  | 就労継続支援B型事業<br>(規則第6条の10第2項)  | 就労定着支援事業<br>(規則第6条の10)  |
|------|--|--|--|---|
| 事業概要 | 通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。<br>(標準利用期間：2年)<br>※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能 | 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇込契約に基づく就労が可能である者に対して、雇込契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。<br>(利用期間：制限なし)          | 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇込契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。<br>(利用期間：制限なし)                          | 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6ヶ月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。<br>(利用期間：3年) |
| 対象者  | ① 企業等への就労を希望する者<br>※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。   | ① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用につけなかった者<br>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用につけなかった者<br>③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者<br>※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。 | ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者<br>② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者<br>③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者           | ① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6ヶ月を経過した者   |
| 報酬単価 | 468～1,128単位/日<br><定員20人以下の場合><br>※就職後6月以上の定着率が高いほど高い報酬   | 319～724単位/日<br><定員20人以下、人員配置7.5:1の場合><br>※「1日の平均労働時間」、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」、「地域連携活動」の5つの項目による総合評価                                    | Ⅰ「平均工賃月額」に応じた報酬体系<br>566～702単位/日<br><定員20人以下、人員配置7.5:1の場合><br>※平均工賃月額が高いほど高い報酬<br>Ⅱ「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系<br>556単位/日<br><定員20人以下の場合> | 1,046～3,449単位/月<br><利用者数20人以下の場合><br>※利用者数に応じた設定<br>※就労定着率(過去3年間の就労定着支援の利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)が高いほど高い報酬  |
| 事業所数 | 2,992事業所<br>(国保連データ令和3年4月)   | 3,946事業所<br>(国保連データ令和3年4月)   | 14,060事業所<br>(国保連データ令和3年4月)  | 1,343事業所<br>(国保連データ令和3年4月)  |
| 利用者数 | 35,716人<br>(国保連データ令和3年4月)  | 77,307人<br>(国保連データ令和3年4月)  | 290,559人<br>(国保連データ令和3年4月)   | 13,141人<br>(国保連データ令和3年4月)   |

出典：厚生労働省資料による。

資2-22-3 就労準備支援事業の概要

就労準備支援事業について

事業の概要

○ 生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。(平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により創設)

支援の内容

- ▶ 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- ▶ プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施。

対象者の様々な状態像

- 決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要
- 他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要
- 自尊心や自己有用感を喪失している
- 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い等



様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

○ 日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニューによる支援。(対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要)

○ 通所、合宿等の様々な形態で実施。

(多様な支援メニューの例)

- ・ワークショップ・セミナー・グループワーク・職場見学・就労体験・模擬面接
- ・応募書類作成指導・キャリアコンサルティング・ボランティア活動への参加
- ・就農訓練事業(平成28年4月より開始)
- ・福祉専門職との連携支援事業(平成29年4月より開始) 等

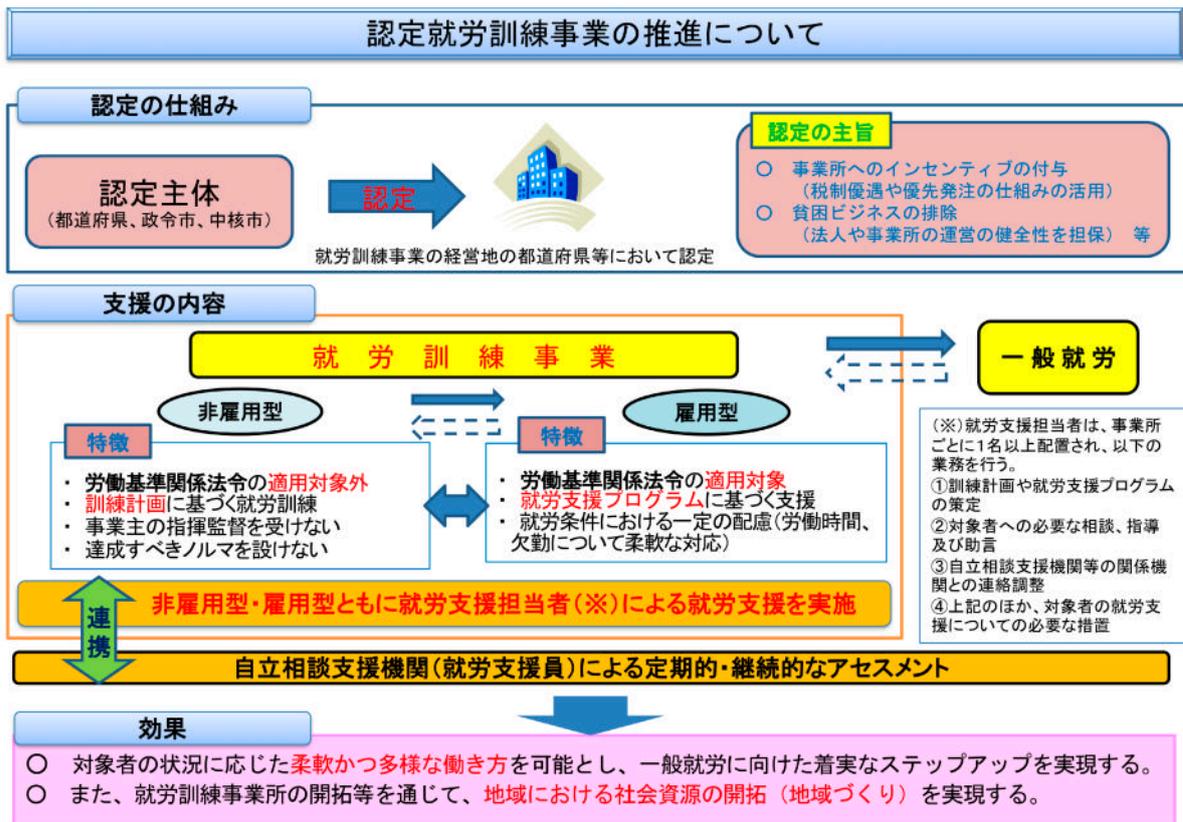


効果

○ 一般就労の準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる。

出典：厚生労働省資料による。

## 資2-22-4 就労訓練事業の概要



出典：厚生労働省資料による。

### (3) ソーシャルビジネスとの連携【施策番号23】

法務省は、全国の保護観察所において、労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る、いわゆる「ソーシャル・ファーム」との連携を進め、2021年(令和3年)5月末現在、全国164団体との間で、雇用や受入れ等の連携を実施している。また、2013年度(平成25年度)から、いわゆる「ソーシャル・ファーム」と保護観察所との間で「ソーシャル・ファーム雇用推進連絡協議会」を開催し、相互理解を深めるとともに、一般就労と福祉的支援との狭間にある者への就労支援について協議を行っており、2020年度(令和2年度)は2回開催した。こうした中で、協力雇用主への登録に理解を示すソーシャル・ファームについて、協力雇用主としての登録も促している。

なお、2018年度(平成30年度)から、ソーシャルビジネスを運営する企業の視察等を通じ、矯正施設とソーシャルビジネスとの連携の在り方等についての検討も進めており、ソーシャル・ファームと連携し、少年院在院者が同ファームに帰住し、生活の安定を図るための支援の枠組みを構築するための検討を行っているところ、2019年度(令和元年度)は、この取組の中で、1名の在院者がソーシャルファームに帰住した。

さらに、2019年6月に決定された「農福連携<sup>※16</sup>等推進ビジョン」において、犯罪をした者等の立ち直りに向けた取組への広がりが見込まれたことから、法務省及び農林水産省が連携し、一般就労と福祉的支援との狭間にある刑務所出所者等の就農に向けた取組を推進している。

また、2020年3月に経済団体、農林水産業団体、福祉団体その他の関係団体、地方公共団体、関

※16 農福連携

農業と福祉が連携し、障害者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。

係省庁等の様々な関係者が参加し、国民的運動として農福連携等を展開していくため、農福連携等応援コンソーシアムを設置するとともに、農福連携に取り組んでいる優れた事例を表彰し、全国への発信を通じて横展開を図る「ノウフク・アワード2020」を2021年3月に実施した。

## 第2節 住居の確保等

### 1 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実

#### (1) 帰宅先確保に向けた迅速な調整【施策番号24】

法務省は、更生保護法（平成19年法律第88号）の一部改正により、2016年（平成28年）6月から、保護観察所が行う受刑者等の釈放後の生活環境の調整<sup>\*17</sup>の充実を図っている（【特集1第2節】参照）。具体的には、生活環境の調整に対する地方更生保護委員会の関与を強化し、地方更生保護委員会が、矯正施設収容後の早期の段階から受刑者等に対し帰宅先<sup>\*18</sup>等に関する調査を行うなどした上で、保護観察所に対して指導・助言・連絡調整を行い、保護観察所はこれを踏まえて、福祉サービスや民間の依存症回復支援施設等への帰宅などの調整も含め、適切な帰宅先を迅速に確保するための取組を行っている。2020年（令和2年）は、地方更生保護委員会における受刑者等に対する帰宅先等の調整に関する面接調査が4,201件行われた。また、加速化プランにおいて、生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用を図ることを明記し、2020年度からは、専ら当該調査及び調整を行う地方更生保護委員会の保護観察官を全国の刑事施設11庁に駐在させ、その運用の積極化を図っている。

#### (2) 受刑者等の親族等に対する支援【施策番号25】

法務省は、刑事施設において、受刑者の改善更生と円滑な社会復帰に資するよう、受刑者と親族や雇用主等との外部交通（面会、信書の発受及び電話等による意思連絡）の適切な運用に努めている。

少年院において、保護者に対し、在院者に対する教育方針や教育内容・方法、社会復帰に向けた支援の実施等への理解と協力を得るため、在院者の処遇に関する情報提供、少年院の職員による面接の実施、少年院で実施する活動への参加の依頼等を行っており、2020年（令和2年）は、延べ679回の保護者会を実施し、延べ2,248人の保護者が参加した。また、保護者の矯正教育<sup>\*19</sup>への理解を促進し、職員と協働して在院者の有する問題及び課題を解決するために努力する意欲を向上させること、在院者との相互理解を深めさせること、在院者を監護する役割についての認識を深めさせることを目的として、保護者参加型プログラムを実施している。2020年は、各種行事への参加や、非行問題に関する親子講座等、延べ137回の保護者参加型プログラムが実施され、延べ880人の保護者が参加した。これらの実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策のため、個別での開催に変更するなどの措置を講じた。

保護観察所において、受刑者等の出所後の生活環境の調整の一環として、受刑者等の親族等に対し、受刑者等の改善更生を助けることへの理解や協力を求めるとともに、相談に応じたり、支援機関の情報提供をしたりするなど、必要に応じた支援を実施している。例えば、薬物依存がある受刑者等

\*17 生活環境の調整

受刑者等の出所後の帰宅予定地を管轄する保護観察所の保護観察官や保護司が引受人等と面接するなどして、帰宅予定地の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整するもの。これに加えて、地方更生保護委員会において、調整が有効かつ適切に行われるよう、保護観察所に対して指導や助言を行っているほか、収容中の者との面接等による調査も行っている。これらの調整結果に基づき、仮釈放等審理が行われるほか、受刑者等の仮釈放後の保護観察が行われる。

\*18 帰宅先

帰宅先とは、刑事施設、少年院に収容されている者が、出所・出院後、一定期間生活をしていく場所を指す。親族・知人宅のほか、就労先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設などがある。

\*19 矯正教育

少年院が、保護処分又は刑の執行として、在院者の犯罪的傾向を矯正し、並びに在院者に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適應するのに必要な知識及び能力を習得させるために行う体系的かつ組織的な指導。

の家族に対しては、薬物依存についての知識、本人との接し方、他の関係機関や民間団体からの支援にはどのようなものがあるかといった助言等を行うため、引受人・家族会<sup>\*20</sup>を開催している。2020年度は、引受人・家族会を99回実施し、492人の引受人や家族が参加した。

実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応として、集合形式の開催方法を見直し、引受人等に対して薬物依存に関する情報提供を個別に行ったほか、家族に対して外部講師を招いての個別相談会を開催するなど代替措置を講じた。

## ② 更生保護施設等の一時的な居場所の充実

### (1) 更生保護施設における受入れ・処遇機能の充実【施策番号26】

更生保護施設は、主に保護観察所からの委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護<sup>\*21</sup>の対象者を受け入れて、宿泊場所や食事の提供をするほか、社会復帰のための就職援助や生活相談等を行う施設である。

2021年（令和3年）4月現在、全国に103の施設があり、更生保護法人<sup>\*22</sup>により100施設が運営されているほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び一般社団法人により、それぞれ1施設が運営されている。その内訳は、男性のみ受け入れている施設が88施設、女性のみ受け入れている施設が7施設、男女とも受け入れている施設が8施設となっている。収容定員の総計は2,402人であり、男性が成人1,900人と少年311人、女性が成人140人と少年51人である。

2020年度（令和2年度）の委託実人員は7,206人（そのうち、新たに委託を開始した人員は5,791人）、1日当たり1人を単位とした年間収容延べ人員は56万785人で、1人当たりの平均在所期間は77.8日であった。法務省は、刑務所出所者等がそれぞれの問題性に応じた支援を受けられるよう、更生保護施設のうち一部を、高齢・障害者等を積極的に受け入れる指定更生保護施設や、薬物依存からの回復を支援する薬物処遇重点実施更生保護施設に指定し、これらの指定する施設を拡大すること等により更生保護施設の受入れ及び処遇機能の充実を図っている（指定更生保護施設については【施策番号37】を、薬物処遇重点実施更生保護施設については【施策番号46】を参照）。

また、加速化プランにおいては、2022年（令和4年）までに満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少させることを成果目標としており、それを踏まえ、更生保護施設における、満期釈放者に対する受入れや相談支援等の充実（【特集1 第2節】参照）について検討を進めている。

### (2) 更生保護施設における処遇の基準等の見直し【施策番号27】

法務省は、保護観察対象者等が抱える問題の複雑化など、近年の更生保護事業<sup>\*23</sup>を取り巻く状況の変化を踏まえた今後の更生保護事業に関する検討を行うため、2018年度（平成30年度）及び2019

#### ※20 引受人・家族会

保護観察所は、規制薬物等に対する依存がある生活環境調整対象者又は保護観察対象者の引受人や家族が薬物依存に関する正確な知識を持ち、薬物依存当事者に対して適切に対応する方法を身に付けることや、支援機関等の情報を得て家族等自身が必要な支援を受けることができるようになること等を目的として、医療・保健・福祉機関や自助グループ等と連携して薬物依存者の家族等を対象として定期的に引受人・家族会を実施している。

#### ※21 更生緊急保護

更生保護法（平成19年法律第88号）第85条に基づき、保護観察所が、満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に6月を超えない範囲内）において行うことができる。

#### ※22 更生保護法人

更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第6項に定める法人で、更生保護施設の運営など更生保護事業を営むことを目的とする団体が、更生保護事業法の規定に基づき、法務大臣の認可を受けて設立する法人。

#### ※23 更生保護事業

更生保護事業法第2条第1項に定める事業で、「継続保護事業」、「一時保護事業」及び「連絡助成事業」をいう。継続保護事業とは、保護観察対象者等を更生保護施設に収容して、宿泊場所を供与し、必要な生活指導等を行い、その改善更生に必要な保護を行う事業。

一時保護事業とは、保護観察対象者等に対し、宿泊場所への帰住、医療又は就職を助け、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その改善更生に必要な保護（継続保護事業として行うものを除く。）を行う事業。

連絡助成事業とは、継続保護事業、一時保護事業その他保護観察対象者等の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業。

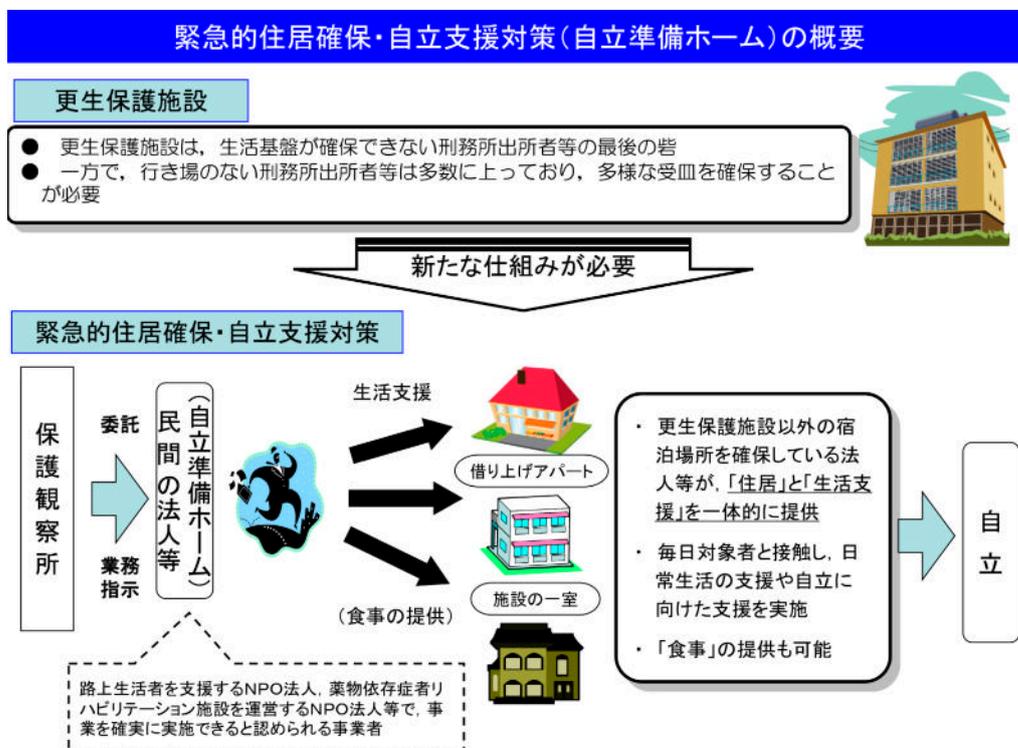
年度（令和元年度）に更生保護事業の実務者等による意見交換会を開催した。また、2018年度に開催した学識経験者等を構成員とする有識者検討会及び意見交換会による検討を踏まえ、2019年度には、全国の更生保護事業者と協議・検討を行う「更生保護事業に関する地方別検討会」を開催した。

2019年3月、有識者検討会から、更生保護施設における処遇や支援の充実強化等を内容とする「これからの更生保護事業に関する提言」<sup>\*24</sup>を得た。提言においては、更生保護施設退所者へのフォローアップの重要性等についての指摘がなされ、これを更生保護施設の処遇の一部として明確に位置付けるための制度の充実や見直し等が求められた。これを踏まえ、更生保護施設退所後の支援の充実を図るため、2021年（令和3年）10月から、全国8施設において訪問支援モデル事業を開始することとしている（【施策番号95】参照）。

### (3) 自立準備ホームの確保と活用【施策番号28】

法務省は、社会の中に多様な居場所を確保する方策として、2011年度（平成23年度）から、「緊急的住居確保・自立支援対策」（資2-28-1参照）を実施している。これは、更生保護施設以外のあらかじめ保護観察所に登録された民間法人・団体等に、保護観察所が、保護観察対象者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活支援（自立準備支援）を委託するものであり、この宿泊場所は自立準備ホームと呼ばれている。2021年（令和3年）4月現在の登録事業者数は447事業者であり、その内訳は、特定非営利活動法人が152事業者、会社法人が114事業者、宗教法人が43事業者、その他が138事業者となっており、多様な法人・団体が登録されている。2020年度（令和2年度）の委託実人員は1,719人（そのうち、新たに委託を開始した人員は1,417人）、1日当たり1人を単位とした年間収容延べ人員は12万7,567人であり、1人当たりの平均在所期間は74.2日であった。

#### 資2-28-1 緊急的住居確保・自立支援対策の概要



出典：法務省資料による。

※24 「これからの更生保護事業に関する提言」関係資料URL  
[https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo12\\_00002.html](https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo12_00002.html)  
 （法務省ホームページ「これからの更生保護事業に関する有識者検討会について」ページへリンク。）



### ③ 地域社会における定住先の確保

#### (1) 住居の確保を困難にしている要因の調査等【施策番号29】

法務省は、犯罪をした者等の中には地域社会に適切な定住先を確保できない者がいるという課題を踏まえ、2018年度（平成30年度）に更生保護施設職員等に対して、犯罪をした者等の住居の確保を困難にしている要因についてアンケートを行ったところ、賃貸契約時の連帯保証人の確保や経済基盤の問題等が挙げられた。また、加速化プランにおいては、生活環境の調整等による受け皿の確保として「居住支援法人<sup>※25</sup>と連携した新たな支援の在り方を検討する」こととしており、これを踏まえ、具体的な支援の在り方について検討することとしている。2020年度（令和2年度）は、刑務所出所者等の住まいの確保やセーフティーネット機能の強化に向けて、厚生労働省、国土交通省及び法務省が連携し、関係機関での情報共有や協議を行う「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」を開催した。

#### (2) 住居の提供者に対する継続的支援の実施【施策番号30】

法務省は、公営住宅の事業主体である地方公共団体から相談があった際には、更生保護官署において、その相談内容を踏まえて保護観察対象者等に指導及び助言を行うとともに、身元保証制度（【施策番号11】参照）の活用事例について情報提供等を行うことで、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する継続的支援を行っている。

#### (3) 公営住宅への入居における特別な配慮【施策番号31】

国土交通省は、2017年（平成29年）12月に、各地方公共団体に対して、保護観察対象者等が住宅に困窮している状況や地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討するよう要請を行い、あわせて、矯正施設出所者が該当する可能性が高い「著しく所得の低い世帯」は、公募が原則である公営住宅において、特に居住の安定確保が必要な者として、各事業主体の判断により、抽選倍率を優遇するなどの優先入居の取扱いが可能であることを踏まえ、「著しく所得の低い世帯」を優先入居の対象とすることについても適切な対応を要請するなど、公営住宅への入居における特別な配慮を行っている。

#### (4) 賃貸住宅の供給の促進【施策番号32】

法務省は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、犯罪をした者等のうち、同法第2条第1項が規定する住宅確保要配慮者<sup>※26</sup>に該当する者に対して、個別の事情に応じ、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談を実施している。また、更生保護施設退所者の住居確保の観点から、保護観察対象者等の入居を拒まない住居の開拓・確保にも努めている。加えて、2012年（平成24年）1月から、東日本大震災による被災が特に甚大であった岩手県、宮城県及び福島県について、更生保護被災地域就労支援対策強化事業（【施策番号18】参照）として、定住先が円滑に確保できない保護観察対象者等に対し、定住を実現するための支援を行っている。

※25 居住支援法人

居住支援法人（住居確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する法人）とは、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務の保証、円滑な入居の促進に関する情報の提供・相談、その他の援助などを実施する法人として都道府県が指定するもの。

※26 住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育している者、保護観察対象者等。

**(5) 満期出所者に対する支援情報の提供等の充実【施策番号33】**

法務省は、刑事施設において、出所後の社会生活で直ちに必要となる知識の付与等を目的として、講話や個別面接等による釈放前の指導を実施している。特に、適当な帰住先が確保できていないなど、釈放後の生活が不安定となることが見込まれる満期出所者に対しては、刑事施設に配置された福祉専門官や非常勤の社会福祉士等が個別面接を行うなどして、受刑者本人のニーズを把握しながら、更生緊急保護（【施策番号26】参照）の制度や、社会保障等の社会における各種手続に関する知識を付与し、必要な支援につなぐための働き掛けを行っている。

地方更生保護委員会において、満期出所が見込まれる受刑者等について、継続的に保護観察官による面接を実施し、更生緊急保護の制度について説示し、申出への動機付けを行うとともに、更生緊急保護の申出見込みについて保護観察所に必要な情報提供を行っている。また、保護観察所において、帰住先を確保できないまま満期出所した更生緊急保護対象者に対して、更生保護施設等への委託をするほか、必要に応じて保健医療・福祉関係機関等の地域の支援機関等についての情報の提供を行うなどして、一時的な居場所の提供や地域社会における定住先の確保のための取組の充実を図っている（【特集1第2節】参照）。2020年（令和2年）は、更生保護施設及び自立準備ホームに対して、2,383人の満期出所者への宿泊場所の提供等を委託し、これらの者の一時的な居場所を確保した。



# 第3章

令和3年版  
再犯防止推進白書

## 保健医療・福祉サービスの 利用の促進等のための取組

第1節 高齢者又は障害のある者等への支援等

第2節 薬物依存を有する者への支援等



静物画

## 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

### 第1節

### 高齢者又は障害のある者等への支援等

#### 1 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実

##### (1) 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化【施策番号34】

法務省は、矯正施設において、犯罪をした者等について、福祉サービスのニーズを早期に把握し、円滑に福祉サービスを利用できるようにするため、社会福祉士又は精神保健福祉士を非常勤職員として配置している。さらに、刑事施設においては2014年度（平成26年度）から、少年院においては2015年度（平成27年度）から、福祉専門官（社会福祉士、精神保健福祉士又は介護福祉士の資格を有する常勤職員）の配置を進めている。社会福祉士等の配置施設数の推移は資3-34-1のとおりである。また、2018年度（平成30年度）からは大規模な刑事施設8庁において、認知症スクリーニング検査等を開始し、2019年度（令和元年度）からは女子刑事施設2庁を加えた10庁で同検査等を実施しており、認知症等の早期把握に努めている。

少年鑑別所において、2015年の少年鑑別所法施行後、地域援助の一環として、いわゆる入口支援<sup>※1</sup>への協力が適切に行えるよう、アセスメント機能の充実を図っている。具体的な取組状況として、被疑者等の福祉的支援の必要性の把握のために、検察庁からの依頼を受けて、知的能力等の検査を実施しており、2020年（令和2年）は224件の依頼を受け、援助を実施した。

保護観察所において、福祉サービス利用に向けた調査・調整機能の強化のため、福祉的支援等を担当する保護観察官が、福祉的支援に関する講義を含む保護観察官向けの研修に参加しているほか、社会福祉士会等が主催する研修や刑事司法関係機関と福祉関係機関が参加する福祉的支援に関する事例研究会に積極的に参加するなどして、保護観察官のアセスメント能力の更なる向上等を図っている。

資3-34-1 刑事施設・少年院における社会福祉士、精神保健福祉士及び福祉専門官の配置施設数の推移

(平成29年度～令和3年度)

| 区分      | 矯正施設の別 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 社会福祉士   | 刑事施設   | 70     | 70     | 69    | 69    | 68    |
|         | 少年院    | 18     | 18     | 18    | 18    | 22    |
| 精神保健福祉士 | 刑事施設   | 8      | 8      | 8     | 8     | 8     |
|         | 少年院    | 2      | 2      | 2     | 2     | 2     |
| 福祉専門官   | 刑事施設   | 39     | 48     | 56    | 58    | 58    |
|         | 少年院    | 2      | 3      | 3     | 8     | 9     |

注 1 法務省資料による。  
2 刑事施設は、PFI手法により運営されている施設を除く。

##### (2) 高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導【施策番号35】

法務省は、刑事施設において、高齢者又は障害のある受刑者の円滑な社会復帰を図るため、2014

※1 入口支援

一般に、矯正施設出所者を対象とし、矯正施設から出所した後の福祉的支援という意味での「出口支援」に対して、刑事司法の入口の段階、すなわち、起訴猶予、刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる者について、高齢又は障害等により福祉的支援を必要とする場合に、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組をいう。

年度（平成26年度）から、「社会復帰支援指導プログラム」（資3-35-1参照）の試行を一部の施設で開始し、2017年度（平成29年度）から全国的に展開している。同プログラムは、刑事施設の職員による指導のほか、地方公共団体、福祉関係機関等の職員や民間の専門家を指導者として招へいするなど、関係機関等の協力を得て実施している。その内容は、基本的動作能力や体力の維持・向上のための健康運動指導や各種福祉制度に関する基礎的知識の習得を図るための指導等である。2020年度（令和2年度）の受講開始人員は462人であった。

資3-35-1 社会復帰支援指導プログラムの概要



## 刑事施設における一般改善指導

# 社会復帰支援指導プログラム

地域社会とともに開かれた矯正へ

**■ 指導の目標**  
 高齢・障害を有する等の理由により、円滑な社会復帰が困難であると認められる受刑者に対し  
 ① 基本的な生活能力、社会福祉制度に関する知識その他の社会適応に必要な基礎的な知識及び能力を身に付けさせること。  
 ② 出所後、必要に応じて福祉的な支援を受けながら、地域社会の一員として健全な社会生活を送るための動機付けを高めさせること。

**● 対象者**  
 ① 特別調整等の福祉的支援の対象とすることが必要と認められる者（現に福祉的支援の対象となっている者を含む）  
 ② その他本プログラムを受講させることにより、改善更生及び円滑な社会復帰に資すると見込まれる者

**● 指導者** 刑事施設職員（刑務官、法務教官、社会福祉士等）、関係機関・団体職員

**● 指導方法** グループワーク、ロールプレイング、視聴覚教材、講話 等

**● 実施頻度等** 1単元60分 全18単元 標準実施期間：4～6か月

カリキュラム

| 単元   | 単元項目                           | 概要  |
|------|--------------------------------|---|
| 1    | オリエンテーション                      | プログラムの目的と意義を理解させ、動機付けを図る。   |
| 2    | 基本的動作能力・体力の維持及び向上（生活動作のトレーニング） | 体力・健康の維持が社会生活を送る上で重要であることを理解させ、歩行などに必要な体力等の維持及び向上を図る。             |
| 3    | 基本的思考力の維持及び向上（考える力のトレーニング）     | 物事を考えることが老化防止につながることを理解させ、日常生活で必要となる基本的な思考力等の維持等を図る。              |
| 4    | 基本的健康管理能力の習得①（身体面の健康管理について）    | 健康管理の必要性を理解させ、自己管理の方法、病気になった場合の病院のかかり方を学ばせる。                      |
| 5    | 同②（心の健康）                       | 心の健康について理解させ、健康を維持する方法を学ばせる。                                      |
| 6    | 基本的な生活能力の習得①、②（対人スキル等）         | 地域社会の一員として、良好な対人関係を維持することが再犯防止につながることを理解させ、対人関係スキル・会話スキルを学ばせる。    |
| 7    |                                |   |
| 8    | 基本的な生活能力の習得③（金銭管理を考える）         | これまでの金銭の使い方などを振り返り、自分の金銭管理の問題性を認識させ、適切な金銭管理について理解させる。             |
| 9    | 各種福祉制度に関する基礎的知識の習得①（概要）        | 社会復帰後に健康で安定した生活を送るために社会福祉サービスが利用できることや住民登録等の必要性を理解させる。            |
| 10   | 同②（就労支援と年金）                    | 就労の確保の方法を理解させるとともに、老齢年金等の基本的な内容を理解させる。                            |
| 11   | 同③（各種福祉制度）                     | 健康保険及び障害者福祉、高齢者福祉、介護保険と出所後に想定される困難場面における具体的な対処方法について学ばせる。         |
| 12   | 同④（生活保護）                       | 生活保護制度の仕組み、受給資格や申請の仕方等について理解させ、社会福祉に対する関心を喚起し、関係窓口の利用の仕方について学ばせる。 |
| 13-1 | 同⑤（特別調整と地域生活定着支援センター）          | 特別調整と地域生活定着支援センターの設置目的、業務内容等について理解させる。                            |
| 13-2 | 同⑥（更生緊急保護）                     | 更生緊急保護について理解させ、社会復帰後の生活について考えさせる。                                 |
| 14   | 同⑦（まとめ）                        | 出所後に直面することが予想される危機的場面について考えさせる。出所後利用できる福祉制度や相談の仕方等の確認を行う。         |
| 15   | 再犯防止のための自己管理スキルの習得①（規範遵守）      | 社会生活においてルールや約束事を遵守する構えを身に付けさせる。                                   |
| 16   | 同②（安定した生活への動機付け）               | 安定した生活を送るための具体的な方策を考えさせる。   |
| 17   | 同③（危機場面への対応）                   | 再犯しないために、適切な問題解決の方法を考えさせる。出所後の危機場面を予想させ、適切な対処法を具体化させる。            |
| 18   | 同④（本プログラムのまとめ）                 | 本指導を振り返らせ、受講者が抱えている不安や悩みを整理させ、円滑な社会復帰のための方策を具体的に考えさせる。            |

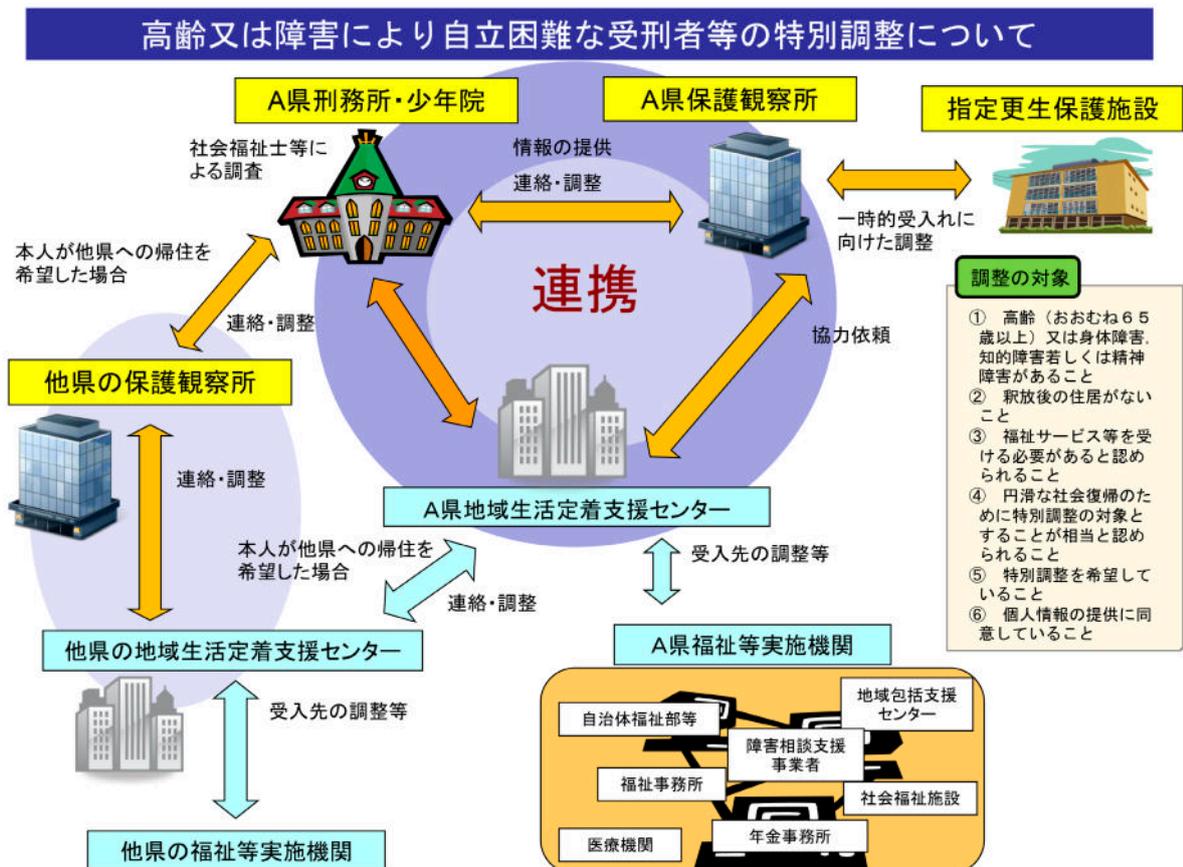
出典：法務省資料による。

**(3) 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等【施策番号36】**

法務省及び厚生労働省は、2009年（平成21年）4月から、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、地方更生保護委員会、保護観察所、地域生活定着支援センター<sup>※2</sup>等の関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる特別調整（資3-36-1及び【指標番号10】参照）の取組を実施している。この取組では、関係機関の連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等において、特別調整の対象者等に対する福祉的支援に係る事例研究会や、各関係機関等が有している制度や施策について相互に情報交換等を行う連絡協議会等を行っている。

加えて、2018年度（平成30年度）からは、地域生活定着支援センターにおいて矯正施設入所早期からの関わりや地域の支援ネットワークの構築の推進を強化するなど、更なる連携機能の充実強化を図っている。新型コロナウイルス感染症が拡大している状況にあっても更なる連携機能の充実強化を図るため、オンラインの活用等の工夫をし、地域社会の支援対象者への理解を促進し、円滑な調整・支援及び地域生活への定着に資することを目的とした地域の関係者を交えた事例を基にした検討会を実施するなどしている。

**資3-36-1 特別調整の概要**



出典：法務省資料による。

※2 地域生活定着支援センター

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。2009年度に厚生労働省によって「地域生活定着支援事業（現在は地域生活定着促進事業）」として事業化され、原則として各都道府県に1か所設置されている。

**(4) 更生保護施設における支援の充実【施策番号37】**

法務省は、2009年度（平成21年度）から、一部の更生保護施設を指定更生保護施設に指定し、社会福祉士等の資格等を持った職員を配置し、高齢や障害の特性に配慮しつつ社会生活に適応するための指導を行うなどの特別処遇（**資3-37-1**参照）を実施している。指定更生保護施設の数、2021年（令和3年）4月現在で74施設であり、2020年度（令和2年度）に特別処遇の対象となった者は、1,812人であった。

**資3-37-1 更生保護施設における特別処遇の概要**

### 更生保護施設における 高齢者又は障害を有する者の特性に配慮した処遇の充実

- ◎ 全国の更生保護施設（103か所）のうち、高齢者や障害者を一時的に受入れる施設として74か所を指定。
- ◎ 指定された施設に、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の専門資格等を有する職員を配置（※）して、高齢や障害の特性に配慮した処遇を実施。

※全国で80人分（6か所の指定施設には2人分）の予算を計上。

<対象者> ①から③までの全てを満たし、かつ、更生保護施設に一時的に受け入れることが必要かつ相当であると保護観察所の長が認める者。

- ① 高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障害（身体・知的・精神のいずれか）があると認められること。
- ② 適当な住居がないこと。
- ③ 高齢又は障害により、健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関等による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。

<高齢や障害の特性に配慮した処遇の内容>

- ① 高齢又は障害を有する者の特性に配慮した社会生活に適応するための指導・訓練
- ② 医療保健機関と連携した健康維持のための指導、助言
- ③ 更生保護施設退所後に円滑に福祉サービス等を受けるための調整
  - ・ 地域生活定着支援センターや社会福祉施設等に対する情報の伝達（対象者の心身の状況、生活状況等）
  - ・ 更生保護施設退所後の生活基盤の調整（生活保護申請の支援等）

出典：法務省資料による。

**(5) 刑事司法関係機関の職員に対する研修の実施【施策番号38】**

法務省は、検察官に対する研修等において、犯罪をした者等の福祉的支援の必要性を的確に把握することができるよう、再犯防止の取組等について講義を実施している。

矯正職員に対して、新規採用職員、初級幹部要員及び上級幹部要員に対する集合研修において、高齢者又は障害のある者等の特性についての理解を深めるため、社会福祉施設における実務研修（勤務体験実習）や社会福祉施設職員による講義・指導等の実施、高齢受刑者に対する改善指導とその課題等についての講義を実施している。なお、2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、通信形式による研修を実施した。また、2018年度（平成30年度）には大規模な刑事施設8庁において、2019年度（令和元年度）には女子刑事施設2庁を加えた10庁において、高齢受刑者、障害や認知症を有する受刑者への適切な処遇の充実を図るため、刑務官を対象とした認知症サポーター養成研修及び福祉機関における実務研修（勤務体験実習）を実施した。さらに、2020年度から、認知症サポーター養成研修については合計78庁に、福祉機関における実務研修については合計33庁に拡大した。また、発達上の課題を有する在院者の処遇に当たる少年院職員に対し、適

切に指導するための知識、技能を付与することを目的とした研修を実施している。

更生保護官署職員に対して、高齢者又は障害のある者等の特性や適切な支援の在り方についての理解を深めるため、新任の保護観察官に対する研修において、地域生活定着支援センター職員や社会福祉分野の大学教授による講義等を実施している。また、例年、地域福祉の現状や課題について理解を深めるため、指導的立場にある保護観察官に対する研修において、社会福祉関係施設への実地見学等を実施している。ただし、2020年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。

## 2 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化

### (1) 地域福祉計画・地域医療計画における位置付け【施策番号39】

法務省、検察庁及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定する際に、地域福祉と一体的に展開することが望ましい分野については地域福祉計画（資3-39-1参照）を積極的に活用するよう周知しており、地方再犯防止推進計画を地域福祉計画と一体として策定する例も相当数見受けられる。

厚生労働省は、都道府県が医療計画（資3-39-2参照）を策定するに当たって参考となるように、精神疾患の医療体制の構築に係る指針を定めている。当該指針では、推進法において、犯罪をした薬物依存症者等に対し、適切な保健医療サービス等が提供されるよう、関係機関の体制整備を図ることが明記されている点を紹介している。なお、都道府県の第7次医療計画において、薬物依存症に対応できる医療機関を明確にする必要があるとしている。

#### 資3-39-1 地域福祉計画の概要

### 地域福祉（支援）計画について

#### 概要

- 「市町村地域福祉計画」(社会福祉法第107条)と「都道府県地域福祉支援計画」(同法第108条)からなる。
- 「市町村地域福祉計画」は、市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、多様な関係機関と協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。
- 「都道府県地域福祉支援計画」は、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。
- 平成29年の社会福祉法改正により、盛り込むべき事項に福祉の各分野における共通事項等を追加するとともに、策定を努力義務化。
- 令和2年の社会福祉法改正により、盛り込むべき事項に地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を追加。

#### 計画に盛り込むべき事項

##### 【市町村地域福祉計画】

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

##### 【都道府県地域福祉支援計画】

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 4 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

※下線部分は令和2年の社会福祉法改正により追加された記載事項（令和3年4月1日施行）

出典：厚生労働省資料による。

## 資3-39-2 医療計画の概要

## 医療計画(第7次)について

- 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。その後、平成30年の医療法改正により、「医師確保計画」及び「外来医療計画」が位置付けられることとなった。

## 計画期間

- 6年間（現行の第7次医療計画の期間は2018年度～2023年度、中間年で必要な見直しを実施。）

## 記載事項(主なもの)

|   |   |
|---|---|
| <p>○ <b>医療圏の設定、基準病床数の算定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>二次医療圏</b></p> <p style="text-align: center;"><b>335医療圏</b> (令和2年4月現在)</p> <p><b>【医療圏設定の考え方】</b><br/>一般の入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮。<br/>・ 地理的条件等の自然的条件<br/>・ 日常生活の需要の充足状況<br/>・ 交通事情 等</p> </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>三次医療圏</b></p> <p style="text-align: center;"><b>52医療圏</b> (令和2年4月現在)<br/><small>※都道府県ごとに1つ(北海道のみ6医療圏)</small></p> <p><b>【医療圏設定の考え方】</b><br/>特殊な医療を提供する単位として設定。ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の区域を設定し、また、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県にわたる区域を設定することができる。</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入/流出割合に基づき、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。</li> </ul> | <p>○ <b>5疾病・5事業(※)及び在宅医療に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 5疾病…5つの疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)。</li> <li>5事業(*)…5つの事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。))。</li> </ul> <p><small>(*)令和6年度からは、「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加し、6事業。</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う(PDCAサイクルの推進)。</li> </ul> |
| <p>○ <b>地域医療構想</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量、在宅医療等の医療需要を推計。</li> </ul>  | <p>○ <b>医師の確保に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三次・二次医療圏ごとに医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等を定めた「医師確保計画」の策定(3年ごとに計画を見直し)</li> <li>・ 産科、小児科については、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、個別に策定</li> </ul> <p>○ <b>外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定</li> </ul>   |

出典：厚生労働省資料による。

## (2) 社会福祉施設等の協力の促進【施策番号40】

障害福祉サービス事業所が矯正施設出所者や医療観察法に基づく通院医療の利用者等である障害者(以下「矯正施設出所者等である障害者」という。)を受け入れるに当たっては、①きめ細かな病状管理、②他者との交流場面における配慮、③医療機関等との連携などの手厚い専門的な対応が必要であるため、業務負担に応じた報酬を設定することが求められている。

厚生労働省は、このような状況を踏まえ、障害者総合支援法<sup>※3</sup>において、障害のある人が共同生活する場であるグループホーム等で矯正施設出所者等である障害者に対し、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合に報酬上評価している。

加えて、「社会生活支援特別加算」において、訓練系、就労系サービス(就労定着支援事業を除く。)事業所が精神保健福祉士等を配置している場合や病院等との連携により精神保健福祉士等が訓練系、就労系サービス事業所を訪問している場合に、矯正施設出所者等である障害者を支援していることについて、①本人や関係者からの聞き取りや経過記録・行動観察等によるアセスメントに基づき、他害行為等に至った要因を理解し、再び同様の行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援(教育又は訓練)が組み込まれた個別支援計画等の作成、②指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等、③日中活動の場における緊急時の対応等の支援を行うことを報酬上評価している(【施策番号22】参照)。

※3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

### (3) 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化【施策番号41】

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳<sup>※4</sup>については、出所後も有効に利用できることから、矯正施設在所中の交付手続がより一層促進されるよう、2021年度（令和3年度）から、刑事施設55庁において、障害者手帳の交付を受けるために必要な医師による診察等を実施することとしている。また、障害福祉サービス等については、矯正施設在所中の者に対し、出所後の障害福祉サービス等の利用を目的として、市町村の認定調査員が矯正施設を訪問するなどして障害支援区分の認定を行った後に、サービス等利用計画を作成の上、障害福祉サービス等の支給決定を行っている。さらに、生活保護については、生活保護制度における保護の実施責任が要保護者の居住地（要保護者の居住事実がある場所）又は現在地により定められるとされており、要保護者が矯正施設からの出所者の場合、帰住先が出身世帯であるときは、その帰住先を居住地とし、そうでないときは、その帰住先を現在地とみなすこととし、その取扱いを明確に示している。

法務省は、住民票が消除されるなどした受刑者等が、矯正施設出所後速やかに保健医療・福祉サービスを利用することができるよう、2018年度（平成30年度）に、矯正施設職員向けの執務参考資料を改訂するとともに、協議会や研修において、職員に対して住民票の取扱いを含めた保健医療・福祉サービスを利用するための手続等の周知を図った。

## ③ 高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施

### (1) 刑事司法関係機関の体制整備【施策番号42】

法務省は、保護観察所において、起訴猶予等となった高齢者又は障害のある者等の福祉的支援が必要な者に対して専門的な支援を集中して行うことを目的として、2018年度（平成30年度）から、入口支援（【施策番号34】参照）に適切に取り組むための特別支援ユニットを設置し、更生緊急保護対象者に継続的な生活指導や助言を行っていた。2021年度（令和3年度）からは、更生緊急保護の申出をした者に対し、継続的に関与し、その特性に応じた支援が受けられるよう関係機関等と調整を行うため、社会復帰対策班を設置し、社会復帰支援の充実を図ることとしている（【施策番号43】参照）。

2020年度（令和2年度）に特別支援ユニットを設置していた保護観察所が行った入口支援対象者数は44人、うち検察庁との事前協議があった者は41人であった。

また、検察庁は、社会復帰支援を担当する検察事務官の配置や社会福祉士から助言を得られる体制の整備などにより、社会復帰支援の実施体制の充実を図っている。

### (2) 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討【施策番号43】

法務省及び厚生労働省は、2018年度（平成30年度）から、一層効果的な入口支援（【施策番号34】参照）の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方について検討会を開催した。

同検討会においては、地域再犯防止推進モデル事業（【施策番号105】参照）における地方公共団体の取組を含め地域のネットワークにおける取組状況等も参考として検討を行い、2020年（令和2年）3月、刑事司法関係機関の機能強化のための取組や、刑事司法関係機関と福祉関係機関等との連携強化のための取組等に関する今後の方向性等についての検討結果<sup>※5</sup>を取りまとめ、これを公表し

※4 療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事又は指定都市市長（一部の児童相談所を設置する中核市市長）が交付する手帳。

※5 入口支援の実施方策等の在り方に関する検討会検討結果報告書URL  
(<https://www.moj.go.jp/content/001318666.pdf>)



た。

これを踏まえ、法務省及び厚生労働省は、2021年度（令和3年度）から、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対する支援に関する取組を開始した（資3-43-1参照）。具体的には、地域生活定着支援センターが実施している地域生活定着促進事業の業務として、新たに被疑者等支援業務を加え、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、地域生活定着支援センターと検察庁、保護観察所等が連携し、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行うとともに、釈放後も地域生活への定着等のために援助等を行う取組を実施している。また、保護観察所においては、更生緊急保護の申出をした者に対し、継続的に関与し、その特性に応じた支援が受けられるよう関係機関等と調整を行うため、社会復帰対策班を設置し、社会復帰支援の充実を図ることとしている。

### 資3-43-1 被疑者等支援業務について

#### 被疑者等支援業務について

##### 【要旨】

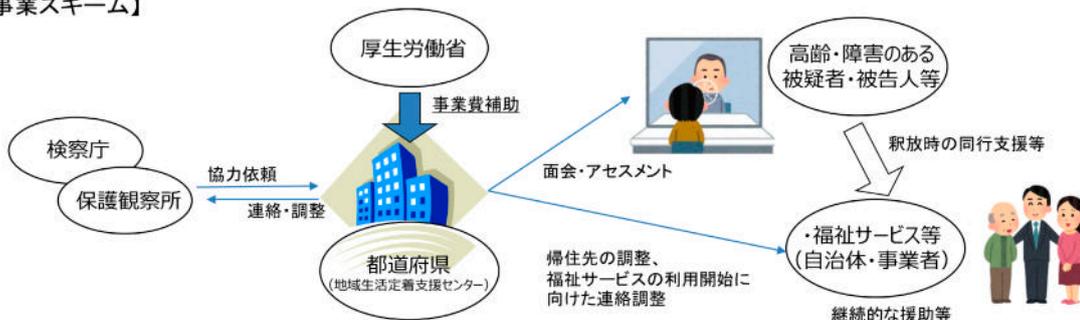
- 刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、地域生活定着支援センターが支援を行う。

##### 【事業内容】

- 保護観察所等からの依頼に基づき、被疑者・被告人等と面会し、福祉ニーズ、釈放後の生活の希望等の聞き取りを行う。
- 市町村、福祉施設等への釈放後の福祉サービスの利用開始に向けた連絡調整、釈放時の福祉事務所、受入福祉施設等への同行、手続きの援助等を行う。
- 起訴猶予、執行猶予等による地域生活移行後は、受入施設等との調整、福祉サービスの利用相談など、地域生活への定着のための継続的な援助等を行う。

【実施主体】 都道府県（社会福祉法人、NPO法人等に委託可）

##### 【事業スキーム】



出典：厚生労働省資料による。

## C O L U M N 3

### 地域共生社会の実現に向けて ～山形市社会福祉協議会における入口支援のアドバイザー業務～

社会福祉法人 山形市社会福祉協議会  
地域福祉課 課長

江部 直美

国は、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」を掲げている。今回は、「再犯防止」に取り組んでいる山形地方検察庁（以下「山形地検」という。）と「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（以下「モデル事業」という。）」に取り組んだ

山形市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）との連携による「入口支援」の取組について、福祉の観点から紹介する。

市社協では、2016年（平成28年）度から5年間、国の地域再犯防止推進モデル事業を受託した山形市から事業の委託を受けた。この事業の主な取組は次の3点である。①「断らない相談」、②支援のための「多機関のネットワークづくり」、③生活問題を解決していく「新たな仕組みづくり」である。そして、この事業を担当するのが「福祉まるごと相談員」である。福祉まるごと相談員には、「親が亡くなり未成年者だけとなった世帯」や「高齢者の親と無職でひきこもり状態にある子供が同居している世帯」などから、対応に困っているケースの相談が寄せられていた。

事業実施開始から約1年半経過した2018年（平成30年）、山形地検から再犯防止という目的で、「入口支援に福祉の力を貸してほしい」と市社協に依頼があった。市社協では、これまで、もし罪を犯す前の早い段階で何らかの福祉支援が行われ、生きづらさが解消されていたら罪を犯すことが防げたのではないかと、というケースに直面していたこともあり、刑事司法の当事者たる山形地検からの連携の申出は、大変心強いものであった。

早期の福祉支援の必要性を感じた事案としては、例えば、両親や兄弟が次々と他界し一人暮らしとなった方について、民生委員・児童委員から福祉まるごと相談員に対して、「電話、電気、ガス、水道などのライフラインが止められている自宅に単身で生活している方がいて心配だ。」と相談が入ったケースがあった。このケースでは、福祉まるごと相談員が何度か自宅を訪問しても会えなかったため、「心配している。」というメッセージを置いてくるという見守り活動をしていた。数か月後、警察から民生委員・児童委員に「本人が窃盗容疑で捕まった。」と連絡が入り、刑事裁判手続の中で、弁護士から「福祉的な支援について教えてほしい。本人に執行猶予が付けば支援をお願いしたい。」と市社協につながったものである。支援の必要性がある者を発見しながらも、本人が社会とのつながりを拒否している場合の関わり方の難しさや、孤独と困窮から罪を犯してしまった方と社会とのつながりを再構築するために、どのように本人に寄り添った支援をすべきか、対応を考えさせられるケースであった。

そこで、このようなケースに対し、山形地検の入口支援では、本人の同意を得て本人や家族とともに関係機関などと「ケア会議」を開き、社会復帰に向けた動きを検討し支援につなげている。市社協は、山形地検からの相談に対し、事案に応じて支援に必要な福祉機関や地域の関係者についてアドバイスをしている。ケア会議は、孤立している本人に対し、多くの方が支援のために関わることを伝える場となっている。また、福祉分野としては、地域での生活を支援するために、たとえ罪を犯した人であっても、本人が暮らす地域の中における社会資源につなげることで、再犯防止への支援を行うことが重要である。そのため、市社協は、本人を気にかけて声を掛けてくれる近所の方や、本人が活躍できる居場所を新たに創出するために施設や団体等に働きかけていくことに努めている。

今回のような連携のきっかけは、山形地検が縦割りの壁を低くしてくれたことにある。実際に司法と連携して感じたことは、司法と福祉それぞれの専門性や役割が異なることを認識した上での協働が第一ということである。罪を犯した人の更生、その人が安心して暮らすことができるという目的をお互い共有することで、司法と福祉、それぞれの専門性を発揮しながら連携することが重要である。今後も、この取組を深めながら、真の「地域共生社会」の実現を目指したい。



ケア会議の様子



社会福祉協議会と山形地検の打合せの様子

## 第2節 薬物依存を有する者への支援等

### ① 刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等

#### (1) 再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施【施策番号44】

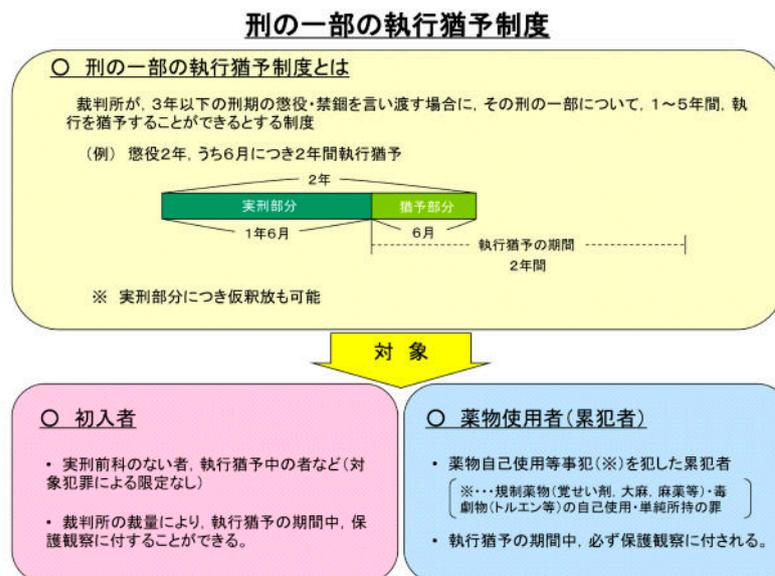
##### ア 矯正施設内における指導等について

###### (ア) 刑事施設

法務省は、刑事施設において、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）の施行に伴い開始された改善指導（【施策番号1、2】参照）のうち、特別改善指導の一類型として、2006年度（平成18年度）から薬物依存離脱指導の標準プログラム（指導の標準的な実施時間数や指導担当者、カリキュラムの概要等を定めたもの。）を定め、同指導を実施している。

2016年度（平成28年度）には、2016年6月に施行された刑の一部の執行猶予制度（資3-44-1参照）の趣旨を踏まえ、同指導の標準プログラムを改正し、2017年度（平成29年度）から本格的に実施している（資3-44-2参照）。これにより、刑期の短い者やグループワークになじまない者への指導が可能となった。改正の内容としては、認知行動療法<sup>※6</sup>に基づく標準プログラムとして、必修プログラム（麻薬、覚醒剤その他の薬物に依存があると認められる者全員に対して実施するもの）、専門プログラム（より専門的・体系的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの）、選択プログラム（必修プログラム又は専門プログラムに加えて補完的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの）の三種類を整備し、対象者の再犯リスク、すなわち、犯罪をした者が再び犯罪を行う危険性や危険因子等に応じて、各種プログラムを柔軟に組み合わせて実施できるようにした。2020年度（令和2年度）の受講開始人員（三種類のプログラムの総数）は7,707人であった。

#### 資3-44-1 刑の一部の執行猶予制度



出典：法務省資料による。

※6 認知行動療法

行動や情動の問題、認知的な問題を治療の標的とし、これまで実証的にその効果が確認されている行動的技法と認知的技法を効果的に組み合わせて用いることによって問題の改善を図ろうとする治療アプローチを総称したもの。問題点を整理することによって本人の自己理解を促進するとともに、問題解決能力を向上させ、自己の問題を自分でコントロールしながら合理的に解決することのできる力を増大させることをねらいとして行われる。（「臨床心理学キーワード〔補訂版〕」坂野雄二 編 より引用・加工）

資3-44-2 薬物依存離脱指導の概要（1）



刑事施設における特別改善指導

薬物依存離脱指導

■ 指導の目標

薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解させた上で、断薬への動機付けを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させること。

- 対象者 麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存がある者
- 指導者 刑事施設の職員（法務教官，法務技官，刑務官），処遇カウンセラー（薬物担当），民間協力者（民間自助団体等）
- 指導方法 グループワーク，民間自助団体によるミーティング，講義，視聴覚教材，課題学習，討議，個別面接 等
- 実施頻度等 1単元60～90分 全2～12単元 標準実施期間：1～6か月※  
※ 薬物への依存の程度，再使用リスク等に応じて，必修プログラムのほか，専門プログラム・選択プログラムを組み合わせる実施。

カリキュラム

| 項目         | 指導内容   | 項目                | 指導内容  |
|------------|--|-------------------|---|
| はじめに       | プログラム概要を説明し，受講意欲を高めさせる。  | オリエンテーション         | プログラムの概要を説明し，目的とルールについて理解させる。薬物を使用することの利点と欠点について考えさせることで問題意識を持たせ，受講意欲を高めさせる。依存症とは何かを理解させる。  |
| 薬物使用の影響    | 薬物を使用することの利点と欠点について考えさせることで問題意識を持たせる。  | 薬物使用の流れ           | 薬物依存がどのように形成されるのかを理解させ，入所前の自分の状態を振り返らせる。「引き金」とは何かを理解させ，薬物使用に至る流れに関する知識を身に付けさせる。   |
| 引き金に注意     | 薬物使用につながる「外的引き金」，「内的引き金」を具体化させ，自分の薬物使用のパターンの流れについての理解を深めさせる。   | 外的引き金             | 薬物使用につながる「外的引き金」を具体化させ，自分の薬物使用のパターンの流れについての理解を深めさせる。  |
| 再使用の予測と防止① | 薬物を使用していた行動・生活パターンに戻ってしまう「リラプス」の兆候に気づき，対処する必要があることを理解させ，自分自身の「リラプス」の兆候及び対処方法を具体的に考えさせる。                            | 内的引き金             | 自分の薬物使用につながる「内的引き金」を具体化させ，自分の薬物使用のパターンや流れについての理解を深めさせる。   |
| 再使用の予測と防止② | 回復途中に感じる「退屈さ」が「引き金」になることに気付かせ，スケジュールを立てることの大切さを理解させる。回復過程においては，ストレスの自覚と適切な対処が大切であることを理解させ，具体的な対処方法を考えさせるとともに実行を促す。 | 回復段階              | 薬物依存からの回復の段階における特徴的な心身の状況を理解させ，回復に対する見直しを持たせる。  |
| 活用できる社会資源  | 社会内で断薬を継続するための支援を行う専門機関についての情報を提供するとともに，民間自助団体の活動を紹介し，その内容について理解させる。   | リラプスの予測と防止        | 「リラプス」とは，薬物を使用していた行動・生活パターンに戻ってしまうことであり，再使用防止のためには「リラプス」の兆候に気づき，対処する必要があることを理解させ，自分自身の「リラプス」の兆候及び対処方法を具体的に考えさせる。                                |
| おわりに       | 「再使用防止計画書」を作成させ，自分にとってのリラプスの兆候や引き金となる事象，それらへの対処方法について具体的にまとめさせる。   | いかりの綱             | 再使用には前兆があることを気付かせ，再使用に至らないための方法を具体的に考えさせる。所内生活において，それらの対処方法を実践するよう促す。   |
| 選択         | 項目及び指導内容については，専門プログラムから項目を選択し，各項目の指導内容に準じた内容とする。   | 退屈                | 回復途中に感じる「退屈さ」が「引き金」になることに気付かせ，スケジュールを立てることの大切さを理解させる。   |
|            |  | 社会内のサポート・自助グループとは | 社会内で断薬を継続するための支援を行っている専門機関についての情報を提供するとともに，民間自助団体の活動を紹介し，その内容について理解させる。   |
|            |  | 仕事と回復             | 仕事と回復にどのような影響を及ぼすかを理解させ，両者のバランスを取ることを大切さを認識させる。   |
|            |  | 再使用防止計画書          | 「再使用防止計画書」の発表を通じて，これまで学習してきた内容を確認しながら，自分にとってのリラプスの兆候や引き金となる事象，それらへの対処方法について具体的にまとめさせる。また，他の受講者からのフィードバックや発表を聞くことで，それまでの自分になかった新たな気づきを得る機会を提供する。 |
|            |  | まとめ               | 回復過程に必要なことは，意志の強さではなく，賢い対処であることを理解させるとともに，これまでのセッションで学んできた効果的な対処方法が身に付いてきているかを受講者本人に確認させる。  |

ダルク・NAとの連携



※ ダルク（DARC）：覚せい剤等の薬物から解放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設。  
 ※ NA（ナルコティクス・アノニマス）：薬物依存症からの回復を目指す人たちのための自助グループ。

出典：法務省資料による。

## 刑事施設における薬物依存離脱指導

### ◎対象者の選定

- 面接調査やアセスメントツールを活用し、薬物への依存の程度や再犯リスク等の薬物事犯者の問題性を把握

### ◎指導の目標

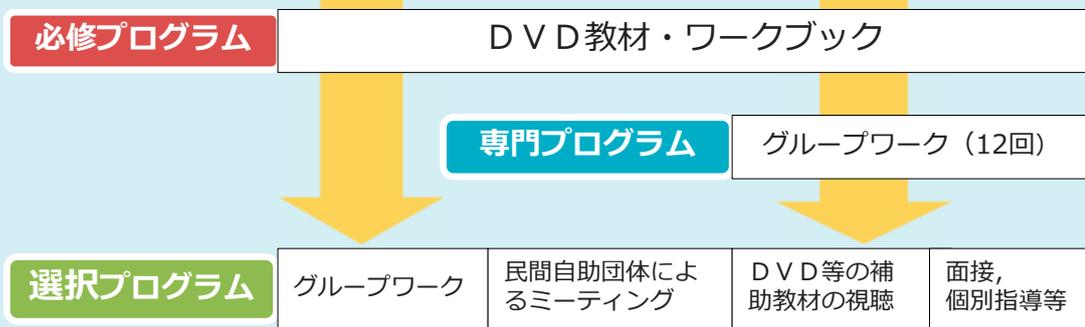
- 薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題点の理解
- 断薬への動機付けを高める
- 再使用に至らないための知識及びスキルを習得させる
- 社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させる

### ◎実施方法等

- 1単元60～90分
- 全2～12単元，標準実施期間：1～6か月

### ◎今後，効果検証の結果を公表予定

受刑者個々の問題性やリスク，刑期の長さ等に応じ，各種プログラムを組み合わせ実施



### ◎更生保護官署との連携

- 必修プログラム及び専門プログラムは，保護観察所と同様，認知行動療法的手法を取り入れたプログラムを導入
- 刑事施設における指導実施結果とともに，心身の状況や服薬状況等の医療情報を引き継ぎ，一貫性のある指導・支援を実施

受講開始人員の推移

| H27年度 | H28年度 | H29年度  | H30年度 | R元年度  | R2年度  |
|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 7,006 | 9,435 | 10,989 | 9,728 | 8,751 | 7,707 |

出典：法務省資料による。

### (イ) 少年院

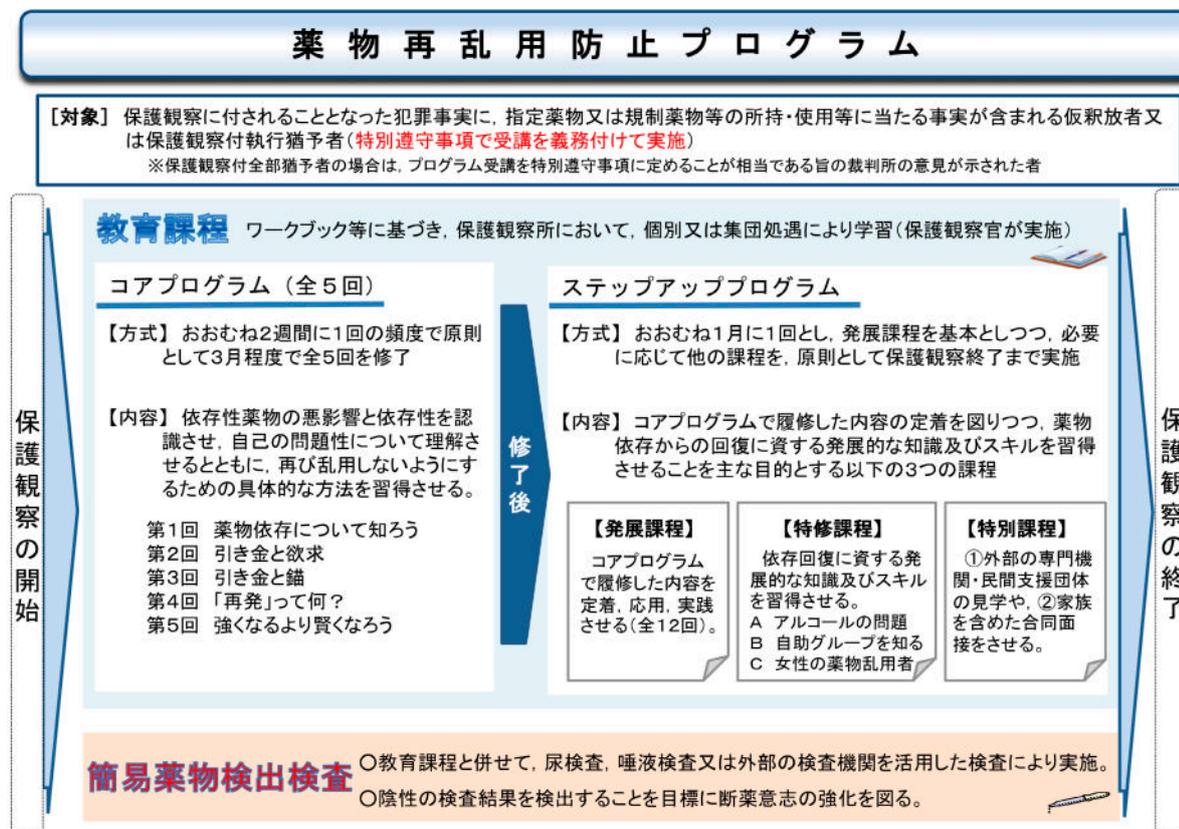
少年院において、麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存等がある在院者に対して、特定生活指導として薬物非行防止指導を実施し、2020年は293人が修了している。また、男子少年院2庁及び全女子少年院9庁では、特に重点的かつ集中的な指導を実施しており、2020年度は、53人が修了している。

## イ 社会内における指導等について

保護観察所において、覚醒剤の使用等の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対して、その傾向を改善するため、2008年（平成20年）6月から認知行動療法に基づく覚せい剤事犯者処遇プログラムを実施してきた。2016年6月からは、刑の一部の執行猶予制度（資3-44-1参照）の施行に伴い、改善の対象となる犯罪的傾向を規制薬物等及び指定薬物の使用・所持に拡大し、それらの再乱用を防止するため、薬物再乱用防止プログラム（資3-44-3参照）を実施している。薬物再乱用防止プログラムは、ワークブックを用いるなどして依存性薬物（規制薬物等、指定薬物及び危険ドラッグ）の悪影響を認識させ、コアプログラム（薬物再乱用防止のための具体的方法を習得させる）及びステップアッププログラム（コアプログラムの内容を定着・応用・実践させる）からなる教育課程と簡易薬物検出検査を併せて行うものとなっている。

また、医療機関やダルク（【施策番号85】参照）等と連携し、薬物再乱用防止プログラムを実施する際の実施補助者として保護観察対象者への助言等の協力を得ているほか、保護観察終了後を見据え、それらの機関や団体等が実施するプログラムやグループミーティングに保護観察対象者がつなげていけるよう取り組むなどしている。なお、2020年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、実施補助者として関係機関からの協力を得ることが難しくなるなど、関係機関との連携に支障が生じた一方、保護観察対象者との個別面接時に、関係機関に同席してもらうなど代替措置を講じ、関係機関との連携を図った。

## 資3-44-3 薬物再乱用防止プログラムの概要



出典：法務省資料による。

## ウ 処遇情報の共有について

刑事施設及び保護観察所は、施設内処遇と社会内処遇の一貫性を保つとともに処遇情報の確実な引継ぎを図るため、従来から引継ぎを行っていた刑事施設における薬物依存離脱指導の受講の有無に加え、指導結果や理解度、グループ処遇への適応状況、出所後の医療機関や自助グループを含めた民間団体への通所意欲、心身の状況や服薬状況等、より多くの情報を引き継ぐ体制を整備している。また、少年院においても、継続的な指導の実施に向け、薬物非行防止指導の実施状況を保護観察所に引き継いでいる。

## COLUMN 4

### 藤岡ダルクでの新しい取組

NPO法人アパリ 藤岡ダルク 代表

山本 大

藤岡ダルクでは、利用者に対して、様々なプログラムを通して、依存症からの回復支援に向けたアプローチをしているが、今回は、2020年（令和2年）から始めた新しい取組について紹介したい。

基本的に当施設では各利用者に対し、3か月に1度の頻度でアセスメントを行っている。ダルクスタッフから見て、利用者の生活状況、プログラムの進捗具合などを本人からの聞き取りを交えて評価し、支援計画に繋げていくのだが、時折、どうもじっくりいかない感を感じるがあった。我々スタッフが感じることに、利用者本人が感じることに「差」が出てくるのだ。例えば本人は日々の生活の中で、「(自分は)ちゃんとやってる」と感じているが、スタッフは本人のことを「できていないことが多い」と感じることもある。これは本人が「自分なりにやっている」から「差」が出てくるのだが、では実際「自分なり」とはどの程度のものなのだろうか？一般的（社会的）に見たらどれくらいのものか？本人の自覚が足りないのか？果たしてスタッフの主観が強いのか？

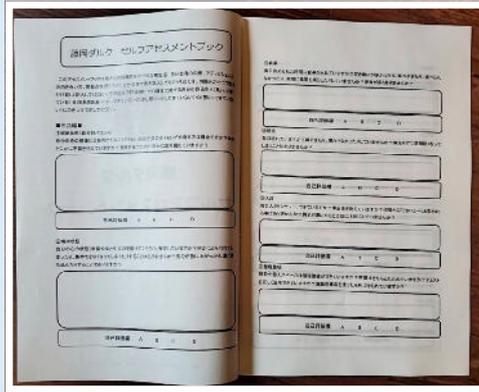
いずれにせよ、「自分なり、自分らしさ」と「他者から見る自分」の「差」、ここには何らかの問題があり、その問題に自身で気付くことができないまま、生きづらさを感じている利用者も少なくないようにも思える。この「差」を明らかにして本人が抱える問題を特定し、その「差」を縮めることによって、より良い回復支援に繋がるのではないかと考え、始めたのが「セルフ（自己）アセスメントブック（以下「ブック」という。）」だ。ブックでは、アセスメントの領域を大きく7項目（生活面、医療、コミュニケーション、回復プログラム、行動、感情、自助グループの取り組み、自分の問題：全36項目）に分け、利用者本人が各設問について書き込みをし、ABCD（A＝良くできている、B＝できている、C＝まあまあできていない、D＝できていない（あえて普通は除外した））の段階別に自らを評価してもらう。スタッフも同じように、利用者について全項目を評価する。当然本人による評価もA、スタッフによる評価もAであれば特に問題はないのだが、先ほどの例のように本人が自分をAやBと評価し、スタッフが本人をDやCと評価した場合、なぜにそのような「差」が生じるのか、その後の面談を通して話し合う。その逆もあり、本人が自分をDやCと評価し、スタッフが本人をAやBと評価している場合は、本人の自己肯定感の低さ（謙虚さ？）が見受けられるため、本人が自分を正しく評価し、自信を持てるように促す。このブックへの取組と面談の中で、自分自身を見直し、他者から見る自分とはどのようなものなのかを感じ、自身の問題や長所を特定し、この「差」を縮めるためにどのような改善が必要かを話し合い、本人自身が次のステージに繋がることができるように支援している。実際全員のブックに目を通し評価をしていく作業はスタッフとしても大変だが、スタッフも主観的に観るだけではなく、様々な角度から本人を見る必要があることから、利用者のためだけではなく、スタッフ自身のスキル向上にも繋がっているようにも感じる。

現在は入寮生活を半年過ぎた利用者に対して実施しており、毎回終了時にスタッフ間でフィードバックを行い、項目、設問内容等について変更を加えながらアップデートしている最中である。

依存症からの回復はただ単に薬を止めるだけではなく、依存症者本人がどう生き方を変えていくかが鍵であり、我々ダルクは当事者の視点としてどのような回復支援ができるか日々試行錯誤をしている。



アセスメント面談の様子



セルフアセスメントブック



セルフアセスメントブックの表紙

## (2) 矯正施設・保護観察所における薬物指導等体制の整備【施策番号45】

法務省は、刑事施設の教育担当職員に対し、薬物依存に関する最新の知見を付与するとともに、認知行動療法等の各種処遇技法を習得させることを目的とした研修を実施している。少年院の職員に対しては、医療関係者等の協力を得て、薬物依存のある少年への効果的な指導方法等についての研修を実施している。2017年度（平成29年度）からは、薬物使用経験のある女子在院者については、低年齢からの長期間にわたる薬物使用や女子特有の様々な課題を抱えていることが多く、それらの課題に適切に対応し得る専門的な指導能力が求められることから、専門的知識及び指導技術の一層の向上を図るため、女子少年を収容する施設間において、職員を相互に派遣して行う研修を実施している。

また、施設内処遇と社会内処遇の連携強化のため、2017年から、矯正施設職員及び保護観察官を対象とした薬物依存対策研修を実施している。同研修においては、SMARPP<sup>※7</sup>の開発者及び実務者のほか、精神保健福祉センター<sup>※8</sup>、病院及び自助グループにおいて薬物依存症者に対する指導及び支援を行っている実務家を講師として招き、薬物処遇の専門性を有する職員の育成を行っている。なお、2020年度（令和2年度）の研修実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として、テレビ遠隔通信システムを用いた講義等の配信を行った。

さらに、保護観察所において、2017年4月から、薬物依存に関する専門的な処遇を集中して行い、処遇効果の充実強化を図ることを目的として、順次、薬物処遇ユニット（[資3-45-1](#)参照）を保護観察所に設置し（2021年（令和3年）4月現在で28庁）、薬物事犯者に係る指導及び支援を実施している。

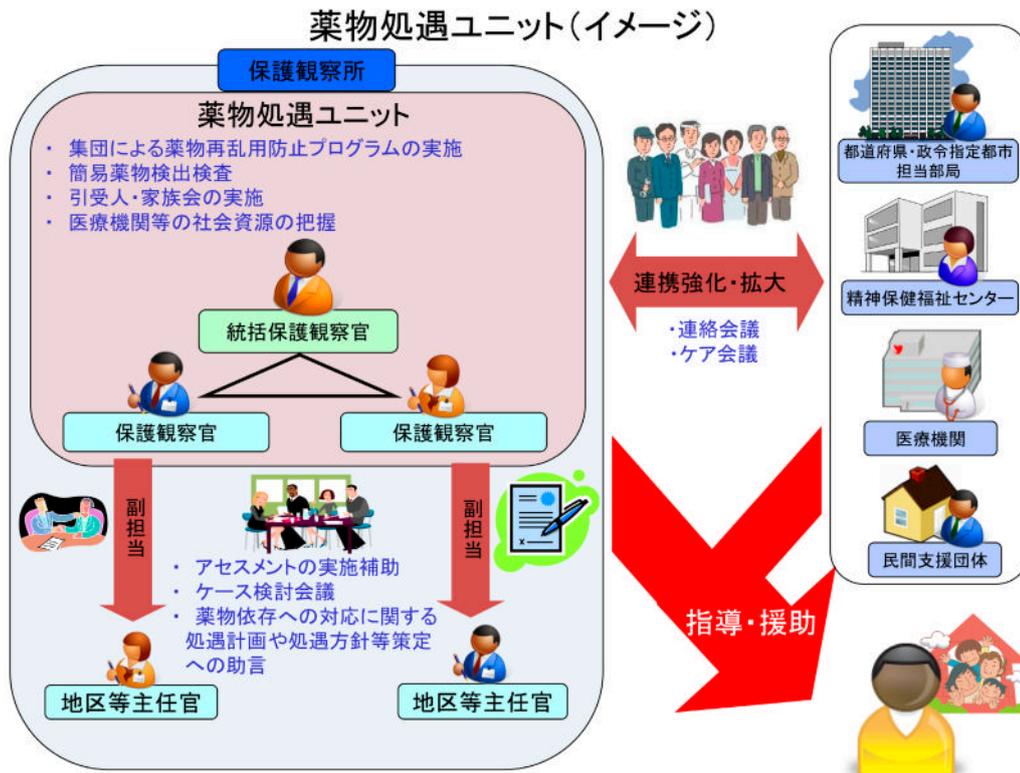
※7 SMARPP

Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program（せりがや覚せい剤依存再発防止プログラム）の略称であり、薬物依存症の治療を目的とした認知行動療法に基づくプログラムである。

※8 精神保健福祉センター

都道府県や指定都市に設置されており、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及・調査研究、相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務、精神障害者保健福祉手帳の申請に対する決定、自立支援医療費の支給認定等を行い、地域精神保健福祉活動推進の中核を担っている。

## 資3-45-1 薬物処遇ユニットの概要



出典：法務省資料による。

### (3) 更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実【施策番号46】

法務省は、2013年度（平成25年度）から、一部の更生保護施設を薬物処遇重点実施更生保護施設に指定し、精神保健福祉士や公認心理師等の専門的資格を持った専門スタッフを中心に薬物依存からの回復に重点を置いた専門的な処遇を実施している。

薬物処遇重点実施更生保護施設の数、2021年（令和3年）4月現在で、25施設であり、2020年度（令和2年度）における薬物依存がある保護観察対象者等の受入人員は751人であった。

### (4) 薬物事犯者の再犯防止対策の在り方の検討【施策番号47】

法務省及び検察庁は、薬物事犯者に対し、刑事施設内における処遇に引き続き、社会内における処遇を実施することにより再犯を防止するため、刑の一部の執行猶予制度（【施策番号44ア】参照）の適切な運用を図っている。

法務省は、刑事施設において、受刑者に対し、薬物依存離脱指導（【施策番号44ア】参照）の効果を一層高めるための方策について検討を進めている。また、薬物事犯者の再犯防止のための新たな取組として、2019年度（令和元年度）から、薬物依存からの「回復」に焦点を当て、出所後の生活により近い環境下で、社会内においても継続が可能となるプログラムを受講させるとともに、出所後に依存症回復支援施設に帰住等するための支援を行う女子依存症回復支援モデル事業を実施している（資3-47-1参照）。

更生保護官署においては、官民一体となった「息の長い支援」を実現するための新たな取組として、2019年度から、薬物依存のある受刑者について、一定の期間、更生保護施設等に居住させた上で、薬物依存症者が地域における支援を自発的に受け続けるための習慣を身に付けられるよう地域の社会資源と連携した濃密な保護観察処遇を実施する、薬物中間処遇を試行的に開始した。

また、法務総合研究所において、2020年（令和2年）度に、2019年度から引き続き、国立研究開

発法人国立精神・神経医療研究センターと共同で薬物事犯者に関する研究を実施し、覚醒剤事犯で刑事施設に入所した者への質問紙調査等を通じ、薬物事犯者の特性等に関する基礎的データの収集・分析を行った。これまでの研究結果については、冊子「覚せい剤事犯者の理解とサポート2018」（資3-47-2参照）に取りまとめ、2019年度に関係機関に配布し、2020年3月、研究部報告62「薬物事犯者に関する研究」として公表するとともに（【施策番号87】参照）、2020年11月に公表した2020年版犯罪白書の特集「薬物犯罪」の中で紹介した。同白書の特集では、これに加え、薬物犯罪の動向や刑事司法の各段階における薬物事犯者の処遇の現状、薬物事犯者の再犯の状況等を概観・分析するなどし、薬物犯罪対策や薬物事犯者の処遇・再犯防止対策の在り方についての検討に資する基礎資料を提供した。

資3-47-1 札幌刑務支所「女子依存症回復支援センター」

札幌刑務支所「女子依存症回復支援センター」

～受刑段階から出所後の支援と直結した指導を実施～

○ 女性特有の問題に着目した多様なプログラムの実施

週間プログラム（例）

|    | 月曜日                 | 火曜日       | 水曜日        | 木曜日              | 金曜日          |
|----|---------------------|-----------|------------|------------------|--------------|
| 午前 | 刑務作業                |           |            |                  |              |
| 午後 | センターミーティング          | 手仕事 & アート | プリズンブッククラブ | ソマティクス (ボディーワーク) | 生活術          |
|    | NA/AA/GAメッセージミーティング | コアプログラム   | センターミーティング | コアプログラム          | センターミーティング ※ |

※ 毎週金曜日に、プログラムと並行してカンファレンスを実施する。

コアプログラム(全42回)の概要

<特徴>

- ・女性特有の事情を反映し、出所後も継続使用できるプログラム構成
- ・オープンエンド方式による編入

<内容（主なセッション）>

- ・あなたがここにいる理由
- ・依存症（アディクション）ってなんですか
- ・止めなければいけない？
- ・わたしの応援団
- ・変化していく女性のからだ
- ・グチと相談
- ・依存先を増やす

など

○ プログラムとの相乗効果を期待した特徴的な処遇の実施

刑務作業

農作業を通じて、心身の安定を図る



ビニールハウス

いちごの栽培  
(北海道産品種：けんたろう)

ビニールハウス（内部）

その他

<所内での生活>

- ・薬物の自己使用からの回復という同じ目的を持った者による自主性を重んじた共同生活
- ・出所後の生活環境に近い処遇環境

<出所にあたって>

- ・施設内で使用したテキストを持ち帰り、出所後の更生意欲を喚起

○ 処遇環境の整備

コンセプト：出所後の生活（回復支援施設）に近い環境

居室棟（みのり寮）

～夜間・休日の生活エリア～



居室

入浴場

寮内

ホール

女子依存症回復支援センター

～日中活動のエリア～



多目的スペース

ミーティングルーム

出典：法務省資料による。

厚生労働省は、2019年度から、地方厚生（支）局麻薬取締部・支所において、公認心理師等の専門支援員を配置し、薬物事犯により検挙した者のうち、保護観察の付かない執行猶予判決を受けた者等に対し、「直接的支援（断薬プログラムの提供）」、「間接的支援（地域資源へのパイプ役）」、「家族支援（家族等へのアドバイス）」の3つの支援を柱とする再乱用防止支援を実施している。

また、厚生労働省では、2021年（令和3年）1月から医学・薬学・法学の有識者を構成員とする「大麻等の薬物対策のあり方検討会」を計8回開催し、2021年6月にとりまとめ<sup>※9</sup>を公表した。同とりまとめにおいて、刑事司法関係機関等における社会復帰に繋げる指導・支援、医療提供体制に係る取組の継続及び地域社会における本人・家族等への支援体制の充実により、再乱用防止と社会復帰支援を進めていく必要があるとの基本的な方向性が示された。

法務省及び厚生労働省は、薬物事犯者の再犯防止対策の取組状況等を踏まえ、2018年度（平成30年度）から今後の薬物事犯者の再犯防止対策の在り方についての検討会を開催しており、2021年5月に中間取りまとめ<sup>※10</sup>を公表した。

### 資3-47-2 冊子「覚せい剤事犯者の理解とサポート2018」



出典：法務総合研究所資料による。

## ② 治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実

### (1) 薬物依存症治療の専門医療機関の拡大【施策番号48】

厚生労働省は、薬物依存症を含む依存症対策について、各地域において、医療体制や相談体制の整備を推進するとともに、地域支援ネットワーク構築、依存症全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発などを総合的に推進している。これら取組の全体像については資3-48-1を参照。

また、厚生労働省は、2017年度（平成29年度）から、依存症対策全国拠点機関として独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターを指定している。同センターでは、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと連携して薬物依存症を含む依存症治療の指導者養成研修を実施するとともに、都道府県及び指定都市の医療従事者を対象とした依存症治療の研修を実施している。

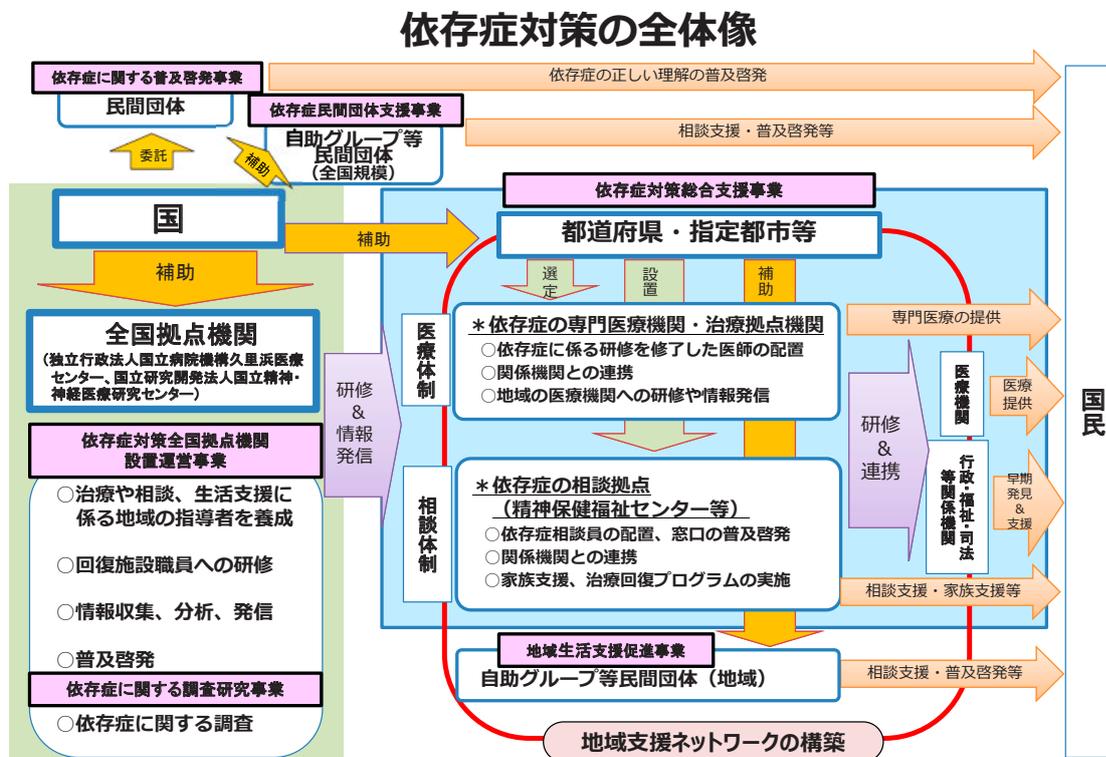
※9 大麻等の薬物対策のあり方検討会 とりまとめ URL  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000796820.pdf>)

※10 薬物事犯者の再犯防止対策の在り方についての検討会 中間取りまとめ URL  
(<https://www.moj.go.jp/content/001348527.pdf>)



このほか、厚生労働省は、都道府県及び指定都市が薬物依存症の専門医療機関及び治療拠点機関の選定を進めていくに当たり、財政的、技術的支援を行っている。

資3-48-1 依存症対策の概要



出典：厚生労働省資料による。

**(2) 薬物依存症に関する相談支援窓口の充実【施策番号 49】**

厚生労働省は、依存症対策全国拠点機関を通じて、薬物依存症者本人及びその家族等を対象とした相談支援に関して指導的役割を果たす指導者養成研修を実施するとともに、都道府県及び指定都市の相談支援を行う者を対象とした研修を実施している。

また、厚生労働省は、2017年度（平成29年度）から、都道府県及び指定都市において、依存症相談員を配置した依存症相談拠点の設置を進めていくに当たり、財政的、技術的支援を行っている。

**(3) 自助グループを含めた民間団体の活動の促進【施策番号 50】**

厚生労働省は、2017年度（平成29年度）から、地域で薬物依存症に関する問題に取り組む自助グループ等民間団体の活動を地方公共団体が支援する「薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（地域生活支援促進事業）」を実施しており、2018年度（平成30年度）からは、全国規模で活動する民間団体の活動を支援する「依存症民間団体支援事業」を実施している。

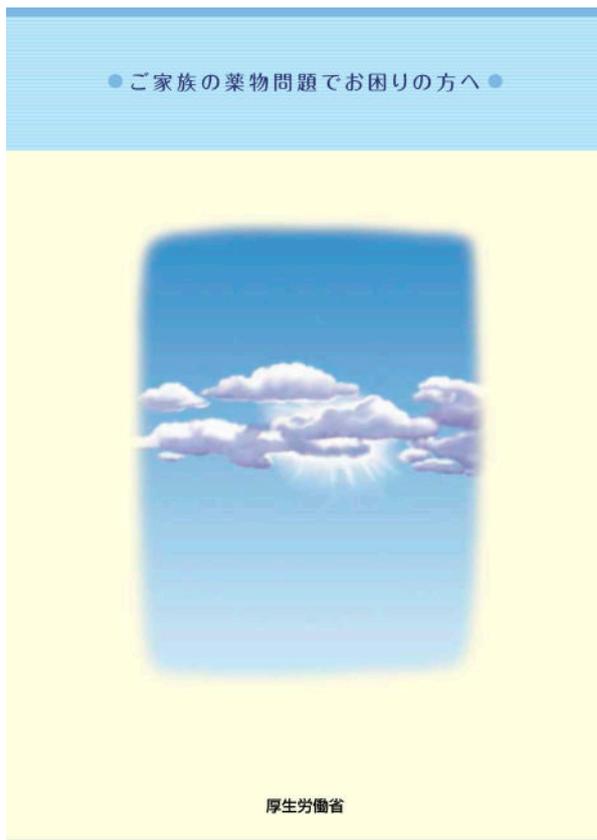
#### (4) 薬物依存症者の親族等の知識等の向上【施策番号51】

厚生労働省は、2007年（平成19年）から、地域の薬物相談を担う保健所や精神保健福祉センターの職員等に加えて、一般国民にも公開して実施する「再乱用防止対策講習会」を、毎年全国6ブロック（北海道・東北地区、関東信越地区、東海北陸地区、近畿地区、中国・四国地区、九州・沖縄地区）において開催している。

2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルスの影響により開催を中止したものの、2021年度（令和3年度）は北海道、東京都、三重県、奈良県、岡山県、宮崎県で開催予定である。同講習会では、薬物依存症治療の専門医、地域の薬物依存症者支援に取り組む家族会からの講演を行うなど、薬物依存症に対する意識・知識の向上を図っている。

このほか、2007年から、薬物依存症者を抱える親族等に向けた、薬物再乱用防止啓発冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（資3-51-1参照）を作成し、各都道府県の薬務課や精神保健福祉センター、保護観察所、矯正施設、民間支援団体などを通じて配布し、薬物依存等に対する正しい知識と相談窓口の周知を図っている。また、依存症に対する誤解や偏見をなくし、依存症に関する正しい知識と理解を深めるため、普及啓発イベントの実施やリーフレットのウェブサイトへの掲載等、広く一般国民を対象とした普及啓発事業を行っている（資3-51-2参照）。

#### 資3-51-1 薬物再乱用防止啓発冊子

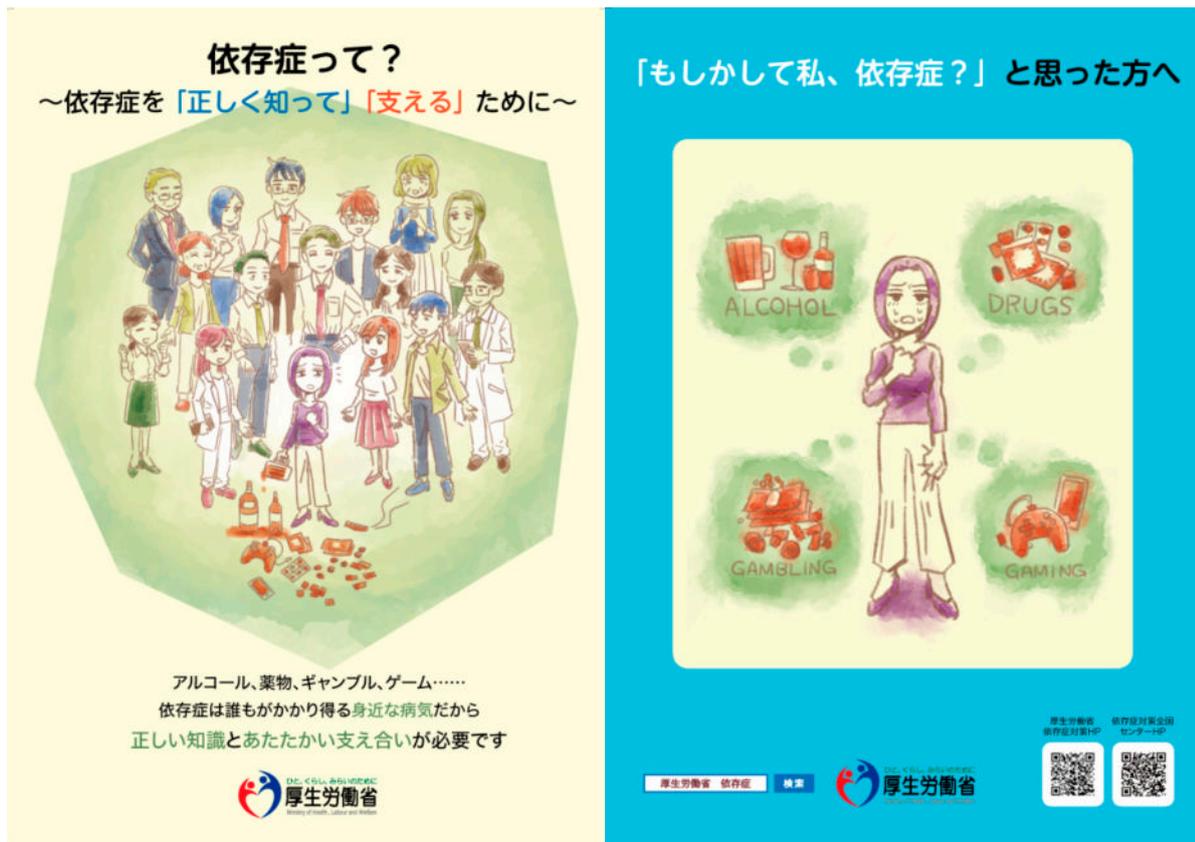


#### 目次

|            |                               |       |
|------------|-------------------------------|-------|
| <b>第1章</b> | <b>薬物依存症を理解しましょう</b>          |       |
| 1          | 薬物乱用・薬物依存・薬物中毒                | P. 2  |
| 2          | 薬物依存症が生み出す様々な問題               | P. 5  |
| 3          | 薬物依存症の進行と回復の過程                | P. 7  |
| <b>第2章</b> | <b>回復のために家族は何をしたらよいのでしょうか</b> |       |
| 1          | 薬物依存症が家族にもたらす影響               | P. 13 |
| 2          | 薬物依存症と家族の悪循環                  | P. 15 |
| 3          | 大切な人のために家族ができること              | P. 16 |
| <b>第3章</b> | <b>まずは家族が元気をとり戻しましょう</b>      |       |
| 1          | 家族の自助活動                       | P. 20 |
| 2          | 自助活動の効果                       | P. 23 |
| <b>第4章</b> | <b>家族の相談が回復のチャンスを作ります</b>     |       |
|            | 家族の相談が回復のチャンスを作ります            | P. 24 |
| <b>第5章</b> | <b>Q &amp; A</b>              |       |
|            | Q & A                         | P. 29 |
|            | 付録：連絡先一覧                      | P. 39 |

出典：厚生労働省資料による。

## 資3-51-2 依存症の理解を深めるための普及啓発リーフレット



出典：厚生労働省資料による。

### (5) 薬物依存症対策関係機関の連携強化【施策番号52】

警察は、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（2018年（平成30年）8月薬物乱用対策推進会議策定。資3-52-1参照）等に基づき、各地域において薬物依存症対策を含めた総合的な薬物乱用対策を目的として開催される「薬物乱用対策推進本部会議」等に参加し、地方公共団体や刑事司法関係機関等の関係機関と情報交換を行っている。さらに、2010年度（平成22年度）からは、毎年度、相談の機会が必要と認められる薬物乱用者やその家族への供覧・配布を目的とした再乱用防止のためのパンフレット（資3-52-2参照）を作成して、全国の精神保健福祉センターや家族会等の窓口を紹介するなどの情報提供を実施している。

法務省及び厚生労働省は、2015年（平成27年）に策定された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」（資3-52-3参照）に基づき、保護観察所と地方公共団体や保健所、精神保健福祉センター、医療機関その他関係機関とが定期的に連絡会議を開催するなどして、地域における支援体制の構築を図っている（資3-52-4参照）。

法務省は、刑事施設及び保護観察所の指導担当職員等が、双方の処遇プログラムの実施状況等の情報を交換し、刑事施設と保護観察所との効果的な連携の在り方について共通の認識を得ることを目的に、2012年度（平成24年度）から、「薬物事犯者に対する処遇プログラム等に関する矯正・保護実務者連絡協議会」を開催している。同協議会では、大学教授や自助グループを含む民間団体等のスタッフを外部機関アドバイザーとして招へいして、地域社会における社会資源を活用した支援の在り方を検討しており、今後も、依存症専門医療機関の医師等を招へいして、薬物依存症者の支援及び関係機関との連携の在り方を検討していくこととしている。

少年院において、在院者に対する薬物非行防止指導の実施に当たり、民間自助グループや医療関係者等の協力を受けることとしている。

厚生労働省は、2004年（平成16年）から、全国6ブロック（北海道・東北地区、関東信越地区、東海北陸地区、近畿地区、中国・四国地区、九州・沖縄地区）において、「薬物中毒対策連絡会議」を主催している。同会議では、薬物依存症治療の専門医を始め、各地方公共団体の薬務担当課・障害福祉担当課・精神保健福祉センター・保健所、保護観察所、矯正施設等の薬物依存症者を支援する地域の関係機関職員間において、地域における各機関の薬物依存症対策に関する取組や課題等を共有するとともに、それらの課題に対する方策の検討を行い、関係機関の連携強化を図っている。2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルスの影響により実地開催を中止したものの、書面にて情報共有を行った。さらに、厚生労働省は、2017年度（平成29年度）から、都道府県及び指定都市において、行政や医療、福祉、司法等の関係機関による連携会議（【施策番号48】参照）を開催するに当たり、財政的、技術的支援を行っている。同会議では、薬物依存症者やその家族に対する包括的な支援を行うために、地域における薬物依存症に関する情報や課題の共有を行っている。

資3-52-1 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」の概要



出典：厚生労働省資料による。

資3-52-2 再乱用防止のためのパンフレット

薬物問題でお悩みの方へ

相談してみませんか

警察庁  
令和3年度

どのような医療機関や相談機関があるの？

■ 精神保健福祉センター (P.11,12)  
メンタルヘルスに関する幅広い専門性を有する相談機関です。精神保健福祉法による条例に基づき、プログラムに基づく検査や相談支援を実施している機関も増えてきています。

■ 薬物依存症相談機関 (P.13)  
都道府県および特別区等に設置されている、薬物依存症に関する相談の窓口です。

■ 薬物依存症専門医療機関 (P.14)  
依存症患者の地域や適切な医療を受けられるようにするために、薬物依存症に関する対応を行っている専門医療機関です。

■ 警察官 (P.15)  
薬物依存症の当事者や家族の相談窓口している警察官です。その多くはデジタルなどの最新な捜査手段と捜査をもちながら、専門家として相談支援を実施したり、警察がそれぞれの役割を担ってミーティングを行ったり、家庭訪問を行ったりしています。

■ 薬物依存症相談支援施設 (P.16)  
当事者が希望するといった施設で、その場の相談として、デジタルなどが使われています。個別および集団での個別支援と並行して、グループミーティングが中心とした集団の対応を行うなどして、警察からの相談を連携して対応しています。

■ 自戒グループ (P.16)  
依存症からの回復したいという当事者による民間団体です。依存症からの回復を目指す、支援者として、自戒プログラムに基づくミーティング等を行います。

■ 相談施設 (P.17)  
厚生労働省の相談施設では、薬物依存症を中心とした薬物乱用防止の相談を行っています。各都道府県に設置されたプログラムを実施するとともに、その相談に対する支援を行うなどして、当事者の回復を支援しています。

出典：厚生労働省「薬物の医療機関での対応について」(一部改訂)

出典：厚生労働省「薬物の医療機関での対応について」(一部改訂)

出典：警察庁資料による。

資3-52-3 薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインの概要

「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の概要

**策定の背景**

- 薬物依存対策は政府の重要な政策課題の一つであり、薬物依存者等を対象とした刑の一部の執行猶予制度が平成28年6月から施行。
- 薬物依存者の再犯（再使用）の防止は、刑事司法機関と、地域の医療・保健・福祉機関等との連携体制の構築が不可欠。
- そのため、法務省と厚生労働省が共同で平成27年11月に本ガイドラインを策定し、保護観察所や自治体等に周知の上、平成28年4月から実施。

**ガイドラインの概要**

**総論**

**基本方針**

- 精神疾患としての認識共有
- シームレスな支援
- 民間支援団体との連携

**関係機関**

保護観察所、都道府県等、精神保健福祉センター、保健所、福祉事務所、市町村（特別区を含む）障害保健福祉主管課、刑事施設、地方更生保護委員会、依存症治療拠点機関及び薬物依存者に対する医療的支援を行うその他の医療機関

**地域支援体制の構築**

- 定期的に連絡会議を開催する。
- 薬物依存者の支援に関する人材の育成に努める。
- 知見の共有等により、地域における薬物乱用に関する問題解決能力の向上を図る。
- 相互の取組に関する理解及び支援の促進に努める。

**情報の取扱い**

- 必要な情報は、他の機関又は団体における情報の取扱方針等に配慮しつつ、共有する。
- 支援対象者に関する情報共有は、原則として本人の同意を得る。等

**各論**

**薬物依存者本人に対する支援**

**(刑事施設入所中の支援)**

- 刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所は、出所後に必要な支援等に関するアセスメントを行う。
- 保護観察所は、アセスメントの結果を踏まえ、出所後の社会復帰上の課題と対応方針を検討する。等

**(保護観察中の支援)**

- 保護観察所は、支援対象者に対する指導監督を行うとともに、必要な支援を受けることができるよう調整する。
- 医療機関は、支援対象者の治療や、必要に応じて関係機関に対する情報提供等を行う。
- 都道府県、精神保健福祉センター又は保健所は、支援対象者の希望に応じ、回復プログラム等を実施する。
- 福祉事務所又は市町村障害保健福祉主管課は、支援対象者の希望に応じ、必要な福祉的支援を実施する。
- 関係機関は、保護観察所等の求めに応じ、支援対象者に対する支援に関するケア会議等に出席する。等

**(保護観察終了後の支援)**

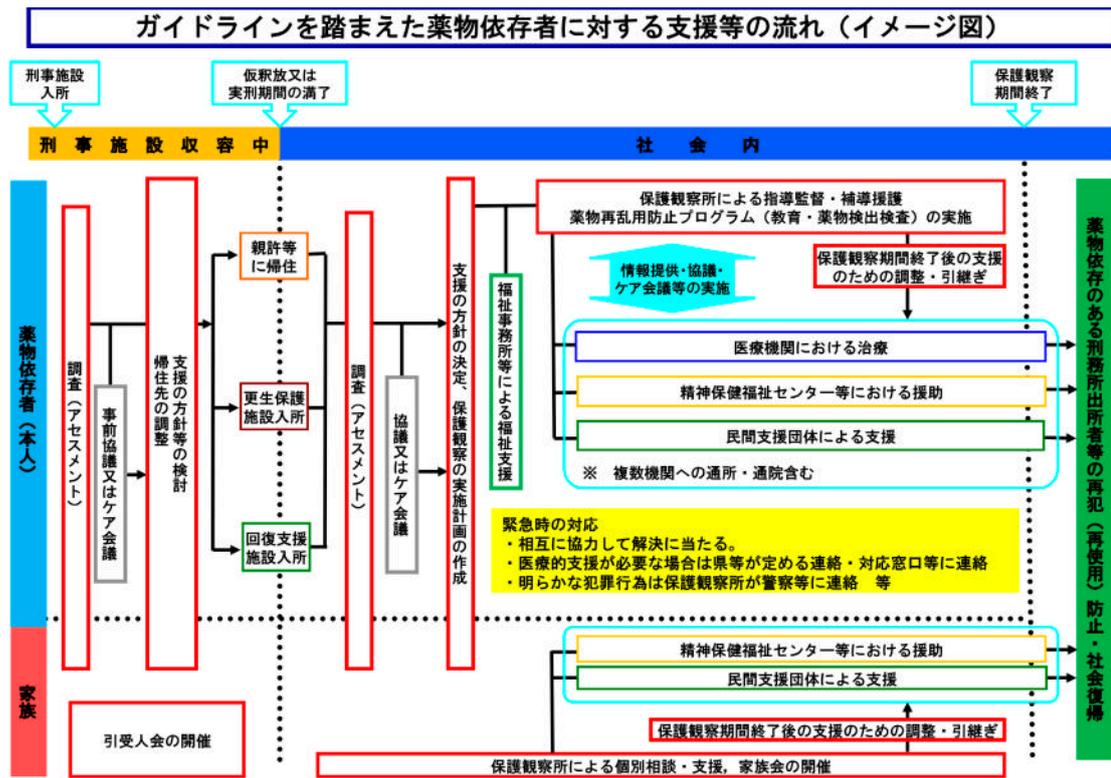
- 保護観察所は、支援対象者の希望に応じ、精神保健福祉センターその他の関係機関に支援を引き継ぐ。等

**家族に対する支援**

- 関係機関は、支援対象者に対する支援に当たっては、本人の意向とともに家族の意向を汲む。
- 関係機関は、相互に協力して効果的に家族支援を行うとともに、希望に応じ、保護観察終了後も支援を行う。等

出典：法務省・厚生労働省資料による。

## 資3-52-4 ガイドラインを踏まえた薬物依存者に対する支援等の流れ



出典：法務省・厚生労働省資料による。

### (6) 薬物依存症治療の充実に資する診療報酬の検討【施策番号53】

厚生労働省は、診療報酬の中で、薬物依存症に対する治療を精神疾患に対する専門的な治療である精神科専門療法として評価している。

2016年度（平成28年度）診療報酬改定において、薬物依存症の患者に対して、一定の治療プログラムに沿って集団で認知行動療法を実施した際に、治療効果があるとの研究結果を踏まえ、薬物依存症の患者に、集団療法を実施した場合の評価として「依存症集団療法」を新設した。さらに、2018年度（平成30年度）診療報酬改定において、診療報酬の対象となる精神疾患の定義を最新の国際疾病分類に則して見直し、薬物依存症についても精神科専門療法の対象疾患に含まれることを明確化するとともに、薬物依存症の患者等に対し、計画的に実施される専門的な精神科ショート・ケアに対する加算として、「疾患別等専門プログラム加算」を新設した。

## ③ 薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成

### (1) 薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成【施策番号54】

薬物依存症は、治療と回復に時間を要することから、医師や看護師を始めとする医療関係者には、薬物依存症に関する適切な治療に加え、周囲へ正しい理解と協力を促す役割が期待されている。また、医療関係者が薬物依存症に対する正しい理解を深められるよう、適切な育成を行っていく必要がある。

厚生労働省は、一定の精神科実務経験を有し、法律等に関する研修を修了した医師のうちから、「精神保健指定医」を指定し、薬物依存症を含む精神疾患に関する治療等を行わせている。また、一般的な医療関係者の育成においても、医師が臨床を行う際に必修化されている臨床研修について、2020年度（令和2年度）から、新たな臨床研修の到達目標を適用しており、経験すべき疾病・病態

として薬物等依存症を含む依存症を位置付けている。さらに、看護師については、保健師助産師看護師国家試験出題基準において、薬物を含む依存症対策に関する項目が含まれており、依存症に関する知見を、看護師として具有すべき基本的な知識及び技能として位置付けている。

### (2) 薬物依存症に関する知見を有する福祉専門職の育成【施策番号55】

精神保健福祉士及び社会福祉士は、薬物依存症に関する知識を身に付けることで、薬物依存症者が地域で生活するために必要な支援ニーズを把握し、関係機関へつなげるなどの相談援助を実施しており、特に、精神保健福祉士国家試験の出題基準においては、「薬物依存対策」の項目が示されている。

厚生労働省は、薬物依存を始めとする各依存症について教育内容を充実させるため、精神保健福祉士及び社会福祉士の養成カリキュラムの見直しを2020年（令和2年）3月に行い、2021年（令和3年）4月入学者から、複数の科目において、心理面や社会問題、地域生活課題といった視点で依存症を学ぶこととしている。

### (3) 薬物依存症に関する知見を有する心理専門職の育成【施策番号56】

公認心理師<sup>※11</sup>は、薬物依存症の回復支援において、アセスメントや依存症集団療法等の専門的支援等、心理的側面から助言、指導その他の援助等を行っている。

また、公認心理師試験の出題基準には、「依存症（薬物、アルコール、ギャンブル等）」の項目等が示されている。

公認心理師となるために必要な科目として、保健活動が行われている現場における心理社会的課題及び必要な支援を学ぶ「健康・医療心理学」があり、大学等によっては、その中で薬物依存症等を取り上げている。臨床現場においては、公認心理師等を対象に依存症集団療法に関する研修を実施している。

### (4) 薬物依存症に関する知見を有する支援者の育成【施策番号57】

厚生労働省は、薬物依存症からの回復には地域で生活を支える方の理解や継続的な支援が必要であることを踏まえ、2017年度（平成29年度）から、依存症対策全国拠点機関の独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターで、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと連携して薬物依存症者への相談・治療等の地域における支援者の指導者養成研修を実施している。また、厚生労働省は、都道府県及び指定都市において、薬物依存症者への相談・治療等の支援に関わる者（障害福祉サービス事業所や福祉事務所の職員など）を対象とした研修を実施するに当たり、財政的、技術的支援を行っている。これらの取組については【施策番号48】を参照。

法務省における取組は、【施策番号45】を参照。

※11 公認心理師

心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する相談、援助等の業務に従事する者。平成27年に成立した公認心理師法（平成27年法律第68号）に基づく国家資格であり、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働等の様々な分野で活躍している。



# 第4章

令和3年版  
再犯防止推進白書

## 学校等と連携した 修学支援の実施等のための取組



少年院から日常の1コマ

## 第4章

# 学校等と連携した修学支援の 実施等のための取組

### 第1節

### 学校等と連携した修学支援の実施等

#### 1 児童生徒の非行の未然防止等

##### (1) 学校における適切な指導等の実施【施策番号58】

###### ア いじめの防止

文部科学省は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）等の趣旨を踏まえ、道徳教育等を通しいじめ防止のための取組を推進している。また、2017年度（平成29年度）から2019年度（令和元年度）にかけて、法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめ等の諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究を実施した。また、本調査研究も踏まえ、2020年度（令和2年度）より教育委員会が弁護士（いわゆるスクールロイヤー）等への法務相談を行う経費が普通交付税措置されたところであり、2020年12月には弁護士による対応事例等を盛り込んだ「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」<sup>※1</sup>を作成し、公表した。

###### イ 人権教育

文部科学省は、日本国憲法及び教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更）に基づく、人権尊重の意識を高める教育を推進している。

###### ウ 非行の防止

文部科学省は、再非行の防止の観点も含めた学校における非行防止のための取組を推進しており、2020年度は、全国の生徒指導担当者等が出席する会議において、推進計画の趣旨や非行防止に関する具体的な取組について周知した。

また、警察官等を外部講師として招き、非行事例等について児童生徒に直接語ることにより、犯罪についての正しい理解を図る「非行防止教室」や、中学生・高校生を対象に、犯罪被害者等への配慮や協力への意識のかん養を図る犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」について、関係機関等と連携しながら各学校においての実施を促した。

さらに、警察庁との共催で、教育委員会、警察、保護観察所等の関係機関が参加する「問題行動に関する連携ブロック協議会」を関東地方と九州地方で実施した。

###### エ 薬物乱用の防止

文部科学省は、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（【施策番号52】参照）を踏まえ、薬物乱用防止教育の充実に努めている。

学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動

※1 「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」 URL  
([https://www.mext.go.jp/content/20201225-mxt\\_syoto01-000011909.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201225-mxt_syoto01-000011909.pdf))



の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導が行われるよう周知を図っている。

また、全ての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室の開催に努めるなど、薬物乱用防止に関する指導の一層の徹底を図るよう都道府県教育委員会等に対して指導している（資4-58-1参照）。

さらに、大学生等を対象とした薬物乱用防止のためのパンフレット（資4-58-2参照）の作成・周知等を通して、薬物乱用防止に関する啓発の強化を図っている。

#### 資4-58-1 薬物乱用防止教室の開催状況

(平成26年度～平成30年度)

|        |        | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学校    | 開催校数   | 15,418 | 15,676 | 15,886 | 15,747 | 15,467 |
|        | 開催率(%) | 72.3   | 76.2   | 77.3   | 79.1   | 78.6   |
| 中学校    | 開催校数   | 9,519  | 9,312  | 9,541  | 9,328  | 9,190  |
|        | 開催率(%) | 88.3   | 88.9   | 91.0   | 91.0   | 90.6   |
| 義務教育学校 | 開催校数   |        |        | 25     | 85     | 151    |
|        | 開催率(%) |        |        | 100.0  | 83.3   | 91.0   |
| 高等学校   | 開催校数   | 3,980  | 3,990  | 4,104  | 4,092  | 4,004  |
|        | 開催率(%) | 83.6   | 84.6   | 86.3   | 86.4   | 85.8   |
| 中等教育学校 | 開催校数   | 37     | 39     | 40     | 68     | 78     |
|        | 開催率(%) | 75.5   | 78.0   | 76.9   | 66.7   | 76.5   |
| 全学校種   | 開催校数   | 28,954 | 29,017 | 29,596 | 29,320 | 28,890 |
|        | 開催率(%) | 78.4   | 81.0   | 82.5   | 83.5   | 83.2   |

出典：文部科学省資料による。

注：令和元年度以降の実績については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、開催状況の集計は未実施。

資4-58-2 薬物乱用防止パンフレット

# 薬物のない学生生活のために

～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～

### 大麻

摂取量が多くなるが、認知機能低下(記憶力・集中力)を引き起こす。長期使用すると、脳神経系にダメージを与え、学習能力低下、集中力低下、記憶力低下、感情不安定、社会性低下、自己愛、うつ病、統合失調症、人格障害などを引き起こす。

### MDMA

短期使用でも、脳神経系にダメージを与え、学習能力低下、集中力低下、記憶力低下、感情不安定、社会性低下、自己愛、うつ病、統合失調症、人格障害などを引き起こす。

### ヘロイン

依存性が高いため、全身の機能を低下させ、学習能力低下、集中力低下、記憶力低下、感情不安定、社会性低下、自己愛、うつ病、統合失調症、人格障害などを引き起こす。

### コカイン

依存性が高いため、全身の機能を低下させ、学習能力低下、集中力低下、記憶力低下、感情不安定、社会性低下、自己愛、うつ病、統合失調症、人格障害などを引き起こす。

### 危険ドラッグ

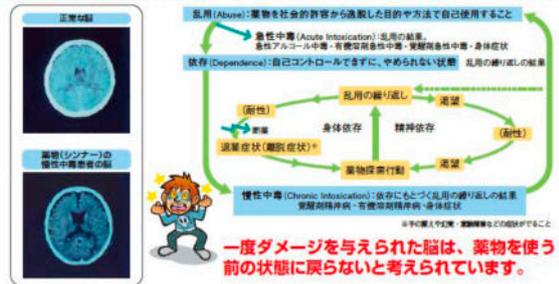
依存性が高いため、全身の機能を低下させ、学習能力低下、集中力低下、記憶力低下、感情不安定、社会性低下、自己愛、うつ病、統合失調症、人格障害などを引き起こす。

### 覚醒剤

依存性が高いため、全身の機能を低下させ、学習能力低下、集中力低下、記憶力低下、感情不安定、社会性低下、自己愛、うつ病、統合失調症、人格障害などを引き起こす。

**危険ドラッグとは?**  
 依存性が高いため、全身の機能を低下させ、学習能力低下、集中力低下、記憶力低下、感情不安定、社会性低下、自己愛、うつ病、統合失調症、人格障害などを引き起こす。

## 薬物乱用の最大の怖さは、依存です!



## 大麻や危険ドラッグを誤解していませんか?

インターネット等で、「大麻は身体への悪影響がない」「依存性がない」などの誤った情報が氾濫しています。しかし、実際には大麻を乱用すると、大麻の花や葉に含まれる成分「THC(テトラヒドロカンナビノール)」が脳に作用して下図のような様々な不具合を引き起こします。

特に成長期にある若者の脳に対して影響が強いことも明らかにしています。間違った情報に流されず、正しい知識で判断しましょう!

| 大麻の乱用による影響                          | 大麻の有害性                                 | 大麻を長く使い続ける影響                            |
|-------------------------------------|--|---|
| 知覚の変化<br>学習能力の低下<br>記憶力の低下<br>感情不安定 | 運動障害<br>精神障害<br>IQ(知能指数)の低下<br>認知機能の低下 | 大麻-依存症<br>大麻-中毒<br>大麻-離脱症状<br>大麻-脳神経系障害 |

**危険ドラッグは毒**

「危険ドラッグ」は、「ハーブ」「お茶」「パズル」などと用途を偽装したり、「合法」「安全」などとだまして売られています。指定薬物又は麻薬として製造や販売が禁止されている物質が入っていることとなります。また、指定薬物又は麻薬については、その所持、使用等が禁止されており、違反した場合には罰則が科せられます。

使用した際に何が起るか分かりません。再発回数を起こしたり、死亡したりすることがあります。

危険ドラッグについての詳細は、次のページから。

あやしいヤクヰズ連絡ネット  
<https://www.yakuzi.or.jp/>

## 薬物乱用は、あなただけの問題ではありません!



### 薬物乱用を取り締まる法律

●持っているだけでも罰せられます  
 ●懲役刑など厳しく罰せられます

| 覚醒剤             | 大麻              | 指定薬物           | MDMA           |
|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 覚醒剤取締法<br>懲役10年 | 大麻取締法<br>懲役5年   | 覚醒剤取締法<br>懲役3年 | 覚醒剤取締法<br>懲役7年 |
| コカイン            | ヘロイン            | あへん            | シンナー等          |
| 覚醒剤取締法<br>懲役7年  | 覚醒剤取締法<br>懲役10年 | あへん法<br>懲役7年   | 覚醒剤取締法<br>懲役1年 |

※「覚醒剤取締法」の最高刑

**薬物乱用のない社会と学生生活を!**

薬物乱用の開始の背景には、好奇心、周囲の人々からの誘い、断りにくい人間関係、薬物を手に入れやすい環境などがあります。

- 薬物をすすめられても答えは**No!**
- 危険な場所に近づかないこと、逃げることも「**勇気**」です。
- 薬物をすすめる友達や恋人は、あなたにとって大切な人ではありません。

### 薬物乱用のQ&A

- Q1** 薬物を使うと、やせることができたり、勉強がはかどったりするって本当ですか?  
**A1** 答えはNoです。覚醒剤などの薬物は、中枢神経系に作用して、一時的に心身をだまして食欲や疲労感をなくすだけです。作用がなくなると異常に食欲が強まったり、強い疲労感、倦怠感や脱力感が襲ってきて勉強どころではなくなります。
- Q2** 海外では大麻の使用が認められている国がありますが、安全な国ですか?  
**A2** 答えはNoです。「海外では合法な国があるから大麻は安全だ」という主張を耳にすることがあるかもしれませんが、法律などの規則はそれぞれの国の事情や背景をもとに作られているため、「海外で合法だから大麻は安全」ということはありません。WHOは、大麻は「乱用のおそれがあり、悪影響を及ぼす物質」と警告しています。
- Q3** 危険ドラッグは合法で安全と聞きますが、本当に大丈夫なんですか?  
**A3** 答えはNoです。危険ドラッグは、覚醒剤など規制薬物の化学構造に似せて作られており、規制薬物と同等の作用を有する成分を含む商品が多く大変危険です。また、危険ドラッグの中には、合法と称して麻薬などの規制薬物や指定薬物が含まれていた例もありますので絶対に手を出してはいけません。無責任なうわさに惑わされてはいけません。
- Q4** 薬物をすすめられたらどう対処すればいいですか?  
**A4** きっぱり「いやだ!」と言いましょ。「嫌われる」と思っても、はっきり「いやだ!」と言うべきです。その後起こる重大な結果を思い浮かべ、最初に「No!」と言うことが大切です。「きっぱり断る」「逃げる」「勇気を持ちましょ!」そのようなものをすすめる友達や恋人は、あなたにとって大切な人ではありません。
- Q5** 薬物の問題で困っているときに、相談できる場所がありますか?  
**A5** 答えはYes!です。各都道府県には、薬物乱用防止の相談窓口(精神保健福祉センターなど)があります。薬物問題で困っているときには、相談してください。
- 薬物乱用防止相談窓口
- <https://www.mhlw.go.jp/bunya/yakuhei/yakubutai/nyuou/other/madoguchi.html>

出典：文部科学省資料による。

## オ 中途退学者等への就労支援

文部科学省及び厚生労働省は、各都道府県教育委員会教育長等に対する通知を发出するなど、高等学校等と地域若者サポートステーション<sup>※2</sup>（以下「サポステ」という。）との連携強化を図ることで、中途退学者等への切れ目のない支援を実施している。

具体的には、全国に177か所設置されているサポステにおいて、中途退学者等の希望に応じて学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ型の相談支援を実施している。

### (2) 地域における非行の未然防止等のための支援【施策番号59】

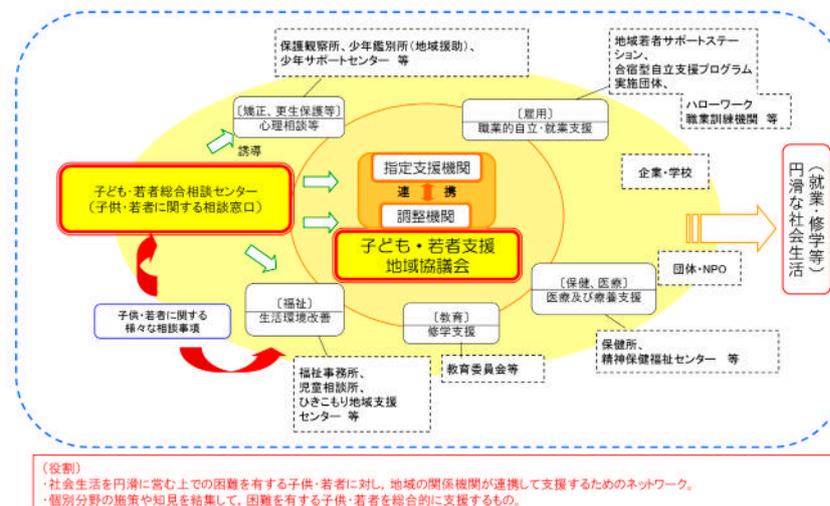
内閣府では、「子ども・若者支援地域協議会」<sup>※3</sup>及び「子ども・若者総合相談センター」<sup>※4</sup>の整備及び機能向上が、地域における非行の未然防止等にも有効であるとの観点から、「子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」及び「子ども・若者総合相談センター強化推進事業」（資4-59-1参照）を実施しており、2021年（令和3年）1月現在、子ども・若者支援地域協議会が128の地域に、子ども・若者総合相談センターが96の地域に、それぞれ設置されている。

また、地域における子供・若者支援人材の養成のため、相談業務やアウトリーチ（訪問支援）等に従事する者に対し、知識・技法の向上等に資する研修を実施している。

なお、2020年度（令和2年度）は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、上記事業や研修の一部をオンライン化した。例えば、「アウトリーチ（訪問支援）研修」について、前期5日間は集合形式で実開催し、後期3日間は感染拡大を踏まえ、全てオンライン上で実施した。

2021年度以降は、子供・若者育成支援推進大綱（2021年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、子ども・若者支援地域協議会及び子ども・若者総合相談センターの地方公共団体における整備を加速するとともに、更なる機能向上等を推進することとしている。

資4-59-1 「子ども・若者支援地域協議会」・「子ども・若者総合相談センター」の概要



出典：内閣府資料による。

- ※2 地域若者サポートステーション  
働くことに悩み・課題を抱えている15歳～49歳までの方に対し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談支援、個々のニーズに即した職場体験、就職後の定着・ステップアップ相談等による職業的自立に向けた支援を行う就労支援機関のこと。
- ※3 子ども・若者支援地域協議会  
子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条で、地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会を置くよう努めるものとされている。
- ※4 子ども・若者総合相談センター  
子ども・若者育成支援推進法第13条で、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点（子ども・若者総合相談センター）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して確保するよう努めるものとされている。

警察は、少年警察ボランティア（少年補導員<sup>※5</sup>、少年警察協助力員<sup>※6</sup>及び少年指導委員<sup>※7</sup>）等と連携して、社会奉仕体験活動等を通じた問題を抱えた少年の居場所づくりのほか、非行の未然防止等を図るための街頭補導活動や学校における非行防止教室を行っている。また、少年や保護者等の悩みや困りごとについて、専門的知識を有する警察職員が面接や電話等で相談に応じ、指導・助言を行っている。

法務省は、2015年（平成27年）の少年鑑別所法（平成26年法律第59号）施行後、地域援助として、少年鑑別所が地域の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等からの心理相談等を受け付けている。2020年の小学校、中学校、高等学校、教育委員会等を含む教育関係機関からの相談件数は、2,590件であった。支援の内容は、問題行動への対応から発達上の課題を有する児童生徒本人の学校適応に関する相談、進路相談等に至るまで幅広く、知能検査や性格検査、職業適性検査のほか、暴力や性的な問題行動に係るワークブック等を用いた心理的支援等も行っている。さらに、2019年度（令和元年度）からは、各地の少年鑑別所を主催者とした「地域援助推進協議会」を開催しており、学校や自治体等の関係機関とのより一層の連携強化を図り、地域における非行の未然防止等を推進している。また、保護司、更生保護女性会<sup>※8</sup>、BBS会<sup>※9</sup>がそれぞれの特性をいかして行う犯罪予防活動、「子ども食堂」等の地域社会における子供等の居場所作り、非行をした少年等に対する学習支援等の取組が円滑に行われるよう、必要な支援を行っている。

文部科学省は、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民の参画を得て行う「地域学校協働活動」（資4-59-2参照）の一環として、放課後の居場所づくりを始めとする子供たちの学びや成長を支える取組を推進している。

また、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体の取組を支援するなどの事業を実施している（【施策番号65】参照）。

さらに、2016年度（平成28年度）から、薬物、飲酒、喫煙、インターネット、ギャンブル等に関する依存症が社会的な問題となっていることを踏まえ、将来的な依存症患者数の逓減や青少年の健全育成を図る観点から、依存症予防教育の推進のため、依存症予防教育推進事業を実施しており、2020年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点でオンラインにて開催した。2020年度における同事業の内容として、厚生労働省との共催による全国的なシンポジウムを開催するとともに、各地域において社会教育施設等を活用した児童生徒、学生、保護者、地域住民向けの依存症予防に関する啓発を行う「依存症予防教室」等の取組を支援した。

※5 少年補導員  
街頭補導活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事している。

※6 少年警察協助力員  
非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事している。

※7 少年指導委員  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。

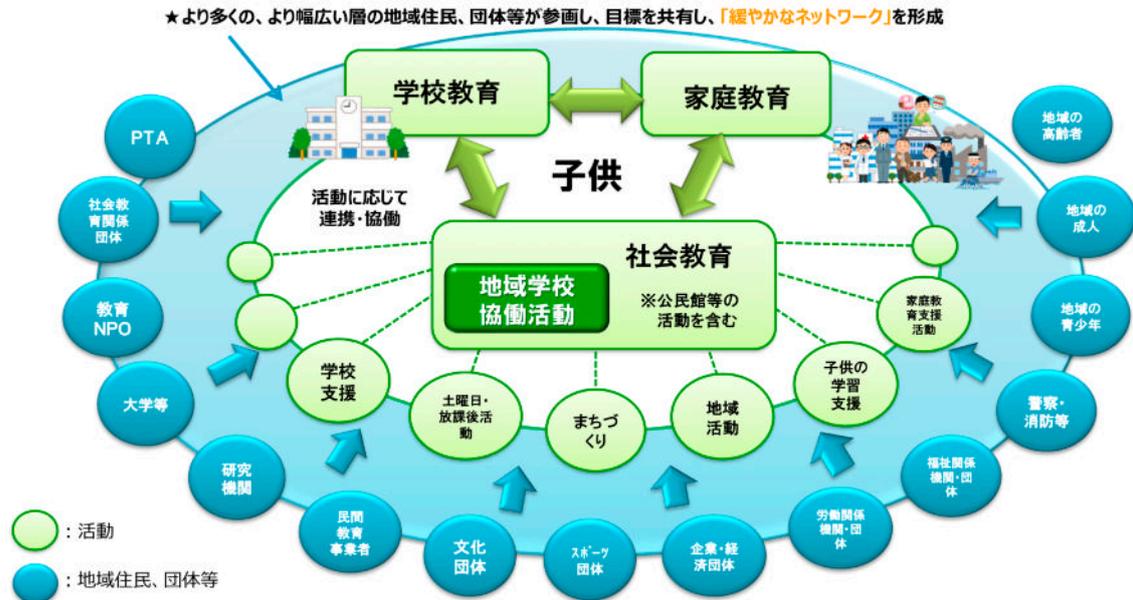
※8 更生保護女性会  
地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体であり、2021年4月現在の会員数は14万539人である。

※9 BBS会  
Big Brothers and Sistersの略で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体であり、2021年1月現在の会員数は4,432人である。

## 資4-59-2 地域学校協働活動の概要

## 地域学校協働活動の概念図

- 「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして行う様々な活動
- 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働
- 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる



出典：文部科学省資料による。

厚生労働省は、ひとり親家庭の子供を対象として、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を行う地域の居場所づくりの取組を支援しているほか、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給するなどの支援を実施している。また、生活困窮世帯の子供に対しては、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）による改正後の生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」（資4-59-3参照）により、学習支援、子供や保護者に対する生活習慣・育成環境の改善に向けた助言等、子供の将来の自立に向けたきめ細かい支援を行っており、2020年度においては、576の地方公共団体において同事業を実施した。

## 資4-59-3 子どもの学習・生活支援事業の概要

## 子どもの学習・生活支援事業について

## 事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等）。
- 改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

## 支援のイメージ

- ▶ 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- ▶ 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

## &lt;子どもの課題とその対応&gt;

## 生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

| 学習面   | 生活面  | 親の養育   |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校進学のための学習希望</li> <li>・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭に居場所がない</li> <li>・生活習慣や社会性が身につけていない</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもとの関わりが少ない</li> <li>・子育てに対する関心の薄さ</li> </ul> |

上記課題に対し、総合的に対応

## 子どもの学習・生活支援事業

| 学習支援<br>(高校中退防止の取組を含む)   | 生活習慣・育成環境の改善   | 教育及び就労(進路選択等)に関する支援   |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ</li> <li>・高校進学支援</li> <li>・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・家庭以外の居場所づくり</li> <li>・生活習慣の形成・改善支援</li> <li>・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生世代等に対する以下の支援を強化</li> <li>・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供</li> <li>・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言等</li> </ul> |



子どもの学習・生活支援を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、  
子どもの将来の自立を後押し(貧困の連鎖防止)



出典：厚生労働省資料による。

## (3) 警察における非行少年に対する支援【施策番号60】

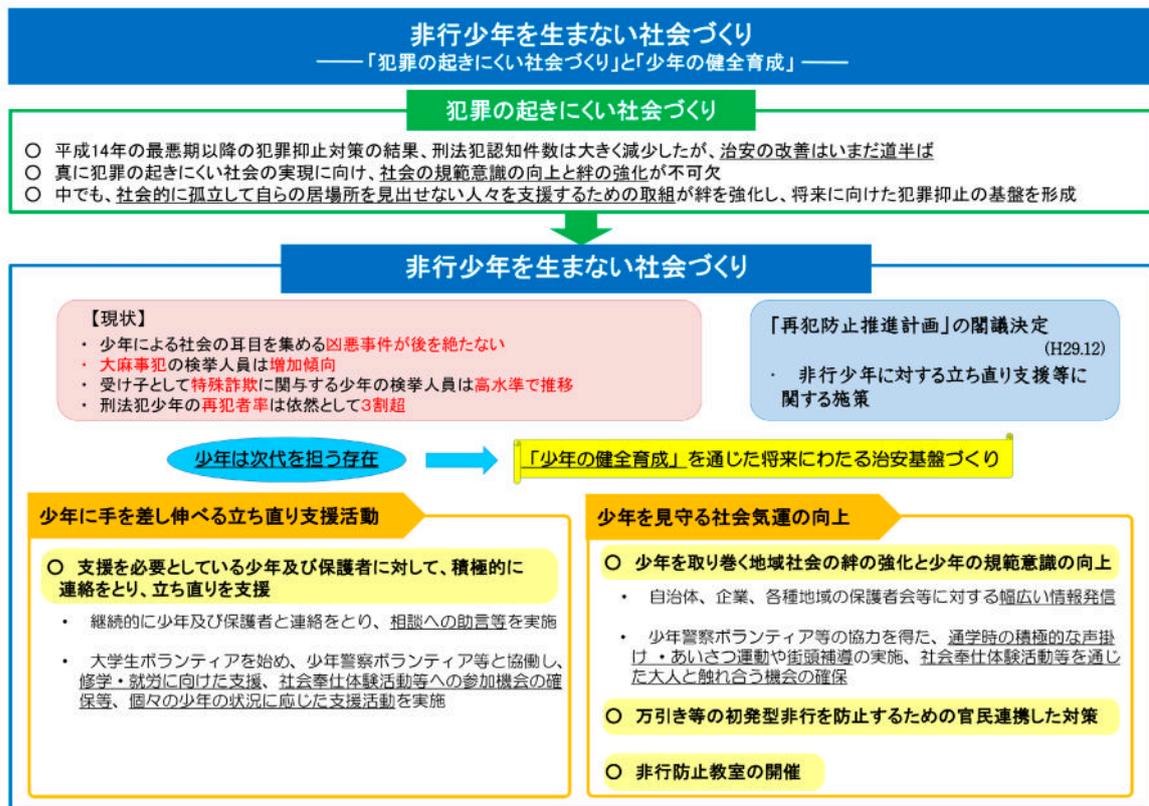
警察は、非行少年を生まない社会づくり（資4-60-1参照）の一環として、非行少年の立ち直りを支援する活動に取り組んでおり、修学に課題を抱えた少年に対し、少年サポートセンターが主体となって、少年警察ボランティアや、少年と年齢が近く少年の心情や行動を理解しやすい大学生ボランティア、関係機関と連携して修学に向けた支援を行っている（写真4-60-1参照）。具体的な支援内容については【施策番号78】を参照。

## 写真4-60-1 修学支援の様子



写真提供：警察庁

## 資4-60-1 非行少年を生まない社会づくりの概要



出典：警察庁資料による。

## 2 非行等による学校教育の中断の防止等

### (1) 学校等と保護観察所が連携した支援等【施策番号61】

法務省は、保護観察所において、学校に在籍している保護観察対象者等について、類型別処遇（【施策番号83】参照）における「就学」類型として把握した上で、必要に応じて、学校と連携の上、修学に関する助言等を行っている。また、保護司会が、犯罪予防活動の一環として行っている非行防止教室や薬物乱用防止教室、生徒指導担当教員との座談会等の開催を促進するなどして、保護司と学校との連携強化に努めている。

文部科学省は、児童生徒が非行問題を身近に考えることができるよう、各学校において実施する非行防止教室において、外部講師として保護観察官や保護司、BBS会員を招いて講話を実施するなど、非行防止教育のため、非行防止教室を積極的に実施するよう学校関係者に対し依頼している。

法務省及び文部科学省は、2019年（令和元年）6月に、矯正施設における復学手続等の円滑化や高等学校等の入学者選抜及び編入学における配慮を促進するため、相互の連携事例を取りまとめ、矯正施設、保護観察所及び学校関係者に対して周知した（資4-61-1参照）。

資4-61-1 就学支援の充実に向けた文部科学省との連携状況について



出典：法務省資料による。

**(2) 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実【施策番号62】**

法務省は、刑事施設において、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、教科指導を実施している。松本少年刑務所には、我が国において唯一、公立中学校の分校が刑事施設内に設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者等のうち希望者を中学3年生に編入させ、地元中学校教諭及び職員等が、文部科学省が定める学習指導要領を踏まえた指導を行っている。また、松本少年刑務所及び盛岡少年刑務所では近隣の高等学校の協力の下、当該高等学校の通信制課程で受刑者に指導を行う取組を実施し、そのうち松本少年刑務所は全国の刑事施設から希望者を募集の上、高等学校教育を実施しており、所定の課程を修了したと認められた者には、高等学校の卒業証書が授与されている。

少年院において、義務教育未修了者に対する学校教育の内容に準ずる内容の指導のほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる在院者に対する教科指導を実施しており、出院後の学びの継続に向けた取組として、在院者が出院後に円滑に復学・進学等ができるよう、矯正施設や学校関係者の研修等の際には講師を相互に派遣するなどし、相互理解に努め、通学していた学校との連携や、進学予定である学校の受験機会の付与等を行っている。また、広域通信制高校と連携し、当該高校に入学した在院者に対する院内での学習支援や職員同行の上での定期的なスクーリング参加等を試行している。なお、2020年（令和2年）は、113人が復学又は進学が決定した上で出院した。

少年鑑別所において、在所者に対する健全な育成のための支援として、学習用教材を整備しており、在所者への貸与を積極的に行うとともに、学習図書の差入れ等についても配慮している。また、

小・中学校等に在学中の在籍者が、在籍校の教員等と面会する際には、希望に応じて、教員等による在籍者の学習進捗の確認、学習上の個別指導の実施が可能となるよう、面会の時間等に配慮している。

### (3) 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実【施策番号63】

法務省及び文部科学省は、2007年度（平成19年度）から受刑者及び少年院在院者の改善更生と円滑な社会復帰を促す手段の一つとして、刑事施設及び少年院内で高等学校卒業程度認定試験を実施している。

法務省は、刑事施設において、4庁を特別指導施設に指定し、同試験の受験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施している。全国の刑事施設における2020年度（令和2年度）の高等学校卒業程度認定試験受験者数は309人であり、高等学校卒業程度認定試験合格者（高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な全ての科目に合格し、大学入学資格を取得した者）が136人、一部科目合格者（高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な科目のうち一部の科目に合格した者）が160人であった。

少年院において、2015年度（平成27年度）から、在院者の出院後の修学又は就労に資するため、高等学校卒業程度認定試験の重点的な受験指導を行うコースを新潟少年学院に設置し、外部講師を招へいする等の体制を整備したほか、2018年度（平成30年度）からは、指導体制の更なる充実を図るため、重点指導コースを13庁に拡大している。全国の少年院における2020年度の高等学校卒業程度認定試験受験者数は484人であり、高等学校卒業程度認定試験合格者が220人、一部科目合格者が246人であった（【指標番号14】参照）。

## COLUMN 5

### 茨城農芸学院における発達に課題を抱える者への修学支援の取組

茨城県牛久市には、茨城農芸学院という矯正施設が所在しています。茨城農芸学院は、関東甲信越地区の非行少年のうち、知的な制約や発達上の課題を有する在院者が主に保護処分として収容される少年院です。同少年院では、2018年（平成30年）4月から個々の学習レベルに沿った学習支援の専門性を持つ指導者を関係する特定非営利活動法人から招き、高校卒業程度認定試験受験希望者を対象にして、基礎学力を上げるための取組を実施しているものの、本試験の受験を希望する在院者については、個々の課題に合わせた細やかな指導が必要となり、マンパワーの不足が課題となっていました。

また、牛久市では、市内13の小・中・義務教育学校に無料の「うしく放課後カッパ塾（以下「カッパ塾」といいます。）」を開設しており、学習習慣が定着しておらず家庭での学習が困難であったり、家庭ではなく学校で勉強したいといった児童・生徒を対象に、放課後の学習支援を実施しています。カッパ塾に通う児童・生徒のアンケートでは、「友達と一緒に勉強できる」、「先生に教えてもらえる」、「進んで勉強するようになった」といった前向きな感想が多く寄せられています。一方で、カッパ塾における学習支援は、地域と学校との連携・協働により学習指導員が実施していますが、塾生の中には、発達上の課題や特性を有する児童・生徒も在籍しており、学習指導員がこのような児童・生徒に支援を行うに当たっては、対応に苦慮している状況がありました。

そのような状況を踏まえ、牛久市では、2019年度（令和元年度）から2020年度（令和2年度）まで実施した地域再犯防止推進モデル事業（以下「モデル事業」といいます。）<sup>※10</sup>において、発達上の課題を有する非行少年に対する地域での立ち直り支援事業として、茨城農芸学院における学習支援等の修学支援に取り組みました。具体的には、発達上の課題を有する少年に対する学習支援について専門性を有する

※10 地域再犯防止推進モデル事業  
【施策番号105】参照。

指導者が、カッパ塾の学習指導員とともに、茨城農芸学院の在院者に直接指導を実施するほか、在院者に指導する当たって、専門性を有する指導者が、地域の社会資源であるカッパ塾の学習指導員に対しても、発達上の課題を抱えた児童・生徒への対応方法等を指導することで、このような児童・生徒を支援するためのスキルを身に付けてもらうというものです。本モデル事業においては、2年間で延べ26名、計36回の学習支援を実施しました。本取組を通じて、少年が地域住民の学習ボランティア指導員と触れ合うことで、学習面での自信を取り戻し、再非行防止につながるような社会適応力の伸長が図られました。また、カッパ塾の学習指導員にとっては、発達上の課題や特性を有する児童・生徒への対応要領を実践を通して学ぶ貴重な機会となったほか、茨城農芸学院においても、高校卒業程度認定試験合格者数が2020年度は前年度を上回るという双方にとって有意義な結果となりました。地域再犯防止推進モデル事業はその期間を終えましたが、本モデル事業の成果を踏まえ、地域、学校、矯正施設等において、今後更なる連携・協働を進めていきたいと考えています。



牛久市が行ったモデル事業  
(茨城農芸学院における学習支援の様子)



茨城農芸学院外観【写真提供：茨城農芸学院】

### 3 学校や地域社会において再び学ぶための支援

#### (1) 矯正施設からの進学・復学の支援【施策番号64】

法務省は、2018年度（平成30年度）から、少年鑑別所在所者が希望した場合には「修学支援ハンドブック」（資4-64-1参照）を配付し、自分の将来について考え、学ぶ意欲を持つことができるよう配慮している。また、少年院では、少年院出院後に中学校等への復学が見込まれる者や高等学校等への復学・進学を希望している者等を修学支援対象者として選定し、重点的に修学に向けた支援を行っている。特に、修学支援対象者等については、修学支援ハンドブック等を活用して、出院後の学びについて動機付けを図っているほか、少年院内で実施した修学に向けた支援に関する情報を保護観察所等と共有することで、出院後も本人の状況等に応じた学びが継続できるよう配慮している。さらに、民間の事業者に対して、少年院在院者が希望する修学に関する情報の収集と提供を委託する修学支援情報提供等請負業務（修学支援デスク）を開始し、修学支援対象者に対し進学等のための情報を提供しており、2020年度（令和2年度）は延べ254人が利用した。加えて、2021年度（令和3年度）から在院者が高等学校教育についての学びを継続するための方策として、少年院在院中から通信制高校に入学し、インターネット等を活用した学習を可能にするとともに、少年院の矯正教育で高等学校学習指導要領に準じて行うものを通信制高校での単位として認定するなどの措置を講じることを一部モデル施設（北海少年院、多摩少年院、浪速少年院、交野女子学院、和泉学園、広島少年院、貴船原少女苑及び四国少年院）において実施することとしている。

法務省及び文部科学省は、2019年（令和元年）6月に、矯正施設における復学手続等の円滑化を図るため相互の事例を取りまとめ、矯正施設・保護観察所及び学校関係者に対して周知した（【施策番号61】参照）。併せて、文部科学省は、学校関係者に対して、出院後の復学を円滑に行う観点から、学齢児童生徒が少年院及び少年鑑別所に入・出院（所）した際の保護者の就学義務や当該児童生徒の

学籍、指導要録の取扱い等に関し、少年院における矯正教育や少年鑑別所における学習等の援助に係る日数について、学校は一定の要件下で指導要録上出席扱いにできることとするなど、これまでの運用を変更し、適切な対応を行うよう各都道府県教育委員会等へ依頼した。

また、矯正施設・保護観察所の職員と学校関係者との相互理解を深めるため、学校関係者に対し、矯正施設・保護観察所の職員を講師とした研修を積極的に実施するよう依頼した。さらに、矯正施設・保護観察所等から、障害のある児童生徒の教育についての専門的な知見を有する特別支援学校等の教員等の講師派遣依頼があった場合には、積極的に協力するよう依頼した。

#### 資4-64-1 修学支援ハンドブック



出典：法務省資料による。

#### 目次

|  |    |
|--|----|
| 義務教育を終えたあとどうする? .....  | 1  |
| 学ぶことで未来が広がる! .....   | 2  |
| 高校を卒業していると、就職にも有利! .....   | 3  |
| 高校に行くのと皆さんのメリットがある! .....  | 5  |
| <b>スペシャルインタビュー</b>   |    |
| 「学び、知識を習え、視野が広がった先にキラキラ光る君だけの“白樺”がきっと見つかる!」<br>宮本匠寿先生(筑波大学)・森前 ..... | 6  |
| こんなにある高校の種類! どんな学校があるの? .....  | 11 |
| 自分に合った学校を探そう! .....  | 12 |
| 学年制と単位制の違い .....   | 14 |
| 全日制高校 .....  | 15 |
| 定時制高校 .....  | 16 |
| 通信制高校 .....  | 17 |
| サポート校 .....  | 18 |
| 専修学校 .....   | 20 |
| それぞれの学校の特長を比べてみよう! [高校編] .....                                       | 22 |
| 実際の学校生活は? .....  | 24 |
| <b>インタビュー</b> 「夢が見つかった! 大学合格を自指して勉強中です」 .....                        | 26 |
| <b>インタビュー</b> 「演劇が学べる学校で、充実した日々を送っています!」 .....                       | 27 |
| 四年制大学 .....  | 28 |
| 短期大学、専門学校 .....  | 29 |
| それぞれの学校の特長を比べてみよう! [高校卒業後の進学先編] .....                                | 30 |
| 高等学校卒業程度認定試験と奨学金について .....   | 32 |
| あれこれQ&A .....  | 33 |

## (2) 高等学校中退者等に対する地域社会における支援【施策番号65】

法務省は、保護観察対象者に対し、保護司やBBS会等の民間ボランティアと連携し、例えばBBSによる「ともだち活動」の中で学習支援を行ったり、保護司が学習相談や進路に関する助言を行ったりしている。また、対象少年に対して地方公共団体における学習相談・学習支援の取組の利用を促すことで、地域における居場所の確保に努め、対象少年の状況に応じた学びが継続されるように支援を行っている。なお、類型別処遇（【施策番号83】参照）における「就学」類型に該当する高等学校中退者等の保護観察対象者に対しては、類型ごとの処遇の指針である「類型別処遇ガイドライン」を踏まえ、就学意欲の喚起や就学に向けた学校等の関係機関との連携、学習支援等の処遇を実施している。

文部科学省は、2017年度（平成29年度）から、学力格差の解消及び高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる取組について実践研究を行うとともに、2020年度（令和2年度）からその研究成果の全国展開を図るための事業を実施しており、2020年度においては、5つの地方公共団体（群馬県、愛知県、高知県、北海道札幌市及び島根県益田町）において同事業を実施した（資4-65-1参照）。

資4-65-1 学びを通じたステップアップ支援促進事業等の概要

高校中退者等に対する学習相談・学習支援の促進

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p><b>現状・課題</b></p> <p><b>現状</b><br/>20～39歳のうち最終学歴が小卒・中卒の者は約143万人（平成22年国勢調査より）。学校卒業者の約5%に相当する。<br/>高校卒業資格がないことにより、求人や進学機会が限られ、将来のキャリア形成にも影響が生じる可能性があり、高卒資格が必要であると認識している者が多い。（約8割）</p>  | <p><b>課題</b><br/>高校を中退した者や未進学者に対しては、都道府県も市町村も、十分な対象者の捕捉が行われておらず、支援体制も組めていない。<br/>また、令和元年度に都道府県・指定都市に行った意向調査では、高校中退者等への学習支援等を実施していない理由として、「予算や人員の確保が困難」という回答が多い。</p>   | <p><b>○経済財政運営と改革の基本方針2018（令和元年6月21日 閣議決定）</b><br/>「中途退学の未然防止の観点からの体制整備を図るとともに、中退者に対する切れ目ない支援を推進する。」<br/>（第2章2.人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進 ②初等中等教育改革等）</p> <p><b>■ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月25日閣議決定）</b><br/>③高校・高等専門学校・サポステ等の連携による中退者・若年無業者・ひきこもりの若者等へのアウトリーチ型等の就労支援や高卒資格の取得に向けた学びの支援を実施。</p> |
| <p><b>事業概要</b><br/>高校中退者等を対象に、地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体の取組を支援する。</p>  |   |   |
| <p>【実施主体】主に市町村<br/>件数・単価（国庫補助額）：5箇所×約100万円（予定）</p> <p><b>①支援体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域住民・企業・民間団体等との連携体制構築など、各地域の抱える課題や資源などに応じた支援体制の基盤構築を支援するとともに、全国的な取組の推進・強化を図る。</li> </ul> <p><b>②学習相談の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育委員会事務局OBや退職教員等による①学びに応じた教科書や副教材の紹介、②高卒認定試験の紹介、③教育機関や修学のための経済的支援の紹介など、学習に関する相談・助言をアウトリーチの手法を含めて行う。</li> </ul> <p><b>③学習支援の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 図書館、公民館等の地域の学習施設等を活用し、学習者に対して学習の場を提供するとともに、ICTの活用も含めた学習支援を退職教員、学生等のボランティア、NPO等の協力を得て、実施する。</li> </ul> | <p><b>地域資源との連携</b></p> <p>高校を留めてしまったことを後悔<br/>何をしたらいいかわからない</p> <p><b>高校中退者・若年無業者等</b></p> <p>仕事に就く<br/>大学進学<br/>職業訓練機関・サポステ<br/>ハローワーク<br/>ハローワーク<br/>（任意）</p> <p>その地域において活用可能な資源<br/>（例）教員養成系大学、家庭教育支援員 等</p> <p>学習相談<br/>学習支援</p> <p>学習相談員<br/>学習支援員</p> <p>若者の社会的自立<br/>職業資格取得・就職</p> |   |

出典：文部科学省資料による。



# 第5章

令和3年版  
再犯防止推進白書

## 犯罪をした者等の特性に応じた 効果的な指導の実施等のための取組



神象

## 第5章

# 犯罪をした者等の特性に応じた 効果的な指導の実施等のための取組

### 第1節

### 特性に応じた効果的な指導の実施等

#### 1 適切なアセスメントの実施

##### (1) 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化【施策番号66】

法務省は、刑事施設において、犯罪者処遇の基本理念となっている「RNR原則<sup>※1</sup>」にのっとった処遇を実施するため、2012年度（平成24年度）から「受刑者用一般リスクアセスメントツール」（以下「Gツール」という。）（資5-66-1参照）の開発を進めており、2017年（平成29年）11月からGツールのうち一部の機能によって得られる結果や情報を処遇の参考とする運用を開始している。現段階におけるGツールは、原則として、受刑者の入所時等に実施する刑執行開始時調査において犯罪傾向の進捗を判定する全受刑者を対象としており、これまでの受刑回数や犯罪の内容等、主に処遇によって変化しない要因（静的リスク要因）から、出所後2年以内に再び刑務所に入所する確率を推定するものである。Gツールの実施結果については、犯罪傾向の進捗の判定や各種改善指導プログラム（【施策番号83】参照）の対象者の選定の際の基礎資料として活用している。

少年鑑別所において、2013年度（平成25年度）から法務省式ケースアセスメントツール（以下「MJCA」という。）（資5-66-2参照）の運用を開始し、MJCAを用いて、鑑別対象少年の再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握し、その情報を少年院や保護観察所等の関係機関へと引き継ぐことができる体制を構築した。2015年度（平成27年度）からは、性非行に特化した法務省式ケースアセスメントツール（性非行）（MJCA（S））の運用を開始している。

また、2014年度（平成26年度）から、少年院在院者のうち薬物非行を防止するための指導等、特定のプログラムを受講する在院者には、原則として、処遇鑑別を行い、面接や各種心理検査、行動観察等によって、少年院における教育や指導等に必要な情報を得たり、その変化を把握したりして、少年院送致後の処遇による変化等を把握・分析し、その後の処遇指針を提案している。その他、2015年の少年院法施行後、少年院在院者を、1週間程度、一時的に少年鑑別所に移して生活させ、集中的にアセスメントを行う収容処遇鑑別を実施しており、少年院在院者に対するアセスメントの充実を図っている。さらに、2015年の少年鑑別所法施行後、児童自立支援施設<sup>※2</sup>や児童養護施設<sup>※3</sup>の求めによりアセスメントを実施することができるようになるなど、これら新たな制度を活用して、少年保護手続のあらゆる場面・段階において、必要なアセスメントを行う取組を推進している。

保護観察所において、保護観察対象者に対して再犯防止のためのより効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツール（CFP：Case Formulation in Probation/Parole）（資5-66-3参照）を開発し、2018年（平成30年）10月から試行を開始し、2021年（令和3年）1月から本格実施している。本アセスメントツールは、保護観察対象者の特性等の情報について、再犯を誘発する要因に焦点を当てて網羅的に検討し、再犯リスクを踏まえた適切な処遇方針の決定に活用するものである。今後は、

※1 RNR原則

リスク原則（Risk）、ニーズ原則（Needs）、レスポンスビリティ原則（Responsivity）から成り立っており、再犯防止に寄与する処遇をするためには、対象者の再犯リスクの高低に応じて、改善が可能な部分について、対象者に合った方法によって実施する必要があるという考え方のこと。

※2 児童自立支援施設

非行問題を始めた子供の子供の行動上の問題や、家庭環境等の理由により生活指導等を要する児童に対応する児童福祉法に基づく施設。

※3 児童養護施設

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する児童福祉法に基づく施設。

保護観察所における活用状況をモニタリングしつつ、刑事司法関係機関や医療・保健・福祉機関等との連携にも資するものとすることを目指している。

資5-66-1 受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の概要

## 受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の概要

### Gツールの概要・構成

※ Gは「General」（一般の）の頭文字

【概要】

- 受刑者の再犯の可能性等を客観的、定量的に把握することを目的に開発
- 実施結果は、犯罪傾向の進捗の判定及び処遇要領の策定等の際の基礎資料等として活用
- 受刑者の特性に応じた指導、支援の実施をより一層強化

【調査項目の構成】



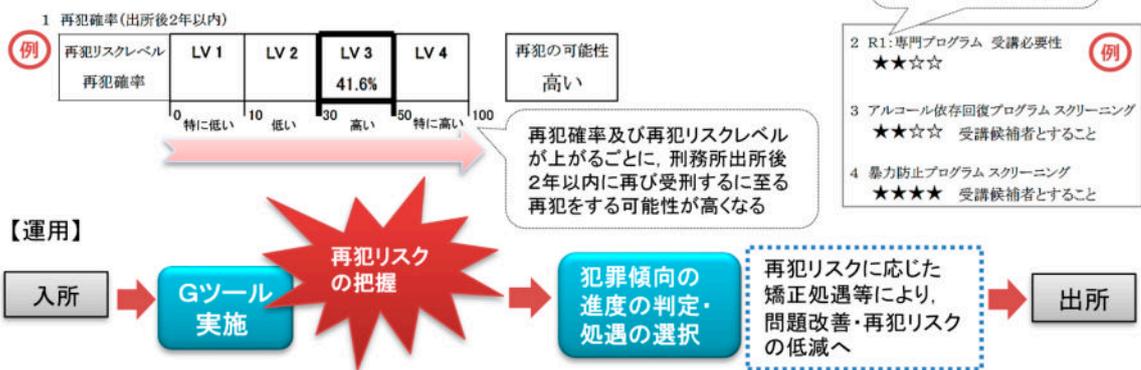
### Gツールの実施・結果の活用

【実施要領】

- ✓ 対象者・原則として、刑事施設に収容された全受刑者
- ✓ 実施時期・原則として、確定施設等(男子)・処遇施設(女子)における刑執行開始時調査時
- ✓ 実施及び解釈上の留意点・実施手引に従い、他の情報と合わせ総合的に実施

【結果の活用】

- ✓ 犯罪傾向の進捗の判定
- ✓ 処遇要領における矯正処遇の目標、内容等の設定
- ✓ 特定の改善指導プログラム(R1, アルコール, 暴力)の対象者等の選定



### 開発の経緯・今後の開発予定

**開発の背景・経緯**

平成24年7月20日策定  
「再犯防止に向けた総合対策」  
(犯罪対策閣僚会議)

“再犯リスクの高い者を適切に把握すること”が再犯防止対策の課題として定められた。

Gツール開発へ

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| H24 | 海外の動向調査                 |
| H25 | 試行版作成<br>調査デザイン立案       |
| H26 | 本試行、遡及調査実施              |
| H27 | 出所前調査実施                 |
| H28 | Gツール習熟試行                |
| H29 | Gツール運用開始<br>(静的リスク項目中心) |

**今後の開発予定**

R 静的リスク

N 動的リスク

R プログラム適合性

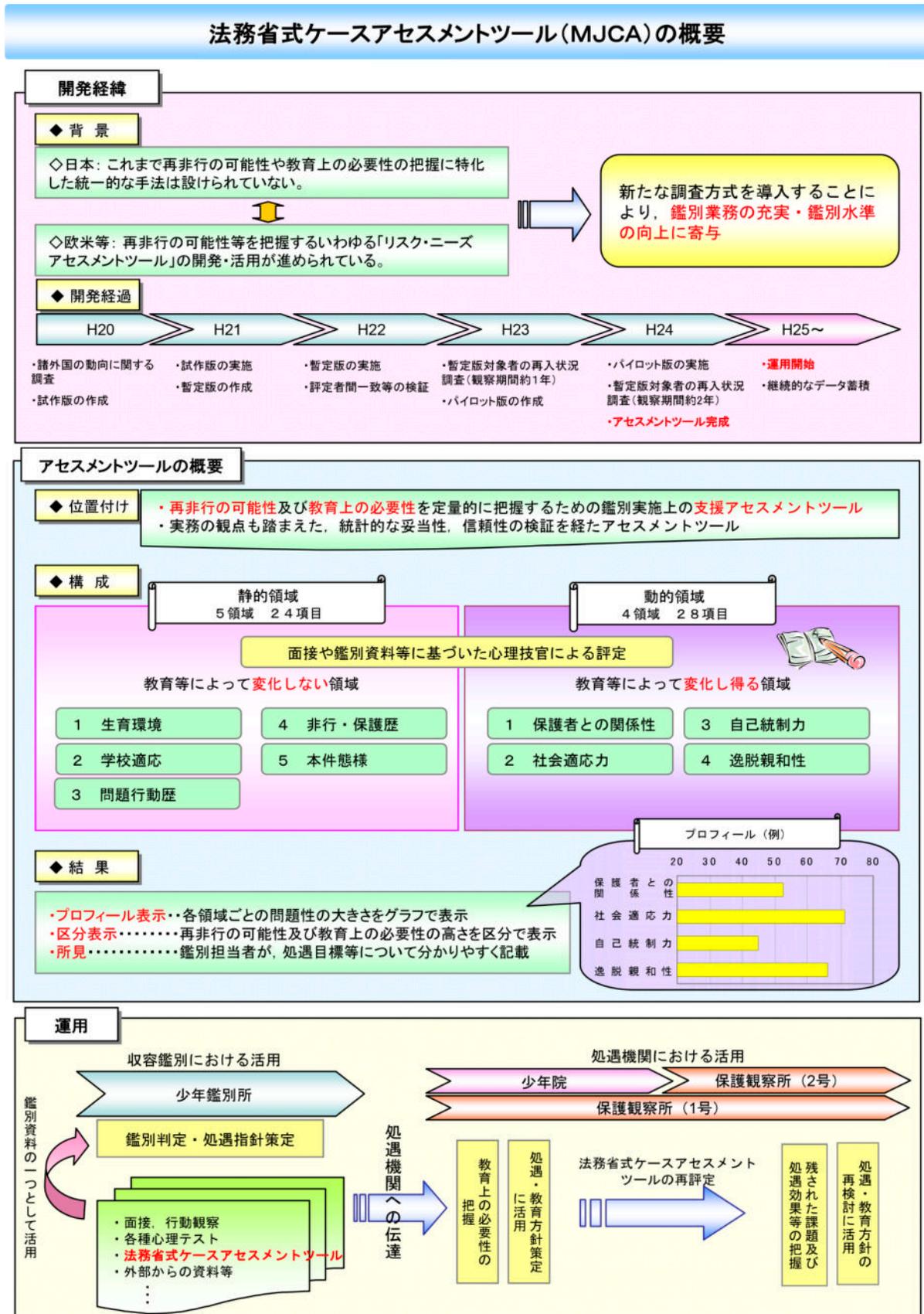
※動的リスク等も含む改訂版を開発中

Gツール (H29年現在)

Gツール 改訂版

出典：法務省資料による

資5-66-2 法務省式ケースアセスメントツール (MJCA) の概要



出典：法務省資料による。

資5-66-3 CFP : Case Formulation in Probation/Paroleの概要

CFP を活用した保護観察

1 CFP (Case Formulation in Probation/Parole)とは

○保護観察官が保護観察対象者の**アセスメント（見立て）**を行うためのツール

この人の再犯（再非行）を防ぐためには・・・  
 ・どれくらい手厚く関わる必要がある？  
 ・何を指導（支援）する必要がある？  
 ・どのような関わり方をする必要がある？



○令和3年1月から本格導入（試行は平成30年10月から実施）

2 CFPの目的

**これまで**  
 保護観察官がアセスメント（見立て）を行う体系的な手法が確立されていない  
 ⇒アセスメントや、アセスメントを踏まえた処遇方針の決定が、個々の保護観察官の経験や力量に左右されてしまうことがあった

**CFPの導入**  
 保護観察官は、CFPを活用した体系的なアセスメントを実施  
 ⇒より適切に処遇方針を決定  
 ⇒より効果的に再犯防止・改善更生を実現

CFPは、犯罪者の再犯防止等に関する理論的・実証的根拠を踏まえて開発されている

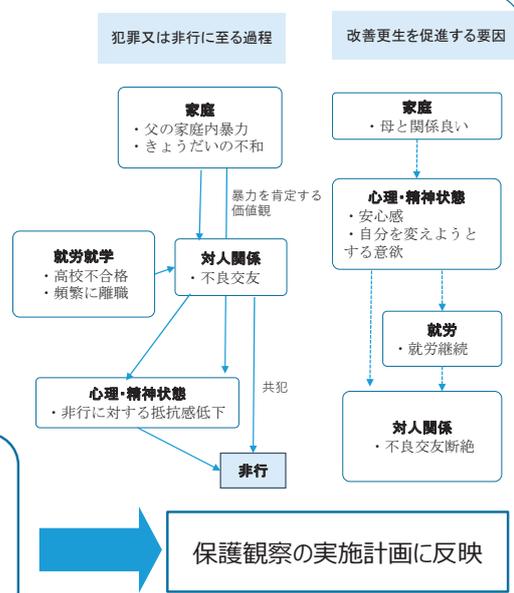
3 CFPの内容

①再犯又は再非行の統計的確率の高さを評価  
 統計的分析ツールにより判定（高・中・低）

②「問題」と「強み」をとりまとめる  
 保護観察対象者の犯罪又は非行の背景にある、**犯罪又は非行に結び付く要因（問題）**と、犯罪又は非行を抑制し、**改善更生を促進する要因（強み）**について、8つの領域（家庭、家庭以外の対人関係、就労・就学、物質使用、余暇、経済状態、犯罪・非行や保護観察の状況、心理・精神状態）ごとに整理

③犯罪・非行に至る過程と改善更生を促進する要因を分析（右図参照）

**処遇方針の決定**  
 ○どれくらい手厚く関わるか（処遇密度）  
 ○何を指導（支援）するか（指導監督及び補導援護の内容）  
 ○どのような関わり方をするか（保護観察実施上の留意事項）



出典：法務省資料による。

(2) 関係機関等が保有する処遇に資する情報の適切な活用【施策番号67】

法務省は、多角的な視点から適切にアセスメントを行い、それに基づく効果的な指導等を実施するため、必要に応じて、更生支援計画書等の処遇に資する情報を活用するための取組（試行）を2018年度（平成30年度）から開始している。

更生支援計画書は、弁護人が社会福祉士等に依頼して作成する、個々の被疑者・被告人に必要な福祉的支援策等について取りまとめた書面であるが、実刑が確定した場合や、保護観察付執行猶予となった場合等においても、処遇上有用な情報が含まれ得るものと考えられる。そのため、一部の刑事施設及び保護観察所において、弁護人から更生支援計画書の提供を受け、処遇協議を実施するなどして処遇に活用する試行を行っている。今後は、受刑者等に対する社会復帰支援の実施において、更生支援計画書の活用の有用性等を検討することとしている。

また、少年院や保護観察所において、少年を処遇するに当たっては、家庭裁判所の少年調査記録や少年鑑別所の少年簿に記載された情報を引き継ぎ、必要に応じて、在籍していた学校や、児童相談所等の福祉関係機関等からも情報を収集し、これらの情報を踏まえた処遇を実施している。

## ② 性犯罪者・性非行少年に対する指導等

### (1) 性犯罪者等に対する専門的処遇【施策番号68】

法務省は、刑事施設において、特別改善指導（【施策番号1、2】参照）として、認知行動療法に基づくグループワークによる性犯罪再犯防止指導（資5-68-1参照）を実施し、性犯罪につながる自己の問題性を認識させるとともに、再犯に至らないための具体的な対処方法を考えさせたり、習得させたりするなどしており、2020年度（令和2年度）の受講開始人員は424人であった。

同指導は、海外で効果が実証されているプログラムを参考に外部専門家の助言等を踏まえて策定したものであるが、その後、知的能力に制約がある者を対象とした「調整プログラム<sup>※4</sup>」や、刑期が短いこと等により受講期間を十分確保できない者を対象とした「集中プログラム<sup>※5</sup>」を開発し、指導の充実を図っている。さらに、受刑者が性犯罪に及ぶ要因は多様かつ複雑であることから、グループワーク指導担当者が効果的な指導を行うことができるよう、集合研修の充実化、指導担当者による事例検討会の定期的な開催、外部の専門家による指導担当者への助言等による指導者育成を行っている。同指導については、2019年度（令和元年度）に効果検証の結果を公表しており、プログラム受講群の方が、非受講群よりも再犯率が10.7ポイント低いことが示され、一定の再犯抑止効果が認められた。

少年院において、強制的性交等、強制わいせつや痴漢といった性犯罪を始め、例えば、下着の窃盗等、性的な動機により非行をした在院者に対し、特定生活指導として性非行防止指導を実施しており、2020年は、134人が修了した。また、男子少年院2庁において、特に重点的かつ集中的な指導を実施しており、2020年度は、19人が同指導を修了した。さらに、2017年（平成29年）には、新たに知的能力に制約のある対象者向けの指導プログラムを策定し、性非行防止指導体制の整備を図った。これらの指導の結果は、少年院仮退院後の継続的な指導の実施に向け、保護観察所に引き継いでいる。

保護観察所において、自己の性的欲求を満たすことを目的とした犯罪行為を繰り返すなどの問題傾向を有する保護観察対象者に対して、性犯罪者処遇プログラム（資5-68-2参照）を実施し、その問題性を改善するための処遇の適切な実施を図っている。

同プログラムは、刑事施設における性犯罪再犯防止指導と同様に、認知行動療法に基づき、海外のプログラムを参考に外部専門家の助言等を踏まえて策定されている。2019年度に実施した効果検証の結果においては、プログラム受講群の方が非受講群よりも性犯罪の再犯率が11.1ポイント低く、一定の再犯抑止効果が示唆された。

なお、法務省は、2019年度に、性犯罪者等に対する専門的処遇の一層の充実を図るため、法律、

※4 調整プログラム  
知的能力に制約がある者を対象としたプログラムであり、イラスト等の視覚情報やSST等の補助科目を効果的に取り入れるなどして実施する。

※5 集中プログラム  
刑期が短いこと等の理由で通常の実施期間を確保できない者を対象としたプログラムであり、通常の内容を凝縮し、短期間で実施する。

心理学、医学等の有識者を構成員とする検討会を開催し、2020年10月にその結果を「性犯罪者処遇プログラム検討会報告書」<sup>※6</sup>として取りまとめ、公表した。同報告書では、現行のプログラムの課題と更なる充実化の方向性、矯正施設収容中から出所後までの一貫性のある効果的な指導、指導担当者の研修体制の3つの論点について提言がなされた。同提言の内容等を踏まえ、プログラムの改訂作業等を行っており、2022年度中（令和4年度中）から新たなプログラムを実施する予定としている<sup>※7</sup>。

### 資5-68-1 性犯罪再犯防止指導の概要



## 刑事施設における特別改善指導

# 性犯罪再犯防止指導

- 指導の目標  
強制的いせつ、強制的性交等その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させる。
  - 対象者 性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者
  - 指導者 刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、処遇カウンセラー（性犯担当、認知行動療法等の技法に通じた臨床心理士等）
  - 指導方法 グループワーク及び個別に取り組む課題を中心とし、必要に応じカウンセリングその他の個別対応を行う。
  - 実施頻度等 1単元100分、週1回又は2回、標準実施期間：4～9か月※
- ※ 再犯リスク、問題性の程度、プログラムとの適合性等に応じて、高密度（9か月）・中密度（7か月）・低密度（4か月）のいずれかのプログラムを実施
- 《認知行動療法》  
問題行動（性犯罪）の背景にある自らの認知（物事の考え方、とらえ方）の歪みに気付け、これを変化させること等によって、問題行動を改善させようとする方法

## カリキュラム

| 項目                    | 方法              | 指導内容   | 高密度 | 中密度 | 低密度         |
|-----------------------|-----------------|--|-----|-----|-------------|
| オリエンテーション             | 講義              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導の構造、実施目的について理解させる。</li> <li>・性犯罪につながる問題性を助長するおそれがある行動について説明し、自己規制するよう方向付ける。</li> <li>・対象者の不安の軽減を図る。</li> </ul>             |     |     |             |
| 準備プログラム               | グループワーク         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受講の心構えを養い、参加の動機付けを高めさせる。</li> </ul>  | 必修  | 必修  | —           |
| 本科                    |                 |  |     |     |             |
| 第1科<br>自己統制           | グループワーク<br>個別課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事件につながった要因について幅広く検討し、特定させる。</li> <li>・事件につながった要因が再発することを防ぐための介入計画（自己統制計画）を作成させる。</li> <li>・効果的な介入に必要なスキルを身に付けさせる。</li> </ul> | 必修  | 必修  | 必修<br>(凝縮版) |
| 第2科<br>認知の歪みと<br>変容方法 | グループワーク<br>個別課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知が行動に与える影響について理解させる。</li> <li>・偏った認知を修正し、適応的な思考スタイルを身に付けさせる。</li> <li>・認知の再構成の過程を自己統制計画に組み込ませる。</li> </ul>                  | 必修  | 選択  | —           |
| 第3科<br>対人関係と<br>親密性   | グループワーク<br>個別課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・望ましい対人関係について理解させる。</li> <li>・対人関係に係る本人の問題性を改善させ、必要なスキルを身に付けさせる。</li> </ul>   | 必修  | 選択  | —           |
| 第4科<br>感情統制           | グループワーク<br>個別課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・感情が行動に与える影響について理解させる。</li> <li>・感情統制の機制を理解させ、必要なスキルを身に付けさせる。</li> </ul>  | 必修  | 選択  | —           |
| 第5科<br>共感と<br>被害者理解   | グループワーク<br>個別課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・他者への共感性を高めさせる。</li> <li>・共感性の出現を促す。</li> </ul>   | 必修  | 選択  | —           |
| メンテナンス                | 個別指導<br>グループワーク | <ul style="list-style-type: none"> <li>・知識やスキルを復習させ、再犯しない生活を送る決意を再確認させる。</li> <li>・作成した自己統制計画の見直しをさせる。</li> <li>・社会内処遇への円滑な導入を図る。</li> </ul>                         |     |     |             |

出典：法務省資料による。

※6 「性犯罪者処遇プログラム検討会報告書」関係資料URL  
[https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo10\\_00027.html](https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo10_00027.html)  
 (法務省ホームページ「性犯罪者処遇プログラム検討会報告書について」へリンク。)



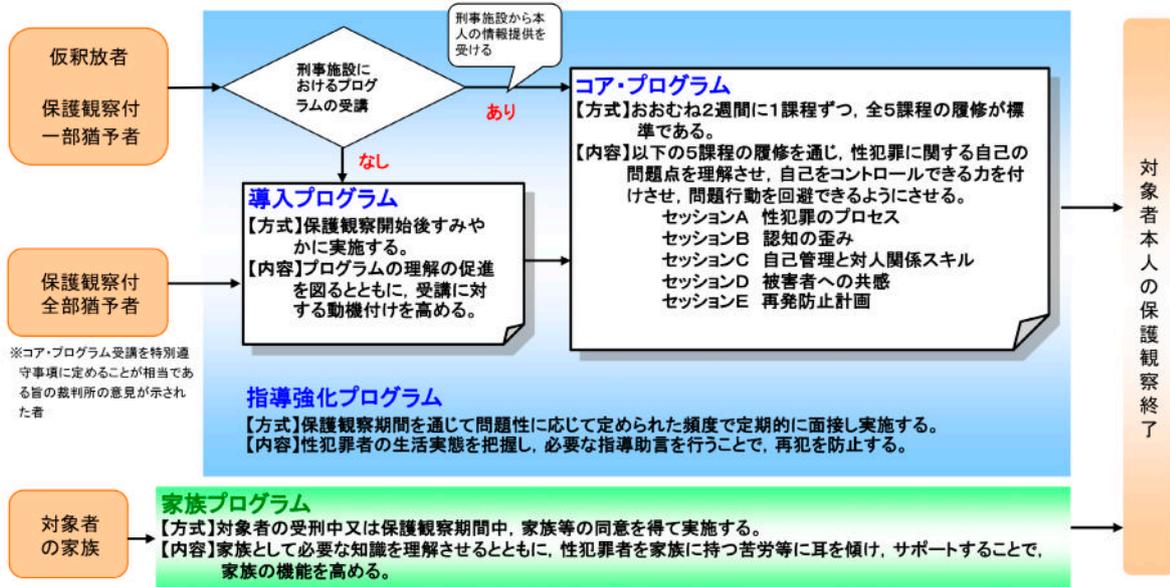
※7 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(2020年(令和2年)6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議)において、2022年度末までの「集中強化期間」に、専門のプログラムの拡充を検討することが掲げられている。

資5-68-2 性犯罪者処遇プログラムの概要

性犯罪者処遇プログラム

対象

- 本件処分の罪名に、強制わいせつ(刑法第176条)、強制性交等(刑法第177条)、準強制わいせつ・準強制性交等(刑法第178条)、監護者わいせつ及び監護者性交等(刑法第179条)、強制わいせつ等致死傷(刑法第181条)又は強盗・強制性交等及び同致死(刑法第241条)が含まれる者(未遂を含む)
- 本件処分の罪名のいかんにかかわらず、犯罪の原因・動機が性的欲求に基づく者(下着盗、住居侵入等)



出典：法務省資料による。

(2) 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止【施策番号69】

警察は、13歳未満の子供に対して強制わいせつ等の暴力的性犯罪をした刑事施設出所者について、法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、当該出所者と連絡を取り、同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている。

3 ストーカー加害者に対する指導等

(1) 被害者への接触防止のための措置【施策番号70】

警察及び法務省は、2013年(平成25年)4月から、ストーカー事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、被害者等に接触しようとしているなどの問題行動等の情報を共有するなど、緊密かつ継続的な連携によって、こうした者の特異動向等を双方で迅速に把握することができるようにしている。

また、保護観察所において、警察から得た情報等を基にして、必要に応じ再加害を防止するための指導を徹底するなどしており、遵守事項<sup>※8</sup>違反の事実が確認されたときは、仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を行うなど、ストーカー加害者に対する適切な措置を実施している。

※8 遵守事項

保護観察対象者が保護観察期間中に守らなければならない事項。全ての保護観察対象者に共通して定められる一般遵守事項と、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項がある。遵守事項に違反した場合には、仮釈放の取消しや刑の執行猶予の言渡し等のいわゆる不良措置がとられることがある。

## (2) ストーカー加害者に対するカウンセリング等【施策番号71】

警察は、加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について精神科医等の助言を受け、加害者に治療・カウンセリングの受診を勧めるなど、地域の精神科医療機関等との連携を推進している。また、ストーカー加害者への対応を担当する警察職員に、精神医学的・心理学的アプローチに関する技能や知識の向上に係る研修を受講させている。

## (3) ストーカー加害者に対する指導等に係る調査研究【施策番号72】

警察庁及び法務省は、ストーカー加害者が抱える問題等や、効果的な指導方策、処遇等について、2017年度（平成29年度）から、一定期間におけるストーカー加害者の再犯の状況等に関する調査研究を実施し、2014年（平成26年）に警察においてストーカー事案として相談等受理された経緯のある受刑者や保護観察対象者について、その実態の把握を行ったところである。これを踏まえ、より効果的な処遇を実施するためのアセスメント方法等について2021年度（令和3年度）中に刑事施設向けの執務参考資料を作成予定であるほか、保護観察所においては、2021年1月から類型別処遇（【施策番号83】参照）に新たに「ストーカー類型」を位置付け、類型ごとの処遇の指針である「類型別処遇ガイドライン」を踏まえた処遇を実施している。さらに、保護観察対象者に係る保護観察所と警察との情報共有について、引き続き推進することとしている。

## 4 暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等

### (1) 暴力団からの離脱に向けた指導等【施策番号73】

法務省は、刑事施設において、特別改善指導（【施策番号1、2】参照）として暴力団離脱指導（資5-73-1参照）を実施し、警察等と協力しながら、暴力団の反社会性を認識させる指導を行い、離脱意志の醸成を図るなどしており、2020年度（令和2年度）の受講開始人員は551人であった。

また、保護観察所において、暴力団関係者の暴力団からの離脱に向けた働き掛けを充実させるため、警察、暴力追放運動推進センター<sup>※9</sup>及び矯正施設との連携を強化しており、暴力団関係者の離脱の意志等の情報を把握・共有して必要な指導等をしている。

さらに、警察及び暴力追放運動推進センターにおいては、矯正施設及び保護観察所と連携し、離脱に係る情報を適切に共有するとともに、矯正施設に職員が出向いて、暴力団員の離脱意志を喚起するための講演を実施するなど暴力団離脱に向けた働き掛けを行っている。

2020年中に、警察及び暴力追放運動推進センターが援護の措置等を行うことにより、約510人の者が暴力団から離脱した（資5-73-2参照）。

※9 暴力追放運動推進センター

暴力団員による不当な行為の防止と被害の救済を目的として、市民の暴力団排除活動を支援する組織であり、各都道府県公安委員会又は国家公安委員会に指定される。

## 資5-73-1 暴力団離脱指導の概要



## 刑事施設における特別改善指導

## 暴力団離脱指導

- 指導の目標  
暴力団からの離脱に向けた動き掛けを行い、本人の有する具体的な問題性の除去及び離脱意志の醸成を図る。
- 対象者 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である者
- 指導者
  - ・ 刑事施設の職員（法務教官，法務技官，刑務官），関係機関（警察，都道府県暴力追放運動推進センター，職業安定所職員）等
- 指導方法
  - ・ 講義，討議，個別面接，課題作文，視聴覚教材の視聴
  - ・ 離脱意志の程度に応じた集団編成 等
- 実施頻度等 1単元50分 9単元，標準実施期間：2～4か月

## カリキュラム

| 項目               | 指導内容  | 方法                  |
|------------------|---|---------------------|
| オリエンテーション        | 受講の目的と意義を理解させる。   | 講義                  |
| 加入動機と自己の問題点      | 加入の動機を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。                                    | 討議，課題作文，面接          |
| 金銭感覚の是正          | 暴力団に加入したことにより、金銭感覚がそれまでの生活と一転し、考え方も変化したことについて考えさせる。             | 課題作文，面接             |
| 周囲（家族，社会等）に与えた影響 | 家族を始めとする周囲の人々に及ぼした影響について考えさせる。                                  | 討議，課題作文，面接，役割交換書簡法  |
| 暴力団の現状と反社会性      | 暴力団の現状及びその反社会的性質について認識させ、暴力団に加入したことが誤りであったことに気付かせる。             | 講義（警察関係者等），視聴覚教材の視聴 |
| 暴力団を取り巻く環境       | いわゆる暴対法等の講義を実施し、暴力団に加入していることによって、これからも犯罪に関わってしまう可能性が高いことに気付かせる。 | 講義，視聴覚教材の視聴         |
| 自己の問題点の改善        | 自己の問題点を改善するための、具体的な方法について考えさせる。                                 | 討議，課題作文，面接          |
| 離脱の具体的な方法        | 離脱のための具体的な手続及び方法について理解させた上で、自分自身の対応について考えさせる。                   | 講義（警察関係者等），討議，面接    |
| 釈放後の就職           | 求職状況及び求人状況の現状を認識させた上で、健全な職業観を身に付けさせ、出所後の就職への心構えをさせる。            | 講義（公共職業安定所職員等），課題作文 |
| 離脱の決意と生活設計       | 離脱の決意を固めさせ、出所後の具体的な生活設計を立てさせる。                                  | 講義，討議，面接，課題作文       |

出典：法務省資料による。

資5-73-2 離脱者数の推移（概数）

（平成28年～令和2年）

| 年次    | 離脱者数（概数） |
|-------|----------|
| 平成28年 | 640      |
| 29    | 640      |
| 30    | 640      |
| 令和元年  | 570      |
| 2     | 510      |

注1 警察庁調査による。  
 2 離脱者数は、警察、暴追センターが離脱支援をしたことで暴力団から離脱した者の数である。

(2) 暴力団員の社会復帰対策の推進【施策番号74】

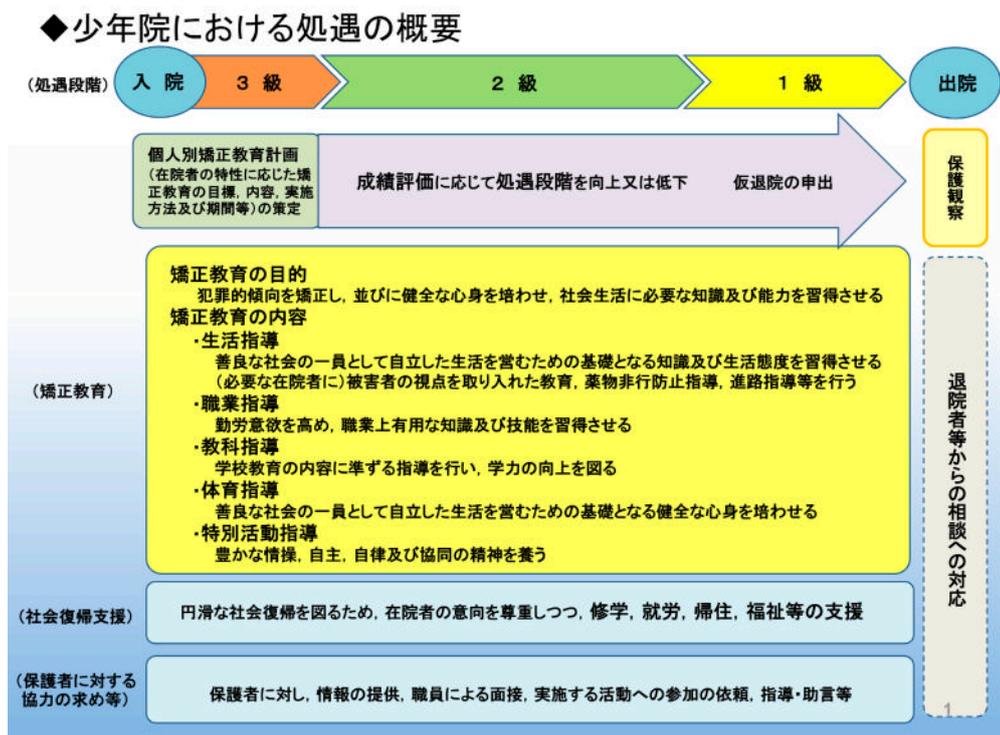
警察は、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者の社会復帰・定着を促進するため、都道府県単位で、警察のほか、暴力追放運動推進センター、職業安定機関、矯正施設、保護観察所、協賛企業等で構成される社会復帰対策協議会の枠組みを活用して、暴力団離脱者のための安定した雇用の場を確保し、社会復帰の促進に取り組んでいる。

5 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等

(1) 刑事司法関係機関における指導体制の充実【施策番号75】

法務省は、少年院において、適正な処遇（資5-75-1参照）を展開するとともに、きめ細かい指導等を実施し、矯正教育の充実を図るため、生活の場である集団寮における指導を複数職員で行う体制の充実を図っており、2020年度（令和2年度）は、18庁で複数指導体制を実施している。

資5-75-1 少年院における処遇の概要



出典：法務省資料による。

## (2) 関係機関と連携したきめ細かな支援等【施策番号76】

法務省は、少年院において、家庭裁判所や保護観察所、少年鑑別所、児童相談所等の関係機関の担当者が一堂に会して、少年院在院者を対象とした処遇ケース検討会を実施し、処遇の一層の充実を図るとともに、関係機関との実質的な連携・協力体制を強化しており、2020年度（令和2年度）は、全少年院において、合計174回の処遇ケース検討会を実施した。

少年鑑別所において、2015年（平成27年）の少年鑑別所法施行後、地域援助を通じて、地域における関係機関との連携に係るネットワークの構築に努めている。特に、児童相談所や児童福祉施設、福祉事務所等を含む福祉・保健機関からの心理相談等の依頼は増加しており、依頼内容も、問題行動への対応や、その背景に知的な問題や発達障害等が疑われる者への支援等、幅広く寄せられている。2020年におけるこれら福祉・保健機関等からの心理相談等の依頼件数は、2,308件であった。また、少年鑑別所が、所在する地域の警察と少年の立ち直り支援活動に関する協定書を結ぶなど、県警少年サポートセンターとの連携を強化している。そのほか、2020年度から、法務省児童虐待防止プランに基づき、全国の少年鑑別所が、法務省の児童虐待担当窓口の一つとして位置付けられたことを踏まえ、児童相談所等関係機関とより一層緊密に連携し、児童虐待の早期発見・早期対応に協力できる体制の維持・構築を推進している。

保護観察所において、被虐待経験を有していたり、心身の障害を有しているなどして何らかの支援を必要とする保護観察対象者について、児童相談所等の関係機関の担当者との情報共有や協議を行うなど、必要に応じて関係機関との連携を行い、きめ細やかな支援等を実施している。

## (3) 少年鑑別所における観護処遇の充実【施策番号77】

法務省は、少年鑑別所において、在所者に対する健全な育成のための支援として、その自主性を尊重しつつ、職員が相談に応じたり助言を行ったりしている。また、在所者の情操を豊かにし、健全な社会生活を営むために必要な知識及び能力を向上させることができるよう、地域の関係機関や民間ボランティア等の協力を得ながら、在所者に対して、学習、文化活動その他の活動の機会を与えており、その活動の実施に関しても、在所者の自主性を尊重しつつ、必要な助言及び援助を行っている。

## (4) 非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進【施策番号78】

警察は、非行少年を生まない社会づくり（【施策番号60】参照）の一環として、少年サポートセンターが主体となって、少年警察ボランティア（少年補導員、少年警察協助手員及び少年指導委員）や、少年と年齢が近く少年の心情や行動を理解しやすい大学生ボランティア、関係機関と連携して、非行少年の立ち直りを支援する活動（資5-78-1参照）に取り組んでいる。この活動においては、個々の少年の状況に応じた指導・助言のほか、周囲の人々とのつながりの中で少年に自己肯定感や達成感を感じさせ、また、他人から感謝される体験を通じてきずなを実感させることにより、少年の心のよりどころとなる新たな「居場所」を作る社会奉仕体験活動、農業体験等の生産体験活動、スポーツ活動等への参加の促進を図っている。

## 資5-78-1 少年の立ち直り・健全育成を支援する大学生ボランティアの活動の概要

## 少年の立ち直り・健全育成 大学生ボランティア活動内容の紹介



**活動の  
一例!**

**学習支援**



不登校などで遅れてしまった勉強や、これから受験を控えている少年たちの勉強をサポートします。

**料理体験**



少年たちと一緒に料理を作ること、やりがいや達成感を得ます。

**スポーツ活動**



チームワークを必要とするスポーツを通じて、少年たちと共に汗を流し絆を深めます。

**非行防止活動**



学校などで、少年たちの規範意識を育むための活動を行います。

**農業体験**



日常では経験できない農業を協力して行うことで、少年たちとのコミュニケーションを図ります。

**社会奉仕活動**



少年たちと共に、落書き消しや清掃活動など、身近でできる活動を行います。

**街頭補導活動**



繁華街などにおいて、少年に対して声をかけ、指導・助言を行います。

**広報啓発活動**



街頭でのキャンペーンなどを通じて、少年非行・被害の防止に協力を呼びかける活動を行います。

出典：警察庁資料による。

### (5) 保護者との関係を踏まえた指導等の充実【施策番号79】

法務省は、少年院において、在院者とその保護者との関係改善や在院者の処遇に対する保護者の理解・協力の促進、保護者の監護能力の向上等を図るため、保護者に対して、保護者ハンドブック（資5-79-1参照）の提供や面接等を実施している上、2015年（平成27年）からは、在院者が受ける矯正教育を共に体験してもらう保護者参加型プログラムを実施している（【施策番号25】参照）。また、保護者による適切な監護が得られない場合にも、処遇ケース検討会（【施策番号76】参照）等の場に

において関係機関等と連携し、在院者の状況に応じた指導・支援を行っている。

保護観察所において、必要に応じて、保護観察対象少年に対し、保護者との関係改善に向けた指導・支援を行うとともに、保護者に対する措置として、対象者の処遇に対する理解・協力の促進や保護者の監護能力の向上を図るための指導・助言を行っている。具体的には、「保護者のためのハンドブック」(資5-79-2参照)の提供や、講習会、保護者会を実施しており、2020年度(令和2年度)の保護者会等の実施回数は23回であった。また、保護者による適切な監護が得られない場合には、児童相談所等の関係機関や民間団体等と連携し、本人の状況に応じて、社会での自立した生活に向けた指導・支援を行っている。

資5-79-1 少年院における「保護者ハンドブック」



保護者ハンドブック

～患病家生の保護者の方へ～

〒193-0932  
東京都八王子市練町670  
TEL.0421.622.3519

目次

- 保護者の皆さまへ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 第1 「生活の様子」について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - 1 一日の生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - 2 基本的な生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - 3 面会・通信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
  - 4 保護者会等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - 5 懲戒等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
  - 6 救済の申出等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 第2 教育の仕組みと教育活動・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - 1 教育の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - 2 成績と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
  - 3 矯正教育の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 第3 社会復帰支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
  - 1 修学・就労支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
  - 2 医療等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
  - 3 外出・外出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 第4 出院について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
  - 1 入院から出院までの流れについて・・・・・・・・・・ 31
  - 2 生活環境の調整上の注意事項について・・・・・・・・ 31
  - 3 保護観察について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
  - 4 収容継続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
  - 5 出院後の相談について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 第5 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
  - 1 視察委員会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
  - 2 国民年金制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
  - ・差入れ、自弁購入できる品目・・・・・・・・・・ 36
  - ・面会・手紙の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
  - ・保護者会等、職員との面談の記録・・・・・・・・ 41

出典：法務省資料による。

資5-79-2 保護観察所における「保護者のためのハンドブック」

保護者のための  
ハンドブック

～より良い親子関係を築くために～

法務省保護局

目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 親子のコミュニケーションの課題・・・・・・・・・・ 2
- 子どもを理解するためのコツ・・・・・・・・・・・・・ 3
  - 1) 子どもの欲求と反応の理解・・・・・・・・・・ 4
  - 2) 関係を切れさせずして対応・・・・・・・・・・ 7
  - 3) 適切な話し合いの進め方・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4コマでの事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - 1) 携帯にこだわる子・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - 2) プチ家出の子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
  - 3) 昔の仲間を悩む子・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - 4) 仕事(学校)を休んだ子・・・・・・・・・・・・ 16
- 親業訓練とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 子ども・若者支援に関わる諸機関等・・・・・・・・ 21

出典：法務省資料による。

「保護者のためのハンドブック」は、教育学の専門家の協力を得て、子供の非行や問題行動に悩んでいる保護者にとって参考となるよう子供とのコミュニケーションの取り方等を解説している。これを保護観察の開始時に保護者に交付し、必要に応じて内容の説明や助言をするなどして、親子関係を改善することを目的として活用している。

## (6) 非行少年を含む犯罪者に対する処遇を充実させるための刑事法の整備等【施策番号80】

少年法における「少年」の上限年齢の在り方及び非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事法の整備の在り方については、2017年（平成29年）2月から、法制審議会において調査審議が行われ、2020年（令和2年）10月、法務大臣に対し答申がなされた。

答申は、18歳及び19歳の者については、刑事司法制度において、18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる取扱いをすべきであるとして、「罪を犯した18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例等」の要綱（骨子）を掲げているほか、18歳及び19歳の者に限らず、より広く一般的に再犯防止対策の観点からその整備・実施が推進されるべき事項として、懲役・禁錮を単一化した新たな自由刑の創設、刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度、刑の全部の執行猶予制度の拡充、更生緊急保護の対象の拡大等の法整備や、若年受刑者を対象とする処遇内容の充実、犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実等の施策を幅広く掲げている。

法務省は、答申に基づき、18歳及び19歳の者を引き続き少年法の適用対象としつつ、17歳以下の少年とは異なる特例として、①いわゆる原則逆送対象事件に、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件を加えること、②保護処分は、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内においてしなければならないとするとともに、ぐ犯をその対象から除外すること、③検察官送致決定後の刑事事件の特例に関する規定は、原則として適用しないこと、④18歳又は19歳の時に犯した罪により公判請求された場合には、いわゆる推知報道の禁止に関する規定を適用しないこと等を定める少年法等の一部を改正する法律案を作成し、2021年（令和3年）2月19日、第204回国会に提出した。

その後、2021年5月21日に少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）が成立し、同法は2022年（令和4年）4月1日から施行されることとなった。

また、答申に掲げられたその他の制度・施策についても、法務省において、その実現に向けて所要の作業を進めている。

## ⑥ 女性の抱える問題に応じた指導等【施策番号81】

法務省は、刑事施設において、女子受刑者特有の問題に対処するため、2014年（平成26年）4月から順次、看護師、助産師、介護福祉士等、医療・福祉等の地域の専門家の協力・支援を得て、女子受刑者に対する助言・指導や職員に対する研修等を行う、「女子施設地域連携事業」を開始し、現在は、対象となる10庁全ての女子刑事施設において実施している。さらに、摂食障害を有する女子受刑者に対する治療・処遇体制を強化するため、2019年度（令和元年度）に、医療専門施設である東日本成人矯正医療センター、大阪医療刑務所及び北九州医療刑務所に、臨床心理士を配置し、全国の摂食障害女子受刑者を収容することで、より効果的な治療が受けられる体制の整備を行った。それ以降、全国の女子刑事施設11庁に収容中の摂食障害女子受刑者を当該医療専門施設に移送し、治療を実施している。また、同じく2019年度には、摂食障害治療・処遇体制の統一を図るため、これら医療専門施設に加え、全国の女子刑事施設の摂食障害治療・処遇に携わる職員（医師、看護師、臨床心理士、刑務官等）に対する集合研修を実施したものの、2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止した。

少年院において、女子在院者の多くが虐待等の被害体験や性被害による心的外傷等の精神的な問題を抱えていることを踏まえ、2017年度（平成29年度）、女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム（資5-81-1参照）を策定し、女子少年院全庁で実施している。今後、同プログラムの効果検証を進めつつ、PDCAサイクルに基づくプログラムの展開を図ることとしている。

さらに、保護観察所において、地域社会の中でも女性の特性に配慮した指導・支援を推進するため、2017年度から、女性や女子少年を受け入れる各更生保護施設において職員を1人増配置している。

## 資5-81-1 女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラムの概要

## 女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム

## プログラムの概要

基本プログラムと特別プログラムを女子在院者のニーズに応じて組み合わせて実施

## 基本プログラム(在院者全員に実施)

## アサーション

自他を尊重する心を育み、より良い人間関係を築くことを目指す。

## 教材の例

アサーションとは

**「自分の気持ちも相手の気持ちも大切にする」**

というコミュニケーションのスキルです。

今まで、自分の気持ちや思いを伝えるために、一方的に相手をやり込めたり、反対に、自分の気持ちを伝えたいのに相手の気持ちを気にしすぎて、我慢して黙ってしまったりしたことはありませんか？

アサーション・トレーニングでは、相手の気持ちを大切にしながら、自分の気持ちを伝える方法を学びます。

## マインドフルネス

呼吸の観察等を通じて、衝動性の低減、自己統制力の向上等を目指す。

## 教材の例



取組の様子

## 特別プログラム(個々の問題性に応じて実施)

## 自傷

## 摂食障害

## 性問題行動

特に自己を害する程度の深刻な問題行動について、改善を目指す。

出典：法務省資料による。

## 7 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等【施策番号82】

法務省は、少年院において、在院者の年齢や犯罪的傾向の程度等に着目し、一定の共通する類型ごとに矯正教育課程<sup>※10</sup>を定め、発達上の課題を有する者については、その特性に応じて、支援教育課程<sup>※11</sup>I～Vのいずれかを履修するよう指定しており、2020年（令和2年）、支援教育課程I～Vのいずれかを指定された在院者は433人であった。また、発達上の課題を有する在院者の処遇に当たっては、2016年（平成28年）に策定した「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」（資5-82-1参照）を活用しているほか、2018年度（平成30年度）からは、身体機能の向上に着目した指導を導入し、その充実に努めている。

さらに、2015年度（平成27年度）からは、支援教育課程を置く少年院の職員に対する集合研修を実施しており、2018年度からは、その研修期間を延長し、指導体制の更なる充実・強化を図っている。

保護観察所において、類型別処遇（【施策番号83】参照）における「発達障害」類型に該当する、又はその他発達上の課題を有する保護観察対象者について、必要に応じて、児童相談所や発達障害者支援センター等と連携するなどして、個別の課題や特性に応じた指導等を実施している。また、更生保護官署職員及び保護司に対し、発達障害に関する理解を深め、障害特性を理解した上での確かな支援

※10 矯正教育課程

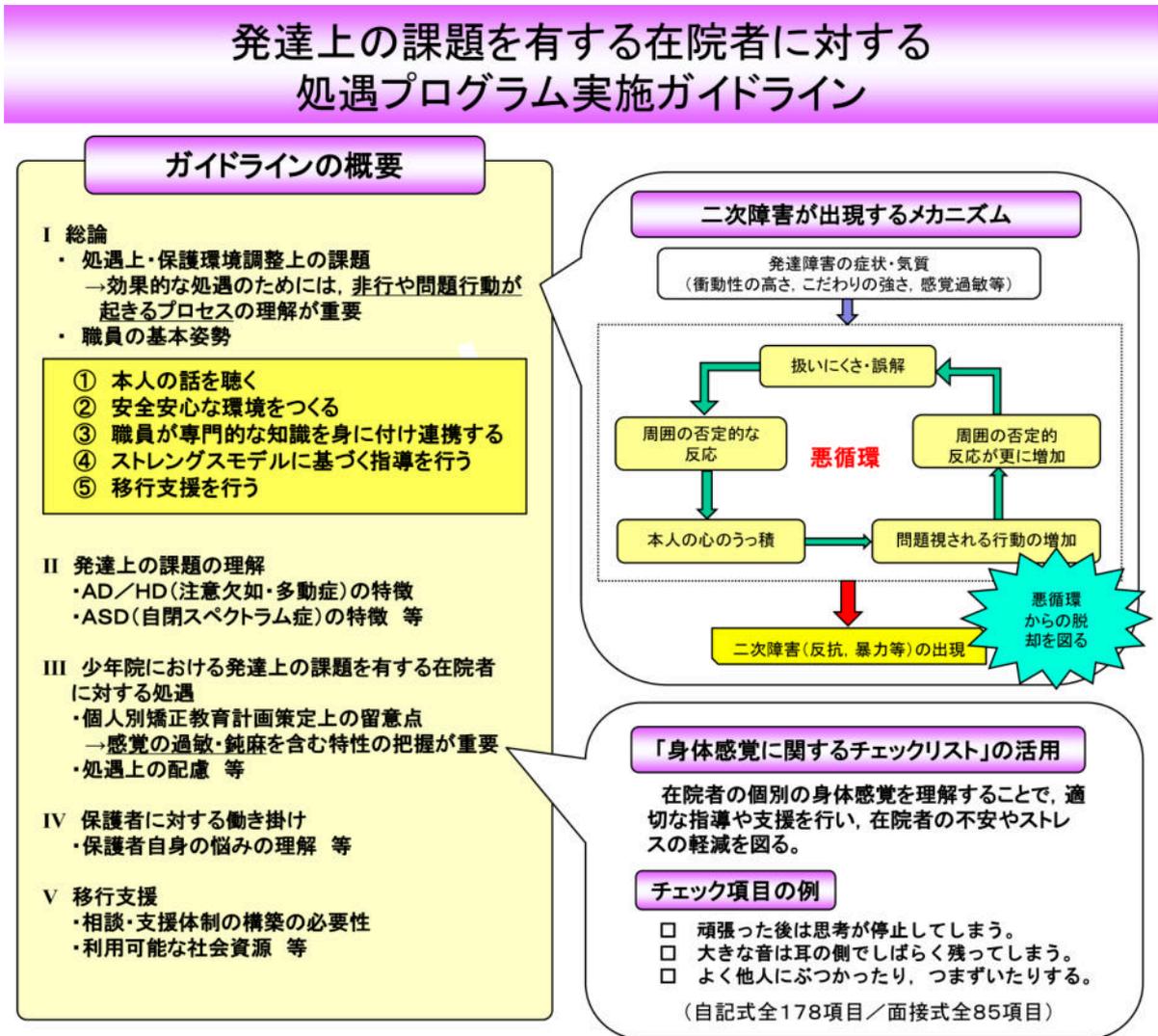
在院者の年齢、心身の障害の状況及び犯罪的傾向の程度、社会生活への適応に必要な能力等の特性について、一定の類型に分け、その類型ごとに在院者に対して行う矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間を定めたもの。

※11 支援教育課程

障害又はその疑い等のため処遇上の配慮が必要な者に対して指定する矯正教育課程をいう。支援教育課程のうち、Iは知的障害、IIは情緒障害若しくは発達障害、IIIは義務教育終了者で知的能力の制約や非社会的行動傾向のある者等に対して指定する。また、IVは知的障害、Vは情緒障害若しくは発達障害のある者等で、犯罪的傾向が進んだ者に対して指定する。

を行うための研修や教材の整備を実施している。

資5-82-1 発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドラインの概要



出典：法務省資料による。

## ⑧ その他の効果的な指導等の実施に向けた取組の充実

### (1) 各種指導プログラムの充実【施策番号83】

法務省は、刑事施設において、性犯罪再犯防止指導（【施策番号68】参照）や薬物依存離脱指導（【施策番号44】参照）等の特別改善指導のほか、一般改善指導（資2-2-1参照）としてアルコール依存回復プログラム（資5-83-1参照）や暴力防止プログラム（資5-83-2参照）等を実施している。

特に、児童等に対する虐待行為をした受刑者に対しては、暴力防止プログラムの中で、再加害防止に向けて、本人の責任を自覚させ、暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルを身に付け、実践できるようにするため、家族を始めとした親密な相手に対する暴力に関するカリキュラムを実施しているほか、必要に応じて、犯した罪の大きさや被害者の心情等を認識させ、再び罪を犯さない決意を固めさせるための被害者の視点を取り入れた教育（【施策番号86】参照）も実施している。

2020年度（令和2年度）における特別改善指導の受講開始人員は、資5-83-3のとおりである。

少年院において、2018年（平成30年）から、特殊詐欺の問題性を理解させ、再犯・再非行を防止

するための指導を一層充実・強化するための教材整備に向けた検討を行っており、振り込め詐欺等の特殊詐欺に関与した少年院在院者を有する一部少年院では、当該教材を用いた指導を実施している。

保護観察所において、保護観察対象者に対し、認知行動療法に基づく専門的処遇プログラムを実施している。専門的処遇プログラムには、2006年（平成18年）から実施している性犯罪者処遇プログラム（【施策番号68】参照）及び2016年（平成28年）から実施している薬物再乱用防止プログラム（【施策番号44】参照）のほか、2008年（平成20年）から実施している暴力防止プログラム（資5-83-4参照）及び2010年（平成22年）から実施している飲酒運転防止プログラム（資5-83-5参照）の4種類がある。保護観察対象者の問題性に応じて、各プログラムを受けることを特別遵守事項として義務付けるほか、必要に応じて生活行動指針<sup>※12</sup>として設定するなどして実施している。

2019年（令和元年）から、児童に対する虐待行為をした保護観察対象者に対しては、暴力防止プログラム（児童虐待防止版）（資5-83-6参照）を試行的に実施し、身体的虐待につながりやすい考え方の変容、養育態度の振り返り、児童との適切な関わり方の習得、身体的虐待を防止するために必要な知識の習得を図っている。

2020年における専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員は、資5-83-7のとおりである。

また、2020年3月から、保護観察対象者のうち嗜癖的な窃盗事犯者に対しては、「窃盗事犯者指導ワークブック」や、自立更生促進センターが作成した処遇プログラムを活用し、窃盗の背景要因や問題を分析し、窃盗を止める意欲を高め、具体的な行動計画を考えさせることなどを通じて、その問題性に応じた保護観察処遇も実施している。

さらに、1990年（平成2年）から保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、各類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた処遇として「類型別処遇」を実施しているところ、保護観察の実効性を一層高めることを目的として、2021年（令和3年）1月から新たな「保護観察類型別処遇要領」を定め、同要領に基づき類型別処遇を実施している（資5-83-8参照）。昨今の犯罪・非行情勢等を踏まえ、「ストーカー」、「特殊詐欺」、「嗜癖的窃盗」、「就学」類型を新設したほか、「精神障害」類型の下位類型として「発達障害」、「知的障害」類型を定めるなど、類型の区分を見直すとともに、保護観察対象者に対する各類型ごとの処遇指針として、「類型別処遇ガイドライン」を新たに定め、同ガイドラインをアセスメント、保護観察の実施計画の作成及び処遇の実施等に活用した処遇を実施している。

※12 生活行動指針

保護観察における指導監督を適切に行うため必要があると認めるときに保護観察所の長が定める保護観察対象者の改善更生に資する生活又は行動の指針である。保護観察対象者は、生活行動指針に即して生活し、行動するよう努めることを求められるが、これに違反した場合に、直ちに不良措置をとられるものではない点で、特別遵守事項とは異なる。

## 資5-83-1 刑事施設におけるアルコール依存回復プログラムの概要



## 刑事施設における一般改善指導

## アルコール依存回復プログラム

- 指導の目標  
自己の飲酒の問題性を理解させ、その改善を図るとともに、再飲酒しないための具体的な方法を習得させる。
- 対象者  
1 飲酒運転などの交通事犯者  
2 飲酒の問題が犯罪や本人の心身の健康に影響を与えている者
- 指導者  
刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、民間協力者（民間自助団体）等
- 指導方法  
認知行動療法に基づき、グループワークの手法を用いる。
- 実施頻度等  
1 単元60分から90分、12単元、標準実施期間：3～6か月

## カリキュラム

| 単元 | 項目         | 指導内容   |
|----|------------|--|
| 1  | オリエンテーション  | プログラムの目的とルールを理解し、全体の流れをつかむ。                      |
| 2  | サイクルを止める   | 飲酒のサイクルについて認識を深め、断酒を実現するための方法について知る。             |
| 3  | 外的引き金      | 外的引き金の知識を身につけ、自分の外的引き金は何かを知り、回避する方法を学ぶ。          |
| 4  | 内的引き金      | 内的引き金の知識を身につけ、自分の内的引き金は何かを知り、回避する方法を学ぶ。          |
| 5  | 断酒生活       | 断酒生活の経過イメージと各過程に生じる心身の特徴的な状態を理解する。               |
| 6  | 再飲酒の兆候（1）  | 再飲酒の兆候の知識を身につけ、自分の思考的兆候は何かを知り、対処方法を学ぶ。           |
| 7  | 再飲酒の兆候（2）  | 自分の行動的兆候は何かを知り、対処方法を学ぶ。                          |
| 8  | ストレスへの対処方法 | ストレスと再飲酒の関係を理解し、自分のストレスの受け止め方の幅を広げる。             |
| 9  | スケジュール     | 断酒生活の実現に向けたスケジュールを立てる。断酒生活を続ける心構えをつくる。           |
| 10 | 断酒生活の維持（1） | 断酒生活を継続するための要点を整理し、今後の人間関係について見直す。               |
| 11 | 断酒生活の維持（2） | 断酒生活を維持する対人関係の問題点について理解し、飲酒を断る対処方法や飲酒問題の解決方法を学ぶ。 |
| 12 | まとめ        | これまで学習した対処方法などを整理し、断酒生活を実現させるための心構えを確立する。        |

出典：法務省資料による。

## 資5-83-2 刑事施設における暴力防止プログラムの概要



地域社会とともに  
開かれた矯正へ

## 刑事施設における一般改善指導

## 暴力防止プログラム

## ■ 指導の目標

- 1 暴力を振るうことなく施設内・社会内で生活できるよう、非暴力への動機付けを高めさせる。
- 2 暴力へと至る自己のパターンを認識させるとともに、そこから抜け出し、暴力以外の手段により将来の望ましい生活を達成するための方法をあらかじめ準備させる。
- 3 暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルについて、施設在所中から実践を通じて身に付けさせる。

● 対象者 本件が暴力事犯の者又は過去に暴力の問題を有する者

● 指導方法 認知行動療法的手法を取り入れたグループワーク、ロールプレイ、課題学習、討議、個別面接等

● 実施頻度等 1回60～90分、全18回、おおむね4～6か月間で実施

## カリキュラム

| 単元 | 項目                     | 概要                                     |
|----|------------------------|--|
| 1  | オリエンテーション              | 自己紹介・ルール作り・流れの説明・暴力で得たもの、失ったものについて考える。 |
| 2  | 危ない場面での対処法             | 簡単にできる対処法を理解・修得する。                     |
| 3  | 間を取って落ち着く              | リラックス方法や間の取り方を理解・修得する。                 |
| 4  | 暴力の道筋ときっかけ             | 暴力に至る道筋ときっかけに気づき、そうならないための方法を考える。      |
| 5  | 暴力と身体的反応（体の変化）         | 暴力と自己の身体的反応を理解する。                      |
| 6  | 暴力と感情（気持ち）             | 暴力と感情の関係を理解する。                         |
| 7  | 暴力と思考（心のつぶやき）          | 暴力と思考の関係を理解する。                         |
| 8  | 思考チェンジ<br>～「MCC法」について～ | 暴力につながらない思考ができるようにするための方法を理解・修得する。     |
| 9  | 親密な相手への暴力（理解①）         | DVや児童虐待等について理解する。                      |
| 10 | 親密な相手への暴力（理解②）         |  |
| 11 | 親密な相手への暴力（対処法）         | 親密な相手へ暴力を振るわないよう、対等な人間関係について考える。       |
| 12 | 理想のライフスタイル             | 理想のライフスタイルを考え、その実現のための段取りを考える。         |
| 13 | 暴力に近づかないためのコミュニケーション   | 暴力に近づかないためのコミュニケーション方法を理解・修得する。        |
| 14 | アサーション<br>～適切な自己主張～    | 適切な自己主張を行うためのコミュニケーション方法を理解・修得する。      |
| 15 | 問題を解決する（計画）            | 問題を解決する手段を理解するとともに、ロールプレイを通じた実践を行う。    |
| 16 | 問題を解決する（実践）            |  |
| 17 | これまでを振り返る              | プログラムを振り返り、自分の変化を確認する。                 |

出典：法務省資料による。

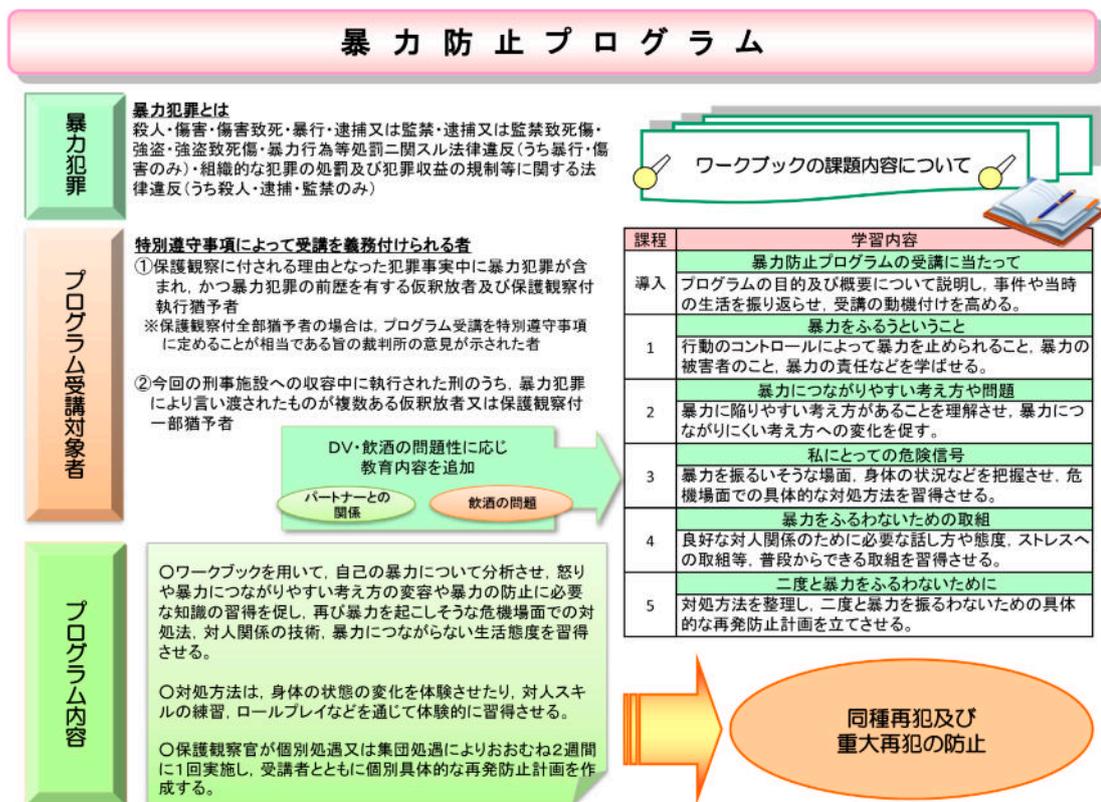
資5-83-3 刑事施設における特別改善指導の受講開始人員

(平成28年度～令和2年度)

| プログラムの種類       | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 薬物依存離脱指導       | 9,435  | 10,989 | 9,728  | 8,751 | 7,707 |
| 暴力団離脱指導        | 519    | 553    | 694    | 557   | 551   |
| 性犯罪再犯防止指導      | 493    | 504    | 797    | 563   | 424   |
| 被害者の視点を取り入れた教育 | 843    | 804    | 793    | 696   | 538   |
| 交通安全指導         | 1,792  | 1,703  | 1,863  | 1,804 | 1,659 |
| 就労支援指導         | 3,668  | 3,638  | 3,526  | 3,664 | 2,952 |

出典：法務省資料による。

資5-83-4 保護観察所における暴力防止プログラムの概要



出典：法務省資料による。

資5-83-5 保護観察所における飲酒運転防止プログラムの概要

飲酒運転防止プログラム

プログラム受講対象者

特別遵守事項によって受講を義務付けられる者  
 保護観察に付される理由となった犯罪事実中に以下の罪に当たる事実が含まれる仮釈放者又は保護観察付執行猶予者  
 ※保護観察付全部猶予者の場合は、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者

- ①危険運転致死傷(自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条(第1号に限る。))及び第3条第1項)※
  - ②酒酔い運転(道路交通法第117号の2第1号)
  - ③酒気帯び運転(道路交通法第117号の2第3号)
  - ④過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第4条)※
- ※アルコールの影響による行為に係るものに限る。同法第6条第1項から第3項により無免許運転による刑の加重を受ける場合を含む。

プログラム内容

- ワークブックを用いて、アルコールに関する正しい知識を得るとともに、自己の飲酒状況について振り返りを行い、再び飲酒運転を繰り返さないための対処方法等を考えさせる。
- アルコールに関する専門医療機関や自助グループに関する知識を付与することによって、適切な措置を受けるよう働き掛ける。
- 保護観察官が個別処遇又は集団処遇によりおおむね2週間に1回実施し、受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。

ワークブックの課題内容について

| 課程 | 学習内容  |
|----|---|
|    | オリエンテーション   |
| 導入 | プログラムの目的及び概要を説明した上でアセスメントを実施し、処遇につながる情報を入手する。                               |
| 1  | 飲酒運転の影響について考える<br>飲酒運転の結果を振り返らせ、飲酒運転を繰り返さないことへの動機付けをする。                     |
| 2  | アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ぶ<br>アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ばせ、自分とアルコールとの関係について振り返らせる。 |
| 3  | アルコールもたらす悪影響について学ぶ<br>アルコールやアルコール依存症について理解を深めさせ、一般的な問題解決手段についての知識を習得させる。    |
| 4  | 飲酒運転につながる危険な状況を知る<br>飲酒運転のひきかねとなることから特定し、そのひきかねに合った場合及び出会いがないための対処方法を考えさせる。 |
| 5  | 飲酒運転をしないための再発防止計画を作成し、これから実行していくことへの動機を高めさせる。                               |

飲酒運転の防止



出典：法務省資料による。

資5-83-6 保護観察所における暴力防止プログラム（児童虐待防止版）の概要

暴力防止プログラム  
（児童虐待防止版）

暴力防止プログラム(児童虐待防止版)の試行の実施について

児童相談所への児童虐待相談対応件数が平成28年度に12万件を超え、虐待により年間約80人もの子供の命が失われている現状に鑑み、平成30年7月20日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が閣議決定された。

保護観察所においても、「関係機関と連携しつつ、適切な指導や支援に取り組む」こととされており、児童虐待により保護観察となった者の再犯防止を図ることが急務となっていることから、児童虐待加害者に特化した暴力防止プログラムを作成し、内容の適正化を測るため、一定期間、試行的に実施するものである。

受講対象者

特別遵守事項によって受講を義務付けられる者

- ① 保護観察に付される理由となった犯罪事実中に児童虐待防止法第2条第1項第1号(身体的虐待)が含まれる仮釈放者及び保護観察付執行猶予者

- ② ①に該当しない者のうち、従前の暴力防止プログラムの受講が義務付けられる者であり、身体的虐待行為を反復する傾向が認められ、本プログラムによる実施が適切であると認められる者

※保護観察付全部猶予者の場合は、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者

内容

- ワークブックを用いて、自己の暴力について分析させ、暴力につながるやすい考え方の変容や、暴力の防止に必要な知識のほか、養育態度の振り返り、子供との適切な関わり、子供の発達についての知識の習得を促す。
- 暴力を起こしそうな危機場面での対処法、対人関係の技術、暴力につながらない生活態度を習得させる。
- 対処方法として、子供に対して本当にしたかったことへの気持ちや、子供に対して気持ちが伝わりやすい言動等を、ロールプレイなどを通じて体験的に習得させる。
- 保護観察官が個別処遇により、おおむね2週間に1回実施し、受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。

ワークブックの課題内容について

| 課程 | 学習内容  |
|----|---|
|    | 暴力をふるうということ   |
| 1  | 事件当時の生活状況を振り返り、事件に至ったきっかけや考え方を整理する。                               |
| 2  | 子供の気持ち・暴力につながりやすい考え方<br>子供の気持ちを考え、暴力につながりやすい考え方の癖を知り、柔軟な考え方を考える。  |
| 3  | 危険信号と対処<br>暴力をふるいそうな場面、身体の状態などを把握させ、危機場面での具体的な対処方法を習得する。          |
| 4  | 暴力をふるわないための取組<br>気持ちが伝わりにくい言動や伝わりやすい言動を知り、ロールプレイを通して適切な方法を実践的に学ぶ。 |
| 5  | 二度と暴力をふるわないために<br>対処方法を整理し、二度と暴力をふるわないための具体的な再発防止計画を立てる。          |

出典：法務省資料による

資5-83-7 保護観察所における専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員

(平成28年～令和2年)

①仮釈放者

| プログラムの種類     | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年  | 令和2年  |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 性犯罪者処遇プログラム  | 591   | 618   | 589   | 542   | 510   |
| 薬物再乱用防止プログラム | 971   | 1,230 | 1,811 | 1,823 | 1,797 |
| 暴力防止プログラム    | 160   | 164   | 167   | 174   | 153   |
| 飲酒運転防止プログラム  | 188   | 170   | 186   | 169   | 173   |

②保護観察付全部執行猶予者

| プログラムの種類     | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|--------------|-------|-------|-------|------|------|
| 性犯罪者処遇プログラム  | 348   | 321   | 299   | 286  | 256  |
| 薬物再乱用防止プログラム | 444   | 418   | 418   | 330  | 298  |
| 暴力防止プログラム    | 114   | 105   | 103   | 112  | 103  |
| 飲酒運転防止プログラム  | 103   | 73    | 75    | 83   | 51   |

③保護観察付一部執行猶予者

| プログラムの種類     | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年  | 令和2年  |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 性犯罪者処遇プログラム  | —     | 11    | 20    | 28    | 25    |
| 薬物再乱用防止プログラム | —     | 224   | 892   | 1,345 | 1,407 |
| 暴力防止プログラム    | —     | 2     | 9     | 2     | 4     |
| 飲酒運転防止プログラム  | —     | 3     | 6     | 3     | 3     |

- 注 1 法務省資料による。  
 2 「保護観察付一部執行猶予者」については、平成28年の該当者はいない。  
 3 「薬物再乱用防止プログラム」については、平成28年1月から同年5月までは、「覚せい剤事犯者処遇プログラム」による処遇の開始人員を計上している。  
 4 「暴力防止プログラム」及び「飲酒運転防止プログラム」については、プログラムによる処遇を特別遵守事項によらずに受けた者を含む。  
 5 仮釈放期間満了後、一部執行猶予期間を開始した保護観察付一部執行猶予者については、「仮釈放者」及び「保護観察付一部執行猶予者」の両方に計上している。

資5-83-8 保護観察所における類型別処遇の概要

| 類型別処遇        |  |       |                                 |        |                     |        |  |      |                                      |
|--------------|--|-------|---------------------------------|--------|---------------------|--------|--|------|--------------------------------------|
| 類型別処遇の目的     | <p>保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、各類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた処遇の方法等に関する知見を活用した保護観察を実施するための指針（※）を定め、犯罪又は非行の要因及び改善更生に資する事項に関する分析、保護観察の実施計画の作成並びにその実施等に活用することにより、保護観察の実効性を高めることを目的とするもの。</p>  |       |                                 |        |                     |        |  |      |                                      |
| ※類型別処遇ガイドライン | <p>類型別処遇を実施するための指針として作成したものであり、右記4領域16類型について、その定義を述べた上で、見立てをするための視点を提示し、そのための情報収集の留意事項を記載したほか、各類型に適合した処遇の方法の例を記載している。</p>  |       |                                 |        |                     |        |  |      |                                      |
| 類型の区分        | <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係性領域</th> <td>児童虐待<br/>配偶者暴力<br/>家庭内暴力<br/>ストーカー</td> </tr> <tr> <th>不良集団領域</th> <td>暴力団等<br/>暴走族<br/>特殊詐欺</td> </tr> <tr> <th>社会適応領域</th> <td>就労困難<br/>就学（中学生）<br/>精神障害（発達障害、知的障害）<br/>高齢</td> </tr> <tr> <th>嗜癖領域</th> <td>薬物<br/>アルコール<br/>性犯罪<br/>ギャンブル<br/>嗜癖的窃盗</td> </tr> </thead></table> | 関係性領域 | 児童虐待<br>配偶者暴力<br>家庭内暴力<br>ストーカー | 不良集団領域 | 暴力団等<br>暴走族<br>特殊詐欺 | 社会適応領域 | 就労困難<br>就学（中学生）<br>精神障害（発達障害、知的障害）<br>高齢 | 嗜癖領域 | 薬物<br>アルコール<br>性犯罪<br>ギャンブル<br>嗜癖的窃盗 |
| 関係性領域        | 児童虐待<br>配偶者暴力<br>家庭内暴力<br>ストーカー  |       |                                 |        |                     |        |  |      |                                      |
| 不良集団領域       | 暴力団等<br>暴走族<br>特殊詐欺  |       |                                 |        |                     |        |  |      |                                      |
| 社会適応領域       | 就労困難<br>就学（中学生）<br>精神障害（発達障害、知的障害）<br>高齢   |       |                                 |        |                     |        |  |      |                                      |
| 嗜癖領域         | 薬物<br>アルコール<br>性犯罪<br>ギャンブル<br>嗜癖的窃盗   |       |                                 |        |                     |        |  |      |                                      |

出典：法務省資料による。

## C O L U M N 6

## 「生きがいをもった生き直し」から再犯防止へ

ワンネス財団共同代表

三宅 隆之

一般財団法人ワンネスグループ（ワンネス財団）は2005年（平成17年）に活動をスタートし、奈良県と沖縄県に主な拠点を置いている。当財団傘下の各法人が障害者総合支援法に基づく事業所など計24か所を運営し、これまで1,200名近くの方の生き直しをサポートした。自立準備ホーム<sup>※13</sup>については、開始初年度から登録させていただき、出所・出院者の受け入れは累計100名を超えている。また、無料相談窓口（電話、メール、SNS）を運営し、全国から年間約5,000件の相談が寄せられている。

設立15年を迎えた昨年から、アルコールや薬物、ギャンブル等の依存状態の方だけではなく、様々な心の課題や知的・発達課題を抱えた方などへの支援を始め、出所・出院者についても同様に受入対象を拡大している。『孤独の解消と自己実現』は、当財団が掲げているミッションであり、支援範囲拡大の理由とも言える。依存に限らず様々な心理的課題を持つ方の多くが、生きづらさを感じ生きていて、それら痛みや感情の対処を続けた先に、今の孤独があると考えている。生きづらさに至る経緯は人それぞれだが、人生の主導権を他者へ引き渡し、他律の生き方の中で様々な困難が起こっていることがおおよそ共通している。それゆえ、単に再犯しない、依存行為を止めるというレベルを超えた、他律から自律への変容に向けた本質的なアプローチが必要なのである。

ワンネスグループが運営している施設では、受刑や触法の経験を持つスタッフが多く在籍し、旧来型の民間施設の良い部分である経験者の寄り添いを大切にしながらも、カリキュラムについては自助グループのようなミーティングを一切行わず、身体・精神・社会的に良好な状態を目指した多面的支援を提供している。基盤に据えているのは「ウェルビーイング理論」<sup>注1</sup>であり、ポジティブ心理学創始者のマーティン・セリグマン博士はじめ、国内外の第一線研究者に協力いただき、幸福を構成する5つの要素である「PERMA」<sup>注2</sup>を意識したグループワークや野外アクティビティなどを行っている。出所・出院者の生き直しについては、日本初となる受刑者のためのライフキャリアスクール「Power to the Prisoners！（通称：P2P）」を立ち上げ、関連企業や学校法人等とのコラボレーションで、三重県では高品質イチゴの栽培を、沖縄県ではホースセラピーや海洋実習などをカリキュラムの一環として行うなど、多様な成長を支援している。

ワンネスグループにおける再犯防止支援の中で、まず、施設利用者を再犯に至らせないことが大切なことは当然であるが、私たちはむしろ本質的な変容に注目している。ある利用者は、大半の時間を刑事施設で過ごし、人生を諦めかけていた。施設入所の理由も当初は、単に住む場所が無いという消極的なものではあったが、カリキュラムを通して「自分には、元々幸せな人生を歩む力が備わっている」ことを実感したという。かつては欠点だけを気にして、人生の主導権を他者へ渡し続けていた中で、自身の力の存在を信じられなくなっていたが、治療共同体<sup>注3</sup>施設での様々な場面で挑戦し葛藤する過程全てを自身が引き受ける中、力の存在に気付いた。他の利用者たちも以前就いていた仕事に再チャレンジし、学校へ入復学するなど、それぞれの生きがいにたどり着いている。

現在、各地の刑事施設や保護観察所など関係機関にて支援方針をお伝えする機会を頂いており、奈良県内では他の事業所や奈良県地域生活定着支援センターと協働して「断らない支援」の枠組み構築を目指している。誰も爪弾きにされることがなく生き直しが可能な社会づくりのため、これからも財団自体が学び成長し続け、連携を拡げていきたい。

注1 ウェルビーイング理論

ワンネス財団（ワンネスグループ）がプログラムのベースとしているWell-Being（ウェルビーイング）理論は、ポジティブ心理学の中で誕生したキーワードで、身体的、精神的、社会的に「良好な状態」を示し、「幸せ」を意味します。

注2 PERMA

ウェルビーイングを高めるフレームワークとして、5つの要素からなるPERMA（パーマ）モデル（POSITIVE EMOTION…前向きな気持ち、ENGAGEMENT…没頭できること、RELATIONSHIP…良好な人間関係、MEANING…人生の意味・意義、ACCOMPLISHMENT…達成する感覚・熟練して行く感覚）が提唱されています。

※13 自立準備ホーム

【施策番号28】参照。

## 注3 治療共同体

共同生活の中で依存症脱却プログラムを受け、それぞれが役割を担うことをとおして、かつては依存対象を使用せざるを得なかった行動様式（生活様式）を変え、物事の見方や捉え方に変化が生じる結果、依存から脱却していくという考え方です。



ワンネスグループで行うホースセラピー



ワンネスグループで行うイチゴ栽培

## (2) 社会貢献活動等の充実【施策番号 84】

法務省は、刑事施設において、受刑者に社会に貢献していることを実感させることで、その改善更生、社会復帰を図ることを目的として、2011年度（平成23年度）から公園の清掃作業を行うなどの社会貢献作業を実施しており、2020年度（令和2年度）は、刑事施設25庁26か所において社会貢献作業を実施した。

なお、2020年度には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、医療機関において全国的に医療用ガウンが不足している現状を踏まえ、厚生労働省からの依頼を受け、2020年5月中旬から42庁の刑事施設において、約140万着の医療用ガウンを製作し、全国の医療従事者に届くよう、都道府県に納品した（【コラム12】参照）。

少年院において、全庁で特別活動指導<sup>※14</sup>として社会貢献活動を実施しており、公園や道路の清掃等、在院者の特性や地域社会の実情等に応じた活動を行っている（写真5-84-1参照）。

なお、2020年度には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、複数の施設の在院者がマスクを製作し、社会福祉法人や民間協力者に寄贈した。

保護観察所において、2015年（平成27年）6月から、保護観察対象者に対し、自己有用感のかん養、規範意識や社会性の向上を図るため、公園や河川敷等公共の場所での清掃活動や、福祉施設での介護補助活動といった地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を継続的に行う社会貢献活動（資5-84-1参照）を、特別遵守事項として義務付けたり、必要に応じて生活行動指針として設定したりして実施している。

また、2018年度（平成30年度）には、これまでの保護観察所における社会貢献活動の処遇効果について検証し、より効果的な運用を図ることを目的として、法律、教育、福祉、心理学等の有識者を

写真5-84-1 少年院における社会貢献活動の様子



写真提供：法務省資料による。

※14 特別活動指導

特別活動指導とは、少年院法第29条に規定される、在院者に対し、その情緒を豊かにし、自主、自律及び協同の精神を養わせることを目的とした指導で、社会貢献活動、野外活動、運動競技、音楽、演劇等に関する指導を行っている。

構成員とする検討会を開催し、調査・検討を行った。同検討会では、現在の活動に一定の効果が認められることが検証された一方、柔軟な活動計画の作成を可能とする制度設計を行うことや幅広く実施対象者を選定すること等の必要性が指摘された。こうした検討結果を踏まえ、実施対象者を選定する際の条件を緩和し、一律5回とされていた活動の標準回数を3回（上限5回）に変更する等、新たな運用を2019年（令和元年）10月から開始している。

2020年度末現在、社会貢献活動場所として2,059か所が登録されており、その内訳は、福祉施設が1,029か所、公共の場所が800か所、その他が230か所となっている。2020年度においては379回の社会貢献活動を実施し、延べ665人が参加した。

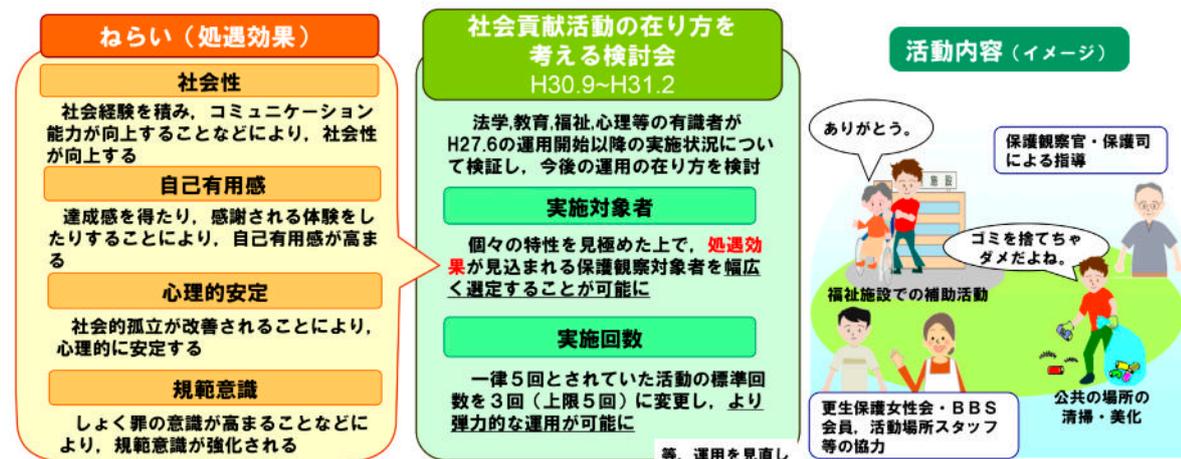
#### 資5-84-1 保護観察所における社会貢献活動の概要

### 保護観察における社会貢献活動

#### Point 社会貢献活動とは

保護観察対象者に地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行わせ、善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上を図るもの

特別遵守事項で設定



出典：法務省資料による。

### (3) 関係機関や地域の社会資源の一層の活用【施策番号85】

法務省は、刑事施設において、薬物依存離脱指導（【施策番号44】参照）の実施に当たり、ダルク<sup>※15</sup>等の民間の自助グループ<sup>※16</sup>の協力を得ているほか、他の改善指導（【施策番号83】参照）についても、被害者支援団体、福祉関係機関等職員、警察関係者、公共職業安定所職員、地方公共団体職員等の参画を得て、広く関係機関や地域社会と連携した指導を推進している。

少年院において、矯正教育の実施に当たり、近隣の自助グループを始めとする民間団体からの協力を得て、効果的な指導の実施に努めているほか、院外委嘱指導<sup>※17</sup>の枠組みによって、社会資源を活用した指導を実施している。

※15 ダルク

DARC：Drug Addiction Rehabilitation Center。薬物依存者の回復を支援する民間施設。

※16 自助グループ

同じ問題を抱える仲間同士が集まり、互いに悩みを打ち明け、助け合って問題を乗り越えることを目的として、ミーティングが行われている。

※17 院外委嘱指導

少年院法第40条に規定される、事業所の事業主、学校の長、学識経験がある者等に委嘱し、少年院の外の場所に、職員の同行なしに通わせて実施する指導。

保護観察所において、保護観察対象者の特性に応じ、保護観察終了後の生活を視野に入れ、ダルク、NA<sup>\*18</sup>、AA<sup>\*19</sup>、GA<sup>\*20</sup>といった地域の自助グループの支援につなげられるよう調整等を行っている。

また、法務省及び厚生労働省は、2015年（平成27年）11月、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」（【施策番号52】参照）を策定し、保護観察付一部執行猶予者等の薬物依存者を支援対象として、都道府県や医療機関等を含めた関係機関や民間支援団体が緊密に連携し、その機能や役割に応じた支援を効果的に実施できるよう基本的な方針を定め、2016年度（平成28年度）からその運用を開始している。

## 9 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等【施策番号86】

法務省は、刑事施設において、特別改善指導（【施策番号1、2】参照）として被害者の視点を取り入れた教育（資5-86-1参照）を実施し、罪の大きさや犯罪被害者等の心情等を認識させるとともに、犯罪被害者等に誠意を持って対応するための方法を考えさせるなどしており、2020年度（令和2年度）の受講開始人員は538人であった。

少年院において、全在院者に対し、犯罪被害者等の心情等を理解し、罪障感及び慰謝の気持ちをかん養するための被害者心情理解指導を実施している。また、特に被害者を死亡させ、又は被害者の心身に重大な影響を与えた事件を起こし、犯罪被害者や遺族に対する謝罪等について考える必要がある者に対しては、特定生活指導として、被害者の視点を取り入れた教育を実施しており、2020年は、43名が修了した。これらの指導の結果は、継続的な指導の実施に向け、更生保護官署に引き継いでいる。

なお、矯正施設においては、家庭裁判所や検察庁等から送付される処遇上の参考事項調査票等に記載されている犯罪被害者等の心情等の情報について、被収容者に対する指導に活用している。

保護観察所において、2007年（平成19年）12月から、犯罪被害者等の申出に応じ、犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度（心情等伝達制度）を実施しており、当該対象者に対して、被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるような指導監督を徹底している。2020年中に、心情等を伝達した件数は155件であった。また、被害者を死亡させ、又は重大な傷害を負わせた保護観察対象者に対し、しよく罪指導プログラム（資5-86-2参照）による処遇を行うとともに、犯罪被害者等の意向にも配慮して、誠実に慰謝等の措置に努めるよう指導している。2020年において、しよく罪指導プログラムの実施が終了した人員は390人であった。

さらに、2021年（令和3年）3月に閣議決定された「第4次犯罪被害者等基本計画」に基づき、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」<sup>\*21</sup>報告書、法制審議会からの諮問第103号に対する答申を踏まえ、犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実等に向けて必要となる施策を検討し、実施することとしている。

加えて、2013年（平成25年）4月から、一定の条件に該当する保護観察対象者を日本司法支援センター（法テラス）<sup>\*22</sup>に紹介し、法テラスにおいて被害弁償等を行うための法律相談を受けさせ、又は弁護士、司法書士等を利用して犯罪被害者等との示談交渉を行うなどの法的支援を受けさせており、保護観察対象者が、犯罪被害者等の意向に配慮しながら、被害弁償等を実行するよう指導・助言

\*18 NA：Narcotics Anonymous。薬物依存者の自助グループ。

\*19 AA：Alcoholics Anonymous。アルコール依存症者の自助グループ。

\*20 GA：Gamblers Anonymous。ギャンブル等依存症者等の自助グループ。

\*21 「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」

犯罪被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇を実現させるための方策等を検討することを目的に、2019年（平成31年）に法務省保護局長が設置した検討会であり、2020年（令和2年）に提言内容を含む報告書を取りまとめた。

\*22 日本司法支援センター（法テラス）

日本司法支援センター（通称：「法テラス」）は、国により設立された、法による紛争解決に必要な情報やサービスを提供する公的な法人。

を行っている。

### 資5-86-1 刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育の概要



## 刑事施設における特別改善指導

# 被害者の視点を取り入れた教育

- 指導の目標  
自らの犯罪と向き合うことで、犯した罪の大きさや被害者やその遺族等の心情等を認識させ、被害者やその遺族等に誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせる。
- 対象者  
被害者の命を奪い、又はその身体に重大な被害をもたらす犯罪を犯し、被害者やその遺族等に対する謝罪や賠償等について特に考えさせる必要がある者
- 指導者  
刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、民間協力者（被害者やその遺族等、被害者支援団体のメンバー、被害者問題に関する研究者、警察及び法曹関係者等の専門家）
- 指導方法  
ゲストスピーカー等による講話、グループワーク、課題図書（被害者の手記等）、役割交換書簡法 等
- 実施頻度等  
1 単元50分 1 2 単元 標準実施期間：3～6か月

### カリキュラム

| 項目               | 指導内容   | 方法  |
|------------------|--|---|
| オリエンテーション        | 受講の目的と意義を理解させる。<br>(カリキュラムの説明、動機付け)  | 講義  |
| 命の尊さの認識          | 命の尊さや生死の意味について、具体的に考えさせる。  | 講話、グループワーク、課題読書指導                         |
| 被害者（その遺族等）の実情の理解 | 被害者及びその遺族等の気持ちや置かれた立場、被害の状況について、様々な観点から多角的に理解させる。<br>①精神的側面<br>②身体的側面<br>③生活全般 | 講話（ゲストスピーカー等）、視聴覚教材の視聴、講義、課題読書指導（被害者の手記等） |
| 罪の重さの認識          | 犯罪行為を振り返らせ、客観的に自分が犯した罪の重さ、大きさを認識させる。   | 課題作文、グループワーク                              |
| 謝罪及び弁償についての責任の自覚 | 被害者及びその遺族等に対して、謝罪や弁償の責任があるということについて自覚させる。                                      | グループワーク、役割交換書簡法、講話（ゲストスピーカー等）             |
| 具体的な謝罪方法         | 具体的な謝罪の方法について自分の事件に沿って考えさせる。   | グループワーク、課題作文                              |
| 加害を繰り返さない決意      | 再加害を起ささないための具体的な方策を考えさせるとともに、実行することの難しさを自覚させる。                                 | グループワーク、視聴覚教材の視聴講義                        |



被害者について十分な知識と理解を持ち、受刑者の社会復帰に賛同している、犯罪被害者支援団体のメンバーや犯罪被害者（その家族等）を刑事施設に招へいし、受刑者に対し、被害者（その家族等）の苦しみや心の傷について話していただいている。

出典：法務省資料による。

## 資5-86-2 保護観察所におけるしよく罪指導プログラムの概要

## しよく罪指導プログラム

## 対 象

○被害者を死亡させ又はその身体に重大な傷害を負わせた事件により保護観察に付された者（短期保護観察及び交通短期保護観察を受けている者を除く。）  
○その他、指導プログラムを実施することが必要と判断された者

## 目 的

対象者に、犯した罪の大きさを認識させ、悔悟の情を深めさせることを通じ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対し、その意向に配慮しながら誠実に対応するよう促す。

## 実施方法

保護観察官及び保護司による個別指導



## 内 容

**導入**  
保護観察開始当初の面接において、指導プログラムの内容、方法等必要な事項を説示する。

**課題指導**

次の課題を履行させ、保護観察官又は保護司が毎回課題の内容について実施対象者と話し合う。

第1課題 自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した罪の重さを認識させる。

第2課題 犯罪被害者等の実情（気持ちや置かれた立場、被害の状況など）を理解させる。

第3課題 被害者等の立場で物事を考えさせ、また、犯罪被害者等に対して、謝罪、被害弁償等の責任があることを自覚させる。

第4課題 具体的なしよく罪計画を策定させる。

しよく罪計画の実行に向けた指導

出典：法務省資料による。

## C O L U M N 7

## 「被害者の視点を取り入れた教育」の一環としての「生命のメッセージ展」

特定非営利活動法人「いのちのミュージアム」  
代表

鈴木 共子

特定非営利活動法人「いのちのミュージアム」の主な活動が、「生命のメッセージ展」である。交通事故・犯罪等で命を奪われた被害者の等身大人型パネル（私たちは「メッセンジャー」と呼んでいる。）や遺品の靴等の展示を通じて、被害者の無念さ、遺族の慟哭（どうく）を知ってもらい、「命の大切さ」を伝える企画である。

「生命のメッセージ展」は、教育現場・企業等様々な領域で、命の授業、交通安全教育、人権教育等の啓発企画として、成果をあげていると思われる。

そして、「被害者の視点を取り入れた教育」<sup>※23</sup>の一環として、2013年（平成25年）から2017年（平成29年）までの5年間、全国の矯正施設で巡回展示を実施させていただき、2020年度（令和2年度）より再度、同様の巡回展示をさせていただいている。矯正施設での開催に当たっては、「命の大切さ」の

※23 被害者の視点を取り入れた教育  
【施策番号86】参照。

みならず、「誰も被害者にも加害者にもしない」という決意を新たに掲げて取り組んできた。

私たちの活動は、命を奪われた被害者に語るものである。等身大の人型パネルに貼られた被害者の情報や遺族の思いを知り、足元に置かれた靴に触れ、秒針だけの時計が刻む鼓動を聴き、そして会場の「赤い毛糸玉」に赤い毛糸を結んでもらう。つまり五感をとおして生きたくても生きることのできなかった被害者の存在を感じてもらうのだ。「生命のメッセージ展」にスタッフ又は遺族が立ち会えば、メッセージからのメッセージとして「罪を犯した人たちへ」という詩を朗読している。犯した罪がどのようなものであれ、他人事ではなく、自分事として向き合ってくれたなら、「贖罪」の気持ちが育まれるのではと、私たちは信じているからだ。メッセージとの出会いが「再犯防止」につながるのであれば、被害者の無念な死は無駄ではなかったと思われ、遺族にとってささやかな慰めにつながるかもしれない。

5年間の開催の成果は分からないが、「生命のメッセージ展」を見学した一部の受刑者から直接手紙や寄付を受け取ることがある。当初、矯正施設での開催に関して、かなりの抵抗感を示す遺族が少なかった。掲げた理念と抵抗感のアンビバレンスな感情を抱え、悩みながらの開催を続けてきたというのが正直なところである。直接の事件事故の加害者ではない受刑者からの手紙であっても、「生き直そう」という必死の気持ちが読み取れ、抵抗感が薄らいだ遺族もあり、再度の巡回展示に取り組むことができていいのかも。コロナ禍で2020年度は、スタッフ及び遺族の立会いができず、メッセージとなった命を奪われた被害者と直接向き合ってもらった。文字どおり「死者との対話」という訳だ。限られた見学時間なので、メッセージ全員と向き合っていただけかもしれないが、たとえ一人のメッセージであったとしても、何らかの気付きがあってほしいと私たちは願うのである。たかが人型パネル、されど人型パネルで、「死者は無力ではない」と伝えたい。

東京都日野市にある「いのちのミュージアム」には、「生命のメッセージ展」の常設展示室がある。矯正施設で「生命のメッセージ展」を見学し、その後出所してから、「いのちのミュージアム」に定期的に訪れてくれる元受刑者がいる。「贖罪」と「更生」の決意を新たにするためだということだが、こうした事例を通して、「いのちのミュージアム」が、ささやかながらも社会復帰支援につながれば幸いである。

被害者、加害者という立場の違いはあったとしても、「被害者も加害者も生まない社会」を目指して共に歩んでいける社会であってほしいと、心から願うものである。



「メッセージ」と「赤い毛糸玉」



加古川刑務所における生命のメッセージ展の様子

## 10 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究【施策番号87】

法務省は、検察庁、矯正施設、更生保護官署がそれぞれのシステムで保有する対象者情報のうち、相互利用に適する情報について、対象者ごとにひも付けること（名寄せ）により、情報の相互利用を可能とする刑事情報連携データベースシステム（System for Crime and Recidivism Prevention、SCRPR）を運用している。その上で、他の機関が個々の対象者に実施した処遇等の内容の詳細を把握できるデータ参照機能（対象者レポート表示）や、多数のデータを用いた再犯等の実態把握や施策の効果検証等を容易にするデータ分析機能（ダッシュボード出力、フリーデータ抽出）を整備・運用することにより、再犯防止施策の実施状況等の迅速かつ効率的な把握やそれぞれの機関における処遇の充実、施策の効果検証、再犯要因の調査研究等への利活用を可能とし、再犯防止施策の推進を図って

いる。具体的には、刑事施設における刑執行開始時調査の実施や、少年院における矯正教育計画の策定、更生保護官署における生活環境調整の重点的な実施に当たっての参考資料として活用した。また、2020年度（令和2年度）は、フリーデータ抽出を活用して刑務所出所者等に対する就労支援事業の効果検証を実施し、効果的な支援について検討を行った。そのほか、2019年度（令和元年度）は、再犯の状況や施策の実施状況を把握するための機能の充実やシステムを活用する職員向けの研修を実施したほか、2020年度には「矯正施設におけるSCRPデータの活用が学べるガイドブック」を作成し、同システムの活用促進を図った。

また、2019年4月に、矯正研修所に「効果検証センター」を新設し、矯正処遇、矯正教育、社会復帰支援、鑑別・観護処遇等に係る効果検証に加え、アセスメントツール（例えば、受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）（【施策番号66】参照）、法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）（【施策番号66】参照）や処遇プログラムの開発及び維持管理に資する研究等を体系的に実施している。2020年3月には、刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果<sup>\*24</sup>を公表したほか、2020年度には、各種アセスメントツールや指導プログラムの開発、効果検証等によって得られた知見等を実務に積極的に還元するため、研究法、認知行動療法、ギャンプル等依存症の理解等をテーマとして取り上げ、拡大研修会を計画的に企画・実施した。

なお、2020年6月に性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において取りまとめられた「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」においては、性犯罪・性暴力対策の抜本的な強化のための方策の一環として、仮釈放中の性犯罪者等にGPS機器の装着を義務付けること等について、諸外国の法制度・運用や技術的な知見等を把握し、その結果を踏まえて所要の検討を行うことが掲げられており、2021年度（令和3年度）末までを目途として、法務省において諸外国の調査を行うこととしている。

法務総合研究所において、2020年3月、研究部報告62「薬物事犯者に関する研究」を発刊し、我が国における薬物事犯の動向及び薬物事犯者の処遇の現状、諸外国における薬物事犯者処遇の近況、覚醒剤事犯で刑事施設に入所した者への質問紙調査の実施結果等をまとめて報告している（【施策番号47】参照）。

※24 刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果についてはこちら  
（URL：[https://www.moj.go.jp/kyousei/kyousei05\\_00005.html](https://www.moj.go.jp/kyousei/kyousei05_00005.html)）





# 第6章

令和3年版  
再犯防止推進白書

## 民間協力者の活動の促進等、 広報・啓発活動の推進等のための取組

第1節 民間協力者の活動の促進等

第2節 広報・啓発活動の推進等



彼岸花

# 民間協力者の活動の促進等、 広報・啓発活動の推進等のための取組

## 第1節

## 民間協力者の活動の促進等

## 1 民間ボランティアの確保

## (1) 民間ボランティアの活動に関する広報の充実【施策番号88】

警察は、2021年（令和3年）4月現在、少年警察ボランティアとして、少年補導員約4万8,000人、少年警察補助員約220人及び少年指導委員約6,300人を委嘱しているほか、2021年3月現在、大学生ボランティア約5,700人が全国で活動している。地域住民等の間にこれらのボランティアの支援活動等に協力する気持ちを醸成するため、新聞・テレビを始め、警察のウェブサイト<sup>※1</sup>や広報誌（紙）等を通じて、活動に関する広報を行っている。

法務省は、“社会を明るくする運動”（【施策番号101】参照）の広報・啓発行事や、ツイッター等のソーシャルネットワーキングサービス（法務省（[https://twitter.com/MOJ\\_HOUMU](https://twitter.com/MOJ_HOUMU)）、法務省保護局（[https://twitter.com/MOJ\\_HOGO](https://twitter.com/MOJ_HOGO)、[https://www.instagram.com/moj\\_kouseihogo/](https://www.instagram.com/moj_kouseihogo/)））を通じて更生保護ボランティア（【コラム8】参照）の活動を紹介したり、啓発資材を作成・配布したりすることによって、更生保護ボランティアの活動に関する広報の充実を図っている。

2020年（令和2年）7月には第70回“社会を明るくする運動”強調月間キックオフイベントを、また2020年11月には芸能事務所とのコラボレーションイベント「もっと知ってほしい！BBS会」を開催し、著名人と更生保護ボランティアによるトークイベントを行った。そのほか、全国各地で若年層を含む幅広い年齢層を対象とする広報活動を行った。

また、2019年（令和元年）5月総務省及び法務省は、連名により、地方公共団体に対し、保護司の人材確保等の保護司活動に対する一層の理解と協力について依頼を行った。

## (2) 更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供【施策番号89】

法務省は、2016年度（平成28年度）から、保護司活動インターンシップ制度を導入している。この制度は、保護司会が地域住民又は関係機関・団体に所属する人等に保護司活動を体験する機会を提供することにより、地域住民等の保護司活動に対する理解と関心を高め、保護司の確保に資することを目的としている。

2020年度（令和2年度）も、地域の実情に応じたインターンシップを実施し、保護司会が実施する自主研修や犯罪予防活動等への参加をきっかけに、保護司活動等について理解が深まり、実際の保護司の委嘱につながるなど一定の成果が見られたことから、引き続き同制度を続けていくこととしている。

## (3) 保護司候補者検討協議会の効果的な実施等【施策番号90】

保護司候補者検討協議会は、保護区内の保護司候補者を広く求め、必要な情報の収集及び交換を行うことを目的として、保護観察所と保護司会が共同で設置する協議会である。同協議会は、保護司のほか、町内会又は自治会関係者、社会福祉事業関係者、教育関係者、地方公共団体関係者、地域の事

※1 警察庁ウェブサイト「少年非行対策」URL  
（<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/index.html>）



情に通じた学識経験者等に参加の協力を得て開催されている。

法務省は、保護司会と協力し、同協議会において保護司適任者に関する有益な情報が得られるよう、地方公共団体の職員等、地域の実情をよく把握した人を協議会委員として選定したり、特に保護司が必要な区域を対象に同協議会を開催したりするなどの取組を行っている。また、地方再犯防止推進計画の策定に向けた地方公共団体に対する働き掛けなどの機会を通じ、地方公共団体に対して、保護司活動の意義についてより一層の理解と協力を要請している。

また、2019年（平成31年）3月に法務省と保護司の全国組織である更生保護法人全国保護司連盟が共同して策定した「保護司の安定的確保に関する基本的指針（改訂版）」（資6-90-1参照）においても、保護司活動インターンシップ（【施策番号89】参照）や同協議会を積極的に運用することとしているほか、2019年度（令和元年度）は、保護司適任者の確保に関し、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業分野の国民に対して保護司活動等について効果的に訴求する方策について調査研究を実施し、調査結果を取りまとめたマニュアルを作成した（資6-90-2参照）。

さらに、2020年（令和2年）2月に法務省と更生保護法人全国保護司連盟が共同で「保護司の適任者確保のための緊急行動宣言」を行い、2020年度は、更生保護官署と保護司組織がより緊密に連携し、保護司の適任者確保に向けた取組を緊急的かつ強力に推進するため、地方対策本部の設置を進めた。

#### 資6-90-1 保護司の安定的確保に関する基本的指針（改訂版）の概要

| 保護司の安定的確保に関する基本的指針【改訂版】（平成31年3月）の概要 |  |
|-------------------------------------|--|
| 背景・経緯                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成26年3月に法務省保護局と全国保護司連盟が共同し、「保護司の安定的確保に関する基本的指針」を策定</li> <li>○ 指針策定を受け、国、保護司組織において各種の取組を推進</li> <li>○ 一方、指針策定後も保護司の減少傾向や高齢化は改善されず</li> <li>○ 指針策定後の取組状況を検証し、保護司組織と共同して平成31年3月に指針を改訂</li> </ul>   |
| 保護司の安定的確保のための主な方策                   |  |
| 適任者の確保                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>保護司適任者の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護司候補者検討協議会の効果的な運用や関係機関等への組織的な協力依頼</li> <li>・ 保護司適任者に関する人材情報の提供を含めた地方公共団体との協力の推進</li> <li>・ 保護司活動インターンシップの効果的な運用と実施に対する必要な支援 等</li> </ul> </li> <li>○ <b>保護司活動の広報啓発</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な媒体を活用した積極的かつ戦略的な情報発信 等</li> </ul> </li> </ul>   |
| 保護司の定着                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>経験年数の少ない保護司に対する支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更生保護サポートセンターの効果的な活用</li> <li>・ 複数担当制の積極的な活用 等</li> </ul> </li> <li>○ <b>保護司の個々の事情に応じた適正な活動量及び活動内容等への配慮</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業等様々な事情に応じた活動内容の配慮 等</li> </ul> </li> <li>○ <b>効果的かつ効率的な保護司活動のための取組</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護司会運営の中心となる保護司や保護観察官の育成 等</li> </ul> </li> </ul> |
| 意欲の尊重                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>保護司の活動意欲の尊重</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長く保護司活動に従事した人たちが等の活動環境の整備についての検討 等</li> </ul> </li> </ul>   |

出典：法務省資料による。

## 資6-90-2 「保護司の安定的な確保」のためのマニュアルの概要

## 「保護司の安定的な確保」のためのマニュアル

法務省において、民間のコンサルティング会社と連携し、保護司会が保護司の適任者を安定的に確保するための効果的な方法をまとめたもの。

|      |   |
|------|---|
| 主な内容 | 1 保護司会からのヒアリングや国民へのアンケート調査の結果から、保護司の担い手の探し方や広報の仕方を紹介するとともに、保護司確保に向けた効果的な活動のためのヒントを紹介している。                           |
|      | 2 保護司になれる人の特徴を次の4つに分類し、その特徴に応じた効果的なアプローチ方法を示している。   |
|      | (1) <b>今すぐ保護司になれる人</b><br>保護司になるための方法を明確にして、 <b>自ら手を挙げやすいように働き掛ける</b> ことが効果的。例えば、他のボランティア活動や地域活動を通じた働き掛けが有効である。     |
|      | (2) <b>一部の活動であれば保護司になれる人</b><br>一部の活動（処遇活動／研修や会合への参加／街頭や小中学校での広報活動）を希望しているため、 <b>活動のバランスについて相談できること</b> をアピールすると効果的 |
|      | (3) <b>ためらう理由が解消されると保護司になれる人</b><br>処遇活動を複数担当制で行ったり、経験年数が少ない保護司が相談しやすいような環境を作ったりと、 <b>支援体制を手厚くすること</b> が効果的         |
|      | (4) <b>将来的に保護司になれる人</b><br>仕事と両立できるよう <b>一部の活動に比重を置いた保護司活動を認める、活動時間を選択できる</b> ようにすることが効果的                           |
| 活用方法 | 保護司会の困りごとを整理<br>どのような方法で保護司になれる人に呼び掛けをしたらいいかわからない…  |
|      | マニュアルの該当部分を読む<br>困っていることに関係する部分を読む。   |
|      | 今後の計画について話し合う<br>保護司会等で今後の方針等を話し合ってみる。<br>※マニュアルの参考様式を活用する。   |

出典：法務省資料による。

## ② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

## (1) 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実【施策番号91】

警察は、少年を見守る社会気運を一層高めるため、自治会、企業、各種地域の保護者の会等に対して幅広く情報発信するとともに、少年警察ボランティア等の協力を得て、通学時の積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭補導の実施、社会奉仕体験活動等を通じて大人と触れ合う機会の確保に努めている（【施策番号60、78、88】参照）。こうした少年警察ボランティア等の活動を促進するため、当該活動に関する広報の充実を図るとともに、謝金や交通費等を必要に応じて支給するほか、研修の実施や民間団体等が実施する研修への協力を推進するなど、支援の充実を図っている。

## (2) 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号92】

法務省は、保護司、更生保護女性会員、BBS会員等の更生保護ボランティアが、それぞれの特性をいかして活動することを促進するため、各種研修の実施を始めとする支援を行っている。また、保護観察所は、各都道府県等に置かれた更生保護協会等の連絡助成事業者（2021年（令和3年）4月現在、全国で67事業者）と連携し、同事業者が行う保護司等の更生保護ボランティアの円滑な活動を支えるための助成、研修等のほか、犯罪予防や更生保護に関する広報活動等を推進している（【コラム9】参照）。

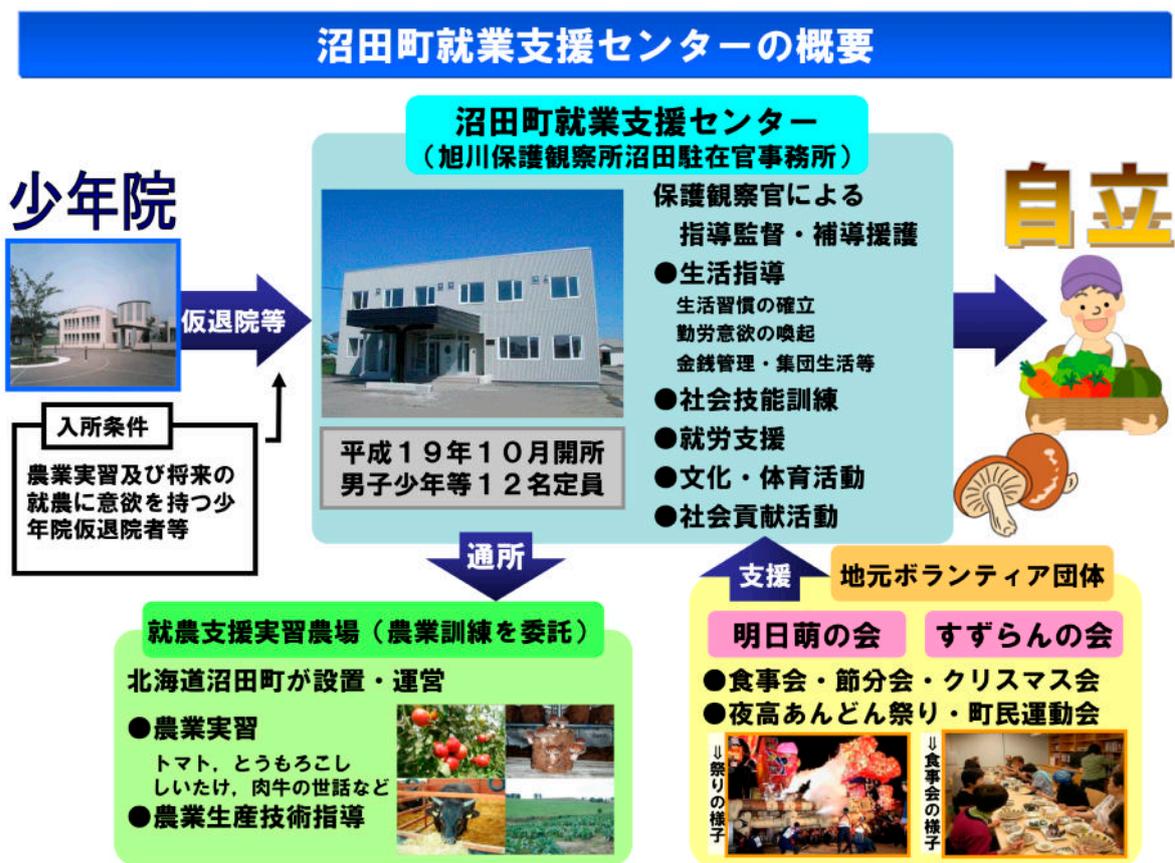
2014年度（平成26年度）から、民間協力者による更生保護の諸活動を一層充実したものとするため、保護司会、更生保護女性会及びBBS会の相互の連携を強化することに焦点を当て、各団体の取組を共有するとともに、新たな連携方策を検討するための講義及びグループワークを行うことなどを主要内容とする三団体合同の研修も各地において行っており、同研修がきっかけとなって“社会を明

るくする運動”（【施策番号101】参照）における広報啓発活動等で具体的な連携が進むなど、効果を上げている。

また、保護司の複数担当制（保護観察事件や生活環境調整事件について、1件の事件につき複数の保護司が事件担当として指名されるもの）（【施策番号98】参照）や地域処遇会議（複数の保護司が集まり、処遇や地域活動に関して情報の交換や共有を行うための会議や打合せ会）等、保護司相互の相談・研修機能を促進する取組を行っているほか、保護司会が関係機関との連携を更に促進し広報啓発活動をより充実して行うことができるよう、引き続き、保護司及び保護司会活動への支援の充実を図っている。

なお、2018年度（平成30年度）及び2019年度（令和元年度）においては、法務省保護局、北海道沼田町及び特定非営利活動法人日本BBS連盟の共催により、沼田町就業支援センター※2（資6-92-1参照）において、BBS会員が同センターの入所少年と農業実習等を体験するプロジェクトを実施するなど、BBS活動の更なる充実を図るための支援を行った。また、2020年度（令和2年度）においては、BBS会において、法務省保護局が作成した研修教材（施策番号96参照）を参考に、クラウドファンディングにより、このプロジェクトを継続するための資金を独自に確保した。

資6-92-1 沼田町就業支援センターの概要



出典：法務省資料による。

※2 沼田町就業支援センター

2007年（平成19年）に北海道雨竜郡沼田町に開所した、旭川保護観察所沼田駐在官事務所に付設する宿泊施設に少年院を仮退院となった少年等を宿泊させて保護観察を実施するとともに、沼田町が設置運営する農業実習施設において、専門指導員の下で農業に関する訓練を実施することにより、農業を中心とした就業、自立を促進し、改善更生を図ることを目的とする施設。

### (3) 更生保護サポートセンターの設置の推進【施策番号93】

更生保護サポートセンター（資6-93-1参照）は、保護司会を始めとする更生保護関係団体と、地域の関係機関・団体及び地域住民との連携を強化し、更生保護活動の一層の充実強化を図ることを目的とした更生保護ボランティアの活動拠点である。多くの更生保護サポートセンターでは、保護司が保護観察対象者等との面接場所の確保が困難な場合に利用できるよう面接室も備えているほか、更生保護サポートセンターは、保護司会活動の活発化や地域のネットワークの構築の拠点としても機能している。

法務省は、2008年度（平成20年度）から、地方公共団体等と連携して更生保護サポートセンターの整備を行い、2019年度（令和元年度）末までに全ての保護司会に整備した。更生保護サポートセンターは、市役所、福祉センター、公民館等に設置されている。

#### 資6-93-1 更生保護サポートセンターの概要

### 更生保護サポートセンターによる保護司活動の推進

- 保護司・保護司会の地域における活動拠点
- 保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用するなどし、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐
- 地域の関係機関・団体との連携推進や保護司の行う処遇活動に対する支援を実施
- 平成20年度から整備し、令和元年度末までに全国の保護司会に整備

#### 更生保護サポートセンターの機能・効果

##### 保護司の行う処遇活動への支援

- ・保護観察対象者やその家族との面接場所の提供
- ・保護司の行う処遇活動に関する相談への対応
- ・保護司同士の処遇協議や情報交換等

##### 地域に根ざした犯罪・非行予防活動の推進

- ・地域のニーズ等を踏まえた犯罪予防活動の企画・実施
- ・一般住民からの非行相談の実施

##### 地域支援ネットワークの構築

- ・地域の様々な機関・団体との処遇協議等の連携
- 地方公共団体、教育委員会・学校、児童相談所、福祉事務所・社会福祉協議会、警察・少年センター、ハローワーク



例  
福祉事務所・社会福祉協議会  
警察・少年センター、ハローワーク

##### 地域への更生保護活動の情報発信

- ・更生保護や保護司会活動に関する情報の発信
- ・保護司適任者の確保  
(保護司候補者検討協議会の企画・実施、保護司活動インターンシップの企画・実施)



#### 保護司会における関係機関との協議会実施回数

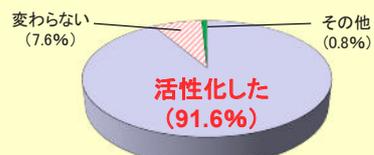


※サポセン設置による地域連携の状況  
(対象:平成25年度設置90地区)



**設置により地域での支援ネットワークが拡大**

#### 保護司会活動の活性化について



(平成29年度までにサポートセンターを設置した501地区を対象)

**設置により保護司の活動意欲が向上し、活動が活発化**

出典：法務省資料による。

## C O L U M N 8

## 再犯防止を支える民間協力者の方々

矯正施設や更生保護の分野で活動している民間協力者の方々に、その取組について伺いました。

1 篤志面接委員<sup>※3</sup>

多摩少年院 大塚 啓志

**Q：篤志面接委員になったきっかけを教えてください。**

**A：**定年後は社会貢献活動をしたいと考えていたところ、退職時に元矯正職員の知人から篤志面接委員の存在を教えてくださいました。その後、篤志面接委員制度のパンフレット等を拝読して、是非参加したいとお伝えしたことがきっかけです。

**Q：篤志面接委員のやりがいを教えてください。**

**A：**自分の言葉が少年の生き方に新たな希望とヒントを与え、社会内で更生する手助けになると実感したときにやりがいを覚えます。

いわゆる「オレオレ詐欺」事件の受け子の少年には、「被害者のその後を知っているかい。」と問い掛けたり、少年が被害者に与えた物的・金銭的・精神的損害を金銭に換算するとどのくらいになるのかを説明したりしています。また、「役割分担の程度」や「手にした分け前の金額」で責任の範囲が決まるわけでないことを理解させ、犯罪がいかに割に合わない行為であるかについて認識させるとともに、被害者の人生を狂わせたことに向き合わせます。自らの責任を漠然としか理解できていなかった少年が、自らの責任と正面から向き合い、二度とこのような愚かなことをしないと決意表明した後、面接を重ねていくにつれて、表情が明るくなっていくのを見ると、やりがいを感じます。

**Q：新型コロナウイルス感染症の影響とそれに対する対処を教えてください**

**A：**新型コロナウイルス感染症が社会経済全般に多大な影響を及ぼす中、篤志面接活動も大きな影響を受けています。具体的には、個人面接の際に、少年との間に飛沫防止用のパーティションが設けられ、ソーシャルディスタンスを保って面接することとなっているほか、定期的に換気をする事となっています。また、地域の感染拡大状況によっては、篤志面接活動が中止となることもあります。

小規模の室内で少年と対面し、時間をかけて会話するこれまでの面接のスタイルを今後も維持できるか固唾をのんで見守りつつ、新しいニーズや生活様式の変化に対応できる新たな篤志面接活動の在り方について、思いを巡らせているところです。

**Q：印象に残っている対象者の体験談を教えてください**

**A：**飲酒・無免許運転による交通事故で被害者に多額の損害を与えた少年が印象に残っています。

その少年から、「民事責任は自分でなく親が負うのか。」「祖父母が損害賠償金を支払うと聞いたが、祖父母に支払義務はあるのか。」といった相談を受けました。私は、未成年者でも中学生程度になれば責任能力はあり、不法行為による損害賠償責任は自らが負うこと、当然、祖父母には責任はないことなどを説明しました。また、少年は気持ちの浮き沈みが激しく、規律違反を繰り返す



面接の様子

※3 篤志面接委員  
【施策番号98】参照。

など感情のコントロール方法に課題があったため、少年院における生活についても相談に乗っていました。

出院後は自分の力で被害弁償をして、将来は飲食店を経営したいと笑顔で話していた少年でしたが、新型コロナウイルス感染症に関する報道を見るたびに、少年の面影を重ねて息災を願う昨今です。

## 2 教誨師<sup>※4</sup>

府中刑務所 高岡 精司

**Q：教誨師になったきっかけを教えてください。**

**A：**教誨師を務めていた先輩の紹介で、教誨を始めました。教誨師になる際、学生時代に法学の講義で、「法律とは涙を去って律すること」と解説を受けたことを思い出しました。そうであるならば、私は教誨師として、罪を犯し、刑の執行を受ける人々に涙を持って接し、更生の道を共に考える存在になろうと心得たのでした。

**Q：教誨師のやりがいを教えてください。**

**A：**被收容者と接していて、彼らが早い時期に宗教に触れる機会があれば、犯罪を回避することができたのではないかとと思われることが多くありました。知識として宗教による考え方を参考にできれば、罪を犯すことを回避し、被害者と加害者が生じることもなかったかもしれません。

教誨師とは、信仰を強制することなく、宗教を礎にした考え方を話し、正しい生き方を被收容者と共に考える存在だと思います。活動を重ねる中で、常に中立の立場を崩さず、罪を責めることなく、被收容者の立場に立って一緒に人生を考えていくことが大切だと思うようになりました。最初は厳しい視線で私を見ていた被收容者と幾度も話を重ね、やがて彼らの顔に笑顔が浮かぶようになったとき、教誨師の活動の大切さが理解できたように感じられたのです。

**Q：新型コロナウイルス感染症の影響とそれに対する対処を教えてください**

**A：**矯正施設では、厳正な規律の下、健康な心と身体で社会復帰を目指す努力が日々なされているものと承知しています。そのため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時期には、教誨活動が中断されてしまうなど、満足に教誨活動を実施できない状況が続いています。

一般社会ではリモートによる会議や教育が行われていますが、矯正施設においては施設内の規律秩序の維持と被收容者の権利擁護、そして、外部協力者の安全確保を踏まえると、現状ではリモートによる教誨を行うことは困難でしょう。したがって、教誨師一人ひとりが正しい情報による感染症拡大防止に努めるとともに、一般社会における感染が収束へ向かう状況が来て、ようやく教誨活動が正常化されるのではないのでしょうか。それまで教誨師は、自己の研鑽<sup>けんざん</sup>に励むことが大切であると考えています。

**Q：印象に残っている体験談を教えてください**

**A：**知り合いの住職が自分の寺で法話会を行っていたとき、聴衆の一人がその住職に次のように話しかけたそうです。「自分は刑務所で高岡教誨師の教誨を受けたが、お勤めの読経をする意義の説明を受けなかった。」

この話を聞いたとき、思い返すと心当たりがありました。出所した被收容者が再犯をして再び刑務所に戻り、私の教誨を求めて来たことが度々あったため、「教誨を行ってもまた戻ってくる。自分の教誨は役立っていないのか。」という思いに満ち、初心を忘れ、一方的に話をする教誨になってしまっていたのです。しかし、被收容者が社会復帰し、偶然にも知人の住職<sup>しゆしやく</sup>の法話会に参加して、話をしてくれた。このことが私の慢心を諫めてくれました。それからというもの、私は元被收容者の言葉に感謝して、初心を忘れることなく、被收容者に接していくように心掛けています。



集団教誨の様子

※4 教誨師  
【施策番号98】参照。

### 3 矯正施設で活動するその他の民間協力者

FC東京クラブコミュニケーター 石川 直宏

**Q：少年院での活動を始めることになったきっかけを教えてください。**

**A：**FC東京普及部のコーチが多摩少年院を訪問してサッカー教室をする機会があり、その際に一緒に参加したのがきっかけです。

現役を引退して、FC東京クラブコミュニケーターとなり、FC東京を地域に愛されるクラブにしているために、地域社会と一体となって行うホームタウン活動にも積極的に関与していく中で依頼があったものです。サッカー教室だけでなく、当クラブの施設で少年たちの職業体験を受け入れた際も、少年と話をしたりしています。

**Q：活動のやりがいを教えてください。**

**A：**職業体験の一環として、少年たちにクラブの施設へ来てもらった際は、歓声を浴びてスタジアムで躍動する選手たちが繰り広げる試合の裏側でピッチや芝の手入れ、ジャージ、スパイクの準備などに多くの人が関わっていることや、その一員として「自分も役に立っているんだ。」という充実感・達成感を感じてもらえたらと思っています。少年たちにとって「誰かを応援し、その応援で誰かのチカラになった。」という体験になってくれたのであれば、こんなに嬉しいことはありません。少年たちと関わる時、正直最初は構えてしまうところもありましたが、サッカーを通じて段々と彼らと距離を縮めることができ、最初は見られなかった少年たちの笑顔や明るい表情を見ることができました。また、少年たちからは、私たちの姿を通じて、「社会でも頑張れそうだ。」「チャレンジする勇気をもらえた。」といった、前向きな言葉を聞くこともできました。サッカーが持つ力、またクラブとして取り組んでいる地域社会と一体となった活動の価値を再認識することにつながりました。

**Q：新型コロナウイルス感染症の影響とそれに対する対処を教えてください。**

**A：**緊急事態宣言の発令に伴い、これまでのように少年たちを招いて、クラブの施設での職業体験の機会を作ることができなくなってしまいましたが、多摩少年院との関係が途切れないよう、ビデオレターを通じて少年院にメッセージを届けるアクションを提案させていただきました。少年たちには、自己肯定感を高めてもらうこと、社会から取り残されていると思ってもらいたくないこと、社会で応援している人もいることをきちんと感じてもらいたくて、ビデオメッセージに想いを込めて届けました。多摩少年院からは、ルヴァン杯の決勝（注）前に激励メッセージを書いたボールを贈ってもらい、選手からもお礼や決勝戦への決意を、改めてメッセージとして届ける形で交流を続けてきました。また、多摩少年院を長くサポートされてきた地域の皆さんに対しても、私たちのクラブがこうした交流を重ねていることを報告し、応援してくれている人々の横のつながりが広がっていくように心掛けています。

（注）ルヴァン杯の決勝

2021年（令和3年）1月4日に開催されたJリーグYBCルヴァンカップ決勝（柏レイソル対FC東京）

**Q：活動を行う上で心掛けていることを教えてください。**

**A：**年齢や立場に関わらず、フラットな関係性やコミュニケーションを意識しています。これは、相手が誰であっても意識していることで、まず相手に対して興味を持って、相手のことを知りたいと思うこと、話を聞くことを大事にしています。

サッカーを通じて大切に思っているのは相手をリスペクトすることです。ファン・サポーターや味方チームはもちろん、相手チームに対しても、リスペクトを持たないとサッカーは成り立ちません。選手時代に、けがをしたり、試合に出られないときは、苦しい反面、周りの人からの応援などを実感できる時間でもありました。うまく行っ



FC東京普及部のコーチメンバー

たないときこそ、色々な人の声が心に響いて、それが困難を乗り越える力になりました。少年院の少年たちもまた、つまずいた経験があるという点では自分に重なる部分もあって、周囲の人からの頑張れと

いう声を立ち直りに生かしてほしいと思います。しんどいときこそ、自分自身に目を向けて努力や信頼を積み上げながら課題を乗り越えるきっかけにできるか、うまく行かないことを人や環境のせいにしてしまうかの分かれ道です。少年たちの心の中で、うまく行かない時期こそ、自分の課題を乗り越えるチャンスだという気付きや発見につながってくればいいなと思います。



FC東京クラブコミュニケーター石川様



在院者からの激励メッセージが書かれたサッカーボール

#### 4 保護司<sup>※5</sup>

佐世保地区保護司会 岡崎 公一

**Q：保護司になったきっかけを教えてください。**

**A：**祖父が保護司をしていた頃、祖父の活動の大変さを強く感じていました。私自身、年を重ね、更生保護について関心を持つようになり、祖父が行っていた保護司活動の重要性や必要性を感じました。加えて、父が就労支援事業を行っていたことや保護司会からの推薦もあって、保護司になることを決めました。

**Q：保護司のやりがいを教えてください。**

**A：**保護観察対象者が保護観察中に更生に向けて頑張っている様子を近くで見られるとやりがいを感じます。担当していた保護観察対象者から、保護観察終了後に結婚したと連絡があり、嬉しく思ったことがあります。

また、保護司会の活動では、保護司全体で盛り上がり一緒に活動ができれば良いですが、地区内の保護司数が多いので、一部の保護司だけで進めていかざるを得ない実情があります。会長としては、保護司会全体と一緒に盛り上がるための活動を考え、それを実現させていくことに面白さを感じています。

**Q：新型コロナウイルス感染症の影響とそれに対する対処を教えてください**

**A：**2020年（令和2年）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、なかなか思うように活動できない状況が続きました。保護司会でコロナ禍でもできる活動について検討し、これまで行っていた活動に感染防止対策を講じ、工夫しながら実施しました。

これまで実施していた薬物乱用防止教室については、中学校に出向き、別室から生徒に対しオンラインで講話を行いました。毎年実施している弁論大会も中止を考えましたが、無観客での開催、発表者のマイクは毎回消毒する等の対策を講じながら実施することができました。



“社会を明るくする運動”の広報活動の様子

※5 保護司  
【指標番号15】参照。

また、“社会を明るくする運動”の広報活動については、非接触型の活動として、広報車を利用し、保護区内を約1週間にわたって巡回して実施しました。広報車による巡回は、地域住民に直接訴える良い機会となりました。

**Q：力を入れている取組について教えてください**

**A：**“社会を明るくする運動”の活動の一環として「心に花を咲かせようプロジェクト」を発足させました。

更生保護サポートセンターで試行的に、社明運動のシンボルであるひまわりを種から育てました。今後、苗を保育園、コミュニティセンター、更生保護施設佐世保白雲や駅の構内等に配るほか、休耕地も利用してひまわりの花を咲かせる予定です。

更生保護に対し深い関心を持ってもらい、意識の高揚が図られることを願って活動を行っています。

## 5 更生保護女性会<sup>※6</sup>

鹿児島県更生保護女性連盟 長野 瑛や子

**Q：更生保護女性会に入ったきっかけを教えてください。**

**A：**私自身が、人のために尽くす教えである「島津いろは歌」(注)の7首「科ありて 人を斬るとも軽くすな いかす刀も ただ一つなり(解釈：悪いことをしたからといって、その人を軽々しく罰してはいけません。もう一度チャンスを与えて生かすこともできるのです。)」を知り、戦国時代から博愛の精神が詠まれていることに深く感銘を受けたこと、また先達の教えもあって自然に人のために尽くす活動をしようと考えたこと、そして島津久子日本更生保護女性連盟名誉会長の長年の思いを綴られた著作「星に花に愛」に感銘を受けたことから、更生保護女性会に入会しました。

(注) 戦国武将島津忠良が、5年余の歳月をかけて完成させたという47首の歌。のちに薩摩藩で教育基本の精神となったといわれる。

**Q：更生保護女性会のやりがいを教えてください。**

**A：**鹿児島県においても地方再犯防止推進計画が策定され、その取組の一つとして、保護司会やBBS会と連携して、刑務所出所者や保護観察を終えた人などを対象に「ひまわり教室」を実施しています。

料理教室やグランドゴルフ、農業体験等を通じて楽しく居場所づくりや仲間づくりをすることで、再犯防止につながればと思って活動をしています。

料理教室で鹿児島のふるさとの味「がね」(芋、ニラなどのかき揚げ)をみんなで作ったときには、料理をしたことのない人も多く、不格好な「がね」がたくさん出来上がりました。それでも自分たちで作った料理は格別美味しく感じられるようで、「はじめてこんな料理作った!」「はじめてこんな料理食べた!」と興奮気味にたくさん平らげる彼らの様子を見て、とても嬉しく感じました。

**Q：新型コロナウイルス感染症の影響とそれに対する対処を教えてください**

**A：**昨年度は、「ひまわり教室」で計画していた様々な行事が、新型コロナウイルスの影響で中止を余儀なくされました。でも、「コロナだからこそできることをやろう!」と心機一転、考え方を変えて、感染症対策を取りやすい屋外での「農業体験」と「そば打ち体験」を新たに計画しました。

感染拡大が落ち着いてきた2020年(令和2年)9月、感染症対策をしっかりと行った上で、農業経験者の指導のもと、みんなでそばの種まきを行いました。そして年越しそばに合わせて2020年12月上旬に収穫をしたのですが、感染拡大の影響で



更生保護女性会によるそばの植え付けの様子

※6 更生保護女性会  
【施策番号59】参照。

延期となり、拡大状況が落ち着いた2021年（令和3年）3月上旬、収穫したそばを使って自分たちでそば打ちをし、みんなでかけそばを食べることができました。食べ終わった後は「心の相談員」として、参加者に対して「何か困ったことはない？」などと雑談の中で声をかけます。みんな心を開いて涙を流しながら話してくれました。

**Q：今後、更生保護女性会としてどのような取組みをしていきたいか教えてください。**

**A：**地域に受け皿となる居場所があれば、出所者にとってどれほど心強いことでしょうか。「ひまわり教室」では、今後も保護司会やBBS会のみならず、更生保護法人、協力雇用主会、県や市町村とどんどん連携の輪を広げ、例えば空き家を活用する等、多角的な支援を可能として、より良い居場所づくりに取り組んでいけたらと思っています。

また、将来的には、「心の相談員」の育成に力を入れていきたいと考えています。更生保護ボランティアには保護司・更生保護法人・BBS会等様々な関わり方がありますが、更生保護女性会としての特性を生かし、支援が必要な方に対し、優しさや奉仕の精神、慈しみを持った関わりのできる「心の相談員」を育成することで、一人でも多くの方の心に寄り添い、より良い居場所づくりに貢献していきたいと考えています。

## 6 BBS会<sup>※7</sup>

SGU江別BBS会 工藤 大輝

**Q：BBS会員になったきっかけを教えてください。**

**A：**元々高校生の頃から、ボランティアのような、人のために何かをすることが好きでした。その後、大学に入学した際、同期から「BBS会というボランティアサークルがある」と教えてもらったのをきっかけに、活動に興味を持ち入会しました。

**Q：BBS会における活動のやりがいを教えてください。**

**A：**活動に関わる少年や子どもたちは、私たちには想像がつかないような環境に置かれていることが多いです。彼らと“ともだち”という対等な立場に立つことで、新たな価値観に出会うことも多く、活動では、BBS会員が少年や子どもたちを一方的に支援するだけでなく、逆に少年や子どもたちから何かを与えられることもあり、充実感があります。

そんな彼らとの関わりの中で、どのような関わり方が最善なのかを考えながら新しいことにチャレンジし、その結果、少年や子どもたちとより良い関係を築くことができたり、活動に関係する大人の方々に認めてもらえたりすると、「学生である自分にも誰かのためにできることがあるのだな」とやりがいを感じます。

**Q：新型コロナウイルス感染症の影響とそれに対する対処を教えてください。**

**A：**私たちの活動の根幹は人と人との関わりなので、コロナ禍の中ではどうしても出来ることが限られてしまいます。そんな中でも、なんとか少年や子どもたちと関わることはできないか、模索しているところです。

また、大学での対面講義が無くなったことで、新しく入会してくれた会員と一度も顔を合わせる事ができないという問題も発生しています。新会員とは定期的に連絡をとって、できる限り繋がりを保つようにはしています。

**Q：SGU江別BBS会が行ったクラウドファンディングによる資金調達について、取組を始めた経緯や苦労したこと、工夫したことなど教えてください。**

**A：**2018年（平成30年）から、少年院を仮退院し沼田町就業支援センターに入所している少年たちと交流する活動を開始しました。しかし、この活動の予算は2年間の期限付きだったので、予算がない3年目以降に沼田町就業支援センターでの活動を続けることは困難でした。沼田町就業支援センターでの

※7 BBS会  
【施策番号59】参照。

活動に強い思い入れがある会員もおり、その活動が終了を余儀なくされることは残念でなりません。そこで、沼田町における活動の資金を調達するため、クラウドファンディングに挑戦することになりました。

クラウドファンディングを行う上で一番難しかったのは、取組を様々な方に知ってもらうことでした。開始直後は、沼田町やBBS会の関係者の方からの支援が多かったのですが、関係者だけではなく、更生保護の活動自体をあまり知らない人にもこの活動を知ってもらいたいと考えようになりました。そこで、地域の新聞に、当会のクラウドファンディングについての記事を掲載していただくことにしました。こうしたより広い層の方に活動を知ってもらうための工夫が功を奏したのか、結果的には目標の倍額以上の寄附を集めることができました。この寄附を活用して、沼田町就業支援センターにおける活動を2020年（令和2年）も実施することができました。



BBS会員が少年と一緒に農作業を行っている様子

## 7 協力雇用主<sup>※8</sup>

山梨県の協力雇用主 TAC武田消毒株式会社代表取締役 中村 猛志

**Q：協力雇用主になったきっかけを教えてください。**

**A：**知り合いの協力雇用主の方から話を聞き、協力雇用主の存在を知りました。最初は刑務所を出られた方を雇用することに対して迷いもありましたが、立ち直り支援に興味があり、彼らが将来的に再犯しないことに繋がるならば協力したいという思いから、協力雇用主になりました。

**Q：協力雇用主のやりがいを教えてください。**

**A：**これまで3名の保護観察対象者を雇用したことがあり、そのうち2名は勤続期間が3年近くになりました。

当社では、社員全員に日報を手書きで書いてもらい、私が本人の上司や同僚から業務の報告を受けます。仕事に関するものなので、うそを書けばわかりますし、心が入っていないことも文脈一つから伝わります。字を見ても、今日は調子がいいなということが読み取れます。彼らの日報を読むと、一日一日、少しずつ変わっていく姿が感じられ、彼らが会社の雰囲気や溶け込んでいこうと努力していることが伝わってきます。日報だけでなく、入社してから彼らの目つきや言葉遣いも徐々に変わり、今では他の社員の模範となるような社員になってくれました。彼らが日々研鑽を重ねていく姿がとても頼もしく、少しずつ変わっていく彼らの姿を見ることは、自分のやりがいにも繋がっています。

**Q：新型コロナウイルス感染症の影響とそれに対する対処について教えてください。**

**A：**長期に及ぶコロナ禍により、当社も会社運営の厳しさが増していますが、消毒業務だからこそ、県内の行政機関や企業等から新型コロナウイルス関連での業務依頼があり、社員一丸となって頑張っている状況です。

深夜に消毒業務を行うこともあり、これまでの雇用形態とは異なる部分や、重要度の増した緊張感のある仕事に対し、彼らは嫌な顔一つせず、一



業務の様子

※8 協力雇用主  
【施策番号1、2】参照。

層の責任感を持って取り組んでくれています。新型コロナウイルス感染症対策の現場の第一線で働く方々の苦勞についても、思いをはせて口にすることがあります。

刑務所の中では、指示を受けたことをこなしていけばよかったかもしれませんが、当社では、必ず「なぜなのか」と自分の頭で考えてもらいます。普段から考えることを実践し、自分の役割への意識や、他人を思いやる想像力が培われた彼らだからこそ、コロナ禍の激務でも活躍してくれたのだと思います。

**Q：協力雇用主として、保護観察対象者と関わる上で、大切にしていることを教えてください。**

**A：**犯罪や非行をした人だからといって特別扱いをするのではなく、人間対人間であることを常に意識して接しています。「いつ辞めてもらってもいい。」と思いながら接していると本人たちにも伝わるので、こちらも彼らと真摯に向き合っています。

お客様が喜ぶことを第一に考えることが当社の経営理念であり、保護観察対象者にも会社のことを理解してもらうために、この経営理念を繰り返し伝え続けてきました。そうすることで、彼らも当社の理念を理解し、仕事にも一生懸命取り組んでくれています。

仕事を通して自分自身で考える力を身につけ、働きがいややりがいを見付けることが、彼らが社会の中で立ち直っていくことに繋がるのではないかと考えています。今後も、彼らが自ら気付きを得られるまで何度も会話を重ねることを大切にしていきたいと思っています。

## 8 更生保護協会<sup>※9</sup>

更生保護法人滋賀県更生保護事業協会 事務局長 新庄 博志

**Q：滋賀県更生保護事業協会の組織概要を教えてください。**

**A：**当団体は1939年（昭和14年）、滋賀司法保護委員事業助成会を起源とし、社団法人、財団法人を経て1996年（平成8年）に更生保護法人となりました。会員数770名、役員は地元経済界や市町村長会、更生保護団体による理事16名、監事2名、評議員は22名です。事務局は滋賀県更生保護ネットワークセンターにあります。

**Q：活動内容を教えてください。**

**A：**更生保護事業法に係る事業・活動を基本としています。保護観察所と連携して、更生緊急保護対象者や生活に困窮した保護観察対象者に対し、金品給与を行っています。また、刑務所出所者等を雇用した協力雇用主への身元保証を年間50件程度扱っています。さらに、県内の更生保護関連団体と更生保護施設に対する助成や、犯罪予防、更生保護の啓発活動といった活動も行っています。具体的には、20近くの組織・団体に助成するとともに、滋賀県保護司会連合会と共同で年2回、機関紙「更生保護びわこ」を発刊し、関係機関に配布しています。毎年7月に行われる「社会を明るくする運動」では、諸団体に対し啓発資料・資材を提供しています。近年では、滋賀県からの「再犯防止地域支援員設置事業」の受託や、休眠預金活動事業から資金提供を受けた「更生保護団体による息の長い支援基盤整備事業」を実施するなど活動の輪を広げています。

**Q：新型コロナウイルス感染症の影響とそれに対する対処を教えてください**

**A：**新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、早急に事務局のICT化を進めました。会計管理はクラウド会計に移行し、オンライン会議を実施できるシステムを導入しました。県内更生保護団体事務局や各保護区の更生保護サポートセンターに対しても、オンライン会議が実施できるよう支援をしています。一方で未だ大規模な集会や各種行事は中止や縮小を余儀なくされ、情報共有や意思疎通に苦慮しているところです。また、手渡しによる啓発資材の配布が困難なため、地元テレビ放送局と協力し、報道情報の提供や、啓発番組の制作も行いました。その結果、滋賀県知事と滋賀県内の更生保護団体の長との懇談会の様子の報道や、協力雇用主会の研修の様子が実際の協力雇用主へのインタビュー番組が放映される

※9 更生保護協会

保護司、協力雇用主、更生保護女性会、BBS、更生保護法人等更生保護に協力する民間人・団体に対して助成、研修会の実施、顕彰等を行い、その活動を支援する団体。全国組織である日本更生保護協会と、各保護観察所に対応する形で都道府県単位の更生保護協会がある。

などし、各方面から好評を得ました。このように、コロナ禍の終息後にも繋がる取組が実施できました。

**Q：滋賀県更生保護事業協会として実施している、保護司会等の民間団体の活動をサポートする取り組みについて、教えてください**

**A：**滋賀県においては、保護観察を終えた後も支援の必要な方を対象とした、更生保護団体による息の長い寄り添い支援の取組を始めています。当協会は更生保護関係者が地域の再犯防止活動に関わることが一番の近道だと考え、推進法の理念の伝播と同期させながら更生保護関係団体の活動を支援しています。守山保護司会は協力雇用主会と連携した就労支援サポート事業を、彦根保護司会と高島保護司会は、子供食堂やスポーツ研修を企画し、寄り添いや見守り事業を実施しています。今後はこうした各地域の独自事業を進め、更生保護サポートセンターを軸とした地域の福祉や雇用、教育、医療等の関係者とのネットワークを築き、相談や支援体制の充実を図ることを計画しています。「支援者である更生保護関係団体への支援」と「網の目のネットワーク」を構築することは、地域の再犯防止に必ず寄与するものと思います。



オンライン会議の様子

### 3 更生保護施設による再犯防止活動の促進等

#### (1) 更生保護施設の地域拠点機能の強化【施策番号94】

更生保護施設（【施策番号26】参照）等を退所するなどして地域で生活している刑務所出所者等の自立更生のためには、これらの者に対する処遇の知見等を有している更生保護施設が、地域社会に定着できるまでの間の継続的な支援を行うことが有効である。そこで、法務省は、更生保護施設に対し更生保護施設退所者等への生活相談支援や薬物依存回復訓練の実施を委託する取組（「フォローアップ事業」）（資6-94-1参照）を行っており、2020年度（令和2年度）の委託実人員は208人、延べ人員は1,239人であった。

## 資6-94-1 更生保護施設におけるフォローアップ事業の概要

## 更生保護施設に対する「通所処遇」の委託 (フォローアップ事業：平成29年度～)

## 目的

(更生保護施設を退所するなどして) 地域に居住している者の自立更生のため、更生保護施設の有する処遇の知見等を基にした**継続的な支援**を実施するもの。

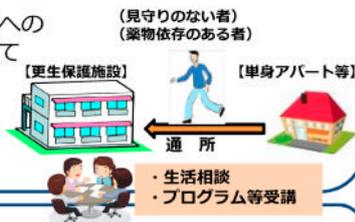
## 内容

- **生活相談支援**  
更生保護施設職員の面接等による**生活相談への対応**(自立更生に向けた**助言・支援**)
  - **薬物依存回復支援**
    - ①更生保護施設職員等が実施する**薬物依存回復プログラム**
    - ②更生保護施設職員等が実施する**グループミーティング**(※)
- (※) 依存性薬物の使用経験がある者が自らの体験を話し合い、依存からの回復を目指す集団処遇

## 対象

**保護観察対象者及び更生緊急保護対象者**のうち、**支援内容に応じて**、次の者が対象

- ①生活相談支援  
原則として**更生保護施設を退所した者**のうち、更生保護施設への**通所が可能**であり、自立更生に向けた生活上の課題解決に向けて生活相談支援が有用であると認められる者
- ②薬物依存回復支援  
更生保護施設への**通所が可能**であり、依存性**薬物への依存**が認められる者



## 法制上の位置付け

- **一時保護事業**(更生保護事業法第2条第3項)
- 補導援護及び更生緊急保護における「**社会生活に適應させるために必要な生活指導**」(更生保護法第58条第6号, 第85条第1項)の委託

1

出典：法務省資料による。

### (2) 更生保護事業の在り方の見直し【施策番号95】

更生保護施設については、一時的な居場所の提供を行うだけでなく、犯罪をした者等の処遇の専門施設として、高齢者又は障害のある者、薬物依存症者に対する専門的支援や地域における刑務所出所者等の支援の中核的存在としての機能を果たすことが求められるなど、現行の更生保護施設の枠組みが構築された頃と比較して、多様かつ高度な機能が求められるようになり、その活動は難しさを増している。こうした現状を踏まえ、法務省は、今後の更生保護事業の在り方について検討を行うため、2018年度(平成30年度)には、有識者検討会及び実務者等による意見交換会を開催し、2019年度(令和元年度)には、「更生保護事業に関する地方別検討会」を開催した。2019年3月、有識者検討会から、更生保護施設における処遇や支援の充実強化等を内容とする「これからの更生保護事業に関する提言」を得た。提言においては、更生保護施設退所者へのフォローアップの重要性等についての指摘がなされ、これを更生保護施設の処遇の一部として明確に位置付けるための制度の充実や見直し等が求められた。これを踏まえ、更生保護施設退所後の支援の充実を図るため、2021年(令和3年)10月から、全国8施設において訪問支援モデル事業を開始することとしている(【施策番号27】参照)。

また、更生保護施設を設置・運営する民間事業者の多くはその経営基盤が脆弱であり、これを安定させることが求められていることを踏まえ、法務省では、更生保護施設の安定的な運営基盤の確保を図るため、2019年度に、更生保護施設の支出状況の分析等の実態調査及びその結果を踏まえた運営マニュアルを作成した(【施策番号96】参照)。

## 4 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進

### (1) 再犯防止活動への民間資金の活用【施策番号96】

法務省は、2019年度（令和元年度）に、「再犯防止活動における民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式<sup>※10</sup>の案件組成のための調査研究」（【施策番号97】参照）を行った<sup>※11</sup>。同調査研究の結果も踏まえ、2021年度（令和3年度）からソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）<sup>※12</sup>により、少年院に在院している少年のうち、学習意欲のある者について、少年院在院中に学習支援計画を策定し、その出院後に継続的な学習支援を行う事業（資6-96-1参照）を開始することとしている。

また、更生保護女性会やBBS会を始めとする更生保護関係団体は、保護観察対象者等の立ち直り支援に加え、広く地域社会の安全・安心に資するため、子ども食堂や学習支援セミナーの実施など、犯罪予防や再犯防止に関する活動を行っている。しかし、これらの取組は更生保護関係団体の自己資金や身近な関係者からの寄付を財源としていることが多く、継続が困難である場合も少なくない。そこで、法務省は、2019年度に、不特定多数の人々からインターネット経由に必要な資金や協力を調達するクラウドファンディングを活用した民間資金調達に関する実践研究を行い、更生保護関係団体による効果的な民間資金の活用、更には更生保護や再犯防止の取組に対する国民の理解促進を図ることを目的とした実践マニュアルを作成した（資6-96-2参照）。さらに、BBS会員に対しては、クラウドファンディングをより身近に感じてもらうために、クラウドファンディングに挑戦したBBS会員が出演する教材動画をBBS会の各種研修用に作成した。その結果、2021年3月末までに、4つのBBS連盟又はBBS会、3つの更生保護法人、1つの更生保護女性連盟がクラウドファンディングに挑戦した。

さらに、2020年（令和2年）8月には、更生保護法人日本更生保護協会において、「立ち直り応援基金」が創設された。これは、民間資金を活用する方策の一つとして、犯罪や非行からの立ち直り支援に賛同する個人・企業・団体等から、インターネット等を通じて広く寄附を集め、集められた寄附金を、全国で行われている草の根の立ち直り支援活動に助成する仕組みであり、法務省がその広報を担っている（詳細について、【コラム9】参照）。

※10 成果連動型民間委託契約方式（Pay For Success、PFS）

国又は地方公共団体が、民間事業者に委託等して実施させる事業のうち、その事業により解決を目指す行政課題に対応した成果指標が設定され、地方公共団体が当該行政課題の解決のためにその事業を民間事業者に委託等した際に支払う額等が、当該成果指標の改善状況に連動する方式。

※11 「再犯防止活動における民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式の案件組成のための調査研究に係るコンサルティング業務調査等結果報告書」URL（<http://www.moj.go.jp/content/001318667.pdf>）



※12 ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）

PFSの一類型であり、PFS事業を受託した民間事業者が当該事業に係る資金調達を金融機関等の資金提供者から行うもの。

資6-96-1 再犯防止分野におけるSIB事業について

再犯防止分野におけるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）事業について

ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）とは

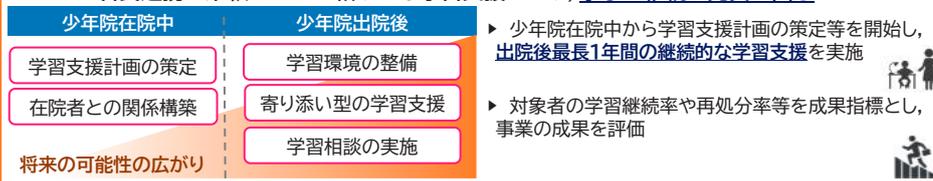
あらかじめ合意した成果目標の達成度合いに応じて支払額が変わる**成果連動型民間委託契約方式（PFS）**の一類型であり、**外部の民間資金を活用**した官民連携による社会課題解決の仕組み

ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）のスキームとメリット



再犯防止分野におけるSIB事業（非行少年への学習支援（令和3年度から））

官民連携の柔軟かつきめ細やかな学習支援により、**学びの継続と充実を図る**



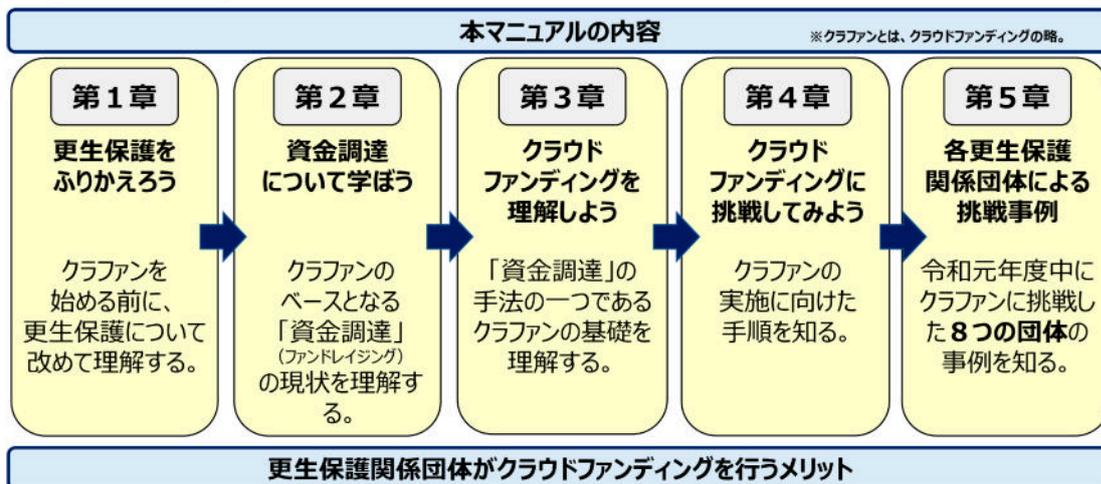
出典：法務省資料による。

資6-96-2 更生保護関係団体のためのクラウドファンディング実践マニュアルの概要

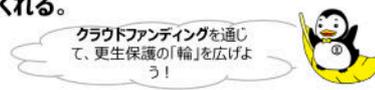
更生保護関係団体のためのクラウドファンディング実践マニュアル

- 更生保護関係団体（保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設、更生保護協会）が**クラウドファンディング**を行うために必要なノウハウを分かりやすく掲載したもの。

※クラウドファンディングとは、インターネットを活用し多くの人々に協力を呼びかけ、活動資金を募ることを言う。



- 資金の問題から、これまでやりたくてもできなかった活動を実施することができる。
- クラウドファンディングを通じて、これまで**更生保護に関わりのなかった人たちに活動を知ってもらう**ことに繋がる。
- 活動の趣旨に共感する人たちが、**会員や支援者として仲間に加わってくれる。**



出典：法務省資料による。

## 立ち直れる。その思いをツナグ ～立ち直り応援基金の創設～



立ち直り応援基金

### 法務省保護局

2020年（令和2年）8月、更生保護法人日本更生保護協会において、「立ち直り応援基金」が創設されました。この基金は、犯罪や非行からの立ち直りに賛同する、個人・企業・団体等からインターネット等を通じて広く寄附を集め、集めた寄附金を、全国の草の根の立ち直り支援活動に助成するものです。日本更生保護協会が運営を行い、法務省保護局が広報を担う、という役割分担で実施しています。

#### 1 創設の経緯

「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）や、「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）においては、更生保護に携わる民間協力者の活動基盤をより強固なものとするため、クラウドファンディングや基金等を含め、民間資金の活用を促進していくこととされています。その背景には、犯罪や非行からの立ち直りを支援する民間協力者の財政基盤の脆弱さがあり、その活動の多くにおいて、関係者の熱意によるところが大きいことが挙げられます。

#### 2 立ち直り応援基金の仕組み

これらのことを受けて創設されたのが、「立ち直り応援基金」です。インターネットを通じて誰もが一口1,000円から参加することができる、最も身近な立ち直り支援のカたちです。現在、日本では、コロナ禍の影響もあり、様々な募金やクラウドファンディングが行われ、かつてないほど寄附の機運が高まっていますが、その中でも、「犯罪や非行からの立ち直り」を一つの社会的価値とし、その価値への賛同を募る立ち直り応援基金は、大きな挑戦であると考えています。寄附募集の取組を通じて、これまで更生保護とのつながりが少なかった個人や企業等と一緒に取り組んでいく雰囲気が生まれることが期待されます。写真にありますとおり、賛同を募る方法においても、食堂での寄附メニューの展開や、寄附型自動販売機の設置等、創意工夫を凝らした多様な取組に挑んでいます。

そして、集めた寄附金は、全国各地の立ち直りに資する居場所づくりの活動や、更生保護に携わる草の根の活動に助成されます。助成により安定した基盤において、民間協力者が安心して活動に臨むことができるようになれば、そこから新たな着想に基づく活動や、これまでにはなかった新たな連携等が生まれてくることも期待されます。

#### 3 立ち直り応援基金のホームページ

本基金のホームページは、独立行政法人福祉医療機構の御協力により、福祉・保健・医療の総合情報サイトである「WAM NET」に掲載されています。サイトを開いてクリックしていくことにより、一口1,000円からクレジットカード決済で寄附をすることが可能です。

#### 4 未来に向けて、持続可能な「立ち直り支援」を

2021年度（令和3年度）に2年目を迎えた立ち直り応援基金は、その取組をますます充実させるとともに、より多くの企業・個人・団体等とパートナーシップを結び、草の根の立ち直り支援活動を、持続可能なものとして未来につないでいけるよう、チャレンジを続けてまいります。新たな被害者も、新たな加害者も生まれない社会づくりを担っている全国の民間協力者の活動に賛同してくださる皆さま、「立ち直り応援基金」への御賛同と応援を、どうぞよろしくお願い申し上げます。



法務省の省内に寄附型自動販売機を設置



法務省の食堂にて寄附メニュー「立ち直り応援カレー」を提供

## (2) 社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究【施策番号97】

法務省は、2019年度（令和元年度）に実施した、「再犯防止活動における民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式の案件組成のための調査研究」において、社会的成果（インパクト）<sup>※13</sup>を含む成果指標やその評価方法についても検討を行い、その調査研究結果の報告を公表した（【施策番号96】参照）。

また、「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」（2020年（令和2年）3月成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）（資6-97-1参照）において、再犯防止を含む3分野が重点分野とされたことも踏まえ、法務省では、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）を活用した再犯防止事業（【施策番号96】参照）を実施するとともに、地方公共団体が再犯防止分野で同様のスキームを活用する際にいかすことができるよう、前記事業を通じて得られる知見を蓄積・共有することとしている。

※13 社会的成果（インパクト）  
事業や活動の結果として生じた、社会的・環境的な変化や効果。

資6-97-1 成果連動型民間委託契約方式アクションプランの概要

| 成果連動型民間委託契約方式(PFS:Pay For Success)アクションプラン(令和2年度～4年度)の概要 |   |
|--|---|
| PFSとは  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体等が、民間事業者に委託等して実施させる事業のうち、</li> <li>・その事業により解決を目指す行政課題に対応した成果指標が設定され、</li> <li>・地方公共団体等が当該行政課題の解決のためにその事業を民間事業者に委託等した際に支払う額等が、当該成果指標の改善状況に連動するもの</li> </ul>  |
| 方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外の取組を参考に分野横断的なガイドラインを作成する。また、重点3分野（医療・健康、介護、再犯防止）については具体的な成果指標の例示等を行う事業実施の手引きを作成するなど、案件形成に向けた情報面での支援等を行う。</li> <li>・これにより、重点3分野を中心にPFSの活用事例の蓄積を進めつつ、地方公共団体等のニーズ等を踏まえながら、まちづくりなど重点3分野以外にも横展開を進める。</li> </ul>   |
| 分野   | 主な取組事項  |
| 共通   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 共通のガイドラインの作成【成果指標の設定やその評価の方法、支払条件等についての考え方の整理 等】</li> <li>➢ PFSを活用する地方公共団体等に向けた支援【地方公共団体における導入可能性の検討支援 等】</li> <li>➢ PFS事業の横展開に向けた理解促進等【PFSポータルサイトを通じた情報提供(<a href="https://www8.cao.go.jp/pfs/index.html">https://www8.cao.go.jp/pfs/index.html</a>) 等】</li> <li>➢ PFSの補助制度の検討</li> </ul>                                 |
| 医療・健康<br>介護  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 分野別のPFS事業実施のための手引きの作成【PFS事業の実施手順、成果指標、実施体制等の例示 等】</li> <li>➢ 支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の整備【地方公共団体が保有するデータの活用方法に関する情報提供 等】</li> <li>➢ 横展開を進めるための支援事業等の実施</li> <li>➢ PFSの普及啓発【セミナー等の実施、各種会議の場における情報提供 等】</li> <li>➢ 交付金・補助金等の既存の制度枠組みにおけるPFS事業の普及促進策の実施【保険者努力支援交付金においてPFS事業に対する支援を行うほか、保険者機能強化推進交付金において、PFSの活用を評価】</li> </ul> |
| 再犯防止   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 分野別のPFS事業実施のための手引きの作成【PFS事業の実施手順、成果指標、実施体制等の例示 等】</li> <li>➢ 支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の整備【成果指標が改善した場合の政策効果について、先進的な事例等をもとに参考となる情報を集約】</li> <li>➢ 事例構築を進めるためのモデル事業の実施に向けた検討</li> <li>➢ PFSの普及啓発【地方公共団体に対する各種会議等の場における情報提供等の実施 等】</li> </ul>   |
| 目標   | 令和4年度末において、重点3分野でのPFS事業を実施した地方公共団体等の数を100団体以上とする。   |

出典：内閣府資料による。

## 5 民間協力者との連携の強化

### (1) 適切な役割分担による効果的な連携体制の構築【施策番号98】

法務省は、矯正施設では、受刑者や少年院在院者等に対し、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行う篤志面接委員<sup>※14</sup>や受刑者や少年院在院者等の希望に基づいて宗教上の儀式行事及び教誨を行う教誨師<sup>※15</sup>、保護観察所では、保護観察官と協働で保護観察及び生活環境の調整を行う保護司等、多くの民間協力者（【コラム8】参照）の協力を得て、犯罪をした者等の処遇を行っている。

2020年（令和2年）は、矯正施設において、篤志面接委員が1万2,534件の面接・指導を、教誨師が1万3,536件の教誨を実施した。

保護観察所においては、保護観察及び生活環境の調整を行うに当たり、保護観察官及び保護司の協働態勢を基本としているところ、保護司に過度な負担がかからないよう、保護観察官は医学、心理学、教育学、社会学、その他の更生保護に関する専門的知識をいかし、保護観察の実施計画の策定、保護観察対象者の動機付け、処遇困難な保護観察対象者に対する直接的な指導監督や専門的処遇プログラム等を実施し、保護司は地域事情に通じているといった特色をいかし保護観察対象者と定期的に面接し、生活状況の把握や日常的な指導・助言を行うなど適切な役割分担を行っている。また、保護

※14 篤志面接委員  
矯正施設において、受刑者や少年院在院者等に対して、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティアであり、2020年12月現在の篤志面接委員は1,396人である。

※15 教誨師  
矯正施設において、受刑者や少年院在院者等の希望に基づき宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティアであり、2020年12月現在の教誨師は1,925人である。

司の負担を軽減するため、保護観察又は生活環境の調整の実施上特に必要な場合には、複数の保護司で事件を担当する保護司の複数担当制を導入している。2020年度は、保護観察で674件、生活環境の調整で533件の複数担当を実施した。

検察庁において、地域の実情に応じて、弁護士会との間で協議会等を開催するなどし、再犯の防止等のための連携体制を強化している。

## (2) 犯罪をした者等に関する情報提供【施策番号99】

法務省及び検察庁は、民間協力者に対し、犯罪をした者等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他民間協力者が行う支援等に有益と思われる情報について、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、適切に提供を行っている。

保護観察所において、継続的に保護観察対象者等の指導や支援を行う保護司や更生保護施設職員、自立準備ホームの職員等に対し、生活環境の調整の段階から保護観察期間を通して、個人情報の適切な取扱いに十分配慮しつつ、保護観察対象者等に関する必要な情報を提供している。

また、BBS会員に保護観察対象者に対する「ともだち活動」を依頼するなど、民間協力者に一時的な支援を依頼するときも、保護観察対象者等の情報を提供することが必要と認められる場合には、当該情報の取扱いに十分配慮しつつ、必要かつ相当な範囲で適切に提供している。さらに、民間協力者に対する研修等を通じて、保護観察対象者等の個人情報が適切に取り扱われるよう周知徹底を図っている。

## (3) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号100】

法務省及び検察庁は、民間協力者を対象に実施する研修等（【施策番号110、114】参照）において、犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供している。

矯正施設職員は、全国篤志面接委員連盟や全国教諭師連盟が主催する研修会等で講話等を行い、矯正施設の被収容者の処遇に関する知見等を提供している。また、教育委員会等からの依頼に基づき、学校教員等に対して、少年院職員による児童・生徒の行動理解及び指導方法に関する内容の講演、研修講義等を実施している。

少年鑑別所において、2015年（平成27年）の少年鑑別所法施行後、地域援助として、地域における関係機関・団体からの依頼に応じて、臨床心理学等の専門的な知識を有する職員を学校、各種機関・団体の主催する研修会、講演会等に派遣し、非行や子育てについての講話や、青少年に対する教育・指導方法についての助言を行っている。主な内容としては、「最近の少年非行の特徴」、「思春期の子どもの心理と接し方」、「非行防止のための家庭の役割」等で、2020年（令和2年）は745件の講演・研修会を実施した。

更生保護官署職員は、保護司、更生保護女性会員及びBBS会員等の更生保護ボランティアを対象とする研修において、犯罪をした者等の支援に関する知見を提供し、民間協力者による効果的な支援が行われるよう働き掛けている。2020年度においては、2019年度（令和元年度）に引き続き刑の一部の執行を猶予された薬物依存を有する保護観察対象者が増加傾向にあるため、保護司に対する研修等の機会を通じて、薬物依存を有する保護観察対象者等の処遇に関する知見等を提供した。

さらに、経験豊かな保護観察官等が講師となって、比較的経験年数の少ない更生保護施設の職員を対象に、犯罪をした者等の処遇に関する基礎的知識の習得等を目的とした研修を実施している。加えて、更生保護施設の新任施設長を対象に、業務の管理、入所者の自立に向けた処遇の企画、職員の統括及び地域社会との調整に必要な知識等を得ること等を目的とした研修をそれぞれ実施している。犯罪をした者等の就労支援を行っている就労支援事業者機構（【施策番号7】参照）が行う協議会の参加者や社会福祉法人等の民間協力者に対しては、更生保護官署職員や検察庁職員が、最近の施策や就労支援を始めとする再犯防止・社会復帰支援に関する取組を説明するなどし、犯罪をした者等の支援

に関する知見等を提供・共有している。

なお、法務総合研究所は、毎年犯罪白書において、再犯・再非行の概況を基礎的データとして示すとともに、2017年（平成29年）版犯罪白書においては、「更生を支援する地域のネットワーク」を特集し、再犯防止に向け、官民一体となった地域のネットワークを構築するための基礎資料を提供した。また、同白書全文を法務省ウェブサイト（<http://hakusyol.moj.go.jp/jp/64/nfm/mokuji.html>）で公開し、広く知見等の共有を図った。

## 第2節 広報・啓発活動の推進等

### 1 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

#### (1) 啓発事業等の実施【施策番号101】

法務省は、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間である7月を中心に、積極的な広報・啓発活動を展開している。2019年度（令和元年度）は、再犯防止啓発月間のメインイベントとして、中央（東京都内）及び全国8ブロックにおいてシンポジウムを開催したものの、2020年度（令和2年度）は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、シンポジウムは中止し、ポスター等の広報媒体やSNSを活用しての広報啓発を行った。2021年（令和3年）1月には、オンラインによる再犯防止広報・啓発イベント「再犯防止ってなに？～誰ひとり取り残さないまち、そこでは～」をYouTube法務省チャンネルで生配信し、「国と地方が連携した再犯防止・更生支援の取組」をテーマとして取り上げた。番組では、山本舞衣子氏（フリーアナウンサー）がコーディネーターを務め、奈良県、愛知県、宮城県の各県で行われている再犯防止の取組をVTRで紹介しながら、トラウデン直美氏（モデル・タレント）、鈴木健一氏（伊勢市長）、野口義弘氏（協力雇用主）らコメントーターによるクロストークを行った（写真6-101-1参照）。

写真6-101-1 オンラインによる広報・啓発イベントの様子



写真提供：小学館集英社プロダクション

資6-101-1 第70回“社会を明るくする運動”ポスター



出典：法務省資料による。

また、法務省は、「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

ラ〜」を主唱している。この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である。2014年（平成26年）12月に犯罪対策閣僚会議において決定した「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」において、全ての省庁を本運動の中央推進委員会の構成員にするとともに、2015年（平成27年）からは、毎年、国民の理解を求める内閣総理大臣メッセージを発出する等、政府全体の取組としてその重要性が高まっている。再犯防止啓発月間である7月は、本運動の強調月間でもあり、全国各地において、運動の推進に当たっての内閣総理大臣メッセージや、ポスター等の広報啓発資材を活用し、地方公共団体や関係機関・団体と連携して、国民に対して広く広報啓発を行っている。

2020年に実施した第70回“社会を明るくする運動”では、全国で2万7,256回の行事が実施され、延べ57万7,047人が参加した。同運動では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、デジタルサイネージ等を活用した非接触型の広報や、ソーシャルネットワーキングサービス等の多様な媒体を用いた広報等が行われた。また、若年層を始めとする幅広い年齢層の方々にとって身近で親しみの持てるような広報を展開するため、更生保護マスコットキャラクターである「ホゴちゃん」の活用、吉本興業株式会社と連携した広報・啓発活動が行われた（資6-101-1参照）。

法務省の人権擁護機関では、刑を終えて出所した人に対する偏見・差別をなくし、社会復帰に資するよう、「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、人権啓発冊子等の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

なお、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、刑を終えた人に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。2020年における刑を終えた人に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の件数は5件であった。

検察庁において、学生や一般の方々を対象に実施する広報活動等において、検察庁における再犯防止・社会復帰支援に関する取組を説明するなど、再犯防止に関する広報・啓発活動を推進している。

## C O L U M N 10

### 第71回“社会を明るくする運動”が推進する「生きづらさを包み込むコミュニティづくり」

法務省保護局

法務省が主唱する“社会を明るくする運動”（以下、このコラムにおいて“社明”<sup>しゃめい</sup>といいます。）は、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。この“社明”<sup>しゃめい</sup>は、2021年（令和3年）に第71回を迎え、“生きづらさを、生きていく”をテーマに、全国各地で展開されています。

#### 1 コロナ禍が露わにした“生きづらさ”

“社明”<sup>しゃめい</sup>は、戦後の荒廃した社会の中で非行少年の増加を憂えた東京・銀座の商店街の有志によって開催された「銀座フェア」が起源です。当時の商店街有志の方たちが、不幸な少年たちの将来をどうにか希望のあるものにしたい、暗く困難な社会を明るく照らし出したい、という願いを自然と抱くようになってきたことは、想像に難しくありません。

そして、今はこのコロナ禍という困難な時代です。“生きづらさ”を抱えながらも、人と人との絆を失わず、支え合いながら暮らしていきたい、社会をよりよいものにしていきたいという現代の切実な願い

は、“社明”<sup>しゃめい</sup>がその始まりから持つ理念と共鳴するのではないだろうか。そのような考えから、今年の“社明”<sup>しゃめい</sup>のキーワードを「生きづらさ」に据えました。

## 2 “生きづらさ”と持続可能性

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会を目指すという目標は、この令和の時代において、いまだ取り残されている人たちは誰なのか、という問題意識を照らします。犯罪や非行が起きた背景を考えると、経済的・社会的貧困、虐待やいじめの問題、孤独や孤立の問題、様々な依存の問題等、犯罪や非行をした人たちは、それぞれ“生きづらさ”を抱えていることが少なからずあります。

しかし、“社明”<sup>しゃめい</sup>は、“生きづらさ”を一つの背景として犯罪や非行に至った人が、自らの罪としっかり向き合って立ち直ろうとすると、例えその“生きづらさ”が消えることはなくとも、絆と支え合いにより、再び罪を犯すことなく「生きづらさを、生きていく」ことができると考えます。その先に、安全・安心な社会があり、そして、そのような社会こそが、サステナブル、持続可能なものではないかと思うのです。

## 3 “生きづらさ”とコミュニティ

現在、立ち直りを献身的に支援してくださっているのは、更生保護に携わる多くの民間協力者の方々です。そして、私たちは、より多くの方々に、地域や立場等を越えて、立ち直りを支援するコミュニティの輪に参加していただきたいと考えています。どのような参加の在り方であっても、それぞれの支援が重層的に組み合わせることによって、層の厚い豊かなコミュニティが育っていくのです。また、そのようなコミュニティは、“社明”<sup>しゃめい</sup>のもう1つの目標である「そもそも犯罪や非行の起こらない社会づくり」にも寄与するものです。SNSで、「#社明71」「#生きづらさを、生きていく」を発信いただくことは、“社明”<sup>しゃめい</sup>の考え方への共感と応援の声となります。ぜひ、御協力ください。



リーフレット



法務省保護局  
公式Twitter



法務省保護局  
公式Instagram



法務省公式  
YouTubeチャンネル



社会を明るくする運動  
ホームページ



QRコード

## (2) 法教育の充実【施策番号102】

法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育であり、法教育の実践は自他の権利・自由の相互尊重のルールである法の意義やこれを守る重要性を理解させ、規範意識をかん養することを通じて再犯防止に寄与するものである。

法務省は、法教育の普及・啓発を進めるため、法教育推進協議会を開催し、学校における学習指導

要領を踏まえた法教育の実践の在り方や教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方等について多角的な視点から検討を行っている（2020年度（令和2年度）は、成年年齢引下げに向けた法教育施策の検討を含め、8回開催。）。

なお、2020年度は、2022年（令和4年）4月に成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえて、契約や私法の基本的な考え方を学ぶことができる高校生向けのリーフレット（[資6-102-1](#)参照）を作成し、全国の高等学校、教育委員会等に配布した。

また、法教育の具体的内容やその実践方法をより分かりやすくするため、発達段階に応じた法教育教材を作成し、全国の小中学校、高等学校、教育委員会等に配布するとともに、これらの教材の利用促進を図るため、同教材を活用したモデル授業例を法務省ウェブサイトで公開している。

このほか、法教育の担い手である教員に法教育の具体的な実践方法を習得してもらうため、教員向け法教育セミナーを実施している。

さらに、学校現場等に法教育情報を提供することによって、法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレット（[資6-102-2](#)参照）を作成し、全国の教育委員会等に配布しているほか、学校や各種団体からの要請に応じて、法務省の職員を講師として派遣し、教員、児童・生徒や、一般の人々に対して法的なものの考え方等について説明する法教育授業を実施している。

矯正施設では主に少年鑑別所が実施しており、2015年（平成27年）の少年鑑別所法施行後、地域援助として、教員研修において少年院・少年鑑別所に関する内容を始めとする少年保護手続等について講義を行うほか、参観の機会等を利用して少年鑑別所の業務等について説明を行うなどの法教育を行っている。主な内容としては、「少年保護手続の仕組み」、「特定の非行・犯罪の防止（薬物・窃盗・暴力等）」、「生活態度・友達づきあい」、「児童・生徒の行動理解及び指導方法」等であり、2020年度には、約400回、延べ約2万4,200人に対して法教育を実施した。

保護観察所において、学校との連携を進める中で又は広報の一環として、保護観察官や保護司が学校等に赴いて、更生保護制度等に関する説明を行うなどの法教育を実施しており、2020年度中には、約140回、延べ約8,000人に対して法教育を実施した。

検察庁において、学生や一般の方々に対し、刑事司法制度等に関する講義や説明等を実施するなどし、法教育を推進している。







## 2 民間協力者に対する表彰【施策番号103】

内閣官房及び法務省は、2018年度（平成30年度）から、内閣総理大臣が顕彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」（写真6-103-1参照）において、地域社会における防犯活動に加え、再犯の防止等に関する活動の推進において特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体についても表彰の対象とすることとし、2020年度（令和2年度）には、法務省を含む関係省庁や地方公共団体から推薦を得て、再犯を防止する社会づくりについて功績・功労があった合計8の個人及び団体を表彰した（資6-103-1参照。公益財団法人日本盲導犬協会島根あさひ訓練センターについては、【コラム11】参照。）。

写真6-103-1

令和2年安全安心なまちづくり関係功労者表彰式の様子



写真提供：法務省

### 資6-103-1 令和2年安全安心なまちづくり関係功労者表彰の受賞団体及び活動概要

| 受賞団体                         | 活動概要  |
|------------------------------|---|
| 吉岐地区更生保護女性会                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>“社会を明るくする運動”行事への参加や登下校時の見守り運動を実施</li> <li>地域交流の場を子どもに提供して非行防止活動を実施</li> </ul>  |
| NPO法人SFD21JAPAN              | <ul style="list-style-type: none"> <li>アームレスリングを通じた青少年の立ち直り支援を実施</li> <li>社会的自立支援を実施して青少年の更生を支援</li> </ul>            |
| 株式会社新来島どっく                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>自社工場を松山刑務所大井造船作業場として提供することなどを通じ、受刑者の改善更生や円滑な社会復帰、地域住民の理解の促進に貢献</li> </ul>      |
| 京都BBS連盟                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>非行少年の学習支援等を行う「ともだち活動」を実施</li> <li>外部機関と連携し、少年の学習補助、家庭訪問等を実施</li> </ul>         |
| 公益財団法人日本盲導犬協会<br>島根あさひ訓練センター | <ul style="list-style-type: none"> <li>PFI刑務所である島根あさひ社会復帰促進センターにおいて受刑者の改善更生プログラム「盲導犬パピー育成プログラム」を実施</li> </ul>         |
| 社会福祉法人山形市社会福祉協議会             | <ul style="list-style-type: none"> <li>多機関と連携し、孤立・困窮により罪を犯した者等への福祉的支援を実施</li> <li>再犯防止のための入口支援のアドバイザーとして活動</li> </ul> |
| 田川警察署少年補導員連絡会                | <ul style="list-style-type: none"> <li>街頭補導活動や少年の見守り活動を実施</li> <li>非行防止や健全育成に向けた広報啓発活動等を実施</li> </ul>                 |
| 豊島区保護司会                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年問題に関する相談対応の実施</li> <li>外部機関と連携し、薬物依存症者の回復プログラムを実施</li> </ul>                |

※50音順。敬称略。

## C O L U M N 11

島根あさひパピープロジェクトの活動に  
国から「安全安心なまちづくり」の表彰公益財団法人 日本盲導犬協会  
島根あさひ訓練センター長

佐々木 重紀

「島根あさひ社会復帰促進センターにおける盲導犬パピー育成プロジェクト（略称：島根あさひ盲導犬パピープロジェクト）」は、訓練生（受刑者）が盲導犬候補の子犬を育成するという日本初の試みとして2009年（平成21年）4月にスタートした。盲導犬候補の子犬を、訓練生とボランティアが協力しながら育てている。訓練生の社会復帰の促進と同時に、パピーウォーカー（子犬飼育ボランティア）の不足を補うことで盲導犬育成頭数増加にもつながる画期的なプロジェクトと言える。

2020年（令和2年）11月には第12期を迎え、2021年（令和3年）5月現在、4頭の子犬が訓練生の手で育てられている。委託時には、その腕の中で寝息を立てていたパピー（子犬）たちが、10か月後には抱き上げることもできないほど立派に成長する。パピーたちが協会に引き渡される旅立ちの時に、訓練生たちの目に光る涙が、本プロジェクトの意味を物語っていると感じる。これまでに62頭が育ち、うち14頭が盲導犬として活躍している。

これまでに課題も多数あった。センター内の規律を保ちながらも、パピーたちにとって快適な環境であること、将来、盲導犬になるために必要なしつけや社会性を育むことが求められている。訓練生の再犯防止と良質な盲導犬育成の両立へ向けて、関係者皆でプロジェクト内容の検討や改善を重ね現在に至っている。

本プロジェクトと並行して、中四国地域唯一の盲導犬育成施設として島根あさひ訓練センターが2008年（平成20年）10月に開設された。担う役割は多岐にわたり、視覚障害者へ盲導犬や白杖での歩行指導を実施するほか、相談やリハビリテーション事業、盲導犬同伴でも問題なく活動できる社会環境整備などがある。全ての事業は、目の見えない人、見えにくい人の社会参加とQOL（Quality of Life）の向上を目的とするものである。

これらの事業は、ボランティアをはじめ地域の方々の協力なくしては成り立たない。島根あさひ盲導犬パピープロジェクトでは、地域のパピーウォーカーが毎週末子犬を預かり、訓練生とともにひとつの命を育てていく。訓練生とパピーウォーカーがパピー手帳を通じて子犬の様子を伝えあう中で、お互いの「つながり」も芽生える。このつながりが訓練生のその後になんらかの影響を与えているのではないかと想像する。協会も地域とのつながりを大切に育んできた。

こうした地道な活動が認められ、2020年には嬉しい出来事があった。訓練生の改善指導プログラムとして「盲導犬パピーを育てる」という活動に11年間協力してきたとして、島根あさひ訓練センターが、内閣総理大臣が顕彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」（【施策番号103】参照）の受賞者に選ばれたのである。地域のボランティアとも連携して本プロジェクトを通して、2009年から2020年1月までに訓練生276人の社会復帰に寄与したことが認められ、このたびの受賞となった。2020年10月16日には、首相公邸で表彰式が行われ、井上幸彦協会理事長が参列し、菅義偉首相（当時）からは、受表彰者に対して、「安全で安心な日常は、自助・共助・公助、そして人々の絆から生まれる。このような地道な活動は地域の絆をつくる」と、今後の活躍への期待が述べられた。

ずっしりとした記念の楯をいただき、改めてこの12年間を振り返ると同時に、その期待と責任の重さを実感している。この栄誉は、協会だけのものではない。島根あさひ社会復帰促進センター、訓練生やそれを支える地域ボランティアや御支援者皆様との連携あってこそである。更なる活動へ向け、皆様とともに歩んでいきたい。



訓練のため島根あさひ社会復帰促進センターに預けられたパピーたち



訓練生がパピーたちを訓練する様子

特集1

特集2

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

基礎資料





# 第7章

令和3年版  
再犯防止推進白書

## 地方公共団体との 連携強化等のための取組



夕焼け

# 第7章

## 地方公共団体との 連携強化等のための取組

### 第1節

### 地方公共団体との連携強化等

#### 1 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援

##### (1) 再犯防止担当部署の明確化【施策番号 104】

法務省は、地方公共団体に対して、再犯の防止等を担当する部署を明確にするよう働き掛けを行っており、2018年（平成30年）5月以降、全ての都道府県及び指定都市における再犯の防止等を担当する部署を把握し、再犯の防止等の推進に向けて必要な情報提供を行っている。

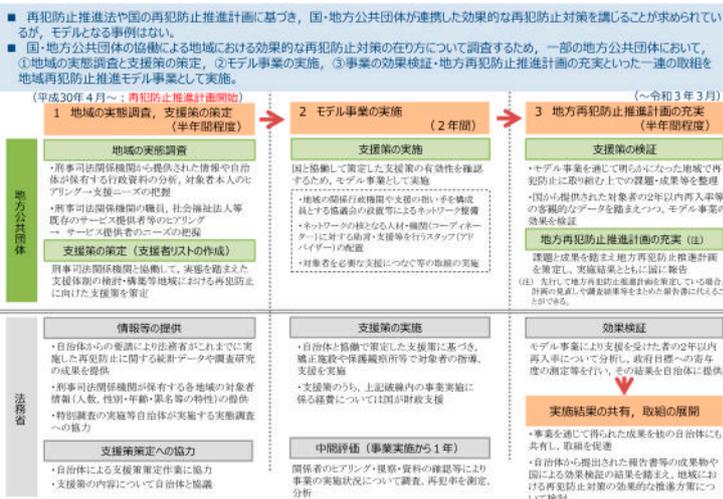
また、都道府県を通じて、全国の市町村（特別区を含む。以下この章において同じ。）を対象に市町村再犯防止等推進会議（【施策番号 110】参照）の構成員の募集を行っているところ、その構成員となった市町村（2021年（令和3年）4月1日現在で273市町村）の連絡窓口を把握するとともに、再犯の防止等に関する必要な情報提供を行っている。

##### (2) 地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援【施策番号 105】

法務省は、国と地方公共団体が連携して再犯防止施策の推進を図るため、2018年度（平成30年度）から2020年度（令和2年度）までを事業期間として、合計36の地方公共団体に委託し、①地域の実態調査と事業実施計画の策定、②事業の実施、③事業の効果検証といった一連の取組を行う地域再犯防止推進モデル事業（資7-105-1参照）を実施してきた。同事業においては、それぞれの地域の実情に応じた様々な取組が展開され、高齢者又は障害のある者に対する入口支援のほか、薬物依存のある者やその家族に対する支援などが行われた（資7-105-2参照）。2021年度（令和3年度）からは、その成果を踏まえ、国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止の取組の好事例を全国の地方公共団体に広く普及するとともに、都道府県と市町村が連携した取組を促進するための協議会等を開催することとしている。

#### 資7-105-1 地域再犯防止推進モデル事業の概要

##### 地域再犯防止推進モデル事業（再犯防止等推進調査地方公共団体委託事業）の全体概要



出典：法務省資料による。

## 地域再犯防止推進モデル事業における取組と今後の展望について

### 1 はじめに

2016年（平成28年）12月、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「推進法」という。）が成立・施行され、地方公共団体において、その地域の状況に応じた再犯防止施策を策定・実施する責務を有することが法律に明記されました。これは、罪を犯した者が刑事司法手続を離れた後も、地域社会において、必要に応じて適切な支援を受けることが、その者の再犯防止を実現するために重要かつ不可欠なものであることを踏まえて規定されたものです。しかしながら、その当時の多くの地方公共団体にとって、再犯防止施策は取り組んだことのない事業であり、具体的な取組を進めるためのノウハウも蓄積されていないのが実情でした。そのような状況から、国と地方公共団体との協働により、地域社会における効果的な再犯防止に関する取組の在り方について調査・検討を進めるため、2018年度（平成30年度）から地域再犯防止推進モデル事業（以下「モデル事業」という。）【施策番号105】参照）が始まりました。

### 2 事業の概要

モデル事業は2018年度から3年間を実施期間とし、①地域の実態調査と実施計画の策定（半年程度）、②関係機関による会議体の設置及び本事業の実施（2年程度）、③効果検証の実施（半年程度）について、法務省からの委託を受けた36の地方公共団体において実施されました。各地方公共団体においては、地域の実態を踏まえ、刑事司法関係機関のほか、福祉関係、医療関係、就労関係など様々な関係機関と連携した取組が進められました。

これら36の地方公共団体における取組内容の一端を整理した形でお示しすると、

- 薬物事犯者を対象とした取組を実施した団体 栃木県、旭川市など 5団体
- 性犯罪事犯者を対象とした取組を実施した団体 大阪府、福岡県など 3団体
- 非行少年を対象とした取組を実施した団体 京都府、牛久市など 4団体
- いわゆる「入口支援」を実施した団体 滋賀県、名古屋市など 15団体

などとなっています。

令和元年版及び同2年版の再犯防止推進白書でも一部の地方公共団体の取組を紹介してきたところであり、それらとの重複を避けつつ、ここでは、秋田県、鳥根県、北九州市の取組のうち他の地方公共団体においても参考となり得る特徴的なものについて紹介します。

### 3 地方公共団体における取組の紹介

#### (1) 秋田県

秋田県においては、モデル事業としての取組の一つとして、孤立防止事業が実施されました。

本事業においては、矯正施設を出所したものの、身寄りがいない高齢者又は障害のある者に対して、月1回程度の頻度で、戸別訪問をして対象者の話を聴き、人とのふれあいの機会を確保するとともに必要な相談を受けるという見守り支援が実施され、新型コロナウイルス感染症等の影響がありながらも、2019年度（令和元年度）に22回、2020年度（令和2年度）に25回の見守りが実施されました。

社会的な孤独・孤立の問題については、国においても、喫緊の課題であるとして、2021年（令和3年）3月には、関係府省庁の副大臣を構成員とする「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」が開催され、国が一体となった総合的かつ効果的な対策の検討が進められています。再犯防止分野においても、高齢や障害を始めとする様々な生きづらさにより、地域社会において孤立した状況となり、再び罪を犯すケースが少なくないことから、本事業はそのような課題に対応する

ことを念頭に置いた内容となっていました。

また、本事業の実施主体は、秋田県からの委託を受けた「更生保護支援ボランティアふれあいサークル」のボランティア会員の方々でした。福祉的な支援を業務として実施している専門の機関ではなく、地域住民が支援の主体となることにより、地域社会における再犯防止の取組への理解促進を図りました。

### (2) 島根県

島根県においては、「更生支援コーディネーター」を養成するための研修を実施する取組が行われました。本研修は、罪を犯した者の更生支援に携わる人材を育成することを目的として、罪を犯した者等の支援に必要な基礎知識の習得、更生支援計画の立案や環境調整等の演習が行われました。

研修は、「基礎研修Ⅰ」と「基礎研修Ⅱ」の2段階に分けて実施されました。「基礎研修Ⅰ」においては、司法・福祉・医療等の関係者や更生支援に関心のある者を対象に、更生支援の基本的な知識を習得を目的とした内容の研修が行われました。「基礎研修Ⅱ」においては、「基礎研修Ⅰ」を修了した者のほか、関係機関において対人援助職の経験のある者を対象に、刑事司法関係機関や福祉機関等と連携して、支援対象者の社会復帰を支援するための更生支援計画の立案や環境調整等に関する研修が行われました。

「基礎研修Ⅱ」を修了した者のうち、登録希望のあった者については派遣コーディネーターとして登録し、支援の協力を依頼する関係機関からの依頼に基づいて、支援対象者等との面談や支援内容の検討、支援体制の構築のための調整等の支援を行いました。モデル事業の実施期間中、新型コロナウイルス感染症等の影響がありながらも、「更生支援コーディネーター」の派遣は6件、更生支援計画の作成は4件について実施されました。

### (3) 北九州市

北九州市においては、2014年（平成26年）10月から2018年3月までの間、市独自の取組として、触法行為をした障害者に対する逮捕・勾留段階からの面接を通じた福祉的支援の調整などの試行事業を行っていたところ、同事業の対象となった罪を犯した障害のある者のうち、福祉的支援を希望しない者や福祉サービスに結び付かない者が半数以上を占めるということが明らかになりました。その結果を踏まえて、モデル事業においては、不起訴となり、あるいは執行猶予付判決を受けた障害のある者を対象に、「継続的な見守り」、「刑事司法と福祉による協働」、「効果的な就労支援」の3つの取組を合わせた入口支援が行われました。

「継続的な見守り」の実施においては、「北九州市障害者基幹相談支援センター」の専属の社会福祉士2名による継続的な見守り等が実施され、対象者の動向や所在を把握することにより、支援可能な関係性を維持する取組が行われました。

また、「刑事司法と福祉による協働」では、支援対象者の社会的な学び等を目的として、北九州医療刑務所や小倉少年鑑別支所など法務省関係機関との連携による取組が行われました。具体的には、矯正施設や保護観察所へのヒアリングや協議を通じて、連携する業務やその手順に関するマニュアルや様式を作成したほか、「法務少年支援センターこくら」の地域援助により、支援対象者に対し、法務技官（心理）による能力・性格検査、問題行動の分析等の各種検査が実施されました。

さらに、「効果的な就労支援」として、支援対象者の就労支援及び雇用の定着を目的として、市、障害者基幹相談支援センター、保護観察所等の関係機関が協議の上、就労支援業務に関するマニュアルを作成し、同マニュアルに基づいて、基幹相談支援センターの支援員が就労支援を実施しました。

北九州市では、モデル事業の開始前から試行的な取組を実施していたことに加え、市内に刑務所や少年鑑別支所、保護観察所支部などの法務省関係機関が所在するという環境を生かし、関係

機関とのコミュニケーションを密に取りながら、市の枠を超えた取組が進められてきました。今後も、北九州市の地方再犯防止推進計画として位置付けられた「北九州市安全・安心条例第2次行動計画（アクションプラン）」（2021年4月1日付け一部改定）に基づき、再犯防止に関する取組が、より一層進められることが期待されます。

#### 4 事業の成果

以上のとおり、3つの地方公共団体における取組を紹介しました。各地方公共団体における取組の詳細は、法務省ウェブサイト等に掲載しているとおりでありますが、モデル事業全体の成果としては、以下の3点が挙げられます。

1つ目は、地方公共団体において再犯防止に関する取組のノウハウや経験が蓄積されたことです。モデル事業の委託を受けた36の地方公共団体はもちろんのこと、それ以外の地方公共団体についても、法務省が主催する都道府県再犯防止等推進会議などの機会を通して、モデル事業におけるノウハウや成果の共有が図られています。

2つ目は、再犯防止に関する取組を進めるための地域におけるネットワークが構築されたことです。今回のモデル事業を契機として、再犯防止の取組を進めるに当たって、どのような関係機関と連携することで、どういった支援を行うことが可能になるのか、様々な試みが行われました。地域によって活用可能な機関や制度が様々であるとしても、今後、モデル事業で試みられた具体的な連携のネットワークを活用して、各地域での取組の更なる深化が期待されるところであります。

3つ目は、国だけではなく、地方においても再犯防止の取組を推進する必要があるという意識が醸成されつつあることです。推進法において地方公共団体の責務が明記されてから約5年が経過しましたが、モデル事業の実施結果などを通じて、地方公共団体においてどのように再犯防止の取組を進めるべきかのモデルが確立しつつあります。その結果、地方再犯防止推進計画の策定団体数も増加しており、地方における再犯防止の取組は着実に歩みを進めています。今後、これらの流れを確かなものとするためにも、引き続き、法務省を始めとした国からの支援を行う必要があると考えています。

#### 5 おわりに

モデル事業が終了した2021年度から、法務省においては、その成果を踏まえ、国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止の取組の好事例を全国の地方公共団体に広く普及するとともに、都道府県と市町村が連携した取組を促進するための協議会等を開催することとしています（【施策番号105】参照）。これらの機会等を通じて、国、都道府県、市町村の下で、モデル事業を土台とした新たな取組の在り方についての協議がなされ、再犯防止の担い手となる地方公共団体が増えていくことが期待されます。

## 資7-105-2 地域再犯防止推進モデル事業における取組状況等

【平成30年度開始分】(令和3年3月現在)

| 自治体名         | 担当部署  | 再委託先               | 主な取組内容   | 取組の主な類型                     |
|--------------|---|--------------------|--|-----------------------------|
| 1 北海道        | 環境生活部<br>道民生活課                                  | (株) ビーアールセンター      | ①テレビ、ラジオ等多様な媒体を活用し、広く道民に、再犯防止に係る現状と課題、取組の必要性などについて周知。<br>②道内市町村での再犯防止、更生支援への取組状況を調査し、その結果や昨年度実施した道内実態調査の結果を取りまとめ市町村等に送付。<br>③道内4ブロックで、保護司等を対象として、就労や地域生活支援に関する課題や取組例などの知識の習得や他の支援者等との情報交換を目的とした研修会を実施。<br>④道内4ブロックで、地域の更生支援者等を対象に、地域社会全体として更生を支えるネットワーク形成を目指した勉強会、意見交換会を実施。<br>⑤犯罪をした者等に対する支援の必要性を周知するための道民向けのリーフレットを配布。 | 広報・啓発<br>その他                |
| 2 北海道<br>旭川市 | 福祉保険部<br>福祉保険課                                  | (一社) 道北地方物質使用障害研究会 | 物質使用障害者に対する支援策として、<br>①薬物依存症者への直接的な支援としてのリカバリーセミナー<br>②薬物依存に関する市民の理解促進を目的としたフォーラム<br>③物質使用障害に対して支援を行う者の知識やスキルの向上を目的とした学習会・スーパービジョン等を実施。  | 薬物<br>広報・啓発                 |
| 3 岩手県        | 保健福祉部<br>地域福祉課                                  | (社福) 岩手県社会福祉事業団    | ①保護観察所等の依頼に基づき、満期釈放予定者のうち、特別調整の対象とならなかった者に対し、出口支援として、矯正施設入所中から出所後の生活環境調整を開始し、円滑に地域社会に移行できるようにするための支援を実施。<br>②弁護士、検察庁、保護観察所等からの依頼に基づき、起訴前段階、不起訴処分及び執行猶予となった者のうち、高齢者又は障害のある福祉的支援が必要な者に対して、入口支援として、福祉サービス等につなげるための支援を実施。  | 高齢・障害<br>その他                |
|              |   | —                  | ③関係機関によるネットワーク構築を目的とした協議会の開催。個々のケースについての支援会議も随時開催し、情報共有、意見交換を実施。   |                             |
| 4 岩手県<br>盛岡市 | 保健福祉部<br>地域福祉課                                  | —                  | ①市民向けフォーラムの開催。<br>②満期釈放、起訴猶予等となった者のうち、就労場所以外の居場所づくりが本人の更生に資すると判断できる者について、本人が「必要とされている」と感じることで居場所等のマッチングを実施。また、犯罪をした者をボランティアとして受け入れてくれる社会福祉法人の開拓を目的とした福祉関係者向けの研修会を開催。<br>③モデル事業の円滑な推進及び再犯防止推進計画への助言を目的とした関係機関による協議会を開催。<br>④公営住宅の活用を含めた既存の制度による住宅確保策を検討、実施。   | 住居支援<br>広報・啓発               |
| 5 茨城県        | 保健福祉部<br>福祉指導課<br>人権施策推進室                       | (特非) 茨城県就労支援事業者機構  | 水戸更生保護サポートセンター内にコーディネーターを配置し、水戸刑務所を満期出所して茨城県内に帰住する見込みの者を対象に、出口支援として、就労先の紹介・面談手続、居住先の確保・手続、生活保護等の申請手続など就労・居住に係る支援を実施。   | 就労支援<br>住居支援                |
| 6 栃木県        | 保健福祉部<br>薬務課                                    | —                  | ①モデル事業の効果的な実施のため、関係機関による連絡会議(栃木県薬物再犯防止推進会議)を開催。<br>②薬物依存症に関する正しい知識の普及を目的として、関係機関を対象に研修会を開催。  | 薬物<br>就労支援<br>住居支援<br>広報・啓発 |
|              |   | (特非) 栃木ダルク         | ③矯正施設及び保護観察所からの依頼に基づき、満期出所者及び保護観察期間終了者を対象に、各種支援窓口の紹介等を含めた伴走型の支援(コーディネート)を実施。また、認知行動療法を活用した再犯防止教育プログラムを提供。<br>④薬物依存症者の家族を対象に、認知行動療法を活用したグループミーティング等を提供(家族会)。  |                             |
|              |   | (特非) 栃木県就労支援事業者機構  | ⑤上記のモデル事業対象者のうち、就労支援が必要と認められる者に対して、支援を実施。  |                             |
|              |   | 更生保護法人尚徳有隣会        | ⑥上記のモデル事業対象者のうち、住居確保支援が必要と認められる者(男性)に対して、支援を実施。  |                             |
| 更生保護法人栃木明徳会  | ⑦上記のモデル事業対象者のうち、住居確保支援が必要と認められる者(女性)に対して、支援を実施。 |                    |  |                             |

| 自治体名 | 担当部署                                  | 再委託先               | 主な取組内容  | 取組の主な類型               |
|------|---------------------------------------|--------------------|---|-----------------------|
| 7    | 埼玉県<br>福祉部<br>社会福祉課                   | (社福)親愛会            | ①保護観察所からの依頼に基づき、高齢・障害がある者等で更生緊急保護が適用になった起訴猶予、執行猶予者等に対し、入口支援として、福祉・年金等の各種手続、福祉支援、医療、就労、住居の確保等の調整を実施。また、戻り場所のない支援対象者に対し、更生保護施設、自立準備ホームと連携・協働して地域生活が定着するための息の長い支援を実施。<br>②弁護士、福祉事務所、地方公共団体等の支援者から相談があった場合、必要に応じて、各種相談窓口の紹介等のコーディネート業務を実施。                  | 高齢・障害                 |
| 8    | 千葉県<br>健康福祉部<br>健康福祉指導課               | —                  | ①「生活支援調整関係機関会議」(ケース会議)において、保護観察所、矯正施設等からの依頼に基づき、保護観察対象者、満期出所者等のうち、地域生活上何らかの支援を必要とする者を対象に、支援方針の検討や支援の利用調整、千葉県が設置している総合相談支援機関「中核地域生活支援センター」へのつなぎ支援を実施。<br>②支援対象者に県の取組を周知するため、パンフレットを配布。<br>③県の取組を周知することや犯罪をした者等の社会復帰支援についての理解促進を目的に、関係者、支援機関を対象にフォーラムを開催。 | 広報・啓発<br>その他          |
| 9    | 東京都<br>都民安全推進本部総合推進部<br>都民安全推進課       | (一社)社会支援ネット・早稲田すばい | 万引きなどの犯罪をしてしまう高齢者やその家族等を対象に、社会福祉士や精神保健福祉士等が電話相談を受け付け、本人の状況や生活環境等についてアセスメントを行うことで、適切な支援につなげる。  | 高齢・障害<br>その他          |
| 10   | 神奈川県<br>福祉子ども<br>みらい局<br>福祉部<br>地域福祉課 | (公社)神奈川県社会福祉士会     | ①犯罪をした高齢者や障害者等への更生支援に係るスキルアップと理解促進を図ることを目的として、市町村職員や社会福祉協議会職員等の福祉関係者を対象に、研修会を開催。  | 高齢・障害<br>広報・啓発<br>その他 |
|      |                                       | (特非)全国万引犯罪防止機構     | ②高齢者万引きの再犯防止に関する啓発を内容として作成した冊子を対象者に配付し、効果検証を実施。<br>③高齢者万引きの再犯防止に関する啓発を内容とした動画を作成。   |                       |
| 11   | 長野県<br>健康福祉部<br>地域福祉課                 | (公社)長野県社会福祉士会      | ①県再犯防止推進計画の策定進捗状況の報告やモデル事業等の内容を共有することを目的とした関係機関協議会を開催。<br>②圏域ごとに、制度周知や福祉関係者と司法関係者との相互理解のための研修会を開催。<br>③関係機関を対象に、対象者の支援方法等に関する相談支援を実施。   | 広報・啓発<br>その他          |
|      |                                       | 長野県保護司会連合会         | ④更生保護サポートセンターに、犯罪をした者や地域住民を対象とした犯罪・非行に関する相談窓口を設置。   |                       |
| 12   | 愛知県<br>防災安全局<br>県民安全課                 | 愛知県弁護士会            | ①弁護士が、犯罪をした者等に対して、入口支援及び出口支援として、刑事司法の各段階(検察・裁判・矯正・保護)において、面会等を通じて社会復帰に向けた支援の聞き取りを行うとともに、居住手続や就労支援窓口、医療・福祉等関係機関への引継ぎなどを実施。   | 就労支援<br>広報・啓発<br>その他  |
|      | 労働局<br>就業促進課                          | (特非)愛知県就労支援事業者機構   | ②刑務所出所者等の職場定着のため、面談を通して、就労継続に向けた助言や意欲喚起等のフォローアップ支援を実施。また、出所者等を雇用する協力雇用主に対しても、出所者等の問題行動に対する対処方法等の助言等のフォローアップ支援を実施。<br>③出所者等の雇用に係る情報や経験を共有することを目的に、協力雇用主を対象とした研修会を開催。   |                       |
| 13   | 名古屋市<br>市民経済局<br>企画経理課                | (特非)くらし応援ネットワーク    | ①検察庁、保護観察所の依頼に基づき、起訴猶予となった者のうち、福祉的な支援を必要とする高齢者・障害者・若者(39歳以下)に対して、入口支援として、福祉サービス等につなげるため、支援プランを作成の上、窓口同行や申請書類の作成支援等を実施するとともに、一定期間寄り添いながら支援を行う伴走支援を実施。  | 高齢・障害<br>広報・啓発        |
|      |                                       | (学)日本福祉大学          | ②上記①の支援の中間調査を実施し、伴走支援の意義及び課題等を考察し調査報告書に取りまとめ、事業終了後に効果検証を実施。   |                       |
|      |                                       | —                  | ③モデル事業実施結果に関する市民報告会を開催。   |                       |

特集1

特集2

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

基礎資料

|    | 自治体名       | 担当部署                      | 再委託先              | 主な取組内容  | 取組の主な類型               |
|----|------------|---------------------------|-------------------|---|-----------------------|
| 14 | 滋賀県        | 健康医療福祉部<br>健康福祉政策課        | (社福) グロー          | ①弁護士、検察庁等の依頼に基づき、刑事手続段階にある高齢者又は障害のある者に対し、入口支援として、必要な支援のアセスメント及びコーディネートを実施。<br>②支援を実施する上で、関係機関による連携会議を開催。困難事例と判断したケースでは、医療・福祉・司法の専門家による調査委員会において、医療的・福祉的アセスメントを実施。<br>③地域におけるコーディネート体制構築のため、連携会議や調査委員会において、情報交換・意見交換を実施。<br>④司法・福祉・医療機関等対して、本事業の周知を目的に、講師を派遣し、説明を実施。 | 高齢・障害<br>広報・啓発<br>その他 |
|    |            |                           | 更生保護法人滋賀県更生保護事業協会 | ⑤再犯防止地域支援員を設置し、協力雇用主及び医療機関の理解促進のため、個別訪問やアンケート調査を実施。<br>⑥協力雇用主を対象に、制度紹介等を目的とした研修会を実施。  |                       |
|    |            |                           | (公社) 滋賀県社会福祉士会    | ⑦雇用主や福祉事業所を対象とした相談窓口を設置し、対象者への対応等に関する助言を実施。<br>⑧電話・訪問相談の結果、更なる支援が必要と判断したケースについては、事例検討会を開催し、支援プランを作成。アドバイザーが支援プランに即して、当事者を支援する方法の助言や支援者が開催するケース会議への参加、必要に応じて当事者との直接面談を実施。<br>⑨地域の支援者や相談員を対象に、対象者の支援方法や先進事例を学ぶことを目的とした研修会を開催。   |                       |
| 15 | 京都府        | 健康福祉部<br>家庭支援課            | —                 | ①学校、児童相談所等の依頼に基づき、非行問題を抱える小学生及び中学1、2年生の少年と保護者を対象に、相談支援や学習支援等を実施。  | 少年                    |
|    |            |                           | 更生保護法人<br>西本願寺白光荘 | ②週1回、非行をした少女を対象とした居場所を開設し、少女特有の悩み等に対する相談支援や自立に向けた生活訓練等を実施。  |                       |
| 16 | 京都市        | 保健福祉局<br>保健福祉部<br>保健福祉総務課 | 京都わかさなっと          | ①矯正施設を出所した若年女性等を対象に、支援計画を作成した上で、相談支援や関係機関の紹介・同行支援等を実施することによって、生活課題の解決・就労の確保等つなげていく「寄り添い支援」を実施。  | 広報・啓発<br>その他          |
|    |            |                           | —                 | ②犯罪をした人等が刑務所等の施設出所後に困難や悩みを抱えた時の相談窓口や支援機関等を紹介したハンドブック「つなぐつながる」を作成。<br>③地方再犯防止推進計画の策定に当たって、広く意見・助言等をもらうため、刑事司法機関及び民間団体等で構成する京都市再犯防止推進会議を開催。   |                       |
| 17 | 大阪府        | 青少年・地域安全室<br>治安対策課        | —                 | ①性犯罪(痴漢、盗撮、公然わいせつ、児童ポルノ関係)を行った起訴猶予者等のうち、支援を申し込んだ者に対し、臨床心理士による全5回の心理カウンセリングプログラムを提供。   | 性犯罪<br>高齢・障害<br>就労支援  |
|    |            | 福祉部<br>障がい福祉室<br>自立支援課    | —                 | ②検察庁や弁護士等からの依頼に基づき、障害のある起訴猶予等となった者等に対し、入口支援として、福祉サービスや支援機関等へのつなぎ支援を実施。  |                       |
| 18 | 兵庫県        | 健康福祉部<br>障害福祉局<br>障害福祉課   | (社福) みつみ福祉会       | ①弁護士の依頼に基づき、起訴猶予等となる見込みのある者のうち、高齢者又は障害のある福祉的支援が必要な者に対して、入口支援として、福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。  | 高齢・障害<br>就労支援         |
|    |            | 産業労働部<br>政策労働局<br>労政福祉課   | ヒューマンアカデミー(株)     | ②保護観察対象者等と1か月間の雇用契約を締結の上、対象者に対し、ビジネス基礎研修や職場体験を提供。また、マッチング支援や定着フォローアップなどの就職活動支援を最大4か月間実施。  |                       |
| 19 | 兵庫県<br>明石市 | 福祉局地域共生社会室                | (社福) 明石市社会福祉協議会   | ①警察署、検察庁、保護観察所等からの依頼に基づき、不起訴処分及び執行猶予等により釈放されることが見込まれる者のうち、高齢又は障害のある福祉的支援の必要な者に対して、入口支援として、窓口への手続同行や申請書類の作成支援など福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。<br>②刑務所等からの依頼に基づき、刑務所等の出所時期が概ね半年以内となっている者のうち、高齢又は障害のある福祉的支援の必要な者に対して、出口支援として、生活保護受給申請の支援や担当保護司の帰住先調査への同行など円滑な地域帰住促進のための支援を実施。      | 高齢・障害<br>広報・啓発        |
|    |            |                           | —                 | ③市民の更生支援・再犯防止に対する理解促進を目的として、市民向けイベント(あかし更生支援フェア)を開催し、再犯防止等に関する法務省や市の取組報告及び講演会(更生支援フォーラム)を実施するとともに、18の関係機関・団体の出展の下、刑務作業製品の展示・即売やパネル展示等を実施。   |                       |



| 自治体名 | 担当部署                             | 再委託先                 | 主な取組内容   | 取組の主な類型                |
|------|----------------------------------|----------------------|--|------------------------|
| 20   | 奈良県<br>福祉医療部<br>地域福祉課            | —                    | ①再犯防止等の機運醸成を目的として、一般県民を対象としたシンポジウムを実施。シンポジウム終了後は、非行予防及び就労支援に係る個別相談会を開催。<br>②犯罪をした者等を雇用する際の不安を解消するため、協力雇用主を対象としたセミナーを実施。<br>③保護観察期間中の少年を対象に、専門家による社会技能訓練(SST)を月1回程度実施。<br>④協力雇用主が出所者等を雇用した際の不安解消を図るノウハウや、保護観察対象者等が職業的自立を図る際に活用できる相談窓口等を紹介するハンドブックを作成。<br>⑤有識者等を構成員として、「更生支援のあり方」についての検討会を開催。  | 就労支援<br>広報・啓発<br>その他   |
| 21   | 鳥取県<br>福祉保健部<br>福祉保健課            | (一社)とっとり東部権利擁護支援センター | ①弁護士、検察庁、保護観察所等の依頼に基づき、不起訴処分及び執行猶予等となった者のうち、高齢又は障害のある福祉的支援の必要な者に対して、入口支援として、窓口同行、申請書類の作成支援、生活環境の整備(住居確保、成年後見人の確保等)などの福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。  | 高齢・障害                  |
|      |                                  | —                    | ②鳥取県再犯防止推進計画の進捗管理や課題・情報共有のため、関係機関による推進会議を開催。   |                        |
| 22   | 島根県<br>健康福祉部<br>地域福祉課            | —                    | ①再犯防止推進計画の内容や更生支援関係機関の取組等を周知することを目的に、市町村担当者・県の関係機関担当者による会議を開催。<br>②更生支援計画作成の技能を習得することを目的として、社会福祉士や精神保健福祉士などを対象に研修会を開催。<br>③刑事司法関係機関や支援者等からの依頼に基づき、②の研修会の修了者(更生支援コーディネーター)を派遣し、福祉的支援が必要な罪を犯した者等の更生支援計画を作成。<br>④更生支援に関する理解促進を目的に、広報資材(ポスター、リーフレット等)を作成。  | 広報・啓発<br>その他           |
| 23   | 広島県<br>環境県民局<br>県民活動課            | —                    | ①県内の関係機関・団体が非行少年等の立ち直りに向けて実施する支援の内容や実施に係る課題等を整理し、今後の取組について協議することを目的とした連絡会議等の実施を踏まえて、「支援ガイド(仮)」等を作成。  | 少年<br>就労支援             |
|      |                                  | (特非)広島県就労支援事業者機構     | ②保護観察を終了した少年をはじめとした、立ち直りに向けた支援が必要としているのにも関わらず、公的な支援を受けることができない非行や罪を犯した無職等の少年に対し、支援コーディネートを行い、就労準備支援、就労体験や学習支援等、立ち直りに向けた総合的支援を実施。   |                        |
| 24   | 山口県<br>健康福祉部<br>厚政課              | (社福)山口県社会福祉協議会       | ①検察庁からの依頼に基づき、不起訴処分及び執行猶予となった者のうち、高齢又は障害のある福祉的支援の必要な者に対して、入口支援として、帰住先確保等の福祉的支援や相談窓口への同行等の福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。<br>②保護観察所からの依頼に基づき、刑務所出所予定者等のうち、特別調整の対象とならない者に対して、特別調整に準ずる者への出口支援として、帰住先確保等の福祉的支援を実施。<br>③保護観察所からの依頼に基づき、保護観察期間終了者のうち、福祉的支援の必要な者に対して、出口支援として、保護観察期間終了前から帰住先確保等の福祉的支援及び福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。<br>④再犯防止の取組等に関する普及啓発等を目的として、再犯防止に関するポータルサイトを作成。 | 高齢・障害<br>広報・啓発         |
| 25   | 香川県<br>健康福祉部<br>障害福祉課            | (社福)竜雲学園             | ①検察庁、保護観察所からの依頼に基づき、不起訴処分及び執行猶予となった者のうち、高齢又は障害のある福祉的支援の必要なものに対して、入口支援として、窓口同行や申請書類作成支援など福祉的サービス等へのつなぎ支援を実施。<br>②入口支援の意義や取組内容等を周知することを目的に、関係機関を対象とした研修会等を開催。  | 高齢・障害<br>広報・啓発         |
| 26   | 北九州市<br>保健福祉局<br>障害福祉部<br>障害者支援課 | (公社)北九州市障害者相談支援事業協会  | ①65歳未満で知的障害等のある窃盗・無銭飲食などの罪を犯した者に対して、入口支援として、自立に向けた支援計画の作成や継続的な見守りを実施。<br>②上記の者を受け入れることが見込まれる協力雇用主や障害福祉サービス事業者等に対して、支援対象者の行動の理解や対応の方法について研修を実施。<br>③支援対象者の就職や就労の定着に向けた個別支援会議を開催。  | 高齢・障害<br>就労支援<br>広報・啓発 |
| 27   | 長崎県<br>福祉保健部<br>福祉保健課            | (社福)南高愛隣会            | ①高齢者又は障害のある犯罪をした者等に対して、入口支援として、検察庁・弁護士等の依頼に基づき、相談支援専門員協会や障害者自立支援協議会等と連携した支援を実施。<br>②薬物依存のある犯罪をした者等に対して、入口支援として、精神保健福祉センターやダルク等と連携した支援を実施。<br>③身寄りのない犯罪をした者等に対して、入口支援として、県居住支援協議会等と連携して居場所の確保に向けた支援を実施。   | 薬物<br>高齢・障害<br>住居支援    |

|    | 自治体名        | 担当部署                            | 再委託先  | 主な取組内容   | 取組の主な類型                    |
|----|-------------|---------------------------------|---|--|----------------------------|
| 28 | 熊本県         | 環境生活部<br>県民生活局<br>くらしの安全<br>推進課 | (社福) 恩賜財団済生会<br>支部熊本県済生会                          | ①検察庁や更生保護施設等からの依頼に基づき、微罪処分、不起訴処分及び執行猶予等となった者のうち、高齢又は障害のある福祉的支援を必要とする者に対し、入口支援として、申請書類作成支援、相談窓口同行等の福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。<br>②犯罪をした者等の受入れへの理解促進を目的として、福祉施設等支援関係者を対象に、講習会を開催。              | 高齢・障害<br>広報・啓発             |
| 29 | 熊本市         | 市民局<br>市民生活部<br>生活安全課           | 職業訓練法人熊本市職業<br>訓練センター<br><br>(株) あつまるホール<br>ディングス | ①雇用ニーズの高い介護分野の資格を取得することを目的として、保護観察対象者等を対象に、資格取得訓練を実施。<br>②犯罪をした者等向けの求人誌を作成。<br>③犯罪をした者等を雇用する事業者を増やすことを目的とした企業向けセミナーや、保護観察対象者等の就職を目的とした合同就職説明会を開催。                                    | 就労支援<br>広報・啓発              |
| 30 | 鹿児島県<br>奄美市 | 保健福祉部<br>福祉政策課                  | (特非) 奄美青少年支援<br>センターゆずり葉の郷<br><br>-               | ①再委託先施設の元入所者宅を訪問し、家族・本人に対して相談支援を実施。必要に応じて、修学支援や就労支援を併せて実施。<br>②上記再委託先の入所者・元入所者やその家族のうち、必要な者に対して市役所相談室でカウンセリングを実施。<br>③上記再委託先の入所者・元入所者のうち、障がい者に対して、障害者支援施策を活用しながら一般就労、就労支援A型・B型につなげる。 | 高齢・障害<br>少年<br>就労支援<br>その他 |

## 【令和元年度開始】(令和3年3月現在)

|   | 自治体名       | 担当部署                  | 再委託先  | 主な取組内容  | 取組の主な類型                              |
|---|------------|-----------------------|---|---|--------------------------------------|
| 1 | 宮城県        | 保健福祉部<br>社会福祉課        | (特非) ワンファミリー<br>仙台  | ①刑務所出所者等やその関係者を対象とした相談窓口を週3回程度開設し、住居確保に関する相談を実施。<br>②刑務所出所者等のうち、就労等の日中活動に結びついていない者を対象に、週3回程度、軽作業等を実施する日中活動の場を提供。  | 就労支援<br>住居支援                         |
| 2 | 秋田県        | 健康福祉部<br>地域・家庭<br>福祉課 | 令和2年度からは更生保<br>護支援ボランティアふれ<br>あいサークルに委託<br><br>令和2年度からは(株)<br>ディーノに委託             | ①次のいずれかに該当し、かつ支援を受けることに同意している者に対し、定期的な訪問による見守り支援を実施。<br>・地域生活定着支援事業による特別調整の対象として支援を受けた又は受けていること。<br>・更生保護施設又は自立準備ホームを退所した又は退所予定であること。<br>②再犯防止施策への理解促進を目的に、啓発パンフレット及びポスターを作成。<br>③秋田地方検察庁の所管で起訴猶予、執行猶予、罰金・科料となったこと又は秋田保護観察所の所管で保護観察対象又は更生緊急保護対象であること又は東北管内の矯正施設を退所予定の者のうち、秋田県横手市に帰住を希望している者について、横手市住居支援協議会が秋田地方検察庁や秋田保護観察所、東北管内の矯正施設からの依頼に基づき、宅地建物取引業者への住居調整依頼を行うなどして住居確保に向けた支援を行う。<br>④モデル事業の取組紹介や、支援関係者の素養向上を目的に、県民や支援関係者を対象とした研修会を実施。<br>⑤罪を犯した人の見守り支援に従事するボランティア会員や行政などの関係団体が、再犯防止推進と罪を犯した人の見守り支援への理解と協力を広く県民に呼びかける広報活動を実施。 | 高齢・障害<br>住居支援<br>広報・啓発               |
| 3 | 山形県        | 健康福祉部<br>地域福祉推進課      | (社福) 山形県社会福祉<br>事業団<br><br>(特非) 鶴岡ダルク<br><br>令和2年度からは更生保<br>護法人山形県更生保護事<br>業協会に委託 | ①矯正施設等からの依頼に基づき、特別調整とならなかった満期釈放者等を対象として、出口支援として、住居や就労先の確保に向けた支援を実施。<br>②性犯罪や入口支援等の理解促進を目的として、関係者を対象にセミナーを開催。<br>③ダルクに入所した者や依存症者の家族を対象に、認知行動療法等を活用したプログラムを提供。<br>④県民、事業者等を対象としたパンフレットを作成。  | 薬物<br>高齢・障害<br>就労支援<br>住居支援<br>広報・啓発 |
| 4 | 茨城県<br>牛久市 | 保健福祉部<br>こども家庭課       | (株) キズキ<br><br>(株) LITALICO   | ①茨城農芸学院在院中の発達上の課題を有する少年を対象に、学習支援の専門家と地域の学習指導員による学習支援を実施。<br>②発達上の課題を有する児童・生徒を含む市内の児童・生徒に対し、放課後カッパ塾において学習支援を実施。また、地域の学習指導員に対し、学習支援の専門家による研修会を実施。<br>③発達上の課題を持った少年・少女、非行のある少年・少女、性非行及び性に関して問題行動のあった少年・少女等の現状やニーズ等を把握するため、放課後カッパ塾指導員、特別支援教育コーディネーターにニーズ調査を実施。  | 高齢・障害<br>少年<br>広報・啓発<br>その他          |

| 自治体名     | 担当部署                    | 再委託先                  | 主な取組内容   | 取組の主な類型                     |
|----------|-------------------------|-----------------------|--|-----------------------------|
| 5<br>愛媛県 | 県民環境部<br>県民生活局<br>県民生活課 | (特非) 愛媛県就労支援<br>事業者機構 | ① 刑務所出所者や保護観察対象者等を対象（令和2年度は起訴猶予者等も対象）に、ビジネスマナー等のセミナーの受講調整、臨床心理士によるメンタルチェック・ケアや協力雇用主の協力のもと複数の職場を順次巡る方法での就労体験等の就労支援を実施。<br>② 性犯罪者を対象に臨床心理士等によるカウンセリングなどを実施。<br>③ 協力雇用主の不安軽減等を目的とした研修会等を開催。 | 性犯罪<br>就労支援<br>広報・啓発<br>その他 |
|          |                         | —                     | ④ 再犯の現状、犯罪をした者等が抱える課題や支援事例を共有することを目的に、関係機関等による地域別会議を開催。<br>⑤ 県民の理解促進を目的としたリーフレットを作成。<br>⑥ 性犯罪を犯した者への対応ノウハウの獲得を目的に、関係機関等を対象とした研修会を開催。<br>⑦ モデル事業の成果等を周知することを目的に、県民向け報告会を開催。               |                             |
| 6<br>福岡県 | 福祉労働部<br>福祉総務課          | (特非) 抱樸               | ① 「立ち直りサポートセンター」を設置し、高齢者・障害者・住居不定者・依存症者・薬物事犯者・性犯罪者に対する入口支援（性犯罪者については出所後の支援（出口支援）も含む。）を実施。  | 薬物<br>性犯罪<br>高齢・障害<br>その他   |
|          |                         | (公社) 福岡県社会福祉士会        | ② ①において、ケース会議を開催し、個別支援計画の策定や支援業務に対する支援を実施。   |                             |
|          |                         | (特非) 抱樸【再掲】           | ③ 支援対象者の就労先、入所先、地域での見守り等の担い手に対する研修の実施。   |                             |
|          |                         | —                     | ④ 福岡県再犯防止推進会議の設置・開催  |                             |

### (3) 地域のネットワークにおける取組の支援【施策番号106】

地域再犯防止推進モデル事業（【施策番号105】参照）における委託先の地方公共団体においては、刑事司法関係機関の職員、支援等を行う民間団体等の職員等を構成員とする会議体を設置し、これを定期的に開催することにより、事業の実施状況・課題の把握や対策の検討等を行うなどしてきた。

法務省は、地域再犯防止推進モデル事業の終了後もこうした会議への職員の参画や必要な情報提供等を通じて、地方公共団体が、公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体とネットワークを構築し、連携して支援等を実施するための取組を支援している。

### (4) 資金調達手段の検討の促進【施策番号107】

法務省は、2019年度（令和元年度）、再犯防止活動における民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式の案件組成のための調査研究を実施した（【施策番号96】参照）。また、「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」（【施策番号97】参照）において、関係府省庁が連携し、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）を含む成果連動型民間委託契約方式（PFS）の普及促進を図ることが明示された。

SIBは、事業者が金融機関等から資金の提供を受け、その償還等を成果に連動した報酬に応じて行うことにより、民間の団体等の創意と工夫を最大限に引き出すこと等が期待される仕組みであり、法務省においては、地方公共団体に対し、2021年度（令和3年度）から実施することとしているSIBを活用した再犯防止事業の実施状況も含め、再犯の防止等に関する施策や民間の団体等の活動を推進するための資金調達手段の検討を働き掛けることとしている。

内閣府は、2021年2月に、SIBを含むPFS事業を実施しようとする国又は地方公共団体等が当該事業を円滑に実施できるよう、PFS事業の実施に関する一連の手続の概説等を示した「成果連動型民間委託契約方式（PFS: Pay For Success）共通のガイドライン」<sup>※1</sup>を作成、公表した。また、2021年度からSIBを含むPFS事業を実施する地方公共団体を対象として、より高い成果創出時に必要となる委

※1 成果連動型民間委託契約方式（PFS: Pay For Success）共通のガイドライン  
<https://www8.cao.go.jp/pfs/guidelines.pdf>



託費の成果連動部分等について複数年にわたる補助を行うとともに、評価の専門機関が当該PFS事業に必要な成果評価を支援する事業「成果連動型民間委託契約方式推進交付金」等（資7-107-1）の取組を開始している。

### 資7-107-1 成果連動型民間委託契約方式推進交付金等について

## 成果連動型民間委託契約方式推進交付金等

- 令和3年度からPFS事業を実施する地方公共団体を対象に、より高い成果創出時に必要となる委託費の成果連動部分等についての複数年にわたる補助を行います。
- その際、当該PFS事業に必要な成果評価については、評価の専門機関による支援を実施します。

#### 補助率・補助限度額等

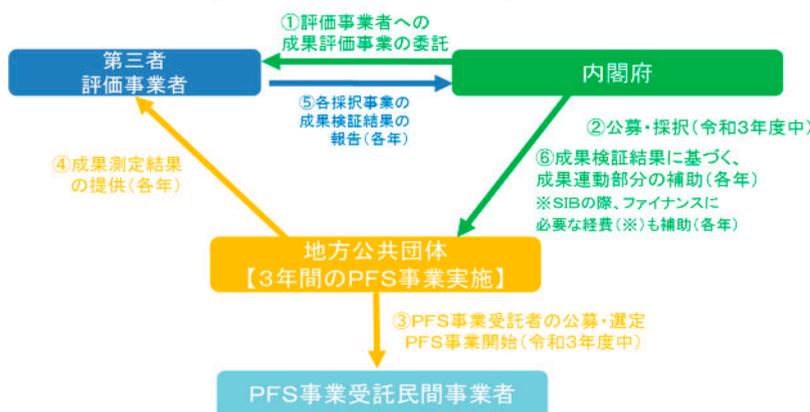
##### 【成果連動部分】

・補助率：2分の1（上限額：1,000万円（ただし、SIBの場合、2,000万円））

##### 【ファイナンス部分】

・補助率：10分の10（上限額：500万円）

#### 【交付スキームイメージ】



※資金提供者による資金を会計分離するために、借口座等を活用する際に必要な経費

#### 【交付対象イメージ】

地方公共団体のPFS委託費



出典：内閣府資料による

## 2 地方再犯防止推進計画の策定等の促進【施策番号108】

法務省は、2019年（令和元年）8月に作成した「地方再犯防止推進計画策定の手引き」<sup>※2</sup>（資7-108-1参照）について、2021年（令和3年）3月、地方公共団体における地方再犯防止推進計画策定時の留意点を新たに記載し、全国で既に策定されている地方計画の実際の記載例を拡充するなどの改定を行い、全国の地方公共団体に配布した。また、検察庁、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関が連携し、保護司等民間協力者の協力を得つつ、地方公共団体に対して、再犯防止対策に関する説明や協議を実施している。

さらに、2018年（平成30年）から、地方公共団体に対して、地方再犯防止推進計画の策定等に当たって必要な情報として、推進計画において設定された再犯の防止等に関する施策の指標（出所受刑者の2年以内再入率等）に関する都道府県別データの提供を行っているほか、2020年（令和2年）1月からは、警察庁からデータの提供を受け、警察署管轄別の犯罪統計に係る情報についても提供し

※2 地方再犯防止推進計画策定の手引き（改訂版）  
<https://www.moj.go.jp/content/001345510.pdf>



ている。

加えて、加速化プランにおいて設定された、2021年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるように支援するという成果目標について、2021年4月1日時点で188の地方公共団体で地方計画が策定されたことにより達成されたところであるが、都道府県と市町村が連携した取組を促進するための協議会等の開催などを通じて、引き続き、都道府県や市町村に対して、再犯防止の取組等の情報提供をするとともに、地方再犯防止推進計画の策定に向けた支援を行うこととしている（【指標番号17】参照）。

#### 資7-108-1 「地方再犯防止推進計画策定の手引き」について

### 「地方再犯防止推進計画策定の手引き」について

|        |  |
|--------|--|
| 概要     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「地方再犯防止推進計画」とは、地方公共団体が再犯防止等に関する施策について定める計画。再犯防止推進法においては、その策定が努力義務とされている。</li> <li>● 「地方再犯防止推進計画策定の手引き」は、特に市町村における地方再犯防止推進計画の策定を促進するため、計画策定に至るまでの事務手続例や、計画に盛り込む施策の具体例などをまとめたもの。</li> </ul>   |
| 手引きの構成 | <p><b>第1章 計画策定の意義等</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法的根拠</li> <li>2 計画策定の意義</li> <li>3 計画策定の流れ</li> </ol> <p><b>第2章 計画に盛り込むことが考えられる主な内容とその考え方について</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画策定の趣旨等</li> <li>2 地域における再犯防止を取り巻く状況</li> <li>3 重点課題・成果指標</li> <li>4 取組内容</li> <li>5 推進体制</li> </ol> <p><b>第3章 具体的な取組の記載例等</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 就労・住居の確保等のための取組</li> <li>2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組</li> <li>3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組</li> <li>4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組</li> <li>5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組</li> <li>6 国・民間団体等との連携強化等のための取組</li> </ol> |

出典：法務省資料による

## ③ 地方公共団体との連携の強化

### (1) 犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供【施策番号109】

法務省は、加速化プラン等も踏まえ、地方公共団体が犯罪をした者等の支援を円滑に実施できるよう、矯正施設及び保護観察所において、地方公共団体の求めに応じ、当該団体が犯罪をした者等の支援等を行うために必要な情報について、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、提供している。

例えば、大阪府や福岡県においては、条例により一定の性犯罪者に住所の届出義務を課し、それを通じて性犯罪者の存在を把握した上で、性犯罪者に対する社会復帰支援等を行うという再犯防止の取組が進められており、法務省としても、それらの府県が、条例で定める対象者であることを確認できるようにするため、情報提供を始めとする必要な協力を行っている。

2020年（令和2年）6月には、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、同方針においては、性犯罪者に対する再犯防止施策の充

実強化方策の一つとして、こうした地方公共団体における取組の促進を図る観点から、国から地方公共団体に対して出所者に係る情報を提供できる場合等を明示することとされた。これを受けて、法務省は、2021年（令和3年）3月、地方公共団体に対して出所者情報を提供する場合の留意点等を整理した執務資料を作成・配布した。

## (2) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号110】

法務省は、2018年度（平成30年度）以降、毎年、再犯防止の取組における国及び市町村間のネットワークの構築等を目的として、市町村再犯防止等推進会議を開催するとともに、都道府県の施策担当者を対象に、再犯防止の取組等の情報共有を目的とした都道府県再犯防止等推進会議（写真7-110-1参照）を開催している。なお、2020年度（令和2年度）については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、市町村再犯防止等推進会議は中止、都道府県再犯防止等推進会議はオンラインによる開催とした。

また、職員を地方公共団体、司法関係団体等が開催する研修やシンポジウム等に講師として派遣し、地方公共団体の職員や犯罪をした者等の支援関係者等に対して、法務省における取組や支援に関する知見等を提供している。

加えて、法務総合研究所において、毎年、犯罪白書や研究部報告として、犯罪をした者等に関する調査研究等の成果を取りまとめ、公表している（【施策番号47、87、100】参照）。

写真7-110-1 都道府県再犯防止等推進会議の様子（2019年度（令和元年度））



写真提供：法務省

## (3) 国・地方協働による施策の推進【施策番号111】

法務省は、国と地方公共団体が連携して施策の推進を図るため、2018年度（平成30年度）から、2020年度（令和2年度）までを事業期間として、地域再犯防止推進モデル事業を実施してきた（【施策番号105】参照）。また、国と地方公共団体において、総合的かつ効果的な再犯防止施策の実施を推進するため、再犯防止啓発月間である7月に合わせて再犯防止広報・啓発ポスター等を作成し、2017年（平成29年）以降、全国の都道府県警察本部、都道府県及び市町村等に送付の上、ポスター掲示等による広報・啓発活動への協力を依頼している。

また、市町村における再犯の防止等に関する取組として、2018年6月、矯正施設所在自治体会議の趣旨に賛同し、設立発起人となった29の市町村の首長を構成員とする矯正施設所在自治体会議設立発起人会議が開催され、2019年（令和元年）6月には、90の市町村の首長を会員として、矯正施設所在自治体会議の設立総会が開催された（2021年（令和3年）4月末時点で98の市町村が参加）。なお、2020年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、総会や地域部会の多くが中止又は書面開催とされた。

## (4) 国の施策に対する理解・協力の促進【施策番号112】

法務省は、2018年度（平成30年度）以降、毎年、市町村再犯防止等推進会議（2020年度（令和2年度）については、新型コロナウイルス感染症の影響等により中止）や都道府県再犯防止等推進会議（【施策番号110】参照）、再犯防止シンポジウムを含む広報・啓発イベント（【施策番号101】参照）等を開催し、国の施策について地方公共団体に周知を図り、必要な協力が得られるよう働き掛けを行っている。

また、関係府省庁や地方公共団体等と連携を図りつつ再犯防止施策を推進するため、法務省は、省

内及び地方機関に当該業務を担当する組織等の設置を進めている。具体的には、2018年度に、大臣官房秘書課に企画再犯防止推進室を、保護局に地域連携・社会復帰支援室を設置した。また、地域の関係機関や地方公共団体との窓口として、東京矯正管区及び大阪矯正管区に更生支援企画課を設置し地域連携スタッフを配置したほか、全国8庁の保護観察所に保護観察所次長を配置した。さらに、2019年度（令和元年度）には、東京及び大阪以外の各矯正管区（6庁）にも更生支援企画課を設置し、近畿地方更生保護委員会に事務局次長を配置するとともに、2020年度には、矯正局に更生支援管理官を設置した。

警察庁は都道府県警察に対し、文部科学省は各都道府県・指定都市教育委員会等に対し、厚生労働省は各都道府県等の民生主管部局や各都道府県労働局に対し、それぞれ文書や会議等を通じて、推進計画について周知するとともに、計画に基づく施策の実施について協力等を依頼している。

## COLUMN 12

横浜刑務所と連携した病院へのアイソレーションガウン  
寄附の取組

神奈川県

2020年（令和2年）2月のダイヤモンドプリンセス号における新型コロナウイルス感染症の発生を皮切りに、神奈川県としてのコロナ対応が始まった。対応していく中で深刻な問題となってきたのが、アイソレーションガウンを始めとした医療資材の不足である。

アイソレーションガウンとは、医師や看護師等が新型コロナウイルス陽性患者と接したり、処置をしたりする際に着用するものであり、医師や看護師等を感染から守るため、コロナ対応には必要不可欠な医療資材である。新型コロナウイルス陽性患者が増えていく中で、アイソレーションガウンの需要が高まる一方、海外から輸入しても供給が追い付かず、国内の市場から枯渇していった。県内の病院でも手に入らない状況が続き、代替品としてレインコートを使用することも多くあった。レインコートでも感染防護としては使えるが、着ていると蒸し暑く、作業性が悪いという声が多く寄せられていた。

そういった状況下の2020年5月、横浜刑務所から「厚生労働省からの依頼で社会貢献作業としてアイソレーションガウンを全国複数の刑事施設で縫製している。」と連絡をいただいた。刑務所という、ふだんの業務でつながりがない機関からの思いもかけない申出に、最初に聞いた時は大変驚いたが、切迫した状況の中、まさに渡りに船だったこの申出をありがたく受け、神奈川県庁でアイソレーションガウンを受け取った。

受け取ったアイソレーションガウンは、一つ一つ丁寧に作られていることが良く分かる物だった。早速、県内のいくつかの病院に送ったところ、「撥水性の物で頑丈に出来ている。」「不織布で作られており、涼しく快適に過ごせた。」「当時輸入されていた粗悪な海外製の物と比べ、作りが良かった。」「特に、襟首の所が丁寧に作られており、使い勝手が良い。」といった多くの喜びの声が病院職員から聞かれた。県としても、当時アイソレーションガウンが不足していた病院に対して、品質の良い物を速やかに提供することができ、とてもありがたかった。

最終的に、横浜刑務所からは約4万着のアイソレーションガウンを提供いただき、複数の病院に送付することができた。また、刑務官の方を通じて、受刑者の方々の「社会貢献することができて良かった。」「アイソレーションガウンの縫製作業に携わることができ、ありがたかった。」といった声を聞かせていただいた。病院職員からの喜びの声だけでなく、受刑者の方々からのこうした声を聞くことができ、とても良い経験をさせていただいた。

この度、受刑者の方々に、コロナ対応で疲弊していた病院が助けられた。特に、物不足であった2020年5月から7月頃に提供してもらい、神奈川県の医療提供体制の維持に貢献していただき、とても感謝している。本県としても受刑者と病院の間を取り持つことができ、とても有意義な取組だったと思う。受刑者の方々にこのような取組に参加してもらい、社会の役に立てたという実感を持ってもらうことで、少しでも再犯防止につながればと思う。



アイソレーションガウンの縫製作業を行う受刑者たち



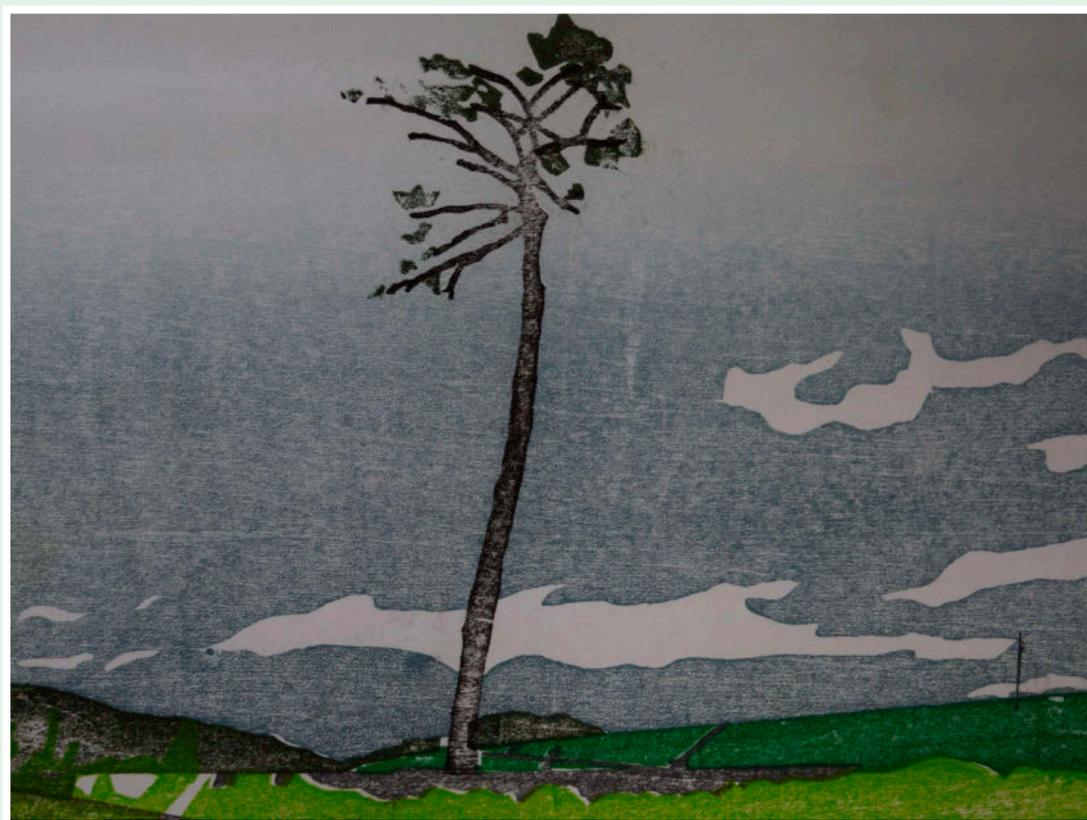
完成したアイソレーションガウン



# 第8章

令和3年版  
再犯防止推進白書

## 関係機関の人的・物的体制の 整備等のための取組



奇跡の一本松

## 第8章

# 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組

### 第1節

### 関係機関の人的・物的体制の整備等

#### 1 関係機関における人的体制の整備【施策番号113】

警察庁は、ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案への迅速・的確な対応、少年非行の未然防止、暴力団員の社会復帰対策に係る体制整備を推進している。

法務省は、刑事施設及び少年院に高齢者や障害を有する受刑者を始めとして、出所後に福祉の支援を要する受刑者等に対する的確な支援を行うため、福祉専門官を配置（【施策番号34】参照）している。また、刑事施設、少年院及び少年鑑別所に、処遇を充実させるための刑務官、法務教官及び法務技官等を配置しているほか、採用広報を含め、より良い人材の確保・育成に向けた取組を実施するなど、特性に応じた指導・支援に必要な人的体制の整備を進めている。

さらに、地方更生保護委員会及び保護観察所に受刑者に対する重点的・継続的な生活環境の調整、満期釈放者に対する社会復帰支援の充実強化等のため、保護観察官を増配置するとともに、2016年度（平成28年度）から2017年度（平成29年度）にかけて地方更生保護委員会に調整指導官を設置し、2021年度（令和3年度）からは、一部の保護観察所に社会復帰対策官を設置するなど、必要な人的体制の整備を進めている。

検察庁は、起訴猶予者等のうち入口支援が必要である者について、社会福祉事務所や病院、特定非営利活動法人等を探して受入れを依頼したりするなどの社会復帰支援業務等を担当する検察事務官の配置を進めている。

厚生労働省は、刑務所出所者等に対して就労支援を行う就職支援ナビゲーターをハローワークに配置しており、必要な人的体制を整備している。

#### 2 関係機関の職員等に対する研修の充実等【施策番号114】

警察庁は、都道府県警察において、ストーカー加害者への対応、非行少年に対する支援、暴力団からの離脱に向けた指導等を担当する警察職員に対し、実務に必要な専門的知識を習得させるための教育・研修を行っている。

法務省における研修については【施策番号38】を参照。

法務省職員の研修等への派遣については【施策番号100、110】を参照。

検察庁は、学校関係者等に対し、検察庁における再犯防止・社会復帰支援に関する取組の説明を行っている。

厚生労働省は、刑務所出所者等に対する就労支援を担当する労働局やハローワークの職員等に対して、必要な研修等を実施している。

#### 3 矯正施設の環境整備【施策番号115】

法務省は、矯正施設において、医療体制の充実、バリアフリー化及び再犯の防止等に関する施策の推進を目的とした各種矯正処遇の充実等のための環境整備を行うほか、老朽化した矯正施設の建替えを始め、物的体制の整備を進めている。2020年度（令和2年度）は、円滑な職業訓練・指導環境の

整備に資する改修・修繕を行ったほか、宮城刑務所及び広島刑務所等の再犯防止施策に資する施設の整備を行っている。しかしながら、矯正施設284庁（農場及び婦人補導院を含む。）のうち、119庁が現行の耐震基準制定以前に建築された施設であり、老朽化により整備が必要な施設も多く残る。今後、各種施策に合わせた改修・修繕を行うとともに、現行の耐震基準制定以前に建築された老朽施設の建替え・長寿命化改修等を実施することで、引き続き、再犯防止施策の基盤となる矯正施設の環境整備を着実に推進することとしている。



# 再犯防止等施策に関する 基礎資料

|   |    |
|---|----|
| 1. 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）                        | 2  |
| 2. 再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）                          | 8  |
| 3. 再犯防止推進計画等検討会関係資料   | 37 |
| 4. 再犯防止推進計画加速化プラン<br>～満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて～         | 39 |
| 5. 再犯防止等施策関係予算（令和 2 年度、令和 3 年度）                             | 44 |
| 6. 政府・地方公共団体の再犯防止等施策担当窓口一覧                                  | 54 |
| 7. 再犯防止に向けた総合対策   | 56 |
| 8. 宣言：犯罪に戻らない・戻さない<br>～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～                  | 68 |
| 9. 薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策<br>～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～ | 75 |
| 10. 成人による刑事事件の流れ  | 80 |
| 11. 非行少年に関する手続の流れ   | 82 |

# 1. 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

### （基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

### （国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （連携、情報の提供等）

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する

活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

### 第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講

ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

## 第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 再犯の防止等の推進に関する法律 概要

### 1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

### 2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

### 3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

### 4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

### 5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

### 6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

**7. 再犯防止推進計画（第7条）**

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
  - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
  - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
  - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

**8. 地方再犯防止推進計画（第8条）**

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

**9. 法制上の措置等（第9条）**

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

**10. 年次報告（第10条）**

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

**11. 基本的施策****【国の施策】****再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等**

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

**再犯防止推進の人的・物的基盤の整備**

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

**社会における職業・住居の確保等**

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

**再犯防止施策推進に関する重要事項**

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

**【地方公共団体の施策】（第24条）**

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

**12. 施行期日等（附則）**

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

## 2. 再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）

### 1 再犯防止推進計画策定の目的

#### 第1 再犯防止のための諸施策における再犯防止推進計画の位置付け

##### 〔再犯の現状と再犯防止対策の必要性・重要性〕

我が国の刑法犯の認知件数は平成8年以降毎年戦後最多を記録し、平成14年にピークを迎えた。これを受け、政府は国民の安全・安心な暮らしを守るべく、平成15年に犯罪対策閣僚会議を設置し、主に犯罪の抑止を喫緊の課題として様々な取組を進めた。その結果、平成15年以降刑法犯の認知件数は14年連続で減少し、平成28年は戦後最少となった。

他方で、刑法犯により検挙された再犯者については、平成18年をピークとして、その後は漸減状態にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（以下「再犯者率」という。）は一貫して上昇し続け、平成28年には現在と同様の統計を取り始めた昭和47年以降最も高い48.7パーセントとなった。

平成19年版犯罪白書は、戦後約60年間にわたる犯歴記録の分析結果等を基に、全検挙者のうちの約3割に当たる再犯者によって約6割の犯罪が行われていること、再犯者による罪は窃盗、傷害及び覚せい剤取締法違反が多いこと、刑事司法関係機関がそれぞれ再犯防止という刑事政策上の目的を強く意識し、相互に連携して職務を遂行することはもとより、就労、教育、保健医療・福祉等関係機関や民間団体等とも密接に連携する必要があること、犯罪者の更生に対する国民や地域社会の理解を促進していく必要があることを示し、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性を指摘した。

##### 〔政府におけるこれまでの再犯防止に向けた取組〕

再犯防止対策の必要性・重要性が認識されるようになったことを受け、平成24年7月には、再犯の防止は政府一丸となって取り組むべき喫緊の課題という認識の下、犯罪対策閣僚会議において、我が国の刑事政策に初めて数値目標を盛り込んだ「再犯防止に向けた総合対策」（以下「総合対策」という。）を決定した。総合対策においては、「出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合（以下「2年以内再入率」という。）を平成33年までに20パーセント以上減少させる。」という数値目標を設定した。

平成25年12月には、平成32年（2020年）のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向け、犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進も盛り込んだ「『世界一安全な日本』創造戦略」を閣議決定した。

平成26年12月には、犯罪対策閣僚会議において、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」（以下「宣言」という。）を決定した。宣言においては、「平成32年（2020年）までに、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業数を現在（平成26年）の3倍にする。」「平成32年（2020年）までに、帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる。」という数値目標を設定した。

平成28年7月には、犯罪対策閣僚会議において、薬物依存者や犯罪をした高齢者又は障害のある者等に対して刑事司法のあらゆる段階のみならず、刑事司法手続終了後を含めた「息の長い」支援の実施を盛り込んだ「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」(以下「緊急対策」という。)を決定した。

さらに、国民の安全と安心を確保することは、我が国の経済活性化の基盤であるとの観点から、平成17年6月に閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（いわゆる「骨太の方針」）に、初めて「再犯の防止」を盛り込んで以降、「骨太の方針2017」まで継続して「再犯防止対策」を盛り込んできた。

こうした取組により、「総合対策」及び「宣言」において設定された各数値目標の達成は道半ばではあるものの、2年以内再入率が減少するなど、相当の成果が認められた。

### 【再犯防止に向けた取組の課題】

再犯の防止等のためには、犯罪等を未然に防止する取組を着実に実施することに加え、捜査・公判を適切に運用することを通じて適正な科刑を実現することはもとより、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び犯罪被害者の心情等を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが重要であることはいうまでもない。刑事司法関係機関はこれらを支える取組を実施してきたが、刑事司法関係機関による取組のみではその内容や範囲に限界が生じている。こうした中、貧困や疾病、嗜癖、障害、厳しい生育環境、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援等刑事司法関係機関のみによる取組を超えた政府・地方公共団体・民間協力者が一丸となった取組を実施する必要性が指摘されるようになった。これを受け、最良の刑事政策としての最良の社会政策を実施すべく、これまでの刑事司法関係機関による取組を真摯に見直すことはもとより、国、地方公共団体、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が緊密に連携協力して総合的に施策を講じることが課題として認識されるようになった。また、再犯の防止等に関する取組は、平成32年（2020年）に我が国において開催される第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）の重要論点の一つとして位置付けられるなど、国際社会においても重要な課題として認識されている。

### 【再犯の防止等の推進に関する法律の制定と再犯防止推進計画の策定】

そのような中、平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号、以下「推進法」という。）が制定され、同月に施行された。推進法において、政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するとされた。

政府は、推進法の施行を受け、平成28年12月に犯罪対策閣僚会議の下に新たに法務大臣が議長を務め、関係省庁の局長等を構成員とする「再犯防止対策推進会議」を閣議口頭了解により設置した。また、平成29年2月には、推進計画案の具体的内容を検討する場として、法務副大臣を議長とし、関係省庁の課長等や外部有識者を構成員とする「再犯防止推進計画等検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、検討会における計9回にわたる議論等を経て、推進計画の案を取りまとめ、ここに推進計画を定めるに至った。

## 第2 基本方針

基本方針は、犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点を示すものである。

推進法は、第3条において「基本理念」を掲げているところであり、施策の実施者が目指すべき方向・視点は、この基本理念を踏まえて設定すべきである。

そこで、推進法第3条に掲げられた基本理念を基に、以下の5つの基本方針を設定する。

### 【5つの基本方針】

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政

機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。

- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

### 第3 重点課題

再犯防止施策は、極めて多岐にわたるが、推進法第2章が規定する基本的施策に基づき、以下に掲げる7つの課題に整理した。これらの課題は相互に密接に関係していることから、関係府省庁が施策を実施するに当たっては、各課題に対する当該施策の位置付けを明確に認識することはもとより、施策間の有機的関連を意識しつつ総合的な視点で取り組んでいく必要がある。

#### (7つの重点課題)

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

### 第4 計画期間と迅速な実施

推進法第7条第6項が、少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加えることとしていることから、計画期間は、平成30年度から平成34年度末までの5年間とする。

推進計画に盛り込まれた個々の施策のうち、実施可能なものは速やかに実施することとする。これらの施策のうち、実施のための検討を要するものについては、本推進計画において検討の方向性を明示しているため、単独の省庁で行うものについては原則1年以内に、複数省庁にまたがるものや大きな制度改正を必要とするものは原則2年以内に結論を出し、それぞれ、その結論に基づき施策を実施することとする。

推進計画に盛り込まれた施策については、犯罪対策閣僚会議の下に設置された再犯防止対策推進会議において、定期的に施策の進捗状況を確認するとともに、施策の実施の推進を図ることとする。

また、「総合対策」及び「宣言」において設定された各数値目標については、推進計画に盛り込まれた施策の速やかな実施により、その確実な達成を図る。

## II 今後取り組んでいく施策

### 第1 再犯の防止等に関する施策の指標

#### 1. 再犯の防止等に関する施策の成果指標

- 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率 **【指標番号1】**  
 (出典：警察庁・犯罪統計)  
 基準値 110,306人・48.7% (平成28年)
- 新受刑者中の再入者数及び再入者率 **【指標番号2】**  
 (出典：法務省・矯正統計年報)  
 基準値 12,179人・59.5% (平成28年)
- 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率 **【指標番号3】**  
 (出典：法務省調査)  
 基準値 4,225人・18.0% (平成27年出所受刑者)
- 主な罪名(覚せい剤取締法違反、性犯罪(強制性交等・強姦・強制わいせつ)、傷害・暴行、窃盗)・特性(高齢(65歳以上)、女性、少年)別2年以内再入率 **【指標番号4】**  
 (出典：法務省調査)  
 基準値(覚せい剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗)  
 19.2%・6.3%・16.2%・23.2% (平成27年出所受刑者)  
 基準値(高齢、女性)  
 23.2%・12.6% (平成27年出所受刑者)  
 基準値(少年)  
 11.0% (平成27年少年院出院者)

#### 2. 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

##### (1) 就労・住居の確保等関係

- 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合 **【指標番号5】**  
 (出典：厚生労働省調査)  
 基準値 2,790人・37.4% (平成28年度)
- 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数 **【指標番号6】**  
 (出典：法務省調査)  
 基準値 18,555社・774社・1,204人 (平成29年4月1日現在)
- 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合 **【指標番号7】**  
 (出典：法務省・保護統計年報)  
 基準値 6,866人・22.1% (平成28年)
- 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合 **【指標番号8】**  
 (出典：法務省・矯正統計年報)  
 基準値 4,739人・20.7% (平成28年)
- 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数 **【指標番号9】**  
 (出典：法務省調査)  
 基準値 11,132人 (平成28年)

**(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係**

- 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数 **【指標番号 10】**  
(出典：法務省調査)  
基準値 704人 (平成28年度)
- 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合 **【指標番号 11】**  
(出典：法務省調査)  
基準値 333人・4.4% (平成28年度)

**(3) 学校等と連携した修学支援の実施等関係**

- 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率 **【指標番号 12】**  
(出典：法務省調査)  
基準値 -
- 上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合 **【指標番号 13】**  
(出典：法務省調査)  
基準値 -
- 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率 **【指標番号 14】**  
(出典：文部科学省調査)  
基準値 (受験者数・合格者数・合格率)  
1,049人・375人・35.7% (平成28年度)  
基準値 (受験者数・1以上の科目に合格した者の数・合格率)  
1,049人・990人・94.4% (平成28年度)

**(4) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係**

- 保護司数及び保護司充足率 **【指標番号 15】**  
(出典：法務省調査)  
基準値 47,909人・91.3% (平成29年1月1日)
- “社会を明るくする運動” 行事参加人数 **【指標番号 16】**  
(出典：法務省調査)  
基準値 2,833,914人 (平成28年)

**(5) 地方公共団体との連携強化等関係**

- 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合 **【指標番号 17】**  
(出典：法務省調査)  
基準値 -

**第2 就労・住居の確保等のための取組 (推進法第12条、第14条、第15条、第16条、第21条関係)****1. 就労の確保等****(1) 現状認識と課題等**

刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっている。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっている。

政府においては、「宣言」に基づき、矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練・指導の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置を始めとする矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、協力雇用主の開拓・拡大、刑務所出所

者等就労奨励金制度の導入、国による保護観察対象者の雇用等の様々な施策に取り組んできた。

しかしながら、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合があること、社会人としてのマナーや対人関係の形成や維持のために必要な能力を身に付けていないなどのために職場での人間関係を十分に構築できない、あるいは自らの能力に応じた適切な職業選択ができないなどにより、一旦就職しても離職してしまう場合があること、協力雇用主となりながらも実際の雇用に結びついていない企業等が多いこと、犯罪をした者等の中には、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい者が少なからず存在することなどの課題がある。

## (2) 具体的施策

### ① 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得

#### ア 職業適性等の把握【施策番号1】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、就労意欲や職業適性等を把握するためのアセスメントを適切に実施する。【法務省、厚生労働省】

#### イ 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた指導・支援【施策番号2】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、矯正施設における協力雇用主、生活困窮者自立支援法における就労準備支援事業や認定就労訓練事業を行う者等と連携した職業講話、社会貢献作業等を実施する。また、矯正施設及び保護観察所において、コミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得を目的とした指導・訓練を行うなど、犯罪をした者等の勤労意欲の喚起及び就職に必要な知識・技能等の習得を図るための指導及び支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

#### ウ 矯正施設における職業訓練等の充実【施策番号3】

法務省は、各矯正施設において、需要が見込まれる分野に必要な技能の習得を意識した効果的な職業訓練等を行うため、総務省及び厚生労働省の協力を得て、矯正施設、保護観察所のほか、地方公共団体、都道府県労働局、地域の経済団体、協力雇用主、各種職業能力開発施設、専門教育機関等が参画する協議会等を開催し、各矯正施設における職業訓練等の方針、訓練科目、訓練方法等について検討する。その結論を踏まえ、矯正施設職員に対する研修を充実させること、矯正施設における職業訓練等上記の関係機関等が参画することを推進すること等を通じて、矯正施設における職業訓練等の実施体制の強化を図るとともに、矯正施設が所在する地域の理解・支援を得て、外部通勤制度や外出・外泊等を積極的に活用し、受刑者等に矯正施設の外で実施される職業訓練を受講させたり、協力雇用主等を訪問させたりすることを可能とする取組を推進する。【総務省、法務省、厚生労働省】

#### エ 資格制限等の見直し【施策番号4】

法務省は、犯罪をした者等の就労の促進の観点から需要が見込まれる業種に関し、前科があることによる就業や資格取得の制限の在り方について検討を行い、2年以内を用途に結論を出し、その結論に基づき、各府省は、所管の該当する資格制限等について、当該制限の見直しの要否を検討し、必要に応じた措置を実施する。【各府省】

### ② 就職に向けた相談・支援等の充実

#### ア 刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実【施策番号5】

法務省及び厚生労働省は、適切な就労先の確保に向けた生活環境の調整、ハローワーク相談

員の矯正施設への駐在や更生保護施設への協力の拡大、更生保護就労支援事業の活用など、矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携による一貫した就労支援対策の一層の充実を図る。また、法務省及び国土交通省は、矯正施設及び地方運輸局等の連携による就労支援対策についても、一層の充実を図る。【法務省、厚生労働省、国土交通省】

#### イ 非行少年に対する就労支援【施策番号6】

警察庁は、非行少年を生まない社会づくりの活動の一環として少年サポートセンター（都道府県警察に設置し、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を実施）等が行う就労を希望する少年に対する立ち直り支援について、都道府県警察に対する指導や好事例の紹介等を通じ、少年の就職や就労継続に向けた支援の充実を図る。【警察庁】

### ③ 新たな協力雇用主の開拓・確保

#### ア 企業等に対する働き掛けの強化【施策番号7】

法務省は、警察庁及び厚生労働省の協力を得て、協力雇用主の要件や登録の在り方を整理するとともに、矯正施設及び保護観察所において、企業等に対し、協力雇用主の意義や、コレワークの機能、刑務所出所者等就労奨励金制度等の協力雇用主に対する支援制度に関する説明を行うなど、適切な協力雇用主の確保に向けた企業等への働き掛けを強化する。【警察庁、法務省、厚生労働省】

#### イ 各種事業者団体に対する広報・啓発【施策番号8】

総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、法務省の協力を得て、関係する各種事業者団体に対し、所属する企業等に対する広報・啓発を依頼するなどして、協力雇用主の拡大に向け、協力雇用主の活動の意義や協力雇用主に対する支援制度についての積極的な広報・啓発活動を推進する。【総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

#### ウ 多様な業種の協力雇用主の確保【施策番号9】

法務省は、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、協力雇用主として活動している企業等の業種に大きな偏りがあることを踏まえ、これまで協力雇用主のいない業種を含め多様な業種の協力雇用主の確保に努める。また、刑務所出所者等を農業の担い手に育成する就業支援センター等の取組が成果を挙げていることを踏まえ、農業を始め刑務所出所者等の改善更生に有用と考えられる業種の協力雇用主の確保に向けた取組の強化を図る。【総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

### ④ 協力雇用主の活動に対する支援の充実

#### ア 協力雇用主等に対する情報提供【施策番号10】

法務省は、コレワークにおいて、協力雇用主等に対して、受刑者等が矯正施設在所中に習得・取得可能な技能・資格を紹介するとともに、協力雇用主等の雇用ニーズに合う受刑者等が在所する矯正施設の紹介や、職業訓練等の見学会の案内をするほか、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、協力雇用主の活動を支援する施策の周知を図るなど、協力雇用主等に対する情報提供の充実を図る。また、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、犯罪をした者等の就労に必要な個人情報を適切に提供していく。【総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

**イ 協力雇用主の不安・負担の軽減【施策番号 11】**

法務省は、身元保証制度や刑務所出所者等就労奨励金制度の活用、協力雇用主に対する助言など、犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主の不安や負担を軽減するための支援の充実を図る。【法務省】

**ウ 住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援【施策番号 12】**

法務省は、住込就労が可能な協力雇用主に対する支援の充実を図るとともに、犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主がいても、犯罪をした者等が、その通勤圏内に住居を確保できず、就職できない場合があることを踏まえ、就労・住居の確保等のための取組を一体的に実施するなど、通勤圏内に住居を確保できない犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主に対する支援の充実を図る。【法務省】

**エ 協力雇用主に関する情報の適切な共有【施策番号 13】**

法務省は、各府省における協力雇用主に対する支援の円滑かつ適切な実施に資するよう、各府省に対して、協力雇用主に関する情報を適時適切に提供する。【法務省】

**⑤ 犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等****ア 国による雇用等【施策番号 14】**

法務省は、保護観察対象者を非常勤職員として雇用する取組事例を踏まえ、犯罪をした者等の国による雇用等を更に推進するための指針について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき、各府省は、各府省における業務の特性や実情等を勘案し、その雇用等に努める。【各府省】

**イ 協力雇用主の受注の機会の増大【施策番号 15】**

法務省は、公共調達において、協力雇用主の受注の機会の増大を図る指針について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき、各府省は、対象となる公共調達の本来達成すべき目的が阻害されないよう留意しつつ、協力雇用主の受注の機会の増大を図るための取組の推進に配慮する。【各府省】

**ウ 補助金の活用【施策番号 16】**

法務省は、補助金の本来達成すべき目的を阻害しない範囲内で、協力雇用主の活動に資する補助金の活用指針について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、各府省は、その結論に基づく取組の推進に配慮する。【各府省】

**エ 協力雇用主に対する栄典【施策番号 17】**

内閣府は、協力雇用主に対する栄典の授与に係る検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。【内閣府】

**⑥ 就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実****ア 就労した者の離職の防止【施策番号 18】**

法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、ハローワーク等において、就職した犯罪をした者等に対し、仕事や職場の人間関係の悩みなどを細かに把握し、適切な助言を行うなど、離職を防止するための支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

**イ 雇用した協力雇用主に対する継続的支援【施策番号19】**

法務省及び厚生労働省は、犯罪をした者等を雇用した協力雇用主の雇用に伴う不安や負担を細かに把握し、その協力雇用主に対し、雇用継続に向けた助言を行うなど、継続的な支援の充実に努める。【法務省、厚生労働省】

**ウ 離職した者の再就職支援【施策番号20】**

法務省は、離職した犯罪をした者等を、積極的に雇用する協力雇用主のネットワークの構築を図る。また、法務省及び厚生労働省は、上記協力雇用主のネットワークとハローワークが連携するなどし、離職後の速やかな再就職に向けた犯罪をした者等と協力雇用主との円滑なマッチングを推進する。【法務省、厚生労働省】

**⑦ 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保****ア 受刑者等の特性に応じた刑務作業等の充実【施策番号21】**

法務省は、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい者や、就労に向けた訓練等が必要な者など、一般就労と福祉的支援の狭間にある者への対応が課題となっていることを踏まえ、受刑者等の特性に応じて刑務作業等の内容の一層の充実に努める。【法務省】

**イ 障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用【施策番号22】**

法務省及び厚生労働省は、障害を有している犯罪をした者等が、その就労意欲や障害の程度等に応じて、障害者支援施策も活用しながら、一般の企業等への就労や、就労継続支援A型（雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供等を行うもの）又は同B型（雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供等を行うもの）事業における就労を実現できるよう取り組んでいく。また、生活が困窮していたり、軽度の障害を有しているなど、一般の企業等への就労が困難な犯罪をした者等に対しては、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者就労準備支援事業や生活困窮者就労訓練事業の積極的活用を図る。【法務省、厚生労働省】

**ウ ソーシャルビジネスとの連携【施策番号23】**

法務省は、障害者雇用における農福連携の取組等を参考に、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省の協力を得て、高齢者・障害者の介護・福祉やホームレス支援、ニート等の若者支援といった社会的・地域的課題の解消に取り組む企業・団体等に、犯罪をした者等の雇用を働き掛けるなど、ソーシャルビジネスとの連携を推進する。【法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省】

**2. 住居の確保等****(1) 現状認識と課題等**

刑務所満期出所者のうち約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること、これらの者の再犯に至るまでの期間が帰住先の確保されている者と比較して短くなっていることが明らかとなっている。適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であって、再犯防止の上で最も重要であるといっても過言ではない。

政府においては、「宣言」に基づき、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実や、親族等のもとに帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設の受入れ機能の強化、自立準備ホーム（あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者により、保護観察所が、宿泊場所の

供与と自立のための生活指導のほか、必要に応じて食事の給与を委託する際の宿泊場所）の確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきた。

しかしながら、親族等のもとへ帰住できない者の割合も増加傾向にあることから、引き続き更生保護施設や自立準備ホームでの受入れを進める必要がある。また、更生保護施設には、かつての宿泊提供支援だけでなく、薬物依存症者その他の処遇困難者に対する処遇及び地域生活への移行支援が求められるなど、その役割が急激に拡大しており、更生保護施設における受入れ・処遇機能の強化の必要性が指摘されている。

加えて、更生保護施設や自立準備ホームはあくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等退所後は地域に生活基盤を確保する必要があるが、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかったりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯等に至る者が存在することなどの課題がある。

## (2) 具体的施策

### ① 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実

#### ア 帰住先確保に向けた迅速な調整【施策番号24】

法務省は、平成28年6月に施行された更生保護法（平成19年法律第88号）の一部改正に基づき、保護観察所が実施する受刑者等の釈放後の生活環境の調整における地方更生保護委員会の関与を強化し、受刑者等が必要とする保健医療・福祉サービスを受けることができる地域への帰住を調整するなど、適切な帰住先を迅速に確保するための取組の充実を図る。【法務省】

#### イ 受刑者等の親族等に対する支援【施策番号25】

法務省は、受刑者等とその親族等の交流において、必要のある者については、その関係の改善という点についても配慮するとともに、受刑者等の親族等に対して、受刑者等の出所に向けた相談支援等を実施する引受人会・保護者会を開催するなど、受刑者等の親族等に対する支援の充実を図る。【法務省】

### ② 更生保護施設等の一時的な居場所の充実

#### ア 更生保護施設における受入れ・処遇機能の充実【施策番号26】

法務省は、社会福祉法人等といった更生保護法人以外の者による整備を含め、更生保護施設の整備及び受入れ定員の拡大を着実に推進するほか、罪名、嗜癖等本人が抱える問題性や地域との関係により特に受入れが進みにくい者や処遇困難な者を更生保護施設で受け入れて、それぞれの問題に応じた処遇を行うための体制の整備を推進し、更生保護施設における受入れ及び処遇機能の充実を図る。【法務省】

#### イ 更生保護施設における処遇の基準等の見直し【施策番号27】

法務省は、高齢者又は障害のある者や薬物依存症者等を含めた更生保護施設入所者の自立を促進するため、更生保護事業の在り方の見直し（Ⅱ第6.1（2）③イ）と併せ、更生保護施設における処遇の基準等の見直しに向けた検討を行い、2年以内を目的に結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。【法務省】

#### ウ 自立準備ホームの確保と活用【施策番号28】

法務省は、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、専門性を有する社会福祉法人やNPO法人などに対する委託により一時的な居場所の確保等を推進するほか、空き家等の既存の住宅ストック等を活用するなどして多様な居場所である自立準備ホームの更なる確保を進めると

もに、各施設の特色に応じた活用を図る。【法務省、厚生労働省、国土交通省】

### ③ 地域社会における定住先の確保

#### ア 住居の確保を困難にしている要因の調査等【施策番号29】

法務省は、犯罪をした者等の住居の確保を困難にしている要因について調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その調査結果に基づき、身元保証制度の在り方の見直しを含め、必要に応じ、所要の施策を実施する。【法務省】

#### イ 住居の提供者に対する継続的支援の実施【施策番号30】

法務省は、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対し、住居の提供に伴う不安や負担を細かに把握した上で、身元保証制度の活用を含めた必要な助言等を行うとともに、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、保護観察対象者等についての必要な個人情報を提供する。併せて、保護観察対象者等に対し、必要な指導等を行うなど、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する継続的支援を実施する。【法務省】

#### ウ 公営住宅への入居における特別な配慮【施策番号31】

国土交通省は、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する場合は、上記イの法務省による継続的支援が受けられることを踏まえ、保護観察対象者等が住居に困窮している状況や、地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討を行うよう、地方公共団体に要請する。また、矯正施設出所者については、通常、著しく所得の低い者として、公営住宅への優先入居の取扱いの対象に該当する旨を地方公共団体に周知・徹底する。【国土交通省】

#### エ 賃貸住宅の供給の促進【施策番号32】

法務省は、国土交通省の協力を得て、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、犯罪をした者等のうち、同法第2条第1項が規定する住宅確保要配慮者に該当する者に対して、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談の実施に努めるとともに、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する場合は、上記イの法務省による継続的支援が受けられることを周知するなどして、その入居を拒まない賃貸人の開拓・確保に努める。【法務省、国土交通省】

#### オ 満期出所者に対する支援情報の提供等の充実【施策番号33】

法務省は、帰住先を確保できないまま満期出所となる受刑者の再犯を防止するため、刑事施設において、受刑者に対し、更生緊急保護の制度や希望する地域の相談機関に関する情報を提供するとともに、保護観察所においては、更生緊急保護対象者に対し、地域の支援機関等についての適切かつ充実した情報の提供を行うとともに、必要に応じ、更生保護施設等の一時的な居場所の提供や定住先確保のための支援を行う。【法務省】

## 第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組（推進法第17条、第21条関係）

### 1. 高齢者又は障害のある者等への支援等

#### (1) 現状認識と課題等

高齢者（65歳以上の者）が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っている。また、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至

るまでの期間が短いことが明らかとなっている。

政府においては、矯正施設出所者等に対する支援（出口支援）の一つとして、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、地域生活定着支援センターの設置や、矯正施設及び更生保護施設への社会福祉士等の配置を進め、矯正施設や保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他の福祉関係機関が連携して必要な調整を行う取組（特別調整）を実施してきた。

また、犯罪をした高齢者又は障害のある者等の再犯防止のためには、出口支援だけでなく、起訴猶予者等についても、必要な福祉的支援に結び付けることなどが、犯罪等の常習化を防ぐために重要である場合があることを踏まえ、検察庁において、知的障害のある被疑者や高齢の被疑者等福祉的支援を必要とする者について、弁護士や福祉専門職、保護観察所等関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービスに橋渡しするなどの取組（入口支援）を実施してきた。

しかしながら、「緊急対策」で指摘された事項に加えて、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から特別調整の対象とならない場合があること、地方公共団体や社会福祉施設等の取組状況等に差があり、必要な協力が得られない場合があること、刑事司法手続の各段階を通じた高齢又は障害の状況の把握とそれを踏まえたきめ細かな支援を実施するための体制が不十分であることなどの課題がある。

## (2) 具体的施策

### ① 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実

#### ア 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化【施策番号34】

法務省は、犯罪をした者等について、これまで見落とされがちであった福祉サービスのニーズを早期に把握して福祉サービスの利用に向けた支援等を実施することにより円滑に福祉サービスを利用できるようにするため、少年鑑別所におけるアセスメント機能の充実を図るとともに、矯正施設における社会福祉士等の活用や、保護観察所における福祉サービス利用に向けた調査・調整機能の強化を図る。【法務省】

#### イ 高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導【施策番号35】

法務省は、歩行や食事等の日常的な動作全般にわたって介助やリハビリを必要とする受刑者等が増加していることを踏まえ、高齢者又は障害のある者等である受刑者等の円滑な社会復帰のため、体力の維持・向上のための健康運動指導や福祉サービスに関する知識及び社会適応能力等の習得を図るための指導について、福祉関係機関等の協力を得ながら、その指導内容や実施体制等の充実を図る。【法務省】

#### ウ 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等【施策番号36】

法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る。【法務省、厚生労働省】

**エ 更生保護施設における支援の充実【施策番号37】**

法務省は、「宣言」において設定された目標を踏まえつつ、犯罪をした高齢者又は障害のある者等の更生保護施設における受入れやその特性に応じた必要な支援の実施を充実させるための施設・体制の整備を図る。【法務省】

**オ 刑事司法関係機関の職員に対する研修の実施【施策番号38】**

法務省は、刑事司法の各段階において、犯罪をした者等の福祉的支援の必要性を的確に把握することができるよう、刑事司法関係機関の職員に対して、高齢者及び障害のある者等の特性等について必要な研修を実施する。【法務省】

**② 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化****ア 地域福祉計画・地域医療計画における位置付け【施策番号39】**

厚生労働省は、地方公共団体が、地域福祉計画や地域医療計画を策定するに当たり、再犯防止の観点から、高齢者又は障害のある者等を始め、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などの地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するよう、必要な助言を行う。法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定するに当たり、地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられることから、関係部局と連携を図るよう、必要な周知を行う。【法務省、厚生労働省】

**イ 社会福祉施設等の協力の促進【施策番号40】**

厚生労働省は、高齢者又は障害のある者等に福祉サービスを提供する社会福祉施設等に支給する委託費等の加算措置の充実を含め、社会福祉施設等全体の取組に対する評価について更に検討を行うなど、社会福祉施設等による高齢者又は障害のある者等への福祉サービスの提供の促進を図る。【厚生労働省】

**ウ 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化【施策番号41】**

法務省及び厚生労働省は、犯罪をした高齢者又は障害のある者等が、速やかに、障害者手帳の交付、保健医療・福祉サービスの利用の必要性の認定等を受け、これを利用することができるよう、総務省の協力を得て実施責任を有する地方公共団体の明確化を含む指針等を作成し、地方公共団体に対してその周知徹底を図る。また、法務省は、住民票が消除されるなどした受刑者等が、矯正施設出所後速やかに保健医療・福祉サービスを利用することができるよう、総務省の協力を得て矯正施設・保護観察所の職員に対して住民票に関する手続等の周知徹底を図るなどし、矯正施設在所中から必要な支援を実施する。【総務省、法務省、厚生労働省】

**③ 高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施****ア 刑事司法関係機関の体制整備【施策番号42】**

法務省は、検察庁において社会復帰支援を担当する検察事務官や社会福祉士の配置を充実させるなど、検察庁における社会復帰支援の実施体制の充実を図るとともに、保護観察所において福祉的支援や更生緊急保護を担当する保護観察官の配置を充実させるなど、保護観察所における実施体制の充実を図り、入口支援が必要な者に対する適切な支援が行われる体制を確保する。【法務省】



**イ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討【施策番号43】**

法務省及び厚生労働省は、Ⅱ第7.1(2)①ウに記載の地域のネットワークにおける取組状況も参考としつつ、一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。【法務省、厚生労働省】

**2. 薬物依存を有する者への支援等****(1) 現状認識と課題等**

覚せい剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人を超え、引き続き高い水準にあるほか、新たに刑務所に入所する者の罪名の約3割が覚せい剤取締法違反となっている。また、平成27年に出所した者全体の2年以内再入率は18.0パーセントであるのと比較して、覚せい剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は19.2パーセントと高くなっている。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要である。

政府においては、矯正施設・保護観察所における一貫した専門的プログラムの開発・実施、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の作成、地域において薬物依存症治療の拠点となる医療機関の整備等の施策に取り組むとともに、「緊急対策」に基づき、薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療、回復支援施設や民間団体等による支援等を一貫して行うための体制を整備するほか、平成28年6月から施行された刑の一部の執行猶予制度の適切な運用を図ることとしている。

しかしながら、矯正施設、保護観察所、地域の保健医療・福祉関係機関、回復支援施設や民間団体等について効果的な支援等を行う体制が不十分であること、そもそも薬物依存症治療を施すことができる専門医療機関や薬物依存症からの回復支援を行う自助グループ等がない地域もあるなど一貫性のある支援等を行うための関係機関等の連携が不十分であること、海外において薬物依存症からの効果的な回復措置として実施されている刑事司法と保健医療・福祉との連携の在り方について調査研究する必要があること、薬物事犯者の再犯の防止等の重要性・緊急性に鑑み、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関、自助グループを含めた民間団体等各種関係機関・団体が、薬物依存からの回復を一貫して支援する新たな取組を試行的に実施する必要があることなどが指摘されている。

**(2) 具体的施策****① 刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等****ア 再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施【施策番号44】**

法務省は、厚生労働省の協力を得て、矯正施設及び保護観察所において、薬物事犯者ごとに、その再犯リスクを適切に把握した上で、そのリスクに応じた専門的指導プログラムを一貫して実施するとともに、そのための処遇情報の確実な引継ぎを図る。【法務省、厚生労働省】

**イ 矯正施設・保護観察所における薬物指導等体制の整備【施策番号45】**

法務省は、厚生労働省の協力を得て、指導に当たる職員の知識・技能の向上や、保護観察所における薬物処遇の専門性を有する管理職員の育成・配置など、薬物事犯者に対する指導体制の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

**ウ 更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実【施策番号46】**

法務省は、薬物事犯者の中には、地域において薬物乱用を繰り返していたことにより、あるいは、薬物密売者等からの接触を避けるため、従前の住居に戻ることが適当でない者が多く存在することを踏まえ、更生保護施設における薬物事犯者の受入れ、薬物依存からの回復に資する処遇を可能とする施設や体制の整備を推進し、更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実を図る。【法務省】

**エ 薬物事犯者の再犯防止対策の在り方の検討【施策番号47】**

法務省及び厚生労働省は、薬物事犯者の再犯の防止等に向け、刑の一部の執行猶予制度の運用状況や、薬物依存症の治療を施すことのできる医療機関や相談支援等を行う関係機関の整備、連携の状況、自助グループ等の活動状況等を踏まえ、海外において薬物依存症からの効果的な回復措置として実施されている各種拘禁刑に代わる措置も参考にしつつ、新たな取組を試行的に実施することを含め、我が国における薬物事犯者の再犯の防止等において効果的な方策について検討を行う。【法務省、厚生労働省】

**② 治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実****ア 薬物依存症治療の専門医療機関の拡大【施策番号48】**

厚生労働省は、薬物依存症の治療を提供できる医療機関が限られており、薬物依存症者の中には、遠方の医療機関への通院が困難であるため、治療を受けない者や治療を中断してしまう者が存在することを踏まえ、薬物依存症を含む依存症治療の専門医療機関の更なる充実を図るとともに、一般の医療機関における薬物依存症者に対する適切な対応を促進する。【厚生労働省】

**イ 薬物依存症に関する相談支援窓口の充実【施策番号49】**

厚生労働省は、薬物依存症からの回復には、薬物依存症者本人が地域において相談支援を受けられることに加え、その親族等が薬物依存症者の対応方法等について相談支援を受けられることが重要であることを踏まえ、全国の精神保健福祉センター等に、薬物依存症を含む依存症対策の専門員である依存症相談員を配置するなど、保健行政機関における薬物依存症に関する相談支援窓口の充実を図る。【厚生労働省】

**ウ 自助グループを含めた民間団体の活動の促進【施策番号50】**

厚生労働省は、薬物依存症者に対して、薬物依存症からの回復に向けた就労と住居の一体的支援活動を行う民間団体の活動の援助など、自助グループを含めた民間団体の活動を促進するための支援の充実を図る。【厚生労働省】

**エ 薬物依存症者の親族等の知識等の向上【施策番号51】**

厚生労働省は、一般国民に向けた講習会の開催や、冊子の配布等を通じ、薬物依存症についての一般国民、取り分け、薬物依存症者の親族等の意識・知識の向上を図る。【厚生労働省】

**オ 薬物依存症対策関係機関の連携強化【施策番号52】**

警察庁、法務省及び厚生労働省は、薬物依存症者の回復には、医療機関による治療だけでなく、自助グループを含めた民間団体等と連携した継続的な支援が重要であることを踏まえ、各地域において、薬物依存症者の治療・支援等を行うこれらの関係機関の職員等による連絡協議会等を開催し、地域における薬物依存症に関する課題を共有し、協働してその課題に対応する

ための方法を検討するなど、薬物依存症の対策に当たる各関係機関の連携強化を図る。【警察庁、法務省、厚生労働省】

#### カ 薬物依存症治療の充実に資する診療報酬の検討【施策番号53】

厚生労働省は、次回の診療報酬改定に向けて、薬物依存症治療の診療報酬上の評価の在り方について、関係者の意見も踏まえて検討する。【厚生労働省】

### ③ 薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成

#### ア 薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成【施策番号54】

厚生労働省は、薬物依存症の回復に向けた保健医療・福祉サービスの実施体制を充実させるために、薬物依存症者の治療・支援等に知識を有する医療関係者が必要であることを踏まえ、医師の臨床研修の内容や、保健師、助産師、看護師の国家試験出題基準の見直しに向けた検討を行う。【厚生労働省】

#### イ 薬物依存症に関する知見を有する福祉専門職の育成【施策番号55】

厚生労働省は、薬物依存症者への相談支援体制を充実させるために、薬物依存症に関する専門的知識を有し、薬物依存症者が抱える支援ニーズを適切に把握し、関係機関につなげるなどの相談援助を実施する福祉専門職が必要であることを踏まえ、精神保健福祉士及び社会福祉士の養成カリキュラムの見直しに向けた検討を行う。【厚生労働省】

#### ウ 薬物依存症に関する知見を有する心理専門職の育成【施策番号56】

厚生労働省は、薬物依存症からの回復に向けて効果が認められている治療・支援が、認知行動療法に基づくものであり、薬物依存症に関する知識と経験を有する心理学の専門職が必要となることを踏まえ、新たに創設される公認心理師の国家資格の養成カリキュラムや国家試験の出題基準について、薬物依存症を含む依存症対策への対応という観点からも検討を行う。【厚生労働省】

#### エ 薬物依存症に関する知見を有する支援者の育成【施策番号57】

法務省は、薬物依存症のある保護観察対象者については、その症状や治療の状況に応じた支援が重要であることを踏まえ、その指導・支援に当たる者に対する研修等の充実を図る。また、厚生労働省は、薬物依存症からの回復に向けて、地域における継続した支援が必要であることを踏まえ、薬物依存症者への生活支援を担う支援者に対する研修の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

## 第4 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組（推進法第11条、第13条関係）

### 1. 学校等と連携した修学支援の実施等

#### (1) 現状認識と課題等

我が国の高等学校進学率は、98.5パーセントであり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、少年院入院者の28.9パーセント、入所受刑者の37.4パーセントが、中学校卒業後に高等学校に進学していない。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の36.8パーセント、入所受刑者の24.6パーセントが高等学校を中退している状況にある。

政府においては、高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援を実施するとともに、矯正施設内における高等学校

卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS会（Big Brothers and Sistersの略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきた。

しかしながら、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組が十分でないこと、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援等が十分でないことなどの課題がある。

## (2) 具体的施策

### ① 児童生徒の非行の未然防止等

#### ア 学校における適切な指導等の実施【施策番号58】

文部科学省は、警察庁及び法務省の協力を得て、弁護士会等の民間団体にも協力を求めるなどし、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）等の趣旨を踏まえたいじめ防止のための教育や、人権啓発のための教育と併せ、再非行の防止の観点も含め、学校における非行防止のための教育、薬物乱用未然防止のための教育及び薬物再乱用防止のための相談・指導体制の充実を図る。また、厚生労働省の協力を得て、学校生活を継続させるための本人及び家族等に対する支援や、やむを得ず中退する場合の就労等の支援の充実を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

#### イ 地域における非行の未然防止等のための支援【施策番号59】

内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省は、非行等を理由とする児童生徒の修学の中断を防ぐため、貧困や虐待等の被害体験などが非行等の一因になることも踏まえ、地域社会における子供の居場所作りや子供、保護者及び学校関係者等に対する相談支援の充実、民間ボランティア等による犯罪予防活動の促進、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者への学習相談・学習支援など、児童生徒の非行の未然防止や深刻化の防止に向けた取組を推進する。また、同取組を効果的に実施するために、子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の支援を行うことを目的として、地方公共団体に「子ども・若者支援地域協議会」の設置及び「子ども・若者総合相談センター」としての機能を担う体制の確保について努力義務が課されていることなどについて、非行の未然防止等の観点も踏まえ、関係機関等に周知し、連携の強化を図る。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

#### ウ 警察における非行少年に対する支援【施策番号60】

警察庁は、非行少年を生まない社会づくり活動の一環として、少年サポートセンター等が少年警察ボランティア等（少年指導委員、少年補導員、少年警察協助力員及び大学生ボランティア）の民間ボランティアや関係機関と連携して行う、修学に課題を抱えた少年に対する立ち直り支援について、都道府県警察に対する指導や好事例の紹介等を通じ、その充実を図る。【警察庁】

### ② 非行等による学校教育の中断の防止等

#### ア 学校等と保護観察所が連携した支援等【施策番号61】

法務省及び文部科学省は、保護司による非行防止教室の実施等保護司と学校等が連携して行う犯罪予防活動を促進し、保護司と学校等の日常的な連携・協力体制の構築を図るとともに、保護観察所、保護司、学校関係者等に対し、連携事例を周知するなどして、学校に在籍している保護観察対象者に対する生活支援等の充実を図る。【法務省、文部科学省】

**イ 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実【施策番号62】**

法務省は、矯正施設において、民間の学力試験の活用や適切な教材の整備を進めるなどして、対象者の能力に応じた教科指導が実施できるようにする。また、法務省及び文部科学省は、矯正施設や学校関係者に対し、相互の連携事例を周知することに加え、矯正施設や学校関係者への職員研修等の実施に当たっては、相互に職員を講師として派遣するなど、矯正施設と学校関係者との相互理解・協力の促進を図る。さらに、法務省は、通信制高校に在籍し、又は入学を希望する矯正施設在籍者が、在所中も学習を継続しやすくなるよう、文部科学省の協力を得て、在所中の面接指導（高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令32号）第2条に定める面接指導をいう。）の実施手続等を関係者に周知するなど、通信制高校からの中退を防止し、又は在所中の入学を促進するための取組の充実を図る。【法務省、文部科学省】

**ウ 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導體制の充実【施策番号63】**

法務省及び文部科学省は、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験を引き続き実施する。また、法務省は、同試験の受験コースを設け、外部講師の招へい、教材の整備等を集中的に実施している施設の取組状況を踏まえ、他施設についても指導體制の充実を図る。【法務省、文部科学省】

**③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援****ア 矯正施設からの進学・復学の支援【施策番号64】**

法務省は、矯正施設において、個々の対象者の希望や事情を踏まえつつ、就労や資格取得と関連付けた修学の意義を理解させるとともに、学校の種類、就学援助や高等学校等就学支援金制度等の教育費負担軽減策に関する情報の提供を行うなどして、修学に対する動機付けを図る。また、法務省及び文部科学省は、矯正施設における復学手続等の円滑化や高等学校等入学者選抜・編入学における配慮を促進するため、矯正施設・保護観察所、学校関係者に対し、相互の連携事例を周知する。加えて、法務省及び文部科学省は、矯正施設・保護観察所の職員と学校関係者との相互理解を深めるため、矯正施設・保護観察所における研修や学校関係者への研修等の実施に当たって相互に職員を講師として派遣するなどの取組を推進する。【法務省、文部科学省】

**イ 高等学校中退者等に対する地域社会における支援【施策番号65】**

法務省は、保護司、更生保護女性会、BBS会、少年友の会等の民間ボランティアや協力雇用主と連携して、学校に在籍していない非行少年等が安心して修学することができる場所の確保を含めた修学支援を実施する。特に、矯正施設において修学支援等を受けた者については、施設内処遇の内容を踏まえ、矯正施設、保護観察所及び民間ボランティアが協働して、本人の状況に応じた学びの継続に向けた効果的な支援を実施する。また、法務省及び文部科学省は、矯正施設在籍者・保護観察対象者のうち、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者に対し、地方公共団体における学習相談・学習支援の取組の利用を促す。【法務省、文部科学省】

**第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組（推進法第11条、第13条、第21条関係）****1. 特性に応じた効果的な指導の実施等****(1) 現状認識と課題等**

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握

した上で、その者にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けることが重要である。また、指導等の効果を検証し、より効果的な取組につなげる必要がある。

政府においては、「総合対策」に基づき、性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクが高い者、可塑性に富む少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等の実施を図ってきた。

しかしながら、対象者の特性や処遇ニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や、刑事司法関係機関や民間団体等における指導・支援の一貫性・継続性が不十分であるなどの課題があり、これらを強化するとともに、指導・支援の効果の検証を更に推進していく必要がある。

## (2) 具体的施策

### ① 適切なアセスメントの実施

#### ア 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化【施策番号66】

法務省は、少年鑑別所において、「法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）」の活用等により、鑑別の精度の一層の向上を図るとともに、処遇過程においてもそのアセスメント機能を発揮し、少年保護手続を縦貫した継続的な鑑別の実施を推進する。また、刑事施設・保護観察所において、再犯リスクや処遇指針の決定に資する情報を的確に把握し、受刑者や保護観察対象者に対する効果的な処遇を実施するため、アセスメント機能の強化を図る。【法務省】

#### イ 関係機関等が保有する処遇に資する情報の適切な活用【施策番号67】

法務省は、多角的な視点から適切にアセスメントを行い、それに基づく効果的な指導等を実施するため、必要に応じ、更生支援計画（主として弁護人が社会福祉士などの協力を得て作成する、個々の被疑者・被告人に必要な福祉の支援策等について取りまとめた書面）等の処遇に資する情報を活用した処遇協議を実施するなど、刑事司法関係機関を始めとする公的機関や再犯の防止等に関する活動を行う民間団体等が保有する処遇に資する情報の活用を推進する。【法務省】

### ② 特性に応じた指導等の充実

#### i 性犯罪者・性非行少年に対する指導等

##### ア 性犯罪者等に対する専門的処遇【施策番号68】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、海外における取組などを参考にしつつ、刑事施設における性犯罪再犯防止指導や少年院における性非行防止指導、保護観察所における性犯罪者処遇プログラム等の性犯罪者等に対する指導等について、効果検証の結果を踏まえた指導内容・方法の見直しや指導者育成を進めるなどして、一層の充実を図るとともに、医療・福祉関係機関等との連携を強化し、性犯罪者等に対する矯正施設収容中から出所後まで一貫性のある効果的な指導の実施を図る。【法務省、厚生労働省】

##### イ 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止【施策番号69】

警察庁は、法務省の協力を得て、子供を対象とする暴力的性犯罪をした者について、刑事施設出所後の所在確認を実施するとともに、その者の同意を得て面談を実施し、必要に応じて、関係機関・団体等による支援等に結び付けるなど、再犯の防止に向けた措置の充実を図る。【警察庁、法務省】

## ii ストーカー加害者に対する指導等

### ア 被害者への接触防止のための措置【施策番号70】

警察庁及び法務省は、ストーカー加害者による重大な事案が発生していることを踏まえ、当該加害者の保護観察実施上の特別遵守事項や問題行動等の情報を共有し、被害者への接触の防止のための指導等を徹底するとともに、必要に応じ、仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を行うなど、ストーカー加害者に対する適切な措置を実施する。【警察庁、法務省】

### イ ストーカー加害者に対するカウンセリング等【施策番号71】

警察庁は、ストーカー加害者への対応を担当する警察職員について、研修の受講を促進するなどして、精神医学的・心理学的アプローチに関する技能や知識の向上を図るとともに、ストーカー加害者に対し、医療機関等の協力を得て、医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働き掛けを行うなど、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的なアプローチを推進する。【警察庁】

### ウ ストーカー加害者に対する指導等に係る調査研究【施策番号72】

警察庁及び法務省は、ストーカー加害者が抱える問題等や、効果的な指導方策等について調査研究を行い、2年以内を目途に結論を出し、その調査結果に基づき、必要な施策を実施する。【警察庁、法務省】

## iii 暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等

### ア 暴力団からの離脱に向けた指導等【施策番号73】

警察庁及び法務省は、警察・暴力追放運動推進センターと矯正施設・保護観察所との連携を強化するなどして、暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有する。【警察庁、法務省】

### イ 暴力団員の社会復帰対策の推進【施策番号74】

警察庁は、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者の社会への復帰・定着を促進するため、離脱・就労や社会復帰に必要な社会環境・フォローアップ体制の充実に関する効果的な施策を検討の上、可能なものから順次実施する。【警察庁】

## iv 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等

### ア 刑事司法関係機関における指導体制の充実【施策番号75】

法務省は、少年院において複数職員で指導を行う体制の充実を図るなどして、少年・若年者の特性に応じたきめ細かな指導等を実施するための体制の充実を図る。【法務省】

### イ 関係機関と連携したきめ細かな支援等【施策番号76】

法務省は、支援が必要な少年・若年者については、児童福祉関係機関に係属歴がある者や発達障害等の障害を有している者が少なくないなどの実情を踏まえ、少年院・保護観察所におけるケース検討会を適時適切に実施するなど、学校、児童相談所、児童福祉施設、福祉事務所、少年サポートセンター、子ども・若者総合支援センター（地方公共団体が子ども・若者育成支援に関する相談窓口の拠点として設置するもの）等関係機関との連携を強化し、きめ細かな支援等を実施する。【法務省】

**ウ 少年鑑別所における観護処遇の充実【施策番号77】**

法務省は、少年鑑別所中中の少年に対し、学校等の関係機関や民間ボランティアの協力を得て、学習や文化活動等に触れる機会を付与するなど、少年の健全育成のために必要な知識及び能力の向上を図る。【法務省】

**エ 非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進【施策番号78】**

警察庁は、非行少年を生まない社会づくり活動の一環として、少年サポートセンター等が民間ボランティアや関係機関と連携して行う、非行少年の状況に応じた社会奉仕体験活動等への参加の促進等の立ち直り支援について、都道府県警察に対する指導や好事例の紹介等を通じ、その充実を図る。【警察庁】

**オ 保護者との関係を踏まえた指導等の充実【施策番号79】**

法務省は、保護観察対象少年及び少年院在院者に対し、その保護者との関係改善に向けた指導・支援の充実を図るとともに、保護者に対し、対象者の処遇に対する理解・協力の促進や保護者の監護能力の向上を図るための指導・助言、保護者会への参加依頼、保護者自身が福祉的支援等を要する場合の助言等を行うなど、保護者に対する働き掛けの充実を図る。また、保護者による適切な監護が得られない場合には、地方公共団体を始めとする関係機関や民間団体等と連携し、本人の状況に応じて、社会での自立した生活や未成年後見制度の利用等に向けた指導・支援を行う。【法務省】

**カ 非行少年を含む犯罪者に対する処遇を充実させるための刑事法の整備等【施策番号80】**

法務省は、少年法における「少年」の上限年齢の在り方及び非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事法の整備の在り方についての法制審議会の答申が得られたときには、それを踏まえて所要の措置を講じる。【法務省】

**v 女性の抱える問題に応じた指導等【施策番号81】**

法務省は、女性受刑者や女子少年等について、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合が多いこと、妊娠・出産等の事情を抱えている場合があることなどを踏まえ、矯正施設において、このような特性に配慮した指導・支援の実施及び実施状況に基づく指導内容等の見直し、指導者の確保・育成を行うとともに、厚生労働省の協力を得て、女性の抱える問題の解決に資する社会資源を把握し、矯正施設出所後に地域の保健医療・福祉関係機関等に相談できるようにするなど、関係機関等と連携した社会復帰支援等を行う。また、法務省は、更生保護施設においても、女性の特性に配慮した指導・支援を推進するなど、社会生活への適応のための指導・支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

**vi 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等【施策番号82】**

法務省は、犯罪をした者等の中には、発達上の課題を有し、指導等の内容の理解に時間を要したり、理解するために特別な配慮を必要とする者が存在することを踏まえ、発達上の課題を有する者のための教材の整備を図るとともに、厚生労働省の協力を得て、発達上の課題を有する者に対する指導等に関する研修等の充実、関係機関との連携強化等を図る。【法務省、厚生労働省】

## vii その他の効果的な指導等の実施に向けた取組の充実

## ア 各種指導プログラムの充実【施策番号83】

法務省は、刑事施設における、アルコール依存を含む問題飲酒、ドメスティック・バイオレンス（DV）を含む対人暴力等の再犯要因を抱える者に対する改善指導プログラムの実施や、少年院における特殊詐欺等近年の非行態様に対応した指導内容の整備、保護観察所における飲酒や暴力などに関する専門的処遇プログラムの実施など、対象者の問題性に応じた指導の一層の充実を図る。【法務省】

## イ 社会貢献活動等の充実【施策番号84】

法務省は、犯罪をした者等の善良な社会の一員としての意識の涵養や規範意識の向上を図るため、社会貢献活動などの取組について、実施状況に基づいて取組内容等を見直し、一層の充実を図る。【法務省】

## ウ 関係機関や地域の社会資源の一層の活用【施策番号85】

法務省は、矯正施設において、地方公共団体を始めとする関係機関及び自助グループや当事者団体を含む民間団体等の改善指導等への参画の推進、外部通勤制度・院外委嘱指導等の活用による社会内での指導機会の拡大を図るとともに、保護観察所において、地方公共団体を始めとする関係機関及び自助グループや当事者団体を含む民間団体等の協力を得ながら効果的な指導等の充実を図るなど、広く関係機関や地域社会と連携した指導等を推進する。【法務省】

## ③ 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等【施策番号86】

法務省は、犯罪をした者等が社会復帰する上で、自らのした犯罪等の責任を自覚し、犯罪被害者等が置かれた状況やその心情を理解することが不可欠であることを踏まえ、矯正施設において、被害者の視点を取り入れた教育を効果的に実施するほか、保護観察所において、犯罪被害者等の心情等伝達制度の一層効果的な運用に努めるとともに、しよく罪指導プログラムを実施するなど、犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等の充実を図る。【法務省】

## ④ 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究【施策番号87】

法務省は、検察庁・矯正施設・保護観察所等がそれぞれ保有する情報を機動的に連携するデータベースを、再犯防止対策の実施状況等を踏まえ、効果的に運用することにより、指導の一貫性・継続性を確保し、再犯の実態把握や指導等の効果検証を適切に実施するとともに、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進する。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

## 第6 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組（推進法第5条、第22条、第23条、第24条関係）

## 1. 民間協力者の活動の促進等

## (1) 現状認識と課題等

我が国における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所作

りを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられてきた。また、更生保護法人を始めとする様々な民間団体等による、犯罪をした者等の社会復帰に向けた自発的な支援活動も行われており、こうした活動により、地域社会における「息の長い」支援が少しずつ形作られてきている。

こうした再犯の防止等に関する活動を行う民間ボランティアや民間団体等の民間協力者は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で、欠くことのできない存在であり、まさに全国津々浦々において、「世界一安全な日本」の実現に向けて陰に陽に地道な取組を積み重ねて来た方々である。

しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより従前のような民間ボランティアの活動が難しくなっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携がなお不十分であることなど、民間協力者による再犯の防止等に関する活動を促進するに当たっての課題がある。

## (2) 具体的施策

### ① 民間ボランティアの確保

#### ア 民間ボランティアの活動に関する広報の充実【施策番号88】

警察庁及び法務省は、国民の間に、再犯の防止等に協力する気持ちを醸成するため、少年警察ボランティアや更生保護ボランティア等の活動に関する広報の充実を図る。【警察庁、法務省】

#### イ 更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供【施策番号89】

法務省は、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業など様々な立場にある国民が、実際に民間協力者として活動するようになることを促進するため、保護司活動を体験する保護司活動インターンシップ制度など、更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供を推進する。【法務省】

#### ウ 保護司候補者検討協議会の効果的な実施等【施策番号90】

法務省は、保護司候補者を確保するため、総務省、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、地方公共団体、自治会、福祉・教育・経済等の各種団体と連携して、保護司候補者検討協議会における協議を効果的に実施し、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業分野から地域の保護司適任者に関する情報収集を促進する。また、法務省は、同協議会で得られた情報等を踏まえて、保護司適任者に対して、実際に保護司として活動してもらえよう、積極的な働き掛けを実施する。【総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

### ② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

#### ア 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実【施策番号91】

警察庁は、少年警察ボランティアの活動を促進するため、少年警察ボランティアの活動に対して都道府県警察が支給する謝金等の補助や、都道府県警察や民間団体を実施する少年警察ボランティア等に対する研修への協力を推進するなどして、少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実を図る。【警察庁】

#### イ 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号92】

法務省は、更生保護ボランティアの活動を促進するため、更生保護ボランティアに対する研

修の充実を図るとともに、BBS会による学習支援などの更生保護ボランティア活動に対する支援の充実を図る。また、法務省は、保護観察対象者等の指導・支援を担当している保護司が、保護司相互の相談・研修等の機会が得られるようにするとともに、保護司会の活動である保護司の適任者確保、“社会を明るくする運動”等の広報・啓発活動、地域の関係機関等と連携した再犯防止のための取組等を促進するため、保護司経験者や専門的知見を有する者からの助言等を受けられるようにすることを含めた保護司会の活動に対する支援の充実を図る。【法務省】

#### ウ 更生保護サポートセンターの設置の推進【施策番号93】

法務省は、保護司と保護観察対象者等との面接場所や保護司組織の活動拠点を確保するとともに、更生保護ボランティアと地域の関係機関等との連携を促進するため、総務省の協力を得て、地方公共団体等と連携して、地域における更生保護ボランティアの活動の拠点となる更生保護サポートセンターの設置を着実に推進する。【総務省、法務省】

### ③ 更生保護施設による再犯防止活動の促進等

#### ア 更生保護施設の地域拠点機能の強化【施策番号94】

法務省は、更生保護施設が、更生保護施設等を退所した者にとって、地域社会に定着できるまでの間の最も身近かつ有効な支援者であることを踏まえ、更生保護施設が地域で生活する刑務所出所者等に対する支援や処遇を実施するための体制整備を図る。【法務省】

#### イ 更生保護事業の在り方の見直し【施策番号95】

法務省は、更生保護施設が、一時的な居場所の提供だけではなく、犯罪をした者等の処遇の専門施設として、高齢者又は障害のある者、薬物依存症者に対する専門的支援や地域における刑務所出所者等の支援の中核的存在としての機能が求められるなど、現行の更生保護施設の枠組が構築された頃と比較して、多様かつ高度な役割が求められるようになり、その活動は難しさを増していることを踏まえ、これまでの再犯防止に向けた取組の中で定められた目標の達成に向け、更生保護事業の在り方について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。【法務省】

### ④ 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進

#### ア 再犯防止活動への民間資金の活用の検討【施策番号96】

法務省は、更生保護法人のほか、NPO法人、社団法人、財団法人その他各種の団体等が、再犯の防止等に関する活動を行うための民間資金を活用した支援の在り方について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。【法務省】

#### イ 社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究【施策番号97】

法務省は、関係府省の協力を得て、民間の団体等が行う再犯の防止等に関する活動における社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究を行い、2年以内を目途に結論を出し、再犯の防止等に関する活動を行う民間団体等に対してその調査結果を提供し、共有を図る。【法務省】

### ⑤ 民間協力者との連携の強化

#### ア 適切な役割分担による効果的な連携体制の構築【施策番号98】

法務省は、保護司、篤志面接委員、教誨師等民間協力者が有する特性を踏まえつつ、民間協

力者の負担が大きくなるよう留意しながら民間協力者との適切な役割分担を図り、効果的な連携体制を構築する。また、法務省は、再犯の防止等において、弁護士が果たしている役割に鑑み、弁護士との連携を強化していく。【法務省】

#### イ 犯罪をした者等に関する情報提供【施策番号 99】

法務省は、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等に対して国や地方公共団体が実施した指導・支援等に関する情報その他民間協力者が行う支援等に有益と思われる情報について、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、民間協力者に対して適切に情報提供を行う。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

#### ウ 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号 100】

法務省は、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、民間協力者に対し、犯罪をした者等に対する指導・支援に関する調査研究の成果を提供するほか、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関の職員を民間協力者の実施する研修等へ講師として派遣するなどし、民間協力者に対して犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供し、共有を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

## 2. 広報・啓発活動の推進等

### (1) 現状認識と課題等

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等の自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、国民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要である。

政府においては、これまでも、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について、理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”を推進するとともに、再犯の防止等に関する広報・啓発活動や法教育などを実施し、再犯の防止等について国民の関心と理解を深めるよう努めてきた。

しかしながら、再犯の防止等に関する施策は、国民にとって必ずしも身近でないため、国民の関心と理解を得にくく、“社会を明るくする運動”が十分に認知されていないなど、国民の関心と理解が十分に深まっているとは言えないこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても国民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題がある。

### (2) 具体的施策

#### ① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

##### ア 啓発事業等の実施【施策番号 101】

法務省は、各府省、地方公共団体、民間協力者と連携して、推進法第6条に規定されている再犯防止啓発月間において、国民の間に広く犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるための事業の実施を推進するとともに、検察庁、矯正施設、保護観察所等の関係機関における再犯の防止等に関する施策や、その効果についての積極的な情報発信に努める。また、“社会を明るくする運動”においても、推進法の趣旨を踏まえて、再犯の防止等についてより一層充実した広報・啓発活動が行われるよう推進するとともに、広く国民各層に関心をもってもらうきっかけとするため、効果検証を踏まえて、広報媒体や広報手法の多様化に努める。【各府省】

**イ 法教育の充実【施策番号102】**

法務省は、文部科学省の協力を得て、再犯の防止等に資するための基礎的な教育として、法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を推進する。加えて、法務省は、再犯の防止等を含めた刑事司法制度に関する教育を推進し国民の理解を深める。【法務省、文部科学省】

**② 民間協力者に対する表彰【施策番号103】**

内閣官房及び法務省は、民間協力者による優れた再犯の防止等に関する活動を広く普及し、民間の個人・団体等による再犯の防止等に関する活動を促進するため、再犯を防止する社会づくりについて功績・功労があった民間協力者に対する表彰を実施する。【内閣官房、法務省】

**第7 地方公共団体との連携強化等のための取組（推進法第5条、第8条、第24条関係）****1. 地方公共団体との連携強化等****(1) 現状認識と課題等**

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等の依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上での様々な課題を抱えている者が多く存在する。政府においては、犯罪をした者等の抱えている課題の解消に向けて、各種の社会復帰支援のための取組を実施してきたところであるが、その範囲は原則として刑事司法手続の中に限られるため、刑事司法手続を離れた者に対する支援は、地方公共団体が主体となって一般市民を対象として提供している各種サービスを通じて行われることが想定されている。

この点について、推進法においては、地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務があることや、地方公共団体における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるように努めなければならないことが明記された。

こうした中、一部の地方公共団体においては、自らがコーディネーターとなって、継続的な支援等を実施するためのネットワークを構築するなどソーシャル・インクルージョン（全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う）のための取組が実施されつつある。

しかしながら、地方公共団体には、犯罪をした者等が抱える様々な課題を踏まえた対応といった支援のノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易でないことなどの課題があり、これらのことが、地方公共団体が主体的に、再犯の防止等に関する施策を進めていく上での課題となっている。

**(2) 具体的施策****① 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援****ア 再犯防止担当部署の明確化【施策番号104】**

法務省は、総務省の協力を得て、全ての地方公共団体に再犯の防止等を担当する部署を明確にするよう、必要な働き掛けを実施する。【総務省、法務省】

**イ 地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援【施策番号105】**

法務省は、地域における犯罪をした者等の実情や支援の担い手となり得る機関・団体の有無等といった、地域において再犯の防止等に関する取組を進める上で必要な実態把握に向けた調査等を行う地方公共団体の取組を支援する。【法務省】

**ウ 地域のネットワークにおける取組の支援【施策番号106】**

法務省は、刑事司法手続を離れた者を含むあらゆる犯罪をした者等が、地域において必要な支援を受けられるようにするため、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地域の実情に応じて、刑事司法関係機関、地方公共団体等の公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体が連携した支援等の実施に向けたネットワークにおける地方公共団体の取組を支援する。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

**エ 資金調達手段の検討の促進【施策番号107】**

法務省は、関係府省の協力を得て、地方公共団体に対して、地域における再犯の防止等に関する施策や民間の団体等の活動を推進するための資金を調達する手段の検討を働き掛けていく。【法務省】

**② 地方再犯防止推進計画の策定等の促進【施策番号108】**

法務省は、地方公共団体において、再犯の防止等に関する施策の検討の場が設けられるよう、また、地域の実情を踏まえた地方再犯防止推進計画が早期に策定されるよう働き掛ける。法務省は、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、再犯の現状や動向、推進計画に基づく施策の実施状況等に関する情報を提供するなど、地方公共団体が地方再犯防止推進計画や再犯防止に関する条例等、地域の実情に応じて再犯の防止等に関する施策を検討・実施するために必要な支援を実施する。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

**③ 地方公共団体との連携の強化****ア 犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供【施策番号109】**

法務省は、警察庁、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地方公共団体に対し、国が犯罪をした者等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他地方公共団体が支援等を行うために必要な情報について、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、適切に情報を提供する。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

**イ 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号110】**

法務省は、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等に対する指導・支援に関する調査研究等の成果を提供するほか、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関の職員を地方公共団体の職員研修等へ講師として派遣するなどし、地方公共団体に対して犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供し、共有を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

**ウ 国・地方協働による施策の推進【施策番号111】**

法務省は、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、国と地方公共団体における再犯の防止等に関する施策を有機的に連携させ、総合的かつ効果的な再犯の防止等に関する対策を実施するため、国と地方公共団体の協働による再犯の防止等に関する施策の実施を推進する。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

## エ 国の施策に対する理解・協力の促進【施策番号112】

警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、必要に応じ総務省の協力を得て、国が実施する再犯の防止等に関する施策について、地方公共団体に対して周知を図り、必要な協力が得られるよう働き掛けていくとともに、地方公共団体においても、地域の状況に応じつつ、国が実施する再犯の防止等に関する施策と同様の取組を実施するよう働き掛けていく。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

### 第8 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組（推進法第18条、第19条関係）

#### 1. 関係機関の人的・物的体制の整備等

##### (1) 現状認識と課題等

犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにするためには、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚して自ら社会復帰のために努力することはもとより、社会において孤立しないよう、犯罪をした者等に対して適切な指導及び支援を行い得る人材を確保・養成し、資質の向上を図っていくことが求められている。また、矯正施設を始めとする再犯防止関係施設は、再犯の防止等に関する施策を実施するための重要な基盤であり、その整備を推進していくことが求められている。

しかしながら、刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関等は、それぞれ十分とはいえない体制の中で業務を遂行している現状にあり、様々な課題を抱えた犯罪をした者等に対して十分な指導・支援を行うことが困難な状況にあること、例えば、矯正施設については、地域住民の避難場所等災害対策の役割をも担っているにもかかわらず、現行の耐震基準制定以前に築造されたものが多く、高齢受刑者が増加している中でバリアフリー化に対応できていない施設、あるいは医療設備が十分でない施設も存在することなど、再犯の防止等に関する施策を担う人的・物的体制の整備が急務である。

##### (2) 具体的施策

###### ① 関係機関における人的体制の整備【施策番号113】

警察庁、法務省及び厚生労働省は、関係機関において、本計画に掲げる具体的施策を適切かつ効果的に実施するために必要な人的体制の整備を着実に推進する。【警察庁、法務省、厚生労働省】

###### ② 関係機関の職員等に対する研修の充実等【施策番号114】

警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省は、再犯の防止等に関する施策が、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するだけでなく、犯罪予防対策としても重要であり、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するものであることを踏まえ、刑事司法関係機関の職員のみならず、警察、ハローワーク、福祉事務所等関係機関の職員、学校関係者等に対する教育・研修等の充実にを図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

###### ③ 矯正施設的环境整備【施策番号115】

法務省は、矯正施設について、耐震対策を行うとともに、医療体制の充実、バリアフリー化、特性に応じた効果的な指導・支援の充実等のための環境整備を着実に推進する。【法務省】

## 再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

### 再犯防止推進計画策定の経緯

#### 〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合  
**48.7%**



安全・安心な社会を実現するためには、  
再犯防止対策が必要不可欠

#### 〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

### 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

### 7つの重点課題と主な施策

#### ① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

#### ③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

#### ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



#### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

#### ④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



#### ⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

#### ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

### 3. 再犯防止推進計画等検討会関係資料

#### 再犯防止推進計画等検討会設置要綱

平成29年2月2日  
法務大臣決定  
平成31年2月21日  
一部改正  
令和2年3月30日  
一部改正  
令和3年3月30日  
一部改正

#### 1 名称

再犯防止推進計画等検討会

#### 2 目的

再犯防止推進計画等検討会（以下「検討会」という。）は、法務大臣が「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）第7条第3項に基づき作成する「再犯防止推進計画の案」に掲げる事項の検討及び同条第1項に基づき定められた「再犯防止推進計画」に盛り込まれた施策の進捗状況の確認等を行うことを目的とする。

#### 3 検討会の構成

- (1) 検討会の議長は、法務副大臣とする。
- (2) 検討会は、関係行政機関の職員で、法務大臣が指名した官職にある者のほか、有識者をもって構成する。
- (3) 検討会の構成員となる有識者は、法務大臣が委嘱する。
- (4) 検討会の構成員となる有識者の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (5) 検討会に副議長を置く。副議長は、構成員の中から法務大臣が指名する。
- (6) 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

#### 4 検討会の庶務は、大臣官房秘書課企画再犯防止推進室において処理する。

#### 5 前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

## 再犯防止推進計画等検討会構成員

|        |       |                                     |
|--------|-------|-------------------------------------|
| 議長     | 長     | 法務副大臣                               |
| 副議長    | 構成員   | 法務省大臣官房政策立案総括審議官                    |
| (関係省庁) |       | 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）                |
|        |       | 警察庁生活安全局生活安全企画課長                    |
|        |       | 警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長                |
|        |       | 総務省地域力創造グループ地域政策課長                  |
|        |       | 法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長                |
|        |       | 法務省刑事局総務課長                          |
|        |       | 法務省矯正局更生支援管理官                       |
|        |       | 法務省保護局総務課長                          |
|        |       | 法務省保護局更生保護振興課長                      |
|        |       | 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長       |
|        |       | 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長              |
|        |       | 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長                  |
|        |       | 厚生労働省職業安定局雇用開発企画課就労支援室長             |
|        |       | 厚生労働省人材開発統括官付参事官（人材開発政策担当）          |
|        |       | 厚生労働省社会・援護局総務課長                     |
|        |       | 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室長 |
|        |       | 農林水産省経営局就農・女性課長                     |
|        |       | 林野庁経営課林業労働対策室長                      |
|        |       | 水産庁漁政部企画課長                          |
|        |       | 中小企業庁経営支援部経営支援課長                    |
|        |       | 国土交通省住宅局住宅政策課長                      |
| (有識者)  | 小畑 輝海 | 更生保護法人両全会理事長                        |
|        | 川出 敏裕 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授                   |
|        | 清水 義憲 | 更生保護法人清心寮理事長                        |
|        | 堂本 暁子 | 前千葉県知事                              |
|        | 野口 義弘 | 有限会社野口石油取締役会長（協力雇用主）                |
|        | 宮田 桂子 | 弁護士                                 |
|        | 村木 厚子 | 元厚生労働事務次官                           |
|        | 森久保康男 | 更生保護法人全国保護司連盟副理事長                   |
|        | 和田 清  | 昭和大学薬学部客員教授                         |

(敬称略)

## 4. 再犯防止推進計画加速化プラン

～満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて～

〔令和元年12月23日〕  
犯罪対策閣僚会議決定

### 第1 本プランについて

政府においては、「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）の策定以降、同計画に基づき、関係省庁が連携協力して再犯防止施策を推進しているところ、政府目標である出所後2年以内に再び刑事施設に入所する者の割合（2年以内再入率）が、直近の平成29年出所者において初めて17%を下回るなど、着実な成果を上げつつある。

その一方で、刑事施設内で刑期を終えて社会に復帰する満期釈放者は、出所受刑者の約4割に上るのところ、その2年以内再入率は、直近の平成29年出所者において25.4%となっており、刑期終了前に社会に戻り、社会内で保護観察を受ける仮釈放者（10.7%）と比較すると、2倍以上高くなっている。「令和3年度までに2年以内再入率を16%以下にする」という政府目標を確実に達成するとともに、同目標を達成した後も更に2年以内再入率を低下させるためには、満期釈放者の再犯をいかに防ぐかが極めて重要である。

また、満期釈放者はもとより、刑事司法手続の入口段階にある起訴猶予者等を含む犯罪をした者等の再犯・再非行を防ぐためには、刑事司法関係機関における取組のみでは十分でなく、それぞれの地域社会において、住民に身近な各種サービスを提供している地方公共団体による取組が不可欠である。現在、再犯防止の取組を積極的に進める地方公共団体も増えつつあり、こうした動きを更に促進するためにも、推進計画に掲げられている地方公共団体との連携強化をより一層推進していく必要がある。

さらに、刑事司法手続終了後を含めた“息の長い”支援を実現していくためには、国・地方公共団体との連携はもとより、民間協力者との連携協力が不可欠である。しかしながら、民間協力者の財政基盤は脆弱であることが多く、財政上の問題から、本来、有意義な再犯防止活動が限定的な効果にとどまっている例も少なくないのが実情である。

そのため、「再犯防止推進計画加速化プラン」として、現下の課題に対応するため、①満期釈放者対策の充実強化、②地方公共団体との連携強化、③民間協力者の活動の促進について、政府一丸となって、効果的な取組を積極的に進めていくこととする。

### 第2 再犯防止推進計画加速化プランの内容

#### 1 満期釈放者対策の充実強化

##### (1) 現状と課題の解決に向けた方向性

満期釈放者の2年以内再入率が仮釈放者のそれと比較して高い背景として、刑事施設釈放後、仮釈放者は、保護観察を通じて、保護観察官等の指導監督を受けながら、個々の実情に応じた必要な支援に結びつける様々な援助を受ける機会があるのに対し、満期釈放者は、支援を受ける機会がより限定されていることが挙げられる。

また、受刑者が満期釈放となる背景として最も多いのは、社会復帰後の適当な帰住先が確保されないことであり、刑事施設において仮釈放の申出がなされなかった理由の約4割を住居調整不良が占めている。そして、満期釈放者の約4割が出所後、ネットカフェやビジネスホテルなど不安定な居住環境に身を置かざるを得ない状況にある。

さらに、満期釈放者の再犯率が高い背景としては、社会復帰後の安定した生活を送るために必要な支援を社会内で継続的に受けられていないことが挙げられる。

こうした課題を解決するため、刑事施設と保護観察所が緊密な連携を図りながら、刑事施設入所早期に行うニーズ把握から出所後の各種支援に至るまで、切れ目のない“息の長い”支援体制を構築することで、社会での適当な帰住先を確保した状態で社会復帰させるための施策の強化を図るとともに、満期釈放となった場合であっても、地域の支援につなげる仕組みを構築することが必要である。

## (2) 成果目標

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少させる<sup>\*1</sup>。

## (3) 成果目標の達成に向けた具体的な取組

### ア 刑事施設入所早期からのニーズの把握と意欲の喚起

刑執行開始時調査等により刑事施設入所早期から受刑者個々の社会復帰に向けたニーズを把握するだけでなく、刑事施設在所期間中の様々な機会において、働き掛けや指導等を行い、社会復帰に向けた意欲を高める。

また、警察及び暴力追放運動推進センターにおいては、矯正施設と連携し、暴力団員の離脱に係る情報を適切に共有するとともに、矯正施設に職員が出向いて、暴力団員の離脱意志を喚起するための講演を実施するなど、暴力団員の離脱に向けた働き掛けを行う。【法務省、警察庁、文部科学省】

### イ 生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用

刑事施設と更生保護官署の連携の下、生活環境の調整を充実強化することにより、受刑者の帰住先の確保を促進するとともに、改善指導等の矯正処遇や就労支援を始めとする社会復帰支援を充実させ、悔悟の情や改善更生の意欲のある受刑者については、仮釈放を積極的に運用する。

【法務省】

### ウ 満期釈放者に対する受け皿等の確保

釈放後の支援の必要性が高い満期釈放者について、生活環境の調整の結果に基づき、刑事施設、保護観察所、公共職業安定所、更生保護就労支援事業所、地域生活定着支援センター及び地方公共団体が、就労支援、職場への定着支援及び福祉サービスの利用支援等の面での連携を強化し、更生保護施設、自立準備ホーム、住込み就労が可能な協力雇用主、福祉施設、公営住宅等の居場所の確保に努める。また、居住支援法人と連携した新たな支援の在り方を検討する。さらに、暴力団離脱者については、警察のほか、暴力追放運動推進センター、職業安定機関、矯正施設、保護観察所、協賛企業等で構成される社会復帰対策協議会の枠組みを活用して、暴力団離脱者のための安定した雇用の場の確保に努める。【法務省、警察庁、厚生労働省、国土交通省】

### エ 満期釈放者の相談支援等の充実

更生保護施設を退所した者に対する継続的な相談支援によるフォローアップを強化するとともに、就労支援又は居住支援と連携した満期釈放者に対する生活相談の在り方を検討する。また、暴力団からの離脱に向けた指導等を担当する警察職員等に対し、実務に必要な専門的知識を習得させるための教育・研修の充実を図る。【法務省、警察庁、厚生労働省、国土交通省】

※1 直近の5年間（平成25年から平成29年まで）に出所した満期釈放者の2年以内再入者数の平均は2,726人であることを踏まえ、これを基準として、令和4年までに、その2割以上を減少させ、2,000人以下とするものである。

## オ 満期釈放者対策の充実に向けた体制の整備

満期釈放者対策の充実を図るため、刑事施設、地方更生保護委員会、保護観察所、地域生活定着支援センター等の体制を強化する。【法務省、厚生労働省】

## 2 地方公共団体との連携強化の推進

### (1) 現状と課題の解決に向けた方向性

高齢、障害、生活困窮等の様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等の再犯を防止し、その立ち直りを実現するためには、従来の刑務所等からの円滑な社会復帰を目的とした支援だけでは不十分であり、地方公共団体や民間団体等と刑事司法関係機関が分野を越えて連携する、切れ目のない“息の長い”支援が必要である。

政府においては、地域における再犯防止施策を促進するため、これまで地域再犯防止推進モデル事業を通じた地方公共団体における先進的な取組の創出・共有や、地方公共団体による再犯防止推進計画策定の参考となる各種統計データ・手引き等の基礎的資料の作成、様々な機会を捉えた説明の実施などの取組を進めてきた。

こうした中、一部の地方公共団体では、犯罪をした者等の円滑な社会復帰や再犯防止にとどまらず、誰一人取り残さない「共生のまちづくり」の一環として、住民が犯罪の被害者とならない安全・安心で活力ある共生社会を実現する「更生支援」という理念の下、条例や地方再犯防止推進計画（以下「地方計画」という。）を策定し、地方公共団体、関係機関、住民、民間団体等が主体となった取組が進められている。

また、矯正施設が所在する地方公共団体においては、矯正施設が有する人的・物的資源等を「地域の資源・強み」と捉えて、例えば、地域で担い手が減少している伝統工芸品の制作や災害発生時に地元の地方公共団体等との連絡体制の構築や避難場所の提供といった地域と連携した防災対策を推進するなど、再犯防止と地方創生を連携させながら、地域における取組を進めているところもある。

その一方で、本年10月1日現在、地方計画を策定した地方公共団体は、全国で22団体にとどまっており、再犯防止に向けた取組が全国で進んでいるとは必ずしもいいがたい状況にある。

また、地方公共団体からは、地域の取組が進みにくい事情として、複合的な課題を抱える犯罪をした者等を必要な支援につなぐコーディネーターとなる人材や必要な支援を提供できる民間団体等が地域にないこと、地域での受入れについて住民の理解を得られないなどの課題があることに加えて、再犯防止・更生支援の取組を地域で進めようとする地方公共団体に対する国からの支援が十分でないことなどが指摘されている。

犯罪をした者等の再犯防止・更生支援に不可欠な“息の長い”支援を、地域で実現するためには、国、地方公共団体、民間団体が互いの本来の役割を踏まえつつ、それぞれの分野を越えて連携するための取組が不可欠である。

この点、再犯防止推進法においては、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、再犯防止施策を講ずることとされている。国は、原則として刑事司法手続の範囲で、各種の社会復帰支援を実施する役割を有している。一方、地方公共団体は、刑事司法手続終了後も含め、犯罪をした者等のうち、保健医療・福祉サービスといった各種の行政サービスを必要とするもの、特に、こうしたサービスへのアクセスが困難であるものに対して適切にサービスを提供することはもとより、複合的な課題を抱えるものについては適当な行政サービスにつなげ、地域移行を図るなど、国と連携して“息の長い”支援を実施する役割を有している。

国と地方公共団体には、こうした本来の役割を踏まえ、垣根を越えて連携し、取組を進めることが求められている。

**(2) 成果目標**

令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援する。

**(3) 成果目標の達成に向けた具体的な取組**

- ア 地方公共団体が地方計画の策定や再犯防止施策を推進するために必要な各種統計情報を整備し、提供する。【法務省】
- イ 地方公共団体や民間団体の好事例など、地域において再犯防止に取り組む上で参考となる情報を集約し、閲覧するなど、取組の横展開を図る仕組みを整備する。【法務省】
- ウ 地方公共団体が効果的な再犯防止の実施体制を構築できるよう、必要な支援を実施する。【法務省、総務省】

**3 民間協力者の活動の促進****(1) 現状と課題の解決に向けた方向性**

“息の長い”支援を実現するためには、更生保護ボランティアや少年警察ボランティア、更生保護法人、協力雇用主、教諭師や篤志面接委員といった、これまで長年に渡って犯罪をした者等の立ち直りを支援してきた民間協力者に加え、ダルク等の自助グループ、医療・保健・福祉関係等の民間団体、企業等は不可欠な存在であり、その活動を支援する必要がある。

取り分け、犯罪をした者等の立ち直りを支える保護司については、その活動を支援するため、地域の活動拠点である「更生保護サポートセンター」が令和元年度末までに、全ての保護司会（886か所）で設置される予定であるとともに、平成31年3月には、平成26年に全国保護司連盟と共同して策定した「保護司の安定的確保に関する基本的指針」を改訂し、保護司活動インターンシップ（地域住民等に対する保護司活動を体験する機会の提供）や保護司候補者検討協議会（地域の関係団体等が参加し、保護司候補者に関する必要な情報の収集及び交換を行うもの）を積極的に運用することとしている。

また、更生保護施設においては、被保護者の特性等を理解し信頼関係が構築されている更生保護施設職員が、退所後に生活相談等のため自ら更生保護施設を訪れて来る者に対して、その相談に応じる等の継続的な指導や援助を行うことにより、退所者の再犯を防止するフォローアップ事業を実施しているほか、更生保護女性会員、BBS会員等の更生保護ボランティアは、地域の関係団体と連携しながら、保護観察処遇への協力や矯正施設への支援はもとより、近年は、子育て中の親子や高齢者、児童生徒等の支援として、「サロン」や「子ども食堂」の運営、「学習支援」などの取組を実施している。

このように、近年、民間協力者の求められる役割や活動範囲は大きく広がっており、それに伴い、国による一層効果的な支援が強く求められている。また、民間協力者の財政基盤は脆弱であることが多く、財政上の問題から、地域における再犯防止活動が限定的な効果にとどまっていることも少なくないのが実情である。

こうした課題を解決するため、“息の長い”支援に取り組む民間協力者に対する継続的支援を強化するとともに、民間資金を活用して、民間協力者による活動のための財政基盤を整備していくことが必要である。

**(2) 具体的な取組**

- ア 幅広い年齢層や多様な職業など様々な立場にある国民から保護司の適任者を得られるよう、保護司活動インターンシップ及び保護司候補者検討協議会の取組を推進するとともに、保護司適任者確保に関する調査研究を踏まえた実効性のある対策を実施する。【法務省】
- イ 更生保護就労支援事業や身元保証制度、刑務所出所者等就労奨励金等を活用した協力雇用主

への継続的支援の強化や、犯罪をした者等を受け入れる農福連携等による立ち直りの取組を推進するとともに、刑務所出所者等が地域社会に定着できるまでの間の最も身近かつ有効な支援者である更生保護施設の体制整備を図り、更生保護施設の地域拠点機能を強化する。【法務省、農林水産省、厚生労働省】

ウ ソーシャル・インパクト・ボンド等の成果連動型民間委託契約方式（PFS）の仕組みを通じ、社会的課題に取り組むNPO、民間企業・団体等と連携した効果的な再犯防止・立ち直りに向けた活動を推進する。【法務省、内閣府】

エ 少年を見守る社会気運を一層高めるため、自治会、企業、各種地域の保護者の会等に対して幅広く情報発信するとともに、少年警察ボランティア等の協力を得て、社会奉仕体験活動等を通じて大人と触れ合う機会の確保に努めるほか、少年警察ボランティア等の活動を促進するため、研修の実施等支援の充実を図る。【警察庁】

オ 保護司、更生保護女性会員、BBS会員、協力雇用主及び少年警察ボランティア等民間協力者の活動について、国民の理解と協力を得られるよう、新聞・テレビを始め、関係機関のウェブサイトやSNS等様々な媒体を通じた広報を充実強化するとともに、民間協力者によるクラウドファンディングや基金等の活用を促進する。【法務省、警察庁】

## 5. 再犯防止等施策関係予算（令和2年度、令和3年度）

| 通し番号 | 施策番号        | 施策・事業   | 令和2年度<br>予算額<br>(単位：<br>百万円) | 令和3年<br>度当初<br>予算額<br>(単位：<br>百万円) | 対前年度<br>増△減額<br>(単位：<br>百万円) | 施策・事業の概要  | 備考                   |
|------|-------------|---|------------------------------|------------------------------------|------------------------------|---|----------------------|
| 1    | 59          | 子供・若者支援地域<br>ネットワーク強化推<br>進事業【内閣府】                                      | 13                           | 12                                 | △1                           | 困難な状態にある子供・<br>若者に対し、教育、福祉、<br>保健、医療、雇用など地<br>域における様々な機関が<br>ネットワークを形成して<br>支援を行う「子供・若者<br>支援地域協議会」の設置<br>及びその機能向上を促進 |                      |
| 2    | 59          | 地域における若者支<br>援に当たる人材養成<br>【内閣府】   | 33                           | 26                                 | △7                           | 地域において相談業務や<br>訪問支援（アウトリーチ）<br>等に従事する者に対し、<br>知識・技法の向上等に資<br>する研修を実施。   |                      |
| 3    | 59          | 子供・若者総合相談<br>センター強化推<br>進事業【内閣府】  | 29                           | 33                                 | 4                            | 子供・若者に関する相談<br>にワンストップで応じる<br>「子供・若者総合相談セ<br>ンター」の設置及びその<br>機能向上を促進   |                      |
| 4    | 6、60、<br>78 | 少年に手を差し伸べ<br>る立ち直り支援活動<br>【警察庁】   | 34                           | 34                                 | 0                            | 再非行のおそれのある少<br>年に対する居場所づくり<br>活動の充実強化。  |                      |
| 5    | 52          | 薬物再乱用防止パン<br>フレットの作成【警<br>察庁】   | 2                            | 2                                  | 0                            | 薬物乱用者やその家族を<br>対象とした薬物再乱用防<br>止のためのパンフレット<br>の作成。   | 薬物対策用<br>資料事業の<br>内数 |
| 6    | 71          | ストーカー事案の加<br>害者に対する精神医<br>学的・心理学的アプ<br>ローチに関する地域<br>精神科医療等との連<br>携【警察庁】 | 14                           | 12                                 | △2                           | 警察官が加害者への対応<br>方法、治療やカウンセリ<br>ングの必要性について助<br>言等を受けることができ<br>るよう、地域精神科医等<br>と連携する。                                     |                      |
| 7    | 71、<br>114  | ストーカー対策担当<br>者専科【警察庁】   | 7                            | 7                                  | 0                            | 警察本部のストーカー事<br>案及び配偶者からの暴力<br>事案対策担当者を対象に、<br>専門教育を実施する。  |                      |
| 8    | 88、91       | 少年警察ボランティア<br>等の活動に対する<br>支援【警察庁】                                       | 174                          | 174                                | 0                            | ・少年警察ボランティア<br>等の活動に対する謝金<br>・少年警察ボランティア<br>等に対する研修<br>・大学生ボランティア裾<br>野拡大   |                      |
| 9    | 114         | 担当職員に対する研<br>修【警察庁】   | 9                            | 9                                  | 0                            | 少年補導職員の研修等  |                      |

| 通し番号 | 施策番号  | 施策・事業                            | 令和2年度<br>予算額<br>(単位：<br>百万円) | 令和3年度<br>当初<br>予算額<br>(単位：<br>百万円) | 対前年度<br>増△減額<br>(単位：<br>百万円) | 施策・事業の概要  | 備考                 |
|------|---|----------------------------------|------------------------------|------------------------------------|------------------------------|---|--------------------|
| 10   | 1、2、<br>3、5、<br>7、10、<br>11、19、<br>21、22、<br>23、25、<br>32、33、<br>34、35、<br>36、38、<br>41、44、<br>45、47、<br>52、62、<br>63、66、<br>67、68、<br>72、73、<br>81、83、<br>84、85、<br>86、87、<br>98、<br>100、<br>106、<br>108、<br>109、<br>110、<br>111、<br>112、<br>113、<br>114、<br>115 | 刑事施設における矯正処遇の充実【法務省】             | 54,488                       | 46,641                             | △ 7,847                      | 刑事施設における、受刑者に対する矯正処遇の充実を図る。   |                    |
| 10-1 | 3   | 刑事施設における職業訓練の充実【法務省】             | 451                          | 432                                | △ 19                         | 刑事施設において、青少年受刑者等に職業訓練を実施することにより、職業技能を付与し、その円滑な社会復帰を図る。                      | 刑事施設における矯正処遇の充実の一部 |
| 10-2 | 21  | 刑務作業の充実【法務省】                     | 3,035                        | 2,799                              | △ 236                        | 刑事施設作業の円滑な実施と作業内容の改善向上を図る。  | 刑事施設における矯正処遇の充実の一部 |
| 10-3 | 34、35、<br>36、38   | 高齢受刑者・障害を有する受刑者に対する指導・支援の充実【法務省】 | 819                          | 897                                | 78                           | 社会福祉士・精神保健福祉士の確保、認知症傾向のある受刑者に対する処遇の充実、社会復帰支援指導プログラムの効果的な実施、地域生活定着支援の充実等を図る。 | 刑事施設における矯正処遇の充実の一部 |
| 10-4 | 44、45、<br>52  | 刑事施設における薬物事犯者に対する指導の充実【法務省】      | 178                          | 178                                | 0                            | 刑事施設において、薬物依存離脱指導（R1）の効果的な実施及び指導体制の充実を図る。                                   | 刑事施設における矯正処遇の充実の一部 |
| 10-5 | 68  | 刑事施設における性犯罪者に対する指導の充実【法務省】       | 197                          | 222                                | 25                           | 刑事施設において、性犯罪再犯防止指導（R3）の効果的な実施及び指導体制の充実を図る。                                  | 刑事施設における矯正処遇の充実の一部 |
| 10-6 | 86  | 刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育等の充実【法務省】  | 27                           | 23                                 | △ 4                          | 刑事施設において、被害者の視点を取り入れた教育（R4）及び一般改善指導（被害者感情理解指導）の効果的な実施及び指導体制の充実を図る。          | 刑事施設における矯正処遇の充実の一部 |

| 通し番号 | 施策番号   | 施策・事業                         | 令和2年度<br>予算額<br>(単位：<br>百万円) | 令和3年度<br>当初<br>予算額<br>(単位：<br>百万円) | 対前年度<br>増△減額<br>(単位：<br>百万円) | 施策・事業の概要   | 備考   |
|------|--|-------------------------------|------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--|--|
| 11   | 5、7、<br>10、11、<br>19、83、<br>87、<br>100、<br>106、<br>108、<br>109、<br>110、<br>111、<br>112、<br>113、<br>115   | 矯正管区における矯正施設の再犯防止施策への支援等【法務省】 | 943                          | 894                                | △ 49                         | 矯正管区において、矯正施設の再犯防止施策に対する支援等を実施する。                                      |  |
| 11-1 | 5、7、<br>10、11、<br>19   | 矯正就労支援情報センターにおける就労支援の充実【法務省】  | 91                           | 72                                 | △ 19                         | 矯正就労支援情報センターにおいて、刑務所出所者等の就労先を広域にわたって調整し、円滑な就労支援を促進する。                  | 刑事施設における矯正処遇の充実及び矯正管区における矯正施設の再犯防止施策への支援等の一部 |
| 11-2 | 106、<br>108、<br>109、<br>110、<br>111、<br>112  | 地方公共団体との連携協力体制の構築【法務省】        | 27                           | 31                                 | 4                            | 刑務所出所者等の社会復帰支援充実のため、在所中から出所後の地域社会における継続的支援に向けた地方公共団体や関係機関等との連携体制を構築する。 | 刑事施設における矯正処遇の充実及び矯正管区における矯正施設の再犯防止施策への支援等の一部 |
| 12   | 1、2、<br>3、5、<br>7、10、<br>11、18、<br>19、22、<br>23、25、<br>32、34、<br>35、36、<br>38、44、<br>45、52、<br>62、63、<br>64、65、<br>66、67、<br>68、75、<br>76、79、<br>81、82、<br>83、84、<br>85、86、<br>87、98、<br>100、<br>113、<br>114、<br>115 | 少年院における矯正教育の充実【法務省】           | 4,174                        | 3,532                              | △ 642                        | 少年院における、在院者に対する矯正教育の充実を図る。   |  |
| 12-1 | 44、45、<br>52   | 少年院における薬物事犯者に対する指導の充実【法務省】    | 11                           | 12                                 | 1                            | 少年院において、薬物非行防止指導を充実させるために指導者の育成や重点的な薬物非行防止指導等を実施する。                    | 少年院における矯正処遇の充実の一部                            |
| 12-2 | 68   | 少年院における性非行防止指導の充実【法務省】        | 15                           | 15                                 | 0                            | 少年院において、性非行防止指導の効果的な実施及び指導体制の充実を図る。                                    | 少年院における矯正処遇の充実の一部                            |

| 通し番号 | 施策番号   | 施策・事業                          | 令和2年度<br>予算額<br>(単位：<br>百万円) | 令和3年度<br>当初<br>予算額<br>(単位：<br>百万円) | 対前年度<br>増△減額<br>(単位：<br>百万円) | 施策・事業の概要   | 備考                                   |
|------|--|--------------------------------|------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--|--------------------------------------|
| 12-3 | 86   | 少年院における被害者の視点を取り入れた教育等の充実【法務省】 | 22                           | 21                                 | △ 1                          | 少年院において、特定生活指導における被害者の視点を取り入れた教育を行う等、被害者心情理解指導の充実を図る。                              | 少年院における矯正処遇の充実の一部                    |
| 13   | 14、18、34、38、59、62、66、67、76、77、85、87、98、100、102、113、114、115                                 | 少年鑑別所における資質鑑別等の充実【法務省】         | 1,707                        | 1,256                              | △ 451                        | 少年鑑別所における、在所者に対する資質鑑別等の充実を図る。  |                                      |
| 13-1 | 14   | 国による雇用等【法務省】                   | 10                           | 10                                 | 0                            | 少年鑑別所10庁において保護観察対象者を雇用する。  | 少年鑑別所における資質鑑別等の充実の一部                 |
| 13-2 | 34、59、76、100、102、114   | 地域における非行の未然防止等のための支援【法務省】      | 72                           | 48                                 | △ 24                         | 少年鑑別所において、地域援助として、学校等教育機関からの相談依頼を受けて知能検査や性格検査、職業適性検査を実施するほか、ワークブック等を用いた心理的支援などを行う。 | 少年鑑別所における資質鑑別等の充実の一部                 |
| 13-3 | 34、35、36、38、82   | 少年施設における障害のある者への指導【法務省】        | 100                          | 119                                | 19                           | 少年施設において、障害のある者への指導を充実させるため、職員の専門的知識を高めるとともに、専門知識を有した社会福祉士や精神保健福祉士等と協力して指導を行う。     | 少年院における矯正処遇の充実及び少年鑑別所における資質鑑別等の充実の一部 |
| 14   | 1、2、3、4、5、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、22  | 保護観察対象者等の就労の確保【法務省】            | 829                          | 837                                | 8                            | 保護観察対象者等の就労の確保を図る。   |                                      |
| 15   | 8、101、110  | 再犯防止に関する広報・啓発事業【法務省】           | 26                           | 25                                 | △ 1                          | 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進に係る啓発事業等の実施  |                                      |
| 16   | 22、34、36、37、38、39、41、42、43、44、45、46、47、52、57、66、67、68、70、72、73、76、79、81、82、83、84、85、94、100 | 保護観察対象者等の特性に応じた指導・支援の実施【法務省】   | 2,206                        | 2,183                              | △ 23                         | 保護観察対象者等の特性に応じた指導・支援を実施する。   |                                      |

| 通し番号 | 施策番号  | 施策・事業  | 令和2年度<br>予算額<br>(単位：<br>百万円) | 令和3年度<br>当初<br>予算額<br>(単位：<br>百万円) | 対前年度<br>増△減額<br>(単位：<br>百万円) | 施策・事業の概要  | 備考 |
|------|---|--|------------------------------|------------------------------------|------------------------------|---|----|
| 17   | 24、25、<br>26、27、<br>28、29、<br>30、32、<br>33、36、<br>37、81、<br>83  | 保護観察対象者等の<br>住居の確保【法務省】                        | 3,689                        | 3,140                              | △ 549                        | 保護観察対象者等の住居<br>の確保を図る。  |    |
| 18   | 26、27、<br>28、33、<br>34  | 満期釈放者等に対す<br>る支援の実施【法務<br>省】                   | 525                          | 550                                | 25                           | 満期釈放者等に対する支<br>援を実施する。  |    |
| 19   | 38、45、<br>68、82、<br>114   | 矯正研修所における<br>矯正職員に対する研<br>修の充実【法務省】            | 462                          | 479                                | 17                           | 矯正研修所において、矯<br>正職員に対する研修を実<br>施する。  |    |
| 20   | 39、41、<br>59、85、<br>88、89、<br>90、92、<br>93、94、<br>95、96、<br>98、99、<br>100、<br>106、<br>108、<br>109、<br>110、<br>111、<br>112 | 保護司制度の基盤整<br>備並びに地方公共団<br>体及び民間団体との<br>連携【法務省】 | 2,250                        | 2,224                              | △ 26                         | 保護司制度の基盤整備並<br>びに地方公共団体及び民<br>間団体との連携を行う  |    |
| 21   | 42  | 刑事司法関係機関の<br>体制整備【法務省】                         | 90                           | 88                                 | △ 2                          | 検察庁における社会福祉<br>士雇用等経費   |    |
| 22   | 59、61、<br>88、89、<br>92、93、<br>101、<br>112   | 更生保護における広<br>報啓発【法務省】                          | 578                          | 578                                | 0                            | 更生保護官署において再<br>犯防止に関する広報啓発<br>を行う。  |    |
| 23   | 81  | 売買春対策の推進(婦<br>人補導院の運営)【法<br>務省】                | 4                            | 4                                  | 0                            | 「売春防止法」に基づき、<br>補導処分に付された婦人<br>に対する補導を実施す<br>る。   |    |
| 24   | 86  | 更生保護における犯<br>罪被害者等施策【法<br>務省】                  | 12                           | 13                                 | 1                            | 更生保護官署において犯<br>罪被害者等支援を実施す<br>る。  |    |
| 25   | 87  | 保護観察等業務支援<br>システムの運用【法<br>務省】                  | 54                           | 86                                 | 32                           | 事件管理システム等の運<br>用を行う。  |    |
| 26   | 87  | 刑事情報連携データ<br>ベースシステムの運<br>用【法務省】               | 387                          | 284                                | △ 103                        | 検察庁・矯正施設・保護<br>観察所等が保有する情報<br>を連携するデータベース<br>システムの運用管理  |    |
| 27   | 47、87、<br>110   | 刑事情報連携データ<br>ベースアクセス用機<br>器保守等【法務省】            | 5                            | 7                                  | 2                            | 「刑事情報連携データ<br>ベースシステム」にアク<br>セスし、その保有情報を<br>分析する「刑事情報連携<br>データベース分析システ<br>ム」の機器及び同システ<br>ムに搭載されているソフ<br>トウェア等の保守管理。 |    |

| 通し番号 | 施策番号                    | 施策・事業                                      | 令和2年度<br>予算額<br>(単位：<br>百万円) | 令和3年度<br>当初<br>予算額<br>(単位：<br>百万円) | 対前年度<br>増△減額<br>(単位：<br>百万円) | 施策・事業の概要  | 備考          |
|------|-------------------------|--|------------------------------|------------------------------------|------------------------------|---|-------------|
| 28   | 87                      | (特別研究) 非行少年と成育環境（子供の貧困）に関する研究【法務省】         | 0                            | 3                                  | 3                            | 少年の成育環境（特に経済的な問題）の実態を調査することにより、①非行少年のうち貧困の問題を有する者のアセスメントや処遇・支援の充実と再非行防止に繋げることに資する資料及び②地方自治体が実施する子供の貧困実態調査結果から得られた、一般少年のうちの貧困の問題を有する者の特徴との比較も視野に入れた分析を行うことにより、非行防止に資する資料を提供。 |             |
| 29   | 87                      | (特別研究) 犯罪者（犯罪・非行をした者）の意識調査【法務省】            | 5                            | 2                                  | △3                           | 少年・若年者に限定せず、犯罪・非行をした者の犯罪や非行に関する意識を中心とした意識調査を行うことにより、犯罪・非行をした者の特性に応じた有効な指導・支援の内容や方法を検討するための資料を提供。  |             |
| 30   | 96、97、107               | ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）を活用した非行少年への学習支援事業【法務省】 | 0                            | 17                                 | 17                           | 民間事業者と連携した効果的な再犯防止の取組を推進するため、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）を活用し、非行少年に対する少年在院中から出院後までの継続的な学習支援を実施。   |             |
| 31   | 100,110                 | 犯罪白書【法務省】                                  | 21                           | 21                                 | 0                            | 犯罪の動向・犯罪者の処遇に関する調査を行い、その成果を「犯罪白書」として発表。   | 経常研究経費の内数   |
| 32   | 101                     | 人権啓発活動【法務省】                                | 3,440                        | 3,552                              | 112                          | 人権週間を中心に全国各地で、講演会等の開催、新聞紙・週刊誌等への関連記事の掲載、啓発冊子の配布等の人権啓発活動を実施する。   | 人権擁護関係予算の内数 |
| 33   | 102                     | 法教育の推進【法務省】                                | 31                           | 29                                 | △2                           | 教員や教育関係者に対し、広報活動等の実施により法教育に対する理解を促進し、併せて、利便性の高い法教育教材を提供することにより、学校教育現場における法教育の学習機会の確保及び学習内容の充実を実現する。   |             |
| 34   | 105、106、108、109、110、111 | 再犯防止等調査事業【法務省】                             | 167                          | 0                                  | △167                         | 地域再犯防止推進モデル事業及びその効果検証の実施  |             |
| 35   | 68                      | 性犯罪者の再犯防止対策に関する海外調査【法務省】                   | 0                            | 2                                  | 2                            | 性犯罪者に対する新たな再犯防止対策の検討のため、海外の法制度等についての調査を実施。  |             |

特集1

特集2

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

基礎資料

| 通し番号 | 施策番号  | 施策・事業                              | 令和2年度<br>予算額<br>(単位：<br>百万円) | 令和3年度<br>当初<br>予算額<br>(単位：<br>百万円) | 対前年度<br>増△減額<br>(単位：<br>百万円) | 施策・事業の概要  | 備考                       |
|------|---|------------------------------------|------------------------------|------------------------------------|------------------------------|---|--------------------------|
| 36   | 105、<br>106、<br>108、<br>109、<br>110、<br>111 | 地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会等【法務省】 | 0                            | 19                                 | 19                           | 地方公共団体における再犯防止の取組の促進を図るため、地域再犯防止推進モデル事業で創出された効果的な取組についての周知・共有や都道府県と市区町村が連携した取組の確立に向けた検討を目的とした協議会等を実施。 |                          |
| 37   | 115   | 矯正施設の環境整備【法務省】                     | 52,905                       | 14,535                             | △ 38,370                     | 矯正施設の新営・改修工事等を実施する。   |                          |
| 38   | 58  | 大学生等に対する薬物乱用防止啓発資料の作成【文部科学省】       | 8                            | 0                                  | △ 8                          | 大学生が大麻をはじめとする薬物に関する正しい知識や規範意識を身に付けられるよう、大学等の入学時ガイダンスで活用することを目的とした学生向け薬物乱用防止啓発教材を厚生労働省、警察庁、内閣府と連携し、作成  | 児童生徒の心と体を守るための参考資料の作成の内数 |
| 39   | 58  | 高校生等による薬物乱用防止広報啓発活動【文部科学省】         | 8                            | 0                                  | △ 8                          | 全国の高等学校等から「広報啓発映像」及び「ポスター」を募集し、高校生自身が作品の作成を通じて薬物乱用の危険性について理解を深めるとともに、優秀作品を活用した広報啓発活動を展開               | 児童生徒の心と体を守るための参考資料の作成の内数 |
| 40   | 58  | 薬物乱用防止教育等支援事業【文部科学省】               | 6                            | 0                                  | △ 6                          | 学校における薬物乱用防止教育の充実を図るため、教育委員会が学校関係者、警察、学校薬剤師等と連携し、薬物乱用防止教育の効果的な指導方法等について検討・実施する取組に対する支援                | 児童生徒の心と体を守るための参考資料の作成の内数 |
| 41   | 59  | 地域と学校の連携・協働体制構築事業【文部科学省】           | 6,737                        | 6,755                              | 18                           | 「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」を一体的に推進するとともに、地域における学習支援や体験活動などの取組を支援                              |                          |
| 42   | 59  | 依存症予防教育推進事業【文部科学省】                 | 38                           | 25                                 | △ 13                         | 依存症予防教育に関するシンポジウムを実施するとともに、「依存症予防教室」の開催等を行う。  | 青少年を取り巻く有害環境対策の推進の内数     |
| 43   | 59、65                                       | 地域における学びを通じたステップアップ事業【文部科学省】       | 47                           | 5                                  | △ 42                         | 高校中退者等を対象に、地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体の取組を支援するとともに、新たな支援体制のモデル開発を実施        |                          |
| 44   | 63  | 高等学校卒業程度認定試験等【文部科学省】               | 372                          | 463                                | 91                           | 高等学校卒業程度認定試験の実施運営、問題作成及び合格者等への各種証明書発行とその他のデータ管理   | 高等学校卒業程度認定試験等の内数         |

| 通し番号 | 施策番号                           | 施策・事業  | 令和2年度<br>予算額<br>(単位：<br>百万円) | 令和3年度<br>当初<br>予算額<br>(単位：<br>百万円) | 対前年度<br>増△減額<br>(単位：<br>百万円) | 施策・事業の概要  | 備考                            |
|------|--------------------------------|--|------------------------------|------------------------------------|------------------------------|---|-------------------------------|
| 45   | 5、18、<br>19、20、<br>113、<br>114 | 刑務所出所者等就労<br>支援事業<br>【厚生労働省】                   | 743                          | 728                                | △ 15                         | 刑務所出所者等に対して、ハローワークによる職業相談・紹介、トライアル雇用助成金等の支給等を実施するほか、事業主に対して、刑務所出所者等の雇用に関する啓発や求人開拓を行うなど総合的な支援を実施。  |                               |
| 46   | 22                             | 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者就労訓練事業【厚生労働省】 | 48,706                       | 55,033                             | 6,327                        | 就労に向け準備が必要な者や一定の継続的・柔軟な働き方が必要な者に対し、対象者の状況に応じた支援を実施  | 生活困窮者自立支援制度に係る負担金・補助金の内数      |
| 47   | 36                             | 地域生活定着促進事業【厚生労働省】                              | 46,213                       | 38,328                             | △ 7,885                      | 高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする釈放後に行き場のない犯罪をした者等の社会復帰を支援するため、各都道府県に「地域生活定着支援センター」を設置し、保護観察所、矯正施設、検察庁、地域の福祉関係機関等と連携・協働して、支援の対象者となる人が釈放後から福祉サービスを受けられるよう取り組む事業 | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数         |
| 48   | 36                             | 地域生活定着支援人材養成研修事業【厚生労働省】                        | 14                           | 14                                 | 0                            | 地域生活定着支援センターの職員を対象とし、高齢又は障害のある犯罪をした者等への支援方法等の習得を目的とした中央研修を実施  |                               |
| 49   | 40                             | 障害福祉サービス（地域生活移行個別支援特別加算）【厚生労働省】                | 1,257,797                    | 1,311,053                          | 53,256                       | 医療観察法対象者等に対する障害者グループホーム等における相談援助等に係る報酬（加算）  | 障害者自立支援給付費負担金（介護給付・訓練等給付費）の内数 |
| 50   | 47、51、<br>52                   | 薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業【厚生労働省】                      | 128                          | 128                                | 0                            | 相談担当者等向け講習会の開催、関係機関による連絡会議の開催、保護観察の付かない執行猶予判決を受けた乱用者等に対する支援等  |                               |
| 51   | 48、49、<br>57                   | 依存症支援者研修事業【厚生労働省】                              | 512                          | 596                                | 84                           | 都道府県・指定都市において、依存症者や家族に対する相談・治療等の支援を行う人材を養成するための研修を実施。   | 依存症対策総合支援事業の内数                |
| 52   | 48、49、<br>57                   | 依存症の相談・治療等に係る指導者養成事業【厚生労働省】                    | 106                          | 106                                | 0                            | 都道府県・指定都市において指導的役割を果たす指導者を養成するため、依存症者や家族に対する相談・治療等に係る研修を実施。   | 依存症対策全国拠点機関設置運営事業の内数          |
| 53   | 49                             | 依存症専門相談支援事業【厚生労働省】                             | 512                          | 596                                | 84                           | 都道府県・指定都市において、依存症相談員を配置した依存症相談拠点を設置するなど、依存症者や家族に対する相談・指導等の支援を実施。  | 依存症対策総合支援事業の内数                |

| 通し番号 | 施策番号         | 施策・事業                              | 令和2年度<br>予算額<br>(単位：<br>百万円) | 令和3年度<br>当初<br>予算額<br>(単位：<br>百万円) | 対前年度<br>増△減額<br>(単位：<br>百万円) | 施策・事業の概要   | 備考                           |
|------|--------------|------------------------------------|------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--|------------------------------|
| 54   | 50           | 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業【厚生労働省】    | 50,542                       | 51,321                             | 779                          | 地域で薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体の活動を支援。   | 地域生活支援事業等の内数                 |
| 55   | 50           | 依存症民間団体支援事業【厚生労働省】                 | 40                           | 40                                 | 0                            | 全国規模で依存症問題に取り組む民間団体の活動を支援。   |                              |
| 56   | 51           | 依存症に関する普及啓発事業【厚生労働省】               | 78                           | 78                                 | 0                            | 依存症に関する正しい知識と理解を深めるため、普及啓発イベント等を実施。  |                              |
| 57   | 52           | 連携会議運営事業【厚生労働省】                    | 512                          | 596                                | 84                           | 薬物依存症者やその家族に対する包括的な支援に向けて、行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関による連携会議を開催。   | 依存症対策総合支援事業の内数               |
| 58   | 59           | ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【厚生労働省】    | 13,212                       | 15,795                             | 2,583                        | ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。   | 母子家庭等対策総合支援事業の内数             |
| 59   | 59           | 生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業【厚生労働省】 | 48,706                       | 55,033                             | 6,327                        | 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし、生活保護受給世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に学習支援事業を実施。<br>改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子供の学習・生活支援事業」として強化。 | 生活困窮者自立支援制度に係る負担金・補助金の内数     |
| 60   | 59           | 子どもの生活・学習支援事業【厚生労働省】               | 13,212                       | 15,795                             | 2,583                        | 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行う。   | 母子家庭等対策総合支援事業の内数             |
| 61   | 8、9、16、22、23 | 農の雇用事業【農林水産省】                      | 4,627                        | 4,398                              | △ 229                        | 青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修等を支援するとともに、障害者、生活困窮者、刑務所出所者等に加算措置を導入。   | 農業人材力強化総合支援事業の内数             |
| 62   | 8、9、16、22、23 | 就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業【農林水産省】        | 1,440                        | 0                                  | △ 1,440                      | 就職氷河期世代の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修等を支援するとともに、障害者、生活困窮者、刑務所出所者等に加算措置を導入。  | 新規就農者確保加速化対策事業（令和2年度補正予算）の内数 |

| 通し番号 | 施策番号 | 施策・事業                    | 令和2年度<br>予算額<br>(単位：<br>百万円) | 令和3年度<br>当初<br>予算額<br>(単位：<br>百万円) | 対前年度<br>増△減額<br>(単位：<br>百万円) | 施策・事業の概要   | 備考                   |
|------|------|--------------------------|------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--|----------------------|
| 63   | 8、9  | 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業【農林水産省】 | 4,465                        | 4,183                              | △ 282                        | 新規就業者の確保・育成に向け、林業経営体が行う人材育成研修等に要する費用等を支援。  | 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の内数 |
| 64   | 8、9  | 現場技能者キャリアアップ対策【農林水産省】    | 257                          | 273                                | 16                           | 林業の成長産業化に向け、林業経営体の育成に資する現場技能者のキャリアアップ対策を支援。  | 現場技能者キャリアアップ対策の内数    |
| 65   | 8、9  | 経営体育成総合支援事業【農林水産省】       | 691                          | 677                                | △ 14                         | 漁業・漁村を支える人材の確保・育成を図るため、漁業への就業前の者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、海技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援。 |                      |
| 66   | 22   | 農福連携対策事業【農林水産省】          | 9,805                        | 9,805                              | 0                            | 障害者や生活困窮者の雇用・就労を目的とした農業生産施設等の整備、障害者の農業分野での定着を支援する専門人材の育成等の取組を支援。                             | 農山漁村振興交付金の内数         |

特集1

特集2

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

基礎資料

## 6. 政府・地方公共団体の再犯防止等施策担当窓口一覧

| 政府の再犯防止等施策担当窓口一覧 |  |
|------------------|--|
| 内閣官房             | 内閣官房副長官補室                                    |
| 内閣府              | 大臣官房企画調整課                                    |
| 警察庁              | 生活安全局生活安全企画課                                 |
| 総務省              | 地域力創造グループ地域政策課                               |
| 法務省              | 大臣官房秘書課企画再犯防止推進室                             |
| 文部科学省            | 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課<br>職業安定局雇用開発部雇用開発企画課 |
| 厚生労働省            | 社会・援護局総務課                                    |
|                  | 社会・援護局障害保健福祉部企画課                             |
|                  | 人材開発総務担当参事官室                                 |
| 農林水産省            | 経営局就農・女性課                                    |
| 水産庁              | 漁政部企画課                                       |
| 中小企業庁            | 経営支援部経営支援課                                   |
| 国土交通省            | 総合政策局政策課                                     |

| 都道府県・指定都市 再犯防止等施策担当窓口部局等一覧 |                       |
|----------------------------|-----------------------|
| 地方公共団体名                    | 窓口部局等名                |
| 北海道                        | 環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係 |
| 青森県                        | 健康福祉部健康福祉政策課          |
| 岩手県                        | 保健福祉部地域福祉課            |
| 宮城県                        | 保健福祉部社会福祉課地域福祉推進班     |
| 秋田県                        | 健康福祉部地域・家庭福祉課         |
| 山形県                        | 健康福祉部地域福祉推進課          |
| 福島県                        | 保健福祉部こども未来局こども・青少年政策課 |
| 茨城県                        | 保健福祉部福祉指導課人権施策推進室     |
| 栃木県                        | 県民生活部くらし安全安心課         |
| 群馬県                        | 生活こども部生活こども課人権男女共同参画室 |
| 埼玉県                        | 福祉部社会福祉課              |
| 千葉県                        | 健康福祉部健康福祉指導課          |
| 東京都                        | 都民安全推進本部総合推進部都民安全推進課  |
| 神奈川県                       | 福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課     |
| 新潟県                        | 福祉保健部福祉保健課企画調整室       |
| 富山県                        | 厚生部厚生企画課              |
| 石川県                        | 健康福祉部厚生政策課            |
| 福井県                        | 健康福祉部地域福祉課人権室         |
| 山梨県                        | 県民安全協働課               |
| 長野県                        | 健康福祉部地域福祉課            |
| 岐阜県                        | 健康福祉部地域福祉課地域福祉係       |
| 静岡県                        | くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課  |
| 愛知県                        | 防災安全局県民安全課            |
| 三重県                        | 子ども・福祉部地域福祉課          |
| 滋賀県                        | 健康医療福祉部健康福祉政策課企画調整係   |
| 京都府                        | 府民環境部安心・安全まちづくり推進課    |
| 大阪府                        | 政策企画部青少年・地域安全室治安対策課   |
| 兵庫県                        | 企画県民部県民生活局地域安全課       |
| 奈良県                        | 福祉医療部地域福祉課            |
| 和歌山県                       | 環境生活部県民局県民生活課         |
| 鳥取県                        | 福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課    |
| 島根県                        | 健康福祉部地域福祉課            |
| 岡山県                        | 県民生活部くらし安全安心課         |

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 広島県   | 環境県民局県民活動課（青少年健全育成グループ）   |
| 山口県   | 健康福祉部厚政課                  |
| 徳島県   | 危機管理環境部消費者くらし安全局消費者政策課    |
| 香川県   | 健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課       |
| 愛媛県   | 県民環境部県民生活局県民生活課           |
| 高知県   | 地域福祉部地域福祉政策課地域福祉推進チーム     |
| 福岡県   | 福祉労働部福祉総務課地域福祉係           |
| 佐賀県   | 健康福祉部福祉課地域福祉担当            |
| 長崎県   | 福祉保健部福祉保健課                |
| 熊本県   | 環境生活部県民生活局くらしの安全推進課       |
| 大分県   | 生活環境部私学振興・青少年課            |
| 宮崎県   | 福祉保健部福祉保健課地域福祉保健・自殺対策担当   |
| 鹿児島県  | 総務部男女共同参画局青少年男女共同参画課      |
| 沖縄県   | 子ども生活福祉部福祉政策課             |
| 札幌市   | 市民文化局地域振興部区政課             |
| 仙台市   | 健康福祉局地域福祉部社会課             |
| さいたま市 | 保健福祉局福祉部福祉総務課             |
| 千葉市   | 保健福祉局健康福祉部地域福祉課           |
| 横浜市   | 健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課         |
| 川崎市   | 健康福祉局地域包括ケア推進室            |
| 相模原市  | 健康福祉局生活福祉部生活福祉課           |
| 新潟市   | 福祉部福祉総務課                  |
| 静岡市   | 保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課         |
| 浜松市   | 健康福祉部福祉総務課                |
| 名古屋市  | スポーツ市民局市民生活部地域安全推進課       |
| 京都市   | 保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課         |
| 大阪市   | 市民局区政支援室地域安全担当            |
| 堺市    | 健康福祉局長寿社会部長寿支援課           |
| 神戸市   | 福祉局政策課                    |
| 岡山市   | 保健福祉局保健福祉部福祉援護課           |
| 広島市   | 市民局市民安全推進課                |
| 北九州市  | 市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心推進課 |
| 福岡市   | 市民局生活安全部防犯・交通安全課          |
| 熊本市   | 文化市民局市民生活部生活安全課           |

注 上記の窓口部局等は、再犯防止施策を実施する部局等には必ずしもなっていない。

## 7. 再犯防止に向けた総合対策

〔平成24年7月20日  
犯罪対策閣僚会議決定〕

### はじめに

最近の我が国の犯罪情勢を見ると、刑法犯の認知件数が平成14年をピークに減少傾向にあるなど、一定の改善を見せているものの、戦後を通じて見ればなお相当高い水準にある。

平成19年版犯罪白書によると、昭和23年以降の犯歴100万人（犯歴の件数は168万495件）を対象とした調査の結果、総犯歴数別の「人員構成比」では、初犯者が71%を占め、繰り返して犯罪を犯す再犯者は29%にとどまるのに対し、「件数構成比」では、再犯者による犯歴の件数が58%を占めており、このことは、約3割の再犯者によって、約6割の犯罪が行われているという事実を示している。

また、平成23年版犯罪白書によると、平成22年における一般刑法犯検挙人員に占める再犯者の比率は43%、刑務所への入所受刑者人員に占める再入者の比率は56%であり、いずれも近年において上昇傾向が続いている。

さらに、刑務所出所者や保護観察中の者による重大事犯が後を絶たないことをも考慮すると、再犯防止対策は、「世界一安全な国、日本」復活の礎ともいえるべき重要な政策課題である。

犯罪や非行の要因については、これまでも心理学、社会学等からのアプローチがなされてきたところであり、様々な要因が複雑に関連し合っていると考えられるが、特に、刑務所出所者等については、一般に、個々の問題性が深刻であることに加え、社会とのつながりが希薄化するなどして犯罪に至る危険因子を多く抱えていると考えられる。

このため、これらの者に対する支援は、「犯罪者を生まない社会の構築」の実現のための重要な柱の一つとされ、特に、社会生活上困難な事情を抱える刑務所出所者等が、社会における「居場所」や「出番」、すなわち、帰住先・就労先を見付けることや、薬物依存、高齢、障害等といった特定の問題を克服するための支援を行うことが急務と認識されてきた。

政府においては、平成22年12月、犯罪対策閣僚会議の下に「再犯防止対策ワーキングチーム」を設置し、省庁横断的な検討を進め、平成23年7月、これらの喫緊の課題に対し、短期間に集中して取り組むべき施策として「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」を策定し、現在、これに沿って、関係省庁が連携して着実に実施しているところである。

しかしながら、刑務所出所者等の再犯を効果的に防止するためには、長期にわたり広範な取組を社会全体の理解の下で継続することが求められることから、今後は、より総合的かつ体系的な再犯防止対策として発展的に再構築を図る必要がある。

再構築に当たり、特に重要と考えられる点は以下のとおりである。

第1は、「**個々の対象者の特性に応じた取組の実施**」である。

犯罪や非行には様々な要因が関わっているところ、再犯防止のためには、その中から適切なものを選び効果的に働き掛けることが求められる。

このため、現に有効性が認められている施策を着実に進めつつ、刑務所出所者等が再犯に至る要因を多面的に捉え、個々の特性に応じた効果的な取組を充実し、刑務所及び少年院（以下「刑務所等」という。）に収容中から出所及び出院（以下「出所等」という。）後まで一貫性を持って継続的に進めることが必要である。

第2は、「**再犯要因分析に基づく施策の重点実施**」である。

再犯防止対策のために投入する人的・物的資源を最大限に活用するためには、有効な施策を選択

し、そこに資源を集中する必要がある。

このため、再犯に至る要因の実証的な分析や各施策の効果検証を行い、それに基づいて効果的に人的・物的資源を投入することにより、再犯防止対策の実行を加速化すべきものは加速化し、その実現を前倒ししていくことが必要である。

第3は、「可能な限り具体的な目標設定及びその達成のための仕組みづくり」である。

刑務所出所者等が、社会の中で孤立することなく安定した生活に定着していくためには、本人の自覚や努力はもとより、対象者を受け入れる社会の理解や協力が必要不可欠である。

また、国民の安全・安心に対する期待に応えるという点において、再犯防止対策の効果等を適時適切に示すことには大きな意義がある。

このため、上記の取組や施策の目指す成果について、目標とする到達点や数値によって効果を表すことのできるものについては、具体的な数値目標等を設定し、その達成時期や達成までの工程を示した上で、定期的にその達成状況を公表していく必要がある。

これらを踏まえ、犯罪対策閣僚会議においては、この度、「再犯防止に向けた総合対策」を策定した。

今後、本対策に基づき、関係諸機関の連携の下、各施策を着実に推進していくこととする。

## 第1 再犯の現状と課題

### 1 全般的状況

#### (1) 再犯者率の上昇

一般刑法犯により検挙された再犯者は、平成19年からは若干減少し、13万7,614人（平成22年のデータ。以下特に断りのない場合は同年のデータとする。）であったが、検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は、平成9年の28%から一貫して上昇し続け、43%に達している。

なお、一般刑法犯及び特別法犯により検挙された再犯者のうち、前に検挙されたものと同じ罪名で再び検挙された者の比率が高い順に見ると、覚せい剤取締法違反（覚せい剤に係る麻薬特例法違反も含む。）の60%、傷害の20%、窃盗の19%等となっている。

#### (2) 再入者率の上昇

刑務所に入所した受刑者に占める、入所度数が2度以上の再入者の割合（再入者率）は、平成16年から上昇し続けており、56%に達している。

さらに、刑務所を出所した者が再度刑務所に入所する割合（再入所率）は、入所が1度の者の5年以内の再入所率が25%であるのに対し、入所が2度の者の再入所率は48%と2倍近くの高率となっている。

なお、平成18年に満期釈放により出所した者の5年以内の再入所率は53%であり、仮釈放により出所した者の30%より20ポイント以上も高い。

#### (3) 仮釈放率の低下

出所者に占める仮釈放者の割合（仮釈放率）は、平成13年からおおむね56～57%で安定して推移してきたところ、平成17年以降低下を続け、49%と半数を下回っている。

## 2 対象者の特性別に見た現状

### (1) 早期対策が必要な少年・若年者

少年の刑法犯検挙人員は近年減少傾向にあるものの、人口比ではなお高い水準にあり、再犯者

の占める割合も近年漸増傾向にある。また、若年者（20歳以上30歳未満）の一般刑法犯検挙人員の人口比は少年よりも低いものの、成人一般に比べると高くなっている。

一方、20歳代に刑事処分を受け、保護観察付執行猶予となった者のうち約半数、刑務所に入所した者のうち約4割が、少年期に何らかの保護処分を受けていることから、少年期の非行傾向や要因が十分改善されずにその後の刑事処分に至っていることが推測される。

さらに、平成23年版犯罪白書によると、18歳から19歳で少年院を出院した者を対象とした特別調査の結果、少年院出院後に刑事処分を受けた者の初回犯行時年齢では20歳が最も多く、また、約8割が20歳代の第1四半期（20歳から22歳6か月までの期間）までに初回犯行に及んでいる。

これらの事実は、少年期から成人後数年間における再犯防止対策の重要性を示しており、他の年齢層と比べて可塑性に富み、社会復帰のための環境も整いやすいことを踏まえ、少年・若年者に焦点を当てた取組を強化する必要がある。

## (2) 急速に増加する高齢者

一般刑法犯について、高齢者の検挙人員は、他の年齢層と異なり近年著しい増加傾向にあり、その勢いは高齢者人口の増加をはるかに上回っている。

また、高齢者の入所受刑者人員は、最近20年間、ほぼ一貫して増加傾向にあり、入所受刑者全体と比べてその増加傾向は著しく、その中で、再入者の割合が高くなっている。

さらに、平成19年版犯罪白書によると、再犯期間が1年以内の者は47%と、他の年齢層に比べて際立って短くなっている。

一方、高齢者の仮釈放率は、入所受刑者全体と比べて20ポイント以上も低くなっており、その背景に、適当な帰住先のない者が年々増加していることがあると推測される。

このようなことから、平成21年度から地域生活定着支援事業<sup>※1</sup>により、高齢や障害により自立した生活が困難な者に対する福祉的支援を実施しているところ、今後は更に、関係機関の連携の下、出所等後の生活環境の調整や生活基盤の確保等について取組を強化する必要がある。

## (3) 精神障害等により自立が困難な者

一般刑法犯の検挙人員のうち、知的障害者を含む精神障害者及び精神障害の疑いのある者の割合は1%で推移しているところ、入所受刑者及び少年院入院者のうち精神障害を有する者の占める割合は、入所受刑者については8%、少年院入院者については9%と、年々増加している。

さらに、保護観察対象者のうち、「精神障害等対象者」の類型に認定された者の全体に占める割合は5%程度となっている。

これに対し、地域生活定着支援事業が地域生活定着支援センターを各都道府県に整備することなどにより成果を上げてきているものの、支援を必要とする全ての精神障害等により自立が困難な者に受入先を確保するには至っていない。

このため、平成24年度から開始された地域生活定着促進事業を効果的に実施するとともに、同事業の対象から漏れた者に対する支援も含め、他の自立・生活困難者を対象としたNPO法人等との連携策等を強化する必要がある。

## (4) 増加する女性入所受刑者

一般刑法犯検挙人員に女性の占める割合は22%、入所受刑者に女性の占める割合は8%といずれも低いですが、その一方で女性の入所受刑者人員は平成4年には914人であったのに対し、平成22

※1 高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等について、出所等後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の交付、社会福祉施設への入所等）につなげるための事業であり、「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備し、社会復帰支援を推進。なお、平成24年度から「地域生活定着促進事業」として実施。

年には2,206人と増加し、平成4年の約2.4倍となっている。

また、女性の再入者は、平成12年から増加傾向にあり、再入者率も、平成17年から上昇し続けている。

女性の入所受刑者の罪名について見ると、覚せい剤取締法違反の割合が39%と最も高く、男性の23%と大きく異なる傾向にあるほか、高齢者では、窃盗が70%を超えて著しく高いことが特徴的である。

一方、女性の受刑者や少年院在院者には、過去の被虐待経験や性被害による心的外傷、摂食障害の問題等を抱える例が多いことが指摘されている。

これらのことから、女性の受刑者や少年院在院者において特徴的な問題に着目した指導・支援を充実させる必要がある。

### (5) 暴力団関係者

暴力団関係者の検挙人員の推移を見ると、長期にわたり漸減傾向にあり、検挙人員全体に占める割合は6%となっている。

また、暴力団関係者の入所受刑者人員の推移を見ると、近年は漸減傾向にあり、入所受刑者総数の10%となっている。

一方、暴力団関係者である入所受刑者のうち、再入者の占める割合は77%となっており、暴力団関係者でない者と比べて20ポイント以上も高くなっている。

刑務所においては、暴力団からの離脱に向けた指導を実施しているところ、その効果は限定的であり、今後更に関係省庁間の連携を強化し、情報共有の在り方や有効な暴力団離脱支援策について検討する必要がある。

## 3 対象者の罪名・罪種別に見た現状

### (1) 再犯率の高い薬物事犯

覚せい剤取締法違反による検挙人員は、平成13年以降おおむね減少傾向にあるが、入所受刑者全体に占める割合は依然として24%と高くなっている。

また、覚せい剤取締法違反による入所受刑者に占める同一罪名再入者率は、75%と極めて高くなっており、一たび依存症に陥った薬物事犯者の更生の困難性を示している。

このようなことから、刑務所等収容中から出所等後までを通じて一貫性のある専門的処遇プログラム<sup>※2</sup>を効果的に実施するとともに、社会内において、保護観察所、医療・保健・福祉機関、民間支援団体等との連携による継続的な指導・支援体制を確立する必要がある。

加えて、薬物依存から早期に立ち直り、再使用に陥らないためには、その家族等による適切な対応が重要であることから、指導・支援の実施において当該家族等の協力が得られるよう、働き掛けや支援を行う必要がある。

### (2) 国民の関心の高い性犯罪

強姦の認知件数は平成16年から減少しており、強制わいせつについても戦後最多を記録した平成15年の70%に減少している。

一方、内閣府が平成18年に実施した「治安に関する世論調査」によると、「自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪」として、「痴漢や強制わいせつなどの性的犯罪」を挙げた者の割合が、平成16年には23%であったのに対し、平成18年には28%に増加しているなど、

※2 薬物依存があることや性犯罪者であることなどの事情を有することにより、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる者について、それらの事情の改善に資することに配慮した処遇のためのプログラム

性犯罪については国民の関心が高くなっている。

また、平成19年版犯罪白書によると、70万人初犯者・再犯者混合犯歴のうち、1犯目と同種再犯を犯した者の割合は、性犯罪では5%となっており、覚せい剤取締法違反や窃盗の29%、傷害・暴行の21%等に比べて相当低くなっているが、他方、性犯罪を多数回繰り返す者が一定数存在しており、その多くが若年時に初犯を犯している。

このため、薬物事犯と同様に、受刑者等の再犯リスクに応じた専門的処遇プログラムを実施するとともに、関係省庁の連携の下で、再犯リスクの特に高い者に対する更に効果的な施策を検討する必要がある。

#### 4 対象者の生活環境の現状

##### (1) 住居を含めた生活環境確保の重要性

刑務所出所者に占める満期釈放者の割合は、平成16年以降増加しており、平成22年には半数を超えている。また、満期釈放者のうち、適当な帰住先がない者の割合が半数近くとなっており、これらのことから、適当な帰住先がないことにより仮釈放の機会を得ることができない者が相当数存在することが推測される。

さらに、入出所を繰り返すにつれて、親族等との関係が疎遠になるなどにより帰住先の確保が困難化する状況があり、こうした支える人のいない社会内での孤立化を背景に、適当な帰住先がない者ほど出所後再犯までの期間が短く、平成16年から平成20年までの5年間において、適当な帰住先がなかった再入所者のうち、約6割が出所後1年未満で再犯に至っている。

このため、更生保護施設を始めとする社会内における多様な帰住先の確保・開拓に努めるとともに、それぞれの機能や特性に応じた確実な受入れを推進し、刑務所出所者等の社会復帰につなげていく必要がある。

なお、満期釈放者については、その過半数が5年以内に再入所している状況にあり、保護観察の対象とならない満期釈放者に対しても社会内での新たな支援策を検討する必要がある。

##### (2) 就労先確保の重要性

ア 刑務所再入所者のうち、無職者が占める割合は、最近10年間において増加傾向が続いており73%となっている。

また、平成17年から平成21年までの5年間において、無職の保護観察対象者の再犯率は有職者の再犯率の約5倍となっている。

このように、無職者による再犯が顕著な現状からすると、再犯防止のために就労の果たす役割は大きいですが、他方、刑務所出所者等の就労先の確保は、対象者の資質や前歴等の問題から、困難な状況が継続している。

このため、平成18年度から刑務所出所者等総合的就労支援対策<sup>※3</sup>を実施しており、年間2,000人以上の者が就職に至るなど、一定の成果を上げているものの、職場への定着が困難な者も生じている。

一方、刑務所出所者等であることを理解した上で雇用・就労に協力する事業主（協力雇用主）の登録数は増加傾向にあり、平成24年4月現在で個人・法人合わせて約1万となっているが、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主は登録数の一部にとどまっている状況にある。今後は、多業種にわたる新たな雇用先の創出や開拓に取り組む必要がある。

イ 受刑者等には、就労に必要な基礎学力が不足している者が多く、最終学歴が高等学校中退まで

※3 刑務所、少年院、保護観察所、公共職業安定所等が連携する仕組みを構築した上で、支援対象者の希望、適性等に応じ、計画的に就労支援を行うもの。

の者が70%近くに達しており、このことが就労先の確保を困難化する一因となっている。

これに対し、刑務所等では平成19年から施設内で高等学校卒業程度認定試験を実施しているところ、平成22年度の受験者は776人とどまっております、更なる指導の充実や対象者の拡大を図る必要がある。

また、職場への定着に当たっては、基礎学力とともに、就労を継続するための技術や能力が求められるため、雇用ニーズに応じた職業訓練種目の導入や職場でのコミュニケーション能力を高める取組を進める必要がある。

## 第2 再犯防止対策の基本的考え方

### 1 再犯の実態を踏まえ、効果的な施策を選択し、集中的に実施する

再犯防止は刑事政策における主要テーマであり、我が国においても、これまで、対象者の更生意欲を高める指導や社会復帰に向けた教育訓練等、様々な施策が採られてきている。

一方、再犯の状況や治安に対する国民からの要請は、社会経済情勢等と共に変化しており、これに適切に対応した対策を実施するためには、再犯をめぐる状況を適切に把握し、既存の施策についてその効果を検証し、有効性や効率性を踏まえて取捨選択を行い、効果的な施策に集中的に取り組むことが求められる。

### 2 再犯に至る要因について更なる実態解明を進める

犯罪・非行の要因については、多面的かつ複合的であり、特定の要因と犯罪・非行発生との関係を特定することは困難である。

しかし、再犯防止を進める上では、「どのような要因が対象者に内在又は再犯に至る過程に存在しており、変えることが可能なのか」といった観点から、犯罪・非行に至る要因の実態解明に向け更に調査研究を進め、その成果を基に新たな施策を検討する必要がある。

### 3 犯罪による被害の回復と犯罪被害者の安全・安心な生活に配慮して進める

再犯防止対策の実施に当たっては、犯罪被害者が受けた被害の大きさやその影響を正しく理解し、犯罪被害者が被害を回復し、再び安全で安心した生活を営むことができるように配慮して取り組む必要がある。

### 4 国民の理解と協力の下で、中長期的な視点に立った対策を継続的に進める

再犯防止対策は、一たび犯罪に陥った人を社会内で孤立させず、望ましい社会復帰のために必要な支援を行うものであるが、同時に、犯罪被害者の置かれている状況や視点を踏まえ、国民の理解の下で進めるべきものである。

このため、刑務所出所者等の社会復帰を見守り支える社会内の仕組みを創り出しつつ、犯罪被害者を含む国民に対し、再犯の現状とその防止に向けた取組に関する情報を提供し、理解を得るなど啓発していくことが重要であり、中長期的な視点に立って継続的に取り組む必要がある。

## 第3 再犯防止のための重点施策

### 1 対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

対象者個々の特性に応じて、実証的研究及び根拠に基づいた、効果的な処遇を強化するとともに、刑務所等での処遇と社会内での処遇との有機的連携を確保する。

### (1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

少年・若年者及び初入者に対しては、再犯の連鎖に陥ることを早期に食い止めるために、個々の犯罪・非行歴、家庭環境、交友関係、発達上の課題、生活設計等を的確に把握し、これらに応じた指導・支援を集中的に実施する。

また、関係諸機関の連携の下で、刑務所等収容中から出所等後の保護観察までの過程を通じて、家族等からの相談に応じ助言等を行う態勢を強化するなど、家族等による監督・監護の強化や、これを補完する支援者による支援の輪の拡充を図る。

さらに、関係機関・団体の協力を得つつ、地域社会に寄与する社会貢献活動を行わせることにより、自己有用感を得させて社会のルールの大切さ等を理解させるとともに、対象者の特性に応じ、創作・体験活動等の社会参加活動に参加させることにより、学校・職場等での人間関係の構築に必要なコミュニケーション能力の伸長を図る。

加えて、広く支援を必要としている少年に対しては、積極的に連絡を取り、関係機関や民間ボランティア等との連携による立ち直り支援をより一層推進し、少年の高い再非行率の原因である不良交友関係の解消や当該交友関係に代わる居場所づくり等を効果的に実施する。

### (2) 高齢者又は障害者に対する指導及び支援

高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な者に対しては、刑務所等、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設、福祉関係機関等の連携の下、地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出所等後直ちに福祉サービスにつなげる準備を進めるとともに、帰住先の確保を強力に推進する。

また、地域生活定着促進事業の対象とならない者に対しても、個々の必要性に応じた指導・支援、医療・福祉等のサポートを、刑務所等収容中から出所等後に至るまで切れ目なく実施できるよう取組を強化する。

さらに、高齢者については、その再犯期間が短いことに注目し、刑務所から出た直後の指導・支援を強化するとともに、刑務所収容中、福祉や年金に関する基礎的知識の付与、対人スキルの向上等、出所後の生活へのスムーズな適応を目指した指導を充実する。

### (3) 女性特有の問題に着目した指導及び支援

近年における女性受刑者の増加に対し、薬物事犯者の占める割合の高さや高齢者における窃盗の占める割合の高さ等、女性に特徴的な傾向を分析し、更に効果的な指導・支援方策を検討する。

また、過去の被虐待体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている者に対し、社会生活への適応のための支援方策を検討する。

### (4) 薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援

薬物依存の問題を抱える者に対しては、個々の再犯リスクを適切に把握した上で、そのリスクに応じた専門的指導プログラムや薬物依存症の治療のための医療と、帰住先・就労先の確保のための支援とを一体として実施するとともに、保護観察所、医療・保健・福祉機関、民間支援団体等との連携によって、刑務所等収容中から出所等後まで一貫した支援が行える態勢を強化する。

特に、覚せい剤事犯者にとって再使用の危険性が最も高いとされる刑務所等からの出所等後間もない時期については、密度の高い指導及び支援を実施した上、引き続き医療機関、薬物依存症に係る自助団体等と緊密に連携しつつ薬物依存に対する継続的・長期的な指導・支援の充実を図る。

また、その家族等に対し、薬物依存者への対応等に関する理解を深めさせ、適切な対応力を付与するとともに、当該家族等を疲弊、孤立させないための取組を実施する。

さらに、対象者の薬物依存に係る治療、回復段階を見据えつつ、その就労能力や適性を評価し、その時々に応じた就労支援等を実施する。

### (5) 性犯罪者に対する指導及び支援

性犯罪者に対しては、関係機関の情報連携や実証研究に基づく評価手法等を通じて、個々の再犯リスクを適切に把握し、刑務所等収容中から出所等後まで一貫性のある性犯罪者処遇プログラムや子どもを対象とする暴力的性犯罪の出所者に対する所在確認・面談等により、効果的な指導・支援を実施する。

特に、小児を対象した性犯罪者、性犯罪又は性犯罪と密接な関連を有する他の犯罪を累行する者等、性犯罪リスクの高い刑務所出所者等に対する再犯防止対策の在り方については、諸外国の取組事例等も参考とし、新たな対策の検討を行う。

### (6) 暴力団関係者等再犯リスクの高い対象者に対する指導及び支援

暴力団関係者に対しては、関係機関の情報連携の下で、個々の離脱意志の程度、暴力団との関係性、刑務所等での暴力団離脱指導の受講態度等に関する情報を的確に把握し、真摯な離脱意志を有する者に対して必要な支援を継続的に実施する。

また、再犯要因としてアルコール依存を含む問題飲酒、ドメスティック・バイオレンスを含む対人暴力等の問題性が大きい者については、その問題性を早期に把握し、適切な処遇・指導を実施する。

## 2 社会における「居場所」と「出番」を作る

誰もが「居場所」と「出番」のある社会において、刑務所出所者等が、健全な社会の一員としてその責任を果たすことができるよう、適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え、対象者やその家族等が、個々の問題や必要に応じた指導及び支援を受けることができる多様な機会を確保することによって、対象者の社会復帰を促進し、孤立化や社会不適応に起因する再犯を防止する。

### (1) 住居の確保

行き場のない者の住居を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化、民間の自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保に努める。

また、刑務所出所者等が、地域において住居を自力で確保できるよう、保護観察における生活指導を強化するとともに、住居を借りる際の手続や契約方法等、住居の確保に資する知識・情報の提供を行う。

さらに、協力雇用主のうち、住み込みでの受入れに積極的な事業主を確保・開拓するなど、就労と結び付く住居の安定的な確保策について検討する。

### (2) 就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を

一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

さらに、刑務所出所者等の雇用上のノウハウや成功事例に関する情報を広く事業主等に提供することにより、実際に刑務所出所者等の雇用先となる協力雇用主を確保する。

少年に対しては、就労や就学による生活基盤の確立が特に重要であることから、関係機関や民間ボランティア等との連携を一層強化し、助言・指導等による立ち直り支援の更なる推進を図る。

上記に加え、労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業・団体等（ソーシャル・ファーム）の普及に向けた支援、国の機関の公共調達における雇用機会創出の促進等、新たな就労先確保策について検討する。

### (3) 社会貢献活動による善良な社会の一員としての意識のかん養

関係機関・団体等の協力を得つつ、対象者に地域社会に寄与する社会貢献活動等を行わせることにより、自己有用感を得させて改善更生の意欲を向上させ、社会の一員として他者を尊重し、社会のルールを守ることの大切さに気付かせ、また、社会における居場所づくりを図るなどの処遇効果を得るための取組を強化する。

### (4) 犯罪被害者の視点を取り入れた指導、支援等の実施

刑務所出所者等が社会復帰を果たす上で、自らの犯罪・非行と向き合い、犯罪被害者等の心情を理解させた上で、謝罪や被害弁償を行うことが重大な意義を持つことから、犯罪被害者の体験を聴く機会を持たせたり、その心情を対象者に伝えたりするなど、犯罪被害者の視点を取り入れた指導を着実に実施し、犯罪被害者の苦しみを理解させ、真摯な謝罪に向けた動機付けの強化を図る。

また、これらの指導の効果検証等を踏まえ、犯罪被害者との関係における修復的な取組の導入について検討する。

### (5) 満期釈放者等に対する支援の充実・強化

満期釈放者に対しては、更生緊急保護による支援の強化策として、出所後に必要な支援を受けられる場所や機会を拡充するとともに、出所前の指導や情報の説示等を充実する。

また、保護観察終了者等に対しても、更生保護サポートセンターを活用した相談支援等を始め、相談に訪れやすい場所や機会、相談相手を確保することにより、社会的に孤立させない取組を検討する。

さらに、少年院を出院した少年に対しては、在院中に指導を担当した法務教官が助言等を行う仕組みを整備するとともに、少年鑑別所が、地域住民や非行・犯罪に関係する諸機関・団体の求めに応じ、必要な助言や援助を行うことで、地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与する。

## 3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する

これまで、各機関等において、再犯の実態や対策の効果等について調査・分析されてきた成果をいかしつつ、再犯の実態や対策の効果等を、適切な指標を選定したデータ等により常に把握し、それに基づき効果的な施策を選択し、必要な資源を集中させ、総合的かつ一貫した観点から施策を実施する。

### (1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等、再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため、対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。

また、刑務所出所者等のうち、再犯をしなかった者について、更生することができた要因等の調査研究を検討する。

## (2) 再犯の実態把握や再犯の未然防止のための情報連携体制の構築

関係機関が個々の対象者に対し一貫性ある処遇を行うとともに、実施された処遇の効果を事後的に検証し、更に効果的な対策につなげるため、刑事手続等の各段階におけるデータの収集の在り方等について検討するとともに、保有している各種資料、データベース等の利活用も含め、広範かつ有機的な情報連携体制を構築する。

また、捜査力の強化や検挙の徹底を図ることによる犯罪抑止の観点から、関係省庁の連携の下、DNA型データベースの拡充や刑務所出所者情報の共有の強化等、再犯の未然防止に資する情報・データの収集の在り方やその活用方策について検討を行い、より効果的な情報連携体制を構築する。

## (3) 既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策の検討

再犯の実態や対策の効果等に関する調査研究の結果等を踏まえ、満期釈放者や保護観察終了者に有効な支援を行うための新たな枠組み等、既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策について、関係省庁の連携の下で、検討を行う。

## 4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する

再犯防止は、一たび犯罪に陥った人を異質な存在として排除したり、社会的に孤立させたりすることなく、長期にわたり見守り、支えていくことが必要であること、また、社会の多様な分野において、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要であることから、広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する。

### (1) 啓発事業等の実施

再犯の状況、再犯防止対策の実情等について、国民に分かりやすく提示又は説明する機会や方法を増加させることにより、再犯防止対策に対する国民の理解や具体的な支援・協力を促進する。

### (2) 刑事司法分野に関する法教育の実施

学校教育等における法や司法に関する学習機会の充実策の一環として、我が国の再犯防止対策の取組に関する広報活動等を実施する。

### (3) 保護司制度の基盤整備と充実・強化

保護司制度の基盤を強化し、将来にわたって有効に機能させていくため、新任保護司の確保と保護司の育成に努めるとともに、更生保護サポートセンターによる効果的な保護司活動の展開、保護司活動に伴う負担の軽減、地方公共団体との連携の充実等、保護司が地域社会の理解や協力を得て、円滑に活動できる環境を整備するための方策について検討する。

### (4) 弁護士及び日本弁護士連合会等との連携

刑務所出所者等が円滑な社会復帰を果たし、自立更生していくためには、弁護士等による法的支援が必要かつ有用であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討する。

## (5) ボランティアやNPO法人等民間資源の参画による支援策の展開

社会に理解され、支えられた再犯防止対策の展開のため、更生保護女性会やBBS会等、民間協力者の活動を活用した支援メニューの多様化や、広く国民の参画を募る支援策の充実・強化を図る。

また、NPO法人や社会福祉法人等を自立準備ホーム等の運営主体として積極的に開拓するとともに、これら民間協力者等へのサポート体制を強化する。

## 第4 再犯防止対策の数値目標

刑務所出所者等の再犯防止における本対策の効果をできる限りの確に捉えるため、出所等年を含む2年間<sup>※4</sup>において刑務所等に再入所等する者の割合（以下「2年以内再入率」という。）を数値目標における指標とする。

なお、上記期間は、出所等後において最も再入所率が高い時期となっており、この期間における再犯を防止する効果は大きいと考えられる。

そこで、過去5年における2年以内再入率の平均値（刑務所については20%、少年院については11%）を基準とし、これを平成33年までに20%以上減少させることを目標とする。

## 第5 推進体制

### 1 施策の評価及び管理

再犯防止対策ワーキングチームにおいて、本対策に基づく施策を実現するための具体的取組についての工程表及びこれらの成果目標を策定し、各施策の実施状況及び目標等の達成状況を毎年把握するとともに、民間有識者等の意見をも反映させつつ、その改善等の検討を行うことにより、総合的な再犯防止対策の推進を図る。

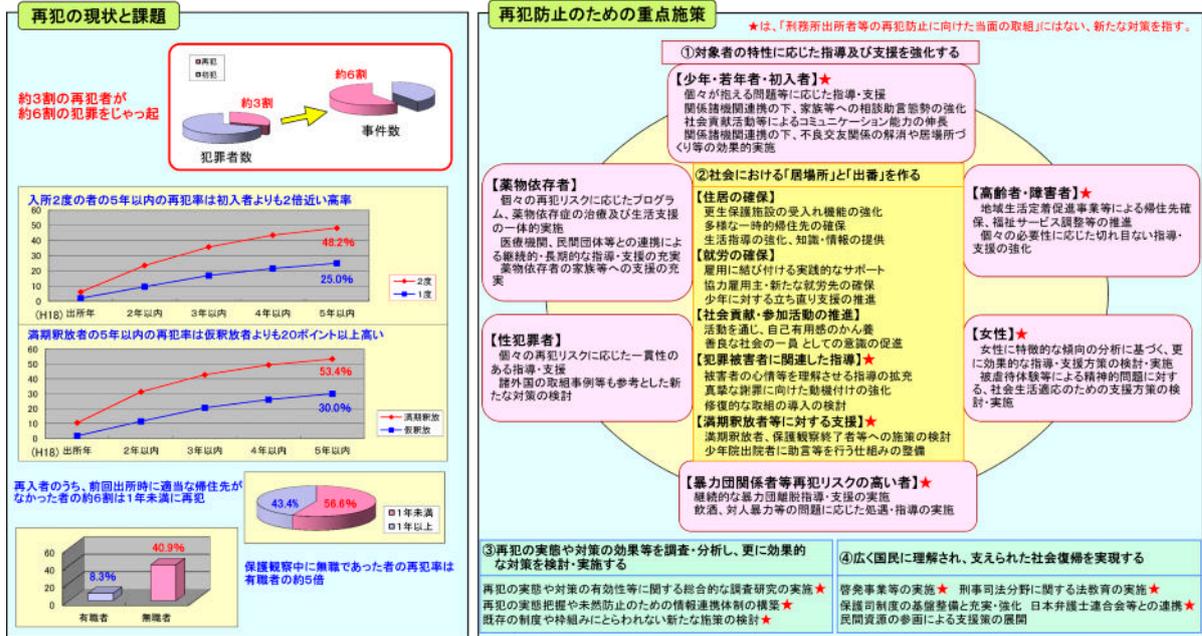
### 2 対策の見直し

本対策については、社会経済情勢等の犯罪をめぐる諸情勢の変化、本対策に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね5年後を目途に見直しを行う。

---

※4 出所等した年の翌年の年末まで

## 「再犯防止に向けた総合対策」(概要)



## 8. 宣言：犯罪に戻らない・戻さない ～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～

〔平成26年12月16日〕  
犯罪対策閣僚会議決定

### はじめに

犯罪や非行をした者は、服役するなどした後、再び社会の一員となる。

犯罪や非行が繰り返されないようにするためには、犯罪や非行をした本人が、過ちを悔い改め、自らの問題を解消する等、その立ち直りに向けた努力をたゆまず行うとともに、国がそのための指導監督を徹底して行うべきことは言うまでもない。

それと同時に、社会においても、立ち直ろうとする者を受け入れ、その立ち直りに手を差し伸べなければ、彼らは孤立し、犯罪や非行を繰り返すという悪循環に陥る。地域で就労の機会を得ることができれば、自分を信じることができる。住居があれば明日を信じることができる。彼らの更生への意志は確かなものとなり、二度と犯罪に手を染めない道へとつながっていく。

犯罪が繰り返されない、何よりも新たな被害者を生まない、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な国、日本」を実現するためには、ひとたび犯罪や非行をした者を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れること（RE-ENTRY）が自然にできる社会環境を構築することが不可欠である。

ここに、全ての国民と共に「犯罪に戻らない・戻さない」立ち直りをみんなで支える明るい社会を創り上げることを宣言する。

## 1 再犯の現状等

### 1 再犯の現状

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控え、世界一安全な日本を創ることは、国を挙げて成し遂げるべき使命である。

しかし、約3割の再犯者によって、約6割の犯罪が行われているという調査結果もある中、一般刑法犯の認知件数は減少傾向にあるものの、検挙人員（犯罪少年を含む）に占める再犯者の割合（再犯者率）は、平成9年以降一貫して上昇し続けており、平成25年には約5割を占めるまでに至っている。また、平成25年に新たに受刑した者の約6割は、過去に受刑歴がある再入者によって占められている。

すなわち、今日の我が国においては、犯罪・非行の繰り返しをいかに食い止めるか（＝再犯防止）が、犯罪を減らし、安全・安心に暮らせる社会を構築する上での大きな課題となっている。

### 2 犯罪・非行が繰り返される背景

犯罪や非行の原因については、心理面や社会面等における様々な要因が複雑に関連し合っていると考えられるが、家族や地域社会とのつながりが希薄であり、孤立しているといった問題を抱えている者も少なくない。

こうした問題から、自立した社会の一員として暮らしていくために必要な仕事や、安心して暮らせる居場所を得ることができない者も少なくなく、例えば、再犯により刑務所に収容される受刑者の約7割が無職であり、また、仕事に就いていない者は、仕事に就いている者と比べて再犯率が4倍と高いことが明らかになっている。また、毎年約6,400人の受刑者が帰るべき場所がないまま刑務所を出所し、そのうち3人に1人は2年以内に刑務所に戻っている。

このような犯罪・非行の繰り返しを食い止めるためには、犯罪や非行をした者を社会で孤立させな

いことが肝要であり、自立のために必要な「仕事」や「居場所」の確保といった社会での受け入れをいかに進めていくことができるかが大きな鍵となっている。

### 3 再犯防止を支える社会の変化

我が国において、犯罪や非行をした者の立ち直りを社会で支えようとする取組は、明治中期に静岡県において生まれた。

それから現在に至るまで、我が国の再犯防止は、地域において犯罪や非行をした者の指導・支援に当たる保護司、刑務所や少年院等の矯正施設を訪問して受刑者や非行少年の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員を始め、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用する企業である協力雇用主、帰るべき場所のない刑務所出所者等を受け入れて「居場所」を提供する更生保護法人、犯罪や非行をした者の改善更生を支援する幅広い活動を行っている更生保護女性会、BBS会（BBSとは、Big Brothers and Sistersの略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体である。）など、多くの民間の篤志家と国が手を取り合って進められてきた。また、少年の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組んでいる少年警察ボランティアは、都道府県警察の少年サポートセンターの少年補導職員と連携した活動を進めている。このような民間篤志家の存在、そしてその活動を直接、間接に支える日本国民の和の精神は、世界に誇るべき我が国の宝である。

しかし、人口減少時代を迎える中、都市化、高度情報化といった社会環境の変化も相まって、地域社会における人と人のつながりも弱まりつつある。こうした中で、民間の篤志家による活動は難しさを増しており、保護司のなり手も近年、減少傾向にあるなど、再犯防止を支える社会的土壌は危機に瀕していると言っても過言ではない。

再犯防止を支える我が国の良き社会的土壌を将来にわたって持続可能なものとするためには、こうした活動の輪を更に広げ、社会全体から理解され、国民一人一人の立場に応じた協力を得るための取組を進める必要がある。

## II 立ち直りをみんなで支える社会に向けた取組の方向性

立ち直りを支える明るい社会の構築に向けた取組を進めるために必要なことは、国としてまず何を行い、その上で地域の関係機関や企業等の団体、ひいては広く国民に何をお願いしていくのか、その方針を明確に打ち出した上で、相互にその取組を積極化していくことである。

ここでは、自立のために必要な「仕事」と「居場所」の確保に向けた国の取組の方向性を示した上で、次項から、それぞれ取組について、具体的な数値目標と取組の内容を明らかにし、国民に一層の理解と協力を求めることとした。

### 【取組の方向性】

- 1 犯罪や非行をした者がより円滑に社会復帰することができるよう、矯正施設入所中から出所後に至るまで、これまで以上に社会とのつながりを持ちながら指導や支援を行える体制づくりを、地域社会の理解や協力も得ながら進めていく。
- 2 立ち直りに関わる国や地方の関係機関が連携を密にし、犯罪や非行をした者が健全な社会の一員として定着するまで、シームレスな指導・支援を行っていく。
- 3 犯罪や非行をした者の立ち直りを支える民間ボランティアや企業等が地域社会で活動しやすい環境をつくり、犯罪や非行をした者を受け入れることが自然にできる社会の実現に向けた活動の輪を広げていく。

### III 再犯防止につながる仕事の確保

#### 【数値目標】

2020年までに、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数を現在の3倍にする。

#### 【取組の概要】

犯罪や非行をした者の多くは、基礎的な学力や仕事上求められる技能を身に付けておらず、粘り強さや対人関係能力等が不足しているほか、前歴そのものによる就労上の制約があるなど、様々な課題を抱えている。そのため、矯正施設収容中から、就労に必要な技能を身に付けさせるための指導・訓練を推進するとともに、これらを活かして出所後直ちに就労できるよう、矯正施設、保護観察所、ハローワーク等が連携し、具体的な就労先の確保に向けた調整を一層進めることが肝要である。

また、社会における就労先の開拓のため、協力雇用主による雇用及びその継続が円滑に行われるよう、物心両面の支援を推進するとともに、広く企業への情報発信に努める。

このような取組を総合的に推進することにより、犯罪や非行をした者を実際に雇用している協力雇用主の数を現在の約500社から3倍の約1,500社にまで増加させ、犯罪や非行をした者の自立に向けた就労の機会を大幅に増加させることを通じて、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ。

#### 【具体的な取組】

##### 1 社会のニーズに合った矯正施設における職業訓練・指導の実施

受刑者や少年院在院者の中には、社会人として求められる意識や態度に欠ける者も少なくないことから、就労支援が必要な者を早期に把握した上で、就労意欲の喚起、働く上で求められる基本的なコミュニケーションスキルやビジネスマナーの体得等を目的とした指導を行うとともに、ハローワーク等の関係機関や民間協力者、企業等と連携した就労支援を実施する。

また、矯正施設における職業訓練・指導については、社会における担い手が不足していることから、雇用ニーズが高まっている業種を積極的に実施するなど、就職につながる職業訓練等の取組を推進する。

##### 2 求人と求職のマッチングの強化

矯正施設、保護観察所、ハローワーク等が連携して就職先の確保から就職後の職場定着支援までを一貫して行う就職支援の強化、民間のノウハウを活かした更生保護就労支援事業の推進等の求人と求職のマッチングに向けた取組を一層強力に推進する。

##### 3 犯罪や非行をした者を雇用しやすい環境づくり

###### (1) 国等の公的機関における雇用の促進

国（法務省、厚生労働省）における保護観察対象少年の雇用事例を参考に、国及び地方公共団体等において、犯罪や非行をした者の雇用を積極的に検討する。

###### (2) 犯罪や非行をした者を雇用した企業に対する支援の充実

犯罪や非行をした者を雇用して指導等に当たる協力雇用主に対する経済的支援策等を拡充する。また、競争入札（総合評価落札方式）において、犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に対しポイントを加算する取組等、犯罪や非行をした者が雇用されやすくするための取組の推進に向けて、このような取組を進めている省庁及び地方公共団体における取組内容について、情報の共有を図る。

犯罪や非行をした者を雇用しようとする企業の不安を軽減させるため、雇用上のノウハウや成功事

例、雇用主に対する支援メニュー等の情報を広く事業主等に提供する。

### (3) 安心して雇用し続けるためのサポート体制づくり

企業が安心して継続的に犯罪や非行をした者を雇用できるよう、雇用する中で生じる様々な問題等を相談し、支援を受けられる体制を構築する。

## IV 再犯防止につながる社会での居場所づくり

### 【数値目標】

2020年までに帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる。

### 【取組の概要】

犯罪を繰り返すにつれて、親族等との関係が疎遠になり、社会で支える人がいないために社会で孤立しやすくなることが知られている。

受刑者に頼ることができる親族等が存在している場合には、刑務所から出所した後、当面の生活を支援してもらえよう、個々の問題や関係性を踏まえながら、粘り強く調整を行う必要がある。

また、刑務所から出所した後に帰るべき場所がない者に対し、更生保護施設を始めとする一時的な居場所等につなぐ取組についても、一層の推進を図る必要がある。

他方、社会の高齢化等に伴い、高齢者・障害者といった自立が困難な受刑者の割合が増えている。近年、刑務所や保護観察所、地方公共団体が連携して、刑務所収容中から出所後速やかに適切な福祉サービスを受けることができるようにする仕組みが整備され、年間約1,000人の帰住先の調整が行われるなど、相応の実績を挙げつつある。しかし、福祉的な支援を必要とする潜在的な対象者は年間約2,000人に上るという調査結果もある中、こうした者に対する関係機関がシームレスに連携した医療・福祉的支援を更に強化することが必要となっている。

このような取組を総合的に推進することにより、帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を現在の約6,400人から3割以上減少させること、将来的にはこのような状況が解消されることを通じて、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ。

### 【具体的な取組】

#### 1 出所後のスムーズな社会適応に向けた指導の充実

高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な者に対しては、刑務所において、福祉や年金に関する基礎的知識の付与、対人スキルの向上等、出所後の生活へのスムーズな適応を目指した指導の充実を図る。

また、疾病等の健康上の問題を抱える者に対しては、矯正施設において必要な治療等を実施できるよう、矯正施設で勤務する医師の確保を含む医療体制の充実に向けた取組を推進する。

#### 2 自立が難しい者の帰住先の確保に向けたシームレスな支援

高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な者に対しては、刑務所、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設、福祉関係機関等の連携の下、地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出所後直ちに福祉サービスにつなげる体制の充実を図るとともに、帰住先確保に向けた調整を強化する。

また、地域生活定着促進事業の対象とならない者に対しても、個々の必要性に応じた指導・支援、医療・福祉のサポート等を、刑務所に収容中から出所後に至るまでシームレスに実施できるよう、支援体制を強化する。

### 3 社会における様々な居場所の確保

#### (1) 一時的な居場所の確保

矯正施設から出所したものの、帰るべき場所がない者の一時的な居場所を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化・施設整備の促進、自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保等の取組を推進する。

#### (2) 犯罪や非行をした者の相談体制の充実

犯罪や非行をした者やその家族等が、生活上の悩み等の相談・助言、公的支援に関する情報提供を受けられる体制の充実を図る。

#### (3) ソーシャルビジネスとの連携

犯罪や非行をした者の新たな居場所の確保に向けて、高齢者・障害者の介護・福祉やホームレス支援、ニート等の若者支援といった社会的・地域的課題の解消に取り組む企業・団体等との連携やこうした団体等の普及方策等について検討を進める。

## V 再犯防止を支える社会の強化

再犯防止は、広く国民に理解され、支えられて初めて成り立つものである。

しかし、犯罪や非行をした者が、刑事裁判や少年保護手続を経て刑務所や少年院・保護観察所等によりどのような処遇を受けているのかについては、これまで注目されることも少なく、また、政府全体として広く国民に伝えるといった努力も十分効果的ではなかった。

犯罪や非行をした者の立ち直りを社会で支えてきた民間協力者が活動しやすい環境づくりを進めるとともに、「犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れること（RE-ENTRY）が自然にできる社会」の構築に向けたメッセージを政府一丸となって国民に発信することにより、国民の関心を高め、直接・間接に再犯防止に協力してもらえる社会的土壌の一層の醸成に努める必要がある。

### 1 社会を明るくする運動の強化

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した者たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”の一層の推進を図る。

そのため、従来、法務大臣を委員長、関係省庁及び関係団体を構成員としている中央の推進体制について、全ての省庁を構成員とするとともに、一層多くの関係団体の参加を得ること等により、地方公共団体、民間と一丸となった広報啓発活動を積極的に推進する。

また、活動を進めるに当たっては、再犯防止活動に取り組む保護司や協力雇用主といった地域の民間協力者とも有機的に連携を取りつつ、刑事司法に限らない幅広い分野における関係者が相互に情報を交換し、交流すること等を通じて、再犯防止に関するネットワークが広がるような取組を推進する。

併せて、国民各層に関心を持ってもらう一つのきっかけとするため、様々な分野において再犯防止活動に取り組む人やその活動内容を分かりやすく発信する取組を推進する。

### 2 立ち直りを支える民間協力者が活動しやすい環境づくり

社会を明るくする運動など再犯防止に関する広報・啓発活動や犯罪や非行をした者の立ち直りを社会で支えている保護司、更生保護女性会、BBS会を始め、居場所づくりを通じた少年の立ち直り支

援活動に取り組んでいる少年警察ボランティアなどの民間協力団体がより効果的な活動が行えるよう支援を強化する。

特に、犯罪や非行をした者の立ち直りを中心的に担っている保護司が、活動しやすい環境をつくるため、保護司候補者に関する情報提供、活動の拠点となる更生保護サポートセンターの円滑な設置運営、保護観察対象者等の社会復帰支援の連携等に向けた取組を、地方公共団体、経済界と手を携えて推進する。

また、更生保護女性会やBBS会、少年警察ボランティアといった民間協力団体がより有機的に連携し、効果的に活動が行えるよう支援する。

## VI 再犯防止のため、国民にお願いすること

政府における上記の取組に加えて、社会における様々な分野において再犯防止に向けた取組を進めよう、政府一丸となった働き掛けを行う。

### 1 経済界

我が国の企業の中には、社会貢献の一環として、受刑者に対する職業訓練から刑務所内の作業の提供、出所後の雇用まで一貫したプログラムを提供している例も一部ではあるが存在する。こうした取組は諸外国に多くの例があり、特に英国では、企業による受刑者等への就労支援が社会貢献活動として評価され、積極的に行われている。

経済界に対し、犯罪や非行をした者の立ち直りを支える雇用先の拡大に向けて、政府と緊密に連携を図りながら、経済界を挙げて、犯罪や非行をした者を雇用することの社会的意義や支援策等について周知を図るとともに、積極的な雇用の推進に取り組んでもらえるよう働き掛ける。

### 2 地方公共団体

地方公共団体に対し、団体における独自の活動として進められている犯罪や非行をした者に対する就労・住居支援を始めとする再犯防止に向けた取組や、一部の都道府県警察において進められている非行少年の居場所づくりを通じた立ち直り支援、少年補導等非行少年を生まない社会づくりに向けた新たな取組を参考に、各地方において、犯罪や非行をした者の雇用、支援体制の構築、国の活動と連携した広報・啓発体制の強化に取り組むとともに、再犯防止のために地域で活動する民間協力者に対する支援を充実してもらえるよう働き掛ける。

### 3 国民

あまねく国民に犯罪や非行をした者を社会で受け入れる必要性等について理解を求め、一人一人の立場に応じて、再犯防止に向けた活動に直接・間接的に参加・協力してもらえるよう働き掛ける。

## VII おわりに

再犯防止は簡単ではない。しかし、絶対にあきらめてはいけない。

「犯罪に戻らない・戻さない」という決意の下、「世界一安全な国、日本」の実現に向けて、犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れること（RE-ENTRY）が自然にできる社会を目指し、国民各位の御理解と御協力を切にお願いする。

宣言：犯罪に戻らない・戻さない ～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を成功させるためには、「世界一安全な国、日本」の構築が不可欠。  
刑務所出所者等の再犯防止対策は重要な課題。

出所者等の「仕事」と「居場所」の確保は再犯防止のカギ。政府一丸となった取組と国民の理解・協力が不可欠。

**目標** 犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れる(RE-ENTRY)ことが自然にできる社会にする

1 2020年までに出所者等の事情を理解した上で雇用している企業の数を3倍にする。

➡ 犯罪や非行をした者がより多くの企業で雇用され、立ち直れる社会へ



2 2020年までに帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる。

➡ 犯罪や非行をした全ての者の社会での居場所が確保され、立ち直れる社会へ



※ 従前よりも、1により700人の再犯が、2により300人の再犯がそれぞれ防止される(試算)

**現状** 一部の中小企業や保護司等の民間協力者が、社会で出所者等を受け入れ、支えている

■ 出所者等の事情を理解した上で雇用している企業の伸び悩み

314社(H22.4.1) → 472社(H26.4.1)

保護観察終了時、無職だった者の再犯率は、仕事に就いていた者の4倍

■ 刑務所等から出所したものの、帰るべき場所がない者が6,368人

再入者のうち、出所時に適当な帰る場所がなかった者の約55%は1年未満で再犯

出所者等が社会で孤立するのを防ぎ、  
犯罪・非行からの立ち直りを支える好循環へ



出所者等は社会で孤立し、  
犯罪・非行を繰り返すという悪循環に



「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」に基づく取組の概要

受刑者や非行少年が抱える問題 (保護司アンケート(平成24年版犯罪白書を基に作成))

| 仕事  | 居場所  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>粘り強さや対人関係能力等の資質に問題がある</li> <li>求人・雇用情報や自分の問題に合った公的支援を見つけることができない</li> <li>基礎的な学力や仕事上求められる技能・技術が不足している</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>本人の資質に問題があり家族のもとに住み続けられない</li> <li>家族の側に問題があり家族のもとに住み続けられない</li> <li>保証人や契約時に必要なお金がないため入居を断られる</li> </ul>   |
| <p><b>社会復帰に向けた指導・訓練</b></p> <p><b>社会のニーズに合った職業訓練・指導</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人材不足が顕在化している業種において求められる技能・資格等を習得させるための職業訓練・指導の充実</li> <li>基礎学力や高等学校卒業程度認定試験の合格率向上に向けた教科指導の充実</li> </ul> <p><b>職業観や社会常識の付与</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職業観やマナー等社会人として求められるスキルの習得</li> </ul> <p><b>出所後のスムーズな社会適応を目指した指導</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>刑事施設等における高齢・障害のある受刑者等に対する身体機能や生活能力の維持・強化のための指導及び支援の充実</li> </ul> | <p><b>社会での受け入れに向けた調整</b></p> <p><b>求人・求職のマッチング</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハローワークを通じた求人・求職のマッチングの更なる強化</li> <li>刑務所等収容段階では、1人1人の特性に応じて、就労に向けた支援を行うとともに、出所後も職場定着に向けた支援を行うなど、寄り添い型の援助を行う体制整備</li> </ul> <p><b>自立が難しい受刑者等のシームレスな支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>矯正施設・保護観察所・地域生活定着支援センター等が連携して、生活環境の調整、支援を刑務所等収容中から社会復帰後まで切れ目なく実施できる体制の整備・充実</li> </ul> |
| <p><b>国・地方公共団体における雇用の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国(法務省、厚生労働省)における保護観察対象少年の雇用事例を参考に、国・地方公共団体における雇用を展開</li> </ul> <p><b>社会での一時的な居場所の確保・拡充</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更生保護施設の機能強化や自立準備ホーム等の拡充</li> </ul> <p><b>出所者等の相談体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出所者等に対する公的支援に関する情報提供や、生活上の悩み等の相談・助言を受けることができる体制の充実</li> </ul> <p><b>ソーシャルビジネスとの連携</b></p>   | <p><b>社会における居場所づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出所者等を雇用しやすくなるための経済的支援策等の拡充</li> <li>企業が安心・継続的に出所者等を雇用できるサポート体制の構築</li> </ul>   |

広報・啓発 ～社会を明るくする運動の強化～

社会を明るくする運動(主唱・法務省)を政府全体の活動として力強く展開する。  
・再犯の実態や対策の必要性等に関する広報・啓発活動を戦略的に進める。  
・再犯防止活動の関係者が相互に情報交換し、交流する。活動が広がる。

| 経済界   | 地方公共団体   | 国民  |
|---|--|---|
| <p><b>出所者等の雇用先の拡大</b></p> <p>政府と緊密に連携を図りながら、経済界を挙げて、出所者等を雇用することの社会的意義や支援策等について認識の共有を図るとともに、出所者等の積極的な雇用の推進に取り組む。</p> | <p><b>出所者等の円滑な社会復帰に向けた支援体制</b></p> <p>出所者等に対する就労・住居支援を始めとする再犯防止に向けた独自の取組を行う地方公共団体の先進事例や関連施策等に関し、全国的に情報を共有し、それぞれの支援体制や広報・啓発体制を強化する。</p> | <p><b>再犯防止活動への理解・協力</b></p> <p>出所者等を社会で受け入れる必要性等について理解をした上で、再犯防止活動に直接・間接的に参加・協力する人が増える。</p> |

## 9. 薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策

～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～

〔平成28年7月12日〕  
犯罪対策閣僚会議決定

### 1 はじめに ～直面する2つの課題～

平成26年12月、犯罪対策閣僚会議において、宣言「犯罪に戻らない・戻さない」を決定した。

犯罪が繰り返されない、何よりも新たな被害者を生まない、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な国、日本」を実現するため、ひとたび犯罪や非行をした者を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れることが自然にできる社会の構築に向けて、様々な取組を進めてきた。

宣言決定から1年半が経過した現在、犯罪や非行をした者を実際に雇用いただいている協力雇用主の数は大幅に増加し、また、長い間減少傾向にあった保護司の数が増加に転じるなど、犯罪や非行からの立ち直りを支える民間の方々の支援の輪は着実に広がりつつある。

しかしその一方で、立ち直りに様々な課題を抱える薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の多くは、刑事司法と地域社会の狭間に陥り、必要な支援を受けられないまま再犯に及んでいる。

#### ○安全・安心な暮らしを脅かす薬物犯罪

覚せい剤取締法違反による検挙者は毎年1万人を超え、近年、検挙者数が増加している。薬物使用者による重大な死傷事故等も発生しており、薬物犯罪は安全・安心な暮らしを脅かすものである。

薬物事犯者の多くは、犯罪者であると同時に薬物依存の問題を抱える者でもあり、薬物事犯で受刑した者については、毎年6,000人以上の者が刑務所で薬物依存離脱指導を受けている。他方、社会の中では、4,000人以上の薬物事犯者が保護観察を受けているものの、指導に当たる保護観察官が不足しているため、薬物再乱用防止プログラムを受けた者は、およそ1,400人と、その4割にも満たない。また、薬物依存に関する治療や専門的支援を行う医療・保健・福祉機関の数が大幅に不足していることなどから、薬物事犯で保護観察を受けている者のうち、医療機関等による治療や支援を受けた者は、わずか207人ととどまっている。

薬物事犯者の再犯率は高く、薬物事犯により受刑した者の約半数は出所後5年以内に再び刑務所へ戻ってきている。

#### ○高齢者犯罪の増加と受刑者の高齢化等

高齢社会の進展とともに65歳以上の高齢者による犯罪も最近20年間で増加しており、平成26年には、4万7千人以上の高齢者が検挙されている。刑務所に収容される受刑者の数が近年減少傾向にある中で、高齢受刑者の数は増加を続け、平成26年には、受刑者の高齢者率が初めて10%を超えるなど、受刑者の高齢化も急速に進んでいる。また、高齢受刑者の約55%は万引き等の窃盗によるものであるが、その多くは再犯者でもある。

全国の刑務所では、高齢受刑者を始め、身体能力・知的能力・理解力の低下や障害により、刑務作業や日常生活上の指導に多くの時間と労力を要する者や歩行・食事等の日常的な動作全般にわたって介助、リハビリ等を必要とする者等<sup>\*1</sup>が増える一方、バリアフリー化等の最低限の環境も十分に整っていない中、刑務官が、こうした医療・福祉的な処遇を担っている。また、高齢受刑者や障害のある受刑者の中には、親族等との関係が疎遠であるなどのため、帰るべき場所のない者が少なくない。

\*1 高齢受刑者のうち、認知症傾向のある者はおよそ17%で、1100人程度収容されていると推計される（平成27年・法務省調査）

こうした者の再犯を防止し、社会復帰を支援するには、刑務所に限らず、刑事手続の各段階において、支援を必要とする者を病院や福祉機関等につなげることが重要であるが、刑事司法関係機関と福祉機関等との連携は十分とはいいがたく、適切な支援を受けられないまま、万引きなどの罪を犯して再び刑務所へ戻る者が跡を絶たない。

## 2 立ち直りを支えるネットワーク構築の必要性

立ち直りに多くの困難を抱える薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の再犯防止を一層進めるためには、従来の対策を加速するとともに、刑事司法と地域社会をシームレスにつなぎ、官民が一体となって“息の長い”支援を行うことが必要である。

そこで、次の3つの柱からなる取組を進め、**2020年を目途に、全国各地に薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の立ち直りを支えるネットワークが構築されていることを目指す。**

### 1 薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療等を一貫して行う

#### 【取組の概要と目指す姿】

薬物依存の問題を抱える者の再犯防止と社会復帰に向けて、刑務所や少年院、保護観察所による指導と地域の依存症治療拠点機関等の医療機関による治療等とを一貫して提供する地域支援体制を全国に構築する。

このような取組により、**薬物依存の問題を抱える全ての保護観察対象者等が、個々の状況に応じた必要な専門的指導や医療機関による治療等を受けられるようにする。**

#### 【具体的な取組】

##### (1) 矯正施設及び保護観察所による一貫性のあるプログラムの実施

全国の矯正施設と保護観察所において、海外でも一定の効果が認められている認知行動療法に基づく薬物依存離脱指導・薬物再乱用防止プログラムを実施するとともに、矯正施設におけるプログラムの受講状況等に関する情報について適切に保護観察所と共有を図るなどして指導内容を一貫させ、その充実を図る。

また、矯正施設や保護観察所における指導者の育成・確保、教材の開発等を外部専門家等の知見も活用しながら進める。【法務省】

##### (2) 薬物依存症の治療拠点となる医療機関の全国的な整備

- ・ モデル的に実施している依存症治療拠点機関における成果をもとに、薬物依存症の治療拠点となる医療機関の全国的な整備を図るとともに、全国拠点機関を中心とした調査研究を推進する。【厚生労働省】
- ・ 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターや関連学会における研修を通じ、認知行動療法の手法を用いた回復プログラムを実施することのできる医療従事者を増やすとともに、各自治体の精神保健福祉センターにおいて当該プログラムを実施し、その普及を図る。【厚生労働省】
- ・ 精神保健福祉センターや保健所による相談支援、依存症回復施設職員に対する研修や、家族向けの心理教育プログラムを実施するとともに、依存症に関する普及啓発を始めたとした依存症者の生活を支える支援を行う。【厚生労働省】
- ・ 保護観察所が薬物依存症の治療拠点となる医療機関と連携して医療と一体的な指導をすることができるよう、必要な体制の整備を推進する。【法務省】

## II 地域社会とつながった指導・支援を刑事司法の各段階において行う

### 【取組の概要と目指す姿】

犯罪をした高齢者・障害者等の再犯防止と社会復帰に向けて、福祉サービスや医療等の支援を必要とする者については、警察、検察、矯正、保護といった刑事司法の各段階において、適切にこれら支援を受けることができるよう福祉・医療機関等につなげる取組を推進する。

さらに、より円滑な社会復帰のため、刑事司法関係機関が、地域の安全・安心を守る拠点であることへの地域社会の理解と協力を得ながら、地域社会とつながった指導・支援を充実させる。

このような取組により、立ち直りに福祉サービスや医療等の支援を必要とする高齢者・障害者等が、刑事司法のあらゆる段階を通じ、適切な時期に必要な支援を受けられるようにする。

### 【具体的な取組】

#### (1) 刑事司法関係機関における福祉・医療機関等との調整機能の充実

- ・ 犯罪をした高齢者・障害者等のうち、福祉サービス等の支援が必要な者を適切な時期に福祉サービス等につなげられるよう、刑事司法関係機関における福祉・医療機関等との調整機能の充実を図る。【法務省】

また、矯正施設に収容されている高齢者・障害者等のうち、特に自立が困難な者については、引き続き、特別調整（矯正施設や保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他の福祉関係機関が連携して、釈放後の福祉サービスの受給に向けた調整を行うこと）を着実に実施する。【法務省・厚生労働省】

- ・ ストーカー加害者について、個々の問題性を踏まえ、警察官が地域精神科医療等から加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医等と連携しながら、更生に向けた働き掛けを行う取組を推進する。【警察庁】

#### (2) 高齢化等の環境変化に対応した刑務所等の処遇の展開

- ・ 高齢化等の環境変化に対応した刑事司法関係施設の環境整備を推進する。【法務省】
- ・ 矯正施設において、出所後のスムーズな社会適応に向けた指導等を、地域の企業・関係団体と連携して実施する“地域支援のネットワーク”の構築を進める。【法務省】
- ・ 健康上の問題を抱える高齢受刑者等に適切に対応できるよう、地域の医療機関との連携強化や、矯正施設で勤務する医師の確保を含む医療体制の充実を図る。【法務省】
- ・ 矯正施設収容段階から地域社会での作業に従事させることなどを通じて、社会適応に必要な技能等を修得させる“地域に学び、地域を支える”場の創設を進める。【法務省】
- ・ 矯正施設が、地域社会から理解され、支えられる存在となるため、地域社会の安全・安心を守る施設として、地域の防災拠点及び地域住民の避難場所となり得る矯正施設の耐震化を実現するとともに、防災設備・資機材の整備を含む防災対策を推進する。【法務省】

## III 立ち直りに向けた“息の長い”支援に取り組む民間の活動を推進する

### 【取組の概要と目指す姿】

薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の立ち直りのための継続した支援を官民一体で推進するため、帰るべき場所のない者の社会復帰の拠点となる更生保護施設の体制等の強化を図るとともに、地域において再犯防止や立ち直り支援のための活動に取り組む保護司、協力雇用主、少年警察ボランティア等の民間協力者に対する支援を強化する。

このような取組により、刑事司法手続終了後を含めた“息の長い”支援を実現する。

**【具体的な取組】****(1) 更生保護施設の人的体制の強化と通所による“息の長い”処遇の実施**

- ・ 全国各地の更生保護施設において、薬物依存者や高齢者・障害者を始めとする帰るべき場所のない出所者等の受入れや処遇機能を強化するため、人的体制を強化する。【法務省】
- ・ 更生保護施設からの退所後も通所により必要な指導・支援を受けられる取組など“息の長い”処遇の全国展開を推進する。【法務省】

**(2) 再犯防止や立ち直りのための“息の長い”支援に取り組む民間協力者への支援の強化**

- ・ 地域社会における保護司の活動拠点となる“更生保護サポートセンター”の円滑な設置運営のために必要な支援の充実を図る。【法務省】
- ・ 犯罪や非行をした人をその事情を理解した上で雇用している協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金支給制度や更生保護就労支援事業等の各種支援制度の充実を図る。【法務省、厚生労働省】
- ・ 居場所づくり等を通じた少年の立ち直り支援活動に取り組んでいる少年警察ボランティア等について、“立ち直り支援ボランティア・リーダーシップ研修会”の開催等その活動を支援する取組を推進する。【警察庁】
- ・ 再犯防止の重要性や民間協力者の方々の活動の意義に対する社会的な理解、評価を高めるため、“社会を明るくする運動”など再犯防止や立ち直り支援に関する広報・啓発活動及び表彰を積極的に推進する。【法務省】

**3 対策の目標**

本対策に掲げる取組を総合的に推進することにより、「刑務所出所者等の2年以内再入率を平成33年までに20%以上減少させる」<sup>※2</sup>という数値目標の達成を確実なものとし、犯罪が繰り返されない、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な国、日本」の実現に寄与する。

---

※2 「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月・犯罪対策閣僚会議決定)による

## 薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策

～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～

安全・安心な暮らしを脅かす薬物犯罪の増加、高齢者犯罪の増加と受刑者の高齢化。刑事司法と地域社会の狭間で、必要な支援を受けられないまま再犯に及ぶ者の存在。

### 2020年を目途に、全国各地に薬物依存者や高齢犯罪者等の立ち直りを支えるネットワークを構築

#### 薬物依存者

薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療等を一貫して実施

##### 矯正施設・保護観察所による一貫性のあるプログラムの実施

認知行動療法に基づく薬物依存からの回復に向けたプログラムの実施、処遇情報の共有等による指導の充実、指導者の育成・確保を推進。保護観察所の指導体制の整備を推進。

##### 薬物依存症の治療拠点となる医療機関の全国的な整備

依存症治療拠点機関等におけるモデル事業の成果をもとに、薬物依存症の治療拠点となる医療機関の全国的な整備を推進。

▶ 薬物依存の問題を抱える全ての保護観察対象者等が、薬物依存からの回復に必要な専門的な指導や医療機関による治療等を受けられるようにする。

#### 高齢犯罪者等

地域社会とつながった指導・支援を刑事司法の各段階において実施

##### 刑事司法関係機関における福祉・医療機関等との調整機能の充実

犯罪をした高齢者・障害のある者等を、適切な時期に福祉サービス等につなげられるよう、警察、検察庁、矯正施設、保護観察所等の刑事司法機関と福祉関係者の連携を強化。

##### 高齢化等の環境変化に対応した刑務所等の処遇の展開

高齢化等に対応した刑事司法関係施設の環境整備を推進。矯正施設と地域の企業・関係団体とが連携した指導・支援等を行う地域支援ネットワークを構築。刑務所等収容段階から地域社会での作業等に従事させ、社会適応に必要な技能等を修得させる場の創設を推進。

▶ 立ち直りに福祉サービスや医療等の支援を必要とする高齢者・障害者等が、刑事司法のあらゆる段階を通じ、適切な時期に支援を受けられるようにする。

#### 民間活動

立ち直りに向けた“息の長い”支援に取り組む民間活動の推進

##### 更生保護施設の人的体制の強化と通所による“息の長い”処遇の実施

更生保護施設の人的体制の強化による受入れや処遇機能の強化  
施設退所後も、通所により必要な指導・支援を受けられる“息の長い”処遇の全国展開

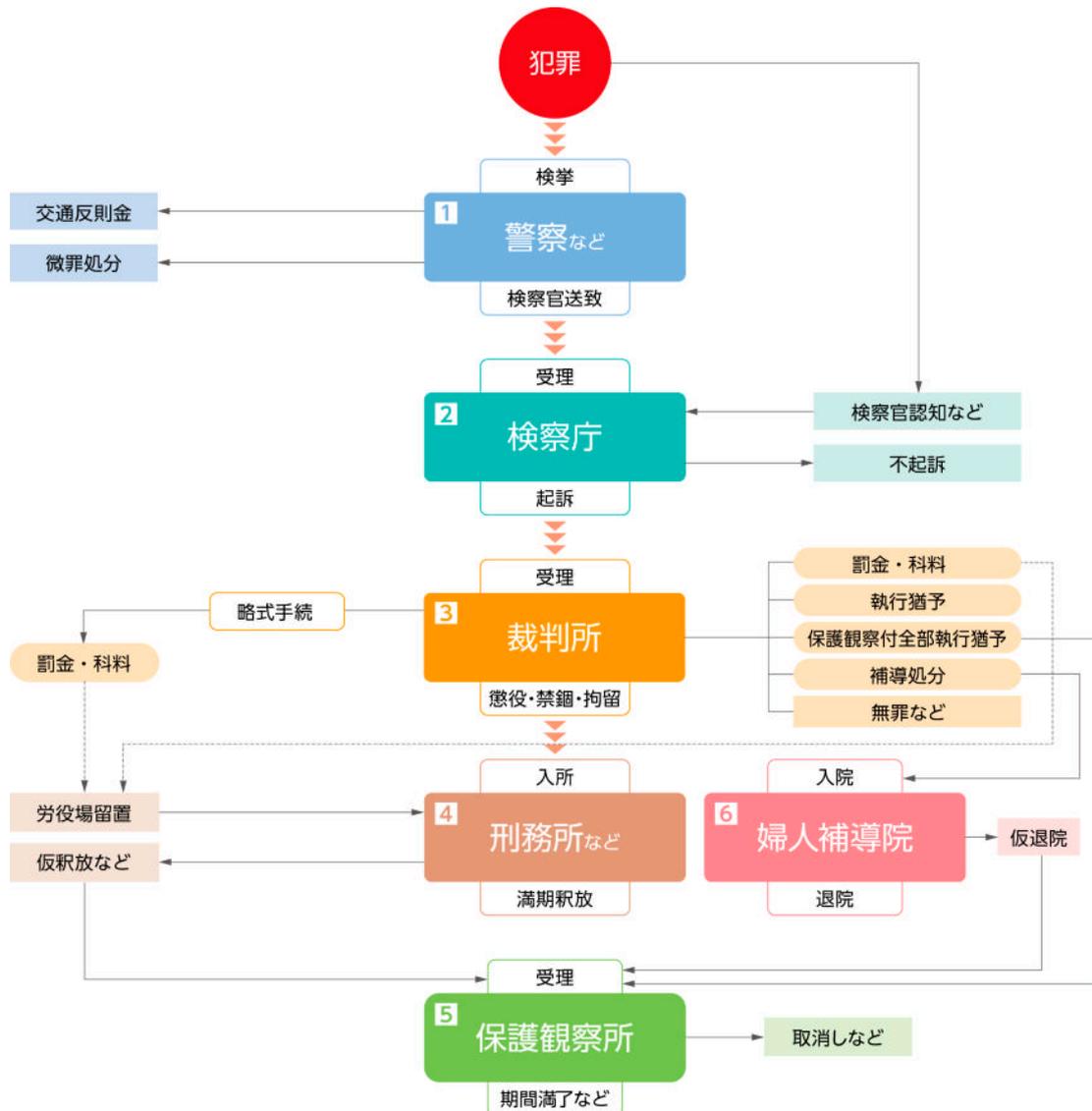
##### 再犯防止や立ち直し支援の活動に取り組む民間協力者への支援の強化

▶ 刑事司法手続終了後を含めた“息の長い”支援を実現する。



更生保護施設を視察し、入所者に声を掛けられる安倍総理大臣（H27.12）

## 10. 成人による刑事事件の流れ



### ① 警察など

警察などが犯人を検挙して必要な捜査を行った事件は、原則としてすべて検察官に送致されます。

### ② 検察庁

検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを決めます。

また、検察官は、自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもあります。

### ③ 裁判所

裁判所は、公開の法廷で審理を行い、有罪と認定した場合は、死刑、懲役、禁錮、罰金などの刑を言い渡します。また、その刑が3年以下の懲役・禁錮などの場合は、情状によりその執行を猶予したり、さらには、その猶予の期間中保護観察に付することもあります。

なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な略式手続で審理が行われることもあります。

#### ④ 刑務所など

有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行されます。懲役、禁錮、拘留は、原則として刑務所などの刑事施設で執行されます。刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っています。

なお、罰金や科料を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置されます。

#### ⑤ 保護観察所

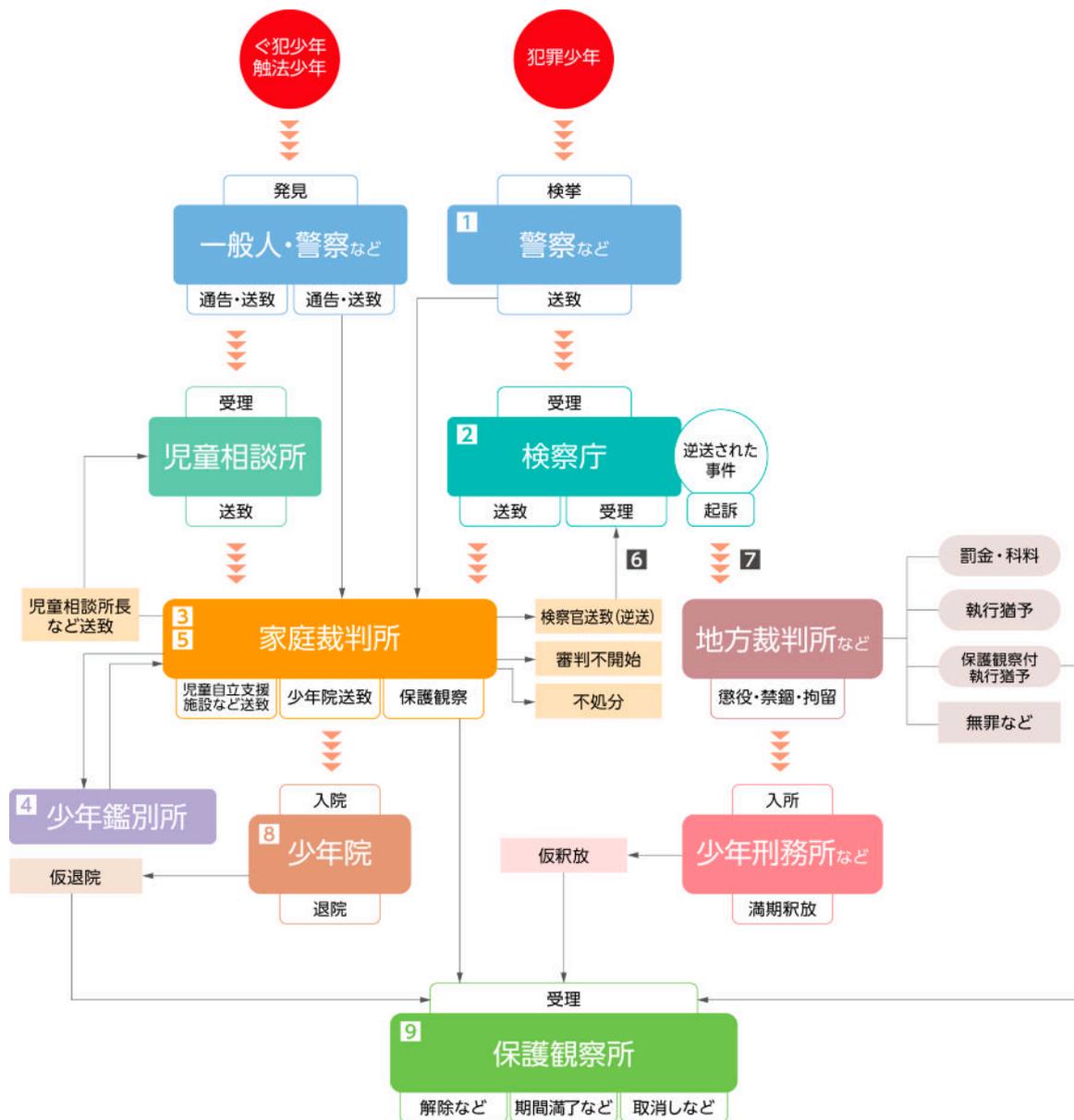
受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で、仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付されます。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け、判決が確定した人も猶予の期間中は保護観察に付されます。

保護観察に付された人は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

#### ⑥ 婦人補導院

売春防止法違反で補導処分となった成人の女子は、婦人補導院に収容され、仮退院が許可されると保護観察に付されます。

## 11. 非行少年に関する手続の流れ



## ① 警察など

警察などが罪を犯した少年を検挙した場合、捜査を遂げた後、原則として、事件を検察官に送致します。

## ② 検察庁

検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がないものの、ぐ犯（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があって、保護する必要性が高いことをいう。）などで家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致します。

## ③ 家庭裁判所

家庭裁判所は、調査官に命じて、少年の素質、環境などについて調査を行ったり、少年を少年鑑別所に送致して鑑別を行ったりします。

#### ④ 少年鑑別所

少年鑑別所は、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づき、少年の鑑別を行い、その結果は家庭裁判所に提出されます。

#### ⑤ 家庭裁判所

家庭裁判所は、事件記録等の調査の結果、審判に付する事由がない、又は審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行います。

なお、少年審判において、一定の重大事件で、非行事実を認定するため必要があるときは、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与します。

上記③の調査や④の鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分が付する必要があると認めるときの場合は、不処分の決定を行い、保護処分が付することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致などの決定を行います。

#### ⑥⑦ 検察官送致、起訴

家庭裁判所は、審判の結果、死刑、懲役、又は禁錮に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致します。

なお、16歳以上の少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合、その事件は、原則として検察官に送致され、事件送致を受けた検察官は、原則、起訴しなければならないとされています。

#### ⑧ 少年院

少年院送致となった少年は、第1種、第2種又は第3種のいずれかの少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受けながら更生への道を歩みます。

#### ⑨ 保護観察所

家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、少年院からの仮退院が許された場合などにおいては、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。





|                       |          |   |     |
|-----------------------|----------|---|-----|
| 高等学校卒業程度認定試験          | 131      | 社会復帰支援指導プログラム                             | 97  |
| 公認心理師                 | 120      | 社会復帰対策官                                   | 216 |
| 孤独・孤立対策に関する連絡調整会議     | 201      | 社会復帰対策協議会                                 | 145 |
| 子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業 | 125      | 社会復帰対策班                                   | 102 |
| 子ども・若者総合相談センター強化推進事業  | 125      | 社会を明るくする運動                                | 189 |
| 子どもの学習・生活支援事業         | 128      | 釈放時保護                                     | 11  |
| 雇用基盤整備                | 73       | 修学支援デスク（修学支援情報提供等請負業務）                    | 132 |
| 雇用支援セミナー              | 75       | 修学支援ハンドブック                                | 132 |
| 孤立防止事業                | 201      | 就職活動支援                                    | 73  |
| これからの更生保護事業に関する提言     | 92       | 就職支援ナビゲーター                                | 216 |
| コレワーク（矯正就労支援情報センター室）  | 72       | 住宅確保要配慮者                                  | 93  |
|                       |          | 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法） | 15  |
|                       |          | 収容処遇鑑別                                    | 136 |
| 再入者率                  | 48       | 就労移行支援事業                                  | 88  |
| 再入率                   | 49       | 就労移行準備指導                                  | 85  |
| 再犯者率                  | 47       | 就労訓練事業                                    | 89  |
| 再犯の防止等の推進に関する法律       | 46, 資-2  | 就労継続支援 A 型事業                              | 88  |
| 再犯防止啓発月間              | 189      | 就労継続支援 B 型事業                              | 88  |
| 再犯防止国連準則              | 43       | 就労支援強化矯正施設                                | 74  |
| 再犯防止シンポジウム            | 189      | 就労支援強化月間                                  | 78  |
| 再犯防止推進計画              | 46, 資-8  | 就労支援事業者機構                                 | 75  |
| 再犯防止推進計画加速化プラン        | 46, 資-39 | 就労支援指導（刑事施設におけるもの）                        | 68  |
| 再犯防止に向けた総合対策          | 50, 資-56 | 就労支援スタッフ                                  | 66  |
|                       |          | 就労支援説明会                                   | 74  |
|                       |          | 就労支援専門官                                   | 66  |
| 支援教育課程                | 150      | 就労準備支援事業                                  | 88  |
| 資格制限の特例               | 71       | 就労定着支援事業                                  | 88  |
| 自助グループ                | 160      | 受刑者等専用求人                                  | 74  |
| 市町村再犯防止等推進会議          | 212      | 受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）                  | 137 |
| 疾患別等専門プログラム加算         | 119      | 遵守事項                                      | 142 |
| 指定更生保護施設              | 99       | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）    | 101 |
| 児童自立支援施設              | 136      | 少年警察協助手員                                  | 126 |
| 児童養護施設                | 136      | 少年警察ボランティア                                | 126 |
| 社会貢献作業                | 159      |   |     |
| 社会生活支援特別加算            | 86       |   |     |

|   |     |
|---|-----|
| 少年サポートセンター  | 75  |
| 少年指導委員  | 126 |
| 少年法の一部を改正する法律に係る附帯決議  | 71  |
| 少年補導員   | 126 |
| 処遇ケース検討会  | 146 |
| 職親プロジェクト  | 83  |
| 職業訓練  | 70  |
| 職業指導  | 69  |
| しよく罪指導プログラム   | 161 |
| 職場体験制度  | 70  |
| 職場定着支援  | 73  |
| 女子依存症回復支援センター   | 112 |
| 女子施設地域連携事業  | 149 |
| 女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム   | 150 |
| 自立準備ホーム   | 92  |
| 心情等伝達制度   | 161 |
|  住まい支援の連携強化のための連絡協議会 | 93  |
|  生活環境の調整             | 90  |
| 生活行動指針  | 152 |
| 成果連動型民間委託契約方式（Pay For Success、PFS）  | 187 |
| 成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）共通のガイドライン   | 209 |
| 成果連動型民間委託契約方式推進交付金  | 210 |
| 成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン  | 187 |
| 精神保健指定医   | 119 |
| 精神保健福祉センター  | 110 |
| 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議   | 211 |
| 性犯罪・性暴力対策の強化の方針   | 211 |
| 性犯罪再犯防止指導   | 141 |
| 性犯罪者処遇プログラム   | 142 |
| 世界保護司会議   | 32  |

|  |                   |
|--|-------------------|
| 宣言：犯罪に戻らない・戻さない  | 54,56,78,190,資-68 |
|  総合的就労支援対策      | 72                |
| ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）   | 183               |
| ソーシャル・ファーム   | 89                |
| ソーシャル・ファーム雇用推進連絡協議会  | 89                |
|  第五次薬物乱用防止五か年戦略 | 117               |
| 立ち直り応援基金   | 183               |
| ダルク  | 160               |
|  地域援助推進協議会      | 126               |
| 地域学校協働活動   | 127               |
| 地域経済循環創造事業交付金（ローカル 10,000 プロジェクト）  | 82                |
| 地域再犯防止推進モデル事業  | 200               |
| 地域処遇会議   | 171               |
| 地域生活定着支援センター   | 98                |
| 地域福祉計画   | 100               |
| 地域若者サポートステーション   | 125               |
| 地方再犯防止推進計画   | 210               |
| 地方再犯防止推進計画策定の手引き   | 211               |
| 中核地域生活支援センター   | 205               |
| 調整指導官  | 216               |
|  定住支援業務       | 74                |
|  篤志面接委員       | 187               |
| 特定生活指導   | 107,140,161       |
| 特別改善指導   | 67                |
| 特別活動指導   | 159               |
| 特別支援ユニット   | 102               |
| 特別指導施設   | 131               |

|  |         |   |        |
|--|---------|---|--------|
| 特別遵守事項   | 142     | 暴力団員の社会復帰対策   | 145    |
| 特別処遇   | 99      | 暴力団離脱指導   | 144    |
| 特別調整   | 98      | 暴力追放運動推進センター  | 143    |
| 都道府県再犯防止等推進会議  | 212     | 暴力防止プログラム   | 154    |
| ともだち活動   | 133     | 暴力防止プログラム（児童虐待防止版）  | 156    |
| トライアル雇用  | 71      | 保護カード   | 11     |
|  日本司法支援センター（法テラス）                   | 161     | 保護観察類型別処遇要領   | 152    |
| 認知行動療法   | 105,140 | 保護司   | 61,168 |
|  沼田町就業支援センター                        | 171     | 保護司活動インターンシップ制度   | 168    |
|  農の雇用事業                             | 82      | 保護司候補者検討協議会   | 168    |
| ノウク・アワード 2020  | 90      | 保護司充足率  | 61     |
| 農福連携   | 89      | 保護室   | 13     |
| 農福連携等推進ビジョン  | 89      | 保護司の安定的確保に関する基本的指針  | 169    |
|  発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン | 151     | 「保護司の安定的な確保」のためのマニュアル   | 170    |
|  被害者の視点を取り入れた教育                   | 162     | 保護司の適任者確保のための緊急行動宣言   | 169    |
| 引受人  | 70      | 保護者会  | 90     |
| 引受人・家族会  | 91      | 保護者参加型プログラム   | 90     |
| 被疑者等支援業務   | 103     | 保護者のためのハンドブック   | 148    |
| 非行防止教室   | 122     | 保護者ハンドブック   | 148    |
|  フォローアップ事業                        | 182     |  満期釈放者                           | 50     |
| 福祉専門官  | 96      | 満期釈放者対策ガイドライン   | 11     |
|  法教育                              | 191     | 満期釈放者対策の充実強化に向けた特別調査  | 8      |
| 法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）   | 138     |  身元保証制度                          | 79     |
| 訪問支援モデル事業  | 182     |  問題行動に関する連携ブロック協議会               | 122    |
|  |         |  薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン | 118    |
|  |         | 薬物依存離脱指導  | 105    |
|  |         | 薬物再乱用防止プログラム  | 108    |
|  |         | 薬物事犯者に対する処遇プログラム等に関する矯正・保護実務者連絡協議会  | 116    |

|  |     |
|--|-----|
| 薬物処遇重点実施更生保護施設                                 | 111 |
| 薬物処遇ユニット                                       | 111 |
| 薬物中毒対策連絡会議                                     | 117 |
| 薬物非行防止指導                                       | 107 |
| 薬物乱用対策推進本部会議                                   | 116 |
| 薬物乱用防止教室                                       | 123 |
|  |     |
| 療育手帳   | 102 |
|  |     |
| 類型別処遇ガイドライン                                    | 157 |
|  |     |
| ローカル 10,000 プロジェクト<br>(地域経済循環創造事業交付金)          | 82  |
|  |     |
| BBS 会  | 126 |
|  |     |
| CFP (Case Formulation in Probation<br>/Parole) | 139 |
|  |     |
| RNR 原則   | 136 |
|  |     |
| SMARPP   | 110 |

## 令和3年版 再犯防止推進白書

令和4年1月28日発行

定価は表紙に表示してあります。

編 集 法 務 省

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

電 話 (03) 3580-4111(代)

URL <https://www.moj.go.jp/>

発 行 日経印刷株式会社

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋2-15-5

電 話 (03) 6758-1011

発 売 全国官報販売協同組合

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-4-1

電 話 (03) 5512-7400

落丁・乱丁本はお取り替えます。

ISBN978-4-86579-303-1







ISBN978-4-86579-303-1  
C0036 ¥2500E



9784865793031

定価(本体2,500円+税)



1920036025008

**再犯防止** 犯罪に  
**戻らない 戻さない**  
立ち直りを支える地域の力